

防災安全対策特別委員会 令和3年10月19日
総務部 資料3番
所管 防災危機管理課

大田区地域防災計画（令和4年修正）の修正素案について

- 1 大田区地域防災計画（令和4年修正）の修正素案について
令和3年度第1回大田区防災会議において、大田区地域防災計画（令和4年修正）素案について以下のとおり説明します。

資料1 大田区地域防災計画（令和4年修正）の修正概要
別紙1 区の災害対策の課題と対応について（案）
別紙2 区の災害対策の取組状況について（案）
別添 大田区地域防災計画（令和4年修正）（案）新旧対照表（本編）
大田区地域防災計画（令和4年修正）（案）新旧対照表（資料編）
- 2 大田区防災会議委員一覧（令和3年10月19日現在）
資料2 「大田区防災会議委員名簿」のとおりに。

1 修正の背景

現行の地域防災計画は、令和元年台風第19号対応の課題に伴う風水害対策の強化及び災害時の新型コロナウイルス感染症対策を踏まえて、令和3年修正（部分修正）を行ったものである。令和4年修正では、上位計画である東京都地域防災計画の修正及び関連法令の改正との整合を図るとともに、区及び関係機関の防災対策に係る取組の最新の状況を反映する。

2 修正概要

（1）計画体系を整理

		旧		新	
第1部 総則	第1編	計画の方針		計画の方針	
	第2編	区の地勢		区の地勢	
	第3編	計画の前提条件		災害時における公助機関の組織と役割	
	第4編	防災対策の時系列シミュレーション（災害事象と災害対応）			
	第5編	業務計画（震災編）等の策定による補完			
第2部 震災予防・応急・復旧計画	第1編	自助・共助・公助の役割		総則	
		第1章	自助の役割	第1章	首都直下地震等の大田区の被害想定
		第2章	共助の役割	第2章	防災対策の時系列シミュレーション（災害事象と災害対応）
	第3章	公助の役割	第3章	業務計画（震災編）等の策定による補完	
第2編	地域防災力の向上		地域防災力の向上 ※旧第1編の「自助・共助・公助の役割」を吸収。		
第4部 風水害予防・応急・復旧計画	第1編	風水害対策に強いまちづくり		総則 ※上記に準ずる	

ア 第1部「総則」

震災編の内容に偏っていたため、各災害共通事項となるよう修正した。

イ 第2部「震災予防・応急・復旧計画」

第1編に「総則」を設け、現行版の第1部「総則」に掲載されていた首都直下地震等の被害想定等、震災対策の計画の前提を集約した。

ウ 第4部「風水害予防・応急・復旧計画」

第1編に「総則」を設け、区で想定される風水害による災害等、風水害対策の計画の前提を集約した。

エ 各種データ資料

実績など数値データ資料については、可能な限り資料編に集約し本編をスリム化した。

（2）災害対策基本法の改正に係る取組

ア 避難情報（警戒レベル）の見直しに伴う区の避難情報発令基準の見直し

避難勧告・避難指示の一本化等避難情報の包括的な見直しに伴い、区の各事象（多摩川・中小河川・高潮・土砂災害）における避難情報の発令基準の見直しを実施した。

イ 個別避難計画の作成

個別避難計画の作成が努力義務化されたことに伴い、区における個別避難計画の作成方針を反映した。

（3）東京都地域防災計画との整合性確保

ア 震災編

災害に強いまちづくりの推進、女性や外国人視点防災対策の充実等

イ 風水害編

新型コロナウイルスの感染症対策や電源確保対策、マイ・タイムラインの普及拡大等

（4）区の災害対策の課題と対応を反映（別紙1、別紙2参照）

人材育成・防災教育、強靱な本部体制の構築、災害弱者対策等に関する事項を重視し、計画に反映した。

3 今後のスケジュール（予定）

時期	項目
10月上旬～	東京都へ事前協議（約2か月予定）
10月22日	第1回防災会議 ・大田区地域防災計画の修正について（素案の審議）
10月22日～11月25日	大田区防災会議委員意見照会期間
10月28日～11月25日	パブリックコメント実施期間
令和4年2月4日	第2回防災会議 ・大田区地域防災計画の修正について（素案の承認）
3月中	大田区地域防災計画（令和4年修正）公表

区の災害対策の課題と対応について（案）

1 資料概要

地域防災計画（令和4年修正）にあたり、各防災対策の項目について、課題、これまでの成果及び今後の取組方針についてとりまとめた。

なお、項目については、台風19号対応を受けての「災对各部の中長期の課題」及び平成30年度に実施した「防災対策の緊急総点検」にて設定した項目をベースにしている。

2 各項目記載内容

（1）課題

（2）これまでの成果

（3）今後の取組

→大田区地域防災計画（令和4年修正）に反映する。

★…東京都地域防災計画対応

◇…災害対策基本法改正対応

主な項目一覧

(地域防災計画主な該当箇所)

- 1 災害対策本部体制……………【第1部第3編等】
- 2 地域における防災意識のさらなる向上…【第2部第2編、第4部第4編】
- 3 学校防災活動拠点体制……………【第2部第2編、第4部第1編】
- 4 都市防災力の向上……………【第2部第3編、第4部第3編】
- 5 情報伝達体制……………【第2部第4編、第4部第6編】
- 6 避難所の環境改善、感染症対策……………【第2部第5編他】
- 7 災害時医療体制……………【第2部第6編、第4部第13編】
- 8 物流及び受援体制……………【第2部第7・8編、第4部第8－11・15・19編】
- 9 要配慮者・福祉避難所対策……………【第2部第9編、第4部第14編】
- 10 外国人区民の災害対応力強化……………【第2部第9編】
- 11 帰宅困難者対策……………【第2部第10編】
- 12 被災者支援体制……………【第2部第13編】
- 13 災害廃棄物対策……………【第2部第13編、第4部第19編】
- 14 風水害対策……………【第4部】

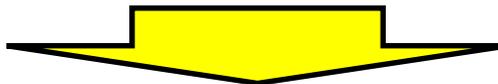
【 1 】

災害対策本部体制

防災危機管理課
災対企画経営部
災対総務部
災対都市基盤整備部

課 題

- 台風19号においては、事務局組織が脆弱であり全庁の総合調整機能が不十分であった。また、危機対応に必要な体制整備が全庁的にも不十分であった。
- ⇒ 災害時に司令塔となる区の災害対策本部体制が初動から有効に機能するために、発災初期において情報活動等に従事する職員の確保やスキルアップを図るとともに、災害対策本部の活動拠点となる本庁舎等及び代替庁舎の整備等を進めていく。



対 応

【これまでの成果】

- ① 事務局の再編成（令和3年度）
災対企画経営部、災対総務部、災対都市基盤整備部（水害時のみ）を事務局の構成に追加
- ② 本部運営訓練の実施（大規模事故訓練含む）
- ③ 非常用照明・蓄電池の配備
- ④ 災害対策本部の運営を支える映像音響システムの更改

【今後の取組】

- ① 災害対策本部問合せ対応窓口の体制整備
- ② 本庁舎被災時の代替庁舎、警察・消防・自衛隊等の活動拠点の検討
- ③ 長期対応への職員動員計画策定ガイドラインの作成
- ★④ 保有する電源設備等について、安全性の確保や平時からの点検・操作訓練の実施

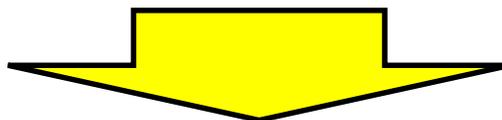
【2】

地域における防災意識のさらなる向上

防災危機管理課
災対地域力推進部
災対産業経済部
災対教育総務部

課題

- 台風19号においては、水害時緊急避難場所や水害時の避難行動の周知不足が課題となった。
 - ⇒ 学校防災活動拠点を中心とした地域防災力の向上や、防災講習会や啓発冊子等を通じた震災時と風水害時の避難方法の違いに関する普及啓発を実施し、区民のさらなる防災意識及び防災行動力の向上を図る。
 - ⇒ 区立小・中学校における防災教育を充実させる。
- 過去の災害において、避難所運営等あらゆる意思決定の場に女性が少なかったため、女性の声が届きにくく、女性の視点を踏まえた取組が十分なされていなかった。
 - ⇒ 地域と連携した女性の防災人材の育成を図る。



対応

【これまでの成果】

- ① 各種普及啓発チラシの配布
(ハザードマップ等全戸配布(令和2年度)、土砂災害警戒区域(平成29年度～)・家屋倒壊等氾濫想定区域へのポスティング(令和2年度～))
- ② マイ・タイムライン講習会(令和元年度～)
- ③ 総合防災訓練(震災編・風水害編)
- ④ 子ども向け防災ハンドブックの作成→小学生高学年への配布(令和2年度～)

【今後の取組】

- ★① 災害時に女性の声を反映できるよう女性防災人材の育成
- ② マイ・タイムライン作成動画による普及・啓発
- ★③ 車中泊・車による避難の抑制に向けた普及啓発
- ④ 事業者における危機管理対策(事業継続計画[BCP]等)の普及啓発

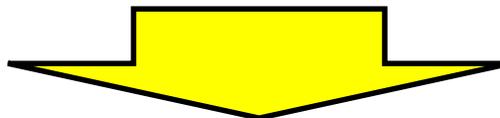
【3】

学校防災活動拠点体制

防災危機管理課
災対企画経営部
災対地域力推進部
災対福祉部
災対教育総務部

課題

- 元来、学校防災活動拠点組織の役割としては大規模震災対応が想定されており、大規模水害対応の想定がなかった。これにより、台風19号においては水害時緊急避難場所運営に混乱が生じ、円滑な避難者の受入れが実施されなかった。また、新型コロナウイルス感染症のまん延により、避難所運営においても複合的な災害対応が求められている。
⇒震災だけでなく、水害時や感染症対策の対応を踏まえて学校防災活動拠点組織の活動体制を整備する。



対応

【これまでの成果】

- ① 学校防災活動拠点を活用した水害時緊急避難場所の開設・運営体制整備
風水害時においても震災時と同様に学校防災活動拠点を活用という統一した運営方針を提示。
一部地域においては、水害時緊急避難場所と同時に開設する補完避難所の開設・運営体制も併せて整備
- ② 水害時の使用制限や感染症対策等を考慮した施設使用計画及び受付要領の見直し

【今後の取組】

- ① 水害時緊急避難場所及び同時開設補完避難所の開設・運営訓練の実施
- ② 総合防災情報システムを活用した拠点本部活動の強化
- ③ 学校防災活動拠点における要配慮者対策の強化
- ④ 風水害対策物品、感染症対策物品等の拡充を踏まえた備蓄倉庫のスペース拡充

【4】

都市防災力の向上

防災危機管理課
災対まちづくり推進部
災対都市基盤整備部
その他関係機関

課題

- 平成30年7月豪雨では、道路が寸断され、復旧活動や救援物資の輸送などが制約された。
⇒ 発災時に道路を通行可能とすることは、救出救助資機材や支援物資等の搬送において、喫緊の課題である。
- 大阪北部地震において、法令に適合しないブロック塀が倒壊し、犠牲者が発生した。
⇒ ブロック塀等の危険について把握・確認し、除去や改修などの対策が必要である。
- 平成30年7月豪雨等過去の災害において、土砂災害により多数の犠牲者が発生した。
⇒ 土砂災害の危険についてのさらなる周知と避難勧告等の的確な伝達が課題である。
- 木造住宅密集地域においては、震災時の延焼火災等大きな被害が想定されている。
⇒ 木造住宅密集地域を中心に、各種助成事業により建物の不燃化・耐震化を推進する。

対応

【これまでの成果】

- ① 「大田区無電柱化基本方針」策定（令和元年度）
- ② 「大田区無電柱化基本計画」策定（令和2年度）
- ③ ブロック塀等改修助成制度の実施（平成30年度～令和5年度）
- ④ 区内がけ等の実態調査（令和元年度・2年度）
- ⑤ 土砂災害警戒区域へ普及啓発チラシ（平成29年度～）、大田区ハザードマップ（土砂災害編）（令和2年度）配布
- ⑥ 植栽帯造成助成制度の実施（令和元年度～）
- ⑦ インフラの整備（ガス・下水道・水道等）

【今後の取組】

- ★① 「大田区無電柱化基本計画」に基づく今後10年間で優先的に無電柱化を推進する路線の無電柱化（令和3年度～）
- ② 区内がけ等の実態調査の結果公表

課題

- 台風19号において、区HPがアクセス集中により繋がりにくい状態となるなど、区民が適時適切に避難情報を入手できなかった。また、インターネットメールやSNSを中心とした情報発信が中心となり、発信情報の取得困難な方が避難情報等を入手することができなかった。
 - 災害対策本部内の情報連絡体制が脆弱であり、適時適切な情報共有がなされなかった。
- ⇒ 区民が災害時に必要な情報を適時適切に取得できるよう、庁内の情報連絡体制及び区民への情報発信体制を強化する。

対応

【これまでの成果】

- ① 総合防災情報システムの導入（令和3年度運用開始）
防災情報の一元管理、区民へのリアルタイムな情報提供、災害対策本部の意思決定支援、GIS（地図情報）と連動し、区全域を俯瞰した災害対応の実現
- ② 区民への確実な情報伝達体制の整備
防災行政無線のサイレン運用（避難指示発令時）、防災行政無線電話応答サービスの更改、LINEを活用した広報の充実、区ホームページサーバー回線の強化
- ③ 災害時広報実施マニュアル（手順書）の作成
- ④ 大田区災害時情報通信基本計画書（令和元年）および大田区災害時情報通信実施計画書（令和2年）の策定

【今後の取組】

- ① 職員への総合防災情報システム操作研修の実施
- ② 総合防災情報システムを活用した本部運営訓練の実施
- ③ 防災アプリに関する区民への広報（区報、区HP、SNS等を活用した広報）
- ④ 情報の取得活用が困難な方（要配慮者等）に対する有効な情報提供手段の検討

避難所の環境改善、感染症対策

防災危機管理課
 災対企画経営部
 災対地域力推進部
 災対福祉部
 災対健康政策部
 災対教育総務部

課題

- 平成30年7月豪雨では、真夏の避難所開設により避難所内が劣悪な環境となった。
 ⇒ 空調設備の整備等により、熱中症対策を推進する。
- 台風19号においては、要配慮者やペット同行避難者等多様な避難者への対応が困難であった。
 ⇒ 多様な避難者に対応できるよう、運営体制だけでなく施設及び備蓄物資を整備する。
- 新型コロナウイルス感染症のまん延を受け、避難所内の感染拡大防止策が喫緊の課題となった。
 ⇒ 避難所内の感染症対策の徹底に加え、3密を防ぐためさらなる避難施設の確保を図る。

対応

【これまでの成果】

- ① 段ボールベッド、畳などの優先供給協定の締結
- ② 要配慮者用物品、感染症対策物品の配備
- ③ 「避難所における感染症対策標準マニュアル」作成（令和2年度）
- ④ 「大田区ペットの災害対策ガイドライン」改訂（令和2年度）
- ⑤ 安全な地域の親戚・知人宅やホテルへの分散避難の推進
- ⑥ 避難所内に要配慮者専用スペース及び単身女性・乳幼児専用スペースを設置

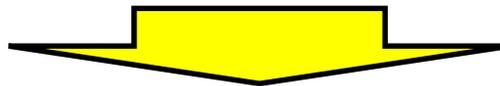
【今後の取組】

- ★① 要配慮者対策や感染症対策等多様なニーズを踏まえた備蓄戦略の再構築
- ② 備蓄倉庫の上階への移設やバリアフリー化等の対策推進
- ③ 施設の雨漏りや浸水防止対策の推進
- ④ 避難所閉設後の清掃・ごみ処理等の検討

災害時医療体制

課 題

- 平成30年7月豪雨の被災地では、災害医療を担うべき医療機関等病院も被災した。
⇒ 風水害を含め、災害時における医療機関等との連携・協力体制を強化する。
- 災害時の公衆衛生活動及び精神医療体制に係る体制を整備する。
- 新型コロナウイルス感染症のまん延により、感染症陽性者等の避難計画が課題となった。
⇒ 災害時における感染者及び疑症状者の避難先について検討を進める。



対 応

【これまでの成果】

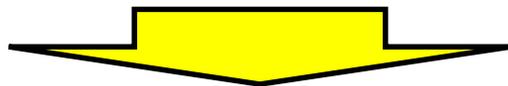
- ① 水防法等に基づく要配慮者利用施設（病院）の避難確保計画作成を促進
- ② 風水害を想定した医療機関等との情報通信訓練を実施
- ③ 大田区災害時医療救護活動ガイドラインを作成し、医療機関等へ配布
- ④ 避難所生活に係る健康支援カードを作成し、各学校避難所に配備
- ⑤ 避難所生活における感染症・脱水症患者の重篤化防止、熱中症対策に経口補水液（OS-1）の優先供給に関する協定を締結
- ⑥ 感染症陽性者等の避難施設を確保

【今後の取組】

- ① 浸水被害や感染症対策を考慮した災害時医療救護活動の検討
- ② 災害時における公衆衛生活動及び精神医療体制の活動内容の具体化
- ③ 大森駅周辺の災害時医療救護体制の再構築

課 題

- 大規模災害時には国からのプッシュ型支援が実施されるが、必要な物資を適時適切に避難所等必要な場所へ配送することが求められる。
⇒ 国や都からの支援物資の受入体制及びその後の搬送体制の確立及び整備を推進する。
- 多岐にわたる災害時業務を的確に実施するためには、他自治体からの人的支援は不可欠である。
⇒ 人的支援の受入体制及び応援職員による従事業務等を精査する。



対 応

【これまでの成果】

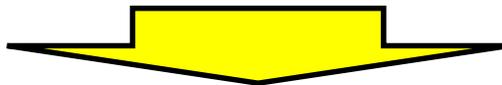
- ① 災害時の救援物資の輸送に関する体制整備の検討
- ② 物流業者との災害時協力協定
- ③ 災害時物流システムのデータ整備及び操作研修・訓練の実施

【今後の取組】

- ① 受援計画（物資・人員）の策定
- ② 救援物資の輸送経路（水上輸送ルート含む）・集積地の使用区分・配送システムの再構築
- ③ 避難場所や災害発生場所等への動員人員や配車等の庁内調整
- ④ 災害時物流システムや救援物資の受入・輸送訓練の実施

課 題

- 避難行動要支援者の名簿の作成は進んでいるものの、いまだ災害により多くの高齢者等が被害を受けている。特に水害時の逃げ遅れによる被害が多い。
 - ⇒ 避難行動要支援者の円滑かつ安全な避難に向け、個別避難計画を作成する。
※令和3年災害対策基本法一部改正により個別避難計画策定が努力義務化
- 過去の災害において、福祉避難所が開設できないケースがあった。
 - ⇒ 福祉避難所開設・運営における実効性のある体制を確保する。



対 応

【これまでの成果】

- ① 要配慮者利用施設における避難確保計画の策定推進
- ② 水害時緊急避難場所内要配慮者スペースの運営体制整備
- ③ 水害時緊急避難場所と同時開設する福祉避難所の確保（6施設）
- ④ 「要配慮者のためのマイ・タイムライン講習会」の実施（令和2年度～）
- ⑤ 家屋倒壊等氾濫想定区域の低層階に居住する避難行動要支援者を対象に避難先についてヒアリングの実施

【今後の取組】

- ◇① 避難行動要支援者を対象とした個別避難計画の作成
- ② 全ての要配慮者利用施設における避難確保計画の作成
- ③ 福祉避難所等への移送計画の作成
- ④ 水害時に開設する福祉避難所の更なる確保
- ⑤ 水害時緊急避難場所内要配慮者スペースの受入訓練の実施
- ⑥ 福祉避難所協定施設への備蓄品の確保や保管についての検討

課 題

- 要配慮者である乳幼児や子どもを預かる施設においては、特に利用者の安全かつ確実な避難体制の整備が求められる。特に水害に備えた避難計画の作成は急務である。
- ⇒ 各施設において保育園等各施設震災・水害の両方を考慮した避難計画を整備するとともに、各施設の浸水対策・停電対策を推進し、安全な施設運営を確保する。また、保育園においては応急保育を具体化する。



対 応

【これまでの成果】

- ① 要配慮者利用施設における避難確保計画の策定推進
- ② 各保育園に対し、水害時を想定した災害マップ、タイムライン、チェックリストの作成を促進
- ③ 福祉避難所・応急保育所における備蓄物品の配備、訓練の実施、人員体制の整備
- ④ 保育園と近隣施設との、緊急体制時の情報共有及び避難所の協力要請に備えた関係性作り

【今後の取組】

- ① 全ての要配慮者利用施設における避難確保計画の作成
- ② 従事職員の確保や施設、保護者への連絡等手順を含めたタイムラインの作成
- ③ 学童応急保育拠点施設等のさらなる検討
- ④ マイ・タイムライン講習会の開催の検討
- ⑤ 備蓄品・備蓄スペースの確保、発電機・バッテリーの購入、土のう等の配備と配置場所の検討
- ⑥ 「児童福祉施設等の災害時情報共有システム」運用開始に伴う各施設の情報共有体制の整備検討

課 題

- 過去の災害において、外国人が必要な情報を得られず、どのような避難行動をとれば良いのか分からず混乱が生じた。
⇒ 増加する外国人区民への災害情報発信や相談サポート体制の充実・強化が課題である。
- 日本の生活に慣れており、災害時における活動の担い手としての能力がある外国人区民がいる。しかし、現在の計画では外国人を一律に要配慮者として位置づけているため、避難所運営等の地域活動に参入することが困難になっている。
⇒ 外国人区民を災害対応の担い手と位置づけ、日頃から地域活動参加できるよう環境を整えていく。

対 応

【これまでの成果】

- ① 一般財団法人国際都市おおた協会と災害協力協定を締結
- ② 防災に関する普及啓発物の外国語版作成（わが家の防災チェックブック）
- ③ 区民安全・安心メールの多言語化
- ④ 情報発信ツール（区及び国際都市おおた協会HP、SNS、総合防災情報システム、デジタルサイネージ等）におけるやさしい日本語の使用、多言語通訳サービス（タブレット、電話通訳）の導入
- ⑤ 避難道路標識の外国語表示や多言語拡声装置、翻訳機の試験導入

【今後の取組】

- ① 発災時における関係機関との連携及び多言語通訳サービスを介した外国人に対するサポート体制の充実
- ② 外国人区民に対する防災訓練等の地域活動参加促進等、外国人区民が災害への知識や対応力を身に着けるための支援の実施

課 題

- 東日本大震災では、首都圏において公共交通機関の停止、道路の大規模な渋滞等により約515万人の帰宅困難者が発生した。大田区においても、蒲田駅・大森駅に多数の帰宅困難者が発生した。
⇒ 事業者や東京都との連携を強化し、帰宅困難者による混乱防止策を推進する。取組にあたっては、要配慮者対応や外国人対応、新型コロナウイルスをはじめとする感染症対策など多面的に対策を進めていく。



対 応

【これまでの成果】

- ① 蒲田駅周辺滞留者対策推進協議会の開催、訓練の実施、滞留者対策推進活動マニュアルの整備（令和2年度 訓練シミュレーション映像DVDの作成）
- ② 帰宅困難者一時滞在施設の開設・運営体制整備、感染症対策の推進等
- ③ 帰宅困難者対策用物品の購入（令和2年度 蓄電池・オフライン翻訳機の購入）

【今後の取組】

- ① 蒲田駅周辺滞留者対策推進協議会との連携（協議会・訓練の継続実施、滞留者対策推進活動マニュアルの改訂）
- ② 帰宅困難者一時滞在施設対応要員の確保
- ③ 帰宅困難者一時滞在施設の確保
- ④ 帰宅困難者一時滞在施設管理者との協力連携及び運用の検討
- ⑤ 帰宅困難者一時滞在施設における要配慮者対応等の検討

課 題

- 令和元年台風19号においては、被害認定調査、各種被災者支援制度の運用等で膨大な事務が発生した。また、被災者がどのような支援を受けられるのか、相談対応についても更に充実させていくことが求められている。
- ⇒ 被災者生活再建支援システムや同モバイルシステムの効果的な活用の推進及び庁内の被害認定調査実施体制（震災は応急危険度判定の体制も必要）を構築する。

対 応

【これまでの成果】

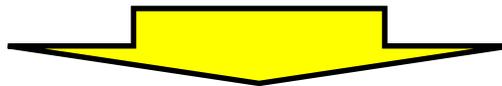
- ① リ災証明書交付実施手順書、住家被害認定調査実施手順書及び住宅応急修理制度実施手順書の策定
- ② リ災証明書発行研修の実施
- ③ 被災者生活再建支援システム（建物被害認定モバイルシステム）の導入
- ④ リ災証明書発行拠点の整備
- ⑤ 住宅応急修理制度実施手順書の作成による応急修理事務の具体化
- ⑥ 義援金配分手続きの具体化（大田区義援金配分委員会の設置等）
- ⑦ 学用品の被害状況の把握や調達・支給の実施
- ⑧ 行政書士会大田支部と被災者相談支援についての災害時協力協定を締結
- ⑨ 被災事業者への融資あっせん等支援体制の充実・強化

【今後の取組】

- ① リ災証明書発行研修の内容拡充
- ② 被災者生活再建支援システム（建物被害認定モバイルシステム）の利用に向けた体制整備
- ★③ 住家被害認定調査実施手順書に基づく研修・訓練の実施
- ④ 被災者相談窓口の設置・運営について具体化

課 題

- 令和元年台風19号では、浸水被害により大量の災害廃棄物が家庭から排出され、その対応に苦慮した。
⇒ 迅速かつ円滑な復旧・復興のため、都の災害廃棄物処理計画と整合された災害廃棄物処理体制を構築する。
- 区内には災害廃棄物の仮置き場となる適地が不足している。
⇒ 候補地の調整を進めていく。
- 災害廃棄物においても可能な限りの分別・資源化に向けて、区民への普及啓発が課題である。
⇒ 災害時のごみの出し方等に関する周知を進めていく。



対 応

【これまでの成果】

- ★① 「大田区災害廃棄物処理計画」の策定（令和2年3月）
- ② 「災害廃棄物処理対策マニュアル」の策定（令和2年3月）

【今後の取組】

- ① 「大田区災害廃棄物処理計画」は震災時を想定して策定しているが、風水害時の廃棄物処理についても災害の特性を踏まえて対応を検討
- ② 災害時のごみの出し方等に関する周知
- ③ 災害廃棄物の仮置き場候補地に関する調査・分析

課 題

- 過去の豪雨災害では、避難情報の発信の遅れや住民の避難行動の遅れにより多くの被害が発生
- 令和元年台風19号においては、大田区においても浸水被害が発生した。
- ⇒ 区が発する気象情報や避難情報を踏まえ、区民一人一人が時系列に沿った行動計画を作成し、適切な避難行動をとれるようにする。
- 円滑かつ迅速な避難に加え、効果的な水防活動、排水対策等ソフト・ハード面両方からの風水害対策を進めていく。

対 応

【これまでの成果】

- ① 水害時の避難行動に係る普及啓発（【2】参照）
- ② 水害時の避難場所体制の整備（【3】参照）
- ③ 要配慮者利用施設の避難確保計画策定推進（【9】参照）
- ④ 水害時の帰宅困難者一時滞在施設体制の整備（【11】参照）
- ⑤ 排水活動の設備整備及び国・近隣自治体等との連携強化
- ⑥ 土のう置き場の増設及び投光器等の水防資機材を拡充
- ⑦ 多摩川流域治水対策プロジェクトの推進

【今後の取組】

- ◇① 災害対策基本法の改正を受けた警戒レベル発令基準の見直し
- ★② 広域避難対策の検討
- ③ 多摩川流域治水対策プロジェクトの継続推進
- ④ 水防活動拠点及び水防資機材の拡充
（仮称）仲六郷水防資機材センター、（仮称）田園調布水防センター建設
- ⑤ 排水活動体制の強化…樋門操作の情報連携体制強化、継続的な排水活動の構築
- ⑥ 浸水想定区域における避難者の受入れスペース（体育館、多目的室等）の上層階への設置検討

区の災害対策の取組状況について（案）

主な修正項目

- 1 災害対策本部体制
- 2 地域における防災意識のさらなる向上
- 3 学校防災活動拠点体制
- 4 都市防災力の向上
- 5 情報伝達体制
- 6 避難所の環境改善、感染症対策
- 7 災害時医療体制
- 8 物流及び受援体制
- 9 要配慮者・福祉避難所対策
- 10 外国人の災害対応力強化
- 11 帰宅困難者対策
- 12 被災者支援体制
- 13 災害廃棄物対策
- 14 風水害対策

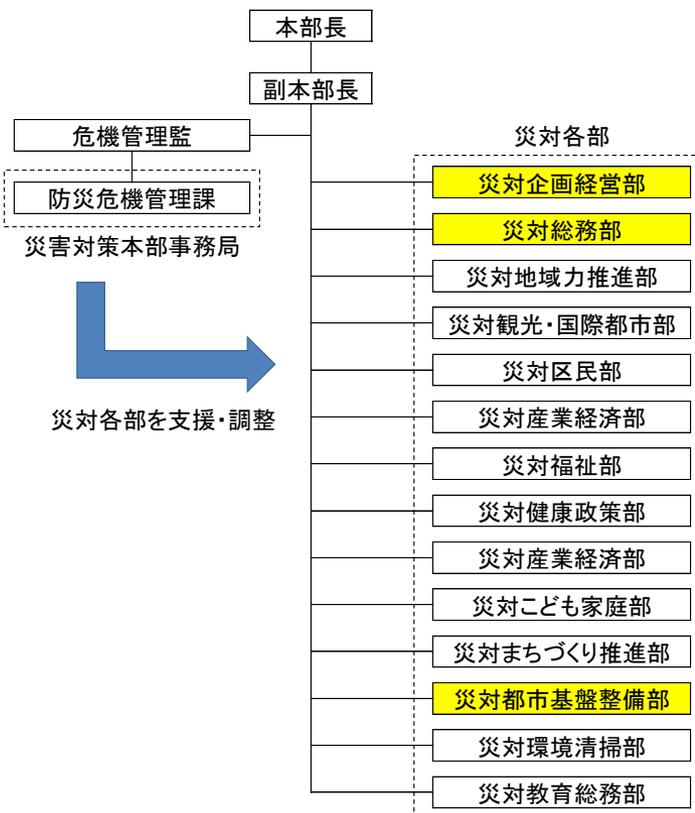
1 災害対策本部体制

○ 災害対策本部事務局の拡充

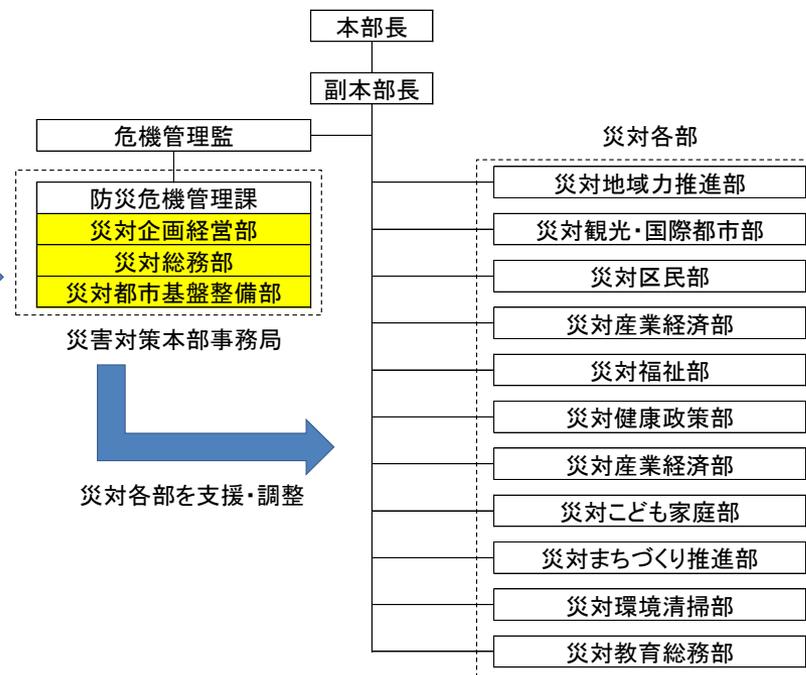
令和元年東日本台風（台風第19号）の際、全庁の総合調整機能が不十分であったことから、事務局拡充による総合調整機能を強靱化。

災害対策本部事務局として、防災危機管理課に加えて、災対企画経営部、災対総務部、災対都市基盤整備部（水害時のみ）を追加編入した。

before



after



○ 災害時の区民向け対応窓口

災害時の区民向け対応窓口について、フェーズごとに対応する所管と各窓口の役割を整理した。今後は実効性を伴うさらなる体制整備を進めていく。

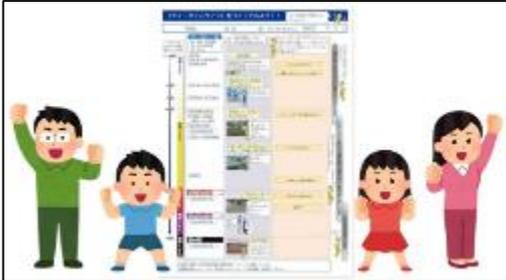
役割・対応内容	設置場所	開設所管	発災直後～ 6時間	超急性期 6～72時間	急性期 72時間～ 1週間	亜急性期 1週間～ 1ヶ月	慢性期 1～3ヶ月	中長期 3ヶ月以降	
			フェーズ0	フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3	フェーズ4	フェーズ5	
災害対策本部問合せ (コールセンター)	本庁舎5階	災対 企画 経営部	→						
被災者総合相談窓口	本庁舎2階				→			→	
罹災証明書 使用案内窓口	罹災証明書 発行会場 (本庁舎+4会場)	災対 地域力 推進部				→			→
臨時被災者相談窓口	激甚被災地						→		

※ フェーズは目安

2 地域における防災意識のさらなる向上

○ マイ・タイムラインの普及促進

マイ・タイムライン講習会やマイ・タイムライン作成支援動画『つくろう！マイ・タイムライン』を大田区チャンネル（YouTube）で活用して、マイ・タイムライン（個人の避難行動計画）の作成を促進します。



○ 各種普及啓発チラシの配布



ハザードマップ等全戸配布（令和2年度）



土砂災害（特別）警戒区域等へのポスティング

○ 男女共同参画の視点を踏まえた防災意識の啓発

大田区立男女平等推進センター「エセナおおた」において、防災に係る講座や展示を実施し、男女共同参画の視点による防災の考え方について啓発している。

※ 令和3年度実績

＜展示事業＞

写真パネル展 入場無料

東日本大震災から10年
パンジー
～あの日生まれたもの

あの日から10年を迎えました。震災から復興への女性たちの思いを言葉で綴り、写真で繋ぎます。「どうか忘れないで」が、いっぱい詰まった写真です。この展示をとおして、もう一度勇気と行動の女性たちとゆっくり語り合ってみてください。

6/1(火)~30(水)

エセナおおた
1階展示コーナー

【主催・問合せ先】
大田区立男女平等推進センター「エセナおおた」
大田区大森北 4-16-4 ☎03-3766-4586

2021

＜防災セミナー＞

視点を変えると見えてくる
私の防災力アップ講座

参加無料
保留あり

災害に強い地域を作るため、日常生活から防災について考えてみませんか。日々の暮らしにもすぐに役立つ防災・減災の知恵を学びます。

9月18日(土) 10:00~12:00

大田区立男女平等推進センター「エセナおおた」
丹羽麻子さん(国立女性教育会館 専門技師、防災副大臣補佐)

● 対象: 大田区在住・在勤・在学の方 ● 申込締切: 9月10日(水)
● 定員: 20名(申込多数の場合は抽選) ● 参加費: 無料
● 申込み: WEBまたはFAXでお申し込みのうえ事前参加申し込みください。
①「防災力アップ講座」 ②お茶 ③お水(500ml) ④お菓子 ⑤補助参加費
※原簿等送付の申し込みの必要(お名前、年齢(年齢)、PCメールアドレス、またはFAX番号)

● 会場: 1階以上学芸室までの男子さんを下りて左側の廊下です。(座席料は1人1日500円)
*お茶よりオンライン開催(Zoom)開催の場合は抽選となります。

【主催・申込み・問合せ先】
大田区立男女平等推進センター「エセナおおた」 大田区大森北 4-16-4
☎: 03-3766-4586 FAX: 03-3764-0004 HP: <https://www.senacoba.jp/>

2021

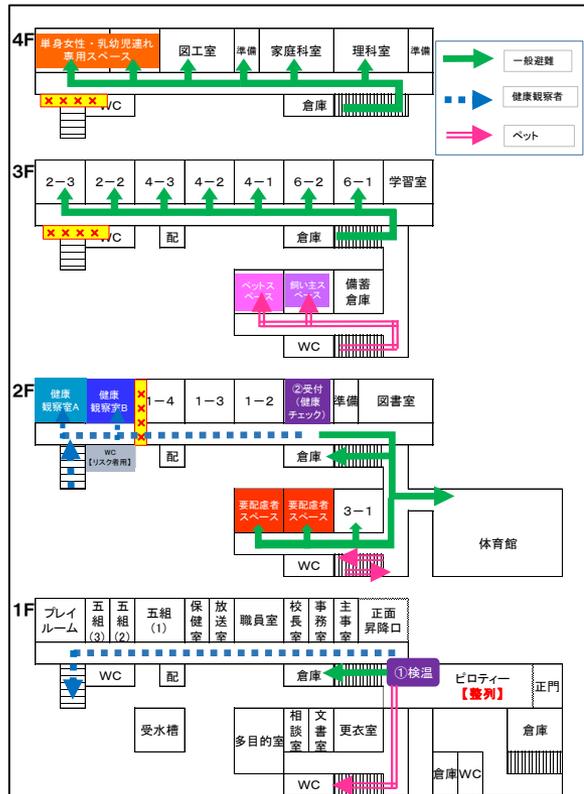
＜常設展示＞



3 学校防災活動拠点体制

○ 水害時緊急避難場所の運営体制の整備

- ① 震災時と同様、**学校防災活動拠点組織の協力を得た運営体制**の整備
- ② 受付での検温・問診の実施や健康観察室の設置による**感染拡大防止策**
- ③ **要配慮者スペース**等を設置し、拠点配置職員その他、福祉部からも職員を配置



↑ 感染症対策を踏まえた施設使用計画の例



↑ 感染症対策や要配慮者対応を考慮した訓練の様子

水害時緊急避難場所 要配慮者ヒアリングシート
 このシートは、避難準備を進めるとして、要配慮者の状態を確認し避難するためのヒアリングシートです。お手持ちですが、以下の項目に必要事項をご記入ください。

記入日	姓 名	性別	年齢	職 業	住 居	
住所	大田区	〒	区	丁目	番	号
身体障害者手帳	種別	級	療育施設	名	番	号
作業制限等手帳	種別	級	療育施設	名	番	号
職業	種別	種別	種別	種別	種別	種別
かかりつけの医療機関	（電話番号）					
家族・連絡者の詳細	（氏名・住所・電話番号）					
※日常生活の様子についてお聞きします。該当する口印をつけてください。						
<input type="checkbox"/> 散歩、食事、着替えなどにおいて介助を要する。						
<input type="checkbox"/> 突然、動き回ったり大声をだすことがある。						
<input type="checkbox"/> 聴覚障がいがあり、情報収集等に困難を伴う。						
<input type="checkbox"/> その他、避難生活時に不安なことがありましたら、ご記入ください。						
避難生活時の介助人	氏名	住所	電話番号	職業	電話番号	
その他	氏名	住所	電話番号	職業	電話番号	

↑ 要配慮者対応のための水害時緊急避難場所要配慮者ヒアリングシート (令和2年度)

4 都市防災力の向上

○ 倒れない・燃えないまちづくりの推進

1 倒れない・燃えないまちづくりにおける中小企業支援

(1) 木造住宅除却工事助成制度の拡充【倒れないまちづくり】

耐震性が不足する老朽木造住宅を除却する費用の一部を助成

除却前



除却後



(2) 不燃化特区制度を活用した建替え助成制度の見直し【燃えないまちづくり】

不燃化特区内において耐火性の高い住宅への建替え費用の一部を助成

⇒ 上記制度について中小企業を利用した場合、助成限度額の引き上げを実施。

2 住宅市街地総合整備事業の推進

木造住宅が密集し、延焼可能性の危険性が高い羽田地区にて
以下の整備事業を推進

- (1) 避難路となる3本の重点整備事業の拡幅整備
- (2) 老朽空き家の所有者への出張相談による除却の推進



羽田地区 重点整備路線の整備イメージ

3 その他の助成事業

- (1) ブロック塀等改修工事助成事業（令和5年3月末まで）

ブロック塀や万年塀等の撤去及び撤去後のフェンスの設置に対して助成

※区内中小企業を利用した場合のみ

※令和3年4月より通学道路及び特定緊急輸送道路沿いのブロック塀等のみ

- (2) がけ等整備工事助成事業（令和4年3月末まで）

がけ等の整備費用を助成。平成29年度より規模の大きながけ等の助成額を大幅に拡充

○ 大田区無電柱化推進計画

1 現況

蒲田駅、大森駅などの駅周辺及び都市計画道路等を中心に事業を推進し、**令和2年度末時点で区道約777kmのうち約1.7%にあたる13.5kmの無電柱化を実施**した。

2 計画目標

- (1) 都市防災機能の強化
- (2) 安全で快適な歩行空間の確保
- (3) 良好な都市景観の創出

3 事業計画

今後10年間で優先的に無電柱化を推進する路線は以下のとおり。

(1) 無電柱化を事業中の道路

都市計画道路（補助27号、38号、43号、44号、区画街路1号、4号、5号、6号）、主要区道30号、94号の事業完了を図る。

(2) 整備予定の都市計画道路

都市計画道路の整備方針（第四次事業計画）に定められる道路（補助34号、43号、44号）の整備のための測量・調査等への着手を図る。

(3) 優先整備路線

主要区道23号線の無電柱化実施のための調査等への着手を図る。



5 情報伝達体制

○ 情報通信体制の再構築

区に最適な効果的かつ長期的に運用可能な情報通信体制の再構築を目的に、「[大田区災害時情報通信システム基本計画書](#)」を策定した。本計画書で取りまとめた各システムの整備方針をもとに、災害対策本部運営の効率化及び区民への適時適切な情報発信のための整備を進めている。

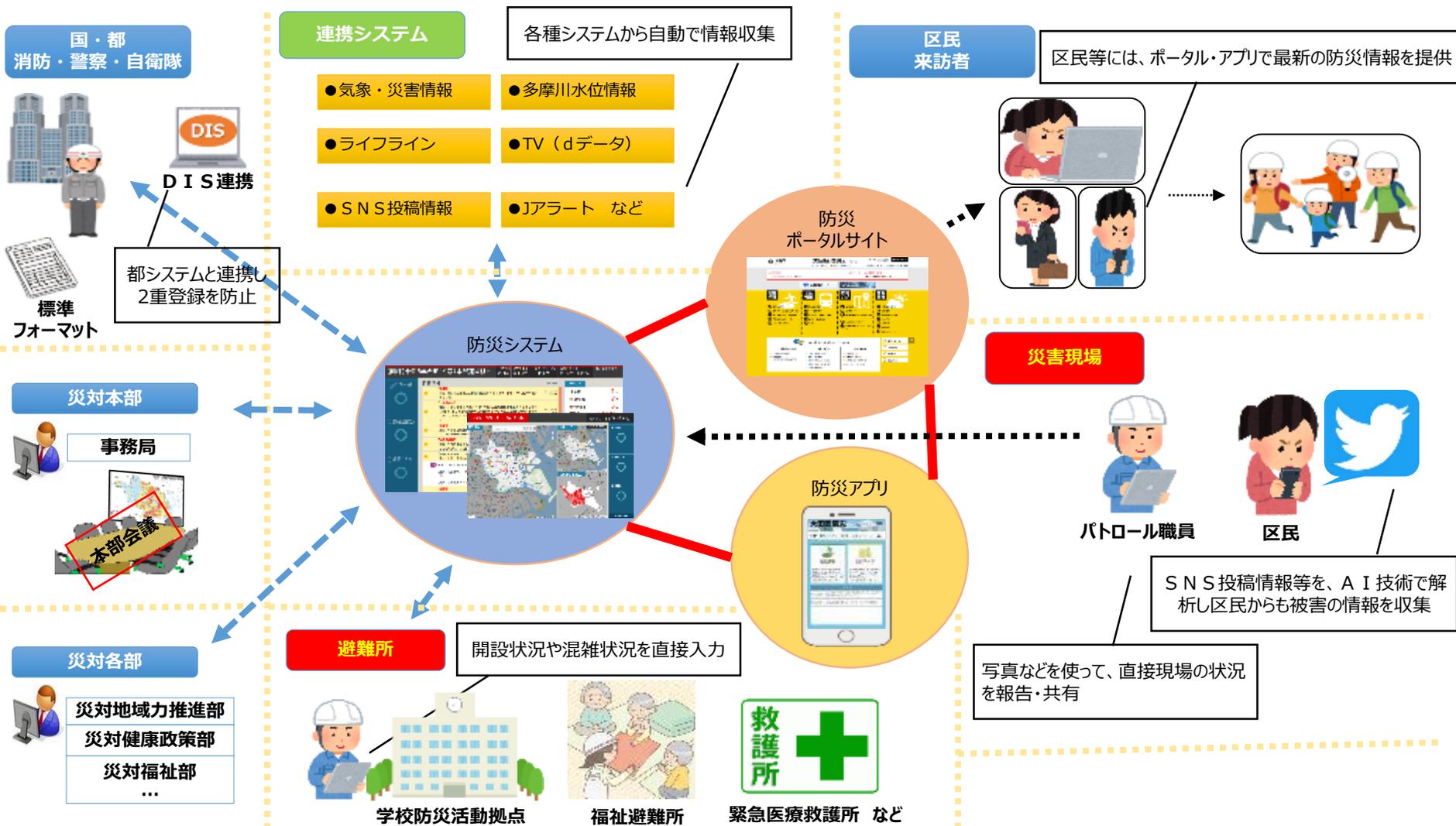
整備システムと概要

- (1) 災害情報を一元的に管理・運用する[総合的な防災情報システムの導入](#)
- (2) 災害対策本部室の円滑な情報共有・意思決定を支援する[映像・音響システムの更改](#)
- (3) 通信技術の進展による課題に対応する[デジタル移動系無線の代替手段への更改](#)

	総合防災情報システム	映像・音響システム	デジタル移動系無線
令和 2年度	実施計画書作成		
	システム構築		
令和 3年度	運用開始	システム更改	代替手段の決定
令和 4年度			代替手段への更改

大田区総合防災情報システムの導入による情報伝達体制の全体像

※令和3年度運用開始



6 避難所の環境改善、感染症対策

○ 多様な避難者に対応可能な備蓄物品の配備

避難所における要配慮者対応や感染症対策等を踏まえ、多様な避難者に対応可能な備蓄物品を配備している。



↑段ボールベッド（令和2年度配備）
床からの立ち上がり等の負担軽減。



↑簡易マルチルーム（令和2年度配備）
健康観察者用として使用。

※その他、平成29年度から5か年計画でジョイントマット・ブルーシートを配備。

令和元年度に自動ラップトイレを配備。

○ 避難所（91か所）整備の推進

区立小中学校等の建替え計画と合わせて、避難所における熱中症対策のための空調設備の整備や、要配慮者対応を踏まえたバリアフリーの整備を推進する。

また、浸水対策を踏まえた備蓄倉庫の上階への移設についても併せて進めていく。

現在の整備状況

障がい用トイレ… 30施設 / 91施設

冷房施設（体育館）… 73施設 / 91施設

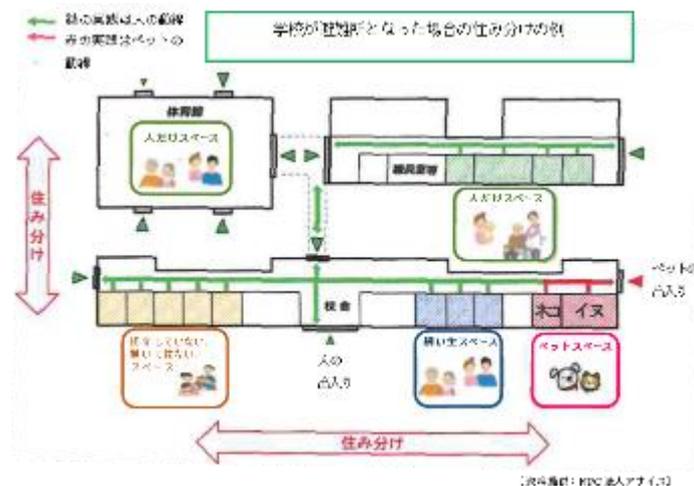
エレベーター … 15施設 / 91施設

※小中学校の冷房施設は令和3年度末に設置完了予定

○ ペットの同行避難対策

令和2年度に「大田区ペットの災害対策ガイドライン」を改訂した。

これを踏まえ、各避難所内に水害時でも屋根のあるところでペットが避難できる場所を確保するなどの対策を進めている。



7 災害時医療体制

○あらゆる災害を考慮した多面的な災害時医療体制の構築

風水害や感染症対策も踏まえ、医療機関等との連携・協力体制を強化するとともに、公衆衛生や精神医療に係る体制を整備する。

1 浸水被害や感染症対策を考慮した災害時医療救護活動の検討

(1) 区内26病院と、災害時グループウェアを使用した情報伝達訓練を実施

【訓練実績】

令和3年度：水害時想定（7月13日実施）

令和2年度：水害時想定1回、震災時想定2回

(2) 大田区災害医療連携会議で感染症対策を考慮した緊急医療救護所の運営方法を検討予定

(3) 感染症対策物品を緊急医療救護所用物品として備蓄予定（令和3年度）

2 災害時の公衆衛生活動及び精神医療体制の具体化

- (1) 保健師及び栄養士等の避難所巡回方法を具体化予定
- (2) 「避難所生活に係る健康支援カード」を作成
避難所における健康管理や公衆衛生についてポイントをまとめたもの。
各特別出張所に配布し、避難所への備蓄や訓練での活用を依頼した。
- (3) 災害派遣精神医療チーム (DPAT) の受入体制を検討予定

○大森駅周辺の災害時医療救護体制の再構築

令和2年12月に安田病院廃院、令和3年2月に牧田総合病院が大森北から西蒲田へ移転
→大森駅周辺に緊急医療救護所を開設する病院がなくなるため、災害時医療体制の整備を検討

対応状況

令和3年6月に大田区災害医療連携会議（救護所作業部会）を開催し、大森駅周辺に軽症者救護所を設置する方向性を確認した。

現在関係機関と調整中であり、年内に大森駅周辺の災害時医療救護体制決定予定。

8 物流及び受援体制

○ 救援物資の備蓄及び輸送

備蓄の現状

- 【食糧】 学校備蓄倉庫に食糧2,000人の1日分を備蓄
都及び区備蓄倉庫に想定被災者約23万人の2日分を備蓄
- 【飲料水】 学校受水槽（91カ所）、給水栓（126カ所）、応急給水拠点（10カ所）
- 【寝具等】 学校備蓄倉庫に毛布1500枚、区備蓄倉庫に予備（約9万枚）を備蓄
日用品は想定避難者（約23万人）3日分を学校防災備蓄倉庫等に備蓄
- 【トイレ】 災害用トイレ（貯留式、マンホール式、簡易式等）1コ以上／避難者50人

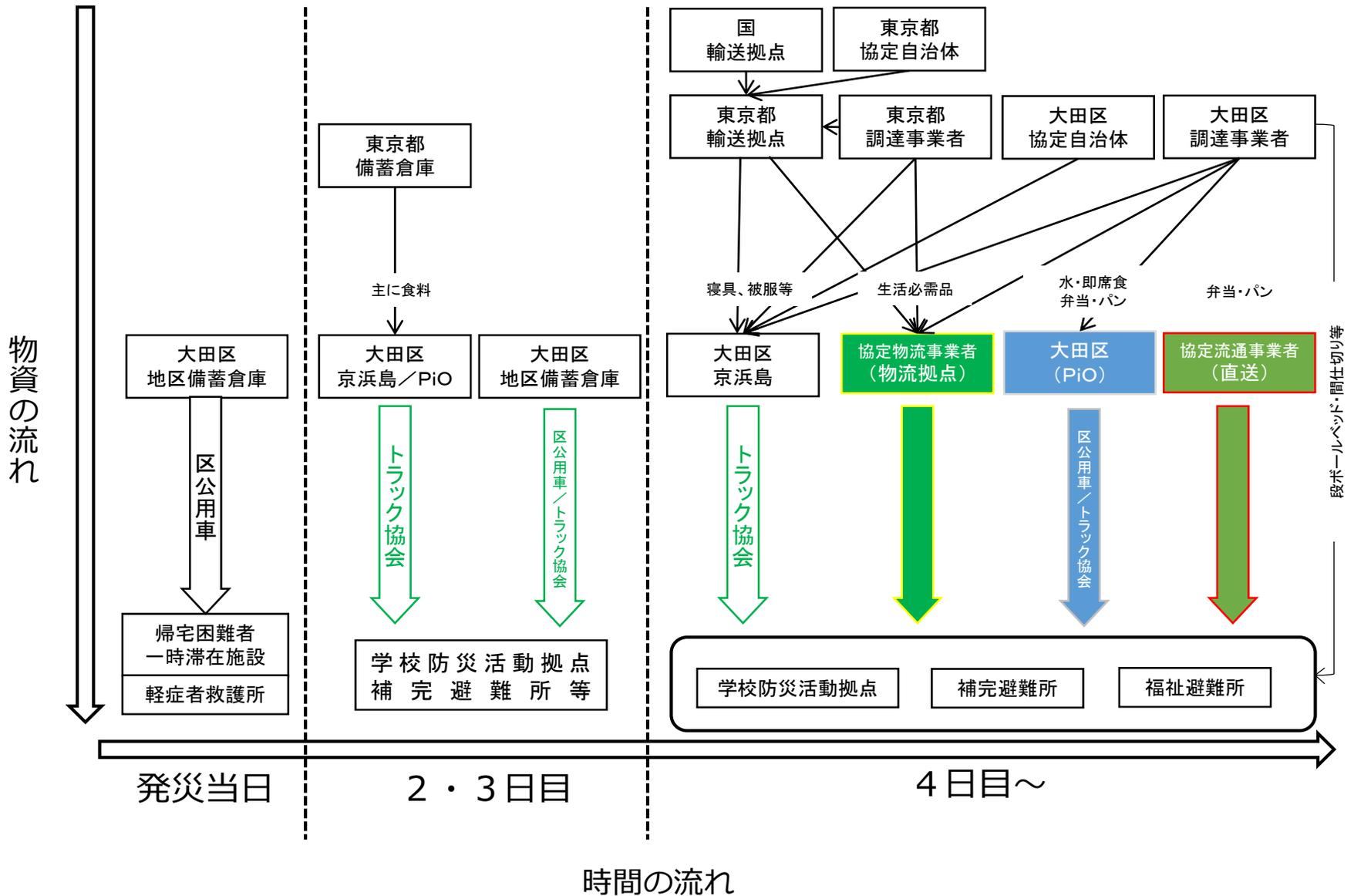
備蓄倉庫等

- 【備蓄倉庫】 学校防災備蓄倉庫（91カ所）は各64m²基準（教室1コ分）
地区備蓄倉庫（42カ所）は、合計4,037m²
- 【物資集積地】 京浜島備蓄倉庫（施設1,941m²、敷地6,975m²）：主となる物資集積地
大田産業プラザ1階展示室（1,600m²）：京浜島備蓄倉庫を補完
大森スポーツセンター（3,125m²）：同上
区の物資集積場に加え協定事業者の物流拠点を活用

物資輸送

- 国や都などへの救援物資の要請、輸送調整、救援物資の在庫管理については、「災害時物流システム」を使用する。
- 民間事業者の協力のもと輸送調整、荷役、在庫管理を実施する体制を整備する。
- 陸上輸送を補完するため、水上輸送ルート活用する。

○ 災害時物資輸送計画の基本構想



○ 大田区災害ボランティアセンターの運営

区の災害応急対策における一般の災害ボランティア等支援に係る総合調整は、区と大田区社会福祉協議会が連携して行う。

災害ボランティアの活動に当たっては、災害ボランティアセンターの本部を大田区社会福祉協議会内に、サテライトを被災地に近い活動拠点に設置する。



9-1 要配慮者（高齢者・障がい者）・福祉避難所対策

【大田区の現状】

避難行動要支援者数・・・約18,000人

【避難先の方針】

福祉避難所の収容力を考慮し、次の通りとする。

避難先	対象者
①福祉避難所	重い障がいのある方や要介護度の高い高齢者など、学校等避難所で避難生活を送ることが極めて難しい方
②要配慮者スペース	①以外で、指定避難所等（91か所）の一般スペースで過ごすことができない方
③一般スペース	①②以外の方

【要配慮者(高齢者・障がい者)対策のイメージ】



要配慮者スペースについて

要配慮者スペースとは

目標

要配慮者スペースでは、避難してきた要配慮者を速やかに受け入れる環境を整備するとともに、要配慮者の支援ニーズを把握し、支援体制の構築につなげることを目標とする。

対象

一般の避難スペース（体育館等）で過ごすことが困難であり、主に介助が必要な高齢者・障がい者等と介助者

※区職員がヒアリングを行ったうえで、必要に応じて要配慮者スペースに案内

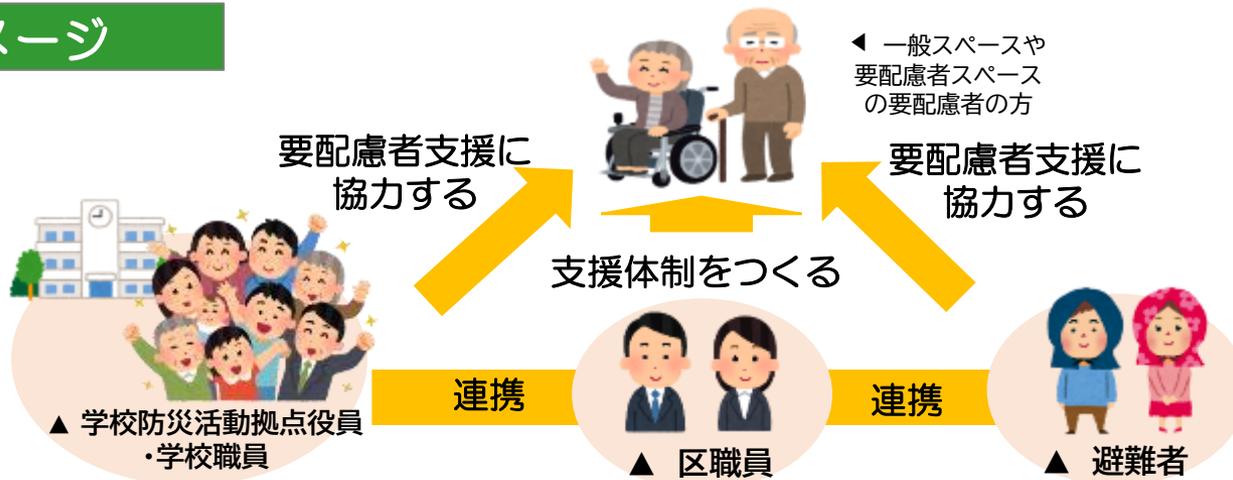
設置場所

学校防災活動拠点内の指定場所

一般スペースとの違い

要配慮者の方の負担を減らすための段ボールベッドやジョイントマットを設置
要配慮者の特性に応じた情報の周知

支援のイメージ



個別避難計画について

1. 災害対策基本法

(1) 背景

近年の災害の教訓から、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、個別避難計画の作成が有効であるとして、令和3年5月に災害対策基本法が改正され、区が主体となって作成することが努力義務化された。

(2) 概要

- 対象者 避難行動要支援者
- 作成者 区が主体となって作成する。
- 内容 避難行動要支援者それぞれの避難先、避難経路、避難支援実施者等を掲載
- 活用 平素から避難支援者と計画を共有し、災害時は計画を基に避難支援する。

(3) 国が示している作成方法

- 区が優先的に支援する計画づくり
- 本人や、本人の状況によっては、家族や地域における支援関係者等が記入する計画（「本人・地域記入の個別避難計画」）

(4) 実効性ある計画とするために

作成にあたっては、地域防災の担い手だけでなく、要支援者の心身の状況や生活実態を把握している福祉専門職や、地域の医療・介護・福祉などの職種団体・企業等、様々な関係者と連携して取り組むことが必要である。

2. 区の方針

個別避難計画については、災害対策基本法の内容をふまえ、区は、避難支援の必要性が高い避難行動要支援者について、順次作成に取り組んでいく。併せて、「本人・地域記入の個別避難計画」づくりを支援する。

9-2 要配慮者（乳幼児）・福祉避難所対策

○ 各保育園における水害時の避難体制整備

各保育園において、震災だけでなく水害も想定した避難計画の作成や福祉避難所への備蓄品の配備など、利用者の安全かつ確実な避難体制の整備を進めている。

<靴谷保育園災害マップ>



←各保育園で水害を想定した災害マップを作成

↓定期訓練による対応力強化



※その他台風接近時のタイムラインやチェックリストの作成も進めている。

10 外国人の災害対応力強化

○ 外国人区民への情報発信・相談サポート体制強化

外国人区民に対して、平常時から災害の備えに係る情報提供に努めるとともに、発災時には速やかに災害情報を伝達できるようさらなる体制整備を図る。

1 外国人区民への主な情報発信

- ・ 各種情報発信ツールにおけるやさしい日本語の使用
- ・ 多言語通訳サービス（タブレット、電話通訳、AI通訳）の導入
- ・ 防災に関する普及啓発物及び区民安全・安心メールの多言語化
- ・ 避難道路標識の外国語表示や多言語拡声装置、翻訳機の試験導入



↑ 避難道路標識

2 今後の取組予定

- ・ 多言語音声翻訳アプリ「VoiceTra（ボイストラ）」の導入を検討
- ・ 大田区防災ポータルへやさしい日本語の導入を検討
- ・ 避難所等に配備されている指差しシート等の改訂
- ・ 発災時における関係機関との連携及び多言語通訳サービスを介した外国人サポート体制の充実



↑ 「わが家の防災チェックブック」外国語版

○ 外国人区民の災害活動体制強化

外国人区民を一律に要配慮者とするのではなく、災害対応の担い手と位置付け、日頃から地域活動に参加できるよう体制を整備する。



↑令和2年度大田区総合防災訓練（風水害編）に国際都市おおた大使も避難者役として参加。

1 現在の取組

- ・国際都市おおた協会と災害時協力協定を締結し、現在災害時外国人支援相談窓口のマニュアルを作成している。
- ・国際都市おおた協会に登録されている災害時外国人支援ボランティアを養成している。

2 今後の取組予定

- ・災害時外国人支援相談窓口のマニュアルが完成次第、マニュアルの効果検証を行う。
- ・外国人区民に対する防災訓練等、外国人区民が災害への知識や対応力を身に付けるための支援を実施する。

11 帰宅困難者対策

○ 蒲田駅周辺滞留者対策推進協議会との連携

蒲田駅周辺の企業や事業所、商店街、自治会・町会、学校、防災関係機関等の全51団体が構成員となっている蒲田駅推進協議会（平成22年発足）を毎年開催、又は訓練の実施により、活動の具体化を図っている。

※ 令和2年度実績

第1回協議会（書面会議）※8月中旬資料送付→9月末回収

会議資料
(第1回)

会議
レジメ

意見交換
シート

会議レジメの確認

- ①今年度の事業方針（案）を確認。特に映像資料を用いた訓練方法
- ②映像資料の画面構成と映像資料の種別を確認

意見交換シートの記入→返信（メール）

- ①今年度の事業方針に対する意見・提言
- ②映像資料の制作に対する意見・提言
- ③滞留者対策全体に対する確認や意見等

滞留者対策訓練（目標イメージの映像制作一区職員のみ）※11月～12月



訓練形式での目標イメージの再現と映像資料化

- ①協議会／区／関係機関の役割を演じた訓練
- ②それぞれ単独の行動と情報連携／協働対応
- ③ナレーションやテロップを付けて映像資料化

第2回協議会（書面会議）※3月中旬資料送付→3月末



訓練映像

会議資料
(第2回)

会議
レジメ

マニュアル
改善案

評価検証
シート

訓練映像資料と会議レジメの確認

- ①訓練映像で滞留者対策の目標イメージを視聴し、会議レジメの解説で「訓練の進行」を確認
- ②訓練映像で「大田区の滞留者対策」等を確認

マニュアル内容の確認

- ①訓練映像の基になったマニュアル改善案を確認、
- ②映像資料にできなかった滞留者対策全体の動きや協議会／区の詳細な行動を確認

評価検証シートの記入→返信（メール）

- ①訓練映像で再現した目標イメージの実行性評価
- ②マニュアル内容に対する意見・提言
- ③今後の滞留者対策に関する課題等の提言

12 被災者支援体制

○ 住家被害認定調査・り災証明書交付（業務戦略及び業務体制）

《想定業務戦略》

被害	大規模災害	中規模災害	小規模災害
申請受付	交付時	事前&交付時	事前
予備調査	実施	実施	不要
調査	ゾーニング (一括=全焼工 リア)	ゾーニング (一括=床上 1.8m以上)	ゾーン不要
交付順	地区別	地区別	一斉
交付方法	対面・郵送	対面・郵送	対面

《建物被害認定調査モバイルシステムを導入》

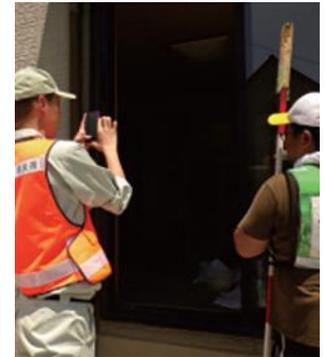
今年度、首都直下地震などの災害に備え、新たに建物被害認定調査モバイルシステムを導入しました。調査及びり災証明書発行を速やかに行い、一日でも早い被災者の生活再建の実現を目指します。今後、研修等を通じて知識の定着を図ります。

1 調査データ登録の効率化

従前の紙調査票と写真データの手動登録など作業を省略化、調査データ登録の効率化・時間短縮化を実現します。

2 調査方針策定の効率化

全体の調査進捗状況をリアルタイムで把握できることで、調査方針決定の迅速化を実現します。



調査におけるゾーニングの例

- ・一括認定ゾーン
- ・全棟調査ゾーン
- ・申請調査ゾーン



《発行・調査拠点》

調査・発行拠点（5拠点）	
本庁舎	
大森地区	文化の森（調査） 新井宿特別出張所（発行）
調布地区	領町特別出張所
蒲田地区	六郷特別出張所
糀谷・羽田地区	羽田特別出張所

《り災証明書》

誰の
どの建物に
どんな被害が生じたか
証明する

13 災害廃棄物対策

○ 大田区災害廃棄物処理計画の作成（令和2年3月）

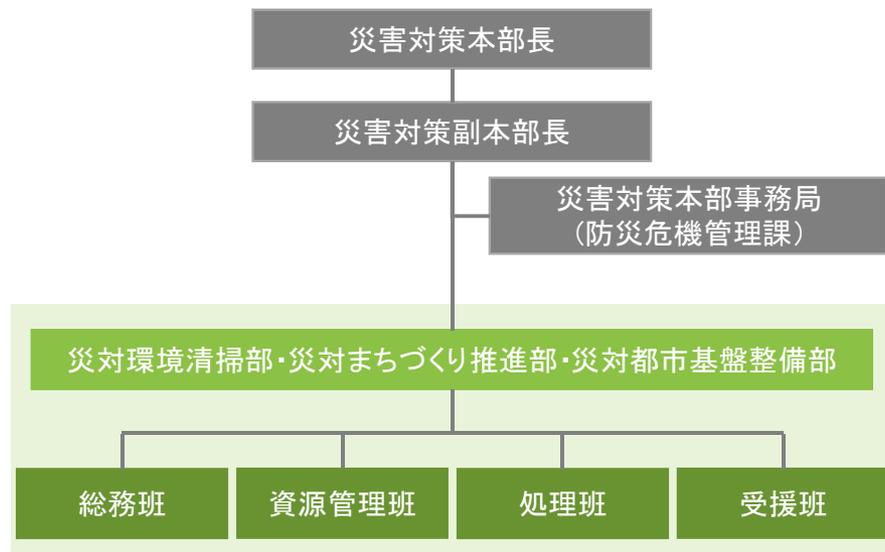
大規模地震や集中豪雨等により膨大な災害廃棄物が発生した際、早期に復旧・復興し区民の生活環境の保全・公衆衛生を確保するため、[「大田区災害廃棄物処理計画」](#)を策定した。

1 災害廃棄物処理の基本方針

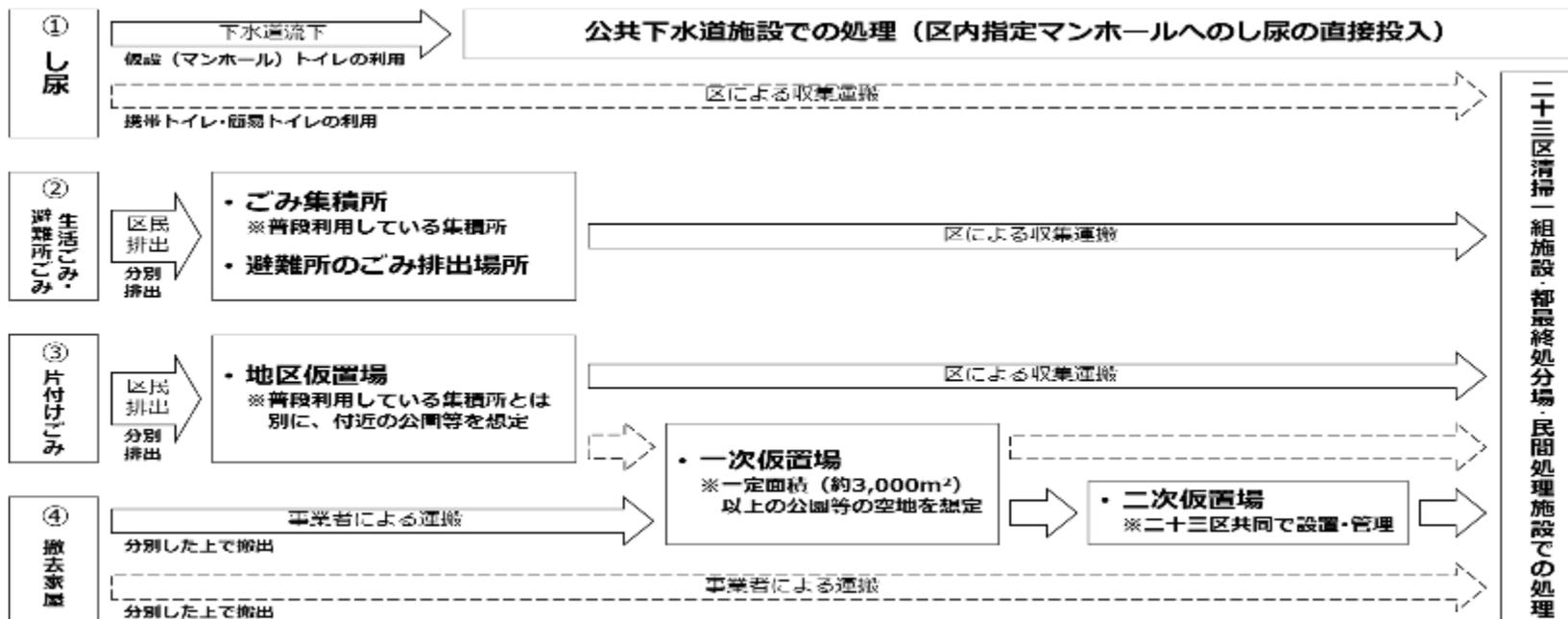
① 計画的な対応・処理	⑤ 衛生的な処理
災害廃棄物の組成及び量、既存の処理施設の能力を的確に把握し、計画的に処理を推進します。	生活ごみや避難所ごみ、し尿の処理を最優先とします。災害廃棄物については、有害性や腐敗性を踏まえ、処理の優先度の高いものから迅速に撤去及び処理を進めます。
② リサイクルの推進	⑥ 安全作業の確保
徹底した分別・選別により可能な限り再生利用を推進し、埋立処分量の削減を図ります。	住宅地での撤去等の作業や仮置場での搬入・搬出作業において、安全確保を徹底します。
③ 迅速な対応・処理	⑦ 経済性に配慮した処理
区民の生活再建の早期実現を図るため、時々刻々変化する状況に対応しながら、迅速な処理を行います。	公費を用いて処理を行う以上、最小の費用で最大の効果が見込める処理方法を選択します。
④ 環境に配慮した処理	⑧ 関係機関や区民、事業者、ボランティアとの協力・連携
災害時において周辺環境に配慮し、適正処理を推進します。	早期の復旧・復興を図るため、関係行政機関・民間事業者等と協力・連携するとともに、区民・事業者・ボランティアに様々な情報を提供し、理解と協力を得て処理を推進します。

2 組織体制

- ・ 総務班 | 災害廃棄物処理事業全体の総括、各主体との渉外、予算管理・国庫補助申請等を担当
- ・ 資源管理班 | 仮置場等の確保・設置・運営、資機材の管理・確保等を担当
- ・ 処理班 | 災害廃棄物の処理・処分等に係る業務、環境指導等を担当
- ・ 受援班 | 支援の受入管理・配置等を担当



3 処理の流れ



14 風水害対策

○ 警戒レベルと避難のタイミング

行動の目安	情報発表者	各種情報等	とるべき行動
警戒レベル 1	気象庁	台風に関する情報を発表 → 5日後までの台風の進路や強さ等の情報を発表	避難先や持ち出し品をチェック ● 天気予報（テレビ、ラジオ、インターネット） ● 気象庁のホームページ等の台風情報
警戒レベル 2		大雨・洪水注意報等発表 → 災害の恐れがある場合に発表する。	● 区の避難対策（大田区ホームページ） ● 気象情報、交通情報（テレビなど） ● 河川や海岸の水位情報（国交省、東京都）
警戒レベル 3	大田区	「高齢者等避難」を発令 → 高齢者等の避難に時間を要する人は、水平避難を開始する。	高齢者等は避難 ● 避難に時間を要する人（高齢者、障害者、乳幼児など）とその支援者は避難を始める。 ● 浸水が想定される場所に住んでいる人は、避難しやすい服装に着替える。
警戒レベル 4		「避難指示」を発令 → 避難対象地域の人には避難（水平避難／垂直避難）する。	全員避難 ● 避難対象地域の人には水平避難を始める。 ● 避難に時間を要する人は、避難を完了する。 大田区が暴風県内に入る前に水平避難完了
警戒レベル 5		「緊急安全確保」を発令 → 既に災害が発生しているため命を守る最善の行動をとる。	命を守る最善の行動 ● 即ぎに近隣の建物で浸水しない高さの部屋に避難する⇒垂直避難 ● 土砂災害の危険のある建物は、がけや斜面と反対側にある2階以上の部屋に避難する。

○ 警戒レベルの見直し

災害対策基本法の一部改正による警戒レベルの見直しに伴い、大田区における避難情報発令基準についても一部見直しを行った。（下線部箇所）

※水位はA.P. (m)

警戒レベル	多摩川の氾濫	呑川等の氾濫	高潮	土砂災害
警戒レベル5 緊急安全確保	<u>氾濫発生情報等</u>	氾濫発生情報及び 氾濫発生水位以上 (呑川 7.22m) (丸子川10.93m)	高潮氾濫発生情報等 (<u>高潮特別警戒水位</u> 3.6m)	大雨特別警報 (土砂災害) 等
警戒レベル4 避難指示	氾濫危険情報 (田園調布(上) 水位 8.40m以上)	洪水警報及び 氾濫危険水位以上 (呑川 5.82m) (丸子川10.63m)	高潮警報 <u>高潮特別警報</u>	土砂災害警戒情報、 <u>大雨警報(土砂災害)</u> の危険度分布 (薄紫・非常に危険)
警戒レベル3 高齢者等避難	氾濫警戒情報 (田園調布(上) 水位 7.60m以上)	洪水警報の発表に加え、 観測点の水が急激な上 昇により氾濫危険水位 に達する見込み	高潮注意報 (警報の見込み)	大雨警報(土砂災害)、 <u>大雨警報(土砂災害)</u> の危険度分布(赤・警 戒)

○ 水防指揮本部態勢から災害対策本部態勢への移行

区内の広い地域に警戒レベル3以上を発令する場合等はすべての水害時緊急避難場所等を開設することから、水防指揮本部態勢から災害対策本部態勢へ移行する判断基準や各々の対応の考え方を明確にした。

水防指揮本部態勢下の避難対応（部分的避難）

水防指揮本部態勢：都市基盤整備部長を本部長とし、水防関係部局で構成

突発的な集中豪雨等により、区内の一部の地域に浸水被害や土砂災害等の発生が予測される場合、浸水（想定）範囲や被害状況等を踏まえて一部の避難施設を開設し、避難の呼びかけを行う。



移行判断基準

多摩川浸水想定区域、高潮浸水想定区域、呑川等の中小河川浸水想定区域等区内の広い範囲に警戒レベルを発令する必要性が生じた場合等。

災害本部態勢下の避難対応（全区的避難）

災害対策本部態勢：区長を本部長とし全庁的部局及び関係機関で構成

大型台風や大雨の発生に伴う河川の増水や高潮等による広域的な浸水が予測される場合、災害対策本部を立ち上げ、本部長の決定に基づき避難施設を開設するとともに、区内全域に避難の呼びかけを行う。

○ 治水対策

令和元年東日本台風（台風第19号）により発生した浸水被害を受けて、水防活動態勢を強化すべく、資器材の追加配備や新たな水防活動拠点の整備を進めている。

令和2年度実績（主な取組）

1 土のう置き場拡充

田園調布地区に3か所増設



2 排水ポンプ車の購入

排水ポンプ車を追加配備



3 水防資器材の拡充

土のうや投光器などの資器材の拡充

4 上沼部樋管設備改修工事

配管工事及び箱型スクリーンの設置

令和3年度の取組

1 (仮称) 仲六郷水防資機材センターの開設

水防活動の資機材拠点として、土のうの作成や水防資機材の備蓄・搬出が行えるとともに、悪天候でも24時間活動可能な施設の整備を進めている。

平時は地域の防災訓練等、地域防災力の強化に役立てる。



2 (仮称) 田園調布水防センター建設工事

令和元年東日本台風（台風第19号）で浸水被害のあった田園調布地区における対策として、上沼部排水樋門の閉鎖後にも継続的な排水活動に対応できるよう、排水ポンプの遠隔操作盤や非常用電源などの設備を有する水防活動期施設を建設する。

(イメージ図)



大田区地域防災計画（令和4年修正）（案）

新旧対照表（本編）

※簡易な誤字・誤植の修正を除く

令和3年10月

【本編】第1部 総則

現行（令和3年修正）	修正案
<p>第1編 計画の方針</p> <p>第1章 計画の目的 (略)</p> <p>第2章 計画の前提</p> <p>この計画は、<u>「首都直下地震等による東京の被害想定」（平成24年4月東京都防災会議公表）を前提とする。</u></p> <p><u>また、</u>阪神・淡路大震災や東日本大震災、平成28年熊本地震等の大規模地震から得た教訓と、「大田区総合防災力強化検討委員会」の提言、「大田区総合防災対策の実施方針」、近年の社会情勢の変化等を可能な限り反映する。</p> <p>[資料編 P479 16-1 大田区総合防災力強化検討委員会からの提言参照] [資料編 P479 16-2 大田区総合防災対策の<u>実施方針</u> 参照] (略)</p> <p>第3章 計画の修正</p> <p>この計画は法の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは区防災会議で修正するものである。今回の計画修正にあたっては、<u>平成28年熊本地震から得た教訓や、土砂災害及び洪水災害に関する国や東京都の施策を反映させるため</u>計画の見直しを行った。その他については前回修正以降の防災対策の進捗状況の反映を中心とした時点修正を行った。</p>	<p>第1編 計画の方針</p> <p>第1章 計画の目的 (略)</p> <p>第2章 計画の前提</p> <p>この計画は、阪神・淡路大震災や東日本大震災、平成28年熊本地震等の大規模地震や<u>令和元年東日本台風（台風第19号）をはじめとする大規模水害</u>から得た教訓と、「大田区総合防災力強化検討委員会」の提言、「大田区総合防災対策」の<u>基本方針</u>と<u>実施計画</u>、近年の社会情勢の変化等を可能な限り反映する。</p> <p>[資料編 16-1 大田区総合防災力強化検討委員会からの提言 参照] [資料編 16-2 <u>「大田区総合防災対策」の基本方針と実施計画</u> 参照] (略)</p> <p>第3章 計画の修正</p> <p>この計画は法の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは区防災会議で修正するものである。今回の計画修正にあたっては、<u>令和元年東日本台風（台風第19号）から得た教訓や、災害時の新型コロナウイルス感染症対策等の対応を反映させるとともに、東京都地域防災計画や災害対策基本法の改正との整合性を図るべく</u>平成28年熊本地震から得た教訓や、土砂災害及び洪水災害に関する国や東京都の施策を反映させるため計画の見直しを行った。その他については前回修正以降の防災対策の進捗状況の反映を中心とした時点修正を行った。</p>

【本編】第1部 総則

現行（令和3年修正）	修正案
第4章 他の法令に基づく計画との関係 （略）	第4章 他の法令に基づく計画との関係 （略）
第5章 計画の習熟 （略）	第5章 計画の習熟 （略）
<u>（新設）</u>	<u>第6章 計画の体系</u> <u>（別紙1のとおり）</u>

【本編】第1部 総則

現行（令和3年修正）	修正案																																																						
<p>第2編 区の地勢</p> <p>第1章 位置・地勢</p> <p>（略）</p> <p>面積は、東京都23区中第1位の広さがあり、<u>60.83</u> k m²（<u>平成30年4月1日</u>現在）である。</p> <p>（略）</p> <p>第2章 人口構成</p> <p>大田区の人口は、昭和41年頃に最高を記録し、その後減少に転じ、一時微増傾向を示した時期もあるが、昭和62年以降は漸減傾向にあった。しかし、平成8年以降再び漸増傾向に転じている。</p> <p><u>平成30年</u>における住民基本台帳人口は、<u>726,191</u>人、内65歳以上の高齢者の占める比率は、22.7%となっている。</p> <p>また、<u>平成30年</u>における外国人の人口は、<u>23,162</u>人となっている。</p> <p>○構成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="6">住民基本台帳人口</th> </tr> <tr> <th>0～14歳 幼・少年</th> <th>15～64歳 生産年齢</th> <th>65歳以上 老年</th> <th>合計</th> <th>合計のうち 外国人人口</th> <th>世帯数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人口 (人)</td> <td><u>80,069</u> (79,776)</td> <td><u>481,118</u> (474,392)</td> <td><u>165,004</u> (163,127)</td> <td><u>726,191</u> (717,295)</td> <td><u>23,162</u> (21,599)</td> <td><u>388,419</u> (379,497) 世帯</td> </tr> <tr> <td>比率 (%)</td> <td><u>11.0</u> (11.1)</td> <td><u>66.3</u> (66.1)</td> <td>22.7 (22.7)</td> <td>100</td> <td>3.2 (3.0)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>平成30年</u>4月1日現在</p> <p>()内の数字は<u>平成29年</u>4月1日現在の数字</p>	区分	住民基本台帳人口						0～14歳 幼・少年	15～64歳 生産年齢	65歳以上 老年	合計	合計のうち 外国人人口	世帯数	人口 (人)	<u>80,069</u> (79,776)	<u>481,118</u> (474,392)	<u>165,004</u> (163,127)	<u>726,191</u> (717,295)	<u>23,162</u> (21,599)	<u>388,419</u> (379,497) 世帯	比率 (%)	<u>11.0</u> (11.1)	<u>66.3</u> (66.1)	22.7 (22.7)	100	3.2 (3.0)		<p>第2編 区の地勢</p> <p>第1章 位置・地勢</p> <p>（略）</p> <p>面積は、東京都23区中第1位の広さがあり、<u>61.86</u>k m²（<u>令和2年10月1日</u>現在）である。</p> <p>（略）</p> <p>第2章 人口構成</p> <p>大田区の人口は、昭和41年頃に最高を記録し、その後減少に転じ、一時微増傾向を示した時期もあるが、昭和62年以降は漸減傾向にあった。しかし、平成8年以降再び漸増傾向に転じている。</p> <p><u>令和3年</u>における住民基本台帳人口は、<u>733,793</u>人、内65歳以上の高齢者の占める比率は、22.7%となっている。</p> <p>また、<u>令和3年</u>における外国人の人口は、<u>23,895</u>人となっている。</p> <p>○構成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="6">住民基本台帳人口</th> </tr> <tr> <th>0～14歳 幼・少年</th> <th>15～64歳 生産年齢</th> <th>65歳以上 老年</th> <th>合計</th> <th>合計のうち 外国人人口</th> <th>世帯数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人口 (人)</td> <td><u>79,152</u> (80,064)</td> <td><u>488,567</u> (491,655)</td> <td><u>166,074</u> (166,409)</td> <td><u>733,793</u> (738,128)</td> <td><u>23,895</u> (25,396)</td> <td><u>400,489</u> (400,825) 世帯</td> </tr> <tr> <td>比率 (%)</td> <td><u>10.8</u> (10.9)</td> <td><u>66.5</u> (66.6)</td> <td>22.7 (22.5)</td> <td>100</td> <td>3.2 (3.4)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>令和3年</u>4月1日現在</p> <p>()内の数字は<u>令和2年</u>4月1日現在の数字</p>	区分	住民基本台帳人口						0～14歳 幼・少年	15～64歳 生産年齢	65歳以上 老年	合計	合計のうち 外国人人口	世帯数	人口 (人)	<u>79,152</u> (80,064)	<u>488,567</u> (491,655)	<u>166,074</u> (166,409)	<u>733,793</u> (738,128)	<u>23,895</u> (25,396)	<u>400,489</u> (400,825) 世帯	比率 (%)	<u>10.8</u> (10.9)	<u>66.5</u> (66.6)	22.7 (22.5)	100	3.2 (3.4)	
区分		住民基本台帳人口																																																					
	0～14歳 幼・少年	15～64歳 生産年齢	65歳以上 老年	合計	合計のうち 外国人人口	世帯数																																																	
人口 (人)	<u>80,069</u> (79,776)	<u>481,118</u> (474,392)	<u>165,004</u> (163,127)	<u>726,191</u> (717,295)	<u>23,162</u> (21,599)	<u>388,419</u> (379,497) 世帯																																																	
比率 (%)	<u>11.0</u> (11.1)	<u>66.3</u> (66.1)	22.7 (22.7)	100	3.2 (3.0)																																																		
区分	住民基本台帳人口																																																						
	0～14歳 幼・少年	15～64歳 生産年齢	65歳以上 老年	合計	合計のうち 外国人人口	世帯数																																																	
人口 (人)	<u>79,152</u> (80,064)	<u>488,567</u> (491,655)	<u>166,074</u> (166,409)	<u>733,793</u> (738,128)	<u>23,895</u> (25,396)	<u>400,489</u> (400,825) 世帯																																																	
比率 (%)	<u>10.8</u> (10.9)	<u>66.5</u> (66.6)	22.7 (22.5)	100	3.2 (3.4)																																																		

【本編】第1部 総則

現行（令和3年修正）	修正案
<p><u>第3編 計画の前提条件</u></p> <p><u>（※修正案第2部第1編第1章に移行。内容変更は赤字下線部のみ。）</u></p> <p>本計画は、東京都防災会議が発表した、「首都直下地震等による東京の被害想定」（平成24年4月）を作成の前提とし、「東京湾北部地震」において発生が想定される被害の対応を計画の目標とする。</p> <p>なお、今回の被害想定では、他に「元禄型関東地震」、「多摩直下地震」、「立川断層帯地震」のモデルについて想定されているが、短期的に発生の蓋然性があり、被害の大きい「東京湾北部地震」を前提とするものであり、中長期的には発生確率は低いものの大田区に最大の被害をもたらす「元禄型関東地震」も含めて検討していくこととする。</p>	<p><u>第3編 災害時における公助機関の組織と役割</u>（※新設）</p>

【本編】第1部 総則

現行（令和3年修正）

第1章 首都直下地震等の大田区の被害想定

（平成24年4月公表「首都直下地震等による東京の被害想定」）

（※修正案第2部第1編第1章に移行。内容変更は赤字下線部のみ。）

第1節 前提条件

○震源	東京湾北部
○規模	M7.3
○震源の深さ	約25km
○気象条件	季節・時刻 冬の夕方18時
	風速 8m/s

他の3モデルの被害想定については〔資料編P1-1-1 大田区の被害想定〕に掲載

修正案

第1章 公助<区>の組織と役割

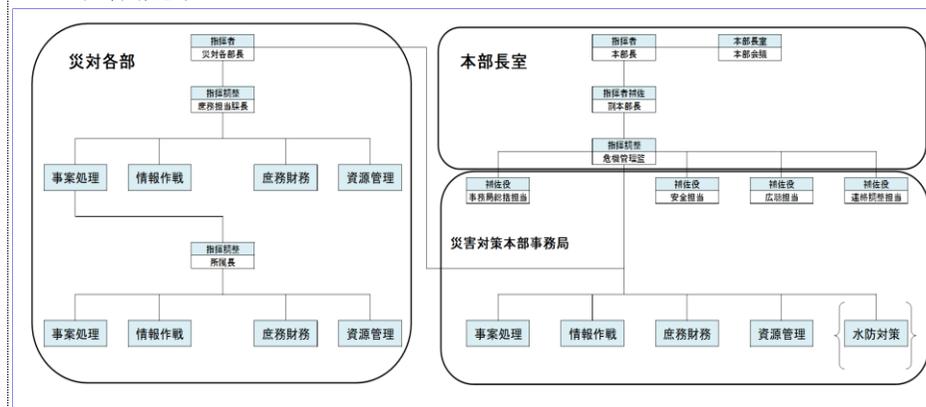
（※現行版第2部第2編第6章<応急対策>から移行。変更箇所は赤字下線部のみ。）

第1節 災害対策本部の組織体制

【防災危機管理課・区各部】

区は必要があるときは、災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。本部の組織は下記のとおりとする。

<組織概要>



現行（令和3年修正）	修正案					
	<p data-bbox="1128 201 1435 229"><本部長室・災対各部></p> <table border="1" data-bbox="1099 260 1919 1233"> <tr> <td data-bbox="1099 260 1189 1233" rowspan="2">本 部 長 室 構 成</td> <td data-bbox="1189 260 1512 1233"> <p data-bbox="1205 272 1478 496">本部長（区長） 副本部長（副区長・教 育長） 危機管理監（危機管理 室長）</p> <p data-bbox="1218 515 1330 544">【本部員】</p> <p data-bbox="1229 563 1489 1222">企画経営部長 総務部長 地域力推進部長 観光・国際都市部長 区民部長 産業経済部長 福祉部長 健康政策部長 こども家庭部長 まちづくり推進部長 都市基盤整備部長 環境清掃部長 教育総務部長 庁議構成員の担当部</p> </td> <td data-bbox="1512 260 1585 1233" rowspan="2">災 対 各 部 構 成</td> <td data-bbox="1585 260 1919 831"> <p data-bbox="1601 272 1870 823">災対企画経営部 災対総務部 災対地域力推進部 災対観光・国際都市部 災対区民部 災対産業経済部 災対福祉部 災対健康政策部 災対こども家庭部 災対まちづくり推進部 災対都市基盤整備部 災対環境清掃部</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1512 831 2042 1233"> <p data-bbox="1541 858 1760 887">【組織の補足事項】</p> <p data-bbox="1529 906 2013 1222">会計管理室：災対企画経営部に所属 選挙管理委員会事務局、監査事務局、議 会事務局：災対総務部に所属 障がい者総合サポートセンター：災対福 祉部に所属 <u>鉄道・都市づくり部</u>・空港まちづくり本 部：災対まちづくり推進部に所属</p> </td> </tr> </table> <p data-bbox="1099 1262 2074 1342">大田区災害対策本部各部の分掌事務〔資料編2-4 大田区災害対策本部条例 施行規則参照〕</p>	本 部 長 室 構 成	<p data-bbox="1205 272 1478 496">本部長（区長） 副本部長（副区長・教 育長） 危機管理監（危機管理 室長）</p> <p data-bbox="1218 515 1330 544">【本部員】</p> <p data-bbox="1229 563 1489 1222">企画経営部長 総務部長 地域力推進部長 観光・国際都市部長 区民部長 産業経済部長 福祉部長 健康政策部長 こども家庭部長 まちづくり推進部長 都市基盤整備部長 環境清掃部長 教育総務部長 庁議構成員の担当部</p>	災 対 各 部 構 成	<p data-bbox="1601 272 1870 823">災対企画経営部 災対総務部 災対地域力推進部 災対観光・国際都市部 災対区民部 災対産業経済部 災対福祉部 災対健康政策部 災対こども家庭部 災対まちづくり推進部 災対都市基盤整備部 災対環境清掃部</p>	<p data-bbox="1541 858 1760 887">【組織の補足事項】</p> <p data-bbox="1529 906 2013 1222">会計管理室：災対企画経営部に所属 選挙管理委員会事務局、監査事務局、議 会事務局：災対総務部に所属 障がい者総合サポートセンター：災対福 祉部に所属 <u>鉄道・都市づくり部</u>・空港まちづくり本 部：災対まちづくり推進部に所属</p>
本 部 長 室 構 成	<p data-bbox="1205 272 1478 496">本部長（区長） 副本部長（副区長・教 育長） 危機管理監（危機管理 室長）</p> <p data-bbox="1218 515 1330 544">【本部員】</p> <p data-bbox="1229 563 1489 1222">企画経営部長 総務部長 地域力推進部長 観光・国際都市部長 区民部長 産業経済部長 福祉部長 健康政策部長 こども家庭部長 まちづくり推進部長 都市基盤整備部長 環境清掃部長 教育総務部長 庁議構成員の担当部</p>		災 対 各 部 構 成		<p data-bbox="1601 272 1870 823">災対企画経営部 災対総務部 災対地域力推進部 災対観光・国際都市部 災対区民部 災対産業経済部 災対福祉部 災対健康政策部 災対こども家庭部 災対まちづくり推進部 災対都市基盤整備部 災対環境清掃部</p>	
	<p data-bbox="1541 858 1760 887">【組織の補足事項】</p> <p data-bbox="1529 906 2013 1222">会計管理室：災対企画経営部に所属 選挙管理委員会事務局、監査事務局、議 会事務局：災対総務部に所属 障がい者総合サポートセンター：災対福 祉部に所属 <u>鉄道・都市づくり部</u>・空港まちづくり本 部：災対まちづくり推進部に所属</p>					

現行（令和3年修正）	修正案
	<p>2 本部の設置</p> <p>（1）本部の設置</p> <p>ア 区長は、区の地域内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は本部を設置する。</p> <p>イ 危機管理監は状況により本部を設置する必要があると認めたときは、本部条例施行規則第4条第1項の副本部長の職に充てられている者と協議のうえ、本部の設置を区長に申請する。</p> <p>（2）本部の設置の通知等</p> <p>危機管理監は、本部が設置されたときは直ちに次に掲げる者のうちアについては必ず、その他の者については必要と認めた者につき本部の設置を通知する。</p> <p>ア 都知事</p> <p>イ 区内防災関係機関</p> <p>ウ 隣接の区長及び市長</p> <p>（3）本部の標示の掲出</p> <p>本部が設置された場合は、区本庁舎正面玄関前に「大田区災害対策本部」の標示を掲出する。</p> <p>（4）事務局の設置</p> <p>危機管理監は、本部長室の所掌事務を一体的かつ効果的に実施するために災害対策本部事務局（以下「事務局」という。）を設置する。この際、危機管理監は、その職務を補佐する職員を必要に応じて招集する。</p> <p>事務局の要員は、防災危機管理課並びに災対企画経営部及び災対総務部から招集した職員で構成し、水防に係る災害対策では必要に応じて、災対都市基盤整備部から招集した職員も加わる。</p>

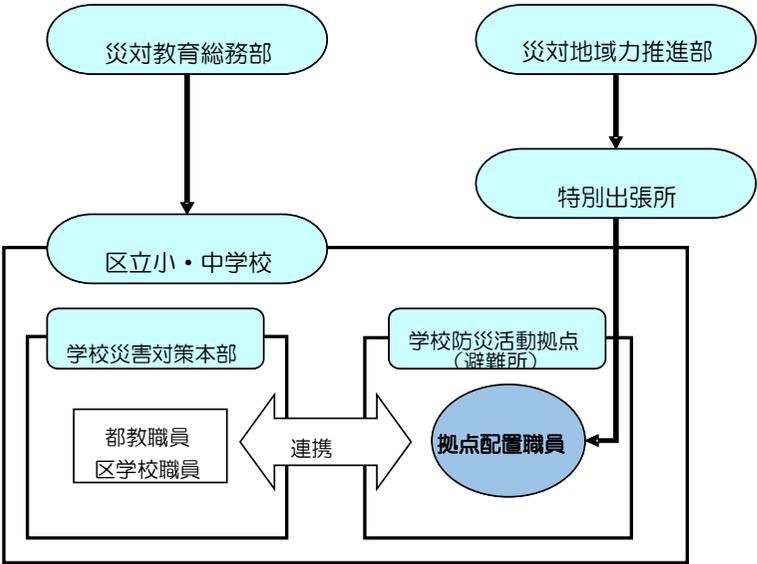
現行（令和3年修正）	修正案
	<p>3 本部の運営</p> <p>本部の運営は、災害対策基本法、区災害対策本部条例及び同施行規則の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。〔資料編 2-3 大田区災害対策本部条例 参照〕</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）本部の非常配備態勢の確立及び廃止の決定 （2）重要な災害情報の収集及び伝達 （3）都に対する重要な要請及び連絡 （4）災害救助の実施 （5）都及び他区との相互応援 （6）その他重要な災害対策 <p>なお、本部が設置される前（災害が休日、勤務時間外等に発生した場合における初動活動態勢を含む。）又は、設置されない場合における災害応急活動の実施は、ほかに定めがある場合を除き、本部が設置された場合に準じて処理する。</p> <p>4 本部の廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）区長は、区の地域について災害が発生するおそれが解消したと認めるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは本部を廃止する。本部の廃止に伴い、本部各課長は、所管事務を速やかに処理し、「災害対策事務引継書」により行政組織の担当部課に引き継ぐ。 （2）本部の廃止の通知等は上記「2（2）本部の設置の通知等」に準じて処理する。 <p>5 本部設置前の初動連絡態勢</p> <p>本庁舎の夜間専門警備は、風水害その他の非常災害又は非常事態発生の通報を受けたときは、直ちに防災危機管理課長へ連絡し、防災危機管理課長はあらかじめ定められている連絡態勢に基づき通報する。</p>

現行（令和3年修正）	修正案
	<p>6 本部長室の開設及び議事</p> <p>（1）本部長室の開設準備</p> <p>危機管理監は、本部が設置されたときは直ちに、本部長室の開設に必要な通信、その他の整備を行う。</p> <p>（2）本部長室の開設</p> <p>ア 本部長は原則として本部を設置したときは、本部条例施行規則第3条の本部長室の構成員を招集する。</p> <p>イ 本部長は、災害の状況その他により必要があると認めたときは、本部条例施行規則第6条の本部員を指名する。</p> <p>（3）本部長室の議事</p> <p>本部長室に付議する事項は、本部条例施行規則第2条に定める審議策定事項及びこの計画に定める報告事項とする。</p> <p>7 現地対策本部の設置等</p> <p>区の地域に発生した災害が局地的、かつ著しく甚大で、特に区長が認めた場合は、現地あるいは近隣に現地対策本部を設置し、事態の早期収拾に努める。</p> <p>また、状況によっては、災害情報収集のために職員を現地に派遣し、必要に応じて、救助物資及び資器材の搬送、関係機関への要請等応急措置を実施する。</p> <p>現地対策本部の運営等は、災害対策本部態勢に準拠するものとする。</p> <p><u>8 本庁舎の代替庁舎</u></p> <p><u>（1）本庁舎が火災や浸水等により使用できない場合、大森地区へ移転する。大森地区の代替庁舎を使用できない場合は、調布地区へ移転する。</u></p> <p><u>ア 大森地区の代替庁舎</u></p> <p><u>大森文化の森、新井宿特別出張所、大森地域庁舎、新井宿会館、池上会館</u></p>

現行（令和3年修正）	修正案
	<p><u>等</u></p> <p><u>イ 調布地区の代替庁舎</u> <u>嶺町文化センター、調布地域庁舎など</u></p> <p><u>（2）各代替庁舎の使用計画については、今後具体化する。</u></p> <p>9 本部の財務</p> <p>（1）費用の負担</p> <p>大田区災害対策本部設置後、各部分掌事務の遂行に要した経費は、本部が負担する。</p> <p>（2）予算手続</p> <p>ア 本部が設置されたときの予算手続は、大田区予算事務規則に基づき処理する。</p> <p>イ 災対各部長（以下「部長」という。）は、その分掌事務の遂行に必要な予算に不足を生じるとき又は予算措置が講じられていないときは、直ちに災対企画経営部長の指示を受ける。</p> <p>ウ 災対企画経営部長は、本部が設置されたとき、又は上記イの指示を求められたときは、速やかに予算措置方針を本部長室に付議して、関係部長に必要な指示を行う。</p> <p>エ 各部長は、緊急の経費について上記イ、ウの指示を求めるいとまがないときは、部長かぎりにおいて、臨機・適切な処置をとることができる。この場合、事後速やかに災対企画経営部長に報告し、その承認を求める。</p> <p>オ 災対企画経営部長は、各部の分掌事務が円滑に遂行できるよう、予算事務について、指導・協力を行う。</p> <p>（3）物資調達手続</p> <p>ア 本部が設置されたときの物資調達は、大田区予算事務規則及び大田区契約事務規則に基づき処理する。</p> <p>イ 災害時において上記アによることができない場合、災対総務部長は本</p>

現行（令和3年修正）	修正案
	<p>部長室に付議して臨機・適切な処置をし、又は、各部長をして処置するよう指示することができる。</p> <p>ウ 事務処理は、「契約締結請求書」の各葉の左上欄に「災」と朱書し、本部組織によって処理するものとする。</p> <p>（4）工事施行手続</p> <p>災害時において緊急に工事を施工する必要があるとき、本部長の指示を受けて、大田区契約事務規則に定める手続によらないで処理することができる。ただし、事後、直ちに所定の手続をとるものとする。※参考 大田区工事施行規程第15条</p> <p>（5）支払手続</p> <p>ア 本部が設置されたときの支払手続は、大田区会計事務規則に基づき処理する。</p> <p>イ 災害時において上記によることができない場合、会計管理者は本部長室に付議して臨機・適切な処置をするよう指示することができる。</p> <p>ウ 特に、即時支払を必要とする経費については、大田区会計事務規則に準じた手続により、資金前渡の方法により処理するものとする。</p> <p>（6）事後手続</p> <p>各部長は災害終了後、活動に要した諸経費について、災害対策経費報告書により本部長あて報告する。</p> <p>（7）物品の管理及び取扱い</p> <p>災害対策用物品の管理及び取扱いについては、「物品の管理及び取扱要領」によるものとする。〔資料編 2-10 物品の管理及び取扱要領 参照〕</p>

現行（令和3年修正）	修正案						
<p><u>第2節 区の現況</u></p> <p>○人口・面積等</p> <table border="1" data-bbox="107 292 790 395"> <thead> <tr> <th>夜間人口</th> <th>昼間人口</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>717,082人</td> <td>693,865人</td> <td><u>60.83</u> km²</td> </tr> </tbody> </table> <p>※夜間人口及び昼間人口は「平成27年国勢調査結果」（総務省統計局）による。</p>	夜間人口	昼間人口	面積	717,082人	693,865人	<u>60.83</u> km ²	<p><u>第2節 職員の配置及び服務等</u> 【総務部・防災危機管理課】</p> <p>1 本部の態勢</p> <p>（1）非常配備態勢</p> <p>本部の態勢は、大田区災害対策本部運営要綱第7条に定める別表第1（次頁参照。以下同じ）のとおり、第1次配備態勢〔注意態勢〕から第4次配備態勢〔厳戒態勢〕の4段階となっている。</p> <p>本部長は、本部を設置したときは、別表第1に掲げる発令基準により、非常配備態勢の指令を発し、部長及びその他本部の職員を配備することとしている。</p> <p>また、本部が設置されていない場合であっても、区長は、必要と認める場合は、別表第1に掲げる発令基準により、非常配備態勢の指令を発することができることとしている。</p> <p>さらに、震度4以上の地震が発生した場合又は災害による小規模な被害の発生が確認された場合は、別表第1に掲げる発令基準により、非常配備態勢の指令が発せられたものとみなすこととしている。</p> <p>（2）職員の配置</p> <p>別表第1の発令基準により参集する職員は、区職員と都費教職員とし、発令基準ごとに動員計画によりあらかじめ指定しておくこととしている。</p> <p>（3）業務内容</p> <p>職員は、大田区災害対策本部条例施行規則第8条に定める部の計画に基づき、災害対応に従事する。</p> <p>（4）拠点配置職員等</p> <p>特別出張所及び区立小中学校は、災害発生初動期に重要な役割を担う地域の拠点となるため、大田区災害対策本部運営要綱第8条において、拠点配置職員及び特別出張所補完配置管理職員をあらかじめ指定している。拠点配置職員及び特別出張所補完配置管理職員は、第3次配備態勢以上の指令が発せ</p>
夜間人口	昼間人口	面積					
717,082人	693,865人	<u>60.83</u> km ²					

現行（令和3年修正）	修正案
	<p>られた（みなし発令を含む）場合、あらかじめ指定された特別出張所に参集するものとする。</p> <p>拠点配置職員は、参集後、特別出張所長の指揮下で、特別出張所職員や学校教職員と連携して避難所運営等の業務に取り組み、当初の混乱が落ち着き地域拠点の活動が軌道にのった段階で本来所属に戻る。特別出張所補完配置管理職員は、当該特別出張所長に代わり、特別出張所及び避難所の災害対応業務の指揮を行うものとし、当該特別出張所長が参集したときは、その業務を引き継ぐものとする。</p> <p>【学校に配置される拠点配置職員の指揮命令系統図】</p> <p>本部の非常配備態勢</p> 

現行（令和3年修正）	修正案		
	態勢	発令基準	参集指定職員
	第1次配備態勢 〔注意態勢〕	区内において震度4以上の地震が発生した場合	危機管理室長 防災危機管理課長 防災計画担当課長 防災支援担当課長 生活安全担当課長 区内在住の防災危機管理課職員
	第2次配備態勢 〔警戒態勢〕	次のいずれかに該当する場合に発令する。 (1) 区内において震度5弱以上の地震が発生した場合 (2) 東海地震注意情報の発表並びに災害及び大規模事故が発生し、又は発生するおそれがある場合 (3) 本部長（区長）が災害対策上必要と認めた場合	大田区内在住の参事・副参事・専門参事・専門副参事 概ね全職員の1/10（都費教職員を含む）とし、規則第8条に規定する動員計画によりあらかじめ指定した職員。 ただし、本部長（区長）は災害対策を進める上で必要に応じて、所属単位に増員又は減員をするものとする。

現行（令和3年修正）	修正案		
	<p>第3次配備態勢 〔非常態勢〕</p>	<p>次のいずれかに該当する場合に発令する。 (1) 区内において震度5強以上の地震が発生した場合 (2) 局地災害が発生した場合 (3) 状況により本部長（区長）が災害対策上必要と認めた場合。 (4) 区内に災害による小規模な被害の発生が確認された場合</p>	<p>区外在住の参事・副参事・専門参事・専門副参事 概ね全職員の1/2（都費教職員を含む。）とし、規則第8条に規定する動員計画によりあらかじめ指定した職員。 ただし、本部長（区長）は災害対策を進める上で必要に応じて、所属単位に増員又は減員をするものとする。</p>
	<p>第4次配備態勢 〔厳戒態勢〕</p>	<p>次のいずれかに該当する場合に発令する。 (1) 区内において震度6弱以上の地震が発生した場合 (2) 本部長（区長）が災害対策上必要と認めた場合</p>	<p>全職員（都費教職員を含む）ただし、本部長（区長）は災害対策を進める上で必要に応じて、所属単位に増員又は減員をするものとする。</p>

2 本部職員の配置及び服務等
 (1) 職員の配置
 ア 各部長は、あらかじめ部の分掌事務を遂行するため、部の動員計画に基づき各非常配備態勢において、本部の事務に配備すべき職員を本部条例施行規則第7条に基づく本部の職員として任命し、必要な名簿を備えておかなければならない。

現行（令和3年修正）	修正案
	<p>イ 各部長は、非常配備態勢の指令を受けたときは、直ちに災害の状況に応ずる次の措置をとらなければならない。</p> <p>（ア）職員の動員計画表に基づき職員を所定の部署に配置すること。</p> <p>（イ）職員の参集方法及び交替方法を周知徹底させること。</p> <p>（ウ）部の業務計画に基づき業務活動の具体的内容を指示すること。</p> <p>（エ）その他高次の非常配備態勢に応ずる職員の配置に移行できる措置を講ずること。</p> <p>（2）職員の服務</p> <p>ア すべての職員は、勤務時間外、休日等に災害が発生し又は発生のおそれがあることを察知したときは継続して情報収集に努め、非常配備態勢の発令に備えなくてはならない。</p> <p>イ 本部のすべての職員は、自らの言動によって、住民に不安を与え、住民の誤解を招き、又は本部の活動に支障をきたすことのないように厳に注意しなければならない。</p> <p>（3）職員の給食</p> <p>ア 本庁舎等にあつては災対総務部人事課が、その他にあつてはそれぞれの長（長が配置されていない施設にあつては上席の職員）が、調達する。</p> <p>イ 発災直後の職員の給食については、別途確保する。</p> <p>（4）職員の災害補償</p> <p>本部職員の災害に対する補償は、「地方公務員災害補償法」（昭和42年8月1日、法律121号）の定めるところにより実施する。</p>

現行（令和3年修正）		修正案																								
<p>第3節 区内の被害想定</p> <p>○想定震度分布 （表略）</p> <p>○津波に関する想定について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">津波に関する想定</th> </tr> <tr> <th>想定する地震</th> <th>東京湾北部地震</th> <th>元禄型関東地震</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大津波高</td> <td>1.58m ※多摩川河口付近</td> <td>2.27m ※平和島付近</td> </tr> <tr> <td>津波到達時間</td> <td>3～7分程度</td> <td>2時間20分程度</td> </tr> <tr> <td>津波浸水予測</td> <td>最大50cm程度 ※大森南の一部地域</td> <td>最大1.2m程度 ※大森南、大森東の一部地域</td> </tr> <tr> <td>人的被害</td> <td>被害なし</td> <td>被害なし</td> </tr> <tr> <td>建物被害（全壊）</td> <td>被害なし</td> <td>88棟</td> </tr> <tr> <td>建物被害（半壊）</td> <td>被害なし</td> <td>1,020棟</td> </tr> </tbody> </table> <p>※浸水予測、被害数値は水門が閉まらなかった場合。閉鎖時は浸水しない。 ※元禄型関東地震は、直近での発生確率は低いが、東京湾北部地震よりも、津波被害が大きいと考えられるため、元禄型地震に対応した津波防災対策をとる。</p> <p>○全壊建物棟数の分布図 （表略）</p>		津波に関する想定			想定する地震	東京湾北部地震	元禄型関東地震	最大津波高	1.58m ※多摩川河口付近	2.27m ※平和島付近	津波到達時間	3～7分程度	2時間20分程度	津波浸水予測	最大50cm程度 ※大森南の一部地域	最大1.2m程度 ※大森南、大森東の一部地域	人的被害	被害なし	被害なし	建物被害（全壊）	被害なし	88棟	建物被害（半壊）	被害なし	1,020棟	<p>第3節 区立学校の活動態勢 【教育総務部】</p> <p>1 発災時の対応</p> <p>（1）教育活動中に災害が発生した場合</p> <p>ア 学校災害対策本部の設置</p> <p>学校は、速やかに授業、会議等学校教育活動を打ち切り、学校であらかじめ定めている学校災害対策本部（基本組織図参照）を設置し、教職員により以下に掲げる学校災害応急活動を実施する。</p> <p>（図略）</p> <p>イ 児童・生徒の掌握と安全確保等</p> <p>学校災害対策本部長（以下「学校本部長」という。）は、児童・生徒班を中心にして組織の総力をあげて児童・生徒の掌握と安全確保に努める。児童・生徒等に被害が発生した場合は、救護班に命じて速やかにその救出又は応急手当等を実施する。</p> <p>ウ 防火点検、学校施設、設備の被害状況の把握等</p> <p>学校本部長は、前項の措置と並行して、総務班に対して火気使用場所の防火点検を命じ、出火している場合は、初期消火活動を指示するとともに消防機関へ火災発生通報をする。</p> <p>この場合、火災の状況を的確に把握して、児童・生徒班により早めに児童・生徒等を校庭等の安全な場所に避難させる。また、総務班に対して学校施設設備の点検、被害状況の把握、可能な応急措置を指示する。</p> <p>エ 近隣住民等の自主避難者の受け入れ</p> <p>地震による住家等の損壊により、近隣住民が自主的に学校に避難してきた場合には、当該学校本部長は、学校における児童・生徒の安全確保に支障がない範囲内において学校施設を指定して、避難所支援班に命じて避難者の対応に当たる。</p>
津波に関する想定																										
想定する地震	東京湾北部地震	元禄型関東地震																								
最大津波高	1.58m ※多摩川河口付近	2.27m ※平和島付近																								
津波到達時間	3～7分程度	2時間20分程度																								
津波浸水予測	最大50cm程度 ※大森南の一部地域	最大1.2m程度 ※大森南、大森東の一部地域																								
人的被害	被害なし	被害なし																								
建物被害（全壊）	被害なし	88棟																								
建物被害（半壊）	被害なし	1,020棟																								

【本編】第1部 総則

現行（令和3年修正）	修正案
<p>○火災焼失建物棟数の分布図 （表略）</p> <p>○東京湾北部地震の津波浸水想定域分布図（水門開放時） （表略）</p> <p>○元禄型関東地震の津波浸水想定域分布図（水門開放時） （表略）</p>	<p>オ 大田区災害対策本部（災対教育総務部）への通報 学校本部長は、速やかに次に掲げる事項を区災害対策本部（災対教育総務部）へ通報する。</p> <p>（ア）学校災害対策本部の設置日時、同本部従事の全職員数 （イ）児童・生徒の掌握数及び状況 （ウ）火災の有無 （エ）学校施設の被害状況 （オ）学校で把握できる近隣の被害状況 （カ）近隣住民の学校への避難の有無。避難者を収容している場合は、その人数及び状況等 （キ）その他参考となる事項</p> <p>なお、この後の通報は、第2部第4編第2章応急・復旧対策第5節情報の収集・伝達5 被害状況等の報告及び災害現地調査（1）エ「区本部に対する報告」（P178 参照）に定めるところによる。</p> <p>カ 人命救助、校内火災の拡大等緊急事態の措置 学校本部長は、在校児童・生徒等の中に生命の危険がある重大な被害を受けた者がいる場合、あるいは校内火災の拡大により、児童・生徒等の安全確保に重大な影響がある場合等緊急事態が発生したときは、警察、消防機関等の救助機関に直接救助を求めるほか、あらゆる手段を講じて人命救助に当たり、人的被害の拡大防止に努めなければならない。</p> <p>キ 在校児童・生徒の保護者への引渡しの時期等 在校児童・生徒の保護者への引渡しは、当該学区域の住家等の被害の全貌が明らかになるまでの間は、在校児童・生徒を学校に留め置くことを原則とする。ただし、当該学校に危険が切迫しているような状況においては、この限りでない。</p> <p>（2）教育活動外の時間で災害が発生した場合 ア 非常配備態勢の発令</p>

現行（令和3年修正）	修正案
	<p>本部の非常配備態勢（P10参照）に基づき、動員指令が発令されたときは、勤務する学校に参集する。</p> <p>なお、大田区に震度5弱以上（第2次配備態勢～）の地震が発生した場合は、当該地震の発生をもって動員指令が発令されたものとみなす。</p> <p>イ 学校災害対策本部の設置</p> <p>学校長又は副校長が学校に到着後、速やかに学校災害対策本部（基本組織図参照）を設置し、その旨区災害対策本部（災対教育総務部）へ通報する。</p> <p>ウ 児童・生徒の安否確認等</p> <p>学校本部長は、出動してきた教職員を指揮して、児童・生徒班を中心にして組織の総力をあげて児童・生徒の安否確認に努める。</p> <p>エ 防火点検、学校施設、設備の被害状況の把握等</p> <p>学校本部長は、出動してきた教職員を指揮して、電話回線の確認、校内の火気使用設備の防火点検及び学校施設、設備の被害状況を把握する。その調査結果を基にして避難者の収容可能施設を選別し、かつ、当該施設ごとの収容可能人員を算定しておく。</p> <p>オ 近隣住民等の自主避難者の受け入れ</p> <p>地震による住家等の損壊により、近隣住民が自主的に学校に避難してきた場合には、避難所支援班に命じて避難者の対応に当たる。</p> <p>カ 大田区災害対策本部（災対教育総務部）への通報</p> <p>学校本部長は、速やかに次に掲げる事項を区災害対策本部（災対教育総務部）へ通報する。</p> <p>（ア）学校災害対策本部の設置日時、同本部従事の全職員数</p> <p>（イ）火災の有無</p> <p>（ウ）学校施設の被害状況</p> <p>（エ）避難者収容可能人員</p> <p>（オ）学校で把握できる近隣の被害状況</p> <p>（カ）近隣住民の学校への避難の有無。避難者を収容している場合は、そ</p>

現行（令和3年修正）	修正案
	<p>の人数及び状況等</p> <p>（キ）その他参考となる事項</p> <p>なお、この後の通報は、第2部第4編第2章応急・復旧対策第5節情報の収集・伝達5 被害状況等の報告及び災害現地調査（1）エ「区本部に対する報告」（P178参照）に定めるところによる。</p> <p>2 避難所としての対応</p> <p>（1）避難所開設</p> <p>区災害対策本部が区の地域に関わる災害予防及び災害応急対策を実施するため、学校施設を避難所として開設する必要が生じ、区災害対策本部長から学校長に対して、避難所の開設指示及びその運営管理に関して必要な限度において必要な指示が出されたときは、学校本部長は、その指示に従って学校災害対策本部組織を指揮し、第2部第5編第2章応急対策第4節（P202）「避難所の開設、管理運営」により、避難者の収容、救援等に万全を期す。</p> <p>避難所の管理運営は、基本的には、区長部局が担当するが、発災初期の段階においては、早急に避難所を整備するため、学校本部長の指揮のもと教職員がリーダーシップを発揮して開設・運営の対応を図る。</p> <p>（2）開設した避難所における保護者への児童・生徒の引渡し</p> <p>児童・生徒が在校中に、前項の対応を行い、児童・生徒の保護者が当該学校に避難してきた場合は、その時点で児童・生徒を保護者に引き渡す。</p> <p>（3）学校防災活動拠点（避難所運営連絡会）への引継ぎ</p> <p>教職員は、避難所開設・運営の初期段階の混乱が落ち着いた時点で、区長部局、避難者等の代表からなる学校防災活動拠点（避難所運営連絡会）に運営を引継ぎ、応急教育に向けた活動に重点をおく。</p>

現行（令和3年修正）	修正案
<p><u>第4節 区内の被害想定の特徴</u></p> <p>1 地震動 最新の科学的知見により、前回被害想定時の分析に比して、想定震源域が浅くなること明らかとなったため、揺れの大きさを表す震度階級が大きくなり、想定される被害のそれぞれの数値も軒並み増加傾向にある。</p> <p>区内の大部分で震度6強が想定され、一部地域では、最大震度の震度7が想定される。</p> <p>2 揺れ及び液状化 想定震度が大きくなったことに伴い、揺れ及び液状化の被害は深刻化し、建物被害が増加している。さらに、建物被害の増加に比例して、人的被害も拡大しており、死者数全体の約4割、けが人全体の約7割に上ると想定される。</p> <p>3 火災 23区の区部西部から南西部の環七、環八間を中心とする地域は、木造建築物が広範囲にわたって密集しており、火災延焼被害を受けやすい地域特性にあり、これらの地域を中心に火災延焼の被害が想定されている。</p> <p>大田区内の火災被害件数は前回想定から減少しているものの、依然として高い数値であり、火災に伴う死者数は、死者数全体の約6割に上ると見られる。</p> <p>4 ライフライン・交通インフラ関係 揺れによる建物全壊や火災延焼による電柱折損などにより、停電や通信障害が想定される。</p> <p>ガス施設では一定の条件の下で、供給停止の取決めがあり、供給停止率が</p>	<p><u>第4節 区防災会議の招集</u> 【防災危機管理課】</p> <p>区の地域に災害が発生した場合において、その災害に係る応急対策に関し、区をはじめ防災関係機関相互間の連絡調整を図る必要があると認められるときは、区防災会議の委員は会長に区防災会議の招集を要請する。</p>

【本編】第1部 総則

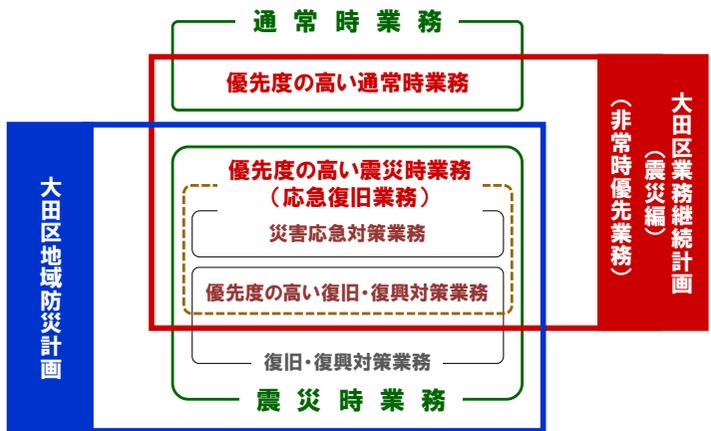
現行（令和3年修正）	修正案
<p>高く想定される。</p> <p>上水道・下水道でも、震度が6強以上の地域が広範になることや液状化の影響により被害が出ると予想される。</p> <p>5 避難者及び帰宅困難者</p> <p>建物倒壊や延焼火災による建物焼失、鉄道運行停止に伴い、多数の避難者と帰宅困難者が発生する。</p> <p>6 津波被害</p> <p>河川敷及び沿岸の堤防を越えるような津波高は想定されていない。</p> <p>ただし、水門が閉鎖されなかった場合には浸水被害が生じる。浸水深は概ね50cm程度であり、人的被害の発生は想定されていない。</p>	<p><u>第5節 区の役割<各部局の分掌事務></u> <u>(※現行版第2部第1編第3章から移行。内容変更なし。)</u> <u>(別紙2のとおり)</u></p>

現行（令和3年修正）	修正案
	<p><u>第2章 公助＜関係機関＞の体制整備（※新設）</u></p> <p><u>第1節 関係機関の組織体制</u> <u>〔資料編5 各関係機関の活動体制 参照〕</u></p> <p><u>第2節 関係機関の役割</u> <u>（※現行版第2部第1編第3章から移行。変更箇所は赤字下線部のみ。）</u></p> <ol style="list-style-type: none">1 都の役割 <u>（別紙3のとおり）</u>2 指定地方行政機関等の役割 （表略）3 指定公共機関の役割 <u>（別紙3のとおり）</u>4 指定地方公共機関の役割 （表略）5 公共的団体の役割 （表略）

現行（令和3年修正）	修正案						
<p><u>第1編 自助・共助・公助の役割</u> <u>第1章 自助の役割</u> <u>（※修正案第2部第2編第1章へ集約）</u> （略）</p>	<p><u>第1編 総則（※新設）</u> <u>第1章 首都直下地震等の大田区の被害想定</u> <u>（※現行版第1部第3編第1章から移行。変更箇所は赤字下線部のみ。）</u> （略） 第1節 前提条件 第2節 区の現況 ○人口・面積等</p> <table border="1" data-bbox="1151 550 1832 654"> <thead> <tr> <th>夜間人口</th> <th>昼間人口</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>717,082 人</td> <td>693,865 人</td> <td><u>61.86</u> km²</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3節 区内の被害想定 （略） <u>（各図は資料編へ移行）</u></p> <p>第4節 区内の被害想定の特徴 （略）</p>	夜間人口	昼間人口	面積	717,082 人	693,865 人	<u>61.86</u> km ²
夜間人口	昼間人口	面積					
717,082 人	693,865 人	<u>61.86</u> km ²					

現行（令和3年修正）	修正案
<p><u>第2章 共助の役割</u> <u>（※修正案第2部第2編第1章へ集約）</u></p>	<p><u>第2章 防災対策の時系列シミュレーション（災害事象と災害対応）</u> <u>（※現行版第1部第4編から移行。変更箇所は赤字下線部のみ。）</u> <u>（別紙4のとおり）</u></p> <p>第1節 発生する災害事象と自助・共助による予防的な取り組み （略）</p> <p>第2節 自助・共助による応急・復旧・復興対応 （略）</p> <p><u>第3節 区災害対策各部の動き</u> <u>（別紙5のとおり）</u></p>

現行（令和3年修正）	修正案
<p><u>第3章 公助の役割</u></p> <p><u>（※修正案第1部第1編第3章へ移行。）</u></p> <p><u>第1節 区の役割</u></p> <p><u>第2節 都の役割</u></p>	<p><u>第3章 業務継続計画（震災編）等の策定による補完</u></p> <p><u>（※現行版第1部第5編から移行。変更箇所は赤字下線部のみ。）</u></p> <p><u>第1節 大田区業務継続計画（震災編）の策定</u></p> <p>大規模地震発生時に、区民の生命・身体及び財産を守り、区の社会機能を維持するための実行計画として、さらには、「危機に強い大田区」の実現に向けた平時からの対策計画として、大田区業務継続計画（震災編）を策定する。</p> <p>（表略）</p> <p><u>第2節 大田区業務継続計画（震災編）の位置づけ</u></p> <p>1 大田区業務継続計画（震災編）の位置づけ</p> <p>区ではこれまで、震災に関する災害予防、災害応急対策、復旧・復興対策等について、総合的かつ基本的な取り組みを定めた大田区地域防災計画を整備してきているが、大田区業務継続計画（震災編）は、大田区地域防災計画に基づく対応面の実行性を確保するとともに、区への対応力の向上を図るための計画として、図2のとおり位置づけられる。</p> <p>なお、大規模震災時の対応においては、特に東京都との連携が重要であることを踏まえ、東京都事業継続計画との整合を図ったものとなっている。</p> <div data-bbox="1120 1101 1926 1388"><p>The diagram illustrates the relationship between disaster prevention and business continuity plans at the city and district levels. It is organized into two rows: '都' (City) and '区' (District). In the '都' row, '東京都地域防災計画' (Tokyo Metropolitan Area Disaster Prevention Plan) is shown in a dashed box, and '東京都事業継続計画' (Tokyo Metropolitan Area Business Continuity Plan) is shown in a solid box. In the '区' row, '大田区地域防災計画' (Atsugi District Disaster Prevention Plan) is shown in a solid box, and '大田区業務継続計画' (Atsugi District Business Continuity Plan) is shown in a solid box. Arrows indicate the following relationships: a grey arrow points from the Tokyo Metropolitan Area Disaster Prevention Plan down to the Atsugi District Disaster Prevention Plan; a red arrow points from the Atsugi District Business Continuity Plan up to the Atsugi District Disaster Prevention Plan, labeled '補完' (Supplement); a yellow double-headed arrow labeled '連携' (Cooperation) connects the Tokyo Metropolitan Area Business Continuity Plan and the Atsugi District Business Continuity Plan.</p></div> <p>図2 大田区業務継続計画（震災編）の位置づけ</p>

現行（令和3年修正）	修正案
	<p>2 大田区業務継続計画（震災編）が対象とする非常時優先業務の範囲</p> <p>大田区業務継続計画（震災編）における非常時優先業務とは、災害時であっても継続又は早期復旧・開始の必要がある業務として、優先度の高い通常時業務と優先度の高い震災時業務（以下「応急復旧業務」とする）を対象とした業務であり、大田区地域防災計画との関係は、図3のとおりである。</p> <p>なお、応急復旧業務は、大田区地域防災計画で取り扱う業務のうち、災害応急対策全業務と早期に開始が求められる優先度の高い復旧・復興業務を範囲としている。</p>  <p>図3 大田区業務継続計画（震災編）が対象とする非常時優先業務の範囲</p> <p><u>第3節 大田区業務継続計画（震災編）の特徴</u></p> <p>大田区業務継続計画（震災編）は、主に次の特徴をもって策定されている。</p>

第3節 指定地方行政機関等の役割

現行（令和3年修正）	修正案
<p><u>（新設）</u></p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大田区が被災し、行政機能に重大な被害が生じることを前提としている。 ○ 震災の影響による対応において、活用できる資源に制限が生じる可能性を考慮し、あらかじめ優先すべき業務（非常時優先業務）の絞り込みをしている。 <p>なお、非常時優先業務は、震災時でも継続又は早期復旧・開始すべき通常時業務と、新たな行政需要として生じる応急復旧業務があることを踏まえ、選定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 震災時に、誰が、いつ、何を、どのような資源を持って実施すべきかが一見できるように、非常時優先業務ごとに、対応主体、業務開始目標時間、業務内容及び業務実施のために不可欠な資源を洗い出し、設定している。 ○ 非常時優先業務の実行性を確保するため、必要な事前対策の内容と取り組み時期を計画化している。 </div> <p><u>第4節 大田区業務継続計画（震災編）の概要</u></p> <p>大田区業務継続計画（震災編）は、震災時の業務継続計画と事前対策計画の2つの構成要素からなっている。</p> <p>それぞれの概要については、次のとおりである。</p> <p>1 震災時の業務継続計画</p> <p>業務継続計画の目的、計画の位置づけ、計画策定の基本方針などに係る基本事項をはじめとして、計画の前提となる被害の想定のほか、業務継続に必要な態勢と執務環境、区が実施する非常時優先業務など、震災時に業務継続を実行するために必要な事項を定めている。</p>

現行（令和3年修正）	修正案
<p><u>（新設）</u></p>	<p>2 事前対策計画</p> <p>非常時優先業務遂行上の課題と対策の方向、必要不可欠な対策事項を定めるとともに、震災時において、業務継続が確実かつ適切に遂行するために、平時から実施すべき対策の内容や実施時期を計画化している。</p> <p><u>第5節 大田区業務継続計画（震災編）の実効性の強化・充実</u></p> <p>大田区業務継続計画（震災編）の実行性の強化・充実をはかるため、大田区業務継続管理計画（BCM）を整備する。</p> <p>それぞれの概要については、次のとおりである。</p> <p>1 大田区業務継続管理計画（BCM）の整備</p> <p>大田区業務継続計画（震災編）の運用・見直しによる継続的改善を通じ、区としての危機対応力の向上を図るとともに、「危機に強い大田区」を実現するべく、その総合管理のための大田区業務継続管理計画（BCM=Business Continuity Management）を策定する。</p> <p>同計画では、その目的や意義、基本方針などに係る基本事項とともに、大田区業務継続計画（震災編）の実行性を継続的に向上するための運用組織の体制と役割、PDCA 活動の内容、管理・運用ルールなどの枠組みを定める。</p> <p>2 BCP の見直し</p> <p>災害時業務計画や優先通常時業務等の見直しを随時行い、BCP の修正を図っていく。</p>

現行（令和3年修正）	修正案
<p>第2編 地域防災力の向上</p> <p>第1章 対策の基本的考え方</p> <p>地震が発生した場合、地震の被害を最小限に抑えるには、区民一人ひとりが、あわてず、落ち着いて行動することが大切である。日頃の備えや訓練等の防災意識の日常化によって、被害を軽減することができる。そのためには、首都直下地震等が発生する前にできることから取り組んでいくことが重要である。</p> <p>区民と地域が自らの責任で行う「自助」「共助」と、防災力強化に責任を持って取り組む「公助」の連携と協働によって、地域力を結集し、総合防災力を高める。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>「自助」…</p> <p>地震の発生直後は、「自分の命と安全は自分で守ること」が防災の基本である。自分が怪我をしなければ大切な家族を守ることができる。</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>第2編 地域防災力の向上</p> <p>第1章 対策の基本的な考え方</p> <p>地震が発生した場合、地震の被害を最小限に抑えるには、区民一人ひとりが、あわてず、落ち着いて行動することが大切である。日頃の備えや訓練等の防災意識の日常化によって、被害を軽減することができる。そのためには、首都直下地震等が発生する前にできることから取り組んでいくことが重要である。</p> <p>区民と地域が自らの責任で行う「自助」「共助」と、防災力強化に責任を持って取り組む「公助」の連携と協働によって、地域力を結集し、総合防災力を高める。</p> <p><u>区民と地域が自らの責任で行う「自助」「共助」と、防災力強化に責任を持って取り組む「公助」の連携と協働によって、地域力を結集し、総合防災力を高める。</u></p> <p>・「自助」の役割</p> <p>地震の発生直後は、「自分の命と安全は自分で守ること」が防災の基本である。自分が怪我をしなければ大切な家族を守ることができる。</p> <p><u>〔予防対策〕</u></p> <p><u>1 「非常備蓄品」「非常持出し品」などの準備</u></p> <p><u>（1）「非常備蓄品」の備えと確認</u></p> <p><u>（2）「非常持出し品」の備えと確認</u></p> <p><u>（3）家族構成にあわせた準備と確認</u></p> <p><u>（4）家族との連絡方法、集合場所の確認</u></p> <p><u>（5）一時集合場所、避難所、避難場所の確認</u></p> <p><u>2 家の内外の安全対策</u></p> <p><u>（1）家の中の安全対策</u></p> <p><u>（2）家の外の安全対策</u></p> <p><u>（3）住宅やマンション等の耐震対策</u></p>

現行（令和3年修正）	修正案
<p>・「共助」…</p> <p>地域を守ることは自分や家族を守ることにつながる。災害によってまちが破壊された時、地域の間関係は生きる希望となる。隣近所の協力や地域の支え合いによって助け合うことが重要である。</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p><u>〔応急対策〕</u></p> <p><u><地震時の行動></u></p> <p><u>（1）まず身の安全を守る</u></p> <p><u><地震直後の行動></u></p> <p><u>（2）落ち着いて火の元を確認する</u></p> <p><u>（3）あわてて行動しない</u></p> <p><u>（4）窓や戸を開けて出口を確保する</u></p> <p><u>（5）門や扉には近寄らない</u></p> <p><u><地震後の行動></u></p> <p><u>（6）火災や津波からすばやく避難する</u></p> <p><u>（7）正確な情報と確かな行動をとる</u></p> <p><u>（8）わが家の安全と隣近所の安否を確かめ合う</u></p> <p><u>（9）みんなで協力し合って救出・救護する</u></p> <p><u>（10）避難の前に、電気・ガスの安全を確認する</u></p> <p>・「共助」の役割</p> <p>地域を守ることは自分や家族を守ることにつながる。災害によってまちが破壊された時、地域の間関係は生きる希望となる。隣近所の協力や地域の支え合いによって助け合うことが重要である。</p> <p><u>〔予防対策〕</u></p> <p><u>1 防災知識の普及</u></p> <p><u>2 防災巡視・防災点検</u></p> <p><u>3 防災訓練など</u></p> <p><u>〔応急対策〕</u></p> <p><u>1 被害情報の収集伝達</u></p> <p><u>2 広報活動</u></p>

現行（令和3年修正）	修正案
<p>・「公助」…</p> <p>区や防災関係機関は、平常時から連携を強化し、災害に備えた防災予防対策に取り組んでいくとともに、災害が発生した場合には区民の安全確保と被災者の救済・支援を迅速かつ的確に実施していく。</p> <p>○現在の対策の状況</p> <p>・ 起震車体験や防災講話及び防災啓発資料（「震災編大田区防災地図」「風水害編大田区防災地図」、「わが家の防災チェックBOOK」）により意識啓発に取り組んできた。</p> <p>（略）</p>	<p>3 出火防止</p> <p>4 初期消火</p> <p>5 避難誘導</p> <p>6 救出救護など</p> <p>〔復旧・復興対策〕</p> <p>1 復興のまちづくりへの参加・協力など</p> <p>・「公助」の役割</p> <p>区や防災関係機関は、平常時から連携を強化し、災害に備えた防災予防対策に取り組んでいくとともに、災害が発生した場合には区民の安全確保と被災者の救済・支援を迅速かつ的確に実施していく。</p> <p>○ 現在の対策の状況</p> <p>・ 起震車体験や防災講話及び防災啓発資料（「大田区ハザードマップ（震災編）」、「大田区ハザードマップ（風水害編）」、「わが家の防災チェックBOOK」「防災ポケットガイド」）などにより意識啓発に取り組んできた。</p> <p>（略）</p>

【本編】第2部 震災予防・応急・復旧計画

現行（令和3年修正）	修正案
<p>第2章 自助の具体的な取り組み （略）</p> <p>予防対策</p> <p>第1節 自助による防災力の向上 （略）</p> <p>2 「非常備蓄品」「非常持出し品」などの準備 （略）</p> <p>ウ 生活用品 カセットコンロと予備ガスボンベ、毛布、衣類、洗面用具、歯ブラシ、マスク、トイレットペーパー、ビニール袋、使い捨てカイロ、キッチン用ラップ、生理用品など （略）</p> <p>第2節 マンション居住者の防災対策 （略）</p> <p>応急・復旧対策</p> <p>第1節 自助による応急対策の実施</p> <p>1 自らを守る応急対策</p> <p>大地震が発生したら、まず第一に身を守ることを考える。身の安全が図れた後は、あわてず、落ち着いて行動する。その後、隣近所で助け合って行動する。区では平成27年度から「命を守る3動作－(シェイクアウト訓練)」<u>を9月1日防災の日に、全区民対象に区内全域で実施し、身を守る動作の徹底を図っている。</u></p>	<p>第2章 自助の具体的な取り組み （略）</p> <p>予防対策</p> <p>第1節 自助による防災力の向上 （略）</p> <p>2 「非常備蓄品」「非常持出し品」などの準備 （略）</p> <p>ウ 生活用品 カセットコンロと予備ガスボンベ、毛布、衣類、洗面用具、歯ブラシ、マスク、トイレットペーパー、ビニール袋、使い捨てカイロ、キッチン用ラップ、生理用品、<u>簡易トイレ</u>など （略）</p> <p>第2節 マンション居住者の防災対策 （略）</p> <p>応急・復旧対策</p> <p>第1節 自助による応急対策の実施</p> <p>1 自らを守る応急対策</p> <p>大地震が発生したら、まず第一に身を守ることを考える。身の安全が図れた後は、あわてず、落ち着いて行動する。その後、隣近所で助け合って行動する。区では平成27年度から「命を守る3動作－(シェイクアウト訓練)」<u>の重要性を啓発し、地震への備えの機運を高めている。</u></p>

現行（令和3年修正）	修正案
<p>地震！その時10のポイント</p> <p>1 まず身の安全を守る</p> <ul style="list-style-type: none"> 揺れを感じたり、緊急地震速報を受けたら、身の安全を最優先して行動する。 テーブルの下や物が「<u>落下してこない</u>」空間に身を寄せ<u>て</u>、揺れがおさまるまで様子を見る。 <p><地震直後の行動></p> <p>2 落ち着いて火の元を確認する</p> <ul style="list-style-type: none"> 火を使っている時は、揺れが<u>収</u>まってからあわてずに火の始末をする。出火した<u>ら</u>落ち着いて消火する。 <p><u>3</u> 窓や戸を開けて出口を確保する</p> <ul style="list-style-type: none"> 揺れがおさまった<u>ら</u>避難ができるように出口を確保する。 <p><u>4</u> <u>あわてて行動しない</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>室内では転倒・落下した家具類やガラスの破片などに注意する。</u> <u>屋外では、瓦、窓ガラス、看板などが落ちてくる危険があるので、あわてて外に飛び出さない。</u> <p>5 門や塀には近寄らない</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外で揺れを感じたらブロック塀などには近<u>づ</u>かない。 <p><地震後の行動></p> <p>6 火災や津波からすばやく避難する</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域に大規模な火災の危険がせまり、身の危険を感じたら、一時集合場所や避難場所に避難する。沿岸部では、大きな揺れを感じたり、津波警報が出されたら<u>高い</u>安全な場所に避難する。 <p><u>7</u> <u>我</u>が家の安全と隣近所の安否を確かめ合う</p>	<p>地震 その時10のポイント <u>(出典：東京消防庁ホームページ)</u></p> <p>1 まず身の安全を守る</p> <ul style="list-style-type: none"> 揺れを感じたり、緊急地震速報を受けたら、身の安全を最優先して行動する。 <u>丈夫な</u>テーブルの下や物が「<u>落ちてこない</u>」「<u>倒れてこない</u>」「<u>移動してこない</u>」空間に身を寄せ、揺れがおさまるまで様子を見る。 <p><地震直後の行動></p> <p>2 落ち着いて火の元を確認する</p> <ul style="list-style-type: none"> 火を使っている時は、揺れが<u>おさ</u>まってからあわてずに火の始末をする。 <u>・</u> 出火した<u>時は</u>、落ち着いて消火する。 <p><u>3</u> <u>あわてて行動しない</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・屋内で転倒・落下した家具類やガラスの破片などに注意する。</u> <u>・瓦、窓ガラス、看板などが落ちてくるので外に飛び出さない。</u> <p><u>4</u> 窓や戸を開けて出口を確保する</p> <ul style="list-style-type: none"> 揺れがおさまった<u>時に</u>、避難ができるように出口を確保する。 <p>5 門や塀には近寄らない</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外で揺れを感じたらブロック塀などには近<u>寄ら</u>ない。 <p><地震後の行動></p> <p>6 火災や津波からすばやく避難する</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域に大規模な火災の危険がせまり、身の危険を感じたら、一時集合場所や避難場所に避難する。 <u>・</u> 沿岸部では、大きな揺れを感じたり、津波警報が出されたら、<u>高台などの安全な場所に素早く</u>避難する。 <p><u>7</u> <u>正確な情報と確かな行動をとる</u></p>

現行（令和3年修正）	修正案
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>我が家の安全を確認した後、隣近所で安否を確かめ合い、お互いに助け合う。</u> ・ <u>個人の活動には限りがあるので、思いやりをもって行動する。</u> <p><u>8</u> みんなで協力し合って救出・救護する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 倒壊家屋や転倒家具などの下敷きになった人を近隣で協力して救出・救護する。 <p><u>9</u> 避難の前に、電気・ガスの安全を確認する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難が必要な時には、ブレーカーを切り、ガスの元栓を締めて避難する。 <p><u>10</u> <u>正確な情報と確かな行動をとる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>ラジオやテレビ、防災行政無線や広報車など、報道機関や行政機関から正しい情報を得て、適切な行動をとる。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>ラジオやテレビ、消防署、行政などから正しい情報を得る。</u> <p><u>8</u> <u>わ</u>が家の安全と隣近所の安否を確かめ合う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>わ</u>が家の安全を確認した後、<u>近隣</u>の安否を確認する。 ・ <p><u>9</u> みんなで協力し合って救出・救護する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 倒壊家屋や転倒家具などの下敷きになった人を近隣で協力し、救出・救護する。 <p><u>10</u> 避難の前に、電気・ガスの安全を確認する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難が必要な時には、ブレーカーを切り、ガスの元栓を締めて避難する。
<p>第2節 自助による二次災害の防止 (略) <u>(新設)</u></p>	<p>第2節 自助による二次災害の防止 (略)</p> <p><u>4</u> <u>車両による避難の抑止</u></p> <p><u>東京都震災対策条例では、車両での避難を禁止している。また、オープンスペースが限られる区内では、道路上等における駐車が人命救助や消火活動、被災者支援等に影響を与える可能性がある。</u></p> <p><u>区は、車両による避難を抑制するために、道路が閉塞すると支援が滞る懸念があること等について普及啓発する。</u></p>

現行（令和3年修正）	修正案
<p>第3章 共助の具体的な取り組み <予防対策></p> <p>第1節 自主防災組織の位置づけ、役割(P.41)</p> <p>第2節 防災市民組織(P.42)</p> <p>1 防災市民組織とは</p> <p>2 防災市民組織の活動</p> <p>3 自主防災組織の活動実績</p> <p>第3節 多様な活動主体による取り組みと地域力の結集(P.44)</p> <p>第4節 防災訓練の充実(P.45)</p> <p>1 総合防災訓練</p> <p>2 自治会・町会の防災訓練等</p> <p>第5節 共助の予防対策(P.48)</p> <p>1 共助による地域防災力の備え</p> <p>2 「共助」～ 地域の人と人がつながって助け合う5つのポイント～</p> <p>第6節 「学校防災活動拠点」事業の取り組み(P.49)</p> <p>1 事業概要</p> <p>2 取り組み</p> <p>3 学校防災活動拠点の各機能、組織及び役割</p> <p>4 避難所と学校防災活動拠点の違い</p> <p><u>第7節 「まちなか点検」事業の取り組み(P.54)</u></p> <p><u>1 目的</u></p> <p><u>2 事業概要</u></p> <p><u>3 実施経過</u></p>	<p>第3章 共助の具体的な取り組み <予防対策></p> <p>第1節 自主防災組織の位置づけ、役割(P.51)</p> <p>第2節 防災市民組織(P.52)</p> <p>1 防災市民組織とは</p> <p>2 防災市民組織の活動</p> <p>3 自主防災組織の活動実績</p> <p>第3節 多様な活動主体による取り組みと地域力の結集(P.53)</p> <p>第4節 防災訓練の充実(P.54)</p> <p>1 総合防災訓練</p> <p>2 自治会・町会の防災訓練等</p> <p>第5節 共助の予防対策(P.57)</p> <p>1 共助による地域防災力の備え</p> <p>2 「共助」～ 地域の人と人がつながって助け合う5つのポイント～</p> <p>第6節 「学校防災活動拠点」事業の取り組み(P.58)</p> <p>1 事業概要</p> <p>2 取り組み</p> <p>3 学校防災活動拠点の各機能、組織及び役割</p> <p>4 避難所と学校防災活動拠点の違い</p> <p><u>(削除)</u></p>

【本編】第2部 震災予防・応急・復旧計画

現行（令和3年修正）	修正案
<p>第1節 自主防災組織の位置づけ、役割 (略)</p> <p>第2節 防災市民組織 (略)</p> <p>3 自主防災組織の活動実績</p> <p>(1) 訓練及び講習会実施回数 <u>平成28年度実績（12月1日時点）</u> <u>① 訓練実施回数：延べ219回（自治会・町会 61回、マンション26回、事業所 9回、学校等 80回、避難所運営協議会 4回、防災運動会 3回、その他36回）</u> <u>② 参加者数：54,076人</u></p> <p>(2) 防災講習会実施回数 <u>平成28年度実績（12月1日時点）</u> <u>① 講習会実施回数：延べ 37回（自治会・町会 11回、マンション10回、事業所 1回、学校等13回、福祉施設2回）</u> <u>② 参加者数：3,655人</u> <u>(新設)</u></p> <p>(3) 東京防災隣組の取組み 自治会・町会、企業、学校など、地域内の様々な主体が参加し、意欲的な防災活動に取り組んでいる団体が平成24年度から東京都が推進している事業の「東京防災隣組」として認定されており、大田区内では、<u>16</u>団体が認定されている。<u>(平成28年12月1日現在)</u> <u>(表略)</u></p> <p>(4) 広報 <u>(略)</u></p>	<p>第1節 自主防災組織の位置づけ、役割 (略)</p> <p>第2節 防災市民組織 (略)</p> <p>3 自主防災組織の活動実績</p> <p>(1) <u>訓練及び講習会</u>実施回数 <u>(資料編へ移行)</u></p> <p><u>[資料編 15-6 防災市民組織等の現況 参照]</u></p> <p>(2) 東京防災隣組の取組み 自治会・町会、企業、学校など、地域内の様々な主体が参加し、意欲的な防災活動に取り組んでいる団体が平成24年度から東京都が推進している事業の「東京防災隣組」として認定されており、大田区内では、18団体が認定されている。<u>(令和3年4月1日現在)</u> <u>[資料編 15-6 防災市民組織等の現況 参照]</u></p> <p>(3) 広報 <u>(略)</u></p>

【本編】第2部 震災予防・応急・復旧計画

現行（令和3年修正）		修正案	
第3節 多様な活動主体による取組みと地域力の結集 （略） 第4節 防災訓練の充実 （略） 2 自治会・町会の防災訓練等		第3節 多様な活動主体による取組みと地域力の結集 （略） 第4節 防災訓練の充実 （略） 2 自治会・町会の防災訓練等	
機 関 名	内 容	機 関 名	内 容
区	（略） 2 支援の内容 （6）防災訓練への参加促進 防災訓練の参加者を増やすことは、各組織の大きな課題である。このことから、次により参加促進活動を支援している。 ア 訓練周知用ポスター、防災訓練用啓発チラシの配布 <u>イ マンション等、集合住宅向けポスターの配布</u> <u>ウ 区報などの発行物を利用した参加の促進</u> （略） <u>5 まちなか点検の実施</u> <u>平成24年度から平成26年度まで実施してきた「まちなか点検事業」の成果を活かし、自分の住むまちを防災の目線で点検する「まちなか点検」の支援を行う。まちなか点検は、災害時に自分の住む町がどのような状況になるのかイメージし、地域の防災資源や危険箇所などを実際にまちなかを点検することで、地域の防災資源や防災上の課題について考えるきっかけとなるものである。通常の訓練と比べ気軽に実施できるメニューとして実施を呼びかけ、支援を行う。</u>	（略） 2 支援の内容 （6）防災訓練への参加促進 防災訓練の参加者を増やすことは、各組織の大きな課題である。このことから、次により参加促進活動を支援している。 ア 訓練周知用ポスター、防災訓練用啓発チラシの配布 <u>(削除)</u> <u>イ 区報などの発行物を利用した参加の促進</u> （略） <u>(削除)</u>	

【本編】第2部 震災予防・応急・復旧計画

現行（令和3年修正）	修正案
<p>第5節 共助の予防対策 (略)</p> <p>第6節 「学校防災活動拠点」事業の取り組み (略)</p> <p><u>(2) 事業計画</u></p> <p><u>5か年で全91か所の避難所を学校防災活動拠点へ整備した。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・初年度 平成24年度：2校</u> <u>・2年目 平成25年度：18校</u> <u>・3年目 平成26年度：40校</u> <u>・4年目 平成27年度：18校</u> <u>・5年目 平成28年度：9校＋4施設</u> <p><u>(4施設：こらぼ大森、コミュニティセンター羽田旭、ふれあい はすぬま、北蒲広場)</u></p> <p><u>(3) 役割・主な活動内容</u> (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>オ</u> その他、防災力向上のための活動 災害時は、地域内拠点として多くの人のいのちや暮らしを守り、いち早く地域の安心を回復させる。 (略)</p> <p><u>(4) 自助力の強化</u> (略)</p> <p><u>(5) 共助力の強化</u></p> <p>ア 災害に強い地域をつくる 地域、学校、区、地域団体等は会議や訓練などに積極的に参加し、日頃から顔の見える関係を築き、災害時に協力して地域を守ることができ</p>	<p>第5節 共助の予防対策 (略)</p> <p>第6節 「学校防災活動拠点」事業の取り組み (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(2) 役割・主な活動内容</u> (略)</p> <p><u>オ まちなか点検の実施</u></p> <p><u>カ</u> その他、防災力向上のための活動 災害時は、地域内拠点として多くの人のいのちや暮らしを守り、いち早く地域の安心を回復させる。 (略)</p> <p><u>(3) 自助力の強化</u> (略)</p> <p><u>(4) 共助力の強化</u></p> <p>ア 災害に強い地域をつくる 地域、学校、区、地域団体等は会議や訓練などに積極的に参加し、日頃から顔の見える関係を築き、災害時に協力して地域を守ることができ</p>

現行（令和3年修正）	修正案
<p>る関係づくり、人づくりを心がける。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>（略）</p> <p>3 学校防災活動拠点の各機能、組織及び役割</p> <p>（1） 機能</p> <p>イ 情報収集・伝達機能</p> <p>害発生後から拠点活動を終えるまで、地域と区災害対策本部が連携して活動するために、必要な地域の各種情報を地図や掲示板等を活用し、一元的に収集・集約する機能。また、区災害対策本部等からの情報を避難者、地域に対して伝達・発信する。区災害対策本部との情報連絡は原則として区職員、教職員が行うものとするが、何等の事情により対応できない場合は、拠点本部員が行うものとする。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>（略）</p> <p><u>第7節 「まちなか点検」事業の取り組み</u></p> <p><u>1 目的</u></p> <p><u>参加者が自分の住んでいるまちを点検することで、事業参加後に率先して地域の防災対策に取り組むことのできる災害に強い人になるとともに、地域がつながることにより災害を切り抜ける力を持つ、災害対応力の高い地域となる。</u></p> <p><u>2 事業概要</u></p>	<p>る関係づくり、人づくりを心がける。</p> <p><u>また、まちなか点検等の実施により、地域がつながることにより災害を切り抜ける力を持つ、災害対応力の高い地域となる。</u></p> <p>（略）</p> <p>3 学校防災活動拠点の各機能、組織及び役割</p> <p>（1） 機能</p> <p>イ 情報収集・伝達機能</p> <p>害発生後から拠点活動を終えるまで、地域と区災害対策本部が連携して活動するために、必要な地域の各種情報を地図や掲示板等を活用し、一元的に収集・集約する機能。また、区災害対策本部等からの情報を避難者、地域に対して伝達・発信する。区災害対策本部との情報連絡は原則として区職員、教職員が行うものとするが、何等の事情により対応できない場合は、拠点本部員が行うものとする。</p> <p><u>区災害対策本部等との情報連絡については、主に大田区総合防災情報システムを中心に使用する。当該システムが使用できない場合等には、その他の通信手段を活用する。</u></p> <p>（略）</p> <p><u>（削除）</u></p>

現行（令和3年修正）	修正案
<p><u>平成24年度から平成26年度まで実施してきた「まちなか点検事業」の成果を活かし、自分の住むまちを防災の目線で点検する「まちなか点検」の支援を行う。まちなか点検は、災害時に自分の住むまちがどのような状況になるのかイメージし、実際にまちなかを点検することで、地域の防災資源や防災上の課題について考えるきっかけとなるものである。</u></p> <p><u>3 実施経過</u></p> <p><u>(1) 平成24年度</u> <u>入新井9自治会・町会、雪谷地区3自治会、蒲田東地区連合会</u></p> <p><u>(2) 平成25年度</u> <u>大森東地区連合会、鶯の木地区連合会、池上地区3町会</u></p> <p><u>(3) 平成26年度</u> <u>大森西地区5自治会・町会、池の台自治会・長原自治会、矢口地区3町会</u></p> <p><u>(4) 平成27年度</u> <u>こらぼ大森・自立支援協議会、大森第六中学校・雪谷地区連合会、千束地区連合会、大田区育成会</u></p>	

現行（令和3年修正）	修正案
<p>第4章 公助<区>の具体的な取り組み（自助・共助への支援） （略）</p> <p>第1節 防災意識の高揚（P.55）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基本的な考え方 2 防災広報の充実 3 防災教育の充実 4 地域ぐるみの自主防災体制の強化と支援 <p><u>（新設）</u></p> <p>（略）</p> <p>予防対策</p> <p>第1節 防災意識の高揚 （略）</p> <p>2 防災広報の充実 （略）</p> <p>（2）事業計画</p> <p>ア 広報内容 （略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>（オ）その他、防災に関する知識</p> <p>3 防災教育の充実 （2）事業計画</p> <p>ア 児童生徒、乳幼児家庭に対する防災教育 児童・生徒も「自分の命は自分で守る」という「自助」の視点で防災・</p>	<p>第4章 公助<区>の具体的な取り組み（自助・共助への支援） （略）</p> <p>第1節 防災意識の高揚（P.63）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基本的な考え方 2 防災広報の充実 3 防災教育の充実 4 地域ぐるみの自主防災体制の強化と支援 <u>5 多様性に配慮した防災対策</u> <p>（略）</p> <p>予防対策</p> <p>第1節 防災意識の高揚 （略）</p> <p>2 防災広報の充実 （略）</p> <p>（2）事業計画</p> <p>ア 広報内容 （略）</p> <p><u>（オ）災害時の情報収集手段（防災ポータル、防災アプリ、区民安全・安心メール等）</u></p> <p>（カ）その他、防災に関する知識</p> <p>3 防災教育の充実 （2）事業計画</p> <p>ア 児童生徒、乳幼児家庭に対する防災教育 児童・生徒も「自分の命は自分で守る」という「自助」の視点で防</p>

【本編】第2部 震災予防・応急・復旧計画

現行（令和3年修正）	修正案
<p>減災教育を進める必要がある。各学校では、理科において自然災害の仕組みの理解を、社会科において地域社会における減災や災害への対応について、保健体育科において災害時の対応について等、各教科で学習するとともに避難訓練（学校行事）、学級活動、総合的な学習などで防災教育を行っている。</p> <p>避難訓練の機会等を有効活用し、地震体験車や煙ハウスによる地震の模擬体験や保護者への引き渡し訓練、津波を想定し、高所への避難訓練を行う。また、副読本や子ども向け<u>防災パンフレット</u>を使用し、防災意識の高揚を図る。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 防災組織の強化育成</p> <p>(略)</p> <p>(ウ) 防災リーダーの教育・育成</p> <p>組織が効果的に活動していくためには、防災リーダーの存在が不可欠である。しかしながら、組織員の高齢化などの諸問題により、新たな防災リーダーの育成を必要としている組織もある。このことから、<u>以下</u>により防災リーダーとなる人材の育成を図る。</p> <p><u>a 防災講習（講演）会の開催</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>防災講習会</u> ・<u>マンション居住者向け防災講習会</u> ・<u>要配慮者の支援を考える講習会</u> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>災・減災教育を進める必要がある。各学校では、理科において自然災害の仕組みの理解を、社会科において地域社会における減災や災害への対応について、保健体育科において災害時の対応について等、各教科で学習するとともに避難訓練（学校行事）、学級活動、総合的な学習などで防災教育を行っている。</p> <p>避難訓練の機会等を有効活用し、地震体験車や煙ハウスによる地震の模擬体験や保護者への引き渡し訓練、津波を想定し、高所への避難訓練を行う。また、副読本や<u>子ども向け防災ハンドブック等</u>を使用し、防災意識の高揚を図る。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 防災組織の強化育成</p> <p>(略)</p> <p>(ウ) 防災リーダーの教育・育成</p> <p>組織が効果的に活動していくためには、防災リーダーの存在が不可欠である。しかしながら、組織員の高齢化などの諸問題により、新たな防災リーダーの育成を必要としている組織もある。このことから、<u>各種講習（講演）会の開催</u>により防災リーダーとなる人材の育成を図る。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(略)</p> <p><u>5 多様性に配慮した防災対策</u> 【防災危機管理課・区各部・関係各機関】</p> <p><u>(1) 基本的な考え方</u></p> <p><u>過去の災害において、女性をはじめとする多様な視点を考慮した防</u></p>

現行（令和3年修正）	修正案
<p>第2節 防災訓練の充実 （略）</p> <p>第3節 初期消火対策</p> <p>1 街頭設置消火器の維持管理</p> <p>（1）現況</p> <p>区は、震災時における火災防止対策の一環として、通常の火災防止対策と併せ、区民が協力して初期消火活動に努め被害の拡大を防止することを目的に、昭和47年度から街頭設置消火器を整備している。</p> <p>また、区では、火災時に備え常に消火器を良好な状態にしておくため、薬剤の詰め替えや補修等の維持管理を行っている。</p> <p>〔設置現況〕 <u>6,822</u>本（令和3年<u>1</u>月末現在）</p> <p>（略）</p>	<p><u>災対策の欠如から、必要な物資の不足や女性等への配慮に欠けた避難所運営等様々な問題が生じた。</u></p> <p><u>このような事態を防ぐため、防災におけるあらゆる場面において女性をはじめとする多様な視点を有する幅広い人材が参画していく等、多様に配慮した防災対策の推進が求められている。</u></p> <p><u>（2）男女共同参画の視点を踏まえた防災意識の啓発</u></p> <p><u>大田区立男女平等推進センター「エセナおおた」において、防災に係る講座や展示を実施し、男女共同参画の視点による防災の考え方について啓発する。</u></p> <p><u>（3）多様な視点を踏まえた防災対策</u></p> <p><u>区及び関係機関は、区内外のさまざまな有識者の協力を得て、多様な視点からの防災の考え方を啓発するとともに、多様な視点を防災の取組に反映・推進していく。</u></p> <p>第2節 防災訓練の充実 （略）</p> <p>第3節 初期消火対策</p> <p>1 街頭設置消火器の維持管理</p> <p>（1）現況</p> <p>区は、震災時における火災防止対策の一環として、通常の火災防止対策と併せ、区民が協力して初期消火活動に努め被害の拡大を防止することを目的に、昭和47年度から街頭設置消火器を整備している。</p> <p>また、区では、火災時に備え常に消火器を良好な状態にしておくため、薬剤の詰め替えや補修等の維持管理を行っている。</p> <p>〔設置現況〕 <u>6,853</u>本（令和3年<u>5</u>月末現在）</p> <p>（略）</p>

【本編】第2部 震災予防・応急・復旧計画

現行（令和3年修正）		修正案	
第5章 公助＜関係機関等＞の具体的な取り組み （略）		第5章 公助＜関係機関等＞の具体的な取り組み （略）	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 予防対策 </div> 第1節 防災広報の充実		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 予防対策 </div> 第1節 防災広報の充実	
機 関 名	事 業 内 容	機 関 名	事 業 内 容
各 消 防 署	(略) (2) 広報手段 (略) ウ 各消防署ホームページ、 <u>ソーシャルメディア</u> (略)	各 消 防 署	(略) (2) 広報手段 (略) ウ 各消防署ホームページ、 <u>SNS、消防アプリ等</u> (略)
(略)		(略)	
東京電力パワーグリッド(株)品川支社	2 計画目標 <u>(5) 漏電による事故を防ぐための漏電遮断機の取付を推進する。</u> <u>(6) 大規模地震時の電気火災の発生抑止のため、感震ブレーカーを取付すること、および電気工事店等で点検してから使用することを推奨する。</u> (7) 屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。 (8) 電気器具を再使用する時は、ガス漏れや器具の安全を確認すること。 (9) その他事故防止のため留意すべき事項	東京電力パワーグリッド(株)品川支社	2 計画目標 <u>(5) 漏電による事故を防ぐための漏電遮断機の取付を推進する。</u> <u>(6) 大規模地震時の電気火災の発生抑止のため、感震ブレーカーを取付すること、および電気工事店等で点検してから使用することを推奨する。</u> (7) 屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。 (8) 電気器具を再使用する時は、ガス漏れや器具の安全を確認すること。 (9) その他事故防止のため留意すべき事項

現行（令和3年修正）		修正案	
東京ガス（株）	<p><u>防災イベント等において一般住民にパンフレットやチラシ等を配布し、マイコンメーターの復帰操作の方法や東京ガスの地震防災対策についてご紹介する。また、インターネット上の東京ガスホームページ（http://www.tokyo-gas.co.jp/safety/index.html）にも安全と防災に関する東京ガスの取り組みについて情報を掲載し、防災意識の高揚を図っている。</u></p>	東京ガス（株）	<p><u>1 日常の広報</u> <u>お客さまおよび他工事関係工事会社に対し、ガスの安全知識等の普及を促進し、その理解を求めるとともに、ガス臭気が認められる場合等に通報等の協力を得るよう広報活動を実施する。</u></p> <p><u>非常事態に即応できるよう、あらかじめ広報例文等を作成・保管するとともに、ガスメーター（マイコンメーター）復帰ビデオ・テープ等をあらかじめマスコミ等に配布する。</u></p> <p><u>2 災害時における広報</u> <u>災害発生時にはその直後、ガス供給停止、復旧作業中、その他必要な場合において、その状況に応じた広報活動を行う。具体的には、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じ直接当該地域へ周知する。また、地方自治体等の関係機関とも必要に応じ連携を図る。</u></p>
（略）		（略）	

【本編】第2部 震災予防・応急・復旧計画

現行（令和3年修正）		修正案	
第2節 防災教育の充実		第2節 防災教育の充実	
機 関 名	事 業 内 容	機 関 名	事 業 内 容
各 消 防 署	<p>(略)</p> <p>3 区民、防災市民組織のリーダー、事業所の防災担当者等が避難・初期消火・応急救護などの防火防災に関する実践的な知識・技術を身に付けるために都民防災教育センター（防災館）での活用する。(略)</p>	各 消 防 署	<p>(略)</p> <p>3 区民、防災市民組織のリーダー、事業所の防災担当者等が避難・初期消火・応急救護などの防火防災に関する実践的な知識・技術を身に付けるために都民防災教育センター（防災館）での<u>V R（災害疑似体験）コーナー等</u>を活用する。</p> <p>(略)</p>

【本編】第2部 震災予防・応急・復旧計画

現行（令和3年修正）		修正案	
第3節 防災訓練の実施		第3節 防災訓練の実施	
1 総合防災訓練		1 総合防災訓練	
機関名	内 容	機関名	内 容
各消防署	<p>(略)</p> <p>3 まちかど防災訓練の推進 震災等を想定し、地域住民が、地域に実際に配備されている消火器・スタンドパイプ・軽可搬消防ポンプ等の資器材を活用した、実践的な「まちかど防災訓練」を推進する。</p>	各消防署	<p>(略)</p> <p>3 まちかど防災訓練の推進 震災等を想定し、地域住民が、地域に実際に配備されている消火器・スタンドパイプ・軽可搬ポンプ等の資器材を活用した、実践的な「まちかど防災訓練」を推進する。</p>
第4節 防災組織の強化育成		第4節 防災組織の強化育成	
機関名	内 容	機関名	内 容
各消防署	<p>1 事業計画 (略) (6) 起震車を積極的に利用し、効果的な身体防護訓練等を推進する。 (略)</p> <p>2 訓練等の指導 (1) 防災市民組織に対して各消防署は、区と連携し震災時を想定した各種防火防災訓練の指導を実施するとともに、技術指導を通じて防災市民組織の活性化に努める。 (略)</p> <p>オ スタンドパイプ・軽可搬消防ポンプ等の資器材を活用した</p>	各消防署	<p>1 事業計画 (略) (6) VR防災体験車、起震車、まちかど防災訓練車を積極的に利用し、効果的な身体防護及び出火防止訓練等を推進する。 (略)</p> <p>2 訓練等の指導 (1) 防災市民組織に対して各消防署は、区と連携し震災時を想定した各種防火防災訓練の指導を実施するとともに、技術指導を通じて防災市民組織の活性化に努める。 (略)</p>

現行（令和3年修正）		修正案	
防 署	<p>実践的な初期消火訓練指導</p> <p>(2) 社会福祉施設等においては、初期消火、避難誘導等が極めて重要なことから、次により防災力の向上を図る。</p> <p>ア 社会福祉施設と周辺地域の事業所、町会等との災害時相互応援協定等の締結推進</p> <p>イ 各社会福祉施設の自衛消防訓練の充実指導</p> <p>3 災害活動</p> <p>(1) 防災市民組織の主な活動範囲は、原則として次のとおりである。</p> <p>ア <u>小規模住宅1棟程度の消火活動</u></p> <p>イ <u>隣棟建物への予備注水</u></p> <p>ウ <u>飛火警戒</u></p> <p>エ <u>防火水槽などへの充水</u></p> <p>(2) 東京消防庁災害時支援ボランティアの育成及び活動</p> <p>ア 各消防署では、平成7年7月から、震災時に消防活動を支援する専門ボランティアとして「災害時支援ボランティア」の募集、育成を開始した。平成18年1月には「東京消防庁災害時支援ボランティアに関する要綱」を制定し、活動範囲を震災以外の大規模自然災害等へも拡大した。</p> <p><u>また</u>、災害時支援ボランティアが災害時に減災に向けた効果的な活動を行うため、ボランティア活動を統率するリーダー及びコーディネーターの育成を継続的に実施するとともに、元東京消防庁職員の登録者を積極的に活用し、各消防署消防ボランティアの一層の充実強化を図る。</p> <p>さらに、災害時支援ボランティア用救助資器材を整備し、消防隊や消防団と連携した活動能力の向上を図る。</p>	防 署	<p>オ スタンドパイプ・軽可搬ポンプ等の資器材を活用した実践的な初期消火訓練指導</p> <p>(2) 社会福祉施設等においては、初期消火、避難誘導等が極めて重要なことから、次により防災力の向上を図る。</p> <p>ア 社会福祉施設と周辺地域の事業所、町会等との災害時相互応援協定等の締結推進</p> <p>イ 各社会福祉施設の自衛消防訓練の充実指導</p> <p>3 災害活動</p> <p>(1) 防災市民組織の主な活動範囲は、原則として次のとおりである。</p> <p>ア <u>近所での助け合い（出火防止、初期消火、救助等）</u></p> <p>イ <u>安否や被害についての情報収集</u></p> <p>ウ <u>初期消火活動</u></p> <p>エ <u>救出活動</u></p> <p><u>オ 負傷者の手当・搬送</u></p> <p><u>カ 住民の避難誘導活動</u></p> <p><u>キ 避難行動要支援者等の避難支援</u></p> <p>(2) 東京消防庁災害時支援ボランティアの育成及び活動</p> <p>ア 各消防署では、平成7年7月から、震災時に消防活動を支援する専門ボランティアとして「災害時支援ボランティア」の募集、育成を開始した。平成18年1月には「東京消防庁災害時支援ボランティアに関する要綱」を制定し、活動範囲を震災以外の大規模自然災害等へも拡大したが、<u>発足から25年以上経過し、この間に社会環境等も大きく変化したことから、令和3年7月に同要綱の一部改正を行った。</u></p> <p>災害時支援ボランティアが災害時に減災に向けた効果的な活動</p>

現行（令和3年修正）		修正案	
各 消 防 署	<p>イ 登録資格者</p> <p><u>原則、東京消防庁管轄区域内に居住する者又は東京消防庁管轄区域内に勤務若しくは通学する者であり、かつ、震災時等において消防活動支援を行う意思がある15歳（中学生を除く）以上の者で次のいずれかの要件を満たす者</u></p> <p>(ア) 応急救護に関する知識を有する者</p> <p>(イ) 過去に消防団員、消防少年団員として1年以上の経験を有する者</p> <p>(ウ) 元東京消防庁職員</p> <p>(エ) 震災時等、復旧活動時の支援に必要なとなる資格、技術等を有する者</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>ウ 業務内容</p> <p>各消防署消防ボランティアは、東京消防庁管内に震度6弱以上の地震や大規模自然災害等が発生した場合、あらかじめ登録した各消防署へ自主的に参集し、消防活動の支援を行う。</p>	各 消 防 署	<p>を行うため、ボランティア活動を統率するリーダー及びコーディネーターの育成を継続的に実施するとともに、元東京消防庁職員の登録者を積極的に活用し、各消防署消防ボランティアの一層の充実強化を図る。</p> <p>さらに、災害時支援ボランティア用救助資器材を整備し、消防隊や消防団と連携した活動能力の向上を図る。</p> <p>イ 登録資格者</p> <p><u>原則、東京消防庁管轄区域内に居住し、勤務し、又は通学するものであり、かつ東京消防庁を支援する意思がある15歳（中学生を除く）以上の者で次のいずれかの要件を満たすもの</u></p> <p>(ア) 応急救護に関する知識を有する者</p> <p>(イ) 過去に消防団員、消防少年団員として1年以上の経験を有する者</p> <p>(ウ) 元東京消防庁職員</p> <p>(エ) 震災時等、復旧活動時の支援に必要なとなる資格、技術等を有する者</p> <p><u>(オ) 東京消防庁職員と同居する15歳以上の家族</u></p> <p>ウ 業務内容</p> <p>各消防署消防ボランティアは、東京消防庁管内に震度6弱以上の地震や大規模自然災害等が発生した場合、あらかじめ登録した各消防署へ自主的に参集し、消防活動の<u>後方</u>支援を行う。</p>

【本編】第2部 震災予防・応急・復旧計画

現行（令和3年修正）		修正案	
第5節 事業所防災体制の強化 （略） 第6節 災害活動体制の整備 （略） 第7節 救助・救急体制の整備 1 救急体制の整備		第5節 事業所防災体制の強化 （略） 第6節 災害活動体制の整備 （略） 第7節 救助・救急体制の整備 1 救急体制の整備	
機 関 名	内 容	機 関 名	内 容
各 消 防 署	（略） 3 普及業務等の推進 <u>（新設）</u>	各 消 防 署	（略） 3 普及業務等の推進 <u>（3）救命講習を積極的に受講し普及啓発に努めている事業所や商店街等に対し、「救命講習受講優良証」を交付し、地域の救護体制の一層の充実を図る。</u>

現行（令和3年修正）		修正案	
第7章 公助＜関係機関等の体制整備＞		第7章 公助＜関係機関等＞の体制整備	
予防対策		予防対策	
第1節 防災教育・訓練の充実		第1節 防災教育・訓練の充実	
機関	内容	機関	内容
東京空港事務所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報伝達訓練、避難誘導訓練、初期消火訓練、負傷者の救出及び搬出訓練、負傷者の応急救護訓練、航空保安施設等の回線復旧訓練、業務継続計画（BCP）訓練、津波避難訓練 ○ 防災組織を編成し、災害時における業務の円滑化を図る。 	東京空港事務所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報伝達訓練、避難誘導訓練、初期消火訓練、負傷者の救出及び搬出訓練、負傷者の応急救護訓練、航空保安施設等の回線復旧訓練、業務継続計画訓練 ○ 防災組織を編成し、災害時における業務の円滑化を図る。
東京海上保安部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小型船舶を対象とした乗員・船体の救助訓練を実施し、また、実施時期を調整の上、旅客船、カーフェリーを対象として、消火、負傷者救出、旅客の救助訓練等を実施する。 ○ その他、関係機関と協力し、随時訓練を実施する。 	東京海上保安部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小型船舶を対象とした乗員・船体の救助訓練を実施し、また、実施時期を調整の上、旅客船を対象として、消火、負傷者救出、旅客の救助訓練等を実施する。 ○ その他、関係機関と協力し、随時訓練を実施する。

現行（令和3年修正）		修正案	
東京ガス（株）	<p><u>地震防災に係る措置を円滑に実施するため、地震防災訓練を、年1回以上実施する。</u></p> <p><u>訓練内容は、次のとおりである。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1 東海地震予知情報及び警戒宣言の伝達</u> <u>2 非常態勢の確立</u> <u>3 工事の中断等</u> <u>4 ガス工作の巡視、点検等</u> <u>5 資機材等の点検</u> <u>6 事業所間との連携</u> <u>7 警戒解除宣言に係る措置</u> <u>8 需要家等に対する要請</u> 	東京ガス（株）	<p><u>○ 防災訓練</u></p> <p><u>災害対策を円滑に推進するため、年1回以上、防災訓練を実施する。</u></p> <p><u>（訓練項目）</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1 出動訓練</u> <u>2 緊急措置及び通報連絡訓練</u> <u>3 各事業所間の連絡体制訓練</u> <u>4 災害発生を想定した初動措置、復旧計画訓練</u> <p><u>○ 国および地方自治体等の訓練参加</u></p> <p><u>国および地方自治体等が実施する防災訓練等に積極的に参加し、連携を強化する。</u></p>
（略）		（略）	

現行（令和3年修正）				修正案				
第2節 災害活動体制の整備				第2節 災害活動体制の整備				
機 関 名	内			容				
各 消 防 署 署	○ 火災の拡大防止対策			○ 火災の拡大防止対策				
	1 消防活動体制の整備強化 (略)			1 消防活動体制の整備強化 (略)				
	〔大田区内の消防車両の現況〕 (平成28年11月30日現在)			<u>(資料編へ移行)</u>				
	<u>署</u>	<u>ポン プ車</u>	<u>化学 車</u>	<u>はし ご車</u>	<u>救急 車</u>	<u>救助 車</u>	<u>その 他</u>	<u>合計</u>
	<u>大森</u>	<u>8</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>4</u>	<u>0</u>	<u>12</u>	<u>26</u>
	<u>田園 調布</u>	<u>5</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>2</u>	<u>0</u>	<u>9</u>	<u>18</u>
	<u>蒲田</u>	<u>7</u>	<u>2</u>	<u>1</u>	<u>3</u>	<u>1</u>	<u>14</u>	<u>28</u>
	<u>矢口</u>	<u>7</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>3</u>	<u>0</u>	<u>9</u>	<u>21</u>
	<u>合計</u>	<u>27</u>	<u>5</u>	<u>4</u>	<u>12</u>	<u>1</u>	<u>44</u>	<u>93</u>
	(略)			<u>[資料編 15-4 区内の消防車両及び消防団の現況 参照]</u>			(略)	
3 消防団の活動体制の充実			3 消防団の活動体制の充実					
(1) <u>消防団員の募集広報を積極的に展開し、入団促進を図る。</u>			(1) <u>女性、学生などの対象に応じたリーフレットや消防団を紹介するホームページの活用など、多様な手法で消防団をPRし、入団等を促進する。また、消防団の活動環境の整備、消防団の相互連携体制の構築等を進める。</u>					

現行（令和3年修正）		修正案																								
<p>(2) 各種資機材を活用して地域特性に応じた<u>内容の活動</u>訓練を実施し、災害活動能力及び安全管理能力の向上を図る。</p> <p>(3) <u>応急手当普及員を養成し</u>、消防団員の応急救護技能の向上を図る。また、新入団員への入団教育を充実し、災害活動技能の早期習得を図る。</p> <p>(4) <u>重機操作、自動車運転等の各種資格を有している「特殊技能団員」を震災等の大規模災害時に有効に活用できる体制を整備する。</u></p> <p>(5) 消防団の活動等に係る自主学習用教材を<u>配布</u>するなど、団員の生活に配慮した訓練方法や<u>訓練時間の工夫を推進し</u>団員の仕事や家庭との両立を図る。</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>消防団現況</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>消防署</th> <th>定員数</th> <th>分団本部</th> <th>可搬ポンプ 車積載車</th> <th>可搬ポンプ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大森</td> <td>300</td> <td>8</td> <td>4</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>田園調布</td> <td>300</td> <td>9</td> <td>5</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>蒲田</td> <td>300</td> <td>7</td> <td>5</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>矢口</td> <td>270</td> <td>7</td> <td>4</td> <td>16</td> </tr> </tbody> </table>	消防署	定員数	分団本部	可搬ポンプ 車積載車	可搬ポンプ	大森	300	8	4	21	田園調布	300	9	5	18	蒲田	300	7	5	15	矢口	270	7	4	16	<p>(2) 各種資機材を活用して地域特性に応じた<u>教育</u>訓練を実施し、災害活動能力及び安全管理能力の向上を図る。</p> <p>(3) <u>教育訓練の推進による</u>、消防団員の応急救護技能の向上を図る。また、新入団員への入団教育を充実し、災害活動技能の早期習得を図る。</p> <p>(4) <u>消防団員が有している重機操作、自動車等運転の各種資格を震災等の大規模災害時に有効に活用できるように訓練を推進する。また、消防団に対し機能別団員制度の周知を図る。</u></p> <p>(5) 消防団の活動等に係る自主学習用教材を<u>活用</u>するなど、団員の生活に配慮した訓練方法や団員の仕事や家庭との両立を図る。</p> <p>(略)</p> <p><u>(7) 地域住民等に対する防火防災教育訓練を通じて消防団と地域住民等との連携を強化し、地域防災力の向上を図る。</u></p> <p><u>(8) 消防団員への訓練にe-ラーニングを活用するなど、能力開発の促進を図る。</u></p> <p><u>(資料編へ移行)</u></p> <p><u>[資料編 15-4 区内の消防車両及び消防団の現況 参照]</u></p>
消防署	定員数	分団本部	可搬ポンプ 車積載車	可搬ポンプ																						
大森	300	8	4	21																						
田園調布	300	9	5	18																						
蒲田	300	7	5	15																						
矢口	270	7	4	16																						

現行（令和3年修正）		修正案	
東京海上保安部	<p>1 活動態勢 （略）</p> <p>（3）東京都災害対策本部等から傷病者、医師及び避難民等へ救護物資の緊急輸送の要請を受けたときは、<u>海上における災害応急対策の実施に支障を来たさない範囲において、関係機関と調整して積極的に</u>これを実施する。</p>	東京海上保安部	<p>1 活動態勢 （略）</p> <p>（3）東京都災害対策本部等から傷病者、医師及び避難民等へ救護物資の緊急輸送の要請を受けたときは、<u>東京都と第三管区海上保安本部との救急患者発生時及び災害発生時の相互協力に関する協定（令和3年3月29日締結）に基づき、</u>これを実施する。</p>
<p>応急対策</p> <p>第1節 震災消防活動対策 （略）</p> <p>4 消防団の活動 （略）</p> <p>（3）同時多発火災の拡大防止を図るため、消防署隊との連携を一層強化<u>するとともに</u>、分団受持区域内の建</p> <p>（4）所轄消防署（所）の<u>消防署隊応援要員として</u>消火活動等の応援をするとともに、道路障害排除等の活動を行う。</p> <p>（5）救助器具等を活用し、地域住民との協働による救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。</p> <p>（6）避難<u>命令・避難勧告</u>等が出された場合は、これを地域住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら、避難者の安全確保と避難場所の防護活動を行う。</p>		<p>応急対策</p> <p>第1節 震災消防活動対策 （略）</p> <p>4 消防団の活動 （略）</p> <p>（3）同時多発火災の拡大防止を図るため、消防署隊との連携を一層強化<u>し</u>、分団受持区域内の建</p> <p>（4）所轄消防署（所）の消火活動等の応援をするとともに、道路障害排除等の活動を行う。</p> <p>（5）救助器具等を活用し、地域住民との協働による救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。</p> <p>（6）避難<u>指示</u>等が出された場合は、これを地域住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら、避難者の安全確保と避難場所の防護活動を行う。</p>	

現行（令和3年修正）		修正案	
第2節 救助・救急対策		第2節 救助・救急対策	
（略）		（略）	
8 危険物輸送車両等の応急対策		8 危険物輸送車両等の応急対策	
機 関 名	内 容	機 関 名	内 容
東 京 海 上 保 安 部	<p>関係事業者の管理者及び船舶所有者、代理店等に対して災害の実態に応じて、次の措置を講ずるよう指導する。</p> <p>（略）</p> <p>（4）<u>港長公示第161号（昭和41年2月8日）</u>に基づく、次の事項に関する規制の徹底</p> <p><u>ア 危険物専用栈橋において液化ガス積載船の荷役中における当該船舶より30m以内の一般船舶の航行・停泊の禁止</u> 30</p> <p>（略）</p>	東 京 海 上 保 安 部	<p>関係事業者の管理者及び船舶所有者、代理店等に対して災害の実態に応じて、次の措置を講ずるよう指導する。</p> <p>（略）</p> <p>（4）<u>港長公示第3-1号（令和3年4月1日）</u>に基づく、次の事項に関する規制の徹底</p> <p><u>ア 京浜港内に停泊（びょう泊及びけい留している状態）中のタンク船を含む引火性危険物積載タンカーより30m以内の一般船舶の航行・停泊の禁止</u></p> <p>（略）</p>
（略）		（略）	

現行（令和3年修正）		修正案	
9 流出油応急対策 (略)		9 流出油応急対策 (略)	
機 関 名	内 容	機 関 名	内 容
東京海上保安部	<p>東京海上保安部は、船舶、海洋施設又はその他の施設から海上に大量の油又は有害液体物質が排出されたときは、原因者等への指導等を行い、原因者が必要な措置を講じていない又は原因者のみでは防除が困難な場合は自ら防除活動を行うなど、次に掲げる措置を講じる。</p> <p>(略)</p> <p>3 防除措置を講ずべき者が、その措置を講じていないと認められるときは、必要に応じこれらの者に対し、防除措置を講ずべきことを命じるほか、関係行政機関の長等に対し防除措置を講じることを要請する。緊急に防除措置を講じる必要がある場合には<u>独立行政法人</u>海上災害防止センターに防除措置を講じることを指示する。</p> <p>また、危険物の排出があった場合は、必要に応じ、措置を講ずべき者に対し、引き続き排出の防止、火災の発生の防止等必要な措置を講ずべきことを命じる。</p> <p>(略)</p>	東京海上保安部	<p>東京海上保安部は、船舶、海洋施設又はその他の施設から海上に大量の油又は有害液体物質が排出されたときは、原因者等への指導等を行い、原因者が必要な措置を講じていない又は原因者のみでは防除が困難な場合は自ら防除活動を行うなど、次に掲げる措置を講じる。</p> <p>(略)</p> <p>3 防除措置を講ずべき者が、その措置を講じていないと認められるときは、必要に応じこれらの者に対し、防除措置を講ずべきことを命じるほか、関係行政機関の長等に対し防除措置を講じることを要請する。緊急に防除措置を講じる必要がある場合には<u>一般財団法人</u>海上災害防止センターに防除措置を講じることを指示する。</p> <p>また、危険物の排出があった場合は、必要に応じ、措置を講ずべき者に対し、引き続き排出の防止、火災の発生の防止等必要な措置を講ずべきことを命じる。</p> <p>(略)</p>
(略)		(略)	

現行（令和3年修正）	修正案
<p>第3編 都市防災力の向上</p> <p>第1章 対策の基本的な考え方</p> <p>○ 都市防災力向上のための基本的な考え方</p> <p>安全で<u>快適</u>な都市づくりを進めるためには、木造住宅密集地域の整備や建物の耐震性向上等、居住環境の改善や都市防災性能の向上を図っていかなくてはならない。</p> <p>（略）</p> <p>○ 対策の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> 居住環境の整備・保全では、地区計画制度の<u>推進、建築協定の推進のほか</u>、住宅及び宅地の開発指導、幹線道路沿道の環境整備、<u>まちづくり意識の高揚</u> <u>区民主体によるまちづくり制度の推進</u>などに取り組んでいく。 <p>（略）</p> <p>第2章 具体的な取り組み</p> <p>予 防 対 策</p> <p>第1節 災害に強い都市づくり</p> <p>1 居住環境の整備・保全</p> <p>○ 施 策</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">居住環境の整備・保全</div> <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 地区計画制度の推進 <u>建築協定の推進</u> 住宅及び宅地の開発指導 幹線道路沿道の環境整備 <u>まちづくり意識の高揚</u> </div> </div>	<p>第3編 都市防災力の向上</p> <p>第1章 対策の基本的な考え方</p> <p>○ 都市防災力向上のための基本的な考え方</p> <p>安全で<u>安心</u>な都市づくりを進めるためには、木造住宅密集地域の整備や建物の耐震性向上等、居住環境の改善や都市防災性能の向上を図っていかなくてはならない。</p> <p>（略）</p> <p>○ 対策の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> 居住環境の整備・保全では、地区計画制度<u>等の推進</u>、住宅及び宅地の開発指導、幹線道路沿道の環境整備、<u>まちづくりの機運の醸成</u>などに取り組んでいく。 <p>（略）</p> <p>第2章 具体的な取り組み</p> <p>予 防 対 策</p> <p>第1節 災害に強い都市づくり</p> <p>1 居住環境の整備・保全</p> <p>○ 施 策</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">居住環境の整備・保全</div> <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 地区計画制度<u>等</u>の推進 住宅及び宅地の開発指導 幹線道路沿道の環境整備 <u>まちづくりの機運の醸成</u> </div> </div>

現行（令和3年修正）		修正案		
<p>(1) 地区計画制度の推進</p> <p>ア 現況</p> <p>地区単位での、道路・公園等の配置・規模等や、建築物や土地利用の制限に関する事項を地区住民の合意形成を図りながら都市計画として定め、<u>地区の整備や保全を推進する制度である。</u></p> <p>現在、地区計画等が決定されているのは、13地区で面積約505.4haである。</p>		<p>(1) 地区計画制度<u>等</u>の推進</p> <p>ア 現況</p> <p><u>地区の整備や保全を推進するため、</u>地区単位での、道路・公園等の配置・規模等や、建築物や土地利用の制限に関する事項を地区住民の合意形成を図りながら都市計画<u>や地域のルール</u>として定め<u>る。</u></p> <p>現在、地区計画等が決定されているのは、13地区で面積約505.4haである。</p>		
(平成28年12月現在)		(令和3年8月現在)		
地区 計 画	地区名	面積	地区名	面積
	平和島地区	約25.0ha	環七沿道地区 (沿道地区計画)	約26.5ha
	東海三丁目地区	約3.8ha		
	田園調布地区	約47.2ha	環八沿道地区 (沿道地区計画)	約25.0ha
	蒲田五丁目地区	約20.7ha		
	田園調布多摩川台	約40.3ha	中原街道沿道地区 (沿道地区計画)	約10.4ha
	京急蒲田駅西口地区	約2.5ha		
	大森西七丁目地区	約5.7ha	大森中・糎谷・蒲田地区 (防災街区整備地区計画)	約197.0ha
洗足風致地区	約28.5ha			
計13地区		約505.4ha		

(令和3年8月現在)
(数値修正なしのため表省略)

現行（令和3年修正）	修正案
<p>イ 計画目標(方針) 各々の地区特性に合わせて、地区計画等を導入し、安全で、快適な居住空間を確保する。このための調査を必要に応じて実施する。</p> <p>ウ 事業計画 <u>地区計画</u>制度のパンフレット等により制度のPRを行う。</p> <p><u>(2) 建築協定の推進</u></p> <p><u>ア 現 況</u> <u>建築協定とは、住宅地の居住環境などを維持増進していくために、建築基準法に基づき、土地の所有者などがその全員の合意によって、建築物の敷地、位置、用途、意匠などに関して定める協定のことである。区長の認可によって効力を生じる。</u></p> <p><u>イ 計画目標(方針)</u> <u>建築協定の考え方の啓発を行い、各々の地域特性に応じた居住環境を確保する。また、建築物の耐火性能向上などによる防災性の高い居住環境を確保する。</u></p> <p><u>ウ 事業計画</u> <u>建築協定のパンフレット等により制度のPRを行う。</u></p> <p><u>(3) 住宅及び宅地の開発指導</u></p> <p><u>ア 現 況</u> 大田区では、過去において無秩序な開発により、防災面での配慮の少ない狭小な宅地が発生した状況があり、これを受けて道路幅員や公園・緑地等のオープンスペースなどを確保した開発を誘導するため「大田区開発指導要綱」を昭和57年4月15日から施行した。 現在、「地域力を生かした大田区まちづくり条例」（平成23年4月施行）及び同要綱により住宅宅地開発事業、集団住宅建設事業、一定規模以上の建築物の建設事業に対して最小敷地面積、道路拡幅、公園及び広場等、駐車・駐輪スペース、防災備蓄倉庫、防火水槽、雨水流出抑制施設等について行政指導を行っている。</p>	<p>イ 計画目標(方針) 各々の地区特性に合わせて、地区計画<u>制度</u>等を導入し、安全で、快適な居住空間を確保する。このための調査を必要に応じて実施する。</p> <p>ウ 事業計画 制度のパンフレット等により制度のPRを行う。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(2) 住宅及び宅地の開発指導</u></p> <p><u>ア 現 況</u> 大田区では、過去において無秩序な開発により、防災面での配慮の少ない狭小な宅地が発生した状況があり、これを受けて道路幅員や公園・緑地等のオープンスペースなどを確保した開発を誘導するため「大田区開発指導要綱」を昭和57年4月15日から施行した。 現在、「地域力を生かした大田区まちづくり条例」（平成23年4月施行）及び同要綱により住宅宅地開発事業、集団住宅建設事業、一定規模以上の建築物の建設事業に対して最小敷地面積、道路拡幅、公園及び広場等、駐車・駐輪スペース、防災備蓄倉庫、防火水槽、雨水流出抑制施設等について行政指導を行っている。</p>

現行（令和3年修正）	修正案
<p>(略)</p> <p>(4) 幹線道路沿道の環境整備</p> <p>(略)</p> <p>(5) <u>まちづくり意識の高揚</u></p> <p>ア 現 況</p> <p>大田区は、住宅・工業・商業などの多様な用途が混在した市街地を形成している。<u>総合的・計画的な土地利用のまちづくり指針となる「大田区都市計画マスタープラン」に基づき、それぞれの地域の特性を活かしたまちづくりを進めてきた。さらに、きめ細やかなまちづくりを進めるためには、区民・事業者・行政等の連携が不可欠であり、<u>自立的なまちづくり組織の育成が課題となっている。</u></u></p> <p>イ 計画目標(方針)</p> <p>(ア) 地域の自主的なまちづくり活動を行う団体を支援し、その団体との連携を通じて、地元発意によるまちづくりを誘導する。<u>(イ) 震災時に大田区で想定される災害状況を踏まえ、区民とともに「大田区都市計画マスタープラン」に基づいた大田区のまちづくりを行っていくという共通の基盤を確立する。</u></p> <p>ウ 事業計画</p> <p>(ア) まちづくりのためのPR</p> <p><u>各種まちづくり手法等のパンフレット</u>を作成及び配布し、まちづくりへの関心を高めるためのPRを行う。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(3) 幹線道路沿道の環境整備</p> <p>(略)</p> <p>(4) <u>まちづくりの機運の醸成</u></p> <p>ア 現 況</p> <p>大田区は、住宅・工業・商業などの多様な用途が混在した市街地を形成している。それぞれの地域特性を活かした<u>災害に強いまちづくりを進めるためには、区民・事業者・行政等の連携が不可欠であるとともに、<u>区民主体によるまちづくり組織の育成が課題となっている。</u></u></p> <p>イ 計画目標(方針)</p> <p><u>(ア) 区民等と都市計画マスタープランで示す都市の将来像の共有を図るとともに、災害時からの復興に向けた取組を事前準備するための組織づくりを進め、平時のまちづくりへの波及を目指す。</u></p> <p>(イ) 地域の自主的なまちづくり活動を行う団体を支援し、その団体との連携を通じて、地元発意によるまちづくりを誘導する。</p> <p>ウ 事業計画</p> <p>(ア) まちづくりのためのPR</p> <p>まちづくり手法等<u>の案内資料</u>を作成及び配布し、まちづくりへの関心を高めるためのPRを行う。</p> <p>(略)</p>

現行（令和3年修正）	修正案
<p>2 都市防災性能の向上 (略)</p> <p>○ 施策</p> <div style="margin-left: 40px;"> </div> <p>(1) 木造住宅密集地域(重点整備地域・整備地域)の整備</p> <p>ア 現況</p> <p>木造住宅密集地域には、狭あい道路や老朽建物が多く存在し、建替えによる更新も進まず、震災時の建物倒壊や火災等による甚大な被害が想定されている。東京都は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、平成7年度に「防災都市づくり推進計画」を策定し、区や関係機関と一体となり防災都市づくりの推進に努めてきた。東京都震災対策条例第13条に基づく「防災都市づくり推進計画」は、震災を予防し、震災が発生した場合の被害の拡大を防ぐため、建築物や都市施設等の耐震性や耐火性の確保に加え、都市構造の改善に関する諸施策を推進することとしており、平成16年3月、平成22年1月及び平成28年3月に改定された。</p> <p>(略)</p>	<p>2 都市防災性能の向上 (略)</p> <p>○ 施策</p> <div style="margin-left: 40px;"> </div> <p>(1) 木造住宅密集地域(重点整備地域・整備地域)の整備</p> <p>ア 現況</p> <p>木造住宅密集地域には、狭あい道路や老朽建物が多く存在し、建替えによる更新も進まず、震災時の建物倒壊や火災等による甚大な被害が想定されている。東京都は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、平成7年度に「防災都市づくり推進計画」を策定し、区や関係機関と一体となり防災都市づくりの推進に努めてきた。東京都震災対策条例第13条に基づく「防災都市づくり推進計画」は、震災を予防し、震災が発生した場合の被害の拡大を防ぐため、建築物や都市施設等の耐震性や耐火性の確保に加え、都市構造の改善に関する諸施策を推進することとしており、平成16年3月、平成22年1月、平成28年3月及び令和3年3月に改定された。</p> <p>(略)</p>

現行（令和3年修正）	修正案
<p>イ 計画目標（方針）</p> <p>火災の延焼拡大防止や災害時の避難、緊急輸送など多様な防災機能を備えた幹線道路の整備及び補助幹線道路と地区防災道路の整備や建築物の不燃化を図る。また、敷地が道路に接していないため建替えが困難な住宅の共同建替え支援を行う。</p> <p>重点整備地域に指定されている地区は、令和7年度までに、<u>羽田地域は、地域と協働で防災まちづくりに取り組みながら、整備計画に掲げた重点整備路線の整備を進めるとともに建替えを促進することで不燃領域率を向上させる。</u></p> <p>（略）</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>イ 計画目標（方針）</p> <p>火災の延焼拡大防止や災害時の避難、緊急輸送など多様な防災機能を備えた幹線道路の整備及び補助幹線道路と地区防災道路の整備や建築物の不燃化を図る。また、敷地が道路に接していないため建替えが困難な住宅の共同建替え支援を行う。</p> <p>重点整備地域に指定されている地区は、令和7年度までに<u>不燃領域率を平成28年度に比べ10ポイント以上の向上を目指す。</u></p> <p>羽田地域は、地域と協働で防災まちづくりに取り組みながら、整備計画に掲げた重点整備路線の整備を進めるとともに建替えを促進することで不燃領域率を向上させる。</p> <p>（略）</p> <p><u>（3）道路の無電柱化の推進</u></p> <p><u>ア 現況</u></p> <p><u>蒲田駅・大森駅などの駅周辺及び都市計画道路等を中心に事業を推進した結果、令和2年度末時点で区道約777kmのうち、約1.4%にあたる約10.6kmの無電柱化を完了した。このほか、京急蒲田駅周辺の再開発事業においても無電柱化を実施した。</u></p> <p><u>イ 計画目標（方針）</u></p> <p><u>「都市防災機能の向上」、「安全で快適な歩行空間の確保」、「良好な都市景観の創出」を目的に、令和2年度に策定した「大田区無電柱化推進計画」に基づき、計画的かつ効果的に無電柱化を進めていく。</u></p> <p><u>ウ 事業計画</u></p> <p><u>「大田区無電柱化推進計画」では、今後10年間で優先的に無電柱化を推進する路線を定めている。</u></p> <p><u>（ア）無電柱化を事業中の道路</u></p> <p><u>都市計画道路（補助27号、38号、43号、44号、区画街路1号、4号、5号、6号、7号線）、主要区道30号、94号の事業完了を図る。</u></p> <p><u>（イ）整備予定の都市計画道路</u></p>

現行（令和3年修正）	修正案
<p>(3) オープンスペースの確保 (略)</p> <p>(4) 狭あい道路の整備 (略)</p> <p>(5) 建築物の不燃化の促進 (略)</p> <p>(6) 建築物の耐震性向上の促進</p> <p>ア 現況</p> <p>区内の住宅・建築物には、昭和56年以前に建築されたものが数多く存在している。これらの<u>新耐震基準以前の</u>住宅等は、耐震性の確保が不十分であると指摘されている。</p> <p>(略)</p> <p>区民の生命・財産を守るため、<u>新耐震基準以前</u>に建築された建築物の耐震性の向上に向け、耐震診断・耐震改修助成制度を設け、住宅等の耐震化を促進している。</p> <p>一方、区有施設については、学校などの防災上主要な施設から優先し、法令等に基づき耐震性の向上を図ってきたが、<u>併せて学校体育館等の高天井材等の非構造部材落下防止対策を進めていく。今後も法令等の改正に応じ、補強が必要な建築物については耐震化を図っていく。</u></p> <p>(略)</p>	<p><u>都市計画道路の整備方針（第四次事業課計画）に定められる道路（補助34号、43号、44号）の整備のための測量・調査等への着手を図る。</u></p> <p>(ウ) <u>優先整備路線</u></p> <p><u>主要区道23号線の無電柱化実施のための調査等への着手を図る。</u></p> <p>(4) オープンスペースの確保 (略)</p> <p>(5) 狭あい道路の整備 (略)</p> <p>(6) 建築物の不燃化の促進 (略)</p> <p>(7) 建築物の耐震性向上の促進</p> <p>ア 現況</p> <p>区内の住宅・建築物には、昭和56年以前に建築されたものが数多く存在している。これらの<u>旧耐震基準で建てられた</u>住宅等は、耐震性の確保が不十分であると指摘されている。</p> <p>(略)</p> <p>区民の生命・財産を守るため、<u>昭和56年以前</u>に建築された建築物の耐震性の向上に向け、耐震診断・耐震改修助成制度を設け、住宅等の耐震化を促進している。</p> <p>一方、区有施設については、学校などの防災上主要な施設から優先し、法令等に基づき耐震性の向上を図ってきたが、<u>今後も適切に施設の更新を促進する。</u></p> <p>(略)</p>

現行（令和3年修正）	修正案																								
<p>イ 計画目標（方針） （略） （イ）（略） a 防災拠点施設の耐震化率（令和<u>2</u>年3月31日現在）</p> <table border="1" data-bbox="309 367 954 663"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>耐震化率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本庁舎</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>各地域庁舎</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>各特別出張所</td> <td>94.1%</td> </tr> <tr> <td>各避難所</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>各福祉避難所</td> <td><u>100%</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 事業計画 （略） （ウ）民間建築物の耐震化促進 （略） a 住宅やマンションの耐震化 大地震による建物倒壊から区民の生命・財産を守るため、住宅やマンションについて優先的に耐震化を促進する。また、分譲マンションは、改修工事費が高額になり、区分所有者間の合意形成に時間がかかるなどから耐震化への取組が遅れているため、マンション耐震化アドバイザー派遣制度の充実を図、耐震化を促進する。</p> <p>（略） c 緊急輸送道路と沿道耐震化道路の沿道建築物に対する耐震化 学校避難所への円滑な避難、避難者への緊急物資の輸送等を行うため、地震発生時に建物倒壊による道路閉塞を防ぐべき道路とし</p>	種別	耐震化率	本庁舎	100%	各地域庁舎	100%	各特別出張所	94.1%	各避難所	100%	各福祉避難所	<u>100%</u>	<p>イ 計画目標（方針） （略） （イ）（略） a 防災拠点施設の耐震化率（令和<u>3</u>年<u>3</u>月31日現在）</p> <table border="1" data-bbox="1321 367 1966 663"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>耐震化率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本庁舎</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>各地域庁舎</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>各特別出張所</td> <td>94.1%</td> </tr> <tr> <td>各避難所</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>各福祉避難所</td> <td><u>97.6%</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 事業計画 （略） （ウ）民間建築物の耐震化促進 （略） a 住宅やマンションの耐震化 大地震による建物倒壊から区民の生命・財産を守るため、住宅やマンションについて優先的に耐震化を促進する。また、分譲マンションは、改修工事費が高額になり、区分所有者間の合意形成に時間がかかるなどから耐震化への取組が遅れているため、<u>平成28年度に、区分所有者間の合意形成を支援するため、マンション耐震化アドバイザー派遣制度の充実を図った。引き続き、助成制度やアドバイザー派遣等の制度の活用により、</u>耐震化を促進する。</p> <p>（略） c 緊急輸送道路と沿道耐震化道路の沿道建築物に対する耐震化 学校避難所への円滑な避難、避難者への緊急物資の輸送等を行うため、地震発生時に建物倒壊による道路閉塞を防ぐべき道路と</p>	種別	耐震化率	本庁舎	100%	各地域庁舎	100%	各特別出張所	94.1%	各避難所	100%	各福祉避難所	<u>97.6%</u>
種別	耐震化率																								
本庁舎	100%																								
各地域庁舎	100%																								
各特別出張所	94.1%																								
各避難所	100%																								
各福祉避難所	<u>100%</u>																								
種別	耐震化率																								
本庁舎	100%																								
各地域庁舎	100%																								
各特別出張所	94.1%																								
各避難所	100%																								
各福祉避難所	<u>97.6%</u>																								

現行（令和3年修正）	修正案
<p>て、緊急輸送道路と沿道耐震化道路を指定した。これらの道路沿いに建ち、道路閉塞を起こす可能性の高い特定建築物の耐震化を重点的に促進する。また、東京都は耐震化推進条例を施行し、緊急輸送道路のうち、特に重要な幹線道路を「特定緊急輸送道路」に指定、その沿道に建つ建築物に耐震診断の実施を義務付けた。都条例施行に伴い、区は特定緊急輸送道路沿道建築物に対する耐震診断費の全額助成を開始し、対象建築物全ての耐震診断が完了した。<u>今後</u>も強力に耐震化促進を図っていく。</p> <p>(エ) 住宅等の耐震化普及 昭和56年以前に建築した建築物の所有者等に耐震化への理解を深め、取組<u>み</u>を促すため、 <u>区報やホームページによる広報及び建物所有者への助成制度の直接周知を進める。また、区民を対象とした講習会の開催や耐震キャンペーンを実施する。</u></p> <p>(7) 中心拠点・地域拠点の整備 ア 現 況 (略)</p> <p>(イ) 蒲田地区 蒲田駅を中心とする街区は、戦災復興の土地区画整理事業により形成されてきた。JR蒲田駅では、駅ビルの耐震改修工事や駅舎の改良工事により駅全体がリニューアルされ、周辺街区でも<u>オフィスビルやビジネスホテル、マンションなどの建設</u>が進んでいるが、耐震性の低い老朽化した建築物も多い。また、駅前広場は、駅利用者などの歩行者の増加やバス・タクシー、搬入車の乗り入れ増加など車両通行にも難があるなど、防災上の課題があ</p>	<p>して、緊急輸送道路と沿道耐震化道路を指定した。これらの道路沿いに建ち、道路閉塞を起こす可能性の高い特定建築物の耐震化を重点的に促進する。また、東京都は耐震化推進条例を施行し、緊急輸送道路のうち、特に重要な幹線道路を「特定緊急輸送道路」に指定<u>し</u>、その沿道に建つ建築物に耐震診断の実施を義務付けた。都条例施行に伴い、区は特定緊急輸送道路沿道建築物に対する耐震診断費の全額助成を開始し、対象建築物全ての耐震診断が完了した<u>後、平成31年1月に診断結果を公表した。</u>今後も強力に耐震化促進を図っていく。</p> <p>(エ) 住宅等の耐震化普及 昭和56年以前に建築した建築物の所有者等に耐震化への理解を深め、取組を促すため、 <u>区報やホームページによる広報及び旧耐震基準の木造住宅居住者を対象として、助成制度の周知文書のポスティングを実施している。また、対象家屋のうち、希望があった者に対しては戸別訪問を行い、職員が直接耐震化の相談を受けている。</u></p> <p>(8) 中心拠点・地域拠点の整備 ア 現 況 (略)</p> <p>(イ) 蒲田地区 蒲田駅を中心とする街区は、戦災復興の土地区画整理事業により形成されてきた。JR蒲田駅では、駅ビルの耐震改修工事や駅舎の改良工事により駅全体がリニューアルされ、周辺街区でも<u>建替えや市街地再開発事業に向けた検討</u>が進んでいるが、<u>依然として</u>耐震性の低い老朽化した建築物も多い。また、駅前広場は、駅利用者などの歩行者の増加やバス・タクシー、搬入車の乗り入れ増加など車両通行にも難があるなど、防災上の課</p>

現行（令和3年修正）	修正案
<p>る。</p> <p>自転車利用の増加に伴い放置自転車も増えてきた。環境にやさしい移動手段であるが、放置された自転車は歩行者や緊急車両の通行の妨げになっている。</p> <p>京急蒲田駅周辺では、京浜急行線連続立体交差事業により踏切が解消され、また、第一京浜（放射19号線）と環状8号線が交差する南蒲田交差点の立体化が完了し、交通渋滞が緩和された。駅周辺地区では、連続立体交差事業を契機としたまちづくりを進めており、京急蒲田駅東口では、駅前広場が整備され、西口の駅前約1haでは、市街地再開発事業により駅前広場と周辺街路が整備されるとともに、再開発ビルが完成した。また、蒲田4-1、4-2地区では<u>共同建替事業が完了し、その他の地区でも</u>地権者組織による共同建替事業の検討が行われている。このほか、区内の移動利便性の向上や空港アクセス強化のため、新空港線の早期着工を目指して関係期間と合意形成に向けた協議を行っている。</p> <p>イ 計画目標（方針） （略）</p> <p>（イ）<u>地域</u>拠点 私鉄の主要駅周辺において、歴史・文化・産業などの地域特性を活かした魅力と活力がみなぎるまちづくりを推進するとともに、安全で快適な歩行空間の確保等、地域防災の拠点となる整備を進める。</p> <p>ウ 事業計画 （ア）中心拠点 （略）</p>	<p>題がある。</p> <p>自転車利用の増加に伴い放置自転車も増えてきた。環境にやさしい移動手段であるが、放置された自転車は歩行者や緊急車両の通行の妨げになっている。</p> <p>京急蒲田駅周辺では、京浜急行線連続立体交差事業により踏切が解消され、また、第一京浜（放射19号線）と環状8号線が交差する南蒲田交差点の立体化が完了し、交通渋滞が緩和された。駅周辺地区では、連続立体交差事業を契機としたまちづくりを進めており、京急蒲田駅東口では、駅前広場が整備され、西口の駅前約1haでは、市街地再開発事業により駅前広場と周辺街路が整備されるとともに、再開発ビルが完成した。また、蒲田4-1、4-2地区では<u>街並み誘導型地区計画を活用した共同建替事業が完了し、4-16地区では区が地権者として共同建替事業に参加し、新築建物の2階部分に公益施設を整備した。引き続き周辺街区では、</u>地権者組織による共同建替事業の検討が行われている。このほか、区内の移動利便性の向上や空港アクセスを強化するとともに、<u>災害時に代替ルートとしての役割を果たす</u>新空港線の早期着工を目指して関係期間と合意形成に向けた協議を行っている。</p> <p>イ 計画目標（方針） （略）</p> <p>（イ）<u>生活</u>拠点 私鉄の主要駅周辺において、歴史・文化・産業などの地域特性を活かした魅力と活力がみなぎるまちづくりを推進するとともに、安全で快適な歩行空間の確保等、地域防災の拠点となる整備を進める。</p> <p>ウ 事業計画 （ア）中心拠点 （略）</p>

現行（令和3年修正）	修正案
<p>B バリアフリー整備 <u>すべての人にやさしいまちづくり</u>を実現するため、道路や建築物等<u>のバリアフリー化など環境整備を促進する。</u></p> <p>(略)</p> <p>(イ) <u>地域</u>拠点</p> <p>(略)</p> <p>b バリアフリー整備 <u>すべての人にやさしいまちづくり</u>を実現するため、道路や建築物等<u>のバリアフリー化など環境整備を促進する。</u></p> <p>(略)</p> <p>(8) 地盤の液状化対策</p> <p>(略)</p> <p>(9) 電源の確保対策 被害想定によると、区内の停電率は36.8%に上る。</p> <p>(略)</p> <p><u>区は</u>停電下においても災害対策を行ううえで必要な電源の確保に努める。</p> <p>ア 事業計画</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>b バリアフリー整備 <u>移動しやすいみち、使いやすい施設でみたされる街</u>を実現するため、道路や建築物等<u>を対象としたバリアフリーの取組を推進する。</u></p> <p>(略)</p> <p>(イ) <u>生活</u>拠点</p> <p>(略)</p> <p>b バリアフリー整備 <u>移動しやすいみち、使いやすい施設でみたされる街</u>を実現するため、道路や建築物等<u>を対象としたバリアフリーの取組みを推進する。</u></p> <p>(略)</p> <p>(9) 地盤の液状化対策</p> <p>(略)</p> <p>(10) 電源の確保対策 被害想定によると、区内の停電率は36.8%に上る。</p> <p>(略)</p> <p><u>区は、災害により引き起こされる大規模停電に備え、自治体庁舎や指定避難所等に非常用蓄電池及び充電式LED照明を配備し、災害対応を担う職員等が円滑に活動を行えるよう対策を講じている。</u></p> <p><u>今後も、避難所等災害時の拠点となる施設への自立・分散型電源の設置を促進する等、</u>停電下においても災害対策を行ううえで必要な電源の確保に努める。</p> <p>ア 事業計画</p> <p>(略)</p> <p><u>(ウ) 保有する電源設備等について、安全性の確保や平常時からの点検、操作訓練等に努める。</u></p>

現行（令和3年修正）	修正案
<p>第2節 公共土木施設の災害予防</p> <p>1 道路・橋りょう施設</p> <p>（略）</p> <p>イ 施設の現況</p> <p><u>（ア）大田区認定区道（令和2年4月1日現在）</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>延長</u> 777,078m</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>面積</u> 5,341,476 m²</p> <p><u>（イ）大田区有通路</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>延長</u> 11,953m</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>面積</u> 40,216 m²</p> <p>（3）都道及び都橋りょう関係</p> <p>（略）</p> <p>イ 現況</p> <p>区内の都道（知事管理の国道を含む一産業道路一）は、9路線、延長<u>43.2</u>kmに及び、ほとんどが歩車道に分離されている。</p> <p>橋りょうは一般橋りょう <u>29</u> 橋と横断歩道橋 <u>33</u> 橋がある。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>ウ 事業計画</p> <p>（略）</p> <p>（イ）補助第27号線（東邦医大通り）</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>東邦大学前交差点から環七通り沢田交差点の南側約160m地点までの延長約900mの区間で事業を実施している。</u></p> <p>（略）</p> <p>2 港湾・海岸施設</p> <p>【都港湾局・建設局】</p> <p>（略）</p>	<p>第2節 公共土木施設の災害予防</p> <p>1 道路・橋りょう施設</p> <p>（略）</p> <p>イ 施設の現況</p> <p><u>（資料編へ移行）</u></p> <p><u>〔資料編 4-4 区道及び区有路の現況 参照〕</u></p> <p>（3）都道及び都橋りょう関係</p> <p>（略）</p> <p>イ 現況</p> <p>区内の都道（知事管理の国道を含む一産業道路一）は、9路線、延長<u>43.0</u>kmに及び、ほとんどが歩車道に分離されている。</p> <p>橋りょうは一般橋りょう <u>30</u> 橋と横断歩道橋 <u>31</u> 橋がある。</p> <p><u>〔資料編 4-3 都道の現況 参照〕</u></p> <p>ウ 事業計画</p> <p>（略）</p> <p>（イ）補助第27号線（東邦医大通り）</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>内川に架かる富士見橋を含む延長約440mの区間で事業を実施している。</u></p> <p>（略）</p> <p>2 港湾・海岸施設</p> <p>【都港湾局・建設局】</p> <p>（略）</p>

現行（令和3年修正）	修正案
<p>(3) 海岸施設</p> <p>都における高潮対策事業の一環として、港湾局では大森本町一丁目地先平和島運河、大森東一丁目から羽田旭町にいたる海岸線に防潮堤を建設し、<u>貴船堀、旧呑川、北前堀、南前堀の各河口に水門を設置</u>している。</p> <p>第3節 都市施設の災害予防</p> <p>1 建築物防災計画</p> <p>【企画経営部・まちづくり推進部・教育総務部・消防署】</p> <p>(略)</p> <p>(4) エレベーター対策</p> <p>平成17年7月23日、千葉県北西部を震源とする最大震度5強の地震が発生し、都内では42件のエレベーター閉じ込め事故が発生した。</p> <p>これを受け、エレベーターの対策としてハード、ソフト両面での対策を推進していく。</p> <p>ア 区施設のエレベーター機能の向上対策</p> <p>(略) <u>(新設)</u></p> <p>(ア) 閉じ込め防止装置の設置</p> <p>地震管制運転中に安全装置が作動した場合、運転を一旦中止するが、安全装置の復帰ができる<u>エレベーター</u>が判断した場合、管制運転を再開する装置</p> <p>(略)</p> <p>イ 民間施設のエレベーター機能の向上対策</p> <p><u>平成24年度に大田区が所管している、民間建築物に設置されている約6,000基のエレベーターのうち、現行基準の耐震対策の行われていない約4,000基の所有者に対し、リーフレットを配布し、閉じ込め防止対策の奨励を行った。</u></p>	<p>(3) 海岸施設</p> <p>都における高潮対策事業の一環として、港湾局では大森本町一丁目地先平和島運河、大森東一丁目から羽田旭町にいたる海岸線に防潮堤を建設している。</p> <p>第4節 都市施設の災害予防</p> <p>1 建築物防災計画</p> <p>【企画経営部・まちづくり推進部・教育総務部・消防署】</p> <p>(略)</p> <p>(4) エレベーター対策</p> <p>平成17年7月23日、千葉県北西部を震源とする最大震度5強の地震が発生し、都内では42件のエレベーター閉じ込め事故が発生した。<u>また、平成30年6月18日に発生した大阪北部地震を震源とした地震でもエレベーターの閉じ込めや運転休止が発生した。</u></p> <p>これを受け、エレベーターの対策としてハード、ソフト両面での対策を推進していく。</p> <p>ア 区施設のエレベーター機能の向上対策</p> <p>(略) <u>また、平成30年6月18日に発生した大阪北部地震を震源とした地震でもエレベーターの閉じ込めや運転休止が発生した。</u></p> <p>(ア) 閉じ込め防止装置の設置</p> <p>地震管制運転中に安全装置が作動した場合、運転を一旦中止するが、安全装置が<u>正常に</u>復帰できると判断した場合、管制運転を再開し、<u>最寄り階へ停止する</u>する装置</p> <p>(略)</p> <p>イ 民間施設のエレベーター機能の向上対策</p> <p><u>建築基準法第12条第3項に基づく報告などにより、安全装置設置の把握を行うとともに、点検結果が要是正と判定されたエレベーターについては所有者または管理者へ改善指導書を交付している。</u></p> <p><u>近年、地震による閉じ込め被害等が発生していることについて、</u></p>

現行（令和3年修正）	修正案									
<p><u>また、特に、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定建築物で、耐震改修促進法第7条第2項第一号に該当する建築物に設置されているエレベーター約170基の所有者に対しては、閉じ込め防止、耐震対策の指導を行った。</u></p> <p><u>平成25年度及び平成26年度には、定期検査報告時を利用し、未対策のエレベーターの所有者に、閉じ込め防止（P波地震管制装置の設置）を含めた安全装置設置の案内を配布することにより啓発を行った。</u></p> <p><u>平成27年度以降は、建築基準法第12条第項に基づく報告などにより、安全装置設置の把握を行うなどエレベーターの安全対策を進めている。</u></p> <p>2 生活関連施設</p> <p>（2）水道施設</p> <p>イ 現況</p> <p>（略）</p> <p>（イ）配水管</p> <p style="text-align: right;"><u>（平成28年3月31日現在）</u></p> <table border="1" data-bbox="212 911 938 1066"> <tr> <td>配水本管</td> <td><u>（口径400mm以上）</u></td> <td><u>116 km</u></td> </tr> <tr> <td>配水小管</td> <td><u>（口径50～350mm）</u></td> <td><u>1,059 km</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>計</u></td> <td><u>1,175 km</u></td> </tr> </table> <p>ウ 主要施策</p> <p>（ア）管路の耐震化</p> <p><u>平成22年度から耐震継手化10カ年事業を推進している。</u>首都中枢機関、救急医療機関等に加え避難所や主要な駅への供給ルート、被害が大きいと想定される地域についても、優先的に管路の耐震化を進めていく。また、私道内にある給水管を整理し、配水管を布設して耐震化を図る私道内給水管整理事業も進めている。</p>	配水本管	<u>（口径400mm以上）</u>	<u>116 km</u>	配水小管	<u>（口径50～350mm）</u>	<u>1,059 km</u>		<u>計</u>	<u>1,175 km</u>	<p><u>最新基準の建築基準法に適合させるためには地震対策の改修工事が必要であり、改修工事を検討してもらうよう、区ホームページ等にて周知を進めていく。</u></p> <p>2 生活関連施設</p> <p>（2）水道施設</p> <p>イ 現況</p> <p>（略）</p> <p>（イ）配水管</p> <p><u>（資料編へ移行）</u></p> <p><u>〔資料編4-9水道施設（配水管）の現況 参照〕</u></p> <p>ウ 主要施策</p> <p>（ア）管路の耐震化</p> <p><u>地震発生時の断水被害を効果的に軽減するため、</u>首都中枢機関、救急医療機関等に加え避難所や主要な駅への供給ルート、被害が大きいと想定される地域について、優先的に管路の耐震化を進めていく。また、私道内にある給水管を整理し、配水管を布設して耐震化を図る私道内給水管整理事業も進めている。</p>
配水本管	<u>（口径400mm以上）</u>	<u>116 km</u>								
配水小管	<u>（口径50～350mm）</u>	<u>1,059 km</u>								
	<u>計</u>	<u>1,175 km</u>								

現行（令和3年修正）	修正案																
<p>(3) 下水道施設</p> <p>イ 現況 区内下水道施設は次のとおり。</p> <p>(ア) 普及状況</p> <p style="text-align: center;"><u>平成27年度末下水道普及率</u></p> <table border="1" data-bbox="230 419 1081 584"> <thead> <tr> <th>人 口</th> <th>普及人口</th> <th>普及率</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>715,156</u></td> <td style="text-align: center;"><u>714,835</u></td> <td style="text-align: center;">100%概成</td> <td style="text-align: center;">平成6年度末普及率100% 概成</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)全体人口は<u>平成28</u>年4月1日現在のものである。(都総務局統計部資料による)</p> <p>(イ) 管きょ延長 <u>1,205,734</u> (幹線 83,002m 枝線 <u>1,122,732</u>m)</p> <p>(略)</p> <p>(5) ガス施設</p> <p>【東京ガス】</p> <p>ア <u>製造所・整圧所設備</u></p> <p><u>(ア) 重要度及び災害危険度の大きい設備の耐震性を向上させ安全性を確保する。</u></p> <p><u>(イ) 防消火設備、保安用電力等の強化を行い、二次災害防止を図る。</u></p> <p>イ <u>供給設備</u></p> <p><u>(ア) 導管を高・中・低圧別に区分し、それぞれの状態に応じた最適な材料・継手構造等を採用し、耐震性の向上を図る。</u></p> <p><u>(イ) 全ての地区ガバナーにSIセンサーを設置し、揺れの大きさ(SI値)・ガスの圧力・流量を常時モニタリングする。</u></p> <p><u>(ウ) この情報を解析し高密度に被害推定を行い、迅速な供給停止判断及び遮断する体制を整備する。</u></p>	人 口	普及人口	普及率	備 考	<u>715,156</u>	<u>714,835</u>	100%概成	平成6年度末普及率100% 概成	<p>(3) 下水道施設</p> <p>イ 現況 区内下水道施設は次のとおり。</p> <p>(ア) 普及状況</p> <p style="text-align: center;"><u>令和元年度末下水道普及率</u></p> <table border="1" data-bbox="1249 419 2101 584"> <thead> <tr> <th>人 口</th> <th>普及人口</th> <th>普及率</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>738,128</u></td> <td style="text-align: center;"><u>737,796</u></td> <td style="text-align: center;">100%概成</td> <td style="text-align: center;">平成6年度末普及率100% 概成</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)全体人口は<u>令和2</u>年4月1日現在のものである。(都総務局統計部資料による)</p> <p>(イ) 管きょ延長 <u>1,206,845</u> (幹線 83,002m 枝線 <u>1,123,843</u>m)</p> <p>(略)</p> <p>(5) ガス施設</p> <p>【東京ガス】</p> <p>ア <u>ガス製造設備</u></p> <p><u>消防関係法令、ガス事業法等に基づき所要の対策を講ずるとともに、防消火設備の整備・点検・火気取締等の実施により火災防止を図る。</u></p> <p>イ <u>ガス供給設備</u></p> <p><u>大規模なガス漏えいを防止するため、ガス工作物の技術上の基準等に基づきガス遮断装置の設置、導管防護措置、他工事に係わる導管事故防止措置等を行う。また、需要家建物内でのガス漏えいを防止するため、感震遮断機能を有するガスメーター（マイコンメーター）または、緊急遮断装置の設置を推進する。</u></p>	人 口	普及人口	普及率	備 考	<u>738,128</u>	<u>737,796</u>	100%概成	平成6年度末普及率100% 概成
人 口	普及人口	普及率	備 考														
<u>715,156</u>	<u>714,835</u>	100%概成	平成6年度末普及率100% 概成														
人 口	普及人口	普及率	備 考														
<u>738,128</u>	<u>737,796</u>	100%概成	平成6年度末普及率100% 概成														

【本編】第2部 震災予防・応急・復旧計画

現行（令和3年修正）		修正案															
施設名	内容	施設名	内容														
(略)		(略)															
その他の安全装備	<p>○地震計の設置</p> <p><u>工場</u>・整圧所・幹線ステーションに地震計を設置するとともに、地区ガバナリー(整圧器)には感震・遠隔遮断装置を設置</p> <p>○安全装置付ガスメーターの設置</p> <p>建物内での二次災害を防止するため、200ガル程度（震度5程度）の地震時にガスを遮断するマイコンメーターを設置</p>	<p>○地震計の設置</p> <p><u>基地</u>・整圧所・幹線ステーションに地震計を設置するとともに、地区ガバナリー(整圧器)には感震・遠隔遮断装置を設置</p> <p>○安全装置付ガスメーターの設置</p> <p>建物内での二次災害を防止するため、200ガル程度（震度5程度）の地震時にガスを遮断するマイコンメーターを設置</p>															
(略)		(略)															
3 交通施設		3 交通施設															
(略)		(略)															
(3) 東日本旅客鉄道株式会社関係		(3) 東日本旅客鉄道株式会社関係															
(略)		(略)															
イ 区内の駅の概況		イ 区内の駅の概況															
	<u>J R線各駅の概況は次のとおりである。</u>		<u>(資料編へ移行)</u>														
			<u>[資料編 4-11 鉄道施設の現況 参照]</u>														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>駅名</th> <th>乗車人員</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> <th>線名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>大森</u></td> <td><u>92,962</u></td> <td><u>大田区大森北1-6-16</u></td> <td><u>3761-0025</u></td> <td><u>京浜東北線</u></td> </tr> <tr> <td><u>蒲田</u></td> <td><u>139,728</u></td> <td><u>大田区蒲田5-13-1-101</u></td> <td><u>3731-0041</u></td> <td><u>京浜東北線</u></td> </tr> </tbody> </table>	駅名	乗車人員	所在地	電話	線名	<u>大森</u>	<u>92,962</u>	<u>大田区大森北1-6-16</u>	<u>3761-0025</u>	<u>京浜東北線</u>	<u>蒲田</u>	<u>139,728</u>	<u>大田区蒲田5-13-1-101</u>	<u>3731-0041</u>	<u>京浜東北線</u>	
駅名	乗車人員	所在地	電話	線名													
<u>大森</u>	<u>92,962</u>	<u>大田区大森北1-6-16</u>	<u>3761-0025</u>	<u>京浜東北線</u>													
<u>蒲田</u>	<u>139,728</u>	<u>大田区蒲田5-13-1-101</u>	<u>3731-0041</u>	<u>京浜東北線</u>													
	<u>午前8時30分現在において京浜東北線、蒲田、赤羽間に約39列車が運行している。</u>																
(略)		(略)															

現行（令和3年修正）	修正案
<p>(8) 東京国際空港関係 (略)</p> <p>イ 施設の現況</p> <p>東京国際空港は、<u>1,522</u>haの面積があり、主要施設としては3,360m×60mが1本、3,000m×60mが1本、2,500m×60mが2本の滑走路を始め庁舎・管制塔、エプロン(駐機場)等を有している。</p> <p>(略)</p> <p>4 有毒物・危険物等施設</p> <p>【環境清掃部・<u>保健所</u>・消防署・関係各機関】</p> <p>(略)</p>	<p>(8) 東京国際空港関係 (略)</p> <p>イ 施設の現況</p> <p>東京国際空港は、<u>1,516</u>haの面積があり、主要施設としては3,360m×60mが1本、3,000m×60mが1本、2,500m×60mが2本の滑走路を始め庁舎・管制塔、エプロン(駐機場)等を有している。</p> <p>(略)</p> <p>4 有毒物・危険物等施設</p> <p>【環境清掃部・<u>健康政策部</u>・消防署・関係各機関】</p> <p>(略)</p>

現行（令和3年修正）		修正案	
(4)危険物等の輸送の安全化		(4)危険物等の輸送の安全化	
機 関 名	内 容	機 関 名	内 容
東京海上保安部	1 危険物積載船に対し、危険物の積込み、積替え又は荷卸を行う時は、港長（東京海上保安部長）の許可を受けるなど法律に基づいた規制を行い輸送の安全化を図る。 2 専用岸壁及び危険物積載船の定期的な点検を実施するほか危険物積載船に随時立入検査等を行い、安全管理指導の徹底を図る。 3 油又は有害液体物質を輸送する船舶に対し、法律に基づいた資機材の備え付け、 <u>機械器具の配備</u> などについて指導を行う。	東京海上保安部	1 危険物積載船に対し、危険物の積込み、積替え又は荷卸を行う時は、港長（東京海上保安部長）の許可を受けるなど法律に基づいた規制を行い輸送の安全化を図る。 2 専用岸壁及び危険物積載船の定期的な点検を実施するほか危険物積載船に随時立入検査等を行い、安全管理指導の徹底を図る。 3 油又は有害液体物質を輸送する船舶に対し、法律に基づいた資機材の備え付けなどについて指導を行う。
(略)		(略)	
5 かけ・擁壁・ブロック塀等の崩壊防止		5 かけ・擁壁・ブロック塀等の崩壊防止	
(1) かけ・擁壁の崩壊防止		(1) かけ・擁壁の崩壊防止	
ア 現況		ア 現況	
(略)		(略)	
また、平成29年3月から令和元年10月にかけて、東京都が「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき区内において土砂災害警戒区域97か所、土砂災害特別警戒区域60か所を指定した。令和元年・2年度に区内がけ等の中で土砂災害特別警戒区域内等規模の大きながけ等の再調査を約500か所に対して行った。 <u>(新設)</u>		また、平成29年3月から令和元年10月にかけて、東京都が「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき区内において土砂災害警戒区域97か所、土砂災害特別警戒区域60か所を指定した。令和元年・2年度に区内がけ等の中で土砂災害特別警戒区域内等規模の大きながけ等の再調査を約500か所に対して行った。 <u>令和元年・2年度調査の結果、がけ等の状態は、前回（平成22・23年度）調査と比較し、改善（向上・解消）が62か所、悪化が30か所、その他が変化なしであったことから前回結果と大きな変動がないことが確認された。所有者・管理者へは、調査の結果を通知し引き続き</u>	

現行（令和3年修正）	修正案												
<p>(2) ブロック塀等の改善</p> <p>震災時に通行人に危害を及ぼす危険なブロック塀については、改善相談の際、塀の軽量化を進める一方、緑化の推進にも寄与する生垣化を進めてきた。</p> <p>平成30年に発生した大阪北部地震以降、公共施設のブロック塀等の一斉点検を行った。また、平成32年度までの措置として、個人向けにブロック塀等の改修費用の一部を助成する制度を新設し、一層取り組みを強化している。</p> <p>(略)</p> <p>制度概要</p> <table border="1" data-bbox="212 778 1093 1117"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>項目説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>助成対象者</td> <td>ブロック塀等を所有又は管理する者。ただし、次に掲げる者を除く。 1. 会社（中小企業を除く） 2. 住民税を滞納している者</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>② 生垣造成助成実績</p> <p><u>(表略)</u></p> <p>ウ 植栽帯造成助成制度の活用</p> <p>(イ) 事業計画</p> <p>(略)</p>	項目	項目説明	助成対象者	ブロック塀等を所有又は管理する者。ただし、次に掲げる者を除く。 1. 会社（中小企業を除く） 2. 住民税を滞納している者	(略)		<p><u>啓発活動をするとともに、特に悪化したがけ等の所有者等へは、訪問などによる改修の働きかけを行った。</u> (略)</p> <p>(2) ブロック塀等の改善</p> <p>震災時に通行人に危害を及ぼす危険なブロック塀については、改善相談の際、塀の軽量化を進める一方、緑化の推進にも寄与する生垣化を進めてきた。</p> <p>平成30年に発生した大阪府北部地震以降、公共施設のブロック塀等の一斉点検を行った。また、令和5年度までの措置として、個人向けにブロック塀等の改修費用の一部を助成する制度を新設し、一層取り組みを強化している。</p> <p>(略)</p> <p>制度概要</p> <table border="1" data-bbox="1232 778 2112 1117"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>項目説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>助成対象者</td> <td>ブロック塀等を所有又は管理する者。ただし、次に掲げる者を除く。 1. 会社（中小企業を除く） 2. <u>売買を目的に所有する不動産業者</u> 3. 住民税を滞納している者</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>② 生垣造成助成実績</p> <p><u>(資料編へ移行)</u></p> <p><u>[資料編 15-9 都市施設の災害予防に係る取組の各種実績 参照]</u></p> <p>ウ 植栽帯造成助成制度の活用</p> <p>(イ) 事業計画</p> <p>(略)</p>	項目	項目説明	助成対象者	ブロック塀等を所有又は管理する者。ただし、次に掲げる者を除く。 1. 会社（中小企業を除く） 2. <u>売買を目的に所有する不動産業者</u> 3. 住民税を滞納している者	(略)	
項目	項目説明												
助成対象者	ブロック塀等を所有又は管理する者。ただし、次に掲げる者を除く。 1. 会社（中小企業を除く） 2. 住民税を滞納している者												
(略)													
項目	項目説明												
助成対象者	ブロック塀等を所有又は管理する者。ただし、次に掲げる者を除く。 1. 会社（中小企業を除く） 2. <u>売買を目的に所有する不動産業者</u> 3. 住民税を滞納している者												
(略)													

現行（令和3年修正）			修正案		
② 植栽帯造成助成実績 <u>（表略）</u>			② 植栽帯造成助成実績 <u>（資料編へ移行）</u> <u>〔資料編 15-9 都市施設の災害予防に係る取組の各種実績 参照〕</u>		
6 落下物等の防止・家具類の転倒防止 （略） （2）窓ガラス等の落下物の安全化 （略） <u>（実態調査に伴う安全化指導・改修状況）</u>			6 落下物等の防止・家具類の転倒防止 （略） （2）窓ガラス等の落下物の安全化 （略） <u>ウ 実態調査に伴う安全化指導・改修状況</u> <u>（資料編へ移行）</u> <u>〔資料編 15-9 都市施設の災害予防に係る取組の各種実績 参照〕</u>		
調査年度	調査対象区域	調査建築物（棟）	指導・改善状況（平成31年3月末現在）		
			落下の恐れのあるもの（棟）	改善したものの（棟）	改善率（%）
昭和 55	避難道路沿い	1,188 棟	77 棟	77 棟	100.0
57	容積率 700 %	176 棟	12 棟	12 棟	100.0
59	容積率 600 %	44 棟	5 棟	5 棟	100.0
61	容積率 500 %	799 棟	100 棟	99 棟	99.0
62	容積率 400 %	93 棟	5 棟	4 棟	80.0
平成元	避難道路沿い	819 棟	84 棟	83 棟	98.8
2	避難道路沿い	909 棟	69 棟	68 棟	98.6
17	容積率 400%以上及び 避難道路沿い	157 棟	24 棟	20 棟	83.3
合計		4,179 棟	376 棟	368 棟	97.9
（略）			（略）		

現行（令和3年修正）		修正案											
<p>応急・復旧対策</p> <p>第1節 公共施設等の応急・復旧対策</p> <p>1 道路・橋りょう施設応急・復旧対策 (略)</p> <p>3 河川・港湾関係の障害物除去 河川及び港湾機能を確保するために、河川及び港湾における障害物を除去、しゅんせつする。</p>		<p>応急・復旧対策</p> <p>第1節 公共施設等の応急・復旧対策</p> <p>1 道路・橋りょう施設応急・復旧対策 (略)</p> <p>3 河川・港湾関係の障害物除去 河川及び港湾機能を確保するために、河川及び港湾における障害物を除去、しゅんせつする。</p>											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対 策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東京海上保安部</td> <td>船舶航行の障害となる漂流障害物のうち、所属巡視艇により除去した漂流障害物は<u>東京都が指定した集積所にえい航し、</u>東京港管理事務所に引き継ぐ。除去できないものについては、応急的な標識又は危険防止措置を講じるよう東京港管理事務所に引き継ぐ。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対 策	(略)		東京海上保安部	船舶航行の障害となる漂流障害物のうち、所属巡視艇により除去した漂流障害物は <u>東京都が指定した集積所にえい航し、</u> 東京港管理事務所に引き継ぐ。除去できないものについては、応急的な標識又は危険防止措置を講じるよう東京港管理事務所に引き継ぐ。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対 策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東京海上保安部</td> <td>船舶航行の障害となる漂流障害物のうち、所属巡視艇により<u>除去できるものは除去し、</u>除去した漂流障害物は東京港管理事務所に引き継ぐ。除去できないものについては、応急的な標識又は危険防止措置を講じるよう東京港管理事務所に引き継ぐ。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対 策	(略)		東京海上保安部	船舶航行の障害となる漂流障害物のうち、所属巡視艇により <u>除去できるものは除去し、</u> 除去した漂流障害物は東京港管理事務所に引き継ぐ。除去できないものについては、応急的な標識又は危険防止措置を講じるよう東京港管理事務所に引き継ぐ。
機関名	対 策												
(略)													
東京海上保安部	船舶航行の障害となる漂流障害物のうち、所属巡視艇により除去した漂流障害物は <u>東京都が指定した集積所にえい航し、</u> 東京港管理事務所に引き継ぐ。除去できないものについては、応急的な標識又は危険防止措置を講じるよう東京港管理事務所に引き継ぐ。												
機関名	対 策												
(略)													
東京海上保安部	船舶航行の障害となる漂流障害物のうち、所属巡視艇により <u>除去できるものは除去し、</u> 除去した漂流障害物は東京港管理事務所に引き継ぐ。除去できないものについては、応急的な標識又は危険防止措置を講じるよう東京港管理事務所に引き継ぐ。												
<p>(略)</p> <p>第2節 ライフライン関係機関の応急・復旧対策</p> <p>1 水道施設の応急・復旧対策 (略)</p>		<p>(略)</p> <p>第2節 ライフライン関係機関の応急・復旧対策</p> <p>1 水道施設の応急・復旧対策 (略)</p>											

【本編】第2部 震災予防・応急・復旧計画

現行（令和3年修正）			修正案		
（2）活動態勢			（2）活動態勢		
ア 活動主体			ア 活動主体		
活動主体	所管区域	電 話	活動主体	所管区域	電 話
水道局南部支所 (大森)	大田区・品川区全域	平日 8:30～17:15 <u>3763-4124</u> 夜間・休日 3763-4244	水道局南部支所 (大森)	大田区・品川区全域 <u>(ただし、東八潮除く)</u>	平日 8:30～17:15 <u>3763-4160</u> 夜間・休日 3763-4244
（略）			（略）		
（イ）夜間・休日等における活動態勢 職員は、地震の震度に応じて次の基準により参集し、応急対策活動に従事する。			（イ）夜間・休日等における活動態勢 職員は、地震の震度 <u>又は本部長の発令</u> に応じて次の基準により参集し、応急対策活動に従事する。		
（略）			（略）		
ウ 情報連絡活動			ウ 情報連絡活動		
（ア）音声による情報収集手段			（ア）音声による情報収集手段		
a 発災直後に使用する通信手段は水運用専用電話、業務用無線、東京都防災行政無線の順に使用とする。			a 発災直後に使用する通信手段は水運用専用電話、 <u>衛星携帯電話</u> 、業務用無線、東京都防災行政無線の順に使用とする。		
（略）			（略）		
3 電気施設の応急・復旧対策			3 電気施設の応急・復旧対策		
（略）			（略）		
（2）活動態勢			（2）活動態勢		
ア 非常災害対策支部の設置			ア 非常災害対策支部の設置		
（略）			（略）		
<u>（新設）</u>			<u>（オ）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・警戒）が発表された場合</u>		
（略）			合		
（略）			（略）		
ウ 震災時の動員体制			ウ 震災時の動員体制		
<u>〔資料編 P309 5-3 東京電力パワーグリッド株式会社品川支社の非常災害対策支部組織 参照〕</u>			<u>態勢発令後ただちにあらかじめ定める対策要員は出動する。</u>		
（略）			（略）		

【本編】第2部 震災予防・応急・復旧計画

現行（令和3年修正）		修正案												
<p>4 ガス施設の応急・復旧対策</p> <p>(1) 災害時の活動体制</p> <p>ア 非常事態対策本部の設置</p> <p>本社に非常事態対策本部を設置するとともに、各導管事業部に支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成する。</p> <p>イ 震災時の非常体制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>体制区分</th> <th>災害の具体的な状況・被災の程度</th> <th>本部長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第0次非常体制</td> <td><u>1 震度5弱の地震が発生した場合</u></td> <td><u>防災・供給部長</u></td> </tr> <tr> <td>第一次非常体制</td> <td><u>1 震度5強の地震が発生した場合</u></td> <td><u>導管ネットワーク本部長</u></td> </tr> <tr> <td>第二次非常体制</td> <td><u>1 震度6弱以上の地震が発生した場合</u> <u>2 震度5弱・震度5強以上の地震が発生し、</u> <u>(中圧または低圧)ブロックを供給停止した場合</u></td> <td><u>社長</u></td> </tr> </tbody> </table>		体制区分	災害の具体的な状況・被災の程度	本部長	第0次非常体制	<u>1 震度5弱の地震が発生した場合</u>	<u>防災・供給部長</u>	第一次非常体制	<u>1 震度5強の地震が発生した場合</u>	<u>導管ネットワーク本部長</u>	第二次非常体制	<u>1 震度6弱以上の地震が発生した場合</u> <u>2 震度5弱・震度5強以上の地震が発生し、</u> <u>(中圧または低圧)ブロックを供給停止した場合</u>	<u>社長</u>	<p>4 ガス施設の応急・復旧対策</p> <p>(1) 災害時の活動体制</p> <p>ア 非常事態対策本部の設置</p> <p>本社に非常事態対策本部を設置するとともに、各導管事業部に支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成する。</p> <p>イ 震災時の非常体制</p> <p><u>[資料編 5-5 東京ガスの非常体制 参照]</u></p> <p>(略)</p>
体制区分	災害の具体的な状況・被災の程度	本部長												
第0次非常体制	<u>1 震度5弱の地震が発生した場合</u>	<u>防災・供給部長</u>												
第一次非常体制	<u>1 震度5強の地震が発生した場合</u>	<u>導管ネットワーク本部長</u>												
第二次非常体制	<u>1 震度6弱以上の地震が発生した場合</u> <u>2 震度5弱・震度5強以上の地震が発生し、</u> <u>(中圧または低圧)ブロックを供給停止した場合</u>	<u>社長</u>												
<p>7 交通施設の応急・復旧対策</p> <p>(略)</p> <p>(5) <u>東京急行急電鉄</u>の応急・復旧対策</p> <p>(略)</p>		<p>7 交通施設の応急・復旧対策</p> <p>(略)</p> <p>(5) <u>東急電鉄(株)</u>の応急・復旧対策</p> <p>(略)</p>												

現行（令和3年修正）	修正案
<p>第4編 広報広聴及び情報戦略の構築</p> <p>第1章 対策の基本的な考え方</p> <p>○ 広報広聴及び情報戦略における基本的考え方</p> <p>災害時に迅速かつ適切な行動、対策を取るためには、正確な情報把握が欠かせない。</p> <p>発災直後から、区及び防災関係機関は一体となり総力をあげて、迅速かつ適切な災害広報活動を実施する。特に、<u>誤解やデマ</u>、社会的混乱（パニック）を引き起こすことのないよう十分注意する必要がある。復旧復興期にかけては、人心の安定と、速やかな復旧復興を図るため、住民の動向と要望事項の把握に努める広聴活動を実施する。</p> <p>（略）</p> <p>○ 現在の対策の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 固定系防災行政無線の配備、一斉放送による情報伝達 ・ 移動系地域防災無線による施設・拠点間通信 ・ 電話（災害時優先電話含む）、伝令等による情報連絡 ・ 災害時優先携帯電話、SNS、区民安全・安心メール、緊急速報メール、衛星携帯電話防災行政無線電話応答サービスなどの通信ツールによる情報の複線化 <p><u>・ （新設）</u></p> <p>（略）</p> <p>○ 対策の方向性</p> <p>（略）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ あらゆる災害情報を一元管理し、災害対策の中核を成す<u>新たな</u>防災システムの導入 	<p>第4編 広報広聴及び情報戦略の構築</p> <p>第1章 対策の基本的な考え方</p> <p>○ 広報広聴及び情報戦略における基本的な考え方</p> <p>災害時に迅速かつ適切な行動、対策を取るためには、正確な情報把握が欠かせない。</p> <p>発災直後から、区及び防災関係機関は一体となり総力をあげて、迅速かつ適切な災害広報活動を実施する。特に、<u>誤報、虚報による住民の誤解</u>や社会的混乱（パニック）を引き起こすことのないよう十分注意する必要がある。復旧復興期にかけては、人心の安定と、速やかな復旧復興を図るため、住民の動向と要望事項の把握に努める広聴活動を実施する。</p> <p>（略）</p> <p>○ 現在の対策の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 固定系防災行政無線の配備、一斉放送による情報伝達 ・ 移動系地域防災無線による施設・拠点間通信 ・ 電話（災害時優先電話含む）、伝令等による情報連絡 ・ 災害時優先携帯電話、<u>防災アプリ</u>、SNS、区民安全・安心メール、緊急速報メール、衛星携帯電話防災行政無線電話応答サービスなどの通信ツールによる情報の複線化 <p><u>・ 災害対策本部室における各種映像の分割拡大表示、複数映像一斉表示、映像のデジタル化</u></p> <p>（略）</p> <p>○ 対策の方向性</p> <p>（略）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ あらゆる災害情報を一元管理し、災害対策の中核を成す<u>総合</u>防災<u>情報</u>システムの導入

現行（令和3年修正）	修正案																																								
<p>第2章 具体的な取り組み (略)</p> <p>予防対策</p> <p>第1節 情報連絡体制の整備 (略)</p> <p>第2節 情報の収集・伝達体制の確立 (略)</p> <p>2 大田区の通信手段 (1) 大田区の通信機器 大田区の通信手段は以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="168 821 1102 1417"> <thead> <tr> <th>機器</th> <th>説明・配備先等</th> <th>区内部への通信</th> <th>関係機関への通信</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>携帯電話</u></td> <td>危機管理室長が指定した職員に貸与</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>大田区総合防災情報システム <u>(令和3年度運用開始)</u></td> <td>発災時における各種情報の「収集」「集約」「共有」「発信」を一元的に管理するクラウド型システム</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	機器	説明・配備先等	区内部への通信	関係機関への通信	(略)				<u>携帯電話</u>	危機管理室長が指定した職員に貸与	○	○	(略)				大田区総合防災情報システム <u>(令和3年度運用開始)</u>	発災時における各種情報の「収集」「集約」「共有」「発信」を一元的に管理するクラウド型システム	○	○	<p>第2章 具体的な取り組み (略)</p> <p>予防対策</p> <p>第1節 情報連絡体制の整備 (略)</p> <p>第2節 情報の収集・伝達体制の確立 (略)</p> <p>2 大田区の通信手段 (1) 大田区の通信機器 大田区の通信手段は以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="1182 826 2110 1423"> <thead> <tr> <th>機器</th> <th>説明・配備先等</th> <th>区内部への通信</th> <th>関係機関への通信</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>災害対策用スマートフォン</u></td> <td>危機管理室長が指定した職員に貸与</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>大田区総合防災情報システム</td> <td>発災時における各種情報の「収集」「集約」「共有」「発信」を一元的に管理するクラウド型システム</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	機器	説明・配備先等	区内部への通信	関係機関への通信	(略)				<u>災害対策用スマートフォン</u>	危機管理室長が指定した職員に貸与	○	○	(略)				大田区総合防災情報システム	発災時における各種情報の「収集」「集約」「共有」「発信」を一元的に管理するクラウド型システム	○	○
機器	説明・配備先等	区内部への通信	関係機関への通信																																						
(略)																																									
<u>携帯電話</u>	危機管理室長が指定した職員に貸与	○	○																																						
(略)																																									
大田区総合防災情報システム <u>(令和3年度運用開始)</u>	発災時における各種情報の「収集」「集約」「共有」「発信」を一元的に管理するクラウド型システム	○	○																																						
機器	説明・配備先等	区内部への通信	関係機関への通信																																						
(略)																																									
<u>災害対策用スマートフォン</u>	危機管理室長が指定した職員に貸与	○	○																																						
(略)																																									
大田区総合防災情報システム	発災時における各種情報の「収集」「集約」「共有」「発信」を一元的に管理するクラウド型システム	○	○																																						

現行（令和3年修正）	修正案
<p>第3節 防災行政無線等の整備 （略）</p>	<p>第3節 防災行政無線等の整備 （略）</p>
<p>第4節 関係各機関の整備 （略）</p>	<p>第4節 関係各機関の整備 （略）</p>
<p>応急・復旧対策</p>	<p>応急・復旧対策</p>
<p>第1節 広報活動 【企画経営部・総務部・地域力推進部・関係各機関】</p>	<p>第1節 広報活動 【<u>防災危機管理課</u>・企画経営部・総務部・地域力推進部・関係各機関】</p>
<p>1 広報活動の実施方針 （1）基本的な考え方</p>	<p>1 広報活動の実施方針 （1）基本的な考え方</p>
<p>災害が発生した場合においては、区及び防災関係機関は一体となり総力をあげて、迅速かつ適切な災害広報活動を実施する。この場合、その方法によっては、<u>誤解やデマ</u>、社会的混乱（パニック）の原因となる可能性もあるので、このことについても十分注意して行う。（略）</p>	<p>災害が発生した場合においては、区及び防災関係機関は一体となり総力をあげて、迅速かつ適切な災害広報活動を実施する。この場合、その方法によっては、<u>誤報、虚報による住民の誤解</u>や社会的混乱（パニック）の原因となる可能性もあるので、このことについても十分注意して行う。（略）</p>
<p>（略）</p> <p>（3）災害発生のおそれのある場合の広報</p>	<p>（略）</p> <p>（3）災害発生のおそれのある場合の広報</p>
<p>災害発生のおそれがある場合は、以下の方法を適切に組み合わせて、住民への広報活動を行う。災害が発生する前であっても、区は一体となり総力をあげて、迅速かつ適切な災害広報活動を実施する。 （略）</p>	<p>災害発生のおそれがある場合は、以下の方法を適切に組み合わせて、住民への広報活動を行う。災害が発生する前であっても、区は一体となり総力をあげて、迅速かつ適切な災害広報活動を実施する。 （略）</p>
<p><u>イ</u> インターネット・SNSツール （略）</p>	<p><u>イ 防災ポータルサイト・防災アプリ</u></p>
<p>② SNSツールを活用し、災害概況や避難指示（<u>緊急</u>）などの「緊急災害情報」を活かし、広く提供していくとともに、<u>大田区ホームページ</u>への誘導を行い、情報の信頼性の確保と詳細な情報提供をしていく。</p>	<p><u>区の防災情報システムと連携し、収集集約した情報を、防災ポータルサイトおよび防災アプリを通じて、より迅速かつ適切な情報提供を実現する。</u></p>

現行（令和3年修正）	修正案
<p>ウ 区民安全・安心メール・緊急速報メール （略）</p> <p>②緊急速報メールは、大田区内の携帯電話に対して事前の登録を必要とせずに緊急情報を配信することができる。大田区内にいる方々へ、避難指示（緊急）や避難勧告などの情報を提供する。</p> <p>エ ケーブルテレビなど （略）</p> <p>オ デジタルサイネージ（電子掲示板） （略）</p> <p>（4）二次災害防止広報 災害発生直後は、当該災害に伴う二次災害ないし三次災害の防止広報に重点をおいた広報活動を実施する。 具体的には（3）の方法に以下の方法を加え、それらを適切に組み合わせて住民への広報活動を行う。特に、出火の防止広報、余震注意広報、流言飛語防止情報、隣人協力広報等を重点に実施する。 （略）</p> <p>エ Lアラート（災害情報共有システム） D I S端末に「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」、「避難指示（緊急）」の発表及び解除の情報を入力し、都を通じて区民にデジタル放送、ラジオ、携帯電話、インターネット等の多様なメディアによる</p>	<p>ウ インターネット・SNSツール （略）</p> <p>② SNSツールを活用し、災害概況や避難指示などの「緊急災害情報」を活かし、広く提供していくとともに、防災ポータルサイトへの誘導を行い、情報の信頼性の確保と詳細な情報提供をしていく。</p> <p>エ 区民安全・安心メール・緊急速報メール （略）</p> <p>②緊急速報メールは、大田区内の携帯電話に対して事前の登録を必要とせずに緊急情報を配信することができる。大田区内にいる方々へ、避難指示などの情報を提供する。</p> <p>オ ケーブルテレビなど （略）</p> <p>カ デジタルサイネージ（電子掲示板） （略）</p> <p>（4）二次災害防止広報 災害発生直後は、当該災害に伴う二次災害ないし三次災害の防止広報に重点をおいた広報活動を実施する。 具体的には（3）の方法に以下の方法を加え、それらを適切に組み合わせて住民への広報活動を行う。特に、出火の防止広報、余震注意広報、流言飛語防止情報、隣人協力広報等を重点に実施する。 （略）</p> <p>エ Lアラート（災害情報共有システム） D I S端末に「高齢者等避難」、「避難指示」「緊急安全確保」の発表及び解除の情報を入力し、都を通じて区民にデジタル放送、ラジオ、携帯電話、インターネット等の多様なメディアによる情報提供を行</p>

【本編】第2部 震災予防・応急・復旧計画

現行（令和3年修正）	修正案
<p>情報提供を行う。 （略）</p> <p>2 関係各機関の広報活動 （略）</p> <p>第2節 広聴活動 <u>（新設）</u></p> <p><u>1</u> 災害総合相談窓口の設置 （略）</p> <p><u>2</u> 避難所及び特別出張所との連携 （略）</p> <p><u>3</u> 臨時被災者相談窓口の設置 （略）</p>	<p>う。 （略）</p> <p>2 関係各機関の広報活動 （略）</p> <p>第2節 広聴活動 <u>【企画経営部・地域力推進部】</u></p> <p><u>1</u> <u>災害対策本部問合せ窓口（コールセンター）</u> <u>災害対策本部の決定・情報発信等に対する問合せの電話対応窓口を本庁舎に設置する。</u></p> <p><u>2</u> 災害総合相談窓口の設置 （略）</p> <p><u>3</u> 避難所及び特別出張所との連携 （略）</p> <p><u>4</u> 臨時被災者相談窓口の設置 （略）</p>

【本編】第2部 震災予防・応急・復旧計画

現行（令和3年修正）		修正案	
第3節 報道機関への発表		第3節 報道機関への発表	
機関名	内 容	機関名	内 容
区	災害に関する情報及び本部長室の災害対策事項、その他区民に周知すべき事項は、危機管理監が事項の軽重、緊急性等を検討したうえで、広聴広報課が報道機関へ発表する。	区	災害に関する情報及び本部長室の災害対策事項、その他区民に周知すべき事項は、危機管理監が事項の軽重、緊急性等を検討したうえで、 <u>その事項と内容を</u> 広聴広報課 <u>に伝達し、</u> <u>広聴広報課</u> が報道機関へ発表する。
(略)		(略)	
第4節 放送要請 (略)		第4節 放送要請 (略)	

現行（令和3年修正）	修正案												
<p>第5節 情報の収集・伝達</p> <p style="text-align: center;">【防災危機管理課・各関係機関】</p> <p>1 気象、地象、水象等災害原因に関する情報及び災害予警報の発令・伝達</p> <table border="1" data-bbox="174 379 1055 1294"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区</td> <td> <p>1 異常現象の通報</p> <p>ア 区は、異常現象の発見通報を受ける窓口を総括的には<u>災対地域力推進部地域力推進課</u>と定め、地域にあつては、各特別出張所と定めているので、このことを平素から区民、防災市民組織、公共的団体、その他関係機関等に周知しておくものとする。</p> <p>(略)</p> </td> </tr> <tr> <td>東京海上保安部</td> <td> <p>気象庁から地震に起因する津波、高潮に関する警報等の通報を受けたとき及び地震発災後に二次被害を惹起する可能性がある気象、波浪等に関する警報等の通報を受けたときは、次の周知活動を行う。</p> <p>(略)</p> <p>2 <u>東京海上保安部港内交通管制室</u>において、港内及びその周辺に在泊する船舶に対し、無線電話（国際VHF）により周知する。</p> <p>(略)</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第6節 通信連絡体制</p> <p>(略)</p>	機関名	内 容	区	<p>1 異常現象の通報</p> <p>ア 区は、異常現象の発見通報を受ける窓口を総括的には<u>災対地域力推進部地域力推進課</u>と定め、地域にあつては、各特別出張所と定めているので、このことを平素から区民、防災市民組織、公共的団体、その他関係機関等に周知しておくものとする。</p> <p>(略)</p>	東京海上保安部	<p>気象庁から地震に起因する津波、高潮に関する警報等の通報を受けたとき及び地震発災後に二次被害を惹起する可能性がある気象、波浪等に関する警報等の通報を受けたときは、次の周知活動を行う。</p> <p>(略)</p> <p>2 <u>東京海上保安部港内交通管制室</u>において、港内及びその周辺に在泊する船舶に対し、無線電話（国際VHF）により周知する。</p> <p>(略)</p>	<p>第5節 情報の収集・伝達</p> <p style="text-align: center;">【防災危機管理課・<u>企画経営部・地域力推進部</u>・各関係機関】</p> <p>1 気象、地象、水象等災害原因に関する情報及び災害予警報の発令・伝達</p> <table border="1" data-bbox="1193 379 2074 1294"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区</td> <td> <p>1 異常現象の通報</p> <p>ア 区は、異常現象の発見通報を受ける窓口を総括的には<u>災害対策本部事務局</u>と定め、地域にあつては、各特別出張所と定めているので、このことを平素から区民、防災市民組織、公共的団体、その他関係機関等に周知しておくものとする。</p> <p>(略)</p> </td> </tr> <tr> <td>東京海上保安部</td> <td> <p>気象庁から地震に起因する津波、高潮に関する警報等の通報を受けたとき及び地震発災後に二次被害を惹起する可能性がある気象、波浪等に関する警報等の通報を受けたときは、次の周知活動を行う。</p> <p>(略)</p> <p>2 <u>東京湾海上交通センター（神奈川県横浜市所在）</u>において、港内及びその周辺に在泊する船舶に対し、無線電話（国際VHF）により周知する。</p> <p>(略)</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第6節 通信連絡体制</p> <p>(略)</p>	機関名	内 容	区	<p>1 異常現象の通報</p> <p>ア 区は、異常現象の発見通報を受ける窓口を総括的には<u>災害対策本部事務局</u>と定め、地域にあつては、各特別出張所と定めているので、このことを平素から区民、防災市民組織、公共的団体、その他関係機関等に周知しておくものとする。</p> <p>(略)</p>	東京海上保安部	<p>気象庁から地震に起因する津波、高潮に関する警報等の通報を受けたとき及び地震発災後に二次被害を惹起する可能性がある気象、波浪等に関する警報等の通報を受けたときは、次の周知活動を行う。</p> <p>(略)</p> <p>2 <u>東京湾海上交通センター（神奈川県横浜市所在）</u>において、港内及びその周辺に在泊する船舶に対し、無線電話（国際VHF）により周知する。</p> <p>(略)</p>
機関名	内 容												
区	<p>1 異常現象の通報</p> <p>ア 区は、異常現象の発見通報を受ける窓口を総括的には<u>災対地域力推進部地域力推進課</u>と定め、地域にあつては、各特別出張所と定めているので、このことを平素から区民、防災市民組織、公共的団体、その他関係機関等に周知しておくものとする。</p> <p>(略)</p>												
東京海上保安部	<p>気象庁から地震に起因する津波、高潮に関する警報等の通報を受けたとき及び地震発災後に二次被害を惹起する可能性がある気象、波浪等に関する警報等の通報を受けたときは、次の周知活動を行う。</p> <p>(略)</p> <p>2 <u>東京海上保安部港内交通管制室</u>において、港内及びその周辺に在泊する船舶に対し、無線電話（国際VHF）により周知する。</p> <p>(略)</p>												
機関名	内 容												
区	<p>1 異常現象の通報</p> <p>ア 区は、異常現象の発見通報を受ける窓口を総括的には<u>災害対策本部事務局</u>と定め、地域にあつては、各特別出張所と定めているので、このことを平素から区民、防災市民組織、公共的団体、その他関係機関等に周知しておくものとする。</p> <p>(略)</p>												
東京海上保安部	<p>気象庁から地震に起因する津波、高潮に関する警報等の通報を受けたとき及び地震発災後に二次被害を惹起する可能性がある気象、波浪等に関する警報等の通報を受けたときは、次の周知活動を行う。</p> <p>(略)</p> <p>2 <u>東京湾海上交通センター（神奈川県横浜市所在）</u>において、港内及びその周辺に在泊する船舶に対し、無線電話（国際VHF）により周知する。</p> <p>(略)</p>												

現行（令和3年修正）	修正案
<p>第5編 避難対策</p> <p>第1章 対策の基本的な考え方</p> <p>○ 避難対策における基本的な考え方 （略）</p> <p>地震により災害が発生するおそれがある場合、又は災害が発生した場合は、避難<u>勧告</u>等を発令するとともに、迅速に区民に伝達して避難行動を促す。</p> <p>区民等は、避難指示等が発令される前であっても、町会・自治会を中心に避難誘導を実施する。</p> <p>（略）</p> <p>○ 現在の対策の状況 （略）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成24年度から平成28年度にかけて、拠点整備を完了し、避難者の受入れ等、実践的な訓練を継続して実施している。 <u>（新設）</u> <p>○ 課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難者受入れのための整備の拡張を行うとともに、家屋倒壊・延焼の防止、家庭内備蓄の推進など、避難者数を減らすための対策も併せて行っていく必要がある。 避難所が使えない場合に備えて補完避難所の拡張を行っていく必要がある。 <u>（新設）</u> 感染症対策として、避難所における3つの密（密閉空間、密集場所、密接場面）を回避するため、避難所の環境整備や分散避難の推進を行う必要がある。 	<p>第5編 避難対策</p> <p>第1章 対策の基本的な考え方</p> <p>○ 避難対策における基本的な考え方 （略）</p> <p>地震により災害が発生するおそれがある場合、又は災害が発生した場合は、避難<u>指示</u>等を発令するとともに、迅速に区民に伝達して避難行動を促す。</p> <p>区民等は、避難<u>指示</u>等が発令される前であっても、町会・自治会を中心に避難誘導を実施する。</p> <p>（略）</p> <p>○ 現在の対策の状況 （略）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成24年度から平成28年度にかけて、拠点整備を完了し、<u>避難所については、</u>避難者の受入れ等、実践的な訓練を継続して実施している。 <u>令和2年度に感染症対策用の備蓄物品を配備した。</u> <p>○ 課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難者受入れのための整備の拡張を行うとともに、家屋倒壊・延焼の防止、家庭内備蓄の推進など、避難者数を減らすための対策も併せて行っていく必要がある。 避難所が使えない場合に備えて補完避難所の拡張を行っていく必要がある。 <u>福祉避難所に加え、避難所等でも高齢者や障がい者等を受け入れる環境を整えていく必要がある。</u> 感染症対策として、避難所における3つの密（密閉空間、密集場所、密接場面）を回避するため、避難所の環境整備や分散避難の推進を行う必要がある。

現行（令和3年修正）	修正案
<p>○ 対策の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難所の管理運営体制の整備 家庭、事業所内における備蓄の推進 学校避難所の学校防災活動拠点化による避難所機能の強化、拡張 補完避難所対象施設の拡張 3つの密（密閉空間、密集場所、密接場面）を回避するための施設内使用スペースの設定 <u>感染症対策物品の備蓄</u> 分散避難の推進 <u>(新設)</u> <p>第2章 具体的な取り組み</p> <p>予防対策</p> <p>第1節 避難行動の事前対策</p> <p>1 避難行動の基本原則 【防災危機管理課】</p> <p>(1) 避難行動の基本的な考え方</p> <p>(略)</p> <p>震災発生直後における住民の行動は、まず、自らの安全を確保した後に、地域における初期消火、安否確認及び救出救護等の防災活動を行う。</p> <p>その後、家屋の倒壊又は焼失によって自宅で生活ができない住民は避難所において応急的な生活を行い、自宅で生活が可能な住民は自宅で生活することを原則とする。</p> <p><u>また、火災の発生又は延焼のおそれがある場合は、その地域から一時的に近隣地域の安全な場所(公園及び学校等)に避難し危険を回避する。</u></p> <p><u>しかし、火災が大規模に延焼拡大し、その周辺地域にも危険が迫り、広域避難を必要とする場合には、避難場所に避難する。</u></p>	<p>○ 対策の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難所の管理運営体制の整備 家庭、事業所内における備蓄の推進 学校避難所の学校防災活動拠点化による避難所機能の強化、拡張 補完避難所対象施設の拡張 3つの密（密閉空間、密集場所、密接場面）を回避するための施設内使用スペースの設定 分散避難の推進 <u>避難所内に高齢者や障がい者等が一時的避難生活を送るためのスペース(以下、要配慮者スペースという)における運営体制の構築</u> <p>第2章 具体的な取り組み</p> <p>予防対策</p> <p>第1節 避難行動の事前対策</p> <p>1 避難行動の基本原則 【防災危機管理課・地域力推進部】</p> <p>(1) 避難行動の基本的な考え方</p> <p>(略)</p> <p>震災発生直後における住民の行動は、まず、自らの安全を確保した後に、地域における初期消火、安否確認及び救出救護等の防災活動を行う。</p> <p><u>火災の発生又は延焼のおそれがある場合は、その地域から一時的に近隣地域の安全な場所(公園及び学校等)に避難し危険を回避する。火災が大規模に延焼拡大し、その周辺地域にも危険が迫り、広域避難を必要とする場合には、避難場所に避難する。</u></p> <p>その後、家屋の倒壊又は焼失によって自宅で生活ができない住民は避難所において応急的な生活を行い、自宅で生活が可能な住民は自宅で生</p>

現行（令和3年修正）	修正案
<p>(略)</p> <p>2 避難施設の整備</p> <p>(略)</p> <p><u>イ 避難所</u></p> <p>(ア) 避難所 <u>(一次避難所)</u></p> <p>(略)</p> <p>(イ) 福祉避難所 <u>(二次避難所)</u></p> <p>(略)</p> <p><u>ウ 避難場所</u></p> <p><u>(ア) 大地震時に発生する延焼火災等の危険から避難者の身の安全を確保し、火勢の弱まりを待つ場所をいう。</u></p> <p><u>[資料編 P364 9-1 避難場所 参照]</u></p> <p><u>(イ) 指定は東京都が行う。</u></p> <p>エ 地区内残留地区</p> <p>(略)</p> <p>オ 一時避難施設</p> <p>(略)</p> <p>(3) 避難所の整備</p> <p>ア 現況</p> <p>(略)</p> <p>(イ) 福祉避難所</p> <p>(略)</p> <p>b 乳幼児</p> <p>② 職員配置の考え 別途定めるマニュアルのとおり</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>活することを原則とする。</p> <p>(略)</p> <p>2 避難施設の整備</p> <p>(略)</p> <p><u>イ 避難場所</u></p> <p><u>(ア) 大地震時に発生する延焼火災等の危険から避難者の身の安全を確保し、火勢の弱まりを待つ場所をいう。</u></p> <p><u>[資料編 9-1 避難場所 参照]</u></p> <p><u>(イ) 指定は東京都が行う。</u></p> <p><u>ウ 避難所</u></p> <p>(ア) 避難所</p> <p>(略)</p> <p>(イ) 福祉避難所</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>エ 地区内残留地区</p> <p>(略)</p> <p>オ 一時避難施設</p> <p>(略)</p> <p>(3) 避難所の整備</p> <p>ア 現況</p> <p>(略)</p> <p>(イ) 福祉避難所</p> <p>(略)</p> <p>b 乳幼児</p> <p>② 職員配置の考え 別途定めるマニュアルのとおり</p> <p><u>③ 備蓄品スペースを確保し、物品を備蓄するとともに、発電</u></p>

現行（令和3年修正）	修正案
<p>(ウ) 補完避難所 (略)</p> <p>イ 計画</p> <p>(ア) 避難所 (略)</p> <p>備蓄物資について引き続き充実を図る。</p> <p>(イ) 福祉避難所 (略)</p> <p>b 乳幼児 <u>運営体制の検証を進めていく。</u></p> <p>(略)</p>	<p><u>機・バッテリーの購入、土のう等の配備と配置場所の検討を行う。</u></p> <p><u>[資料編 8-9 福祉避難所（乳幼児）備蓄一覧表 参照]</u></p> <p>(ウ) 補完避難所 (略)</p> <p>イ 計画</p> <p>(ア) 避難所 (略)</p> <p>備蓄物資は、<u>要配慮者対策や感染症対策等多様なニーズを踏まえた物資の備蓄について充実を図るとともに、学校防災備蓄倉庫のスペースの活用について見直しを行う。</u></p> <p><u>[本編 第2部第8編第2章第2節 1「資器材の備蓄体制の整備」参照]</u></p> <p><u>また、要配慮者の利用を考慮し、区立小・中学校の建て替え計画とあわせて、バリアフリー化等の推進を図る。</u></p> <p>(イ) 福祉避難所 (略)</p> <p>b 乳幼児 <u>施設や保護者への連絡等手順を含めたタイムラインを作成する。</u></p> <p><u>児童福祉施設等の災害時情報共有システム運用開始に伴う各施設の情報共有体制について検討する。</u></p> <p>(略)</p>

現行（令和3年修正）	修正案																																				
<p>(4) 避難場所の整備 ア 現況 (略) (エ) 避難場所は、地区割当計画の避難計画人口に対して、避難場所内の建物などを除き、震災時に拡大する火災によるふく射熱の影響を考慮して算定した利用可能な避難空間を、原則として1人あたり1㎡確保する。大田区には、避難場所として以下の11か所が指定されている。また、大規模延焼火災の危険がなく避難の必要がない、地区内残留地区が<u>5</u>か所指定されている。</p>	<p>(4) 避難場所の整備 ア 現況 (略) (エ) 避難場所は、地区割当計画の避難計画人口に対して、避難場所内の建物などを除き、震災時に拡大する火災によるふく射熱の影響を考慮して算定した利用可能な避難空間を、原則として1人あたり1㎡確保する。大田区には、避難場所として以下の11か所が指定されている。また、大規模延焼火災の危険がなく避難の必要がない、地区内残留地区が<u>6</u>か所指定されている。</p>																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>避難場所名</th> <th>避難場所有効面積</th> <th>避難計画人口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>43 東京工業大学</u></td> <td><u>105,030 ㎡</u></td> <td><u>85,880 人</u></td> </tr> <tr> <td><u>44 平和島地区</u></td> <td><u>524,952 ㎡</u></td> <td><u>116,560 人</u></td> </tr> <tr> <td><u>45 昭和島野球場一帯</u></td> <td><u>41,183 ㎡</u></td> <td><u>20,405 人</u></td> </tr> <tr> <td><u>46 森ヶ崎公園</u></td> <td><u>36,276 ㎡</u></td> <td><u>17,228 人</u></td> </tr> <tr> <td><u>47 東京国際空港天空橋周辺</u></td> <td><u>273,295 ㎡</u></td> <td><u>34,766 人</u></td> </tr> <tr> <td><u>48 萩中公園</u></td> <td><u>123,153 ㎡</u></td> <td><u>83,020 人</u></td> </tr> <tr> <td><u>49 旧蒲田電車区周辺一帯</u></td> <td><u>67,606 ㎡</u></td> <td><u>65,374 人</u></td> </tr> <tr> <td><u>50 池上本門寺一帯</u></td> <td><u>67,532 ㎡</u></td> <td><u>56,879 人</u></td> </tr> <tr> <td><u>52 多摩川河川敷・ガス橋一帯</u></td> <td><u>353,873 ㎡</u></td> <td><u>227,648 人</u></td> </tr> <tr> <td><u>187 多摩川河川敷・田園調布先一帯</u></td> <td><u>264,572 ㎡</u></td> <td><u>94,167 人</u></td> </tr> <tr> <td><u>219 洗足池公園一帯</u></td> <td><u>30,816 ㎡</u></td> <td><u>16,211 人</u></td> </tr> </tbody> </table>	避難場所名	避難場所有効面積	避難計画人口	<u>43 東京工業大学</u>	<u>105,030 ㎡</u>	<u>85,880 人</u>	<u>44 平和島地区</u>	<u>524,952 ㎡</u>	<u>116,560 人</u>	<u>45 昭和島野球場一帯</u>	<u>41,183 ㎡</u>	<u>20,405 人</u>	<u>46 森ヶ崎公園</u>	<u>36,276 ㎡</u>	<u>17,228 人</u>	<u>47 東京国際空港天空橋周辺</u>	<u>273,295 ㎡</u>	<u>34,766 人</u>	<u>48 萩中公園</u>	<u>123,153 ㎡</u>	<u>83,020 人</u>	<u>49 旧蒲田電車区周辺一帯</u>	<u>67,606 ㎡</u>	<u>65,374 人</u>	<u>50 池上本門寺一帯</u>	<u>67,532 ㎡</u>	<u>56,879 人</u>	<u>52 多摩川河川敷・ガス橋一帯</u>	<u>353,873 ㎡</u>	<u>227,648 人</u>	<u>187 多摩川河川敷・田園調布先一帯</u>	<u>264,572 ㎡</u>	<u>94,167 人</u>	<u>219 洗足池公園一帯</u>	<u>30,816 ㎡</u>	<u>16,211 人</u>	<p><u>(削除)</u></p>
避難場所名	避難場所有効面積	避難計画人口																																			
<u>43 東京工業大学</u>	<u>105,030 ㎡</u>	<u>85,880 人</u>																																			
<u>44 平和島地区</u>	<u>524,952 ㎡</u>	<u>116,560 人</u>																																			
<u>45 昭和島野球場一帯</u>	<u>41,183 ㎡</u>	<u>20,405 人</u>																																			
<u>46 森ヶ崎公園</u>	<u>36,276 ㎡</u>	<u>17,228 人</u>																																			
<u>47 東京国際空港天空橋周辺</u>	<u>273,295 ㎡</u>	<u>34,766 人</u>																																			
<u>48 萩中公園</u>	<u>123,153 ㎡</u>	<u>83,020 人</u>																																			
<u>49 旧蒲田電車区周辺一帯</u>	<u>67,606 ㎡</u>	<u>65,374 人</u>																																			
<u>50 池上本門寺一帯</u>	<u>67,532 ㎡</u>	<u>56,879 人</u>																																			
<u>52 多摩川河川敷・ガス橋一帯</u>	<u>353,873 ㎡</u>	<u>227,648 人</u>																																			
<u>187 多摩川河川敷・田園調布先一帯</u>	<u>264,572 ㎡</u>	<u>94,167 人</u>																																			
<u>219 洗足池公園一帯</u>	<u>30,816 ㎡</u>	<u>16,211 人</u>																																			

現行（令和3年修正）	修正案
<p>3 公共施設における事前対策</p> <p>(1) 社会福祉施設における避難事前対策 (略)</p> <p>(2) 社会福祉施設における復旧事前対策</p> <p>ア BCP(災害時業務継続計画)の<u>実施</u> (略)</p> <p><u>(ア) 様々な災害を想定した避難計画を策定しておく。</u> <u>避難場所、災害時の職員体制、連絡体制等の災害時の対応を利用者の家族等にも周知しておく。</u></p> <p>(イ) 様々な災害を想定した避難訓練を実施する。 施設内だけでなく、地域との共同訓練も行う。</p> <p>(ウ) 災害時に地域から支援を受けるための協定等を結び、日常的に利用者の様子を知ってもらうなど、地域に開かれた施設運営を行う。</p> <p>(エ) <u>必要な食糧等の備蓄品</u>を最低3日分程度準備する。停電時に対応できるよう物品等準備する。</p> <p>(オ) 各施設のメンテナンスに努め、被害を最低限に抑えるよう努める。 (略)</p>	<p>3 公共施設における事前対策</p> <p>(1) 社会福祉施設における避難事前対策 (略)</p> <p>(2) 社会福祉施設における復旧事前対策</p> <p>ア BCP(災害時業務継続計画)の<u>策定</u> (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(ア) 様々な災害を想定した避難訓練を実施する。 施設内だけでなく、地域との共同訓練も行う。</p> <p>(イ) 災害時に地域から支援を受けるための協定等を結び、日常的に利用者の様子を知ってもらうなど、地域に開かれた施設運営を行う。</p> <p>(ウ) <u>業務継続に必要な物品</u>を最低3日分程度準備する。停電時に対応できるよう物品等準備する。</p> <p>(エ) 各施設のメンテナンスに努め、被害を最低限に抑えるよう努める。 (略)</p>
<p>応急対策(発災直後から72時間まで)</p> <p>第1節 避難行動の実施</p> <p>1 避難<u>勧告</u>等の発令・伝達</p> <p>(1) 事前避難</p> <p>ア 区長は、災害が発生し、それが拡大するおそれがあり、避難を要すると判断される地域については、住民に対して、事前に<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>を発令し、避難所又は避難場所、避難経路、避難の方法等を周知徹底させるほか、要配慮者に対しては防災関係機関及び当該防災市民組織又は自治会・町会等の協力を得ながら事前避難を推進する。</p>	<p>応急対策(発災直後から72時間まで)</p> <p>第1節 避難行動の実施</p> <p>1 避難<u>指示</u>等の発令・伝達</p> <p>(1) 事前避難</p> <p>ア 区長は、災害が発生し、それが拡大するおそれがあり、避難を要すると判断される地域については、住民に対して、事前に<u>高齢者等避難</u>を発令し、避難所又は避難場所、避難経路、避難の方法等を周知徹底させるほか、要配慮者に対しては防災関係機関及び当該防災市民組織又は自治会・町会等の協力を得ながら事前避難を推進する。</p>

現行（令和3年修正）	修正案
<p>(略)</p> <p>(2) 勧告又は指示の発令</p> <p>ア 避難勧告又は指示</p> <p>区の地域において火災が延焼拡大するなど、住民の生命、身体に危険が及ぶおそれがある場合又はその危険が切迫した場合には、区長は地元関係警察署長及び消防署長と協議のうえ、対象地域、避難経路、避難所・避難場所を定めて避難勧告又は指示を発令する。</p> <p>(略)</p> <p>ウ 区長の避難勧告又は指示が困難なとき</p> <p>警察官は、被災地域において著しい危険が切迫している場合において、区長が避難勧告又は指示をすることができないと認めるとき又は区長からその要求があったときは、住民等に直接避難勧告又は指示を行うことができる。この場合、警察官は直ちに、区長に通知しなければならない。</p> <p>エ 都知事への報告</p> <p>区長は、区の地域内に避難勧告又は指示を発令した場合には、直ちに都知事に報告する。</p> <p>(3) 避難に関する火災の情報収集・伝達及び緊急措置（区内各消防署）</p> <p>ア 消防署長は、火災の延焼拡大又はガスの拡散が迅速で、人命に危険が著しく切迫していると認める場合は、住民に避難の勧告・指示を行うとともに、直ちに区長に通報する。</p> <p>イ 避難の勧告・指示が出された場合には、災害の規模、道路橋梁の状況、火災拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、必要な情報を区市町村、警視庁等に通報する。避難の勧告・指示が出された時点以降の消火活動は、避難場所、避難道路の安全確保に努める。</p> <p>(4) 勧告・指示の伝達</p> <p>避難勧告又は指示の伝達は、「第2部第4編 広報広聴及び情報戦略の構</p>	<p>(略)</p> <p>(2) 避難指示の発令</p> <p>ア 避難指示</p> <p>区の地域において火災が延焼拡大するなど、住民の生命、身体に危険が及ぶおそれがある場合又はその危険が切迫した場合には、区長は地元関係警察署長及び消防署長と協議のうえ、対象地域、避難経路、避難所・避難場所を定めて避難指示を発令する。</p> <p>(略)</p> <p>ウ 区長の避難指示が困難なとき</p> <p>警察官は、被災地域において著しい危険が切迫している場合において、区長が避難指示をすることができないと認めるとき又は区長からその要求があったときは、住民等に直接避難指示を行うことができる。この場合、警察官は直ちに、区長に通知しなければならない。</p> <p>エ 都知事への報告</p> <p>区長は、区の地域内に避難指示を発令した場合には、直ちに都知事に報告する。</p> <p>(3) 避難に関する火災の情報収集・伝達及び緊急措置（区内各消防署）</p> <p>ア 消防署長は、火災の延焼拡大又はガスの拡散が迅速で、人命に危険が著しく切迫していると認める場合は、住民に避難指示を行うとともに、直ちに区長に通報する。</p> <p>イ 避難指示が出された場合には、災害の規模、道路橋梁の状況、火災拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、必要な情報を区市町村、警視庁等に通報する。避難の指示が出された時点以降の消火活動は、避難場所、避難道路の安全確保に努める。</p> <p>(4) 避難指示の伝達</p> <p>避難勧告又は指示の伝達は、「第2部第4編 広報広聴及び情報戦略の構築」によるとともにテレビ等のマスコミに情報提供を行い、放送を活用</p>

現行（令和3年修正）	修正案
<p>築」によるとともにテレビ等のマスコミに情報提供を行い、放送を活用して区民等に伝達する。</p> <p>2 避難誘導</p> <p>（1）原則的な避難形態</p> <p>避難<u>勧告又は</u>指示が発令された場合の避難形態は、原則として次のとおりとする。</p> <p>なお、避難<u>勧告又は</u>指示が発令される前であっても、目前に危機が迫っているときは、区民は自らの判断で自主的に避難するようにする。</p> <p>（略）</p> <p>（2）避難誘導方法</p> <p>ア 各警察署</p> <p>（ア）避難<u>勧告又は</u>指示が出された場合には、防災関係機関の協力を得て、あらかじめ指定された避難場所等へ避難誘導する。</p> <p>（略）</p> <p>（エ）避難<u>勧告、</u>指示に従わない者については、極力説得して避難するよう指導する。</p> <p>（3）避難誘導に関する協力</p> <p>ア 各消防署</p> <p>（略）</p> <p>（イ）避難<u>勧告、</u>指示のほか、必要な情報の提供等を行う。</p> <p>（略）</p> <p>第2節 施設利用者等の避難行動</p> <p>1 児童・生徒等の避難 【こども家庭部・教育総務部】</p> <p>（4）保育園児の避難</p> <p>（略）</p>	<p>して区民等に伝達する。</p> <p>2 避難誘導</p> <p>（1）原則的な避難形態</p> <p>避難指示が発令された場合の避難形態は、原則として次のとおりとする。</p> <p>なお、避難指示が発令される前であっても、目前に危機が迫っているときは、区民は自らの判断で自主的に避難するようにする。</p> <p>（略）</p> <p>（2）避難誘導方法</p> <p>ア 各警察署</p> <p>（ア）避難指示が出された場合には、防災関係機関の協力を得て、あらかじめ指定された避難場所等へ避難誘導する。</p> <p>（略）</p> <p>（エ）避難指示に従わない者については、極力説得して避難するよう指導する。</p> <p>（3）避難誘導に関する協力</p> <p>ア 各消防署</p> <p>（略）</p> <p>（イ）避難指示のほか、必要な情報の提供等を行う。</p> <p>（略）</p> <p>第2節 施設利用者等の避難行動</p> <p>1 児童・生徒等の避難 【こども家庭部・教育総務部】</p> <p>（4）保育園児の避難</p> <p>（略）</p>

現行（令和3年修正）	修正案
<p>オ 応急保育計画の策定</p> <p>（ア）応急保育</p> <p>a 子どもの保護者が日中の災害救急活動のために子どもを預けなければならない場合の保育を区が行う。</p> <p>b 応急保育を行う場所は福祉避難所（乳幼児）以外の施設使用が可能な施設を指定する。</p> <p>c 発災翌日の開設を目指して準備する。</p> <p>d 応急保育を学校避難所内で開設する場合は、保育にかかる職員を災対こども家庭部が開設避難所へ派遣する。この場合、福祉避難所（乳幼児）・既に開始している応急保育を行っている保育園での従事職員は除く。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>（略）</p> <p>第3節 避難場所の開設、管理運営</p> <p>1 避難場所の考え方</p> <p>（略）</p> <p>2 必要物品の配備</p> <p><u>（1）以下の物品一覧を1セット単位とし、区内の地区備蓄倉庫等にそれぞれ配備する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・仮設トイレ2基</u> <u>・発動発電機1台</u> <u>・投光器1台</u> <u>・ブルーシート20枚</u> 	<p>オ 応急保育計画の策定</p> <p>（ア）応急保育</p> <p>a 子どもの保護者が日中の災害救急活動のために子どもを預けなければならない場合の保育を区が行う。</p> <p>b 応急保育を行う場所は福祉避難所（乳幼児）以外の施設使用が可能な施設を指定する。</p> <p>c 発災翌日の開設を目指して準備する。</p> <p>d 応急保育を学校避難所内で開設する場合は、保育にかかる職員を災対こども家庭部が開設避難所へ派遣する。この場合、福祉避難所（乳幼児）・既に開始している応急保育を行っている保育園での従事職員は除く。</p> <p><u>e 学童応急保育拠点施設等の運用についても更なる検討を進める。</u></p> <p>（略）</p> <p>第3節 避難場所の開設、管理運営</p> <p>1 避難場所の考え方</p> <p>（略）</p> <p>2 必要物品の配備</p> <p><u>（1）避難者の最低限の生活環境維持を図るため、避難場所対策用物品を区内の地区備蓄倉庫等にそれぞれ配備する。</u></p> <p><u>〔資料編 8-10 避難場所対策用備蓄物品 参照〕</u></p> <p><u>（資料編へ移行）</u></p>

現行（令和3年修正）	修正案																																				
<p><u>(2) 各避難場所の備蓄保管場所と備蓄数</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th><u>避難場所</u></th> <th><u>備蓄保管場所（仮）</u></th> <th><u>備蓄数</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>東京工業大学</u></td> <td><u>調布地域庁舎</u></td> <td><u>1</u></td> </tr> <tr> <td><u>平和島地区</u></td> <td><u>平和島</u></td> <td><u>1</u></td> </tr> <tr> <td><u>昭和島野球場一帯</u></td> <td><u>森ヶ崎</u></td> <td><u>1</u></td> </tr> <tr> <td><u>森ヶ崎公園</u></td> <td><u>森ヶ崎</u></td> <td><u>1</u></td> </tr> <tr> <td><u>東京国際空港</u></td> <td><u>萩中公園</u></td> <td><u>1</u></td> </tr> <tr> <td><u>萩中公園</u></td> <td><u>萩中公園</u></td> <td><u>1</u></td> </tr> <tr> <td><u>蒲田電車区一帯</u></td> <td><u>西六郷</u></td> <td><u>1</u></td> </tr> <tr> <td><u>池上本門寺一帯</u></td> <td><u>池上</u></td> <td><u>1</u></td> </tr> <tr> <td><u>多摩川河川敷・ガス橋一帯</u></td> <td><u>田園調布南</u></td> <td><u>3</u></td> </tr> <tr> <td><u>多摩川河川敷・田園調布先一帯</u></td> <td><u>田園調布地区および多摩川台公園</u></td> <td><u>3</u></td> </tr> <tr> <td><u>洗足池公園一帯</u></td> <td><u>調布地域庁舎</u></td> <td><u>1</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>避難場所</u>	<u>備蓄保管場所（仮）</u>	<u>備蓄数</u>	<u>東京工業大学</u>	<u>調布地域庁舎</u>	<u>1</u>	<u>平和島地区</u>	<u>平和島</u>	<u>1</u>	<u>昭和島野球場一帯</u>	<u>森ヶ崎</u>	<u>1</u>	<u>森ヶ崎公園</u>	<u>森ヶ崎</u>	<u>1</u>	<u>東京国際空港</u>	<u>萩中公園</u>	<u>1</u>	<u>萩中公園</u>	<u>萩中公園</u>	<u>1</u>	<u>蒲田電車区一帯</u>	<u>西六郷</u>	<u>1</u>	<u>池上本門寺一帯</u>	<u>池上</u>	<u>1</u>	<u>多摩川河川敷・ガス橋一帯</u>	<u>田園調布南</u>	<u>3</u>	<u>多摩川河川敷・田園調布先一帯</u>	<u>田園調布地区および多摩川台公園</u>	<u>3</u>	<u>洗足池公園一帯</u>	<u>調布地域庁舎</u>	<u>1</u>	
<u>避難場所</u>	<u>備蓄保管場所（仮）</u>	<u>備蓄数</u>																																			
<u>東京工業大学</u>	<u>調布地域庁舎</u>	<u>1</u>																																			
<u>平和島地区</u>	<u>平和島</u>	<u>1</u>																																			
<u>昭和島野球場一帯</u>	<u>森ヶ崎</u>	<u>1</u>																																			
<u>森ヶ崎公園</u>	<u>森ヶ崎</u>	<u>1</u>																																			
<u>東京国際空港</u>	<u>萩中公園</u>	<u>1</u>																																			
<u>萩中公園</u>	<u>萩中公園</u>	<u>1</u>																																			
<u>蒲田電車区一帯</u>	<u>西六郷</u>	<u>1</u>																																			
<u>池上本門寺一帯</u>	<u>池上</u>	<u>1</u>																																			
<u>多摩川河川敷・ガス橋一帯</u>	<u>田園調布南</u>	<u>3</u>																																			
<u>多摩川河川敷・田園調布先一帯</u>	<u>田園調布地区および多摩川台公園</u>	<u>3</u>																																			
<u>洗足池公園一帯</u>	<u>調布地域庁舎</u>	<u>1</u>																																			
<p>第4節 避難所の開設、管理運営 【地域力推進部・福祉部・こども家庭部・教育総務部】</p> <p>1 避難所 <u>(一次避難所)</u> (略)</p> <p>(3) 児童・生徒在校時の開設 (略)</p> <p>ウ 避難所の開設</p> <p>(ア) 学校長は、<u>災害対策本部</u>の指示により避難所を開設する。 (イ) 災害対策本部から避難所開設の指示前に、近隣住民が避難してきたときは、学校長の判断で開設する。</p>	<p>第4節 避難所の開設、管理運営 【地域力推進部・福祉部・こども家庭部・教育総務部】</p> <p>1 避難所 (略)</p> <p>(3) 児童・生徒在校時の開設 (略)</p> <p>ウ 避難所の開設</p> <p>(ア) 学校長は、<u>区災害対策本部長</u>の指示により避難所を開設する。 (イ) 災害対策本部から避難所開設の指示前に、近隣住民が避難してきたときは、学校長の判断で開設する。</p>																																				

現行（令和3年修正）	修正案
<p>(7) 避難所運営に関する共通事項 (略)</p> <p>イ 標準的な避難所の空間利用 (ア) 居住空間 (略)</p> <p> c 高齢者・障がい者等<u>のスペースには</u>、階段を昇り降りしない一階の部屋、トイレに近い部屋、環境等の比較的良好な部屋（畳のある部屋など）<u>を割りあてるなど</u>、必要な配慮をする。 (略)。</p> <p>エ 要配慮者への支援・対応 避難者名簿の作成を通じて、要配慮者等の情報を収集する。災害対策本部との連絡を密にし、必要に応じて専門的な技能を有する者等の派遣を要請する。 また、避難所運営にあたっては、生活スペースの割り振りや情報伝達等での配慮を行うほか、避難所本部は避難者に対し、趣旨説明を行い、支援の考え方の共有に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(10) 避難所の感染症対策について <u>避難所の感染症対策として、受付で検温及び問診によるゾーニングを実施し、健康観察室を設ける等により一般避難者と要健康観察者の接触を避けるよう努める。</u></p>	<p>(7) 避難所運営に関する共通事項 (略)</p> <p>イ 標準的な避難所の空間利用 (ア) 居住空間 (略)</p> <p> c 高齢者・障がい者等を<u>受け入れるため</u>、階段を昇り降りしない一階の部屋、トイレに近い部屋、環境等の比較的良好な部屋（畳のある部屋など）<u>などに要配慮者スペースを設置し</u>、必要な配慮をする。 (略)。</p> <p>エ 要配慮者への支援・対応 避難者名簿の作成を通じて、要配慮者等の情報を収集する。災害対策本部との連絡を密にし、必要に応じて専門的な技能を有する者等の派遣を要請する。 また、避難所運営にあたっては、<u>要配慮者スペースを設置するなど</u>、生活スペースの割り振りや、<u>障がいの特性に応じた</u>情報伝達等での配慮を行うほか、避難所本部は避難者に対し、趣旨説明を行い、支援の考え方の共有に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(10) 避難所の感染症対策について <u>避難所運営にあたっては、「避難所における感染症対策標準マニュアル」をもとに受付で検温及び問診によるゾーニングを実施し、健康観察室の設置等により一般避難者と要健康観察者の接触を避ける等、感染症対策を講じるよう努める。</u></p>

現行（令和3年修正）	修正案
<p>2 福祉避難所 <u>（二次避難所）</u></p> <p>（略）</p> <p>（4）福祉避難所の開設手順</p> <p>ア 集団生活が困難である等の理由がある者は、その旨を避難所 <u>（一次）</u> に配置された区職員に申し出る。</p> <p>イ 避難所 <u>（一次）</u> から災害対策本部に、福祉避難所へ移送する対象となる者について報告する。</p> <p>（略）</p> <p>キ 避難所 <u>（一次）</u> 担当の区職員は、移動先の福祉避難所を対象者に連絡する。対象者は、原則として、付添者とともに福祉避難所に移動する。対象者と付添者で移動できない場合は、他の避難者の協力を得て移動する。</p> <p>（略）</p> <p>第5節 被災者の他地区への移送</p> <p>（略）</p> <p>復旧対策（7.2時間以降）</p> <p>第1節 避難所の衛生管理</p> <p>（略）</p> <p>第2節 被災者の他地区への移送【再掲】</p> <p>（略）</p> <p>第3節 避難所の統廃合・閉鎖</p> <p style="text-align: right;">【防災危機管理課・教育総務部】</p> <p>（略）</p>	<p>2 福祉避難所</p> <p>（略）</p> <p>（4）福祉避難所の開設手順</p> <p>ア 集団生活が困難である等の理由がある者は、その旨を避難所に配置された区職員に申し出る。</p> <p>イ 避難所から災害対策本部に、福祉避難所へ移送する対象となる者について報告する。</p> <p>（略）</p> <p>キ 避難所担当の区職員は、移動先の福祉避難所を対象者に連絡する。対象者は、原則として、付添者とともに福祉避難所に移動する。対象者と付添者で移動できない場合は、他の避難者の協力を得て移動する。</p> <p>（略）</p> <p>第5節 被災者の他地区への移送</p> <p>（略）</p> <p>復旧対策（7.2時間以降）</p> <p>第1節 避難所の衛生管理</p> <p>（略）</p> <p>第2節 被災者の他地区への移送【再掲】</p> <p>（略）</p> <p>第3節 避難所の統廃合・閉鎖</p> <p style="text-align: right;">【防災危機管理課・<u>地域力推進部</u>・教育総務部】</p> <p>（略）</p>

【本編】第2部 震災予防・応急・復旧計画

現行（令和3年修正）	修正案
<p>第6編 医療救護・保健衛生等対策</p> <p>第1章 対策の基本的な考え方</p> <p>（略）</p> <p>第2章 具体的な取り組み</p> <p>（略）</p> <p><応急・復旧対策></p> <p>第1節 主な機関の災害医療救護活動（P. 228）</p> <p>第2節 医療救護対策（P. 229）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 医療救護活動・指揮統制室の設置 2 医療情報の収集・発信・管理・連絡体制 3 医療救護活動 4 傷病者等の搬送 5 透析患者、在宅難病患者への対応 6 医療ボランティア等の受入れ 7 被災者に対する健康管理（保健衛生活動及び精神保健医療）支援活動 8 地区医師会・地区歯科医師会・薬剤師会・柔道整復師会の災害時の医療救護活動要領 <p>（略）</p>	<p>第6編 医療救護・保健衛生等対策</p> <p>第1章 対策の基本的な考え方</p> <p>（略）</p> <p>第2章 具体的な取り組み</p> <p>（略）</p> <p><応急・復旧対策></p> <p>第1節 主な機関の災害医療救護活動（P. 225）</p> <p>第2節 医療救護対策（P. 226）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 医療救護活動・医療救護活動拠点の設置 2 医療情報の収集・発信・管理・連絡体制 3 医療救護活動 4 傷病者等の搬送 5 透析患者、在宅難病患者への対応 6 医療ボランティア等の受入れ 7 被災者に対する健康管理（保健衛生活動及び精神保健医療）支援活動 8 地区医師会・地区歯科医師会・地区薬剤師会・柔道整復師会の災害時の医療救護活動要領 <p>（略）</p>
<p>予防対策</p> <p>第1節 災害医療活動フェーズ区分の明確化</p> <p>（略）</p> <p>第2節 災害医療体制の整備</p> <p>（2）関係機関等の活動内容</p> <p>関係機関や各団体等の災害医療における主な役割分担は以下のとおり</p>	<p>予防対策</p> <p>第1節 災害医療活動フェーズ区分の明確化</p> <p>（略）</p> <p>第2節 災害医療体制の整備</p> <p>（2）関係機関等の活動内容</p> <p>関係機関や各団体等の災害医療における主な役割分担は以下のとおり</p>

現行（令和3年修正）	修正案
<p>とする。</p> <p>ア 大田区</p> <p>(略)</p> <p>(イ) 災害医療対策の立案<u>指揮統制</u>に関すること</p> <p>(略)</p> <p>第3節 医薬品・医療資器材の調達・供給体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>(3) 医薬品・医療資器材の供給方法</p> <p>大田区災害対策本部の緊急物資輸送による他、協力協定を締結する医薬品卸売販売業者、区庁有車などにより調達した医薬品・医療資器材を必要とする場所へ供給する体制を整える。</p> <p><u>(図略)</u></p> <p>第4節 大田区災害医療連携会議の設置</p> <p>(略)</p> <p>第5節 備蓄など</p> <p>(略)</p> <p>第6節 訓練・研修</p> <p>(3) トリアージ研修</p> <p>緊急医療救護所等におけるトリアージは、医師、<u>歯科医師の他</u>、看護師、薬剤師、柔道整復師などが実施の主体となることができる。ただし、傷病者の傷病の緊急度や重症度を短期間に判断するための十分なトレーニングを積んだ者で、かつ強い決断力を有する者でなければならない。</p> <p>(略)</p>	<p>する。</p> <p>ア 大田区</p> <p>(略)</p> <p>(イ) 災害医療対策の立案、<u>医療救護活動</u>に関すること</p> <p>(略)</p> <p>第3節 医薬品・医療資器材の調達・供給体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>(3) 医薬品・医療資器材の供給方法</p> <p>大田区災害対策本部の緊急物資輸送による他、協力協定を締結する医薬品卸売販売業者、区庁有車などにより調達した医薬品・医療資器材を必要とする場所へ供給する体制を整える。</p> <p><u>(別紙6のとおり)</u></p> <p>第4節 大田区災害医療連携会議の設置</p> <p>(略)</p> <p>第5節 備蓄など</p> <p>(略)</p> <p>第6節 訓練・研修</p> <p>(3) トリアージ研修</p> <p>緊急医療救護所等におけるトリアージは、医師、看護師、薬剤師、柔道整復師などが実施の主体となることができる。ただし、傷病者の傷病の緊急度や重症度を短期間に判断するための十分なトレーニングを積んだ者で、かつ強い決断力を有する者でなければならない。</p> <p>(略)</p>

現行（令和3年修正）	修正案
<p><u>（5）緊急医療救護所に係る情報連絡員養成研修</u> <u>活動を遂行する上で最も重要な情報連絡については、各所に情報連絡員を選任して、必要な知識と実技を習得し活用できるよう養成研修を実施していく。</u></p> <p>（6）大田区職員研修 救護所の設置者である大田区の職員として職務を十分果たせるよう、<u>主に</u>緊急医療救護所等配置職員に対して、知識の習得と実技演習を行う研修を実施している。</p> <p>（7）医療職向け研修 大田区災害時医療職ボランティア及び看護職員に対して、緊急医療救護所において、十分な活動を行えるよう、知識の習得を行う研修を実施している。</p> <p>（8）各種講演会 災害時に円滑な災害医療活動を行うため、区民への普及啓発と災害医療関係者の意識高揚等を図る各種講演会等を効果的に実施していく。</p> <p>応急・復旧対策 第1節 主な機関の災害医療救護活動 （略） 第2節 医療救護対策 1 災害医療活動・<u>指揮統制室</u>の設置 （略） 8 地区医師会・地区歯科医師会・地区薬剤師会・柔道整復師会の災害時の医療救護活動要領 （略）</p>	<p><u>（削除）</u></p> <p>（5）大田区<u>緊急医療救護所等配置</u>職員研修 救護所の設置者である大田区の職員として職務を十分果たせるよう、緊急医療救護所等配置職員に対して、知識の習得と実技演習を行う研修を実施している。</p> <p>（6）医療職向け研修 大田区災害時医療職ボランティア及び看護職員に対して、緊急医療救護所において、十分な活動を行えるよう、知識の習得を行う研修を実施している。</p> <p>（7）各種講演会 災害時に円滑な災害医療活動を行うため、区民への普及啓発と災害医療関係者の意識高揚等を図る各種講演会等を効果的に実施していく。</p> <p>応急・復旧対策 第1節 主な機関の災害医療救護活動 （略） 第2節 医療救護対策 1 災害医療活動・<u>医療救護活動拠点</u>の設置 （略） 8 地区医師会・地区歯科医師会・地区薬剤師会・柔道整復師会の災害時の医療救護活動要領 （略）</p>

現行（令和3年修正）	修正案
<p><地区医師会></p> <p>(7) 災害拠点・災害連携病院等における医療救護の要請 緊急医療救護所又は避難所等において医療施設での医療を必要とする傷病者があった場合は、区長は東京都が指定する災害拠点・災害連携病院等に対し、その受入れを要請する。</p> <p>9 日本赤十字社東京都支部計画 (略)</p> <p>(2) 日赤救護班 日赤救護班の編成数は32班（東京都地域防災計画）を原則とし、1個班6名編成（<u>医1・看護長1・看2・主2</u>）となっているが、必要に応じて薬剤師及びこころのケア要員等を含めることもある。</p> <p>(3) 医療及び助産救護計画 キ 輸血用血液等供給計画 災害救助法が適用された場合、<u>都福祉保健局長の要請に基づき日赤東京都支部は東京都赤十字血液センター及び献血供給事業団と密接に連携して</u>輸血用血液等の供給業務を実施する。 都内の輸血用血液等が不足し、供給が困難な場合は、都支部（<u>東京都赤十字血液センター</u>）は他の道府県日赤支部（他道府県血液センター）の応援を求めるものとする。 <u>(新設)</u></p>	<p><地区医師会></p> <p>(7) 災害拠点・災害<u>拠点</u>連携病院等における医療救護の要請 緊急医療救護所又は避難所等において医療施設での医療を必要とする傷病者があった場合は、区長は東京都が指定する災害拠点・災害<u>拠点</u>連携病院等に対し、その受入れを要請する。</p> <p>9 日本赤十字社東京都支部計画 (略)</p> <p>(2) 日赤救護班 日赤救護班の編成数は32班（東京都地域防災計画）を原則とし、1個班6名編成（<u>医師1・看護師3・事務その他2</u>）となっているが、必要に応じて薬剤師及びこころのケア要員等を含めることもある。</p> <p>(3) 医療及び助産救護計画 キ 輸血用血液等供給計画 災害救助法が適用された場合、<u>「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定」</u>に基づき都支部は東京都赤十字血液センター<u>及び献血供給事業団と密接に連携して</u>輸血用血液等の供給業務を実施する。 都内の輸血用血液等が不足し、供給が困難な場合は、都支部（<u>東京都赤十字血液センター</u>）は他の道府県日赤支部（他道府県血液センター）の応援を求めるものとする。 <u>ケ こころのケア活動</u> <u>必要に応じて救護班のこころのケア要員等は、被災者及び被災者の救護にあたる援助者へのこころのケアを行う。</u> <u>コ 避難所における生活環境の整備</u> <u>避難所生活が長期化するような災害に備え、平時から災害救援物資を備蓄する。災害時は被災地の要請に従い配分を行う。</u></p>

【本編】第2部 震災予防・応急・復旧計画

現行（令和3年修正）	修正案
<p>第3節 医薬品等の調達・供給対策 （略）</p> <p>第4節 防疫及び災害衛生計画 （略）</p> <p>第5節 動物の管理保護活動 （略）</p> <p>3 避難所における動物の適正な飼養</p> <p>（4）避難所における動物の取扱い指針 （略）</p> <p>ア 対象とする動物は、一般家庭で使用されている犬及び猫などの<u>ペット</u>とする。</p>	<p>第3節 医薬品等の調達・供給対策 （略）</p> <p>第4節 防疫及び災害衛生計画 （略）</p> <p>第5節 動物の管理保護活動 （略）</p> <p>3 避難所における動物の適正な飼養</p> <p>（4）避難所における動物の取扱い指針 （略）</p> <p>ア 対象とする動物は、一般家庭で使用されている犬及び猫などの<u>小動物</u>とする。</p>

【本編】第2部 震災予防・応急・復旧計画

現行（令和3年修正）			修正案		
<p>第7編 受援計画</p> <p>第1章 対策の基本的考え方</p> <p>（略）</p> <p>○ 対策の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> 迅速的確な要請等を行うための受援計画及び体制づくり（要請先と手続き、手段等の調査、共有） 各種応援部隊等の活動が効果的に展開されるための受援計画及び体制づくり（指揮、連絡体制の整備、燃料、食糧等の補給体制の整備、受入体制、施設の整備、活動拠点の整備など） 災害ボランティアセンターの運営の調査研究及び運営訓練の実施 <u>救援物資等配送システムの構築</u> <p>第2章 具体的な取り組み</p> <p>（略）</p> <p>予 防 対 策</p> <p>第1節 協力体制の整備</p> <p>（略）</p> <p>（4）防災関係機関との相互協力</p>			<p>第7編 受援計画</p> <p>第1章 対策の基本的な考え方</p> <p>（略）</p> <p>○ 対策の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> 迅速的確な要請等を行うための受援計画及び体制づくり（要請先と手続き、手段等の調査、共有） 各種応援部隊等の活動が効果的に展開されるための受援計画及び体制づくり（指揮、連絡体制の整備、燃料、食糧等の補給体制の整備、受入体制、施設の整備、活動拠点の整備など） 災害ボランティアセンターの運営の調査研究及び運営訓練の実施 <u>物資調達・輸送調整等支援システムの運用</u> <p>第2章 具体的な取り組み</p> <p>（略）</p> <p>予 防 対 策</p> <p>第1節 協力体制の整備</p> <p>（略）</p> <p>（4）防災関係機関との相互協力</p>		
区分	名 称	内 容	区分	名 称	内 容
	（略）			（略）	
指定公共機関	（略）		指定公共機関	（略）	
	○ 東日本電信電話株式会社東京支店	（略）		○ 東日本電信電話株式会社東京事業部	（略）
	○ 日本赤十字社東京支部 <u>（大田区地区）</u>	（略）		○ 日本赤十字社東京支部	（略）

現行（令和3年修正）			修正案		
	(略)			(略)	
指定地方公共機関	○ <u>東京急行電鉄株式会社</u>	(略)	指定地方公共機関	○ <u>東急電鉄株式会社</u>	(略)
	(略)			(略)	
<p>(5) 自衛隊の災害派遣 (略)</p> <p>(イ) 災害派遣部隊の受入体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 区長は、派遣部隊指揮官と、応援を求める業務等必要な事項について協議する。 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除 区長は、自衛隊の活動が他機関と競合重複しないよう、重点的効率的な作業を分担するよう配慮するとともに、可能なかぎり区職員を同行派遣する。 作業計画及び資器材の準備 区長は、自衛隊に対し、担任地域における作業計画を一任するとともに、派遣した同行区職員を通じ、救護活動に必要な資器材(自衛隊装備品を除く)の調達、借上げ等の便宜を図る。 区長は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動できるよう本庁舎又はその近隣に指揮所用の場所を確保する。また、都と協力して大規模救出救助活動拠点の確保に努める。 候補地：ガス橋緑地少年野球場、大田清掃工場、多摩川清掃工場 			<p>(5) 自衛隊の災害派遣 (略)</p> <p>(イ) 災害派遣部隊の受入体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 区長は、派遣部隊指揮官と、応援を求める業務等必要な事項について協議する。 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除 区長は、自衛隊の活動が他機関と競合重複しないよう、重点的効率的な作業を分担するよう配慮するとともに、可能なかぎり区職員を同行派遣する。 作業計画及び資器材の準備 区長は、自衛隊に対し、担任地域における作業計画を一任するとともに、派遣した同行区職員を通じ、救護活動に必要な資器材(自衛隊装備品を除く)の調達、借上げ等の便宜を図る。 区長は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動できるよう本庁舎又はその近隣に指揮所用の場所を確保する。また、都と協力して大規模救出救助活動拠点の確保に努める。 <u>指揮所候補地：蒲田地域庁舎</u> <u>大規模救出活動拠点</u>候補地：ガス橋緑地少年野球場、大田清掃工場、多摩川清掃工場 		

現行（令和3年修正）	修正案
<p>(7) 民間団体等との協定締結と協力</p> <p>区は、災害が発生し応急対策活動を行う場合において、必要と認める業務について協定団体等に対し協力要請を行う。</p> <p>なお、区は次の民間団体等と協定等を締結し、災害時の協力業務及び方法などを定めている。</p> <p>[資料編3 災害時の協定関係 参照] (令和3年<u>2</u>月1日現在 延べ <u>144</u> 協定、<u>233</u> 団体)</p> <p>(略)</p> <p>第2節 物的支援の受入体制の整備</p> <p>1 <u>支援</u>物資等の受入体制の整備</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>区は援助物資の受入れ及び配分にあたっては、援助物資対策<u>会議</u>を設置し<u>調整するものとし、受入体制を整備</u>する。</p> <p>また、東日本大震災をはじめとする、これまでの大震災での経験から、被災地において広域的かつ膨大な物的支援を、どのように受け入れ、荷さばきし、避難所等への配送を行うかが課題となっている<u>ため、配送システムの構築を検討する。</u></p> <p>(2) <u>支援</u>物資の受入方針の策定</p> <p>輸送業務についてノウハウを持つ民間物流企業と協力し、実効性のある体制を構築する。</p> <p>平成24年7月31日に発表された、中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告によると、「個人が被災地に小口・混載の<u>支援</u>物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担になることから、特定個人向けのものであ</p>	<p>(7) 民間団体等との協定締結と協力</p> <p>区は、災害が発生し応急対策活動を行う場合において、必要と認める業務について協定団体等に対し協力要請を行う。</p> <p>なお、区は次の民間団体等と協定等を締結し、災害時の協力業務及び方法などを定めている。</p> <p>[資料編3 災害時の協定関係 参照] (令和3年<u>9</u>月1日現在 延べ <u>150</u> 協定、<u>239</u> 団体)</p> <p>(略)</p> <p>第2節 物的支援の受入体制の整備</p> <p>1 <u>援助</u>物資等の受入体制の整備</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>区は援助<u>物資</u>の受入れ及び配分にあたっては、<u>災対総務部内</u>に援助物資対策<u>チーム</u>を設置する。</p> <p>また、東日本大震災をはじめとする、これまでの大震災での経験から、被災地において広域的かつ膨大な物的支援を、どのように受け入れ、荷さばきし、避難所等への配送を行うかが課題となっている。<u>大田区総合防災情報システム及び物資調達・輸送調整等支援システムを運用し、適切な援助物資等の受入体制を整備する。</u></p> <p>(2) <u>援助</u>物資の受入方針の策定</p> <p>輸送業務についてノウハウを持つ民間物流企業と協力し、実効性のある体制を構築する。</p> <p>平成24年7月31日に発表された、中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告によると、「個人が被災地に小口・混載の<u>援助</u>物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担になることから、特定個人向けのものであって配送も</p>

【本編】第2部 震災予防・応急・復旧計画

現行（令和3年修正）	修正案
<p>って配送も可能な場合は除き、抑制を図るべきである。」とされている。</p> <p>区は、支援物資の取扱いについて、中央防災会議の報告内容や生活必需品等の需給状況等を踏まえ、適宜その要否を検討・決定し、受付・問い合わせ先等を広報するなど対応していく。</p> <p>東日本大震災で被災地となり協定を締結している宮城県東松島市からの取り組み事例等も研究し、支援物資の受入れに係わる運営方法等の検討を進めていく。</p>	<p>可能な場合は除き、抑制を図るべきである。」とされている。</p> <p>区は、援助物資の取扱いについて、中央防災会議の報告内容や生活必需品等の需給状況等を踏まえ、適宜その要否を検討・決定し、受付・問い合わせ先等を広報するなど対応していく。</p> <p>東日本大震災で被災地となり協定を締結している宮城県東松島市からの取り組み事例等も研究し、援助物資の受入れに係わる運営方法等の検討を進めていく。</p>
<p>応急・復旧対策</p> <p>第1節 協力体制</p> <p>1 相互支援協力</p> <p>(略)</p> <p>(5) 公共団体等との協力体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>イ 被災地内における活動限界</p> <p>公共的団体等における地域内の防災活動については、原則として区本部長が発令する避難勧告をもって一つの区切りとして、被災地内における防災組織活動の限界とする。ただし、避難に係る協力活動は、避難行動の終了するまで続行する。</p> <p>第2節 災害ボランティア等の人的支援</p> <p>(略)</p> <p>3 専門ボランティア・海外ボランティア</p> <p>ウ 東京消防庁災害時支援ボランティア</p> <p>大規模地震等の際、同時多発する大災害に対応するため、ボランティアとの連携を図ることとし、事前に応急救護や消防資器材等についての専</p>	<p>応急・復旧対策</p> <p>第1節 協力体制</p> <p>1 相互支援協力</p> <p>(略)</p> <p>(5) 公共団体等との協力体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>イ 被災地内における活動限界</p> <p>公共的団体等における地域内の防災活動については、原則として区本部長が発令する避難指示をもって一つの区切りとして、被災地内における防災組織活動の限界とする。ただし、避難に係る協力活動は、避難行動の終了するまで続行する。</p> <p>第2節 災害ボランティア等の人的支援</p> <p>(略)</p> <p>3 専門ボランティア・海外ボランティア</p> <p>ウ 東京消防庁災害時支援ボランティア</p> <p>大規模地震等の際、同時多発する大災害に対応するため、ボランティアとの連携を図ることとし、事前に応急救護や消防資器材等についての専門的</p>

現行（令和3年修正）	修正案
<p>門的な知識・技術を習得したボランティアを育成するため消防職員団員の経験者等の登録を進める。</p> <p>また、震災時等には、登録ボランティアは原則として、各消防署へ自主的に参集し、署の指導により応急救護、消火、救助活動や火災調査、危険物施設等の安全確保等の支援を行う。</p> <p>（略）</p> <p>第3節 物的支援受入れの実施</p> <p>1 <u>支援物資等の受入方針の決定</u></p> <p>（1）基本的な考え方</p> <p>区は援助物資の受入れ及び配分にあたり、援助物資対策会議を設置する。</p> <p>また、広域的かつ膨大な物的支援に対して、受入れ、荷さばき、避難所等への配送を円滑に行う、<u>配送システムを構築する。</u></p> <p>（2）<u>支援</u>物資受入れの実施</p> <p>災対総務部は、物資の受入場所を開設及び運営する。指定受入場所は、京浜島備蓄倉庫、産業プラザ、大森スポーツセンターとする。ただし、指定受入場所以外に、臨時に設置する必要がある場合は、本部長の指示により開設する。</p> <p>受入場所の運営は、班を組織し実施する。各班の班長は援助物資対策会議と連絡調整を行い、班員は援助物資の受入れ、払い出し、仕分け、整理及び作業ボランティアへの指示を行う。</p> <p>義援物資の取扱いについては、生活必需品等の需給状況等を踏まえ、適宜その要否を検討・決定し、受付・問合せ先等を広報するなど対応していく。民間物流企業のノウハウや、被災地での取り組み事例を活かして対策を実行する。</p>	<p>な知識・技術を習得したボランティアを育成するため消防職員団員の経験者等の登録を進める。</p> <p>また、震災時等には、登録ボランティアは原則として、各消防署へ自主的に参集し、署の指導により応急救護、消火、救助活動や火災調査、危険物施設等の安全確保等の<u>後方</u>支援を行う</p> <p>（略）</p> <p>第3節 物的支援受入れの実施</p> <p>1 <u>物的支援受入れの実施</u></p> <p>（1）基本的な考え方</p> <p>区は援助物資の受入れ及び配分にあたり、<u>災対総務部内に</u>援助物資対策<u>チーム</u>会議を設置し、調整する。</p> <p>また、広域的かつ膨大な物的支援に対して、受入れ、荷さばき、避難所等への配送を円滑に行う<u>ため、大田区総合防災情報システム及び物資調達・輸送調整等支援システムを運用し、適切な支援物資等の受入体制を整備する。</u></p> <p>（2）<u>援助</u>物資受入れの実施</p> <p>災対総務部は、物資の受入場所を開設及び運営する。指定受入場所は、京浜島備蓄倉庫、産業プラザ、大森スポーツセンターとする。ただし、指定受入場所以外に、臨時に設置する必要がある場合は、本部長の指示により開設する。</p> <p>受入場所の運営は、班を組織し実施する。各班の班長は援助物資対策<u>チー</u><u>ム</u>会議と連絡調整を行い、班員は援助物資の受入れ、払い出し、仕分け、整理及び作業ボランティアへの指示を行う。</p> <p>義援物資の取扱いについては、生活必需品等の需給状況等を踏まえ、適宜その要否を検討・決定し、受付・問合せ先等を広報するなど対応していく。民間物流企業のノウハウや、被災地での取り組み事例を活かして対策を実行する。</p>

現行（令和3年修正）	修正案
<p>第8編 物資備蓄・調達対策と輸送ネットワークの確保</p> <p>第1章 対策の基本的な考え方</p> <p>○ 物資備蓄・調達対策と輸送ネットワークの確保における基本的な考え方 （略）</p> <p>そのためには、平時のうちから、まちづくり整備事業の一環として、沿道の整備等を着実に推進するとともに、輸送に要する車両等の準備や輸送の優先順位付け、物資調達の調整等、ハード、ソフト両面からの事業推進が必要である。</p> <p>○ 現在の対策の状況 <u>（新設）</u> （略） <u>（新設）</u></p> <p>○ 課題 （略） <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u></p> <p>○ 対策の方向性 <u>（新設）</u> <u>（新設）</u></p>	<p>第8編 物資備蓄・調達対策と輸送ネットワークの確保</p> <p>第1章 対策の基本的な考え方</p> <p>○ 物資備蓄・調達対策と輸送ネットワークの確保における基本的な考え方 （略）</p> <p>そのためには、平時のうちから、まちづくり整備事業の一環として、沿道の整備等を着実に推進するとともに、輸送に要する車両等の準備や輸送の優先順位付け、物資調達の調整、<u>物資調達・輸送調整等支援システムへの習熟、物資集積場（物流拠点）の運営</u>等、ハード、ソフト両面からの事業推進が必要である。</p> <p>○ 現在の対策の状況 ・ <u>被害想定人口3日分の飲料水や食料、生活必需品の備蓄</u> （略） ・ <u>物資調達・輸送調整等支援システムの導入や物流事業者との協定締結による物資輸送力の強化</u></p> <p>○ 課題 ・ <u>3日分の備蓄物資の継続的な確保と多様なニーズに応じた備蓄計画の見直し</u> ・ <u>物資調達・輸送調整等支援システムへの慣熟</u> ・ <u>国や東京都の救援物資輸送と整合した効率的な物資輸送体制の構築</u></p> <p>○ 対策の方向性 ・ <u>備蓄倉庫の機能区分や備蓄物資への多様なニーズに応じた備蓄計画の見直し</u> ・ <u>国や東京都からの救援物資を効率的に輸送するための輸送計画の作成及び訓練</u></p>

現行（令和3年修正）	修正案
<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害想定を踏まえた備蓄量と備蓄スペースの拡充 <p>第2章 具体的な取り組み</p> <p>予防対策</p> <p>第1節 水、食糧、生活必需品等の事前確保</p> <p>1 応急給水事前対策</p> <p>(1) 水の確保</p> <p>ア 飲料水の確保</p> <p>(ア) 都水道局の計画</p> <p>(略)</p> <p>a 応急給水槽の建設</p> <p>飲料水の確保を目的として、近くに浄水場、給水所等のない避難場所又はその周辺に応急給水槽を建設してきた。大田区においては、おおむね1.5～2.0kmの範囲内に1給水拠点の配備が完了している。〔資料編9-5 給水拠点一覧 参照〕</p> <p>b 応急給水用資器材の整備</p> <p>震災時の応急給水は、応急給水槽、浄水場、給水所等の給水拠点で実施するほか、これから離れた避難場所（2.0km以上）については、車両輸送による応急給水を行う。また、給水拠点には、応急給水に必要な資器材等の整備を進めている。</p> <p>c 応急給水栓の整備</p> <p>避難所敷地内での応急給水活動を可能とするため、避難所施設の給水管に応急給水栓を設置するとともに、給水のために必要な資器材を配備する。（平成28年度から平成31年度の4か年で配備。）</p>	<p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>第2章 具体的な取り組み</p> <p>予防対策</p> <p>第1節 水、食糧、生活必需品等の事前確保</p> <p>1 応急給水事前対策</p> <p>(1) 水の確保</p> <p>ア 飲料水の確保</p> <p>(ア) 都水道局の計画</p> <p>(略)</p> <p>a 応急給水槽の建設</p> <p>飲料水の確保を目的として、近くに浄水場、給水所等のない避難場所又はその周辺に応急給水槽を建設してきた。大田区においては、おおむね1.5～2.0kmの範囲内に1 <u>災害時給水ステーション</u>（給水拠点）の配備が完了している。</p> <p>b 応急給水用資器材の整備</p> <p>震災時の応急給水は、応急給水槽、浄水場、給水所等の災害時給水ステーション（給水拠点）で実施するほか、これから離れた避難場所（2.0km以上）については、車両輸送による応急給水を行う。また、<u>災害時給水ステーション</u>（給水拠点）には、応急給水に必要な資器材等の整備を進めている。</p> <p>c 応急給水栓の整備</p> <p>避難所敷地内での応急給水活動を可能とするため、避難所施設の給水管に応急給水栓を設置及び給水のために必要な資器材の配備が完了している。</p>

現行（令和3年修正）	修正案
<p><u>応急給水用資器材保有状況</u> （表略）</p> <p>（イ）区の計画 （略）</p> <p> c 協定に基づく貯水等による飲料水の確保 区は、東京都公衆浴場業生活衛生同業組合との間に「災害時の緊急給水に係る貯蔵水の優先提供等に関する協定」を締結することにより、飲料水の確保及び供給体制を整備している。</p> <p>（略）</p> <p>2 応急給水の実施等</p> <p>（1）応急給水</p> <p> ア 給水方針 （略）</p> <p> （イ）東京都は、原則として給水拠点で応急給水用資器材の設置等を行う。</p> <p> （略）</p> <p> イ 水道局の応急給水</p> <p> （ア）基本方針 震災等の災害の発生に伴い、水道の供給が不可能となった場合、又は井戸汚染等により現に飲用に適する水を得ることができない場合に、応急給水を実施する。</p> <p> 震災時の応急給水は、応急給水槽、浄水場（所）、給水所、車両による応急給水給水拠点からの距離が概ね2km以上離れている避難場所）において実施する。</p>	<p><u>[資料編 8-12 防災機関保有資器材 参照]</u> <u>（資料編へ移行）</u></p> <p>（イ）区の計画 （略）</p> <p> c 協定に基づく貯水等による飲料水の確保 区は、東京都公衆浴場業生活衛生同業組合<u>大田支部</u>との間に「災害時の緊急給水に係る貯蔵水の優先提供等に関する協定」を締結することにより、飲料水の確保及び供給体制を整備している。</p> <p>（略）</p> <p>2 応急給水の実施等</p> <p>（1）応急給水</p> <p> ア 給水方針 （略）</p> <p> （イ）東京都は、原則として<u>災害時給水ステーション</u>（給水拠点）で応急給水用資器材の設置等を行う。</p> <p> （略）</p> <p> イ 水道局の応急給水</p> <p> （ア）基本方針 震災等の災害の発生に伴い、水道の供給が不可能となった場合、又は井戸汚染等により現に飲用に適する水を得ることができない場合に、応急給水を実施する。</p> <p> 震災時の応急給水は、応急給水槽、浄水場（所）、給水所、車両による応急給水<u>災害時給水ステーション</u>（給水拠点）からの距離が概ね2km以上離れている避難場所）において実施する。</p>

現行（令和3年修正）	修正案
<p>(イ) 応急給水活動</p> <p> a 給水拠点での都と区の役割分担</p> <p>(略)</p> <p>(エ) 給水拠点一覧</p> <p>ウ 区の応急給水</p> <p> (ア) 飲料水の給水</p> <p> 区における応急給水は、次の給水活動を状況に合わせて適宜実施する。</p> <p> a 給水拠点での応急給水</p> <p> 区は、震災時の応急給水に関する都区役割分担に基づき、給水拠点（応急給水槽、浄水場（所）、給水所）において住民に対する給水を実施する。給水拠点から遠距離の地域については、断水の状況に応じて車両輸送により拠点給水を実施する。</p> <p> b 避難所での応急給水</p> <p> 原則として、学校（避難所）の受水槽から、ホース、ポリタンク等を利用して迅速で円滑な給水を実施する。また、併せて給水拠点から輸送した飲料水を住民に対し給水する。</p> <p>(略)</p> <p>3 食糧、生活必需品等の確保</p> <p>(略)</p> <p>(2) 食糧等の供給</p> <p> ア 食糧の供給</p> <p>(略)</p>	<p>(イ) 応急給水活動</p> <p> a <u>災害時給水ステーション</u>（給水拠点）での都と区の役割分担</p> <p>(略)</p> <p>(エ) <u>災害時給水ステーション</u>（給水拠点）一覧</p> <p>ウ 区の応急給水</p> <p> (ア) 飲料水の給水</p> <p> 区における応急給水は、次の給水活動を状況に合わせて適宜実施する。</p> <p> a <u>災害時給水ステーション</u>（給水拠点）での応急給水</p> <p> 区は、震災時の応急給水に関する都区役割分担に基づき、<u>災害時給水拠点</u>（給水拠点（応急給水槽、浄水場（所）、給水所））において住民に対する給水を実施する。<u>災害時給水ステーション</u>（給水拠点）から遠距離の地域については、断水の状況に応じて車両輸送により拠点給水を実施する。</p> <p> b 避難所での応急給水</p> <p> 原則として、学校（避難所）の受水槽から、ホース、ポリタンク等を利用して迅速で円滑な給水を実施する。また、併せて<u>災害時給水ステーション</u>（給水拠点）から輸送した飲料水を住民に対し給水する。</p> <p>(略)</p> <p>3 食糧、生活必需品等の確保</p> <p>(略)</p> <p>(2) 食糧等の供給</p> <p> ア 食糧の供給</p> <p>(略)</p>

現行（令和3年修正）	修正案														
<p>(ウ) 供給基準</p> <p>a 一般用</p> <table border="1" data-bbox="293 284 1061 491"> <tr> <td>朝食</td> <td>クラッカー（1袋、26枚入）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">昼食</td> <td>クラッカー（1袋、26枚入）</td> </tr> <tr> <td>野菜シチュー（1缶20食）</td> </tr> <tr> <td>夕食</td> <td><u>アルファ米</u></td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>第2節 救援・救助物資等の整備</p> <p>1 資機材の備蓄体制の整備</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p><u>円滑な</u>救援・救護活動を行うために、<u>被災者の生命維持に必要な</u>水や食糧、<u>当座の生活に要する</u>生活必需品、応急活動に使用する資機材を<u>整備</u>する必要がある。<u>区及び防災関係機関における救援・救助物資の整備計画について定める。</u></p> <p><u>(2) 備蓄倉庫</u></p> <p><u>区は、各地区に備蓄倉庫を建設又は施設の有効利用により施設を確保し、備蓄の分散化を進め、災害時における地域に必要な資機材の備蓄を行っている。</u></p> <p><u>また、避難所</u>となる区立小・中学校等にも防災備蓄倉庫を設け、避難所開設・運営で必要な物資の備蓄<u>を行っている。</u></p> <p>(略)</p>	朝食	クラッカー（1袋、26枚入）	昼食	クラッカー（1袋、26枚入）	野菜シチュー（1缶20食）	夕食	<u>アルファ米</u>	<p>(ウ) 供給基準</p> <p>a 一般用</p> <table border="1" data-bbox="1285 284 2054 491"> <tr> <td>朝食</td> <td>クラッカー（1袋、26枚入）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">昼食</td> <td>クラッカー（1袋、6枚入）</td> </tr> <tr> <td>野菜シチュー（1缶20食）</td> </tr> <tr> <td>夕食</td> <td><u>レトルト食品</u></td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>第2節 救援・救助物資等の整備</p> <p>1 資機材の備蓄体制の整備</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p><u>学校防災活動拠点などによる</u>救援・救護活動を行うために、水や食糧、生活必需品、応急活動に使用する資機材を<u>備蓄</u>する。</p> <p><u>(削除) このため、区は、学校防災活動拠点</u>となる区立小・中学校等に防災備蓄倉庫を設け、避難所開設・運営<u>などの活動に</u>必要な物資を備蓄する。</p> <p><u>また、区は、各地区に備蓄倉庫を建設又は施設の有効利用により確保し、備蓄倉庫の分散化を進め、災害時における地域に必要な資機材を備蓄する。</u></p> <p>(略)</p>	朝食	クラッカー（1袋、26枚入）	昼食	クラッカー（1袋、6枚入）	野菜シチュー（1缶20食）	夕食	<u>レトルト食品</u>
朝食	クラッカー（1袋、26枚入）														
昼食	クラッカー（1袋、26枚入）														
	野菜シチュー（1缶20食）														
夕食	<u>アルファ米</u>														
朝食	クラッカー（1袋、26枚入）														
昼食	クラッカー（1袋、6枚入）														
	野菜シチュー（1缶20食）														
夕食	<u>レトルト食品</u>														

現行（令和3年修正）	修正案
<p>ア 学校防災備蓄倉庫 (略)</p> <p>(イ) 計画 今後の区立小・中学校の建て替え計画とあわせて、防災備蓄倉庫の充実を図る。<u>定期的な清掃等を実施し、適正な管理を図るとともに、災害時に円滑な対応が可能となる整理を行う。</u></p> <p>イ 地区備蓄倉庫 (ア) 現況 区内<u>42</u>か所設置している。 地区備蓄倉庫の主な役割は以下の通りである。 (略) ・ 東京都からの寄託物品（毛布・<u>アルファ米</u>等）を備蓄する。</p> <p>(略)</p> <p>(イ) 計画 区施設の建て替え時期を適切にとらえ、地区備蓄倉庫を整備し、備蓄スペースと備蓄物品の確保・充実を図る。 <u>地区備蓄倉庫には、学校防災備蓄倉庫だけでは、収容しきれない毛布や食糧を中心とした備蓄物品を各地区の避難者想定数を考慮して分散備蓄を進めていく。分散備蓄の推進により、災害時の備蓄物品の滅失というリスクを軽減する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>ア 学校防災備蓄倉庫 (略)</p> <p>(イ) 計画 今後の区立小・中学校の建て替え計画とあわせて、<u>学校</u>防災備蓄倉庫の充実を図る。 <u>避難所における要配慮者対策や感染症対策など多様なニーズを踏まえて、適宜備蓄物品の見直しを行う。また、学校防災備蓄倉庫のスペース不足を避けるため、学校防災備蓄倉庫には災害発生直後に必要な物資や資機材等を中心に配備し、その他の物品については地区備蓄倉庫に備蓄するなど配備計画の見直しを行う。</u></p> <p>イ 地区備蓄倉庫 (ア) 現況 区内<u>43</u>か所設置している。 地区備蓄倉庫の主な役割は以下の通りである。 (略) ・ 東京都からの寄託物品（毛布・<u>食糧</u>等）を備蓄する。</p> <p>(略)</p> <p>(イ) 計画 区施設の建て替え時期を適切にとらえ、地区備蓄倉庫を整備し、備蓄スペースと備蓄物品の確保・充実を図る。<u>この際、地区備蓄倉庫の機能を補完避難所や福祉避難所開設用物資を備蓄するもの、学校防災備蓄倉庫を補完するもの、両者の機能を兼備するものに区分していくことにより、災害発生時の輸送の効率化を図る。</u></p> <p>(略)</p>

現行（令和3年修正）		修正案	
（3）防災関係機関応急対策用資機材等の保管状況		（3）防災関係機関応急対策用資機材等の保管状況	
区分	内 容	区分	内 容
	(略)		(略)
指定公共機関	<p>(略)</p> <p>ウ 東日本電信電話(株)東京<u>事業部</u></p> <p>(略)</p> <p>オ 東京ガス(株)</p> <p><u>地震防災対策に係る措置等を迅速かつ的確に実施するために、地震防災対策に係る必要な設備、資材、食糧、医薬品等をあらかじめ整備している。</u></p>	指定公共機関	<p>(略)</p> <p>ウ 東日本電信電話(株)東京<u>事業部</u></p> <p>(略)</p> <p>オ 東京ガス(株)</p> <p><u>a. 災害対策用資機材等の確保</u> 製造設備・供給設備の復旧用鋼材・配管材料・工具等必要資機材は、平常時からその確保に努めるとともに定期的に保管状況を点検整備する。</p> <p><u>b. 車両の確保</u> 非常体制における迅速な出動および資機材の輸送手段の確保を図るため、拠点においては、工作物・緊急車等の車両を常時稼働可能な状態に整備しておく。</p> <p><u>c. 生活必需品の確保</u> 非常事態に備え、食糧・飲料水・寝具・医薬品・仮設トイレ等の生活必需品の確保に努めるとともに、定期的に保管状況を点検整備する。</p> <p><u>d. 前進基地の確保</u> 非常事態に備え前進基地用地、宿泊施設等の候補をあらかじめ調査しておく。</p>

現行（令和3年修正）		修正案	
指定地方公共機関	<p>ア <u>東京急行電鉄(株)</u> (略)</p> <p>③ 目黒線・多摩川線 目黒、奥沢、蒲田、多摩川 (略)</p>	指定地方公共機関	<p>ア <u>東急電鉄(株)</u> (略)</p> <p>③ 目黒線・<u>東急</u>多摩川線 目黒、奥沢、蒲田、多摩川 (略)</p>
<p>第3節 緊急輸送実施にあたっての事前対策</p> <p>3 緊急輸送業務実施のための事前整備</p> <p><輸送計画></p> <p>(略)</p> <p>(3) 輸送経路</p> <p>(略)</p> <p>ウ 主要輸送道路は、緊急道路障害物除去路線と同一とし、備蓄倉庫、給水拠点、避難所、区拠点施設等の立地場所を勘案しつつ、それぞれを結ぶルート_を輸送道路として定めておく。</p> <p>(略)</p>		<p>第3節 緊急輸送実施にあたっての事前対策</p> <p>3 緊急輸送業務実施のための事前整備</p> <p><輸送計画></p> <p>(略)</p> <p>(3) 輸送経路</p> <p>(略)</p> <p>ウ 主要輸送道路は、緊急道路障害物除去路線と同一とし、備蓄倉庫、<u>災害時給水ステーション</u>（給水拠点）、避難所、区拠点施設等の立地場所を勘案しつつ、それぞれを結ぶルート_を輸送道路として定めておく。</p> <p>(略)</p>	

現行（令和3年修正）	修正案
<p><u>応急・復旧対策</u></p> <p>第1節 輸送ネットワークの確保 （略）</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p><u>応急・復旧対策</u></p> <p>第1節 輸送ネットワークの確保 （略）</p> <p><u>3 水上輸送ネットワークの確保</u></p> <p><u>（1）計画方針</u></p> <p><u>災害時に道路障害物などにより、傷病者や緊急物資の車両による輸送に支障が生じる恐れがある。区は、水運事業者などの協力を得て、臨海部や河川に設置した防災船着場を使用した水上輸送ネットワークを活用し、陸上輸送を補完する。</u></p> <p><u>（2）輸送経路</u></p> <p><u>ア 区の物流拠点への物資輸送</u></p> <p><u>国や東京都の物資輸送拠点から区の物流拠点への陸上輸送が制約される場合は、区の物流拠点の最寄りの船着場（京浜島備蓄倉庫：日栄産業船着場、産業プラザ：夫婦橋船着場、大森スポーツセンター：大森ふるさとの浜辺公園船着場）を使用する。区の物流拠点から多摩川沿いの地域に対する道路輸送が制約される場合は、多摩川大橋周辺の河川敷に物資集積場を開設し、区の物流拠点から船艇で多摩川大橋船着場まで物資を輸送する。</u></p> <p><u>イ 臨海部への物資輸送</u></p> <p><u>埋め立て地や干拓地からなる臨海部は液状化の被害を受けやすい。これらの地域の学校防災活動拠点に対しては、区の物流拠点から船艇を使用して、最寄りの防災船着場へ輸送する。</u></p> <p><u>ウ 島部に孤立した人員等の輸送</u></p> <p><u>空港島（天空橋船着場等）、京浜島（日栄産業船着場等）、城南島、令和</u></p>

現行（令和3年修正）	修正案
<p>第2節 緊急輸送対策の実施</p> <p>1 調達、輸送、配車の実施</p> <p>(2) 物資等の輸送</p> <p>ア 備蓄物資の輸送</p> <p>備蓄物資の輸送は、区備蓄食糧、給水関係資器材、医療等救急救助関係資材の輸送を優先させ、必要に応じて他の備蓄資器材を輸送する。</p> <p>(ア) 備蓄食糧については、災対環境清掃部及び災対総務部（協定団体への協力要請）が主体となり、各地区備蓄倉庫から<u>二次避難所</u>等へ輸送する。</p> <p>(イ) 給水関係資材については、都市基盤整備部が輸送する。</p> <p>(ウ) 医療救護救助関係資材等、その他の資材は各所管部が輸送する。</p> <p>イ 救援物資等の輸送</p> <p>都及び他府県等からの救援物資等は、区内の集積地に集積し、防災</p>	<p><u>島が孤立した場合、船艇で蒲田地区の帰宅困難者一時滞在施設（夫婦橋船着場）まで避難者を輸送する。</u></p> <p>エ <u>傷病者の拠点病院又は羽田空港への搬送</u></p> <p><u>区内外の傷病者を区内の拠点病院等へ船艇により搬送する場合は、大森ふるさとの浜辺公園船着場、夫婦橋船着場、仮称大森南四丁目船着場（計画中）、大森南一丁目船着場等を使用して搬送する。また、羽田空港まで船艇で搬送し、その後各地へ広域搬送する場合は、天空橋船着場、仮称羽田一丁目船着場（計画中）を使用する。</u></p> <p><u>[資料編 10-11 水上輸送のネットワーク計画 参照]</u></p> <p>第2節 緊急輸送対策の実施</p> <p>1 調達、輸送、配車の実施</p> <p>(2) 物資等の輸送</p> <p>ア 備蓄物資の輸送</p> <p>備蓄物資の輸送は、区備蓄食糧、給水関係資器材、医療等救急救助関係資材、<u>帰宅困難者一時滞在施設の開設</u>の輸送を優先させ、必要に応じて他の備蓄資器材を輸送する。</p> <p>(ア) 備蓄食糧については、災対環境清掃部及び災対総務部（協定団体への協力要請）が主体となり、各地区備蓄倉庫から<u>各避難所</u>等へ輸送する。</p> <p>(イ) 給水関係資材については、都市基盤整備部が輸送する。</p> <p>(ウ) 医療救護救助関係資材等、その他の資材<u>については</u>各所管部が輸送する。</p> <p>イ 救援物資等の輸送</p> <p><u>(ア) 都等への救援物資の要請、輸送調整、救援物資の在庫管理については、</u></p>

現行（令和3年修正）	修正案
<p>関係機関及び協定団体等の協力を得て輸送する。</p> <p>(ア) 集積地の開放及び受入準備は、各施設の所管部が実施する。</p> <p>(イ) 京浜島地区備蓄倉庫を第一順位の集積地とする。</p> <p>(ウ) 集積地での物資仕分け、管理、配送等は、災対総務部が中心となり、各施設の所管部、その他各部局、関係機関、物流を専門とする民間企業の協力のもと実施する。</p> <p>(エ) 過去の災害の教訓から、発災4日目以降の救援物資の輸送については、専門的な知見を有する民間物流事業者の物流拠点を活用するなど、民間企業の協力を積極的に受ける。</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>「物資調達・輸送調整等支援システム」を使用する。</u></p> <p>(イ) 都及び他府県等からの救援物資等は、区内の集積地に集積し、防災関係機関及び協定団体等の協力を得て輸送する。</p> <p>(ウ) 集積地の開放及び受入準備は、各施設の所管部が実施する。</p> <p>(エ) 京浜島地区備蓄倉庫を第一順位の集積地とする。</p> <p>(オ) 集積地での物資仕分け、管理、配送等は、災対総務部が中心となり、各施設の所管部、その他各部局、関係機関、物流を専門とする民間企業の協力のもと実施する。</p> <p>(カ) 過去の災害の教訓から、発災4日目以降の救援物資の輸送については、専門的な知見を有する民間物流事業者の物流拠点を活用するなど、民間企業の協力を積極的に受ける。</p> <p><u>[資料編 10-12 大田区災害時物資輸送計画の基本構想 参照]</u></p> <p><u>緊急輸送に係る組織体制（総務部）</u></p> <p><u>(別紙7のとおり)</u></p>

現行（令和3年修正）	修正案

現行（令和3年修正）	修正案
<p>第9編 要配慮者及び避難行動要支援者対策</p> <p>第1章 対策の基本的な考え方</p> <p>（略）</p> <p>○ 計画の位置付け</p> <p>本計画では、要配慮者対策の全般的事項を規定するとともに、災害対策基本法第4章第3節の避難行動要支援者対策に係る重要事項を定める。</p> <p>なお、細目的・具体的な内容については、「大田区要配慮者及び避難行動要支援者支援計画」（以下、全体計画という）及び「<u>避難行動要支援者個別支援プラン（以下、個別支援プランという）</u>」で定める。</p> <p>（略）</p> <p>○ 定義</p> <p>（略）</p> <p>（6）全体計画</p> <p>（略）</p> <p><u>（7）個別支援プラン</u></p> <p><u>全体計画に基づき、要支援者一人ひとりに対する具体的な支援方法を定める計画である。</u></p> <p>○ 今後の取組内容</p> <p><u>（1）個別支援プランの作成</u></p> <p><u>支援者及び福祉関係団体等の協力を得ながら、避難支援の必要性の高い者について個別支援プランを順次作成していく。</u></p> <p>（略）</p>	<p>第9編 要配慮者及び避難行動要支援者対策</p> <p>第1章 対策の基本的な考え方</p> <p>（略）</p> <p>○ 計画の位置付け</p> <p>本計画では、要配慮者対策の全般的事項を規定するとともに、災害対策基本法第4章第3節の避難行動要支援者対策に係る重要事項を定める。</p> <p>なお、細目的・具体的な内容については、「大田区要配慮者及び避難行動要支援者支援計画」（以下、全体計画という）及び<u>個別避難計画等</u>で定める。</p> <p>（略）</p> <p>○ 定義</p> <p>（略）</p> <p><u>（6）個別避難計画</u></p> <p><u>災害対策基本法第49条の14に基づき、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画である。</u></p> <p>（7）全体計画</p> <p>（略）</p> <p>○ 今後の取組内容</p> <p><u>（1）個別避難計画の作成</u></p> <p><u>災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、福祉専門職等日常から要支援者と関わる者や地域の支援者等と連携して、個別避難計画の作成を進める。</u></p> <p>（略）</p>

現行（令和3年修正）	修正案
<p>第2章 具体的な取り組み</p> <p>予防対策（高齢者・障がい者向け）</p> <p>第1節 支援対策の考え方 （略）</p> <p>第2節 要支援者の支援体制の確立</p> <p>1 名簿の整備 （略）</p> <p>（2）名簿の提供に関する事項</p> <p>ア 名簿の提供 （略）</p> <p>（イ）災害時 同意の有無にかかわらず必要な範囲で避難支援者へ情報提供ができる。提供する名簿は、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の提供、<u>避難勧告情報</u>の提供、避難支援、安否確認等に活用する。 （略）</p> <p>2 要支援者の支援体制整備 （略）</p> <p>（5）<u>個別支援プラン等</u>の作成</p> <p>ア 方針 <u>災害が発生し、又はそのおそれが高まったときに、要支援者への情報伝達、避難誘導等を迅速かつ適切に実施するためには、避難にあたって留意すべき点は何かを定めておくことが必要である。</u> <u>区、避難支援等関係者及び福祉関係団体等と連携し、要支援者の中でも特に避難支援の必要性が高い者について、個別支援プランを順次</u></p>	<p>第2章 具体的な取り組み</p> <p>予防対策（高齢者・障がい者向け）</p> <p>第1節 支援対策の考え方 （略）</p> <p>第2節 要支援者の支援体制の確立</p> <p>1 名簿の整備 （略）</p> <p>（2）名簿の提供に関する事項</p> <p>ア 名簿の提供 （略）</p> <p>（イ）災害時 同意の有無にかかわらず必要な範囲で避難支援者へ情報提供ができる。提供する名簿は、高齢者等避難の提供、<u>避難指示</u>の提供、避難支援、安否確認等に活用する。 （略）</p> <p>2 要支援者の支援体制整備 （略）</p> <p>（5）<u>個別避難計画</u>の作成</p> <p>ア 方針 <u>災害時の避難支援等を実効性のあるものとするために、個別避難計画の作成が有効である。</u> <u>個別避難計画の作成は区が主体となるが、実効性のある計画とするためは、地域防災の担い手だけでなく、要支援者の心身の状況や生活実態を把握している福祉専門職や、地域の医療・介護・福祉などの職種団体・</u></p>

現行（令和3年修正）	修正案
<p><u>作成していく。</u></p> <p><u>個別支援プラン作成にあたっては、プランの実効性を高めるため、具体的な支援の手が届くよう支援体制の整備を図っていくことを基本的な考え方とする。</u></p> <p><u>イ 現状</u></p> <p><u>(ア) 避難支援の必要性が高い在宅で常時人工呼吸器を使用している者について、本人の同意を得て個別支援プランの作成を進めている。</u></p> <p><u>(イ) 家屋倒壊等氾濫想定区域に居住する避難行動要支援者のうち、個別に支援を要する方に対する取り組みを進めている。</u></p> <p><u>(6) 情報の伝達体制の整備</u></p> <p>災害時に、区民へ正確な情報を速やかに伝えることは、区民の安全確保には不可欠であり、要配慮者に対しては、①文字情報による伝達、②音声情報による伝達、③マンパワーによる伝達等の方法について検討し、障がい等の状況に応じ、区からの情報が速やかに、確実に伝達できる手段の構築を進める。</p>	<p><u>企業等、様々な関係者と連携して取り組む必要がある。</u></p> <p><u>個別避難計画については、地域におけるハザードの状況、要支援者本人の心身の状況、独居等の居住実態等を考慮し、特に優先度が高い要支援者から、おおむね令和7年度中までを目途に、作成に取り組んでいく。</u></p> <p><u>イ 検討事項</u></p> <p><u>(ア) 個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成目標期間、作成の進め方</u></p> <p><u>(イ) 避難支援等関係者となる者</u></p> <p><u>(ウ) 個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法</u></p> <p><u>(エ) 個別避難計画の更新に関する事項</u></p> <p><u>(オ) 個別避難計画情報の提供に際し、情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講ずる措置</u></p> <p><u>(カ) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮</u></p> <p><u>(キ) 避難支援等関係者の安全確保</u></p> <p><u>(6) 在宅人工呼吸器災害時個別支援計画の作成</u></p> <p>避難支援の必要性が高い在宅で常時人工呼吸器を使用している者について、本人の同意を得て在宅人工呼吸器災害時個別支援計画の作成を進めている。</p>

現行（令和3年修正）	修正案
<p>(7) 防災市民組織による支援体制づくり （略）</p> <p>(8) 要支援者対策に係わる普及、啓発（※） （略）</p> <p>イ 要支援者やその家族への啓発 （ア）区報やホームページ、チラシ等による広報 <u>（イ）要配慮者を対象としたマイ・タイムライン講習会の実施</u></p> <p>ウ 防災訓練内容案の提示及び訓練への参加促進</p> <p>エ 要配慮者の支援を考えるための講習会<u>を実施する</u> <u>（ア）要配慮者を対象としたマイ・タイムライン講習会の実施（再掲）</u></p> <p>(9) 防災危機管理課及び福祉部等の連携 要支援者の安全確保は区の責務である。 防災危機管理課、福祉部及び関係部は、区の責務を共通認識とし、平時から相互の事業を関連付けて取り組むなど、要支援者の安全確保のための普及啓発や仕組みづくりを連携して行い、効果的な対策の推進を図る。</p> <p>(10) 防災関係機関等との連携 （略）</p>	<p>(7) 情報の伝達体制の整備 災害時に、区民へ正確な情報を速やかに伝えることは、区民の安全確保には不可欠であり、要配慮者に対しては、①文字情報による伝達、②音声情報による伝達、③マンパワーによる伝達等の方法について検討し、障がい等の状況に応じ、区からの情報が速やかに、確実に伝達できる手段の構築を進める。<u>特に情報の収集が困難な視覚障がい者や聴覚障がい者に対しては、配慮を行う必要がある。</u></p> <p><u>(8) 福祉避難所等への移送計画の作成</u> <u>福祉避難所及び避難所への避難とそれに伴う移送については、必要な要支援者に対して、地域における支援者の確保について検討するとともに、事業者等と連携して区全体としての移送計画の作成を進める。</u></p> <p>(9) 防災市民組織による支援体制づくり （略）</p> <p>(10) 要支援者対策に係わる普及、啓発（※） （略）</p> <p>イ 要支援者やその家族への啓発 （ア）区報やホームページ、チラシ等による広報</p> <p>ウ 防災訓練内容案の提示及び訓練への参加促進</p> <p>エ 要配慮者の支援を考えるための講習会<u>の実施</u></p>

現行（令和3年修正）	修正案
<p data-bbox="134 683 586 715">応急対策（高齢者・障がい者向け）</p> <p data-bbox="134 732 680 764">第1節 要支援者への応急支援（避難支援）</p> <p data-bbox="134 778 306 810">1 支援体制</p> <p data-bbox="174 825 1075 954"> 災対福祉部及び防災危機管理課は関係機関等と協力し、災害時において<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>等の伝達業務、安否確認・避難状況の把握、避難所との連携・情報共有等を行うための体制を整備する。 （略） </p> <p data-bbox="134 1114 306 1145">4 避難行動</p> <p data-bbox="134 1161 333 1193">（1）避難支援</p> <p data-bbox="201 1209 1102 1386"> 区は、避難が必要と判断し、避難行動に時間を要する要支援者に対しては、<u>避難準備</u>の段階で避難<u>行動の開始</u>ができるよう防災関係機関、防災市民組織、地域住民等の協力を得て、要支援者の避難誘導等の救援活動を積極的に行い安全確保に努める。 （略） </p>	<p data-bbox="1142 201 1659 233">(11) 防災危機管理課及び福祉部等の連携</p> <p data-bbox="1216 248 1711 280">要支援者の安全確保は区の責務である。</p> <p data-bbox="1189 296 2121 474"> 防災危機管理課、福祉部及び関係部は、区の責務を共通認識とし、平時から相互の事業を関連付けて取り組むなど、要支援者の安全確保のための普及啓発や仕組みづくり、<u>個別避難計画の作成促進や要配慮者スペースの確保等</u>を連携して行い、効果的な対策の推進を図る。 </p> <p data-bbox="1142 489 1520 521">(12) 防災関係機関等との連携</p> <p data-bbox="1196 537 1254 569">（略）</p> <p data-bbox="1126 683 1579 715">応急対策（高齢者・障がい者向け）</p> <p data-bbox="1126 732 1673 764">第1節 要支援者への応急支援（避難支援）</p> <p data-bbox="1126 778 1299 810">1 支援体制</p> <p data-bbox="1167 825 2094 954"> 災対福祉部及び防災危機管理課は関係機関等と協力し、災害時において高齢者等避難等の伝達業務、安否確認・避難状況の把握、避難所との連携・情報共有等を行うための体制を整備する。 （略） </p> <p data-bbox="1126 1114 1299 1145">4 避難行動</p> <p data-bbox="1126 1161 1326 1193">（1）避難支援</p> <p data-bbox="1189 1209 2121 1386"> 区は、避難が必要と判断し、避難行動に時間を要する要支援者に対しては、<u>高齢者等避難</u>の段階で避難ができるよう防災関係機関、防災市民組織、地域住民等の協力を得て、要支援者の避難誘導等の救援活動を積極的に行い安全確保に努める。 （略） </p>

現行（令和3年修正）	修正案
<p>5 情報の伝達（※）</p> <p>区は、避難<u>勧告</u>や避難場所など安全確保のために必要な情報が、速やかにかつ確実に伝わるよう、要配慮者の特性に応じた情報伝達手段に配慮する。</p> <p>（略）</p> <p>復旧対策（高齢者・障がい者向け）</p> <p>第1節 要配慮者の生活支援</p> <p>区は、要配慮者の被災生活を支援するため、次のような支援活動を行う。</p> <p>（1）避難生活における配慮（※）</p> <p>ア 避難所 <u>（一次）</u> の避難者の中に、支援が必要な高齢者、障がい者、乳幼児等がいる場合、<u>スペース</u>の確保、必要な緊急物資の確保、車いす対応トイレの設置や障がいに応じたコミュニケーション手段の確保などの配慮とともに、女性や子どもの視点も踏まえた避難所 <u>（一次）</u> の運営に努める。</p> <p>イ 自宅や避難所 <u>（一次）</u> 等での生活が困難な要配慮者については、必要に応じて、福祉避難所に受入れる。</p> <p>ウ 被災生活を送るにあたり、避難所 <u>（一次）</u> に特に配慮が必要な要配慮者の特性を早期に把握するための「要配慮者用窓口」等を設置し、可能な限り要配慮者への対応を考慮した人的物的体制の整備に努める。</p> <p>（略）</p> <p>予防・応急・復旧対策（乳幼児・妊産婦等向け）</p> <p>第1節 乳幼児への対応</p> <p>（略）</p>	<p>5 情報の伝達（※）</p> <p>区は、避難<u>指示</u>や避難場所など安全確保のために必要な情報が、速やかにかつ確実に伝わるよう、要配慮者の特性に応じた情報伝達手段に配慮する。</p> <p>（略）</p> <p>復旧対策（高齢者・障がい者向け）</p> <p>第1節 要配慮者の生活支援</p> <p>区は、要配慮者の被災生活を支援するため、次のような支援活動を行う。</p> <p>（1）避難生活における配慮（※）</p> <p>ア 避難所の避難者の中に、支援が必要な高齢者、障がい者、乳幼児等がいる場合、<u>要配慮者スペース</u>の確保<u>及び要配慮者スペースへの誘導</u>、必要な緊急物資の確保、車いす対応トイレの設置や障がいに応じたコミュニケーション手段の確保などの配慮とともに、女性や子どもの視点も踏まえた避難所の運営に努める。</p> <p>イ 自宅や避難所等での生活が困難な要配慮者については、必要に応じて、福祉避難所に受入れる。</p> <p>ウ 被災生活を送るにあたり、避難所に特に配慮が必要な要配慮者の特性を早期に把握するための「要配慮者用窓口」等を設置し、可能な限り要配慮者への対応を考慮した人的物的体制の整備に努める。</p> <p>（略）</p> <p>予防・応急・復旧対策（乳幼児・妊産婦等向け）</p> <p>第1節 乳幼児への対応</p> <p>（略）</p>

現行（令和3年修正）	修正案
<p>第2節 妊産婦への対応 （略）</p> <p>予防・応急・復旧対策（外国人向け）</p> <p>第1節 基本的な考え方 （略）</p> <p>第2節 外国人への対応 （1）災害時要支援外国人相談窓口の設置 災害時において区は、要支援外国人に対する多言語支援等を行うため、区職員を中心に、委託業者、語学ボランティア等と連携し、外国人被災者に必要な情報を多言語で情報提供するほか、相談や問合せに対応する窓口を設置する。 設置場所は、本庁舎または多文化共生推進センター（mics おおた）とする。</p> <p>（2）情報収集 （略）</p> <p>（3）情報提供 （略）</p> <p>第3節 災害情報のやさしい日本語を含む多言語化 （略）</p> <p>第4節 避難所等での生活支援 区は外国人の被災生活を支援するため、次のような支援活動を行う。</p>	<p>第2節 妊産婦への対応 （略）</p> <p>予防・応急・復旧対策（外国人向け）</p> <p>第1節 基本的な考え方 （略）</p> <p>第2節 外国人への対応 （1）災害時要支援外国人相談窓口の設置 災害時において区は、要支援外国人に対する多言語支援等を行うため、区職員を中心に、委託業者、語学ボランティア等と連携し、外国人被災者に必要な情報を多言語で情報提供するほか、相談や問合せに対応する窓口を設置する。 設置場所は、本庁舎または多文化共生推進センター（mics おおた）※とする。 <u>※令和4月（予定）より「おおた国際交流センター」に変更</u></p> <p>（2）情報収集 （略）</p> <p>（3）情報提供 （略）</p> <p>第3節 災害情報のやさしい日本語を含む多言語化 （略）</p> <p>第4節 避難所等での生活支援 区は外国人の被災生活を支援するため、次のような支援活動を行う。</p>

現行（令和3年修正）	修正案
<p>(1) 避難所の受入体制の整備</p> <p>区はあらかじめ避難所ごとに災害時に役立つ多言語のコミュニケーションボード、コミュニケーションバンダナ、（一財）自治体国際化協会が提供している災害時多言語表示シートや災害ピクトグラム等を準備し、避難所開設時に活用する。また、外国人受入に際しては文化や生活習慣等に配慮する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 語学ボランティア等の巡回</p> <p>避難生活が長期化した場合、外国人の個別の被災状況に応じた生活復興支援が必要である。そのために多言語に対応できる東京都防災（語学）ボランティア等による避難所巡回を行う。</p> <p>ア 各機関の対策内容</p> <p>(略)</p> <p>●外国人支援体制（災対観光・国際都市部）</p> <p><u>（表略）</u></p>	<p>(1) 避難所の受入体制の整備</p> <p>区はあらかじめ避難所ごとに災害時に役立つ多言語のコミュニケーションボード、コミュニケーションバンダナ、（一財）自治体国際化協会が提供している災害時多言語表示シートや災害ピクトグラム等を準備し、避難所開設時に活用する。また、外国人受入に際しては文化の<u>違い</u>や生活習慣等に配慮する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 語学ボランティア等の巡回</p> <p>避難生活が長期化した場合、外国人の個別の被災状況に応じた生活復興支援が必要である。そのために多言語に対応できる東京都防災（語学）ボランティア等による避難所巡回を行う。</p> <p>ア 各機関の対策内容</p> <p>(略)</p> <p>●外国人支援体制（災対観光・国際都市部）</p> <p><u>（別紙8のとおり）</u></p>

現行（令和3年修正）	修正案
<p>第10編 帰宅困難者対策</p> <p>第1章 対策の基本的な考え方</p> <p>（略）</p> <p>○ 現在の状況</p> <p>（略）</p> <p>区では、発災後の速やかな協議会現地本部の設置や一時滞在施設の開設に向けて、協議会の支援体制の具体的な職員行動マニュアルを策定することとしている。</p> <p>（略）</p> <p>○ 課題</p> <p>（略）</p> <ul style="list-style-type: none"> 一部滞在施設における感染症対策 <p>○ 対策の方向性</p> <p>（略）</p> <ul style="list-style-type: none"> 一時滞在施設における感染症対策の推進 <p>第2章 具体的な取り組み</p> <p>第1節 対策の背景</p> <p>（略）</p> <p>第2節 帰宅困難者対策訓練の実施</p> <p>（略）</p> <p>第3節 東日本大震災における発生事象と教訓</p> <p>1 発生事象</p> <p>（略）</p> <p>第4節 都条例の制定</p>	<p>第10編 帰宅困難者対策</p> <p>第1章 対策の基本的な考え方</p> <p>（略）</p> <p>○ 現在の状況</p> <p>（略）</p> <p>区では、発災後の速やかな協議会現地本部の設置や帰宅困難者一時滞在施設（以下「<u>一時滞在施設</u>」という。）の開設に向けて、協議会の支援体制の具体的な職員行動マニュアルを策定することとしている。</p> <p>（略）</p> <p>○ 課題</p> <p>（略）</p> <ul style="list-style-type: none"> 一部滞在施設における要配慮者感染症対策 <p>○ 対策の方向性</p> <p>（略）</p> <ul style="list-style-type: none"> 一時滞在施設における要配慮者対策及び感染症対策の推進 <p>第2章 具体的な取り組み</p> <p>第1節 対策の背景</p> <p>（略）</p> <p>第2節 帰宅困難者対策訓練の実施</p> <p>（略）</p> <p>第3節 東日本大震災における発生事象と教訓</p> <p>1 発生事象</p> <p>（略）</p> <p>第4節 都条例の制定</p>

【本編】第2部 震災予防・応急・復旧計画

現行（令和3年修正）	修正案
<p>(略)</p> <p>第5節 東京都帰宅困難者対策実施計画の策定 (略)</p> <p>予防・応急対策</p> <p>第1節 予想される事態 (略)</p> <p>第2節 帰宅困難者の推計 (略)</p> <p>第3節 区の災害時滞留者対策 (略)</p> <p>4 情報の収集伝達体制の強化 (略)</p> <p>5 帰宅困難者一時滞在施設の設置 (略)</p> <p>(2) <u>一時滞在施設は</u>、周囲の被害状況及び交通機関の回復を勘案しながら、早期に開設する。 (略)</p> <p>第4節 事業者等の対応 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>第5節 東京都帰宅困難者対策実施計画の策定 (略)</p> <p>予防・応急対策</p> <p>第1節 予想される事態 (略)</p> <p>第2節 帰宅困難者の推計 (略)</p> <p>第3節 区の災害時滞留者対策 (略)</p> <p>4 情報の収集伝達体制の強化 (略)</p> <p>5 帰宅困難者一時滞在施設の設置 (略)</p> <p>(2) 周囲の被害状況及び交通機関の回復を勘案しながら、<u>一時滞在施設の管理者と協力・連携の上</u>早期に開設する。 (略)</p> <p>第4節 事業者等の対応 (略)</p>

現行（令和3年修正）	修正案
<p>第11編 津波防災対策</p> <p>第1章 対策の基本的な考え方 （略）</p> <p>第2章 具体的な取り組み （略）</p> <p>第2節 津波避難体制の整備</p> <p>2 避難対策の整備</p> <p>（1）取組内容</p> <p>区は、区内町丁目の標高をホームページに掲載するほか、沿岸及び河川敷に接する低地部での海拔表示及び津波避難所表示を行い、避難資源の周知を図るとともに、津波浸水予想図などを作成するほか、防災訓練や防災セミナーなど通じて区民への周知を図る。</p> <p>（2）津波避難所施設の指定・協定</p> <p>区は、沿岸及び河川敷に接する低地部に安全かつ迅速に避難できる津波避難施設として、公共施設の指定、また、民間施設の指定・協定の締結を推進する。</p> <p>（略）</p> <p>津波避難所は、昭和56年「新耐震」基準以降の鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の3階以上の建築物を基準として指定を推進する。</p> <p>（3）徒歩避難の原則の周知 （略）</p> <p>3 津波避難施設の確保</p>	<p>第11編 津波防災対策</p> <p>第1章 対策の基本的な考え方 （略）</p> <p>第2章 具体的な取り組み （略）</p> <p>第2節 津波避難体制の整備</p> <p>2 避難対策の整備</p> <p>（1）取組内容</p> <p>区は、区内町丁目の標高をホームページに掲載するほか、沿岸及び河川敷に接する低地部での海拔表示及び津波<u>一時避難施設</u>の表示を行い、避難資源の周知を図るとともに、津波浸水予想図などを作成するほか、防災訓練や防災セミナーなど通じて区民への周知を図る。</p> <p>（2）津波<u>一時</u>避難施設の指定・協定</p> <p>区は、沿岸及び河川敷に接する低地部に安全かつ迅速に避難できる津波<u>一時</u>避難施設として、公共施設の指定、また、民間施設の指定・協定の締結を推進する。</p> <p>（略）</p> <p>津波<u>一時</u>避難施設は、昭和56年「新耐震」基準以降の鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の3階以上の建築物を基準として指定を推進する。</p> <p>（3）徒歩避難の原則の周知 （略）</p> <p>3 津波<u>一時</u>避難施設の確保</p>

現行（令和3年修正）	修正案																				
<p>第3節 情報伝達収集体制の整備 （略）</p>	<p>第3節 情報伝達収集体制の整備 （略）</p>																				
<p>第4節 河川・海岸・<u>港湾</u>施設等の整備</p>	<p>第4節 河川・海岸<u>保全</u>施設等の整備</p>																				
<p>1 対策内容と役割分担＜東京都地域防災計画（<u>平成26</u>年修正）一部引用＞</p>	<p>1 対策内容と役割分担＜東京都地域防災計画（<u>令和元</u>年修正）一部引用＞</p>																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="165 434 362 491">各 機 関</th> <th data-bbox="362 434 1070 491">対 策 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="165 491 362 641">都 建 設 局</td> <td data-bbox="362 491 1070 641">○ 「東部低地帯の河川施設整備計画」に基づき、水門、排水機場、堤防等の河川施設の耐震・耐水対策等を推進する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="165 641 362 976">都 港 湾 局</td> <td data-bbox="362 641 1070 976">○ 「東京港海岸保全施設整備計画」に基づき、防潮堤、水門、排水機場等の海岸保全施設の耐震対策等を<u>促進</u>する。 ○ <u>港湾施設は、物流拠点となるコンテナ埠頭のほか、岸壁、防波堤や護岸等の耐震・耐水対策を行い、岸壁手前には応急復旧時の資機材の保管・荷捌き場として機能する空地を確保する。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="165 976 362 1126">都 下 水 道 局</td> <td data-bbox="362 976 1070 1126">○ 下水道管、ポンプ所の被害に備え、災害時における応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体において必要な資機材の備蓄の協力を依頼。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="165 1126 362 1232">（略）</td> <td data-bbox="362 1126 1070 1232"></td> </tr> </tbody> </table>	各 機 関	対 策 内 容	都 建 設 局	○ 「東部低地帯の河川施設整備計画」に基づき、水門、排水機場、堤防等の河川施設の耐震・耐水対策等を推進する。	都 港 湾 局	○ 「東京港海岸保全施設整備計画」に基づき、防潮堤、水門、排水機場等の海岸保全施設の耐震対策等を <u>促進</u> する。 ○ <u>港湾施設は、物流拠点となるコンテナ埠頭のほか、岸壁、防波堤や護岸等の耐震・耐水対策を行い、岸壁手前には応急復旧時の資機材の保管・荷捌き場として機能する空地を確保する。</u>	都 下 水 道 局	○ 下水道管、ポンプ所の被害に備え、災害時における応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体において必要な資機材の備蓄の協力を依頼。	（略）		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1169 434 1366 491">各 機 関</th> <th data-bbox="1366 434 2074 491">対 策 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1169 491 1366 641">都 建 設 局</td> <td data-bbox="1366 491 2074 641">○ 「東部低地帯の河川施設整備計画」に基づき、水門、排水機場、堤防などの河川施設の耐震・耐水対策等を推進。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 641 1366 791">都 港 湾 局</td> <td data-bbox="1366 641 2074 791">○ 「東京港海岸保全施設整備計画」に基づき、防潮堤、水門、排水機場等の海岸保全施設の耐震・<u>耐水</u>対策等を<u>推進</u>する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 791 1366 1126">都 下 水 道 局</td> <td data-bbox="1366 791 2074 1126">○ 下水道管、ポンプ所の被害に備え、災害時における応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体において必要な資機材の備蓄の協力を依頼。 ○ <u>下水道管や水再生センター、ポンプ所の被害に備え、災害時における応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体において必要な資機材を整備しておくよう協力を依頼</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 1126 1366 1232">（略）</td> <td data-bbox="1366 1126 2074 1232"></td> </tr> </tbody> </table>	各 機 関	対 策 内 容	都 建 設 局	○ 「東部低地帯の河川施設整備計画」に基づき、水門、排水機場、堤防などの河川施設の耐震・耐水対策等を推進。	都 港 湾 局	○ 「東京港海岸保全施設整備計画」に基づき、防潮堤、水門、排水機場等の海岸保全施設の耐震・ <u>耐水</u> 対策等を <u>推進</u> する。	都 下 水 道 局	○ 下水道管、ポンプ所の被害に備え、災害時における応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体において必要な資機材の備蓄の協力を依頼。 ○ <u>下水道管や水再生センター、ポンプ所の被害に備え、災害時における応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体において必要な資機材を整備しておくよう協力を依頼</u>	（略）	
各 機 関	対 策 内 容																				
都 建 設 局	○ 「東部低地帯の河川施設整備計画」に基づき、水門、排水機場、堤防等の河川施設の耐震・耐水対策等を推進する。																				
都 港 湾 局	○ 「東京港海岸保全施設整備計画」に基づき、防潮堤、水門、排水機場等の海岸保全施設の耐震対策等を <u>促進</u> する。 ○ <u>港湾施設は、物流拠点となるコンテナ埠頭のほか、岸壁、防波堤や護岸等の耐震・耐水対策を行い、岸壁手前には応急復旧時の資機材の保管・荷捌き場として機能する空地を確保する。</u>																				
都 下 水 道 局	○ 下水道管、ポンプ所の被害に備え、災害時における応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体において必要な資機材の備蓄の協力を依頼。																				
（略）																					
各 機 関	対 策 内 容																				
都 建 設 局	○ 「東部低地帯の河川施設整備計画」に基づき、水門、排水機場、堤防などの河川施設の耐震・耐水対策等を推進。																				
都 港 湾 局	○ 「東京港海岸保全施設整備計画」に基づき、防潮堤、水門、排水機場等の海岸保全施設の耐震・ <u>耐水</u> 対策等を <u>推進</u> する。																				
都 下 水 道 局	○ 下水道管、ポンプ所の被害に備え、災害時における応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体において必要な資機材の備蓄の協力を依頼。 ○ <u>下水道管や水再生センター、ポンプ所の被害に備え、災害時における応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体において必要な資機材を整備しておくよう協力を依頼</u>																				
（略）																					

現行（令和3年修正）	修正案
<p>応急対策</p> <p>第1節 迅速的確な情報収集伝達の実施 （略）</p> <p>（3）区民への津波情報等の発表・伝達 区民への津波情報等の発表・伝達にあたっては、次のことに留意して行うものとする。</p> <p>ア 区民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模及び避難指示（<u>緊急</u>）等の対象となる地域に伝達する。その際、災害を具体的にイメージできるような表現を用いるなど、区民等が即座に避難行動に取り掛かることができるよう工夫するものとする。 （略）</p> <p>エ 走行中の車両、運行中の列車、船舶、行楽客、観光客、外国人等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、デジタルサイネージ、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話等あらゆる伝達手段の活用を図り、都及び放送事業者と連携し情報の伝達に努めるものとする。 （略）</p> <p>第2節 適切な避難<u>勧告</u>・指示の発令と安全な避難誘導</p> <p>1 区民等の避難行動 （略）</p> <p>2 避難指示（<u>緊急</u>）等の判断基準 津波は、津波高が低くても、強い流れにより命を脅かされる可能性があるため、津波警報や注意報が発表された場合、直ちに避難行動を取る必要がある。また、震源が沿岸に近い場合、津波到達までの時間が短いことから、沿岸部で強い揺れを感じた者は、津波警報等や避難指示（<u>緊</u></p>	<p>応急対策</p> <p>第1節 迅速的確な情報収集伝達の実施 （略）</p> <p>（3）区民への津波情報等の発表・伝達 区民への津波情報等の発表・伝達にあたっては、次のことに留意して行うものとする。</p> <p>ア 区民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模及び避難指示等の対象となる地域に伝達する。その際、災害を具体的にイメージできるような表現を用いるなど、区民等が即座に避難行動に取り掛かることができるよう工夫するものとする。 （略）</p> <p>エ 走行中の車両、運行中の列車、船舶、行楽客、観光客、外国人等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、<u>防災アプリ</u>、デジタルサイネージ、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話等あらゆる伝達手段の活用を図り、都及び放送事業者と連携し情報の伝達に努めるものとする。 （略）</p> <p>第2節 適切な避難指示の発令と安全な避難誘導</p> <p>1 区民等の避難行動 （略）</p> <p>2 避難指示等の判断基準 津波は、津波高が低くても、強い流れにより命を脅かされる可能性があるため、津波警報や注意報が発表された場合、直ちに避難行動を取る必要がある。また、震源が沿岸に近い場合、津波到達までの時間が短いことから、沿岸部で強い揺れを感じた者は、津波警報等や避難指示を待たずに、</p>

現行（令和3年修正）	修正案																
<p><u>急</u>を待たずに、各自が自主的かつ速やかに避難行動をとる必要がある。</p> <p>大田区の津波による浸水が、水門施設の開放時に一部の区域に発生する想定である。気象庁が発表する警報・注意報に基づき、即座に「避難指示 <u>（緊急）</u>」を発令する（基本的に「<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>」、「<u>避難勧告</u>」は発令しない。）。水門監視カメラなどで水門が閉鎖していることが確認できた場合においても、浸水想定区域には警戒を要する指示が必要である。</p> <p>（表略）</p>	<p>各自が自主的かつ速やかに避難行動をとる必要がある。</p> <p>大田区の津波による浸水が、水門施設の開放時に一部の区域に発生する想定である。気象庁が発表する警報・注意報に基づき、即座に「避難指示」を発令する（基本的に「高齢者等避難」は発令しない。）。水門監視カメラなどで水門が閉鎖していることが確認できた場合においても、浸水想定区域には警戒を要する指示が必要である。</p> <p>（表略）</p>																
<p>3 避難誘導態勢</p> <p>(1) 対策内容と役割分担</p> <table border="1" data-bbox="199 820 1030 1316"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>対 策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消 防 署</td> <td> 1 避難指示が出された場合には、関係消防署長は、津波の規模、<u>来襲</u>の状況及び消防部隊の運用状況を勘案し、必要な情報を区・関係機関に通報するとともに住民に広報し周知徹底を図る。 2 避難が開始された場合は、消防団員と協力して避難誘導にあたる。 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	対 策	(略)		消 防 署	1 避難指示が出された場合には、関係消防署長は、津波の規模、 <u>来襲</u> の状況及び消防部隊の運用状況を勘案し、必要な情報を区・関係機関に通報するとともに住民に広報し周知徹底を図る。 2 避難が開始された場合は、消防団員と協力して避難誘導にあたる。	(略)		<p>3 避難誘導態勢</p> <p>(1) 対策内容と役割分担</p> <table border="1" data-bbox="1189 820 2020 1316"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>対 策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消 防 署</td> <td> 1 避難指示が出された場合には、関係消防署長は、津波の規模、<u>襲来</u>の状況及び消防部隊の運用状況を勘案し、必要な情報を区・関係機関に通報するとともに住民に広報し周知徹底を図る。 2 避難が開始された場合は、消防団員<u>や関係機関</u>と協力して避難誘導に当たる。 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	対 策	(略)		消 防 署	1 避難指示が出された場合には、関係消防署長は、津波の規模、 <u>襲来</u> の状況及び消防部隊の運用状況を勘案し、必要な情報を区・関係機関に通報するとともに住民に広報し周知徹底を図る。 2 避難が開始された場合は、消防団員 <u>や関係機関</u> と協力して避難誘導に当たる。	(略)	
機 関 名	対 策																
(略)																	
消 防 署	1 避難指示が出された場合には、関係消防署長は、津波の規模、 <u>来襲</u> の状況及び消防部隊の運用状況を勘案し、必要な情報を区・関係機関に通報するとともに住民に広報し周知徹底を図る。 2 避難が開始された場合は、消防団員と協力して避難誘導にあたる。																
(略)																	
機 関 名	対 策																
(略)																	
消 防 署	1 避難指示が出された場合には、関係消防署長は、津波の規模、 <u>襲来</u> の状況及び消防部隊の運用状況を勘案し、必要な情報を区・関係機関に通報するとともに住民に広報し周知徹底を図る。 2 避難が開始された場合は、消防団員 <u>や関係機関</u> と協力して避難誘導に当たる。																
(略)																	

現行（令和3年修正）		修正案																			
<p>4 船舶の避難</p> <p>(1) 対策内容と役割分担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>対 策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京海上保安部</td> <td> <p>港内外にある船舶に対して、次の分類により必要な命令又は勧告等を行う。</p> <p>1 <u>港内にある、又は入港しようとする船舶に対して、港外又は湾外の安全な場所へ避難すること。避難できない船舶等は、係留索の強化等必要な安全措置を応じるよう命令・勧告する。</u></p> <p>2 危険物荷役中の船舶に対する作業の中止等の命令又は勧告する。</p> <p>3 避難誘導に当たっては、船舶交通が輻輳する海域に巡視船艇を配置して船舶交通の整理指導を行う。</p> </td> </tr> </tbody> </table>		機 関 名	対 策	東京海上保安部	<p>港内外にある船舶に対して、次の分類により必要な命令又は勧告等を行う。</p> <p>1 <u>港内にある、又は入港しようとする船舶に対して、港外又は湾外の安全な場所へ避難すること。避難できない船舶等は、係留索の強化等必要な安全措置を応じるよう命令・勧告する。</u></p> <p>2 危険物荷役中の船舶に対する作業の中止等の命令又は勧告する。</p> <p>3 避難誘導に当たっては、船舶交通が輻輳する海域に巡視船艇を配置して船舶交通の整理指導を行う。</p>	<p>4 船舶の避難</p> <p>(1) 対策内容と役割分担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>対 策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京海上保安部</td> <td> <p>港内外にある船舶に対して、次の分類により必要な命令又は勧告等を行う。</p> <p>1 <u>港内又は港の境界付近にある船舶に対して、必要な命令又は勧告等を行う。</u></p> <p>2 危険物荷役中の船舶に対する作業の中止等の命令又は勧告する。</p> <p>3 避難誘導に当たっては、船舶交通が輻輳する海域に巡視船艇を配置して船舶交通の整理指導を行う。</p> </td> </tr> </tbody> </table>		機 関 名	対 策	東京海上保安部	<p>港内外にある船舶に対して、次の分類により必要な命令又は勧告等を行う。</p> <p>1 <u>港内又は港の境界付近にある船舶に対して、必要な命令又は勧告等を行う。</u></p> <p>2 危険物荷役中の船舶に対する作業の中止等の命令又は勧告する。</p> <p>3 避難誘導に当たっては、船舶交通が輻輳する海域に巡視船艇を配置して船舶交通の整理指導を行う。</p>										
機 関 名	対 策																				
東京海上保安部	<p>港内外にある船舶に対して、次の分類により必要な命令又は勧告等を行う。</p> <p>1 <u>港内にある、又は入港しようとする船舶に対して、港外又は湾外の安全な場所へ避難すること。避難できない船舶等は、係留索の強化等必要な安全措置を応じるよう命令・勧告する。</u></p> <p>2 危険物荷役中の船舶に対する作業の中止等の命令又は勧告する。</p> <p>3 避難誘導に当たっては、船舶交通が輻輳する海域に巡視船艇を配置して船舶交通の整理指導を行う。</p>																				
機 関 名	対 策																				
東京海上保安部	<p>港内外にある船舶に対して、次の分類により必要な命令又は勧告等を行う。</p> <p>1 <u>港内又は港の境界付近にある船舶に対して、必要な命令又は勧告等を行う。</u></p> <p>2 危険物荷役中の船舶に対する作業の中止等の命令又は勧告する。</p> <p>3 避難誘導に当たっては、船舶交通が輻輳する海域に巡視船艇を配置して船舶交通の整理指導を行う。</p>																				
<p>第3節 発災時の迅速・的確な水防活動</p> <p>(略)</p> <p>2 水門等閉鎖の実施</p> <p>(1) 沿岸及び河川の水門等施設の現況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> <th>管 理 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内川水門</td> <td>大田区大森東 3-28</td> <td>東京都建設局 (区受託：地域基盤整備第一課)</td> </tr> <tr> <td>六郷水門</td> <td>大田区南六郷 2-35</td> <td>国土交通省 京浜河川事務所 (区受託：地域基盤整備第二</td> </tr> </tbody> </table>		名 称	所 在 地	管 理 者	内川水門	大田区大森東 3-28	東京都建設局 (区受託：地域基盤整備第一課)	六郷水門	大田区南六郷 2-35	国土交通省 京浜河川事務所 (区受託：地域基盤整備第二	<p>第3節 発災時の迅速・的確な水防活動</p> <p>(略)</p> <p>2 水門等閉鎖の実施</p> <p>(1) 沿岸及び河川の水門等施設の現況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> <th>管 理 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内川水門</td> <td>大田区大森東 3-28</td> <td>東京都建設局 (区受託：地域基盤整備第一課)</td> </tr> <tr> <td>六郷水門</td> <td>大田区南六郷 2-35</td> <td>国土交通省 京浜河川事務所 (区受託：地域基盤整備第二</td> </tr> </tbody> </table>		名 称	所 在 地	管 理 者	内川水門	大田区大森東 3-28	東京都建設局 (区受託：地域基盤整備第一課)	六郷水門	大田区南六郷 2-35	国土交通省 京浜河川事務所 (区受託：地域基盤整備第二
名 称	所 在 地	管 理 者																			
内川水門	大田区大森東 3-28	東京都建設局 (区受託：地域基盤整備第一課)																			
六郷水門	大田区南六郷 2-35	国土交通省 京浜河川事務所 (区受託：地域基盤整備第二																			
名 称	所 在 地	管 理 者																			
内川水門	大田区大森東 3-28	東京都建設局 (区受託：地域基盤整備第一課)																			
六郷水門	大田区南六郷 2-35	国土交通省 京浜河川事務所 (区受託：地域基盤整備第二																			

【本編】第2部 震災予防・応急・復旧計画

現行（令和3年修正）			修正案		
		課)			課)
<u>貴船水門</u> ※1	<u>大田区大森東 5-14</u>	<u>東京都港湾局</u> <u>東京港建設事務所高潮対策</u> <u>センター</u>	陸 ころ	大田区東糀谷 6-4	東京都港湾局 東京港建設事務所高潮対策 センター
<u>呑川水門</u> ※1	<u>大田区大森東 5-37</u>	<u>東京都港湾局</u> <u>東京港建設事務所高潮対策</u> <u>センター</u>	羽田第1 水門※2	大田区羽田 6-33	国土交通省 京浜河川事務 所
陸 ころ ※1	大田区東糀谷 6-4	東京都港湾局 東京港建設事務所高潮対策 センター	羽田第2 水門※2	大田区羽田 2-30	国土交通省 京浜河川事務 所
<u>北前堀水</u> <u>門</u> ※1	<u>大田区東糀谷 6-7</u>	<u>東京都港湾局</u> <u>東京港建設事務所高潮対策</u> <u>センター</u>			
<u>南前堀水</u> <u>門</u> ※1	<u>大田区東糀谷 6-10</u>	<u>東京都港湾局</u> <u>東京港建設事務所高潮対策</u> <u>センター</u>			
羽田第1 水門※2	大田区羽田 6-33	国土交通省 京浜河川事務 所			
羽田第2 水門※2	大田区羽田 2-30	国土交通省 京浜河川事務 所			

現行（令和3年修正）	修正案
<p>第12編 放射性物質対策</p> <p>第1章 対策の基本的な考え方 (略)</p> <p>第2章 具体的な取り組み (略)</p> <p>予防対策</p> <p>第1節 災害予防対策の考え方 (略)</p> <p>第2節 放射性物質対策の体制整備 (略)</p> <p>第3節 放射性物質に関する情報提供 (略)</p> <p>第4節 放射線等使用施設の安全化</p> <p>1 保安対策の実施</p> <p>(1) 対策内容と役割分担</p> <p>放射線等使用施設については、国(原子力規制委員会)が、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づき、RI(ラジオ・アイソトープ)※の使用、販売、廃棄等に関する安全体制を整備するとともに、立入検査の実施による安全確保の強化、平常時はもとより震災時においても監視体制がとれるよう各種の安全予防対策を講じる。</p> <p>(略)</p>	<p>第12編 放射性物質対策</p> <p>第1章 対策の基本的な考え方 (略)</p> <p>第2章 具体的な取り組み (略)</p> <p>予防対策</p> <p>第1節 災害予防対策の考え方 (略)</p> <p>第2節 放射性物質対策の体制整備 (略)</p> <p>第3節 放射性物質に関する情報提供 (略)</p> <p>第4節 放射線等使用施設の安全化</p> <p>1 保安対策の実施</p> <p>(1) 対策内容と役割分担</p> <p>放射線等使用施設については、国(原子力規制委員会)が、「放射性同位元素等の規制に関する法律」に基づき、RI(ラジオ・アイソトープ)※の使用、販売、廃棄等に関する安全体制を整備するとともに、立入検査の実施による安全確保の強化、平常時はもとより震災時においても監視体制がとれるよう各種の安全予防対策を講じる。</p> <p>(略)</p>

現行（令和3年修正）	修正案												
<p>応急対策</p> <p>第1節 災害応急対策の考え方 （略）</p> <p>第2節 放射性物質災害応急対策 （略）</p> <p>第3節 区民への情報提供の実施 （略）</p> <p>第4節 放射線等使用施設等の応急措置</p> <p>1 放射線等使用施設等における事故</p> <p>（1）対策内容と役割分担</p> <p>放射線同位元素使用者等は、放射性同位元素又は放射線発生装置に関し、放射線障害が発生するおそれがある場合、又は放射線障害が発生した場合においては、「<u>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律</u>」に基づいて定められた基準に従い、都と連携し、直ちに応急の措置を講ずる。</p> <table border="1" data-bbox="210 911 1025 1385"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>対 応 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>区</td> <td> 事故時には必要に応じ、次の措置を行う。 ア 住民に対する避難の<u>勧告又は指示</u> イ 住民の避難誘導 ウ 避難所の開設 エ 避難住民の保護 オ 情報提供 カ 関係機関との連絡 </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	対 応 措 置	（略）		区	事故時には必要に応じ、次の措置を行う。 ア 住民に対する避難の <u>勧告又は指示</u> イ 住民の避難誘導 ウ 避難所の開設 エ 避難住民の保護 オ 情報提供 カ 関係機関との連絡	<p>応急対策</p> <p>第1節 災害応急対策の考え方 （略）</p> <p>第2節 放射性物質災害応急対策 （略）</p> <p>第3節 区民への情報提供の実施 （略）</p> <p>第4節 放射線等使用施設等の応急措置</p> <p>1 放射線等使用施設等における事故</p> <p>（1）対策内容と役割分担</p> <p>放射線同位元素使用者等は、放射性同位元素又は放射線発生装置に関し、放射線障害が発生するおそれがある場合、又は放射線障害が発生した場合においては、「<u>放射性同位元素等の規制に関する法律</u>」に基づいて定められた基準に従い、都と連携し、直ちに応急の措置を講ずる。</p> <table border="1" data-bbox="1200 900 2042 1422"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>対 応 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>区</td> <td> <u>関係機関との連携を密にし、</u>事故時には必要に応じ、次の措置を行う。 ア 住民に対する避難の指示 イ 住民の避難誘導 ウ 避難所の開設 エ 避難住民の保護 オ 情報提供 カ 関係機関との連絡 </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	対 応 措 置	（略）		区	<u>関係機関との連携を密にし、</u> 事故時には必要に応じ、次の措置を行う。 ア 住民に対する避難の指示 イ 住民の避難誘導 ウ 避難所の開設 エ 避難住民の保護 オ 情報提供 カ 関係機関との連絡
機 関 名	対 応 措 置												
（略）													
区	事故時には必要に応じ、次の措置を行う。 ア 住民に対する避難の <u>勧告又は指示</u> イ 住民の避難誘導 ウ 避難所の開設 エ 避難住民の保護 オ 情報提供 カ 関係機関との連絡												
機 関 名	対 応 措 置												
（略）													
区	<u>関係機関との連携を密にし、</u> 事故時には必要に応じ、次の措置を行う。 ア 住民に対する避難の指示 イ 住民の避難誘導 ウ 避難所の開設 エ 避難住民の保護 オ 情報提供 カ 関係機関との連絡												

現行（令和3年修正）	修正案																
<p>2 核燃料物質等運搬中の事故</p> <p>(1) 対策内容と役割分担</p> <p>核燃料物質の輸送中に、万一事故が発生した場合のため、国の関係省庁からなる「放射性物質安全輸送連絡会」（昭和58年11月10日設置）において安全対策を講じる。</p> <table border="1" data-bbox="197 485 1039 1417"> <thead> <tr> <th>機 関</th> <th>対 応 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第三管区海上保安本部（東京海上保安部）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事故の通報を受けた場合は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じ、原子力事業者と協力して、現場海域への立入制限、人命救助等に関する<u>必要な措置を実施する。</u> ○ 海上におけるモニタリングに関し、都知事から第三管区海上保安本部長に対し、要請が行われたときは、巡視船艇等を出動させ、現地に動員されたモニタリング要員及び機材を搭載し、モニタリングのための海上行動に関し、必要な支援をする。 </td> </tr> <tr> <td>区</td> <td> <p>関係機関と連携を密にし、事故時には必要に応じ、次の措置を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 住民に対する避難の<u>勧告又は</u>指示 イ 住民の避難誘導 ウ 避難所の開設 エ 避難住民の保護 オ 情報提供 カ 関係機関との連絡 </td> </tr> </tbody> </table>	機 関	対 応 措 置	(略)		第三管区海上保安本部（東京海上保安部）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事故の通報を受けた場合は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じ、原子力事業者と協力して、現場海域への立入制限、人命救助等に関する<u>必要な措置を実施する。</u> ○ 海上におけるモニタリングに関し、都知事から第三管区海上保安本部長に対し、要請が行われたときは、巡視船艇等を出動させ、現地に動員されたモニタリング要員及び機材を搭載し、モニタリングのための海上行動に関し、必要な支援をする。 	区	<p>関係機関と連携を密にし、事故時には必要に応じ、次の措置を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 住民に対する避難の<u>勧告又は</u>指示 イ 住民の避難誘導 ウ 避難所の開設 エ 避難住民の保護 オ 情報提供 カ 関係機関との連絡 	<p>2 核燃料物質等運搬中の事故</p> <p>(1) 対策内容と役割分担</p> <p>核燃料物質の輸送中に、万一事故が発生した場合のため、国の関係省庁からなる「放射性物質安全輸送連絡会」（昭和58年11月10日設置）において安全対策を講じる。</p> <table border="1" data-bbox="1187 485 2051 1417"> <thead> <tr> <th>機 関</th> <th>対 応 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第三管区海上保安本部（東京海上保安部）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事故の通報を受けた場合は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じ、原子力事業者と協力して、現場海域への立入制限、人命救助等に関する<u>措置を実施するために必要な体制を整備する。</u> ○ 海上におけるモニタリングに関し、都知事から第三管区海上保安本部長に対し、要請が行われたときは、巡視船艇等を出動させ、現地に動員されたモニタリング要員及び機材を搭載し、モニタリングのための海上行動に関し、必要な支援をする。 </td> </tr> <tr> <td>区</td> <td> <p>関係機関と連携を密にし、事故時には必要に応じ、次の措置を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 住民に対する避難の指示 イ 住民の避難誘導 ウ 避難所の開設 エ 避難住民の保護 オ 情報提供 カ 関係機関との連絡 </td> </tr> </tbody> </table>	機 関	対 応 措 置	(略)		第三管区海上保安本部（東京海上保安部）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事故の通報を受けた場合は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じ、原子力事業者と協力して、現場海域への立入制限、人命救助等に関する<u>措置を実施するために必要な体制を整備する。</u> ○ 海上におけるモニタリングに関し、都知事から第三管区海上保安本部長に対し、要請が行われたときは、巡視船艇等を出動させ、現地に動員されたモニタリング要員及び機材を搭載し、モニタリングのための海上行動に関し、必要な支援をする。 	区	<p>関係機関と連携を密にし、事故時には必要に応じ、次の措置を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 住民に対する避難の指示 イ 住民の避難誘導 ウ 避難所の開設 エ 避難住民の保護 オ 情報提供 カ 関係機関との連絡
機 関	対 応 措 置																
(略)																	
第三管区海上保安本部（東京海上保安部）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事故の通報を受けた場合は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じ、原子力事業者と協力して、現場海域への立入制限、人命救助等に関する<u>必要な措置を実施する。</u> ○ 海上におけるモニタリングに関し、都知事から第三管区海上保安本部長に対し、要請が行われたときは、巡視船艇等を出動させ、現地に動員されたモニタリング要員及び機材を搭載し、モニタリングのための海上行動に関し、必要な支援をする。 																
区	<p>関係機関と連携を密にし、事故時には必要に応じ、次の措置を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 住民に対する避難の<u>勧告又は</u>指示 イ 住民の避難誘導 ウ 避難所の開設 エ 避難住民の保護 オ 情報提供 カ 関係機関との連絡 																
機 関	対 応 措 置																
(略)																	
第三管区海上保安本部（東京海上保安部）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事故の通報を受けた場合は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じ、原子力事業者と協力して、現場海域への立入制限、人命救助等に関する<u>措置を実施するために必要な体制を整備する。</u> ○ 海上におけるモニタリングに関し、都知事から第三管区海上保安本部長に対し、要請が行われたときは、巡視船艇等を出動させ、現地に動員されたモニタリング要員及び機材を搭載し、モニタリングのための海上行動に関し、必要な支援をする。 																
区	<p>関係機関と連携を密にし、事故時には必要に応じ、次の措置を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 住民に対する避難の指示 イ 住民の避難誘導 ウ 避難所の開設 エ 避難住民の保護 オ 情報提供 カ 関係機関との連絡 																

【本編】第2部 震災予防・応急・復旧計画

現行（令和3年修正）	修正案
<p>(2) 業務手順(核燃料物質等運搬中事故時の連絡体制)</p> <p><u>(表略)</u></p>	<p>(2) 業務手順(核燃料物質等運搬中事故時の連絡体制)</p> <p><u>(別紙9のとおり)</u></p>

現行（令和3年修正）	修正案
<p>第13編 区民生活の早期再建（生活再建、がれき処理、遺体の取扱いなど）</p> <p>第1章 対策の基本的な考え方</p> <p>（略）</p> <p>○ 課題</p> <p>（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>○ 対策の方向性</p> <p>（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>第2章 具体的な取り組み</p> <p>予防対策</p> <p>第1節 生活再建のための事前対策</p> <p>（略）</p> <p>ア 住家被害認定調査及びり災証明書交付実施<u>マニュアル</u></p> <p>被災者生活再建支援システムを利用した、住家被害認定調査及びり災証明書の交付に係る<u>マニュアル</u>を作成した。</p> <p>イ 住家被害認定調査及びり災証明書発行の研修</p> <p>「住家被害認定調査及びり災証明書交付実施<u>マニュアル</u>」に基づき、関係各所において研修を実施する。</p> <p>ウ 被災者生活再建支援システムの利用</p> <p>平成26年度に東京都が推奨するり災証明書の調査発行をはじめとする被災者の生活再建を支援するシステムである「被災者生活再建支援システム」を導入した。また、令和3年度には同システムに係る「建物被害認定調査モバイルシステム」を導入<u>する</u>。これらを用いて住家被害認定調査及びり災証明書の発行を行う。</p>	<p>第13編 区民生活の早期再建（生活再建、がれき処理、遺体の取扱いなど）</p> <p>第1章 対策の基本的な考え方</p> <p>（略）</p> <p>○ 課題</p> <p>（略）</p> <p><u>・ 災害廃棄物の仮置場候補地をあらかじめ選定しておく必要がある。</u></p> <p>○ 対策の方向性</p> <p>（略）</p> <p><u>・ 災害廃棄物の仮置場候補に係る調査・分析</u></p> <p>第2章 具体的な取り組み</p> <p>予防対策</p> <p>第1節 生活再建のための事前対策</p> <p>（略）</p> <p>ア 住家被害認定調査及びり災証明書交付実施<u>手順書</u></p> <p>被災者生活再建支援システムを利用した、住家被害認定調査及びり災証明書の交付に係る<u>手順書</u>を作成した。</p> <p>イ 住家被害認定調査及びり災証明書発行の研修</p> <p>「住家被害認定調査及びり災証明書交付実施<u>手順書</u>」に基づき、関係各所において研修を実施する。</p> <p>ウ 被災者生活再建支援システムの利用</p> <p>平成26年度に東京都が推奨するり災証明書の調査発行をはじめとする被災者の生活再建を支援するシステムである「被災者生活再建支援システム」を導入した。また、令和3年度には同システムに係る「建物被害認定調査モバイルシステム」を導入<u>した</u>。これらを用いて住家被害認定調査及びり災証明書の発行を行う。</p>

【本編】第2部 震災予防・応急・復旧計画

現行（令和3年修正）	修正案
<p>(略)</p> <p>第2節 トイレの確保及びし尿処理</p> <p>(略)</p> <p>第3節 ごみ処理、がれき処理</p> <p>(略)</p> <p>応急対策(発災直後から72時間まで)</p> <p>第1節 生活再建のための応急対策</p> <p>(略)</p> <p>復旧対策(72時間以降)</p> <p>第1節 生活再建のための復旧対策</p> <p>(略)</p> <p>1 住家被害認定調査等</p> <p>(1) 住家被害認定調査</p> <p>ア 基本的な考え方</p> <p>(略)</p> <p>また、令和3年度には同システムに係る「建物被害認定調査モバイルシステム」を<u>導入する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第2節 トイレの確保及びし尿処理</p> <p>(略)</p> <p>第3節 ごみ処理、がれき処理</p> <p>(略)</p> <p>応急対策(発災直後から72時間まで)</p> <p>第1節 生活再建のための応急対策</p> <p>(略)</p> <p>復旧対策(72時間以降)</p> <p>第1節 生活再建のための復旧対策</p> <p>(略)</p> <p>1 住家被害認定調査等</p> <p>(1) 住家被害認定調査</p> <p>ア 基本的な考え方</p> <p>(略)</p> <p>また、令和3年度には同システムに係る「建物被害認定調査モバイルシステム」を<u>導入し、利用に係る体制整備を行う。</u></p> <p>(略)</p>

【本編】第2部 震災予防・応急・復旧計画

現行（令和3年修正）	修正案
<p>2 り災証明書の発行、応急仮設住宅の確保等</p> <p>(2) 一般被災住宅の応急修理</p> <p>ウ 修理の方法</p> <p>(ア) 修理</p> <p>区と協定を締結している建設関係団体又は都が作成する応急修理業者のリストに基づき区が指定した業者が、居室、炊事場、トイレ等生活上欠かすことのできない部分の修理を行う。</p> <p>(ウ) 応急修理の期間</p> <p>原則として、災害発生の日から<u>1カ月以内</u>3カ月以内（災害対策基本法23条の3第1項に規定する特定災害対策本部又は同法28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害では6カ月以内）に完了する。</p> <p>3 被災者の生活確保、義援金品の配分等</p> <p>(略)</p> <p>(4) 各種資金の貸付</p> <p>(略)</p> <p>イ 社会福祉協議会の貸付</p> <p>(ア) 生活福祉資金(福祉資金)</p> <p><u>低所得世帯のうち、他から融資を受けることのできない者で、この資金の貸付を受けることによって、災害による困窮から自立更生のできる世帯に貸し付ける。</u></p> <p>第2節 トイレの確保及びし尿処理関係</p> <p>(略)</p>	<p>2 り災証明書の発行、応急仮設住宅の確保等</p> <p>(2) 一般被災住宅の応急修理</p> <p>ウ 修理の方法</p> <p>(ア) 修理</p> <p>区と協定を締結している建設関係団体又は都が作成する応急修理業者のリストに基づき区が指定した業者<u>等</u>が、居室、炊事場、トイレ等生活上欠かすことのできない部分の修理を行う。</p> <p>(ウ) 応急修理の期間</p> <p>原則として、災害発生の日から3カ月以内（災害対策基本法23条の3第1項に規定する特定災害対策本部又は同法28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害では6カ月以内）に完了する。</p> <p>3 被災者の生活確保、義援金品の配分等</p> <p>(略)</p> <p>(4) 各種資金の貸付</p> <p>(略)</p> <p>イ 社会福祉協議会の貸付</p> <p>(ア) 生活福祉資金(福祉資金)</p> <p><u>低所得世帯対象。災害を受けたことにより臨時に必要となる経費の貸付。災害援護資金が優先制度となる。</u></p> <p>第2節 トイレの確保及びし尿処理関係</p> <p>(略)</p>

現行（令和3年修正）	修正案
<p>第3節 ごみ処理、がれき処理</p> <p>1 迅速なごみ処理の実施</p> <p>（略）</p> <p>（2）ごみの収集・運搬・処理計画</p> <p>ア 災害時発生ごみ量</p> <p>（略）</p> <p>（イ）一方、壊れた家具等の家財ごみ(粗大ごみ)は災害発生後急激に大量に排出(最大月平常時の約5倍)される状況が3か月程度続き、その後も数か月は平常時をかなり超える量(平常時の平均約1.5倍)が排出されている。この過去に発生した災害の実態を踏まえて、災害発生後の区全体の排出ごみ量を次のとおり推定する。</p> <p>a 可燃・不燃ごみ 発災後3か月間 約<u>32,000</u>トン 年間約<u>124,000</u>トン</p> <p>b 粗大ごみ 発災後3か月間 約<u>3,000</u>トン 年間約<u>6,200</u>トン</p> <p>（略）</p>	<p>第3節 ごみ処理、がれき処理</p> <p>1 迅速なごみ処理の実施</p> <p>（略）<u>また、災害時のごみの出し方が異なることについて、平時から区民への浸透を図るとともに、発災時には、実際の被害の状況等を踏まえ、迅速かつ正確に区民に伝わるよう周知を行う。</u></p> <p>（2）ごみの収集・運搬・処理計画</p> <p>ア 災害時発生ごみ量</p> <p>（略）</p> <p>（イ）一方、壊れた家具等の家財ごみ(粗大ごみ)は災害発生後急激に大量に排出(最大月平常時の約5倍)される状況が3か月程度続き、その後も数か月は平常時をかなり超える量(平常時の平均約1.5倍)が排出されている。この過去に発生した災害の実態を踏まえて、災害発生後の区全体の排出ごみ量を次のとおり推定する。</p> <p>a 可燃・不燃ごみ 発災後3か月間 約<u>33,900</u>トン 年間約<u>124,800</u>トン</p> <p>b 粗大ごみ 発災後3か月間 約<u>5,200</u>トン 年間約<u>10,600</u>トン</p> <p>（略）</p>
<p>第4節 行方不明者の捜索・遺体の検視・検案・身元確認等</p> <p>（略）</p>	<p>第4節 行方不明者の捜索・遺体の検視・検案・身元確認等</p> <p>（略）</p>
<p>第5節 応急教育の実施</p> <p>1 応急教育の実施</p> <p>（略）</p>	<p>第5節 応急教育の実施</p> <p>1 応急教育の実施</p> <p>（略）</p>

【本編】第2部 震災予防・応急・復旧計画

現行（令和3年修正）	修正案
<p>エ 応急教育の実施</p> <p>（ア）自校で応急教育が実施できる場合</p> <p>（略）</p> <ul style="list-style-type: none">教科書、教材をそう失した児童・生徒がいる場合は、同級児童・生徒の助け合いにより応急教育を実施するよう <u>担任教職員</u> を指導する。 <p>（略）</p>	<p>エ 応急教育の実施</p> <p>（ア）自校で応急教育が実施できる場合</p> <p>（略）</p> <ul style="list-style-type: none">教科書、教材をそう失した児童・生徒がいる場合は、同級児童・生徒の助け合いにより応急教育を実施するよう <u>学級担任教師</u> を指導する。 <p>（略）</p>

現行（令和3年修正）	修正案
<p>平成23年の東日本大震災は、1000年に一度ともいわれる想定を超える災害でわが国に未曾有の被害をもたらした。こうしたことから、平成24年4月には、東京都においても「<u>新たな被害想定</u>」を発表し、大田区の被害は23区で最大となると想定している。</p> <p>（略）</p> <p>第1章 復興の基本的な考え方</p> <p>（略）</p> <p>2 都市復興</p> <p>震災後の<u>まち</u>づくりは、復旧と復興に大別される。</p> <p>復旧は、市街地形態と道路・鉄道・公園・ライフライン等の都市施設をほぼ従前の状態に回復することであるのに対し、復興は、特に大きな被害を受けた地域のみならず、都市全体の防災性の向上を目指し、都市基盤の向上や良好な市街地の形成を図り、「被災を繰り返さない都市づくり」を行うものである。</p> <p>また、<u>まち</u>の復興をスムーズに進めるためには、阪神淡路大震災でも立証されたように、平常時から地域力を担う自治会・町会、事業者、団体、NPO等の方々が、<u>まち</u>づくりや復興に関心をもつよう醸成することが非常に重要である。</p> <p>減災を進める上で、事前復興の考え方も取り入れながら、都市復興の取り組みを進めていく必要がある。</p>	<p>平成23年の東日本大震災は、1000年に一度ともいわれる想定を超える災害でわが国に未曾有の被害をもたらした。こうしたことから、平成24年4月には、東京都においても「<u>首都直下地震等による東京の被害想定</u>」を発表し、大田区の被害は23区で最大となると想定している。</p> <p>（略）</p> <p>第1章 復興の基本的な考え方</p> <p>（略）</p> <p>2 都市復興</p> <p>震災後の<u>都市</u>づくりは、復旧と復興に大別される。</p> <p>復旧は、市街地形態と道路・鉄道・公園・ライフライン等の都市施設をほぼ従前の状態に回復することであるのに対し、復興は、特に大きな被害を受けた地域のみならず、都市全体の防災性の向上を目指し、都市基盤の向上や良好な市街地の形成を図り、「被災を繰り返さない都市づくり」を行うものである。</p> <p>また、<u>都市</u>の復興をスムーズに進めるためには、阪神淡路大震災でも立証されたように、平常時から地域力を担う自治会・町会、事業者、団体、NPO等の方々が、<u>都市</u>づくりや復興に関心をもつよう醸成することが非常に重要である。</p> <p>減災を進める上で、事前復興の考え方も取り入れながら、<u>平時における地域の都市づくりに結びつくような</u>都市復興の取り組みを進めていく必要がある。</p>

現行（令和3年修正）		修正案	
項目	内容	項目	内容
(略)		(略)	
都市復興	<p><u>○ 人びとがくらしやすく、住み続けることができる、活力に満ちた都市をつくるため、次の点に留意して都市復興に取り組む。</u></p> <p><u>ア 特に大きな被害を受けた地域のみでの復興に止まらず、都市全体の防災性の向上を目指し、都市基盤の向上や良好な市街地の形成を図り、「被災を繰り返さない都市づくり」を行う。</u></p> <p><u>イ 復興の整備水準は、窮状の回復に止まらず、新しい時代の要請に応えられる質の高い都市の実現を目指す。このため、将来世帯も含め人びとが快適なくらしや都市活動を営むことができる「持続的発展が可能な都市」にしていくことを目標とする。</u></p> <p><u>ウ 区民、企業、区市町村、国・都等との「協働と連帯による都市づくり」を行う。</u></p>	都市復興	<p><u>○ 都市復興の理念</u></p> <p><u>世界有数の大都市圏である首都圏とその中核となる首都東京が、今後も都市としての繁栄を続けるとともに、あらゆる人が活躍・挑戦でき、豊かで安定・充実した生活ができるよう、迅速かつ計画的な復興に取り組まなければならない。</u></p> <p><u>そこで、次の年を目指すことを理念として、復興を図る。</u></p> <p><u>ア 安全でゆとりのある都市</u></p> <p><u>イ 世界中の人から選択される都市</u></p> <p><u>ウ 持続的な発展を遂げる都市</u></p> <p><u>エ 共助、連携の都市</u></p> <p><u>○ 都市復興の目標</u></p> <p><u>「被災を繰り返さない、活力とゆとりのある高度成熟都市の実現」</u></p> <p><u>・都市復興の理念を踏まえて目指す目標である。</u></p> <p><u>・これは、都市復興後、再び東京が地震等の自然災害に襲われたとしても、被害を限りなく低減でき、合せて、高度に成熟し、世界中の人から選択される都市を目指す決意を示すものである。</u></p>

【本編】第3部 震災復興計画

現行（令和3年修正）	修正案																
<p>第2章 復興体制の構築</p> <p>【総務部・<u>防災機器管理課</u>】</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>大田区復興本部の分掌事務</p> <table border="1" data-bbox="154 676 1093 1027"> <thead> <tr> <th>部の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>復興総務部</td> <td>(略) 7 任期付職員、<u>会計年度任用職員</u>等の採用に関する こと。 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第3章 迅速で円滑な復興に向けた取り組み</p> <p>【<u>防災危機管理課</u>・区各部】</p> <p>(略)</p> <p>第4章 復興計画の策定</p> <p>(略)</p>	部の名称	事務又は業務の大綱	(略)		復興総務部	(略) 7 任期付職員、 <u>会計年度任用職員</u> 等の採用に関する こと。 (略)	(略)		<p>第2章 復興体制の構築</p> <p>【総務部】</p> <p>(略)</p> <p>【組織の補足事項】</p> <p><u>会計管理室：復興企画経営部に所属</u></p> <p><u>選挙管理委員会事務局、監査事務局、議会事務局：復興総務部に所属</u></p> <p><u>障がい者総合サポートセンター：復興福祉部に所属</u></p> <p><u>空港まちづくり本部、鉄道・都市づくり部：復興まちづくり推進部に所属</u></p> <p>大田区復興本部の分掌事務</p> <table border="1" data-bbox="1155 676 2094 1027"> <thead> <tr> <th>部の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>復興総務部</td> <td>(略) 7 任期付職員、<u>会計年度任用職員</u>等の採用に関する こと。 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第3章 迅速で円滑な復興に向けた取り組み</p> <p>【<u>企画経営部</u>・区各部】</p> <p>(略)</p> <p>第4章 復興計画の策定</p> <p>(略)</p>	部の名称	事務又は業務の大綱	(略)		復興総務部	(略) 7 任期付職員、 <u>会計年度任用職員</u> 等の採用に関する こと。 (略)	(略)	
部の名称	事務又は業務の大綱																
(略)																	
復興総務部	(略) 7 任期付職員、 <u>会計年度任用職員</u> 等の採用に関する こと。 (略)																
(略)																	
部の名称	事務又は業務の大綱																
(略)																	
復興総務部	(略) 7 任期付職員、 <u>会計年度任用職員</u> 等の採用に関する こと。 (略)																
(略)																	

現行（令和3年修正）	修正案
<p><u>第1編 風水害対策の基本的な考え方</u></p> <p>○ 風水害対策の基本的な考え方</p> <p>近年、気象状況の変化から、超大型台風、線状降水帯などによる長時間の集中豪雨、ゲリラ的な集中豪雨等の風水害被害が激甚化の傾向にある。</p> <p>大田区はその地形特性から、多摩川や中小河川等の氾濫、内水氾濫による浸水被害に加え、高潮や土砂災害の発生等さまざまな水害リスクを有している。</p> <p>令和元年台風19号においては、大田区において瞬間最大風速45.6mを観測するとともに、多摩川の水位が一時、計画高水位（10.35m）を上回る観測史上最大の10.81mまで上昇し、約12,000人が避難する事態となった。</p> <p>突発的に発生する激甚な風水害から住民の命を守るためには、住民が自らの命は自らが守る意識のもと、自らの判断で早期に避難行動をとることが<u>こ</u><u>と</u>が求められる。区は公助の役割として防災関係機関と連携し、住民の避難行動を支援する取り組みに尽力する。</p> <p>このような考え方にに基づき、住民、事業者及び行政等の役割分担を明確にし、想定最大規模の風水害に対しても適切に対応することを目的として本計画を策定する。</p> <p><u>○ 課題</u></p> <p><u>（※修正案第4部第1編第1編第2章に移行。変更箇所は赤字下線部のみ。）</u></p> <p>令和元年台風19号の教訓を踏まえ、「避難対策」「情報伝達」「要配慮者対策」「治水対策」の4点を重点課題とし、具体的な対策を進めている。</p> <p>1 避難対策</p> <p>（1）水害時緊急避難場所の円滑な開設・運営</p> <p>水害時緊急避難場所における避難者受入体制を強化するとともに、備蓄物品の使用や地域住民の情報発信を踏まえた運営体制を整備する。</p> <p>（2）区民の更なる水防災意識の向上</p>	<p><u>第1編 総則（※新設）</u></p> <p><u>第1章 計画の前提（※新設）</u></p> <p><u>第1節 風水害対策の基本的な考え方（※新設。内容変更は赤字下線部のみ。）</u></p> <p>近年、気象状況の変化から、超大型台風、線状降水帯などによる長時間の集中豪雨、ゲリラ的な集中豪雨等の風水害被害が激甚化の傾向にある。</p> <p>大田区はその地形特性から、多摩川や中小河川等の氾濫、内水氾濫による浸水被害に加え、高潮や土砂災害の発生等さまざまな水害リスクを有している。</p> <p>令和元年<u>東日本台風（台風第19号）</u>の際、大田区において瞬間最大風速45.6mを観測するとともに、多摩川の水位が一時、計画高水位（10.35m）を上回る観測史上最大の10.81mまで上昇し、約12,000人が避難する事態となった。</p> <p>突発的に発生する激甚化する風水害から住民の命を守るためには、住民が自らの命は自らが守る意識のもと、自らの判断で早期に避難行動をとることが求められる。区は公助の役割として防災関係機関と連携し、住民の避難行動を支援する取り組みに尽力する。</p> <p>このような考え方にに基づき、住民、事業者及び行政等の役割分担を明確にし、想定最大規模の風水害に対しても適切に対応することを目的として本計画を策定する。</p> <p><u>第2節 区の地勢</u></p> <p><u>（※現行版第4部第1編第2章から移行。内容変更なし）</u></p> <p>「第1部第2編 区の地勢」の計画を準用する。</p> <p><u>第3節 計画の前提となる災害（※新設）</u></p>

現行（令和3年修正）	修正案
<p>地域の浸水リスクや水害時の避難行動について、区民へさらなる周知徹底を図る。</p> <p>(3) 避難所における感染拡大防止</p> <p>避難所における感染症の拡大を防止するため、運営要領の見直しを実施するとともに、さらなる避難施設の拡充に努める。</p> <p>2 情報伝達</p> <p>(1) 災害情報連絡体制のソフト・ハード両面からの総合的な見直し</p> <p>現行の防災情報通信体制は、機器の老朽化、人海戦術による情報処理、法改正による通信規制等といった様々な問題が生じており、強靱で効果的に運用できる新たな情報通信体制へ再構築する必要がある。</p> <p>(2) 災害時における区民への確実な情報伝達の実現</p> <p>多くの区民が、避難情報及び避難場所の開設・混雑状況等に関する情報を、適時適切に入手できなかった。また、インターネットメール、SNSを中心とした情報発信が中心で、発信情報の取得活用が困難な方が避難情報等を入手できなかった。</p> <p>3 要配慮者対策</p> <p>(1) 避難行動要支援者対象避場所の確保</p> <p>避難行動要支援者を対象とした避難場所が不足している。</p> <p>(2) 必要な情報の伝達</p> <p>避難場所のバリアフリー環境等の必要な情報や避難情報が、要配慮者に伝わるよう情報伝達の方法を充実させる必要がある。</p> <p>(3) 避難行動要支援者の安否確認方法の確立</p> <p>安否確認を実施するための方法が十分に確立されていない。</p> <p>4 治水対策</p>	<p><u>1 多摩川の氾濫</u></p> <p><u>多摩川流域で想定される最大規模の降雨（多摩川流域の全流域で48時間に588mmの降雨）により多摩川が氾濫した場合、区内で浸水被害が発生することが想定されている。</u></p> <p><u>また、傍の堤防が決壊等した場合に、一般的な建築物が倒壊・流出する等の危険性が高い区域「家屋倒壊等氾濫想定区域」が指定されている。</u></p> <p><u>〔資料編 14-1 区内の浸水想定区域図・浸水予想区域図 参照〕</u></p> <p><u>2 高潮による浸水</u></p> <p><u>想定される最大規模の台風（中心気圧910hPa（室戸台風級を想定）、最大旋衝風速半径（台風の中心から台風の周辺で風速が最大となる地点までの距離）75km（伊勢湾台風級を想定）、移動速度73km/h（伊勢湾台風級を想定、台風経路上で一定速度））により高潮が発生した場合、区内で浸水被害が発生することが想定されている。</u></p> <p><u>〔資料編 14-1 区内の浸水想定区域図・浸水予想区域図 参照〕</u></p> <p><u>3 中小河川等の氾濫（内水氾濫含む）</u></p> <p><u>呑川・丸子川等の流域で想定最大規模の降雨（時間最大雨量153mm、総雨量690mmの降雨）があった場合、呑川・丸子川等の河川の氾濫による浸水及び下水道管の能力を超えた雨水が窪地などにたまることで発生する浸水（内水氾濫）が想定されている。</u></p> <p><u>〔資料編 14-1 区内の浸水想定区域図・浸水予想区域図 参照〕</u></p> <p><u>4 土砂災害</u></p> <p><u>土砂災害には、「地すべり」「土石流」「がけ崩れ」の3種類があり、これらが発生する区域は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）</u></p>

現行（令和3年修正）	修正案
<p>(1) 浸水原因の究明と対策の具体化 <u>田園調布四丁目、五丁目の大規模浸水被害に関する原因研究と今後の対応策の具体化を図る必要がある。</u></p> <p>(2) 水防資機材（土のう）の備蓄 災害時に急増した区民からの土のう配布依頼に伴い、水防活動に使用する予備の土のうが不足した。</p> <p>(3) 水害現場の排水活動に関する課題 水害現場でのより迅速かつ円滑な排水活動や住民と排水活動を行う職員の危険を軽減するため、排水ポンプ車の追加配備や排水活動等の遠隔化をはじめとした環境整備が求められる。</p> <p><u>○ 具体的な対策・方向性</u> <u>(※修正案第4部第1編第1編第2章に移行。変更箇所は赤字下線部のみ)</u></p> <p>1 避難対策</p> <p>(1) 水害時緊急避難場所の運営体制の強化 <u>ア 学校防災活動拠点の協力を得た運営体制の構築</u> <u>イ 施設使用計画及び運営要領の見直し</u></p> <p>(2) 地域被災のリスク及び避難行動計画の必要性の普及啓発 <u>ア 総合防災訓練やマイ・タイムライン講習会等を通じた普及啓発事業の更なる展開</u> <u>イ 土砂災害警戒区域及び家屋倒壊等氾濫想定区域への普及啓発資料の配布</u> <u>ウ ハザードマップの配布（令和2年度全戸配布実施）</u></p> <p>(3) 水害時緊急避難場所における感染症対策 <u>ア 避難所における感染症対策標準マニュアル（令和2年7月）の作成</u> <u>イ 感染症対策物品の配備</u> <u>ウ 避難施設の拡充</u></p>	<p><u>に基づき、「土砂災害（特別）警戒区域」として東京都が指定している。</u> <u>大田区では、計97箇所（内土砂災害特別警戒区域は60箇所）が「がけ崩れ」の恐れのある土砂災害（特別）警戒区域として指定されている。</u> <u>[資料編14-2 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域図 参照]</u></p>

現行（令和3年修正）	修正案
<p>2 情報伝達</p> <p>(1) 災害情報連絡体制のソフト・ハード両面からの総合的な見直し</p> <p><u>ア 「大田区災害時情報通信システム基本計画書」の作成</u></p> <p><u>災害対策本部の運営や区民への情報発信等を強化する次期システム整備方針を策定</u></p> <p><u>イ 総合防災情報システムの導入</u></p> <p><u>災害情報の一元管理を可能とする新たな総合防災情報システムを導入、防災アプリ等も活用して区民への情報伝達を拡充</u></p> <p><u>ウ 庁内での情報受発信・共有体制の見直し及びシステム訓練による体制強化</u></p> <p>(2) 災害時における区民への確実な情報伝達の実現</p> <p><u>ア 防災行政無線電話応答サービスの見直し</u></p> <p><u>無線放送を聞き取りやすい速度に変換し、電話で確認できるよう音声設備を更改</u></p> <p><u>イ 避難勧告等発令時における防災行政無線「サイレン」の運用</u></p> <p><u>ウ 学校防災活動拠点での情報発信力の向上による、情報取得が困難な方への情報支援</u></p> <p>3 要配慮者対策</p> <p>(1) 要配慮者の避難対策強化</p> <p>ア 水害時緊急避難場所の中に設置される要配慮者スペースにおける運営体制の構築</p> <p>イ 福祉避難所の開設基準の見直し</p> <p>開設可能な福祉避難所は、水害時緊急避難場所と同時に開設する。</p> <p>ウ 水害時緊急避難場所・福祉避難所に要配慮者向けの備蓄物品を配備</p> <p>(2) 要配慮者の特性に応じた情報提供手段の周知</p>	

現行（令和3年修正）	修正案
<p>ア 要配慮者及び支援者向けに、区報やホームページ、チラシ等による広報</p> <p>イ 要配慮者向けマイ・タイムライン講習会の実施</p> <p>(3) 避難行動要支援者名簿（原簿）の活用</p> <p><u>ア 家屋倒壊等氾濫想定区域に居住する要支援者の避難行動支援</u></p> <p>4 治水対策</p> <p><u>(1) 台風19号に伴う浸水被害等対策会議</u></p> <p>関係機関と田園調布四丁目、五丁目の大規模浸水被害の原因調査及び浸水多作の検討を通じて、実効的な防災対策につなげる。</p> <p>(2) 水防資機材の備蓄のための水防拠点の整備</p> <p>迅速に対応できる体制を整えるため、新たに水防資機材施設を建設し、土のうなどの必要な水防資機材を備蓄する。</p> <p>(3) 排水ポンプ車等、水防資機材、広報活動の充実</p> <p>排水ポンプ車1台を新たに購入し排水活動能力の向上を図るとともに、土のう及び大型土のう等の資機材の備蓄数量を拡充し、円滑な水防工法につなげる。また排水樋管等のゲート閉鎖時にホームページや広報車等による広報活動を行う。上沼部排水樋管においては、東京都下水道局と連携し、注意喚起のための警戒ランプを設置する。</p>	

現行（令和3年修正）	修正案
<p><u>第2章 区の概況と災害</u></p> <p><u>第1節 区の地勢</u></p> <p><u>（※修正案第4部第1編第1章へ移行。内容変更なし。）</u></p> <p>「第1部第2編 区の地勢」の計画を準用する。</p> <p><u>第2節 河川の整備概況</u></p> <p><u>（※修正案第4部第2編第1章へ移行。変更箇所は赤字下線部のみ。）</u></p> <p>1 多摩川の整備現況 【京浜河川事務所】</p> <p>多摩川は、東京三大水源の一つであり、水防上本区の重要な河川である。本区には田園調布五丁目から河口に至る14.2kmにわたる左岸がその区域であり、堤防は完成しているが、この間には多くの水門、樋管がある。二子橋から下流部の改修は、大正7年から行われてきて<u>おり、最近は洪水による被害はほとんど見られない。しかし、本川流域の開発は活発で万全の対策が必要なことから、計画高水位を上回る又はそのおそれのある洪水、すなわち超過洪水等による破壊的な被害を回避するため、国土交通省は国道1号多摩川大橋付近より海老取川合流部付近において可能な箇所から高規格堤防の整備を進めている。</u></p> <p>2 区内の中小河川の整備 【都市基盤整備部・都二建】</p> <p>区内には、海老取川、丸子川の一級河川と呑川、内川の二級河川がある。海老取川と呑川及び内川の下流部は高潮対策事業区間である。なお、海老取川、内川、呑川については、都が平成24年12月に策定した「東部低地帯の河川施設整備計画」に基づき、堤防や水門等の耐震・耐水対策が進められている。</p> <p>(1) 丸子川</p> <p>全延長は、約7.3kmである。丸子川は一部を除き下水道局が雨水の幹線整備を進めている。</p> <p>(2) 海老取川</p> <p>左岸・内陸側については、高潮防御施設整備事業として昭和48年度</p>	<p><u>第2章 風水害対策の重点課題</u></p> <p><u>（※現行版第4部第1編第1章から移行。変更箇所は赤字下線部のみ。）</u></p> <p>令和元年東日本台風（台風第19号）等の教訓を踏まえ、以下の4点を重点課題とし、具体的な対策を進めている。</p> <p>1 避難対策</p> <p>○ 課題</p> <p>(1) 水害時緊急避難場所等の円滑な開設・運営</p> <p>水害時緊急避難場所における避難者受入体制を強化するとともに、備蓄物品の使用や地域住民の情報発信、感染症対策を踏まえた運営体制を整備する。</p> <p>(2) 区民の更なる水防災意識の向上</p> <p>地域の浸水リスクや水害時の避難行動、水害時緊急避難場所等について、区民へさらなる周知徹底を図る。</p> <p>(3) 水害時緊急避難場所の浸水防止対策</p> <p>水害時緊急避難場所における雨漏りの発生や学校防災備蓄倉庫への浸水を防ぐ。</p> <p>○ 具体的な対策・方向性</p> <p>(1) 水害時緊急避難場所等の運営体制の強化</p> <p><u>震災時と同様に学校防災活動拠点の協力を得て、自助・共助・公助の連携による運営を図る。また、施設の使用制限や感染症対策を踏まえた施設使用計画及び運営要領の見直しを行うとともに、水害時緊急避難場所等の開設・運営訓練を実施する。</u></p> <p>(2) 地域被災のリスク及び避難行動計画の必要性の普及啓発</p> <p><u>総合防災訓練やマイ・タイムライン講習会、ハザードマップの全戸配布や土砂災害警戒区域及び家屋倒壊等氾濫想定区域への普及啓発資料の配布を通じて、水防災意識の向上を図る。</u></p>

現行（令和3年修正）	修正案
<p>から平成3年度にかけ防潮堤の建設をすすめ完成している。右岸・羽田空港側穴守橋下流については、亀石張護岸の老朽化が著しく、平成18年度から平成21年度にかけて防災工事を進め完成している。平成18年度からは河川の適正利用を図るため、暫定係留施設整備を実施し、平成20年度に55隻分の係留施設を整備し、事業が完了した。なお、平成26年度からは、東日本大震災を契機とした、防潮堤の耐震対策事業に着手している。</p> <p>(3) 内川 内川の総延長は約1.6kmであり、河口に水門及び排水機場を設置して高潮に備えている。水門から第一京浜の大森橋までの区間は、都が平成17年度から平成22年度にかけて、阪神・淡路大震災を契機とした耐震対策事業として護岸工事を進め完了している。平成25年度からは、東日本大震災を契機とした耐震対策を進めている。</p> <p>(4) 呑川 呑川は、玉川通りを上流端とする延長約14.4kmの河川であるが、九品仏川の合流点から上流約4.9kmは、呑川下水道幹線となっている。高潮防御施設整備区間は河口からJR東海道本線までの約3.4kmとなっている。</p> <p>第3節 内水排除施設 （※修正案第4部第2編第1章へ移行。変更箇所は赤字下線部のみ。）</p> <p>埋立地をはじめとして、行政面積の約4割が低地帯である本区は、汚水の排除はもとより、異常降雨時を含む雨水のはん濫を防ぐことを目的として、区は、都とともに内水排除計画を推進している。</p> <p>下水道は、その普及により50mm/hの降雨に対処し得るよう計画され、推進されてきた。局地的な集中豪雨に対しては、平成19年8月に策定された「東京都豪雨対策基本方針」に基づき整備し、浸水被害を可能な限り防止す</p>	<p>（3）水害時緊急避難場所のハード面の整備 施設の雨漏り等の浸水防止対策を推進するとともに、学校防災備蓄倉庫の上階への移設を進めていく。</p> <p>2 情報伝達</p> <p>○ 課題</p> <p>(1) 災害情報連絡体制のソフト・ハード両面からの総合的な見直し 現行の防災情報通信体制は、機器の老朽化、人海戦術による情報処理、法改正による通信規制等といった様々な問題が生じており、強靱で効果的に運用できる新たな情報通信体制へ再構築する必要がある。</p> <p>(2) 災害時における区民への確実な情報伝達の実現 令和元年東日本台風（台風第19号）の際、多くの区民が、避難情報及び避難場所の開設・混雑状況等に関する情報を、適時適切に入手できなかった。また、インターネットメール、SNSツールを中心とした情報発信が中心で、発信情報の取得活用が困難な方が避難情報等を入手できなかった。</p> <p>○ 具体的な対策・方向性</p> <p>(1) 災害情報連絡体制のソフト・ハード両面からの総合的な見直し 災害対策本部の運営や区民への情報発信等を強化する次期システム整備方針「大田区災害時情報通信システム基本計画書」を策定した。 災害情報の一元管理を可能とする総合防災情報システム及び防災アプリ等を活用して、区民への情報伝達を拡充するとともに、区内での情報受発信・共有体制の見直し及びシステム訓練による体制強化を推進する。</p> <p>(2) 災害時における区民への確実な情報伝達の実現 区民が適時適切に情報を取得できるよう、防災行政無線電話応答サービスの音声設備の更改や、避難指示等の発令時における防災行政無線「サ</p>

現行（令和3年修正）	修正案
<p>る。</p> <p>また、平成26年6月に策定された「東京都豪雨対策基本方針（改定）」により、上池台地区については「対策強化地区」として、75mm/hの降雨に対処し得るよう計画された。</p> <p>内川水門・内川排水機場においては、高潮対策事業計画に基づき、河川管理施設操作規則及び水門排水機場管理基準等に従い水門及び排水機場の配備を常に良好な状態に保持し、日常点検、定期点検、精密点検を行い、十分な機能を確保するため、維持管理に努めている。</p> <p>1 下水道施設</p> <p>「第2部第3編第2章予防対策第3節2（3）下水道施設」の計画を準用する。</p> <p>2 その他の施設 【都市基盤整備部】</p> <p>区内の内川排水機場、排水場及び道路排水ポンプ施設については、〔資料編P446 14-10-2 道路排水ポンプ施設〕を参照する。</p> <p>第4節 港湾・海岸施設 【都港湾局・建設局】</p> <p><u>（※修正案第4部第2編第1章へ移行。変更箇所は赤字下線部のみ。）</u></p> <p>「第2部第3編第2章予防対策第2節 2 港湾・海岸施設」の計画を準用する。</p>	<p>イレン」の運用を開始した。</p> <p>今後、学校防災活動拠点における情報発信力の向上による情報取得が困難な方への情報支援に取り組むとともに、地域防災力と連携した情報伝達を視野に、確実な情報伝達体制のさらなる充実を図る。</p> <p>3 要配慮者対策</p> <p>○ 課題</p> <p>（1）避難行動要支援者対象避難場所の確保</p> <p>避難行動要支援者を対象とした避難場所が不足している。</p> <p>（2）必要な情報の伝達</p> <p>避難場所のバリアフリー環境等の必要な情報や避難情報が、要配慮者に伝わるよう情報伝達の方法を充実させる必要がある。</p> <p>（3）避難行動要支援者の安否確認方法の確立</p> <p>安否確認を実施するための方法が十分に確立されていない。</p> <p>○ 具体的な対策・方向性</p> <p>（1）要配慮者の避難対策強化</p> <p><u>水害時緊急避難場所の中に設置される要配慮者スペースの運営体制を構築するとともに、開設可能な福祉避難所については、水害時緊急避難場所と同時に開設する。</u></p> <p><u>また、水害時緊急避難場所・福祉避難所に要配慮者向けの備蓄物品を配備する。</u></p> <p>（2）要配慮者の特性に応じた情報提供手段の周知</p> <p><u>要配慮者及び支援者向けに、区報やホームページ、チラシ等による広報を推進するとともに、要配慮者を対象としたマイ・タイムライン講習会を実施する。</u></p> <p>（3）避難行動要支援者名簿（原簿）の活用</p>

現行（令和3年修正）	修正案
	<p><u>個別避難計画の作成に向けた情報収集に活用する。</u></p> <p>4 治水対策</p> <p>○ 課題</p> <p>（1）浸水原因の究明と対策の具体化</p> <p><u>浸水原因究明の結果、4つの浸水原因が判明した。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・多摩川の水位上昇に伴う多摩川への排水不良による内水滞留</u> <u>・等々力排水樋門から多摩川の水が逆流</u> <u>・谷沢川の越水</u> <u>・上沼部排水樋門全閉による内水滞留</u> <p><u>これらの浸水原因について、具体的な浸水軽減策を講じていく。</u></p> <p>（2）水防資機材（土のう）の備蓄</p> <p>災害時に急増した区民からの土のう配布依頼に伴い、水防活動に使用する予備の土のうが不足した。</p> <p>（3）水害現場の排水活動に関する課題</p> <p>水害現場でのより迅速かつ円滑な排水活動や住民と排水活動を行う職員の危険を軽減するため、排水ポンプ車の追加配備や排水活動等の遠隔化をはじめとした環境整備が求められる。</p> <p>○ 具体的な対策</p> <p>（1）<u>令和元年東日本台風（台風19号）を踏まえての具体的な浸水軽減対策</u></p> <p>関係機関と田園調布四丁目、五丁目の大規模浸水被害の原因調査及び浸水対策の検討を通じて、実効的な防災対策につなげる。</p> <p><u>具体的な浸水対策については、下記のとおりである。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・無人での継続的な排水活動体制の構築</u> <u>・樋門操作に関する大田区・東京都下水道局・世田谷区の情報連携</u>

現行（令和3年修正）	修正案
<p>第3章 各部及び水防機関の役割</p> <p><u>「第2部第1編 自助・共助・公助の役割」の計画を準用する。</u></p>	<p><u>・堤内地側からの樋門操作の遠隔化（東京都下水道局）</u></p> <p><u>・多摩川水位の低下にため河道掘削（国土交通省）</u></p> <p>(2) 水防資機材の備蓄のための水防拠点の整備 迅速に対応できる体制を整えるため、新たに水防資機材施設を建設し、土のうなどの必要な水防資機材を備蓄する。</p> <p>(3) 排水ポンプ車等、水防資機材、広報活動の充実 排水ポンプ車1台を新たに購入し排水活動能力の向上を図るとともに、土のう及び大型土のう等の資機材の備蓄数量を拡充し、円滑な水防工法につなげる。また排水樋管等のゲート閉鎖時にホームページや広報車等による広報活動を行う。上沼部排水樋管においては、東京都下水道局と連携し、注意喚起のための警戒ランプを設置する。</p> <p><u>第3章 防災対策の時系列シミュレーション（災害事象と災害対応）（※新設）</u></p> <p>第1節 各種タイムライン（防災行動計画）</p> <p><u>（※現行版第4部第14編第2章から移行。変更箇所は赤字下線部のみ）</u></p> <p>タイムライン（防災行動計画）とは、災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定し、共有したうえで、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画をいう。</p> <p>区は、想定される状況の進展に応じ、避難情報等の発令基準を明確化するとともに区民の早めの避難行動を促すことを目的として、高潮浸水想定、多摩川最大規模浸水想定、城南地区河川浸水想定、土砂災害警戒情報等をもとに、3種類のタイムラインを作成した。</p> <p>タイムライン① 超大型台風による高潮災害、多摩川氾濫ケース 室戸台風級の台風（910hPa）の接近による高潮及び多摩川流域48時間総雨量588mm、呑川などの流域24時間総雨量690mmの降雨が発生するシナリオ</p>

現行（令和3年修正）	修正案
<p><u>第4章 防災行動力の向上</u> <u>（※修正案第4部第2編第6章へ移行。内容変更なし）</u></p> <p>第1節 風水害連絡会 【都市基盤整備部・防災危機管理課】</p> <p>1 目的</p> <p>風水害等からの被害を未然に防ぎ、被害を最小限にとどめるためには、区は日頃から警察署・消防署・水防関係機関等と密接に連携を保つことが重要である。このことから、水防法第34条（水防協議会）に基づき、風水害連絡会を開催し、課題の抽出・解決や区の現状等の把握に努めることとする。</p> <p>第2節 水防訓練 【都市基盤整備部】</p> <p>1 目的</p> <p>水防法第7条（都道府県の水防計画）に基づき、大田区地域防災計画の一環として水防工法の完全な習熟を図り水防態勢の万全を期するため、防災関係機関と協力して水防訓練を実施する。</p> <p>2 実施方針</p> <p>同時多発的に発生する水災に対し、区民、防災関係機関、行政がそれぞれの役割に基づき、以下のとおり参加、協力できる内容とする。</p>	<p>タイムライン② 多摩川流域の豪雨による多摩川及び中小河川氾濫ケース</p> <p>線状降水帯などの発生により、多摩川流域48時間総雨量588mm及び呑川などの流域24時間総雨量690mmの降雨が発生するシナリオ</p> <p>タイムライン③ 区内への集中豪雨による中小河川氾濫ケース</p> <p>呑川などの流域に時間雨量153mmの降雨が発生するシナリオ</p> <p><u>（タイムラインは別紙25参照）</u></p> <p>第4章 各部及び水防機関の役割</p> <p><u>「第1部第3編 災害時における公助機関の組織と役割」のとおり。</u></p>

【本編】第4部 風水害予防・応急・復旧計画

現行（令和3年修正）	修正案
<p>(1) 区民や事業所等が、自助又は共助の活動を実施する訓練を行う</p> <p>(2) 災害時協力団体は、協定等に基づいた役割について訓練を行う。</p> <p>(3) 区及び関係機関は、水防工法を行うとともに連絡調整訓練を行う。</p> <p>3 訓練内容</p> <p>(1) 訓練種目</p> <p>ア 基本訓練</p> <p>都市基盤整備部が、水防資器材を使用し各種基礎技術の習得を目的として行う訓練。</p> <p>イ 大田区合同水防訓練</p> <p>基本訓練を踏まえた上で、消防機関や防災関係機関との連携を図る訓練。</p> <p>(2) 参加機関</p> <p>自治会・町会、災害時支援ボランティア、災害時協力団体、東京消防庁第二方面本部、各消防署・消防団、防災関係機関、大田区等</p> <p>(3) 訓練期日</p> <p>大田区合同水防訓練は、原則として水防月間中に実施する。</p>	

現行（令和3年修正）	修正案																				
<p>第2編 風水害予防対策</p> <p>第1章 <u>洪水対策（総合的な治水対策）</u> <u>【都市基盤整備部】</u></p> <p>（略）</p> <p>第1節 都の動き</p> <p>（略）</p> <p>第2節 区の施策 <u>【防災危機管理課】</u></p> <p>（略）</p> <p>4 整備実績</p> <p>（1）透水性舗装</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>325,089</u> m²</p> <p style="padding-left: 20px;">注）数字は施工を始めた昭和51年度から令和<u>元</u>年度までの合計</p> <p>（2）公園・学校等の雨水貯留施設</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">累計（m³）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>平成29年度</u></td> <td style="text-align: center;"><u>9,068</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>平成30年度</u></td> <td style="text-align: center;"><u>9,356</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>令和元年度</u></td> <td style="text-align: center;"><u>9,356</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>（3）開発指導要綱による民間施設への雨水流出抑制施設</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">累計（m³）</th> <th style="text-align: center;">累計（箇所）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>平成29年度</u></td> <td style="text-align: center;"><u>29</u></td> <td style="text-align: center;"><u>972</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>平成30年度</u></td> <td style="text-align: center;"><u>69</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1,041</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>令和元年度</u></td> <td style="text-align: center;"><u>57</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1,098</u></td> </tr> </tbody> </table>	年度	累計（m ³ ）	<u>平成29年度</u>	<u>9,068</u>	<u>平成30年度</u>	<u>9,356</u>	<u>令和元年度</u>	<u>9,356</u>	年度	累計（m ³ ）	累計（箇所）	<u>平成29年度</u>	<u>29</u>	<u>972</u>	<u>平成30年度</u>	<u>69</u>	<u>1,041</u>	<u>令和元年度</u>	<u>57</u>	<u>1,098</u>	<p>第2編 風水害予防対策</p> <p>第1章 総合的な治水対策 <u>（削除）</u></p> <p>（略）</p> <p>第1節 都の動き</p> <p>（略）</p> <p>第2節 区の施策 <u>【都市基盤整備部・防災危機管理課】</u></p> <p>（略）</p> <p>4 整備実績</p> <p>（1）透水性舗装</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>327,068</u> m²</p> <p style="padding-left: 20px;">注）数字は施工を始めた昭和51年度から令和<u>2</u>年度までの合計</p> <p>（2）公園・学校等の雨水貯留施設</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>累計 9,852</u> m²</p> <p>（3）開発指導要綱による民間施設への雨水流出抑制施設</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>設置建物 57</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>累計 1,145</u> 箇所</p> <p style="padding-left: 20px;">注）<u>累計は設置を始めた平成6年度から令和2年度までの合計</u></p>
年度	累計（m ³ ）																				
<u>平成29年度</u>	<u>9,068</u>																				
<u>平成30年度</u>	<u>9,356</u>																				
<u>令和元年度</u>	<u>9,356</u>																				
年度	累計（m ³ ）	累計（箇所）																			
<u>平成29年度</u>	<u>29</u>	<u>972</u>																			
<u>平成30年度</u>	<u>69</u>	<u>1,041</u>																			
<u>令和元年度</u>	<u>57</u>	<u>1,098</u>																			

現行（令和3年修正）	修正案
<p><u>（新設）</u></p>	<p><u>第3節 河川の整備状況</u></p> <p><u>（※現行版第4部第1編第2章より移行。変更箇所は赤字下線部のみ）</u></p> <p>1 多摩川の整備現況 【京浜河川事務所】</p> <p>多摩川は、東京三大水源の一つであり、水防上本区の重要な河川である。本区には田園調布五丁目から河口に至る 14.2 k mにわたる左岸がその区域であり、堤防は完成しているが、この間には多くの水門、樋管がある。二子橋から下流部の改修は、大正7年から行われてきているが、<u>令和元年東日本台風（台風第19号）において甚大な被害が発生したことから、令和2年1月に国、都県、市区が連携して「多摩川緊急治水対策プロジェクト」をとりまとめた。このプロジェクトに基づき、「河川における対策」「流域における対策」「ソフト施策」を実施していくことで社会経済被害の最小化を目指す取り組みを進めている。多摩川においては、河道掘削のほか、樹木伐採、堰改築、堤防整備等の「河川における対策」により、令和元年東日本台風（台風第19号）と同規模の洪水に対して、水位を低下させ多摩川からの氾濫の防止が図られる。</u></p> <p>2 区内の中小河川の整備 【都市基盤整備部・都二建】</p> <p>区内には、海老取川、丸子川の一級河川と呑川、内川の二級河川がある。海老取川と呑川及び内川の下流部は高潮対策事業区間である。なお、海老取川、内川、呑川については、都が平成24年12月に策定した「東部低地帯の河川施設整備計画」に基づき、堤防や水門等の耐震・耐水対策が進められている。</p> <p>(1) 丸子川</p> <p>全延長は、約 7.3 k mである。丸子川は一部を除き下水道局が雨水の幹線整備を進めている。</p> <p>(2) 海老取川</p> <p>左岸・内陸側については、高潮防御施設整備事業として昭和48年度から</p>

現行（令和3年修正）	修正案
<p><u>（新設）</u></p>	<p>平成3年度にかけ防潮堤の建設をすすめ完成している。右岸・羽田空港側穴守橋下流については、亀石張護岸の老朽化が著しく、平成18年度から平成21年度にかけて防災工事を進め完成している。平成18年度からは河川の適正利用を図るため、暫定係留施設整備を実施し、平成20年度に55隻分の係留施設を整備し、事業が完了した。なお、平成27年度からは、東日本大震災を契機とした、防潮堤の耐震対策事業に着手している。</p> <p>（3）内川</p> <p>内川の総延長は約1.6kmであり、河口に水門及び排水機場を設置して高潮に備えている。水門から第一京浜の大森橋までの区間は、都が平成17年度から平成22年度にかけて、阪神・淡路大震災を契機とした耐震対策事業として護岸工事を進め完了している。平成26年度からは、東日本大震災を契機とした耐震対策を進めている。</p> <p>（4）呑川</p> <p>呑川は、玉川通りを上流端とする延長約14.4kmの河川であるが、九品仏川の合流点から上流約4.9kmは、呑川下水道幹線となっている。高潮防御施設整備区間は河口からJR東海道本線までの約3.4kmとなっている。</p> <p><u>第4節 内水排除施設</u></p> <p><u>（※現行版第4部第1編第2章より移行。内容変更なし）</u></p> <p>埋立地をはじめとして、行政面積の約4割が低地帯である本区は、汚水の排除はもとより、異常降雨時を含む雨水のはん濫を防ぐことを目的として、区は、都とともに内水排除計画を推進している。</p> <p>下水道は、その普及により50mm/hの降雨に対処し得るよう計画され、推進されてきた。局地的な集中豪雨に対しては、平成19年8月に策定された「東京都豪雨対策基本方針」に基づき整備し、浸水被害を可能な限り防止する。</p>

現行（令和3年修正）	修正案
<p><u>（新設）</u></p>	<p>また、平成26年6月に策定された「東京都豪雨対策基本方針（改定）」により、上池台地区については「対策強化地区」として、75mm/hの降雨に対処し得るよう計画された。</p> <p>内川水門・内川排水機場においては、高潮対策事業計画に基づき、河川管理施設操作規則及び水門排水機場管理基準等に従い水門及び排水機場の配備を常に良好な状態に保持し、日常点検、定期点検、精密点検を行い、十分な機能を確保するため、維持管理に努めている。</p> <p>1 下水道施設 【下水道局】 「第2部第3編第2章予防対策第3節2（3）下水道施設」の計画を準用する。</p> <p>2 その他の施設 【都市基盤整備部】 区内の内川排水機場、排水場及び道路排水ポンプ施設については、〔資料編 14-12-2 道路排水ポンプ施設〕を参照する。</p> <p><u>第5節 港湾・海岸施設</u> 【都港湾局・建設局】 <u>（※現行版第4部第1編第2章より移行。内容変更なし）</u> 「第2部第3編第2章予防対策第2節 2 港湾・海岸施設」の計画を準用する。</p> <p>第6節 浸水想定区域の指定及び水深の公表 （略）</p> <p>第7節 洪水ハザードマップ等の作成・公表 【防災危機管理課】</p> <p>1 洪水ハザードマップの作成 （略） （1）洪水予報等の伝達方法（区民への伝達方法） 区防災行政無線、広報車、徒歩巡回、<u>防災アプリ、防災ポータルサイ</u></p>

現行（令和3年修正）	修正案
<p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>第2章 浸水対策</u></p> <p>第1節 浸水想定区域の指定及び水深の公表 （略）</p> <p>第2節 洪水ハザードマップ等の作成・公表 <u>（新設）</u></p> <p>1 洪水ハザードマップの作成 （略）</p> <p>（1）洪水予報等の伝達方法（区民への伝達方法） 区防災行政無線、広報車、徒歩巡回ホームページ、区民安全・安心メール、<u>SNS</u>、デジタルサイネージ等を利用して伝達する。 （略）</p> <p>第3節 浸水実績図の公表 （略）</p> <p>第4節 建築指導 （略）</p> <p>第3章 高潮対策 （略）</p>	<p><u>ト、大田区</u>ホームページ、区民安全・安心メール、<u>SNSツール</u>、デジタルサイネージ等を利用して伝達する。</p> <p>（略）</p> <p>第8節 浸水実績図の公表 （略）</p> <p>第9節 建築指導 （略）</p> <p>第2章 高潮対策 （略）</p> <p>第3章 <u>土砂災害防止対策</u> 【防災危機管理課、まちづくり推進部】 <u>がけ、擁壁に関しては</u>、「第2部第3編第2章予防対策第3節 5 がけ・擁壁・ブロック塀等の崩壊防止」の計画を準用する。</p>

現行（令和3年修正）	修正案
	<p>第1節 土砂災害警戒区域</p> <p>1 土砂災害の危険箇所</p> <p>区では、都が行った基礎調査により土砂災害警戒区域の指定を平成29年度に自然斜面を中心に18箇所、平成30年に人工斜面を中心に78箇所、令和元年に追加で1箇所受けた。区内合計として土砂災害警戒区域97箇所となっている。（土砂災害特別警戒区域は60箇所）</p> <p>2 区民への周知</p> <p>区では、土砂災害の危険箇所を大田区ホームページにて示すとともに、土砂災害警戒区域等に該当する住民へ土砂災害ハザードマップ等を配布するなど、区民への周知を図る。</p> <p>第2節 土砂災害警戒情報</p> <p>（略）</p> <p>（2）情報の特徴及び利用にあたっての留意事項</p> <p>ア 大雨警報の発表後に発表する。</p> <p>イ 発表対象とする土砂災害は、土石流と集中的に発生する急傾斜地の崩壊とする。</p> <p>ウ 降雨から土砂災害の危険度を判定し発表するもので、個々の災害発生箇所、発生時間、規模等は特定できない。</p> <p>（略）</p> <p>2 土砂災害警戒情報の区民への周知</p> <p>大田区に土砂災害警戒情報が発表された際、区は直ちに防災アプリ、防災ポータルサイト、大田区ホームページ、SNSツール、区民安全・安心メール、デジタルサイネージ等を通じて区民に情報提供して注意喚起を行う。また、避難が必要な区民に対して避難指示等を発令するなど、適切な避難行動を促す。</p>

現行（令和3年修正）	修正案
<p>第4章 がけ・擁壁・ブロック塀等の崩壊防止対策</p> <p style="text-align: center;">【まちづくり推進部、防災機器管理課】</p> <p><u>本章に定めることその他</u>は、「第2部第3編第2章予防対策第3節 5 がけ・擁壁・ブロック塀等の崩壊防止」の計画を準用する。</p> <p>第1節 土砂災害危険箇所</p> <p>1 土砂災害の危険箇所</p> <p>区では、都が行った基礎調査により土砂災害警戒区域の指定を平成29年度に自然斜面について18箇所、平成30年に人口斜面について78箇所、令和元年に人口斜面について1箇所受けた。区内合計として土砂災害警戒区域97箇所となっている。（土砂災害特別警戒区域は60箇所）</p> <p>2 区民への周知</p> <p>区では、土砂災害の危険箇所をホームページにて示すとともに、土砂災害警戒区域等に該当する住民へ土砂災害ハザードマップ等を配布するなど、区民への周知を図る。</p> <p>第2節 土砂災害警戒情報</p> <p>（略）</p> <p>（2）情報の特徴及び利用にあたっての留意事項</p> <p>ア 大雨洪水警報の発表中に発表する。</p> <p>イ 発表対象とする土砂災害は、土石流と集中的に発生する急傾斜地の崩壊とする。</p> <p>ウ 降雨から土砂災害の危険箇所を判断するため、個々の災害発生場所、発生時刻、規模等は特定できない。</p> <p>（略）</p> <p>2 土砂災害警戒情報の区民への周知</p> <p>大田区に土砂災害警戒情報が発表された際、区は直ちに区ホームペ</p>	<p>第4章 突発的な豪雨等への対策（ゲリラ豪雨・雷・竜巻）</p> <p style="text-align: center;">【防災危機管理課】</p> <p>気象状況の変化や都市化の進展に伴い、大気が不安定になる気象状況が多くなっていることから、いわゆるゲリラ豪雨と呼ばれる突発的な集中豪雨が多発している。また、落雷を伴った豪雨の発生が増えているほか、突風や竜巻の発生も危惧されている。こうした予測が難しいこれらの災害に対しては、洪水ハザードマップ等を通じて区民に対応策等を啓発すると共に、<u>防災アプリ、防災ポータルサイト、大田区ホームページ、SNSツール、</u>区民安全・安心メール、デジタルサイネージ等を通じて情報提供を行い、被害の軽減を図る。</p>

現行（令和3年修正）	修正案
<p>ージ、SNS、区民安全・安心メール、デジタルサイネージ等を通じて区民に情報提供して注意喚起を行う。また、避難が必要な区民に対して避難勧告等を発令するなど、適切な避難行動を促す。</p> <p>第5章 突発的な豪雨等への対策（ゲリラ豪雨・雷・竜巻）</p> <p style="text-align: right;">【防災危機管理課】</p> <p>気象状況の変化や都市化の進展に伴い、大気が不安定になる気象状況が多くなっていることから、いわゆるゲリラ豪雨と呼ばれる突発的な集中豪雨が多発している。また、落雷を伴った豪雨の発生が増えているほか、突風や竜巻の発生も危惧されている。こうした予測が難しいこれらの災害に対しては、洪水ハザードマップ等を通じて区民に対応策等を啓発すると共に、ホームページ、SNS、区民安全・安心メール、デジタルサイネージ等を通じて情報提供を行い、被害の軽減を図る。</p>	<p>修正案</p> <p>第5章 区民への風水害対策の啓発と情報提供</p> <p style="text-align: right;">【防災危機管理課・広報広聴課・福祉部】</p> <p>1 区民への風水害対策や浸水防止対策の啓発</p> <p>風水害対策の啓発として、防災チェックブックや洪水ハザードマップ等のパンフレット類や大田区ホームページ、防災ポータルサイト等を通じて、風水害への予防対策、土のうや水のうによる浸水防止対策などの情報周知を行い、区民自身が風水害対策を行うことの重要性を啓発して被害の軽減を図る。</p> <p>また、家屋倒壊等氾濫想定区域に該当する住民に対しては、啓発物を配布するなど、風水害時の適切な避難行動について理解を促す。</p> <p><u>2 マイ・タイムラインの普及啓発</u></p> <p><u>大雨や台風などが接近した際に、自分や家族がとる行動を事前に決めておくことで、慌てずに適切な避難行動をとることができる。講習会や作成支援動画を通じて、区民のマイ・タイムライン作成を促進する。</u></p> <p><u>また、要配慮者やその支援者を対象とした講習会を実施し、要配慮者のためのマイ・タイムライン作成も推進する。</u></p> <p>3 区民への情報提供</p> <p>台風の接近や集中豪雨の発生など浸水等の危険が予想される際には、気象情報、降雨量及び河川監視カメラによる水位の状況等、区民が早期に情報を察知し、事前の対策や速やかな対応行動をとれるよう防災アプリ、防災ポータルサイト、大田区ホームページ、SNSツール、区民安全・安心</p>

現行（令和3年修正）	修正案
<p>第6章 区民への風水害対策の啓発と情報提供</p> <p style="text-align: right;">【防災危機管理課・広報広聴課】</p> <p>1 区民への風水害対策や浸水防止対策の啓発</p> <p>風水害対策の啓発として、防災チェックブックや洪水ハザードマップ等のパンフレット類やホームページ等を通じて、風水害への予防対策、土のうや水のうによる浸水防止対策などの情報周知を行い、区民自身が風水害対策を行うことの重要性を啓発して被害の軽減を図る。</p> <p>また、家屋倒壊等氾濫想定区域に該当する住民に対しては、啓発物を配布するなど、風水害時の適切な避難行動について理解を促す。</p> <p><u>2</u> 区民への情報提供</p> <p>台風の接近や集中豪雨の発生など浸水等の危険が予想される際には、気象情報、降雨量及び河川監視カメラによる水位の状況等、区民が早期に情報を察知し、事前の対策や速やかな対応行動をとれるよう区ホームページ、<u>SNS</u>、区民安全・安心メール、デジタルサイネージ等の広報媒体を通じて区民へ注意喚起や必要な緊急情報の提供を行う。</p>	<p>メール、デジタルサイネージ等の広報媒体を通じて区民へ注意喚起や必要な緊急情報の提供を行う。</p> <p><u>第6章 防災行動力の向上</u></p> <p><u>（※現行版第4部第1編第4章から移行。内容変更なし）</u></p> <p>第1節 風水害連絡会 【都市基盤整備部・防災危機管理課】</p> <p>1 目的</p> <p>風水害等からの被害を未然に防ぎ、被害を最小限にとどめるためには、区は日頃から警察署・消防署・水防関係機関等と密接に連携を保つことが重要である。このことから、水防法第34条（水防協議会）に基づき、風水害連絡会を開催し、課題の抽出・解決や区の現状等の把握に努めることとする。</p> <p>第2節 水防訓練 【都市基盤整備部】</p> <p>1 目的</p> <p>水防法第7条（都道府県の水防計画）に基づき、大田区地域防災計画の一環として水防工法の完全な習熟を図り水防態勢の万全を期するため、防災関係機関と協力して水防訓練を実施する。</p> <p>2 実施方針</p> <p>同時多発的に発生する水災に対し、区民、防災関係機関、行政がそれぞれの役割に基づき、以下のとおり参加、協力できる内容とする。</p> <p>(1) 区民や事業所等が、自助又は共助の活動を実施する訓練を行う</p> <p>(2) 災害時協力団体は、協定等に基づいた役割について訓練を行う。</p> <p>(3) 区及び関係機関は、水防工法を行うとともに連絡調整訓練を行う。</p>

現行（令和3年修正）	修正案
	<p>3 訓練内容</p> <p>（1）訓練種目</p> <p>ア 基本訓練 都市基盤整備部が、水防資器材を使用し各種基礎技術の習得を目的として行う訓練。</p> <p>イ 大田区合同水防訓練 基本訓練を踏まえた上で、消防機関や防災関係機関との連携を図る訓練。</p> <p>（2）参加機関 自治会・町会、災害時支援ボランティア、災害時協力団体、東京消防庁第二方面本部、各消防署・消防団、防災関係機関、大田区等</p> <p>（3）訓練期日 大田区合同水防訓練は、原則として水防月間中に実施する。</p>

【本編】第4部 風水害予防・応急・復旧計画

現行（令和3年修正）	修正案
<p>第3編 都市施設対策</p> <p>第1章 ライフライン施設 （略）</p> <p>第2章 道路及び交通施設等 （略）</p> <p>第4編 地域防災力の向上</p> <p>第1章 風水害における自助活動 （略）</p> <p><u>第2章 洪水ハザードマップ等の活用によるわが家の危険度の確認</u></p> <p>第3章 風水害における避難行動 （略）</p> <p>第4章 風水害における共助活動 （略）</p> <p>第5章 避難確保計画の作成推進及び訓練の実施</p> <p>平成29年5月の水防法改正及び平成29年6月の土砂災害防止法改正により浸水想定区域内及び土砂災害（特別）警戒区域内にある要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し避難確保計画の作成や避難訓練の実施が義務化され、利用者の確実な避難確保を図ることとされた。</p> <p>また、多摩川洪水浸水想定区域図、高潮浸水想定区域図、土砂災害（特別）警戒区域、城南地区河川浸水予想区域図、野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域浸水予想区域図（<u>令和元年6月公表</u>）が公表されている。</p> <p>（略）</p>	<p>第3編 都市施設対策</p> <p>第1章 ライフライン施設 （略）</p> <p>第2章 道路及び交通施設等 （略）</p> <p>第4編 地域防災力の向上</p> <p>第1章 風水害における自助活動 （略）</p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>（※第2章「洪水ハザードマップ等の活用によるわが家の危険度の確認」の内容は第1章に集約）</u></p> <p>第2章 風水害における避難行動 （略）</p> <p>第3章 風水害における共助活動 （略）</p> <p>第4章 避難確保計画の作成推進及び訓練の実施</p> <p>平成29年5月の水防法改正及び平成29年6月の土砂災害防止法改正により浸水想定区域内及び土砂災害（特別）警戒区域内にある要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し避難確保計画の作成や避難訓練の実施が義務化され、利用者の確実な避難確保を図ることとされた。</p> <p>また、多摩川洪水浸水想定区域図、高潮浸水想定区域図、土砂災害（特別）警戒区域、城南地区河川浸水予想区域図、野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域浸水予想区域図が公表されている。</p> <p>（略）</p>

【本編】第4部 風水害予防・応急・復旧計画

現行（令和3年修正）	修正案
<p>第5編 風水害に対する活動体制の整備</p> <p>第1章 区水防態勢の組織・運営</p> <p>第1節 区の責務</p> <p>（略）</p> <p>第2節 活動態勢の確立</p> <p>（略）</p> <p>第3節 水防態勢の設置基準</p> <p>（略）</p> <p>第4節 水防指揮本部</p> <p>（略）</p> <p>1 水防指揮本部の組織・運営</p> <p>（1）水防指揮本部の構成員</p> <p>水防指揮本部は、都市基盤整備部長を長（水防指揮本部長）とし、<u>危機管理室長、地域力推進部長、まちづくり推進部長、福祉部長、健康政策部長、企画経営部長、他各関係部局</u>の管理職を構成員とする。なお、水防指揮本部の構成員については、状況に応じて水防指揮本部長の権限において、地域防災計画及び大田区水防マニュアルに記載のない所属の管理職についても、傘下とすることができる。</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>第5編 風水害に対する活動体制の整備</p> <p>第1章 区水防態勢の組織・運営</p> <p>第1節 区の責務</p> <p>（略）</p> <p>第2節 活動態勢の確立</p> <p>（略）</p> <p>第3節 水防態勢の設置基準</p> <p>（略）</p> <p>第4節 水防指揮本部</p> <p>（略）</p> <p>1 水防指揮本部の組織・運営</p> <p>（1）水防指揮本部の構成員</p> <p>水防指揮本部は、都市基盤整備部長を長（水防指揮本部長）とし、<u>以下</u>の管理職を構成員とする。なお、水防指揮本部の構成員については、状況に応じて水防指揮本部長の権限において、地域防災計画及び大田区水防マニュアルに記載のない所属の管理職についても、傘下とすることができる。</p> <p><u>【部長級】</u></p> <p><u>危機管理室長、地域力推進部長、まちづくり推進部長※、企画経営部長、総務部長、観光・国際都市部長、区民部長、福祉部長、健康政策部長、こども家庭部長、教育総務部長</u></p>

現行（令和3年修正）	修正案	
<p><u>（新設）</u></p>	<p><u>【課長級】</u></p>	
	<p><u>部</u></p>	<p><u>課長</u></p>
	<p><u>都市基盤整備部</u></p>	<p><u>都市基盤管理課長、道路課長、都市基盤計画調整担当課長</u></p>
	<p><u>防災危機管理課</u></p>	<p><u>防災危機管理課長、防災計画担当課長、防災支援担当課長、生活安全担当課長</u></p>
	<p><u>地域力推進部</u></p>	<p><u>地域力推進課長</u></p>
	<p><u>まちづくり推進部</u> <u>（空港まちづくり本部）</u> <u>（鉄道・都市づくり部）</u></p>	<p><u>都市計画課長、防災まちづくり課長</u> <u>建築調整課長、建築審査課長</u> <u>空港まちづくり課長、鉄道・都市づくり課長</u></p>
	<p><u>企画経営部</u></p>	<p><u>広聴広報課長</u></p>
	<p><u>総務部</u></p>	<p><u>総務課長</u></p>
	<p><u>観光・国際都市部</u></p>	<p><u>観光課長、国際都市・多文化共生推進課長</u></p>
	<p><u>区民部</u></p>	<p><u>戸籍住民課長</u></p>
	<p><u>福祉部</u></p>	<p><u>福祉管理課長、高齢福祉課長、介護保険課長、障害福祉課長</u></p>
	<p><u>健康政策部</u></p>	<p><u>健康医療政策課長、災害時医療担当課長</u></p>
	<p><u>こども家庭部</u></p>	<p><u>子育て支援課長、保育サービス課長</u></p>
	<p><u>教育総務部</u></p>	<p><u>教育総務課長</u></p>
<p><u>※空港まちづくり本部長及び鉄道・都市づくり部長は、まちづくり推進部に所属し、当該部長補佐とする。</u></p>		

現行（令和3年修正）	修正案
<p>(略)</p> <p>(3) 水防指揮本部の設置場所 <u>水防指揮本部本部員室は、</u>本庁舎5階の防災危機管理課情報処理室に設置する。</p> <p>(略)</p> <p>2 水防指揮本部の所掌事務 水防指揮本部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 水防態勢の動員配備に関すること。 (2) 区長<u>又は</u>副区長に対しての協議・報告に関すること。 (3) 気象情報の収集、分析及び伝達に関すること。 (4) 区各部の連絡調整に関すること。 (5) 水防活動等の実施の指揮命令及び総合調整に関すること。 (6) <u>消防機関及び</u>関係機関に対する連絡、出動要請及び応援要請に関すること。 (7) 避難に関すること。 (8) 水害時緊急避難場所等の開設及び避難者の<u>受入</u>に関すること。 (9) 警戒区域の設定及び当該区域への立入制限等に関すること。 (10) 災害対策本部設置の判断に関すること。 (11) その他区長が必要と認めること <u>及び重要な災害対策に関すること。</u></p> <p>3 配備態勢 (略)</p> <p>(1) 各部の水防業務分担内容（水防二次態勢以下の態勢時） <u>(表略)</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(3) 水防指揮本部の設置場所 <u>勤務時間内においては、本庁舎7階の都市基盤管理課に設置するが、</u> <u>夜間・休日においては</u>本庁舎5階の防災危機管理課情報処理室に設置する。</p> <p>(略)</p> <p>2 水防指揮本部の所掌事務 水防指揮本部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 水防態勢の動員・配備に関すること。 (2) 区長<u>及び</u>副区長に対しての協議・報告に関すること。 (3) 気象情報<u>や被害情報等</u>の収集、分析及び伝達に関すること。 (4) 区各部の連絡調整に関すること。 (5) 水防活動等の実施の指揮命令及び総合調整に関すること。 (6) <u>防災関係機関・団体</u>に対する連絡、出動要請及び応援要請に関すること。 (7) 避難に関すること。 (8) 水害時緊急避難場所等の開設及び避難者の<u>救援</u>に関すること。 (9) 警戒区域の設定及び当該区域への立入制限等に関すること。 (10) 災害対策本部設置の判断に関すること。 (11) その他区長 <u>及び副区長、水防指揮本部長</u>が必要と認めること。</p> <p>3 配備態勢 (略)</p> <p>(1) 各部の水防業務分担内容（水防二次態勢以下の態勢時） <u>(別紙10のとおり)</u></p> <p>(略)</p>

現行（令和3年修正）	修正案
<p>第5節 除雪対策 （略）</p> <p>1 除雪本部の設置 （略）</p> <p>（2）<u>その他本部長（都市基盤整備部長）が必要であると認めたとき。</u></p> <p>（略）</p> <p>4 除雪本部における各部の分掌事務 <u>（表略）</u></p> <p>第6節 水防マニュアルの作成 （略）</p> <p>第7節 水防用資器材の備蓄 （略）</p> <p>第2章 水防機関の活動態勢</p> <p>第1節 都の態勢及び活動 （略）</p> <p>1 水防本部の設置、廃止、統合</p> <p>（1）建設局長は、<u>次の場合に</u>水防本部を設置するものとする。 <u>ア 大雨、津波、高潮及び洪水のいずれかの警報が発せられたとき。</u> <u>イ 国管理河川のいずれかに洪水予報が発せられたとき。</u> <u>ウ 国管理及び都管理の河川のいずれかに水防警報が発せられたとき。</u> <u>エ その他都建設局長が必要と認めたとき。</u></p> <p>（2）水防本部長は、<u>次の場合に</u>水防本部を廃止するものとする。 <u>警戒配備態勢を解除したとき、又は災害発生のおそれなくなったと認めたとき。</u></p>	<p>第5節 除雪対策 （略）</p> <p>1 除雪本部の設置 （略）</p> <p>（2）<u>道路上の積雪が概ね10 cm以上となったとき。</u> <u>（3）</u>その他本部長（都市基盤整備部長）が必要であると認めたとき。</p> <p>（略）</p> <p>4 除雪本部における各部の分掌事務 <u>（別紙11のとおり）</u></p> <p>第6節 水防マニュアルの作成 （略）</p> <p>第7節 水防用資器材の備蓄 （略）</p> <p>第2章 水防機関の活動態勢</p> <p>第1節 都の態勢及び活動 （略）</p> <p>1 水防本部の設置、廃止、統合</p> <p>（1）<u>水防本部長（建設局長）は、警戒配備態勢・非常配備態勢のとき、または必要と認めたとき、</u>水防本部を設置する。</p> <p>（2）水防本部長は、<u>警戒配備態勢を解除したとき、または災害発生のおそれなくなったと認めたとき、</u>水防本部を廃止する。</p>

現行（令和3年修正）	修正案
<p><u>（新設）</u></p> <p>（3）水防本部は、災害対策本部等が設置された場合には次のとおりとなる。</p> <p>ア 都災害対策本部が設置された場合には、同本部が廃止されるまでの間、それに統合される。</p> <p>イ 都応急対策本部が設置された場合には、同本部が廃止されるまでの間、その構成局の一つとなる。</p> <p>ウ 都災害即応対策本部が設置された場合には、同本部が廃止されるまでの間、緊密な連携のもと水防活動を行う。</p> <p>2 態勢</p> <p><u>建設局長</u>（水防本部長）は、都が分担する水防活動に万全を期するため、気象、水害等に応じて次表の基準を目安に態勢を指示するものとする。</p> <p>なお、各事務所の態勢人員は、当該所管地域の特性等を考慮し、河川部長に協議のうえ、各事務所長が定めるものとする。</p> <p><u>（表略）</u></p> <p>第2節 都港湾局の態勢及び措置 （略）</p> <p>第3節 京浜河川事務所の活動 （略）</p> <p>第4節 東京消防庁の活動態勢 （略）</p> <p>2 水災警防本部等の運営 （略）</p>	<p><u>（3）水防本部を設置又は廃止したとき、水防本部長は、一般に公表する。</u></p> <p><u>（4）水防本部の態勢は、水防態勢の基準をもとに、水防本部長が指示する。</u></p> <p>（5）水防本部は、災害対策本部等の設置により、以下のとおりになる。</p> <p>① <u>東京都</u>災害対策本部が設置された場合、同本部が廃止されるまで、それに統合される。</p> <p>② <u>東京都</u>応急対策本部が設置された場合、同本部が廃止されるまで、その構成局の一つとなる。</p> <p>③ <u>東京都</u>災害即応対策本部が設置された場合、同本部が廃止されるまでの間、緊密な連携のもと水防活動を行う。</p> <p>2 態勢</p> <p>水防本部長（<u>建設局長</u>）は、都が分担する水防活動に万全を期するため、気象、水害等に応じて次表の基準を目安に態勢を指示するものとする。</p> <p>なお、各事務所の態勢人員は、当該所管地域の特性等を考慮し、河川部長に協議のうえ、各事務所長が定めるものとする。</p> <p><u>（別紙12のとおり）</u></p> <p>第2節 都港湾局の態勢及び措置 （略）</p> <p>第3節 京浜河川事務所の活動 （略）</p> <p>第4節 東京消防庁の活動態勢 （略）</p> <p>2 水災警防本部等の運営 （略）</p>

現行（令和3年修正）	修正案
<p><u>（新設）</u></p> <p>3 水防活動 （略）</p> <p>（3）水防活動</p> <p>エ 避難の処置</p> <p>水災の状況から付近住民の安全確保が困難であると判断される場合は、水防管理者（区長）及び警察署長に通報し、避難に関して協議する。</p> <p>また、避難指示<u>（緊急）</u>が発令された場合には、避難を指示された区域内にある者に伝達し、関係機関と協力して住民等が安全で速やかな避難ができるよう必要な措置をとる。</p> <p>（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p>	<p><u>（4）区本部への要員の派遣</u></p> <p><u>区本部との情報共有と意思決定の迅速化を図るため、必要な要員を派遣する。</u></p> <p>3 水防活動 （略）</p> <p>（3）水防活動</p> <p>エ 避難の処置</p> <p>水災の状況から付近住民の安全確保が困難であると判断される場合は、水防管理者（区長）及び警察署長に通報し、避難に関して協議する。</p> <p>また、<u>高齢者等避難及び</u>避難指示が発令された場合には、避難を指示された区域内にある者に伝達し、関係機関と協力して住民等が安全で速やかな避難ができるよう必要な措置をとる。</p> <p>（略）</p> <p><u>第3章 水防態勢から災害対策本部態勢への移行</u></p> <p><u>第1節 水防指揮本部から災害対策本部への移行判断基準</u></p> <p><u>水防態勢時において、区内の広い地域に警戒レベル3以上を発令する場合等、今後大田区に甚大な被害が発生する恐れがあるときまたは発生した場合に水防態勢から災害対策本部態勢へ移行する。</u></p> <p><u>その他以降判断基準は、資料編14-4「各水防態勢の設置基準」を参照のこと。</u></p> <p><u>第2節 水防指揮本部から災害対策本部への移行要領</u></p> <p><u>1 災害対策本部設置の決定</u></p> <p><u>区長、その他代行者は、「第1節 水防指揮本部から災害対策本部への移行判断基準」に基づき、災害対策本部の設置を決定する。</u></p>

現行（令和3年修正）	修正案
	<p><u>2 災害対策本部設置の通知及び公表</u> <u>災害対策本部が設置された場合、本部長は本部員（各部長）及び都知事へ通知する。</u> <u>また、必要に応じて指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の長及び代表者、隣接の区長及び市長に通知する。</u></p> <p><u>3 非常配備態勢の決定及び職員参集指示</u> <u>災害対策本部が設置された場合、本部長は非常配備態勢を決定し、本部員及びその他本部の職員を配備する。</u> <u>通知を受けた本部員は、所属職員へ参集指令を発すること。</u></p> <p><u>4 本部長室及び事務局の設置</u> <u>本部長室は、原則として本庁舎5階特別会議室に設置する。災害対策本部事務局は、原則として本庁舎庁議室及び情報処理室に設置する。</u></p> <p><u>5 その他</u> <u>水防指揮本部態勢から災害対策本部態勢へ移行した場合、災害対策本部としての機能を確立するまでは水防指揮本部としての態勢を維持し、円滑な移行を図る。</u></p>

【本編】第4部 風水害予防・応急・復旧計画

現行（令和3年修正）	修正案
<p>第6編 情報の収集及び伝達 （略）</p> <p>第1章 情報収集 （略）</p> <p>第1節 気象情報 （略）</p> <p>（1）種類と発表基準 <u>（表略）</u> （略）</p> <p>第2節 多摩川洪水予報 （略）</p> <p>3 洪水予報伝達系統図 <u>（表略）</u></p> <p>第3節 多摩川水防警報 （略）</p> <p>3 水防警報連絡系統図 <u>（表略）</u> （略）</p> <p>第4節 雨量・河川水位情報 （略）</p> <p>（1）多摩川 <u>（表略）</u> （略）</p> <p>（3）丸子川 <u>（表略）</u> （略）</p> <p>第5節 東京都災害情報システム等からの情報提供</p>	<p>第6編 情報の収集及び伝達 （略）</p> <p>第1章 情報収集 （略）</p> <p>第1節 気象情報 （略）</p> <p>（1）種類と発表基準 <u>（別紙13のとおり）</u> （略）</p> <p>第2節 多摩川洪水予報 （略）</p> <p>3 洪水予報伝達系統図 <u>（別紙14のとおり）</u></p> <p>第3節 多摩川水防警報 （略）</p> <p>3 水防警報連絡系統図 <u>（別紙15のとおり）</u> （略）</p> <p>第4節 雨量・河川水位情報 （略）</p> <p>（1）多摩川 <u>（別紙16のとおり）</u> （略）</p> <p>（3）丸子川 <u>（別紙17のとおり）</u> （略）</p> <p>第5節 東京都災害情報システム等からの情報提供</p>

現行（令和3年修正）	修正案
<p>(略)</p> <p>第2章 情報伝達</p> <p>第1節 情報伝達体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第2節 情報伝達手段</p> <p>災害情報の伝達には、区防災行政無線、区ホームページ、広報車両、区民安全・安心メール、<u>SNS</u>、エリアメール・緊急速報メール、デジタルサイネージ等を使用する。</p> <p>1 防災行政無線（固定系）</p> <p>防災行政無線の固定系無線により、災害概況・指示広報等を行い、住民への周知を図る。避難<u>勧告</u>等発令時には、区民に避難情報を迅速かつ確実に伝え、適切な避難行動を促すため、防災行政無線のサイレン吹鳴とともに広報を行う。また、無線放送を聞き取りやすい速度に変換し、電話で内容を確認できる防災行政無線電話応答サービスにより、確実な情報伝達を図る。</p> <p>なお、本庁舎、各特別出張所、大田区産業プラザ、大田区民ホールアプリコ、大田区総合体育館では、デジタルサイネージ（電子掲示板）により、防災行政無線の文字情報を表示し、聴覚障がい者等の要配慮者への周知も図る。</p> <p>2 広報車両</p> <p>危険が予想される地域に広報車両を出動させ、情勢に応じた効果的な情報伝達を行う。</p> <p>3 <u>区ホームページ、SNS</u></p> <p>(1) 大田区ホームページ及び大田区ホームページ携帯サイト（携帯電話用</p>	<p>(略)</p> <p>第2章 情報伝達</p> <p>第1節 情報伝達体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第2節 情報伝達手段</p> <p>災害情報の伝達には、区防災行政無線、<u>防災アプリ、防災ポータルサイト、大田区</u>ホームページ、広報車両、区民安全・安心メール、<u>SNS ツール</u>、エリアメール・緊急速報メール、デジタルサイネージ等を使用する。</p> <p>1 防災行政無線（固定系）</p> <p>防災行政無線の固定系無線により、災害概況・指示広報等を行い、住民への周知を図る。避難<u>指示</u>等発令時には、区民に避難情報を迅速かつ確実に伝え、適切な避難行動を促すため、防災行政無線のサイレン吹鳴とともに広報を行う。また、無線放送を聞き取りやすい速度に変換し、電話で内容を確認できる防災行政無線電話応答サービスにより、確実な情報伝達を図る。</p> <p>なお、本庁舎、各特別出張所、大田区産業プラザ、大田区民ホールアプリコ、大田区総合体育館では、デジタルサイネージ（電子掲示板）により、防災行政無線の文字情報を表示し、聴覚障がい者等の要配慮者への周知も図る。</p> <p>2 広報車両</p> <p>危険が予想される地域に広報車両を出動させ、情勢に応じた効果的な情報伝達を行う。</p> <p>3 <u>インターネット、SNSツール</u></p> <p>(1) 大田区ホームページ及び大田区ホームページ携帯サイト（携</p>

現行（令和3年修正）	修正案
<p>の大田区ホームページ）において、災害概況や具体的な避難指示（<u>緊急</u>）などの「緊急災害情報」を提供する。災害の規模や緊急性に応じて、トップページに緊急情報エリアを設置し、重点的な災害情報提供を実現する。大田区ホームページにおいては、外国語による災害関連情報の提供も合わせて行う。なお、アクセス集中対策として、令和元年度にサーバー及び回線の強化を行っている。</p> <p>(2) <u>SNS</u>を活用し、災害概況や避難指示（<u>緊急</u>）などの「緊急災害情報」を拡散性が高いという特徴を活かし、広く提供していくとともに、<u>大田区ホームページ</u>への誘導を行い、情報の信頼性の確保と詳細な情報提供をしていく。</p> <p>4 区民安全・安心メール、エリアメール・緊急速報メール</p> <p>(1) 登録制のメール配信サービスである区民安全・安心メールを活用し、防災情報、気象情報、地震情報、気象情報、防災行政無線情報等を配信する。</p> <p>(2) エリアメール・緊急速報メールは、大田区内の携帯電話に対して事前の登録を必要とせずに緊急情報を配信することができる。大田区内にいる方々へ、避難指示（<u>緊急</u>）や<u>避難勧告</u>などの情報を提供する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>5</u> ケーブルテレビなど</p> <p>「災害時におけるケーブルテレビ事業者との相互協力に関する協定」に基づき、災害情報等の放送を区内ケーブルテレビ事業者に要請する。このほかのラジオ、テレビによる広報については、「第2部第4編第2</p>	<p>帯電話用の大田区ホームページ）において、災害概況や具体的な避難指示などの「緊急災害情報」を提供する。災害の規模や緊急性に応じて、トップページに緊急情報エリアを設置し、重点的な災害情報提供を実現する。大田区ホームページにおいては、外国語による災害関連情報の提供も合わせて行う。なお、アクセス集中対策として、令和元年度にサーバー及び回線の強化を行っている。</p> <p>(2) <u>SNSツール</u>を活用し、災害概況や避難指示などの「緊急災害情報」を拡散性が高いという特徴を活かし、広く提供していくとともに、<u>防災ポータルサイト</u>への誘導を行い、情報の信頼性の確保と詳細な情報提供をしていく。</p> <p>4 区民安全・安心メール、エリアメール・緊急速報メール</p> <p>(1) 登録制のメール配信サービスである区民安全・安心メールを活用し、防災情報、気象情報、地震情報、気象情報、防災行政無線情報等を配信する。</p> <p>(2) エリアメール・緊急速報メールは、大田区内の携帯電話に対して事前の登録を必要とせずに緊急情報を配信することができる。大田区内にいる方々へ、避難指示などの情報を提供する。</p> <p><u>5 防災アプリ、防災ポータルサイト</u></p> <p><u>庁内の防災情報システムと連携し、最新の避難発令状況や避難所開設状況等、災害に関する様々な情報を防災アプリ、防災ポータルサイトを通じて、より分かりやすく区民の方々へ情報提供する。</u></p> <p><u>6</u> ケーブルテレビなど</p> <p>「災害時におけるケーブルテレビ事業者との相互協力に関する協定」に基づき、災害情報等の放送を区内ケーブルテレビ事業者に要請する。このほかのラジオ、テレビによる広報については、「第2部第4編第2章第4</p>

【本編】第4部 風水害予防・応急・復旧計画

現行（令和3年修正）		修正案	
<p>章第4節 放送要請」に基づき実施する。この場合の要請は、広報課が あたる。</p> <p>6 関係各機関の広報活動</p>		<p>節 放送要請」に基づき実施する。この場合の要請は、<u>広聴</u>広報課があ たる。</p> <p>7 関係各機関の広報活動</p>	
各消防署	<p>(略)</p> <p>(2) 広報手段</p> <p>(略)</p> <p>ウ ホームページ</p> <p>(略)</p>	各消防署	<p>(略)</p> <p>(2) 広報手段</p> <p>(略)</p> <p>ウ <u>デジタルサイネージ</u>、ホームページ、<u>消防アプリ及びSNS</u></p> <p>(略)</p>
各警察署	<p>(1) 提供する情報は次のとおりである。</p> <p><u>ア</u> 気象庁の情報</p> <p><u>イ</u> 地域の被害状況<u>及び見通し</u></p> <p><u>ウ</u> ライフライン等の被害状況<u>及び見通し</u></p> <p><u>エ</u> 主要道路・高速道路・橋等の被害状況<u>及び見通し</u></p> <p><u>オ</u> 被災地域・避難場所等に対する警戒状況</p> <p><u>カ</u> その他必要な情報</p> <p>(略)</p>	各警察署	<p>(1) 提供する情報は次のとおりである。</p> <p><u>ア</u> 地域の被害状況</p> <p><u>イ</u> ライフライン等の被害状況</p> <p><u>ウ</u> 主要道路・高速道路・橋等の被害状況</p> <p><u>エ</u> 被災地域・避難場所等に対する警戒状況</p> <p><u>オ</u> その他必要な情報</p> <p>(略)</p>
(略)		(略)	
<p>第7編 水防対策</p> <p>第8編 応援協力・派遣要請</p> <p>第9編 警備・救助対策</p> <p>第10編 ボランティアとの連携・協働</p> <p>第11編 緊急輸送対策</p>		<p>第7編 水防対策</p> <p>第8編 応援協力・派遣要請</p> <p>第9編 警備・救助対策</p> <p>第10編 ボランティアとの連携・協働</p> <p>第11編 緊急輸送対策</p>	

【本編】第4部 風水害予防・応急・復旧計画

現行（令和3年修正）	修正案
<p>第12編 救助・救急対策 第13編 医療救護等対策 （略）</p> <p>第14編 避難対策 第1章 避難行動の原則 （略）</p> <p>気象現象が激甚化するなか、特に突発的な災害や激甚な災害では、避難<u>勧告</u>等の発令が間に合わないこともある。 （略）</p> <p><u>第2章タイムラインの前提となる立ち退き避難が必要な災害の事象</u> <u>（※修正案第4部第1編第3章へ移行。）</u></p> <p>（1）タイムライン（防災行動計画）とは タイムラインとは、災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定し、共有したうえで、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画をいう。</p> <p>区は、想定される状況の進展に応じ、避難情報等の発令基準を明確化するとともに区民の早めの避難行動を促すことを目的として、高潮浸水想定、多摩川最大規模浸水想定、城南地区河川浸水想定、土砂災害警戒情報等をもとに、3種類のタイムラインを作成した。</p> <p>タイムライン① 超大型台風による高潮災害、多摩川氾濫ケース 室戸台風級の台風（910hPa）の接近による高潮及び多摩川流域48時間総雨量588mm、呑川などの流域24時間総雨量690mmの降雨が発生するシナリオ</p> <p>タイムライン② 多摩川流域の豪雨による多摩川及び中小河川氾濫ケース 線状降水帯などの発生により、多摩川流域48時間総雨量588mm及び呑川な</p>	<p>第12編 救助・救急対策 第13編 医療救護等対策 （略）</p> <p>第14編 避難対策 第1章 避難行動の原則 （略）</p> <p>気象現象が激甚化するなか、特に突発的な災害や激甚な災害では、避難<u>指示</u>等の発令が間に合わないこともある。 （略）</p> <p><u>（新タイムラインは別紙25参照）</u></p>

【本編】第4部 風水害予防・応急・復旧計画

現行（令和3年修正）				修正案			
<p>どの流域 24 時間総雨量 690 mmの降雨が発生するシナリオ タイムライン③ 区内への集中豪雨による中小河川氾濫ケース 呑川などの流域に時間雨量 153 mmの降雨が発生するシナリオ</p> <p>第2章 避難指示等の発令及び判断基準 第1節 風水害における避難<u>勧告</u>等の発令 1 避難<u>勧告</u>等の種類 避難<u>勧告</u>等のガイドライン（平成31年3月）において、災害発生のおそれの高まりに応じて、居住者等がとるべき行動を5段階に分け、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」との対応を明確にし、その上で、5段階に区分した「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「警戒レベル相当情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることと<u>なった</u>。</p> <p>（略）</p>				<p>第2章 避難指示等の発令及び判断基準 第1節 風水害における避難<u>指示</u>等の発令 1 避難<u>指示</u>等の種類 避難<u>情報に関する</u>ガイドライン（令和3年5月改定）において、災害発生のおそれの高まりに応じて、居住者等がとるべき行動を5段階に分け、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」との対応を明確にし、その上で、5段階に区分した「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「警戒レベル相当情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることと<u>されている</u>。</p> <p>（略）</p>			
警戒レベル	居住者等がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報	主管	警戒レベル	居住者等がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報	主管
警戒レベル5	<p><u>既に災害が発生している状況であり、垂直避難等の命を守るための最善の行動をとる</u></p>	<p>災害発生情報*</p> <p><u>※災害が発生していることを行政が把握した場合、可能な範囲で発令する。</u></p>	自治体	警戒レベル5	<p><u>指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。</u></p>	<p>緊急安全確保*</p> <p><u>※逃げ遅れ等により立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまったと考えられる場合に、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り</u></p>	自治体

現行（令和3年修正）				修正案			
						<u>確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等すること。</u>	
警戒レベル4	<u>・避難対象地域の人は避難する。</u>	避難勧告 避難指示（緊急）※ <u>※地域の状況に応じて緊急的または重ねて避難を促す場合等に発令する。</u>		警戒レベル4	<u>・危険な場所から全員避難する。（立退き避難又は屋内安全確保）</u>	避難指示	
警戒レベル3		<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>		警戒レベル3	<u>・高齢者等は危険な場所から避難する。（立退き避難又は屋内安全確保）</u> <u>・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。</u>	高齢者等避難	
	(略)				(略)		
<p>(1) マイ・タイムラインに基づき、避難<u>勧告</u>等が発令されていない状況であっても、「自分の命は自分で守る」という考え方のもとに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。</p> <p>(2) 避難対象地域は、0.5m以上の浸水が想定される地域や土砂災害（特別）警戒区域となる。避難<u>勧告</u>等の発令とともに、避難対象地域を指定（区全域、地区、学校防災活動拠点単位あるいは町丁毎）する。 避難対象地域は、想定に基づいて指定するものであり、その地域外であれば一切避難しなくてもよいというものではなく、想定を上回る事象が</p>				<p>(1) マイ・タイムラインに基づき、避難<u>指示</u>等が発令されていない状況であっても、「自分の命は自分で守る」という考え方のもとに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。</p> <p>(2) 避難対象地域は、0.5m以上の浸水が想定される地域や土砂災害（特別）警戒区域となる。避難<u>指示</u>等の発令とともに、避難対象地域を指定（区全域、地区、学校防災活動拠点単位あるいは町丁毎）する。 避難対象地域は、想定に基づいて指定するものであり、その地域外であ</p>			

現行（令和3年修正）	修正案
<p>発生することも考慮して、危険だと感じれば、自発的かつ速やかに避難行動をとる。</p> <p>(3) 台風や低気圧の接近、大気の状態が不安定になる等により、注意報や警報が発表されるような場合には、区や気象庁による避難勧告等の状況を注視し、居住している地域の特性などに応じた災害の危険性の有無を自ら確認し、避難行動を判断することが必要である。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 避難勧告等の発令判断</p> <p>避難情報等は、原則として、各タイムラインに示した条件に基づいて判断する。各タイムラインによりがたい場合は、今後の気象情報（大雨・洪水警報、特別警報等、各河川（多摩川、呑川、内川）の水位情報、土砂災害警戒情報等）の各種情報を総合して判断する。</p> <p>判断にあたっては、大雨・洪水警報、土砂災害警戒情報だけでなく、水位観測所の数値、上流の雨量の予測やダムの放流量、時間当たりの雨量や総雨量のほか、パトロールによる現場の状況把握により、情報を速やかに察知して避難勧告等を発令する。</p>	<p>れば一切避難しなくてもよいというものではなく、想定を上回る事象が発生することも考慮して、危険だと感じれば、自発的かつ速やかに避難行動をとる。</p> <p>(3) 台風や低気圧の接近、大気の状態が不安定になる等により、注意報や警報が発表されるような場合には、区や気象庁による避難勧告<u>指示</u>等の状況を注視し、居住している地域の特性などに応じた災害の危険性の有無を自ら確認し、避難行動を判断することが必要である。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 避難勧告<u>指示</u>等の発令判断</p> <p>避難情報<u>指示</u>等は、原則として、各タイムラインに示した条件に基づいて判断する。各タイムラインによりがたい場合は、今後の気象情報（大雨・洪水警報、特別警報等、各河川（多摩川、呑川、内川）の水位情報、土砂災害警戒情報等）の各種情報を総合して判断する。</p> <p>判断にあたっては、大雨・洪水警報、土砂災害警戒情報だけでなく、水位観測所の数値、上流の雨量の予測やダムの放流量、時間当たりの雨量や総雨量のほか、パトロールによる現場の状況把握により、情報を速やかに察知して避難勧告<u>指示</u>等を発令する。</p>

現行（令和3年修正）				修正案			
第3節 避難 勧告 等の判断基準				第3節 避難 指示 等の判断基準			
1 水害（集中豪雨・河川の氾濫・高潮の発生）				1 水害（集中豪雨・河川の氾濫・高潮の発生）			
(1) 多摩川越水氾濫				(1) 多摩川越水氾濫			
避難 勧告 等の判断基準		観測点 田園調布（上）観測所		避難 指示 等の判断基準		観測点 田園調布（上）観測所	
(水位はA.P(m))				(水位はA.P(m))			
発令情報	警戒レベル3	警戒レベル4	警戒レベル5	発令情報	警戒レベル3	警戒レベル4	警戒レベル5
発令基準	<u>洪水予報レベル2</u> <u>「氾濫注意情報」</u> <u>(6.0m)</u> <u>が発表され、かつ、</u> <u>水位が7.0m以上に達し、「氾濫判断水位」(7.6m)に達する見込みのとき</u>	<u>洪水予報レベル3</u> <u>「氾濫警戒情報」</u> <u>(7.6m)が発表され、かつ、</u> <u>「氾濫危険水位」(8.4m)に達する見込みのとき</u>	<u>洪水予報レベル4</u> <u>「氾濫危険情報」</u> <u>(8.4m)</u> <u>が発表され、かつ</u> <u>水位天端(10.35m)に到達する見込みのとき</u>	発令基準	<u>【氾濫警戒情報】</u> <u>「避難判断水位」(7.6m)に達し、さらに上昇する見込みのとき</u>	<u>【氾濫危険情報】</u> <u>「氾濫危険水位」(8.4m)に達し、さらに上昇する見込みのとき</u>	<u>【氾濫発生情報】</u> <u>氾濫の恐れがある</u> <u>または、「氾濫発生情報」が発表されたとき</u>
対象地域	多摩川流域浸水想定区域図（想定最大規模）において0.5m以上の浸水想定地区			対象地域	多摩川流域浸水想定区域図（想定最大規模）において0.5m以上の浸水想定地区		
避難方法	立ち退き避難、垂直避難、屋内待機			避難方法	立ち退き避難、 <u>屋内安全確保</u> （垂直避難、屋内待機）		<u>緊急安全確保</u>
<u>発令方法</u>	<u>防災無線・広報車・ホームページ・区民安全安心メール・SNS等</u>				<u>(削除)</u>		
(略)				※ <u>参考；計画高水位 10.35m</u>			
				(略)			

【本編】第4部 風水害予防・応急・復旧計画

現行（令和3年修正）				修正案			
（2）内水氾濫（中小河川の氾濫） ア 呑川（東京都第二建設事務所管理） 避難 勧告 等の判断基準 観測点 池上観測所（水位はA.P(m)）				（2）内水氾濫（中小河川の氾濫） ア 呑川（東京都第二建設事務所管理） 避難 指示 等の判断基準 観測点 池上観測所（水位はA.P(m)）			
発令情報	警戒レベル3	警戒レベル4	警戒レベル5	発令情報	警戒レベル3	警戒レベル4	警戒レベル5
発令基準	洪水警報の発表に加え、観測点の水位が急激な上昇により「氾濫危険水位」に達する見込み	<u>観測点の水位が「氾濫発生水位」(5.82m)に達し、今後も雨が降り続く等「氾濫発生水位」に達する見込み</u>	<u>観測点の水位が「氾濫発生水位」(7.22m)に達し、氾濫の恐れがあるまたは、氾濫が発生した場合</u>	発令基準	<u>洪水警報の発表に加え、観測点の水位が急激な上昇により「氾濫危険水位」に達する見込み</u>	<u>【呑川氾濫危険情報】観測点の水位が「氾濫危険水位」(5.82m)に達した場合</u>	<u>観測点の水位が「氾濫発生水位」(7.22m)に達し、氾濫の恐れがあるまたは、氾濫が発生した場合</u>
対象地域	城南地区河川流域浸水予想区域図において0.5m以上の浸水想定地区			対象地域	城南地区河川流域浸水予想区域図において0.5m以上の浸水想定地区		
避難方法	立ち退き避難、垂直避難、屋内待機			避難方法	立ち退き避難、 <u>屋内安全確保</u> （垂直避難、屋内待機）		<u>緊急安全確保</u>
発令方法	<u>防災無線・広報車・ホームページ・区民安全安心メール・SNS等</u>			<u>(削除)</u>			

【本編】第4部 風水害予防・応急・復旧計画

現行（令和3年修正）				修正案			
イ 丸子川（東京都第二建設事務所管理） 避難 <u>勧告</u> 等の判断基準 観測点 滝ノ橋観測所（水位はA.P(m)）				イ 丸子川（東京都第二建設事務所管理） 避難 <u>指示</u> 等の判断基準 観測点 滝ノ橋観測所（水位はA.P(m)）			
発令情報	警戒レベル3	警戒レベル4	警戒レベル5	発令情報	警戒レベル3	警戒レベル4	警戒レベル5
発令基準	洪水警報の発表に加え、観測点の水位が急激な上昇により「氾濫危険水位」に達する見込み	<u>観測点の水位が「氾濫危険水位」相当（10.63m）に達し、今後も雨が降り続く等「氾濫発生水位」に達する見込み</u>	<u>観測点の水位が「氾濫発生水位」（10.93m）に達し、氾濫の恐れがあるまたは、氾濫が発生した場合</u>	発令基準	洪水警報の発表に加え、観測点の水位が急激な上昇により「氾濫危険水位」に達する見込み	<u>【丸子川氾濫危険情報】観測点の水位が、「氾濫危険水位」（10.63m）に到達した場合</u>	<u>観測点の水位が「氾濫発生水位」（10.93m）に達し、氾濫の恐れがあるまたは、氾濫が発生した場合</u>
対象地域	野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域浸水予想区域図において0.5m以上の浸水想定地区			対象地域	野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域浸水予想区域図において0.5m以上の浸水想定地区		
避難方法	立ち退き避難、垂直避難、屋内待機			避難方法	立ち退き避難、 <u>屋内安全確保</u> （垂直避難、屋内待機）	<u>緊急安全確保</u>	
発令方法	<u>防災無線・広報車・ホームページ・区民安全安心メール・SNS等</u>				<u>（削除）</u>		
ウ 内川（東京都第二建設事務所管理） <u>指定河川以外では、避難判断水位等の指定はなく、市区町村が基準を定める必要がある。</u> <u>内川、丸子川については、護岸高の8割程度の水位を氾濫注意水位、</u>				ウ 内川（東京都第二建設事務所管理） <u>指定河川以外では、避難判断水位等の指定はなく、国・都道府県からの助言も踏まえ、それぞれの河川特性等に応じて市区町村が避難情報の発令対象とすること及び発令基準を検討する。</u> <u>内川については、内川排水機場、内川水門の操作及び施設管理業務等</u>			

※なお、当観測点の対象地域は世田谷区だが、当区においても参考として活用する。

現行（令和3年修正）		修正案							
<p><u>9割程度を避難判断水位、護岸高を氾濫危険水位の目安とし、次の通り避難勧告の判断基準とした。</u></p>		<p><u>を河川管理者である東京都から受託している。</u></p> <p><u>気象庁が大雨、津波、高潮及び洪水のいずれかの警報を発令したとき、内川の外水位が基準水位を超えるおそれがあるときは下記のとおり内川水門及び内川排水機場の操作を行う。</u></p> <p><u>これにより、水位は一定で維持されることとなるため、避難指示等の判断基準は定めないこととする。</u></p> <p><u>但し、内川水門又は内川排水機場の不具合等により観測点（内川水門）の内水位が2.5mを超える事態が見込まれる場合等には、内川流域を対象に警戒レベル4を発令する。</u></p>							
発令情報	警戒レベル3	警戒レベル4	警戒レベル5						
発令基準	<p><u>東京都からの発表なし</u></p> <p><u>水位観測点内川水門</u></p>	<p><u>観測点の水位が「注意水位」相当（2.5m）を超え、今後も雨が降り続く等「警戒水位」に達する見込み</u></p>	<p><u>観測点の水位が「警戒水位」相当（2.8m）に達し、今後も雨が降り続く等「危険水位」に達する見込み</u></p> <p><u>観測点の水位が「危険水位」相当（3.1m）に達し、氾濫の恐れがあるまたは、氾濫が発生した場合</u></p>						
対象地域	内川流域								
避難方法	<p><u>屋内安全確保（垂直避難）を原則とし、必要に応じ、避難所開設による立ち退き避難（水平避難）を行う</u></p>								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>操作基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内川水門</td> <td> <p><u>・降雨時</u></p> <p><u>外水位（東京湾の水位）が上昇してA.P. +2.15mで閉鎖開始し、A.P. +2.35mに達した時には水門が閉鎖しているように操作する。</u></p> <p><u>・地震・津波時</u></p> <p><u>震度4以上の地震が発生したときに水位がA.P. +2.2m以上の場合には、直ちに閉鎖する。津波警報が発令された時は、直ちに閉鎖する。</u></p> </td> </tr> <tr> <td>内川排水機場</td> <td> <p><u>・降雨時</u></p> <p><u>水門閉鎖後、内水位（内川の水位）がA.P. +1.8mを維持するように操作する。</u></p> <p><u>・地震・津波時</u></p> <p><u>水門閉鎖後、内水位がA.P. +2.5mを超えないように操作する。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>		施設名	操作基準	内川水門	<p><u>・降雨時</u></p> <p><u>外水位（東京湾の水位）が上昇してA.P. +2.15mで閉鎖開始し、A.P. +2.35mに達した時には水門が閉鎖しているように操作する。</u></p> <p><u>・地震・津波時</u></p> <p><u>震度4以上の地震が発生したときに水位がA.P. +2.2m以上の場合には、直ちに閉鎖する。津波警報が発令された時は、直ちに閉鎖する。</u></p>	内川排水機場	<p><u>・降雨時</u></p> <p><u>水門閉鎖後、内水位（内川の水位）がA.P. +1.8mを維持するように操作する。</u></p> <p><u>・地震・津波時</u></p> <p><u>水門閉鎖後、内水位がA.P. +2.5mを超えないように操作する。</u></p>
施設名	操作基準								
内川水門	<p><u>・降雨時</u></p> <p><u>外水位（東京湾の水位）が上昇してA.P. +2.15mで閉鎖開始し、A.P. +2.35mに達した時には水門が閉鎖しているように操作する。</u></p> <p><u>・地震・津波時</u></p> <p><u>震度4以上の地震が発生したときに水位がA.P. +2.2m以上の場合には、直ちに閉鎖する。津波警報が発令された時は、直ちに閉鎖する。</u></p>								
内川排水機場	<p><u>・降雨時</u></p> <p><u>水門閉鎖後、内水位（内川の水位）がA.P. +1.8mを維持するように操作する。</u></p> <p><u>・地震・津波時</u></p> <p><u>水門閉鎖後、内水位がA.P. +2.5mを超えないように操作する。</u></p>								

現行（令和3年修正）				修正案			
(3) 高潮 避難 <u>勧告</u> 等の判断基準				(3) 高潮 避難 <u>指示</u> 等の判断基準			
発令情報	警戒レベル3	警戒レベル4 <u>(避難勧告)</u>	警戒レベル <u>4</u> <u>(避難指示(緊急))</u>	発令情報	警戒レベル3	警戒レベル4	警戒レベル <u>5</u>
基準観測所	東京（中央区晴海五丁目）		辰巳水門（江東区）	基準観測所	東京（中央区晴海五丁目）		辰巳水門（江東区）
発令基準	発令：気象庁		発令：東京都	発令基準	発令：気象庁		発令：東京都
	高潮注意報（警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている者）	高潮警報	高潮氾濫 <u>危険</u> 情報 ※高潮 <u>氾濫危険</u> 水位(A.P. +3.6m)に達した場合		高潮注意報（警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの）	高潮警報 <u>高潮特別警報</u>	高潮氾濫 <u>発生</u> 情報 ※高潮 <u>特別警戒</u> 水位(A.P. +3.6m)に達した場合
対象地域	高潮浸水想定区域図（想定最大規模）において0.5m以上の浸水想定地区			対象地域	高潮浸水想定区域図（想定最大規模）において0.5m以上の浸水想定地区		
避難方法	立ち退き避難、垂直避難、屋内待機		<u>垂直避難を原則とする。</u>	避難方法	立ち退き避難、 <u>屋内安全確保</u> （垂直避難、屋内待機）		<u>緊急安全確保</u>
発令方法	<u>広報車・ホームページ・区民安全安心メール・SNS等</u>				<u>(削除)</u>		

現行（令和3年修正）					修正案				
2 土砂災害 (略) (2) 避難 <u>勧告</u> 等の判断基準					2 土砂災害 (略) (2) 避難 <u>指示</u> 等の判断基準				
発令情報	注意喚起	警戒レベル3	警戒レベル4	警戒レベル5	発令情報	注意喚起	警戒レベル3	警戒レベル4	警戒レベル5
発令基準	東京都 気象庁発表	大雨警報（土砂災害）	土砂災害警戒情報		東京都 気象庁発表	大雨警報（土砂災害）	土砂災害警戒情報		
			大雨特別警報（土砂災害）				大雨特別警報（土砂災害）		
		<u>(新設)</u>					<u>大雨警報（土砂災害）の危険度分布（薄紫）（非常に危険）</u>		
	パトロール	近隣での前兆現象 湧き水・地下水の濁り、量の変化	近隣での前兆現象 斜面のはらみ、擁壁・道路等のクラック発生	近隣で土砂災害発生 斜面の亀裂、擁壁・道路等のクラック発生		パトロール	近隣での前兆現象 湧き水・地下水の濁り、量の変化	近隣での前兆現象 斜面のはらみ、擁壁・道路等のクラック発生	近隣で土砂災害発生 斜面の亀裂、擁壁・道路等のクラック発生
対象地域	土砂災害（特別）警戒区域				対象地域	土砂災害（特別）警戒区域			
避難方法	自主避難	<u>原則、自らが確保した避難先に立ち退き避難 ただし、避難行動要支援者等は、水害緊急避難 場所へ避難</u>			避難方法	自主避難	<u>立退き避難 （時間的余裕がない場合は、 堅牢な建物の高層階へ避難、 屋外に移動することが危険な 場合は自宅の斜面と反対側の 2階以上の部屋等へ移動）</u>		<u>緊急安全確保</u>
発令方法	<u>広報車・ホームページ・区民安全安心メール・SNS等</u>								
						<u>(削除)</u>			

現行（令和3年修正）	修正案
<p>第4節 避難勧告等の発令・伝達</p> <p>1 事前避難</p> <p>(1) 区長は、台風等の接近に伴い浸水被害や土砂災害などが発生するおそれがあり、立ち退き避難が困難となる夜間や暴風雨の激しい時間帯にあたりと予想される場合は、当該地域の区民に対して、夕方等の明るい時間帯など事前に避難準備・高齢者等避難開始の発令や自主避難を促すよう広報する。</p> <p>(略)</p> <p>2 避難勧告等の発令</p> <p>(1) 避難勧告等の発令</p> <p>区の地域において、区民の生命、身体に危険が及ぶおそれがある場合又はその危険が切迫した場合には、区長は地元関係警察署長及び消防署長と協議のうえ、対象地域、避難経路、避難先を定めて避難勧告等を発令する。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 区長の避難勧告等の発令が困難なとき</p> <p>警察官は、被災地域において著しい危険が切迫している場合において、区長が避難勧告又は指示を発令することができないと認めるとき又は区長からその要求があったときは、住民等に直接避難勧告等を発令することができる。この場合、警察官は直ちに、区長に通知しなければならない。</p> <p>(4) 都知事への報告</p> <p>区長は、区の地域内に避難勧告等を発令した場合には、直ちに都知事に報告する。</p> <p>3 避難勧告等の伝達</p> <p>(1) 避難勧告又は指示の伝達方法は、P164 2部第4編「広報活動」によるとともに、テレビ等のマスコミに情報提供を行い、放送を活用して区民</p>	<p>第4節 避難指示等の発令・伝達</p> <p>1 事前避難</p> <p>(1) 区長は、台風等の接近に伴い浸水被害や土砂災害などが発生するおそれがあり、立ち退き避難が困難となる夜間や暴風雨の激しい時間帯にあたりと予想される場合は、当該地域の区民に対して、夕方等の明るい時間帯など事前に高齢者等避難の発令や自主避難を促すよう広報する。</p> <p>(略)</p> <p>2 避難指示等の発令</p> <p>(1) 避難指示等の発令</p> <p>区の地域において、区民の生命、身体に危険が及ぶおそれがある場合又はその危険が切迫した場合には、区長は地元関係警察署長及び消防署長と協議のうえ、対象地域、避難経路、避難先を定めて避難指示等を発令する。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 区長の避難指示等の発令が困難なとき</p> <p>警察官は、被災地域において著しい危険が切迫している場合において、区長が避難指示を発令することができないと認めるとき又は区長からその要求があったときは、住民等に直接避難指示等を発令することができる。この場合、警察官は直ちに、区長に通知しなければならない。</p> <p>(4) 都知事への報告</p> <p>区長は、区の地域内に避難指示等を発令した場合には、直ちに都知事に報告する。</p> <p>3 避難指示等の伝達</p> <p>(1) 避難指示の伝達方法は、P166 2部第4編「広報活動」によるとともに、テレビ等のマスコミに情報提供を行い、放送を活用して区民等に伝</p>

現行（令和3年修正）	修正案										
<p>等に伝達する。</p> <p>(2) 要配慮者への確実な伝達</p> <p>要配慮者には、避難に時間がかかる場合や、一人では避難できない場合がある。そのため、避難<u>勧告</u>等を迅速かつ確実に受け取れるための連絡体制の整備を進める。</p> <p>区においては、地下街等の指定はない。要配慮者利用施設については、<u>防災上の配慮を要する者が利用する施設</u>として資料編に一覧によりまとめている。当該施設への伝達方法はP164 2部第4編「広報活動」と同様に伝達する。</p> <p><u>(例)</u></p> <table border="1" data-bbox="147 724 1077 1070"> <thead> <tr> <th>担当部</th> <th>連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域力推進部</td> <td>区民センター等</td> </tr> <tr> <td>福祉部</td> <td>特別養護老人ホーム 高齢者在宅サービスセンター 障がい者施設（作業所）等</td> </tr> <tr> <td>こども家庭部</td> <td>保育園、児童館 等</td> </tr> <tr> <td>教育総務部</td> <td>区立小・中学校、幼稚園等</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第4章 避難誘導</p> <p>第1節 避難誘導</p> <p>1 避難誘導</p> <p>(1) 原則的な避難形態</p> <p>避難<u>勧告</u>等が発令された場合の避難形態は、原則として次のとおりとする。</p>	担当部	連絡先	地域力推進部	区民センター等	福祉部	特別養護老人ホーム 高齢者在宅サービスセンター 障がい者施設（作業所）等	こども家庭部	保育園、児童館 等	教育総務部	区立小・中学校、幼稚園等	<p>達する。</p> <p>(2) 要配慮者への確実な伝達</p> <p>要配慮者には、避難に時間がかかる場合や、一人では避難できない場合がある。そのため、避難<u>指示</u>等を迅速かつ確実に受け取れるための連絡体制の整備を進める。</p> <p>区においては、地下街等の指定はない。要配慮者利用施設については、<u>要配慮者利用施設</u>として資料編に一覧によりまとめている。当該施設への伝達方法は第2部第3編第2章 2（7）建築物の耐震性向上の促進の項参照 166 2部第4編「広報活動」と同様に伝達する。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(略)</p> <p>第3章 避難誘導</p> <p>第1節 避難誘導</p> <p>1 避難誘導</p> <p>(1) 原則的な避難形態</p> <p>避難<u>指示</u>等が発令された場合の避難形態は、原則として次のとおりとする。</p> <p>なお、避難<u>指示</u>等が発令される前であっても、目前に危機が迫ってい</p>
担当部	連絡先										
地域力推進部	区民センター等										
福祉部	特別養護老人ホーム 高齢者在宅サービスセンター 障がい者施設（作業所）等										
こども家庭部	保育園、児童館 等										
教育総務部	区立小・中学校、幼稚園等										

現行（令和3年修正）	修正案
<p>なお、避難勧告等が発令される前であっても、目前に危機が迫っているときは、区民は自らの判断で自主的に避難する。</p> <p>(2) 避難誘導方法</p> <p>ア 各警察署</p> <p>(ア) 避難勧告等が出された場合には、防災関係機関の協力を得て、あらかじめ指定された避難場所等へ避難誘導する。</p> <p>(イ) 避難道路等の要所に誘導員を配置するなどして避難誘導にあたる。また、夜間の場合は照明資材を活用して誘導の適正を期するものとする。</p> <p>(ウ) 浸水地域においては、必要により舟艇、ロープ等の資材を活用し避難誘導にあたる。</p> <p>(エ) 避難勧告等に従わない者については、極力説得して避難するよう指導する。</p> <p>(3) 避難誘導に関する協力</p> <p>ア 各消防署</p> <p>(ア) 避難勧告等が出された場合は、災害の規模、気象状況、災害拡大の経路及び部隊の運用状況を勘案し、必要な情報を関係機関に通報する。</p> <p>(略)</p>	<p>るときは、区民は自らの判断で自主的に避難する。</p> <p>(2) 避難誘導方法</p> <p>ア 各警察署</p> <p>(ア) 避難指示等が出された場合には、防災関係機関の協力を得て、あらかじめ指定された避難場所等へ避難誘導する。</p> <p>(イ) 避難道路等の要所に誘導員を配置するなどして避難誘導にあたる。また、夜間の場合は照明資材を活用して誘導の適正を期するものとする。</p> <p>(ウ) 浸水地域においては、必要により舟艇、ロープ等の資材を活用し避難誘導にあたる。</p> <p>(エ) 避難指示等に従わない者については、極力説得して避難するよう指導する。</p> <p>(3) 避難誘導に関する協力</p> <p>ア 各消防署</p> <p>(ア) 高齢者等避難及び避難指示が出された場合は、災害の規模、気象状況、災害拡大の経路及び部隊の運用状況を勘案し、必要な情報を関係機関に通報する。</p> <p>(略)</p>
<p>第5章 水害時緊急避難場所等の開設・運営</p> <p>下記に定めることの他は、「第2部第5編第2章応急対策第4節 避難所の開設・管理運営」の計画を準用する。</p> <p>1 水害時緊急避難場所等開設の前提</p> <p>(1) 避難準備・高齢者等避難開始の発令の際に水害緊急避難場所を開設す</p>	<p>第4章 水害時緊急避難場所等の開設・運営・閉鎖</p> <p style="text-align: right;">【地域力推進部・健康政策部・福祉部・教育総務部】</p> <p>下記に定めることの他は、「第2部第5編第2章応急対策第4節 避難所の開設・管理運営」の計画を準用する。</p> <p>1 水害時緊急避難場所等開設の前提</p> <p>(1) 高齢者等避難の発令の際に水害緊急避難場所を開設する。区が開設する</p>

現行（令和3年修正）	修正案
<p>る。区が開設する「水害時緊急避難場所」は、原則として家屋倒壊等氾濫想定区域外の区立小・中学校等（一部条件付き使用）とし、避難行動要支援者や自ら避難先を確保することが困難な方等を受け入れる。その際、タイムラインに基づき、発令前に水害時緊急避難場所の開設準備を進める。</p> <p>（略）</p> <p>（4）水害時緊急避難場所が不足する場合や避難生活が長期間にわたる場合等は、震災時同様、補完避難所及び福祉避難所を開設する。</p> <p>（略）</p> <p>（6）感染症等による健康観察者（検査により陰性が確認されているが要健康観察期間中の者）及びその家族、付き添い者に関しては、感染拡大防止の観点から別に専用施設を開設し、避難を促す。</p> <p>2 水害時緊急避難場所等の要配慮者対策</p> <p>（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>第6章 園児・児童・生徒の避難</p> <p>（略）</p>	<p>「水害時緊急避難場所」は、原則として家屋倒壊等氾濫想定区域外の区立小・中学校等（一部条件付き使用）とし、避難行動要支援者や自ら避難先を確保することが困難な方等を受け入れる。その際、タイムラインに基づき、発令前に水害時緊急避難場所の開設準備を進める。<u>なお、水害時緊急避難場所の開設・運営は、震災時における学校防災活動拠点組織に準じた運用で実施する。</u></p> <p>（略）</p> <p>（4）水害時緊急避難場所が不足する場合や避難生活が長期間にわたる場合等は、震災時同様、補完避難所及び福祉避難所を<u>追加</u>開設する。</p> <p>（略）</p> <p>（6）感染症等による健康観察者（検査により陰性が確認されているが要健康観察期間中の者）及びその家族、付き添い者に関しては、感染拡大防止の観点から別に専用施設を開設し、<u>専用施設に避難できない健康観察者には水害時緊急避難所の中に健康観察室を設け、</u>避難を促す。</p> <p>2 水害時緊急避難場所等の要配慮者対策</p> <p>（略）</p> <p><u>（3）要配慮者を水害時緊急避難場所内の要配慮者スペース等に円滑に案内できるようにするため、各避難場所において受入訓練を実施する。</u></p> <p><u>（4）風水害時において水害時緊急避難場所で避難生活を送ることが困難な要配慮者の受入先となる福祉避難所についても、更なる確保を目指す。</u></p> <p>第5章 園児・児童・生徒の避難</p> <p>（略）</p>

現行（令和3年修正）	修正案
<p>第7章 社会福祉施設（高齢者施設・障がい者施設等）の利用者の避難（略）</p> <p>第8章 その他の公共施設利用者の避難（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>第9章 <u>被災者の他地区への移送</u></p> <p><u>「第2部第5編第2章応急対策第5節 被災者の他地区への移送」の計画を準用する。</u></p>	<p>第6章 社会福祉施設（高齢者施設・障がい者施設等）の利用者の避難（略）</p> <p>第7章 その他の公共施設利用者の避難（略）</p> <p>第8章 <u>広域避難</u></p> <p><u>東京都では自治体の枠を超えた、広域的な避難について、国や関係機関と検討を進めている。</u></p> <p><u>国と都は首都圏における大規模水害時の大規模・広域避難の実装に向け、特に、行政機関等の関係機関が連携して取り組むべき事項について整理するとともに、関係機関間の連携・役割分担の在り方について検討することを目的とし、平成30年6月に「首都圏における大規模水害広域検討会」を設置した。</u></p> <p><u>令和元年10月に東日本台風（台風第19号）が発生し、広域避難の課題が顕在化した。そこで、検討会では、台風19号で顕在化した課題を踏まえ、現時点での広域避難に関する連携・役割分担の在り方を整理し、中間報告書を取りまとめた。</u></p> <p><u>今後は、浸水しない建物上層階への避難（垂直避難）など、現実的な複数の避難行動を組み合わせた住民避難についても、関係機関と連携しながら検討を行っていく。</u></p> <p><u>（削除）</u></p>

【本編】第4部 風水害予防・応急・復旧計画

現行（令和3年修正）	修正案
<p>第15編 飲料水・食糧・生活必需品等の供給</p> <p>第16編 遺体の取り扱い等</p> <p>第17編 ライフライン施設の応急・復旧対策</p> <p>第18編 公共施設の応急・復旧対策</p> <p>（略）</p> <p>第19編 応急生活対策</p> <p>下記に定めることの他は、「第2部第<u>13</u>編」の計画を準用する。</p> <p>第1章 衛生活動</p> <p>第1節 活動方針</p> <p>（略）</p> <p>第2節 災害衛生活動</p> <p>（略）</p> <p>2 環境衛生指導班</p> <p>（略）</p> <p>（2）環境衛生指導班の業務</p> <p>被災家屋の管理者又は所有者に対し、環境衛生上必要な助言・指導を行う。また、床上浸水家屋には逆性石けん液200を配布し、希望者には手動式噴霧器を貸出して屋内の消毒について指導する。</p> <p>（略）</p> <p>第2章 清掃</p> <p>第1節 活動方針</p> <p>（略）</p>	<p>第15編 飲料水・食糧・生活必需品等の供給</p> <p>第16編 遺体の取り扱い等</p> <p>第17編 ライフライン施設の応急・復旧対策</p> <p>第18編 公共施設の応急・復旧対策</p> <p>（略）</p> <p>第19編 応急生活対策</p> <p>下記に定めることの他は、「第2部第<u>6</u>編」の計画を準用する。</p> <p>第1章 衛生活動</p> <p>第1節 活動方針</p> <p>（略）</p> <p>第2節 災害衛生活動</p> <p>（略）</p> <p>2 環境衛生指導班</p> <p>（略）</p> <p>（2）環境衛生指導班の業務</p> <p>被災家屋の管理者又は所有者に対し、環境衛生上必要な助言・指導を行う。また、床上浸水家屋には逆性石けん液<u>（200倍に希釈して使用）</u>を配布し、希望者には手動式噴霧器を貸出して屋内の消毒について指導する。</p> <p>（略）</p> <p>第2章 清掃</p> <p>第1節 活動方針</p> <p>（略）</p>

現行（令和3年修正）	修正案
<p>第2節 廃棄物処理計画 （略）</p> <p>3 仮置場の設置 （略）</p> <p>（2）仮置場の配置 水害により発生する廃棄物は、主として畳、ふすま、家具、電化製品、生ごみ等であり、これを迅速かつ適正に処理するため、仮置場は分別して搬入排出ができるよう配置する。また、廃棄物の減量等の中間処理を行う破砕設備を設置する。</p> <p>（略）</p> <p>第3章 障害物の除去 第1節 計画方針 （略）</p> <p>第2節 道路関係の障害物除去 （略）</p> <p>第3節 住宅関係の障害物除去 （略）</p> <p>第4章 被害調査 （略）</p>	<p>第2節 廃棄物処理計画 （略）</p> <p>3 仮置場の設置 （略）</p> <p>（2）仮置場の配置 水害により発生する廃棄物は、主として畳、ふすま、家具、電化製品、生ごみ等であり、これを迅速かつ適正に処理するため、仮置場は分別して搬入排出ができるよう配置する。また、廃棄物の減量等の中間処理を行う破砕設備を設置する。<u>なお、畳は発酵すると発火する恐れがあるため、高さをあまり積み上げず雨除けシートをかぶせるなどして発火防止に留意する。</u></p> <p>（略）</p> <p>第3章 障害物の除去 第1節 計画方針 （略）</p> <p>第2節 道路関係の障害物除去 （略）</p> <p>第3節 住宅関係の障害物除去 （略）</p> <p>第4章 被害調査 （略）</p>

【本編】第4部 風水害予防・応急・復旧計画

現行（令和3年修正）	修正案
第20編 災害救助法の適用 第21編 激甚災害の指定 （略）	第20編 災害救助法の適用 第21編 激甚災害の指定 （略）

【本編】第5部 大規模事故等対策計画

現行（令和3年修正）	修正案
<p>第1編 大規模事故など事前対策</p> <p>第1章 計画方針</p> <p>東京は、人口や産業が集中する巨大都市である一方、現在も、木造住宅密集地域が広く分布している。また、高層建築物や不特定多数の者が出入りする大規模な複合用途建築物も多く、火災などが発生した場合、<u>平成13年（2001年）に発生した新宿歌舞伎町ビル火災のような</u>大規模な事故災害になる可能性がある。</p> <p>第2章 火災予防対策</p> <p>第1節 火災の予防</p> <p>1 防火<u>意識</u>の普及徹底</p> <p>（1）区民に対する防災指導</p> <p>ア パンフレット、ポスター、ホームページ等各種の媒体を用いて、防火<u>意識</u>の普及を図る。</p> <p>（略）</p>	<p>第1編 大規模事故など事前対策</p> <p>第1章 計画方針</p> <p>東京は、人口や産業が集中する巨大都市である一方、現在も、木造住宅密集地域が広く分布している。また、高層建築物や不特定多数の者が出入りする大規模な複合用途建築物も多く、火災などが発生した場合、大規模な事故災害になる可能性がある。</p> <p>（略）</p> <p>第2章 火災予防対策</p> <p>第1節 火災の予防</p> <p>1 防火<u>思想</u>の普及徹底</p> <p>（1）区民に対する防災指導</p> <p>ア パンフレット、ポスター、ホームページ等各種の媒体を用いて、防火<u>思想</u>の普及を図る。</p> <p>（略）</p>

現行（令和3年修正）		修正案	
第2節 建築物等の防火対策		第2節 建築物等の防火対策	
1 一般建築物等の防火対策		1 一般建築物等の防火対策	
機 関 名	内 容	機 関 名	内 容
消 防 署	<p>【指導方針】</p> <p>1 建築物の位置、構造及び設備は建築基準法関係法令、消防用設備等は消防法関係法令に基づき、それぞれ定められた技術上の基準に適合した状態に施工及び維持管理するよう指導する。</p> <p>2 建築物に対し、前記第1節の2「火災予防査察」による火災予防査察を実施する。</p> <p>3 <u>小規模雑居ビルに対し、各地で発生した同種ビルの</u>火災を受けて<u>改正された</u>消防法、建築基準法及び火災予防条例のに基づきそれぞれ定められた基準に適合させるなど、防火上の観点から必要な指導を行う。</p>	消 防 署	<p>【指導方針】</p> <p>1 建築物の位置、構造及び設備は建築基準法関係法令、消防用設備等は消防法関係法令に基づき、それぞれ定められた技術上の基準に適合した状態に施工及び維持管理するよう指導する。</p> <p>2 建築物に対し、前記第1節の2「火災予防査察」による火災予防査察を実施する。</p> <p>3 火災の<u>発生</u>を受けて消防法、建築基準法及び火災予防条例の<u>改正が行われた場合</u>に基づきそれぞれ定められた基準に適合させるなど、防火上の観点から必要な指導を行う。</p>

現行（令和3年修正）		修正案	
2 高層建築物の防火対策		2 高層建築物の防火対策	
機 関 名	内 容	機 関 名	内 容
消 防 署	<p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p>	消 防 署	<p><u>【指導方針】</u></p> <p><u>人命危険を考慮し、出火防止、初期消火及び避難計画等について防災対策の強化を図るとともに、内装及び収容物の不燃化を徹底し、出火防止及び延焼拡大防止を図るよう指導する。</u></p> <p><u>また、超高層建築物等において火災等の災害が発生した場合、消防活動の困難性が予想されることから、屋上に航空消防活動を確保するための緊急離発着場等の設置指導を行う。</u></p> <p><u>さらに、この種の対象物の立入検査にあたっては、前記第1節の2「火災予防査察」によるほか、避難対策及び火気管理等を重点にその特性に応じた指導を行う。</u></p> <p>(略)</p>
(略)		(略)	

【本編】第5部 大規模事故等対策計画

現行（令和3年修正）		修正案	
第3章 訓練及び防災知識の普及 （略） 第1節 防災訓練の充実		第3章 訓練及び防災知識の普及 （略） 第1節 防災訓練の充実	
機 関 名	内 容	機 関 名	内 容
消 防 署	事故等の規模及び事象に応じた実戦的な訓練想定に基づき消防活動技術の習熟向上を図る。 （略）	消 防 署	<u>突発的に発生する事故等に対処するため</u> 、事故等の規模及び事象に応じた実戦的な訓練想定に基づき消防活動技術の習熟向上を図る。 （略）

【本編】第5部 大規模事故等対策計画

現行（令和3年修正）		修正案	
第2節 防災知識の普及		第2節 防災知識の普及	
機 関 名	内 容	機 関 名	内 容
消 防 署	<p>防災広報の充実 （略）</p> <p>5 インターネットを活用した広報 事前広報の実施及び防災知識、応急救護知識の普及を図る。</p> <p>防災教育の充実 （略）</p> <p>4 地域住民を対象とした組織の育成 女性防火組織、消防少年団、幼年消防クラブ等の育成を<u>図り、それぞれの対象に合わせた防災教育を推進し、防火</u>防災意識と防災行動力の向上を図る。</p> <p>（略）</p> <p>6 インターネットを活用した教育の推進 <u>インターネット</u>上に公開している電子学習室を有効に活用し、防災知識、応急救護知識の向上を図る。</p>	消 防 署	<p>防災広報の充実 （略）</p> <p>5 インターネットを活用した広報 <u>デジタルサイネージ、ホームページ、アプリ、SNSを活用して</u>、事前広報の実施及び防災知識、応急救護知識の普及を図る。</p> <p>防災教育の充実 （略）</p> <p>4 地域住民を対象とした組織の育成 女性防火組織、消防少年団、幼年消防クラブの育成を<u>通じ</u>防災意識と防災行動力の向上を図る。</p> <p>（略）</p> <p>6 インターネットを活用した教育の推進 <u>ホームページ</u>上に公開している電子学習室を有効に活用し、防災知識、応急救護知識の向上を図る。</p>
第4章 地域防災力の向上		第4章 地域防災力の向上	
第1節 区民等の役割 （略）		第1節 区民等の役割 （略）	
第2節 防災市民組織の充実 （略）		第2節 防災市民組織の充実 （略）	
第3節 事業所防災体制の強化		第3節 事業所防災体制の強化	

現行（令和3年修正）	修正案
<p>(略)</p> <p>(1) 自衛消防活動中核要員の配置義務のある事業所</p> <p>ア ホテル、旅館、百貨店などの多数の収容人員を有する一定規模以上の事業所は、火災予防条例第55条の5の規定により、<u>自衛消防技術認定証を有する者を配置することが義務付けられている。</u>これらの一定の知識・技術を持つ者が自衛消防活動の中核となる要員（自衛消防活動中核要員）として活動することが有効である。このことから、自衛消防活動中核要員を中心とした自衛消防活動訓練等の指導を推進する。</p> <p>イ 自衛消防活動中核要員の装備として、ヘルメット、照明器具等のほか、携帯用無線機等や救出器具、応急手当用具の配置を推進する。</p> <p>(2) 自衛消防組織の設置を要する事業所</p> <p>消防法第8条の2の5により、一定規模以上の事業所は、自衛消防組織の設置が義務づけられている。この規定に基づき設置された自衛消防組織が災害発生時に効果的な対応ができるように、組織行動力の育成を推進する。</p> <p>(3) 防災管理者の選任を要する事業所</p> <p>消防法第<u>36条</u>により防災に関する消防計画に基づき自衛消防隊の編成、<u>避難</u>訓練の実施などが規定されている。この規定に基づき設置された自衛消防組織が災害発生時に効果的な対応ができるように組織行動力の育成を推進する。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 予防規程の作成指導</p> <p>一定の規模以上の危険物施設において定めることが義務付けられている予防規程の作成に際しては、危険物施設の実態に即した保安体制の確立を図るよう<u>施設所有者、管理者または占有者</u>に対し指導する。</p>	<p>(略)</p> <p>(1) 自衛消防活動中核要員の配置義務のある事業所</p> <p>ア ホテル、旅館、百貨店などの多数の収容人員を有する一定規以上の事業所は、火災予防条例第55条の5の規定により、<u>自衛消防活動の中核となる要員（自衛消防活動中核要員）を自衛消防技術認定証を有する者のうちから、配置することが義務付けられている。</u>災害時には、これらの一定の知識・技術を持つ者自衛消防活動中核要員が中心となり活動することが有効である。このことから、自衛消防活動中核要員を中心とした自衛消防活動訓練等の指導を推進する。</p> <p>イ 自衛消防活動中核要員の装備として、ヘルメット、照明器具等のほか、携帯用無線機等や救出器具、応急手当用具の配置を推進する。</p> <p>(2) 自衛消防組織の設置を要する事業所</p> <p>消防法第8条の2の5<u>等</u>により、一定規模以上の事業所は、自衛消防組織の設置、<u>自衛消防訓練の実施など</u>が義務づけられている。この規定に基づき設置された自衛消防組織が災害発生時に効果的な対応ができるように、組織行動力の育成を推進する。</p> <p>(3) <u>防火</u>防災管理者の選任を要する事業所</p> <p>消防法第<u>8条、第8条の2、36条等</u>により、<u>防火</u> 防災に関する消防計画に基づき自衛消防隊の編成、<u>自衛消防</u>訓練の実施などが規定されている。<u>これらの</u>規定に基づき設置された自衛消防の組織が災害発生時に効果的な対応ができるように組織行動力の育成を推進する。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 予防規程の作成指導</p> <p>一定の規模以上の危険物施設において定めることが義務付けられている予防規程の作成に際しては、危険物施設の実態に即した保安体制の確立を図るよう<u>危険物保安監督者等</u>に対し指導する。</p>

現行（令和3年修正）	修正案
<p>(略)</p> <p><u>第5章 ボランティア等との連携・協働</u></p> <p><u>第1節 登録ボランティア</u></p> <p><u>1 東京消防庁は、平成7年7月から、消防活動を支援する専門ボランティアとして「災害時支援ボランティア」の募集、育成を開始した。平成18年1月には「東京消防庁災害時支援ボランティアに関する要綱」を制定し、活動範囲を震災以外の大規模自然災害等へも拡大した。</u></p> <p><u>2 災害時支援ボランティアが災害時に減災に向けた効果的な活動を行うため、ボランティア活動を統率するリーダー、コーディネーターの育成を継続するとともに、元東京消防庁職員の登録者を積極的に活用し、災害時支援ボランティアの一層の充実強化を図る。</u></p> <p><u>3 災害時支援ボランティア用救助資器材を整備し、消防隊や消防団と連携した活動能力の向上を図る。</u></p>	<p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p>

現行（令和3年修正）			修正案
所管	登録資格者	業務内容	<u>(削除)</u>
各消防署	<p><u>原則、東京消防庁管轄区域内に居住する者または東京消防庁管轄区域に勤務もしくは通学する者であり、かつ発災時において東京消防庁の支援を行う意思がある15歳(中学生を除く。)以上の者で、次のいずれかの要件を満たすもの</u></p> <p><u>(1) 応急救護に関する知識を有する者</u></p> <p><u>(2) 過去に消防団員、消防少年団員として1年以上の経験を有する者</u></p> <p><u>(3) 元東京消防庁職員</u></p> <p><u>(4) 震災時等、復旧活動時の支援に必要となる資格、技術等を有する者</u></p>	<p><u>○ 災害時には、東京消防庁管内の消防署に参集し、チームを編成後、消防職員の指導と助言により、以下の支援活動を実施する。</u></p> <p><u>1 応急救護活動</u></p> <p><u>2 消火活動の支援</u></p> <p><u>3 救助活動の支援</u></p> <p><u>4 災害情報収集活動消防用設備等の応急措置支援</u></p> <p><u>5 参集受付、チーム編成等の消防署内での活動</u></p> <p><u>6 その他、必要な支援活動</u></p> <p><u>○ 平常時には、以下の活動を実施</u></p> <p><u>1 災害時の活動に備え、各種訓練行事への参加</u></p> <p><u>2 チームリーダー以上を目指す人を対象とした「リーダー講習」、「コーディネーター講習」への参加</u></p> <p><u>3 その他、登録消防署の要請による活動</u></p>	

【本編】第5部 大規模事故等対策計画

現行（令和3年修正）	修正案
<p>第2編 大規模事故等保安対策</p> <p>第1章 計画方針</p> <p>（略）</p> <p>第2章 船舶・航空機関係</p> <p>第1節 船舶</p> <p>（1）東京港においては、東京（東・西）航路及びその付近の水域における航行船舶の安全確保と円滑な航行を図るため、<u>東京海上保安部港内交通管制室</u>は、出入港船舶の航行管制並びに無線放送（<u>国際VHF</u>）による海上交通情報の提供を行う。</p> <p>（略）</p> <p>第2節 航空機</p> <p>【東京空港事務所】</p> <p>航空機事故を防止するため、東京空港事務所は、次の保安対策を講ずる。</p> <p>1 空港内における航空機の安全な運航を確保するため、飛行場施設（滑走路、<u>誘導路</u>、エプロン及び保安施設等）<u>及び航空保安施設等の良好な</u>維持管理を行う。</p> <p>2 空港に離着陸する航空機及びその周辺空域を<u>飛行</u>する航空機の安全と円滑な運航を確保するため<u>航空管制、運航管理等の</u>必要な措置を行う。</p> <p>（略）</p>	<p>第2編 大規模事故等保安対策</p> <p>第1章 計画方針</p> <p>（略）</p> <p>第2章 船舶・航空機関係</p> <p>第1節 船舶</p> <p>（1）東京港においては、東京（東・西）航路及びその付近の水域における航行船舶の安全確保と円滑な航行を図るため、<u>東京湾海上交通センター</u>は、出入港船舶の航行管制並びに無線放送（<u>H3E 1665 kHz 一般 AM ラジオにより可</u>）による海上交通情報の提供を行う。</p> <p>（略）</p> <p>第2節 航空機</p> <p>【東京空港事務所】</p> <p>航空機事故を防止するため、東京空港事務所は、次の保安対策を講ずる。</p> <p>1 空港内における航空機の安全な運航を確保するため、飛行場施設（滑走路、誘導路、エプロン<u>及び保安施設</u>等）及び航空保安施設等の良好な維持管理を行う。</p> <p>2 空港に離着陸する航空機及びその周辺空域を<u>航行</u>する航空機の安全と円滑な運航を確保するため航空管制、運航管理等の必要な措置を行う。</p> <p>（略）</p>

現行（令和3年修正）		修正案	
第3章 鉄道等交通関係		第3章 鉄道等交通関係	
機関名	内容	機関	内容
都 交 通 局	<p>鉄道輸送における安全の確保を図るため、人的、物的及び取扱面について、多角的な保安対策を講じ、列車衝突・列車火災等の重大事故の発生を未然に防止する。</p> <p>1 保安設備 信号装置、連動装置、転てつ装置、自動列車停止装置、列車集中制御装置、列車無線、<u>沿線電話</u>放送装置、消火設備、<u>及び排煙装置</u>を整備して、列車運転の安全を期する。</p> <p>2 設備及び規定等の整備 保安装置その他の設備に対して検査、保守等を行い機能の保持に努めるとともに、運転取扱いに関する規程等の整備を図り、安全の確保にあたる。</p>	都 交 通 局	<p>鉄道輸送における安全の確保を図るため、人的、物的及び取扱面について、多角的な保安対策を講じ、列車衝突・列車火災等の重大事故の発生を未然に防止する。</p> <p>1 保安対策 信号装置、連動装置、転てつ装置、<u>自動列車制御装置</u>、自動列車停止装置、<u>自動列車運転装置</u>、列車集中制御装置、列車無線電話、放送装置、消火設備、<u>脱線防止ガード等</u>を整備して、列車運転の安全を期する。</p> <p>2 設備及び規定等の整備 保安設備及びその他の設備に対して検査、保守等を行い機能の保持に努めるとともに、運転取扱いに関する規程等の整備を図り、安全の確保にあたる。</p>
J R 東 日 本	<p>事故や災害を予防し、人命の安全、輸送を確保するため、車両の安全や地上施設の改良整備の推進を図るとともに、<u>列車を安全運行できるよう</u>列車の運行にかかわる人員に対して、継続的な安全教育を実施する。</p> <p>1 車両や線路などの点検基準及び関係法令等に基づく定期または随時保守点検を実施する。</p> <p>2 橋梁や駅等関連建物なども保守点検を継続的に実施すると共に、耐震性の確保を図る。</p> <p>3 信号装置、連動装置、転てつ装置、自動列車停止装置、放送装置、消火装置等の保安設備の整備及び改良を推進する。</p>	J R 東 日 本	<p>事故災害を予防し、人命の安全、輸送を確保するため、<u>下記のとおり</u>車両の安全や地上施設の改良整備の推進を図るとともに、<u>列車を安全運行できるよう</u>列車の運行にかかわる人員に対して、継続的な安全教育を実施する。</p> <p>1 車両や線路などの検査基準及び関係法令等に基づく定期または随時保守点検を実施する。</p> <p>2 橋りょうや停車場、建物なども保守点検を継続的に実施すると共に、耐震性の確保を図る。</p> <p>3 信号装置、連動装置、転てつ装置、自動列車停止装置、放送装置、消火設備等の保安設備の整備及び改良を推進する。</p>

【本編】第5部 大規模事故等対策計画

現行（令和3年修正）		修正案	
(略)		(略)	
東急電鉄	(略)	東急電鉄 (株)	(略)
東京モノレール	<p>列車衝突、脱線等の防止を図るため、次のとおり保安対策を講じている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 道路との立体交差点において、線路に対する自動車の衝突防止を<u>図</u>るため、防護門柱を設置している。 2 長期計画による構造物の調査、補修を行っている。 3 A T C装置の点検、整備を定期的に行っている。 4 通信回線、列車無線電話装置の点検、整備を定期的に行っている。 5 <u>国土交通省</u>通達により車両は「A-<u>4</u>基準」の不燃化構造としている。 	東京モノレール	<p>列車衝突、脱線等の防止を図るため、次のとおり保安対策を講じている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 道路との立体交差点において<u>は</u>、線路に対する自動車の衝突を<u>防</u>止<u>す</u>るため、防護門柱を設置している。 2 長期計画による構造物の調査、補修を行っている。 3 A T C装置の点検、整備を定期的に行っている。 4 通信回線、列車無線電話装置の点検、整備を定期的に行っている。 5 <u>運輸省</u>通達により車両は「A-<u>4</u>基準」の不燃化構造としている。
(略)		(略)	
第4章 地下埋設管等関係 (略)		第4章 地下埋設管等関係 (略)	
第5章 危険物等関係		第5章 危険物等関係	
第1節 計画方針 (略)		第1節 計画方針 (略)	

現行（令和3年修正）		修正案	
第2節 危険物施設保安計画 (略)		第2節 危険物施設保安計画 (略)	
機 関 名	内 容	機 関 名	内 容
各 消 防 署	<p>1 通常時から危険物流出等の事故原因を究明し、改修指導及び類似事故の発生防止を図ることにより危険物施設の健全性を確保し、大規模事故への進展を防止する。</p> <p>また、危険物流出等の大規模事故が発生した際は、その原因を<u>私道究明し</u>、類似事故の発生防止のための措置を講じる。</p> <p>2 次の事項について積極的に指導する。 (略) (2) 危険物施設の位置、構造等の安全化を図るため、設置許可等にあっては、<u>法令で定める</u>用地を確保させること。 (略)</p> <p>4 立入検査</p> <p><u>消防法第4条または第16条の5</u>の規定に基づき、消防対象物または危険物貯蔵所等に立ち入って、その位置、構造、設備及び管理の状況並びに危険物の貯蔵取扱状況について、検査や質問等を行い火災予防上の欠陥事項があれば関係者に指摘し、是正指導を徹底する。</p>	各 消 防 署	<p>1 通常時から危険物流出等の事故原因を究明し、改修指導及び類似事故の発生防止を図ることにより危険物施設の健全性を確保し、大規模事故への進展を防止する。</p> <p>また、<u>他の地域において</u>危険物流出等の大規模事故が発生した際は、その原因等を<u>踏まえた危険物事業所への指導を行うなど</u>類似事故の発生防止のための措置を講じる。</p> <p>2 次の事項について積極的に指導する。 (略) (2) 危険物施設の位置、構造等の安全化を図るため、設置許可等にあっては<u>十分な</u>用地を確保させること。 (略)</p> <p>4 立入検査</p> <p><u>消防法第4条、第16条の5及び石油コンビナート等災害防止法第40条</u>の規定に基づき、消防対象物または危険物貯蔵所等に立ち入って、その位置、構造、設備及び管理の状況並びに危険物の貯蔵取扱状況について、検査や質問等を行い火災予防上の欠陥事項があれば関係者に指摘し、是正指導を徹底する。</p>

【本編】第5部 大規模事故等対策計画

現行（令和3年修正）		修正案	
第3節	火薬類等保安計画 （略）	第3節	火薬類等保安計画 （略）
第4節	高压ガス保安計画 （略）	第4節	高压ガス保安計画 （略）
第5節	毒物・劇物保安計画 （略）	第5節	毒物・劇物保安計画 （略）
第6節	危険物等の輸送の安全化 （略）	第6節	危険物等の輸送の安全化 （略）
第7節	<u>NBC</u> 災害	第7節	<u>CBRNE</u> 災害
機関	内 容	機関	内 容
各消防署	各種防護服、測定機器、大型除染設備等を整備し <u>NBC</u> 災害対応の充実強化を図っている。	各消防署	各種防護服、測定機器、大型除染設備等を整備し <u>CBRNE</u> 災害対応の充実強化を図っている。

【本編】第5部 大規模事故等対策計画

現行（令和3年修正）			修正案		
第3編 大規模事故等応急対策			第3編 大規模事故等応急対策		
第1章 計画方針			第1章 計画方針		
(略)			(略)		
第2章 区の応急活動			第2章 区の応急活動		
(略)			(略)		
第1節 活動態勢			第1節 活動態勢		
(略)			(略)		
第2節 危機管理対策本部の設置			第2節 危機管理対策本部の設置		
(略)			(略)		
第3節 緊急対処事態対策本部への移行			第3節 緊急対処事態対策本部への移行		
(略)			(略)		
措置名 (国民保護法上の 措置名)	災害対策基本法等に 基づく措置	国民保護法に基づく措置	措置名 (国民保護法上の 措置名)	災害対策基本法等に 基づく措置	国民保護法に基づく措置
避難の指示	区長が避難を <u>勧告</u> または指示 (区長が措置できない場合、 知事が <u>勧告</u> ・指示) (第60 条)	国の指示に基づき、知事が 区長を通じて避難を指示 (第54条) 緊急時には知事による避難 の指示が可能(第14条)	避難の指示	区長が避難を指示(区長が措 置できない場合、知事が指 示) (第60条)	国の指示に基づき、知事が 区長を通じて避難を指示 (第54条) 緊急時には知事による避難 の指示が可能(第14条)
警戒区域の設定	区長が設定(区長が措置でき ない場合、知事が <u>勧告</u> ・指 示) (第63条)	区長が設定(第16条) 緊急時には知事による設定 が可能(第14条)	警戒区域の設定	区長が設定(区長が措置でき ない場合、知事が指示) (第 63条)	区長が設定(第16条) 緊急時には知事による設定 が可能(第14条)
(略)			(略)		
(略)			(略)		

【本編】第5部 大規模事故等対策計画

現行（令和3年修正）	修正案
<p>第4節 避難 （略）</p> <p>4 その他、住民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認められるとき。</p> <p>区内において、危険が切迫した場合には、区長は、管轄警察署長及び消防署長と協議の上、地域、避難先を定めて避難の<u>勧告又は</u>指示を行う。この場合、区長は直ちに知事に報告する。</p> <p>また、災害が発生し、まさに発生しようとしている場合において、人の生命身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、区長は警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限をし、若しくは禁止し又は当該区域からの退去を命ずる。</p> <p>なお、避難所の開設場所については、災害の状況等を勘案し決定する。</p>	<p>第4節 避難 （略）</p> <p>4 その他、住民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認められるとき。</p> <p>区内において、危険が切迫した場合には、区長は、管轄警察署長及び消防署長と協議の上、地域、避難先を定めて避難の勧告又は指示を行う。この場合、区長は直ちに知事に報告する。</p> <p>また、災害が発生し、まさに発生しようとしている場合において、人の生命身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、区長は警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限をし、若しくは禁止し又は当該区域からの退去を命ずる。</p> <p>なお、避難所の開設場所については、災害の状況等を勘案し決定する。</p>
<p>第5節 医療救護支援活動 （略）</p>	<p>第5節 医療救護支援活動 （略）</p>
<p>第3章 消防関係 第1節 活動方針 （略） 第2節 活動態勢 （略） 第3節 災害予警報等の伝達 （略） 第4節 被害状況等の報告体制</p>	<p>第3章 消防関係 第1節 活動方針 （略） 第2節 活動態勢 （略） 第3節 災害予警報等の伝達 （略） 第4節 被害状況等の報告体制</p>

【本編】第5部 大規模事故等対策計画

現行（令和3年修正）		修正案									
<p>(略)</p> <p>第5節 災害時の広報及び広聴活動</p> <p>1 広報活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各 消 防 署</td> <td> <p>1 広報活動 (略)</p> <p>(4) 避難<u>勧告</u>または<u>避難命令</u>の伝達</p> <p>2 広報手段 テレビ、ラジオ等の報道機関への情報提供及び消防車の巡回、デジタルサイネージ、ホームページ、アプリ、SNS、<u>インターネット等</u>により、時宜を得た広報活動を行う。</p> </td> </tr> </tbody> </table>		機 関 名	内 容	各 消 防 署	<p>1 広報活動 (略)</p> <p>(4) 避難<u>勧告</u>または<u>避難命令</u>の伝達</p> <p>2 広報手段 テレビ、ラジオ等の報道機関への情報提供及び消防車の巡回、デジタルサイネージ、ホームページ、アプリ、SNS、<u>インターネット等</u>により、時宜を得た広報活動を行う。</p>	<p>(略)</p> <p>第5節 災害時の広報及び広聴活動</p> <p>1 広報活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各 消 防 署</td> <td> <p>1 広報活動 (略)</p> <p>(4) 避難<u>指示</u>等の伝達</p> <p>2 広報手段 テレビ、ラジオ等の報道機関への情報提供及び消防車の巡回、<u>デジタルサイネージ、ホームページ、アプリ、SNS</u>により、<u>時宜を得た</u>広報活動を行う。</p> </td> </tr> </tbody> </table>		機 関 名	内 容	各 消 防 署	<p>1 広報活動 (略)</p> <p>(4) 避難<u>指示</u>等の伝達</p> <p>2 広報手段 テレビ、ラジオ等の報道機関への情報提供及び消防車の巡回、<u>デジタルサイネージ、ホームページ、アプリ、SNS</u>により、<u>時宜を得た</u>広報活動を行う。</p>
機 関 名	内 容										
各 消 防 署	<p>1 広報活動 (略)</p> <p>(4) 避難<u>勧告</u>または<u>避難命令</u>の伝達</p> <p>2 広報手段 テレビ、ラジオ等の報道機関への情報提供及び消防車の巡回、デジタルサイネージ、ホームページ、アプリ、SNS、<u>インターネット等</u>により、時宜を得た広報活動を行う。</p>										
機 関 名	内 容										
各 消 防 署	<p>1 広報活動 (略)</p> <p>(4) 避難<u>指示</u>等の伝達</p> <p>2 広報手段 テレビ、ラジオ等の報道機関への情報提供及び消防車の巡回、<u>デジタルサイネージ、ホームページ、アプリ、SNS</u>により、<u>時宜を得た</u>広報活動を行う。</p>										
<p>(略)</p> <p>第6節 医療救護対策</p> <p>1 初動医療体制 (東京DMATの活動)</p> <p><u>(1) 東京DMATは、救出救助の部隊と連携して多数傷病者等の救命処置等を実施し活動する。</u></p> <p><u>(2) 東京DMATの出場にあたっては、東京消防庁との連携によることを原則とし、「東京DMAT運営要綱」に基づき活動する。</u></p>		<p>(略)</p> <p>第6節 医療救護対策</p> <p>1 初動医療体制 (東京DMATの活動)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>東京DMATの出場にあたっては、東京消防庁との連携によることを原則とし、「東京DMAT運営要綱」に基づき活動する。</p>									

現行（令和3年修正）		修正案	
<p><u>（新設）</u></p> <p>第7節 応急生活対策 （略）</p> <p>第8節 救急・救助</p>		<p><u>（東京DPATの活動）</u></p> <p><u>東京DPATは「東京都災害派遣精神医療チーム運営要領」に基づき活動拠点本部での活動や被災区市町村での精神保健医療活動等を行う。</u></p> <p>第7節 応急生活対策 （略）</p> <p>第8節 救急・救助</p>	
機 関 名	内 容	機 関 名	内 容
各 消 防 署	<p>○ 活動方針</p> <p><u>広報</u>災害または局地的大災害により多数の負傷者が発生した場合は、初動態勢の確立及び関係機関との活動開始後の協力態勢を確保し、迅速な救助・救急活動を行う。</p> <p>○ 活動態勢・内容 （略）</p> <p>3 活動にあっては、消防団等との協力により現場救護所を設置し、行政機関、医療機関、東京DMAT等と連携し、<u>高度</u>救急資器材を有効に活用して、傷病者の救護にあたる。</p> <p>（略）</p>	各 消 防 署	<p>○ 活動方針</p> <p><u>広域</u>災害または局地的大災害により多数の負傷者が発生した場合は、初動態勢の確立及び関係機関との活動開始後の協力態勢を確保し、迅速な救助・救急活動を行う。</p> <p>○ 活動態勢・内容 （略）</p> <p>3 活動にあっては、消防団等との協力により現場救護所を設置し、行政機関、医療機関、東京DMAT等と連携し、救急資器材を有効に活用して、傷病者の救護にあたる。</p> <p>（略）</p>

【本編】第5部 大規模事故等対策計画

現行（令和3年修正）		修正案	
第4章 船舶・航空機関係 (略)		第4章 船舶・航空機関係 (略)	
機 関 名	内 容	機 関 名	内 容
各 消 防 署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 活動体制 1 東京国際空港内の事故の場合 東京消防庁の対象物出場計画により対応する。 2 東京国際空港外（市街地等）の事故の場合 東京消防庁の大規模災害出場計画、危険物火災出場計画、救急特別計画等により対応する。 	各 消 防 署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 活動体制 1 東京国際空港内の事故の場合 東京消防庁の航空機火災出場計画等により対応する。 2 東京国際空港外（市街地等）の事故の場合 東京消防庁の大規模火災出場計画、危険物火災出場計画、救急特別出場計画等により対応する。

【本編】第5部 大規模事故等対策計画

現行（令和3年修正）		修正案	
第5章 鉄道等交通機関関係		第5章 鉄道等交通機関関係	
	内 容		内 容
(略)		(略)	
JR東日本	事故等の発生に敏速かつ適切に対処するため、次の事項について、予め計画し実施するなど、常に応急体制を整備していく。 (略)	JR東日本	事故等の発生に敏速かつ適切に対処するため、次の事項について、予め計画し <u>訓練</u> を実施するなど、常に応急体制を整備していく。 (略)
(略)		(略)	
京浜急行電鉄(株)	事故等が発生した場合は、死傷者の救護を最優先とし、事故の拡大防止に努める。また、鉄道事故・災害対策規程に則り関係先に速報するとともに、運転取扱実施基準等に則り対応する。また、必要と認める場合には、鉄道本部長または総合司令所長を長とする事故対策本部を設置する。	京浜急行電鉄(株)	事故等が発生した場合は、死傷者の救護を最優先とし、 <u>併発</u> 事故の拡大防止に努める。また、鉄道事故・災害対策規程に則り関係先に速報するとともに、運転取扱実施基準等に則り対応する。また、必要と認める場合には、鉄道本部長または総合司令所長を長とする事故対策本部を設置する。
東急電鉄	(略)	東急電鉄(株)	(略)
(略)		(略)	

【本編】第5部 大規模事故等対策計画

現行（令和3年修正）		修正案	
第6章 地下埋設管等関係 （略） 第7章 危険物等関係		第6章 地下埋設管等関係 （略） 第7章 危険物等関係	
機 関 名	内 容	機 関 名	内 容
各 消 防 署	関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。 また、これらの施設に対する消防活動は第5部第3編第3章の活動方針により対処する。 1 危険物の流出、爆発等のおそれがある作業及び移送等の作業を停止するとともに、 施設の点検と流出等の拡大防止措置 （略） 3 災害発生時の自主防災活動組織と活動要領の制定 （略）	各 消 防 署	関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。 また、これらの施設に対する消防活動は第5部第3編第3章の活動方針により対処する。 1 危険物の流出、爆発等のおそれがある作業及び移送等の作業を停止するとともに、 施設の点検と出火等の拡大防止措置 （略） 3 災害発生時の自衛消防組織等と活動要領の制定 （略）
（略）		（略）	
第2節 火薬類保管施設応急対策 （略）		第2節 火薬類保管施設応急対策 （略）	

【本編】第5部 大規模事故等対策計画

現行（令和3年修正）		修正案	
第3節 高圧ガス保管施設応急対策		第3節 高圧ガス保管施設応急対策	
機関名	内 容	機関名	内 容
各消防署	<p>消防活動は前第1節に準ずるとともに、火災及び可燃性ガスの流出に際しては、施設責任者及び防火管理者並びに防災関係機関と連携し、状況に応じ次の措置を行う。</p> <p>1 ガスの拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときは、避難の<u>勧告又は指示</u></p> <p>2 事故等の広報活動及び警戒区域に対する規制</p> <p>3 関係機関との間に必要な情報連絡</p>	<p>消防活動は前第1節に準ずるとともに、火災及び可燃性ガスの流出に際しては、施設責任者及び防火管理者並びに防災関係機関と連携し、状況に応じ次の措置を行う。</p> <p>1 ガスの拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときは、避難<u>指示等</u></p> <p>2 事故等の広報活動及び警戒区域に対する規制</p> <p>3 関係機関との間に必要な情報連絡</p>	
(略)		(略)	
第4節 毒物・劇物保管施設応急対策		第4節 毒物・劇物保管施設応急対策	
機関名	内 容	機関名	内 容
各消防署	<p>消防活動は前第1節に準ずるとともに、施設責任者・防火管理者及び防災関係機関と連携し、状況に応じ次の措置を行う。</p> <p>1 有毒物質の拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときは、避難の<u>勧告又は指示</u></p> <p>(略)</p>	<p>消防活動は前第1節に準ずるとともに、施設責任者・防火管理者及び防災関係機関と連携し、状況に応じ次の措置を行う。</p> <p>1 有毒物質の拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときは、避難<u>指示等</u></p> <p>(略)</p>	
第5節 放射線等使用施設の応急対策 (略)		第5節 放射線等使用施設の応急対策 (略)	
第6節 危険物輸送車両等応急対策		第6節 危険物輸送車両等応急対策	

現行（令和3年修正）		修正案	
機関名	内容	機関名	内容
（略）		（略）	
東京海上保安部	<p>関係事業者の管理者及び船舶所有者、代理店等に対して災害の実態に応じて、次の措置を講ずるよう指導する。</p> <p>(1) 危険物積載船積載船の荷役の中止、施設の応急点検と出火等の防止措置</p> <p>(2) 危険物の海上への流出防止措置と応急措置</p> <p>(3) 港内の危険物積載船に対して、必要に応じ移動命令、又は航行の制限若しくは禁止</p> <p>(4) <u>港長公示第30-1164（平成30年1月31日昭和41年2月8日）</u>に基づく、次の事項に関する規制の徹底</p> <p>ア <u>危険物荷役専用棧橋において液化ガス積載船の荷役中における当該船舶より30m以内の他の一般船舶の航行・停泊の禁止</u></p> <p>イ 火の粉止め装置のない船舶、裸火を使用している船舶は、石油製品取扱所及び危険物専用棧橋に接岸荷役中の船舶より30m以内の航行・停泊、の禁止</p>	<p>関係事業者の管理者及び船舶所有者、代理店等に対して災害の実態に応じて、次の措置を講ずるよう指導する。</p> <p>(1) 危険物<u>専用岸壁における</u>荷役の中止、施設の応急点検と出火等の防止措置</p> <p>(2) 危険物の海上への流出防止措置と応急対策</p> <p>(3) 港内の危険物積載船舶に対して、必要に応じ移動命令、又は航行の制限若しくは禁止</p> <p>(4) <u>港長公示第3-1号（令和3年4月1日）</u>に基づく、次の事項に関する規制の徹底</p> <p>ア 京浜港内に停泊（びょう泊及びけい留している状態）中のタンク船を含む引火性危険物積載タンカーより30m以内の一般船舶の航行・停泊の禁止</p> <p>イ 火の粉止め装置のない船舶、裸火を使用している船舶は、石油製品取扱所及び危険物専用棧橋に接岸荷役中の船舶より30m以内の航行・停泊、<u>作業</u>の禁止</p>	

【本編】第5部 大規模事故等対策計画

現行（令和3年修正）		修正案	
第7節 流出油応急対策		第7節 流出油等 ^等 応急対策	
機関	内 容	機関	内 容
東京海上	(略) ○ その他 (略) 2 <u>漁業組合</u> 等に対する防災措置の指導、協力要請	東京海上	(略) ○ その他 (略) 2 <u>関係機関</u> 等に対する防災措置の指導、協力要請
(略)		(略)	
港湾局	<p>災害発生時における港湾局のとるべき措置は、「東京都地域防災計画（大規模事故編）」に基づき、次のとおりとする。</p> <p>1 災害が発生した場合は直ちに関係機関との通報連絡態勢を確立し、<u>救助活動の推進を図る</u>。</p> <p>(略)</p> <p>3 流出油の処理等 流出油の処理、火災発生の防止のため関係機関と協力し、油処理剤等を散布する。</p> <p>4 警戒及び立入制限等 海面流出油の警戒及び拡散状況の調査並びに事故再発防止にあたる。 関係機関と協力し、現場の立入制限、禁止区域及び付近の警戒にあたる。</p> <p>(略)</p>	<p>災害発生時における港湾局のとるべき措置は、「東京都地域防災計画（大規模事故編）」に基づき、次のとおりとする。</p> <p>1 災害が発生した場合は直ちに関係機関との通報連絡態勢を確立し、<u>救助活動・油拡散防止体制を確立する</u>。</p> <p>(略)</p> <p>3 流出油の処理等 流出油の処理、火災発生の防止のため関係機関と協力し、<u>油吸着材</u>、油処理剤等を散布する。</p> <p>4 警戒及び立入制限等 海面流出油^等の警戒及び拡散状況の調査並びに事故再発防止にあたる。 関係機関と協力し、現場の立入制限、禁止区域及び付近の警戒にあたる。</p> <p>(略)</p>	

【本編】第5部 大規模事故等対策計画

現行（令和3年修正）	修正案
第8節 流木応急対策 （略） 第9節 道路・橋梁・トンネル事故 （略） 第10節 <u>NBC</u> 災害 （略）	第8節 流木応急対策 （略） 第9節 道路・橋梁・トンネル事故 （略） 第10節 <u>CBRNE</u> 災害 （略）

【本編】第5部 大規模事故等対策計画

現行（令和3年修正）	修正案
<p>第5編 放射能災害対応計画</p> <p>第1章 計画方針</p> <p>（略）</p> <p>第2章 災害対応計画</p> <p>第1節 災害予防対策</p> <p>（略）</p> <p>第2節 放射性物質保安計画</p> <p>（略）</p> <p>第3節 放射能災害応急対策</p> <p>（略）</p>	<p>第5編 放射能災害対応計画</p> <p>第1章 計画方針</p> <p>（略）</p> <p>第2章 災害対応計画</p> <p>第1節 災害予防対策</p> <p>（略）</p> <p>第2節 放射性物質保安計画</p> <p>（略）</p> <p>第3節 放射能災害応急対策</p> <p>（略）</p>

現行（令和3年修正）	修正案
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>第6編 石油コンビナート等災害対応計画</u></p> <p><u>第1章 計画方針</u></p> <p><u>平成30年8月に、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）（以下「石災法」という。）に基づき、東京国際空港地区が石油コンビナート等特別防災区域に指定された。これに伴い、東京国際空港地区における防災対策等は、一義的には石災法に基づき令和元年12月に策定された、東京都石油コンビナート等防災計画に基づき対応することとなるが、同計画に記載のない事項については、大田区地域防災計画の各編の関連事項を準用し、各防災関係機関と連携して必要な対策を実施するものとする。</u></p> <p><u>(別紙18のとおり)</u></p> <p><u>第2章 区の役割</u></p> <p><u>石油コンビナート等災害における区の役割は、区の住民等生命、身体及び財産を災害から保護するため、特定事業者の行うべき、防災活動について必要な助言、指導を行うとともに、防災関係機関の協力を得て防災活動を実施する。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;"><u>大田区が処理すべき事務・業務</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(東京都石油コンビナート等災害防止計画参照)</u></p> </div> <p><u>1 災害情報の収集・伝達に関すること</u></p> <p><u>2 災害広報に関すること</u></p> <p><u>3 住民等の避難に関すること</u></p> <p><u>4 警戒区域の設定に関すること</u></p> <p><u>5 医療救護に関すること</u></p> <p><u>6 化学物資及び毒物・劇物取扱施設に対する指導および助言に関すること</u></p> <p><u>第3章 災害予防対策</u></p> <p><u>東京都石油コンビナート等防災計画において、〈石油コンビナート等特別防</u></p>

現行（令和3年修正）	修正案
<p><u>（新設）</u></p>	<p><u>災区域（以下、特別防災区域）の指定されているのは、東京国際空港が所在する一帯であり、区民の居住区域は指定されていないが、区民の安全及び災害時に備えて、都及び他の防災関係機関と連携し、災害防止万全を期するものとする。</u></p> <p><u>第1節 東京都石油コンビナート等防災本部</u></p> <p><u>東京都に常設機関として、防災本部を設置し、本部長、本部長、本部長、専門員及び幹事をもって組織する。</u></p> <p><u>防災本部は、特別防災区域に係る災害の未然防止及び拡大防止を図るため、防災計画の作成、災害時等における情報の収集、伝達及び応急活動等を積極的に推進する。</u></p> <p><u>また、東京都総務局総合防災部が防災本部の事務処理を行う。</u></p> <p><u>（本部体系図）</u></p> <p><u>（別紙19のとおり）</u></p> <p><u>第2節 事故の想定</u></p> <p><u>東京都石油コンビナート等防災計画では、平常時及び地震時等において特別防災区域内で発生する可能性のある漏えい、火災などの災害を対象として計画の作成にあたり、防災アセスメント調査を実施し、特別防災区域において起こりうる災害の危険性の検討を行っている。</u></p> <p><u>第3節 特定事業所による主な予防対策</u></p> <p><u>1 平常時の事故に対する予防対策</u></p> <p><u>（1）自主保安体制の確立</u></p> <p><u>過去の事件事例等を参考に危険物施設等の潜在的危険性を把握するとともに、それらを基に施設の保全を行う。</u></p>

現行（令和3年修正）	修正案
<p><u>（新設）</u></p>	<p><u>（2）施設等の適正配置</u> <u>施設等については、安全確保、延焼防止等を考慮して、保安上適正に配置する。</u></p> <p><u>（3）危険物施設の新設等における安全性の確認</u> <u>危険物施設の新設、変更に際しては、法令基準を遵守し、安全性の向上に努める。</u></p> <p><u>（4）特定事業所とその他事業所間の協力</u> <u>特定事業者は自主的な予防浴いを講じるとともに、その他事業所と共同して災害に対処するため、相互協力関係の確立を図る。</u></p> <p><u>（5）安全思想の普及啓発</u> <u>常に、事業所内で作業に従事する者に対し安全思想の普及啓発を図る。</u></p> <p><u>（6）事故原因の調査研究</u> <u>災害が発生した場合、速やかに原因等を調査研究し、再発防止等に努める。</u></p> <p><u>2 海上災害に対する予防対策</u> <u>タンカーからの燃料受入れ及び停泊については、港長の許可又は指定をうけるとともに、危険物専用岸壁を初めて使用する場合又はその承認事項に変更がある場合は、あらかじめ港長の承認を得る。燃料受入作業に当たっては、陸側と船側との間で緊密な連携を図り、災害の未然防止に努める。</u></p> <p><u>3 地震災害に対する予防対策</u> <u>危険物施設等については、法令に定められた技術基準に基づき地震対策を実施するとともに、災害予防対策について調査、検討を行い、事業所の特性にあった対策を実施する。</u></p>

現行（令和3年修正）	修正案
<p><u>（新設）</u></p>	<p><u>4 津波・高潮災害に対する予防対策</u></p> <p><u>浸水が予測される場所においては、津波・高潮によって生じる災害の未然防止を図るため、災害予防対策について調査、検討を行い、事業所の特性に合った対策を実施する。</u></p> <p><u>5 特定防災施設等・防災資機材等の整備</u></p> <p><u>（1）法令に定める基準により次の特定防災施設等を整備する。</u></p> <p><u>ア 消火用屋外給水施設</u></p> <p><u>イ 非常通報設備（無線設備又は有線電気通信設備）</u></p> <p><u>（2）次の防災資機材等を整備する。</u></p> <p><u>ア 甲種普通化学消防車、普通高所放水車、泡原液搬送車、放水銃等及び泡消火薬剤</u></p> <p><u>イ オイルフェンス、オイルフェンス展張船等海上漏えい対策用資機材</u></p> <p><u>（3）法定資機材以外に、災害の規模及び態様に応じた各種救出・救護資機材、漏えい対策用資機材、連絡通信用資機材、照明用資機材、工具器具類及び機械類等を整備する。</u></p> <p><u>（4）東京都防災行政無線等の通信設備を整備する。</u></p> <p><u>（5）通報に使用する電話回線は、災害時優先通信の指定を受ける。</u></p> <p><u>6 防災教育・訓練</u></p> <p><u>特定事業者は、単独又はその他事業所と協力して、防災意識の高揚及び実践的な技能の向上を図るため、先進事例の共有により、従業員の意識や技能をレベルアップするなど、効果的な防災教育、防災訓練を実施する。</u></p> <p><u>第4節 防災関係機関による主な予防対策</u></p> <p><u>1 特定事業者等に対する指導監督</u></p>

現行（令和3年修正）	修正案								
<p><u>（新設）</u></p>	<p><u>防災関係機関は、相互に連携を密にし、特定事業者等に対して、関係法令に基づき指導・監督を行うとともに、応急対策上必要な事業所情報(可燃性物質・毒劇物等の所在や性状、主な貯蔵取扱施設や防災施設の概要等)を共有する。</u></p> <p><u>また、防災関係機関は、他の特別防災区域で発生した異常現象及び事故、特に特定事業所の類似施設等の事故について、その所管に応じて特定事業者に対し積極的に情報提供を行うよう努める。</u></p> <p><u>2 防災資機材等の整備</u></p> <table border="1" data-bbox="1160 630 2027 1166"> <thead> <tr> <th data-bbox="1160 630 1294 678">機関名</th> <th data-bbox="1294 630 2027 678">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1160 678 1294 778"><u>警視庁</u></td> <td data-bbox="1294 678 2027 778"><u>毒劇物対策として、除染用資機材、ガス検知器、防護服、防毒マスク、空気呼吸器等を整備している。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 778 1294 1023"><u>東京消防庁</u></td> <td data-bbox="1294 778 2027 1023"><u>石油コンビナート災害対策として大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送者等消防車両、消防艇及び消火薬剤並びにその他消防用資機材を整備している。</u> <u>毒・劇物対策として防護服、空気呼吸器、防毒マスク、各種測定資器材、除染資器材を整備している。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 1023 1294 1166"><u>東京海上保安部</u></td> <td data-bbox="1294 1023 2027 1166"><u>消防用資機材(ガソリンポンプ等)排出油等防除資機材(オイルフェンス、油回収資材等)等を配備している。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>3 防災教育・訓練</u></p> <p><u>防災関係機関は、単独又はその他事業所と協力して、防災意識の高揚及び実践的な技能の向上を図るため、先進事例の共有により、従業員の意識や技能をレベルアップするなど、効果的な防災教育、防災訓練を実施する。</u></p>	機関名	内容	<u>警視庁</u>	<u>毒劇物対策として、除染用資機材、ガス検知器、防護服、防毒マスク、空気呼吸器等を整備している。</u>	<u>東京消防庁</u>	<u>石油コンビナート災害対策として大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送者等消防車両、消防艇及び消火薬剤並びにその他消防用資機材を整備している。</u> <u>毒・劇物対策として防護服、空気呼吸器、防毒マスク、各種測定資器材、除染資器材を整備している。</u>	<u>東京海上保安部</u>	<u>消防用資機材(ガソリンポンプ等)排出油等防除資機材(オイルフェンス、油回収資材等)等を配備している。</u>
機関名	内容								
<u>警視庁</u>	<u>毒劇物対策として、除染用資機材、ガス検知器、防護服、防毒マスク、空気呼吸器等を整備している。</u>								
<u>東京消防庁</u>	<u>石油コンビナート災害対策として大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送者等消防車両、消防艇及び消火薬剤並びにその他消防用資機材を整備している。</u> <u>毒・劇物対策として防護服、空気呼吸器、防毒マスク、各種測定資器材、除染資器材を整備している。</u>								
<u>東京海上保安部</u>	<u>消防用資機材(ガソリンポンプ等)排出油等防除資機材(オイルフェンス、油回収資材等)等を配備している。</u>								

現行（令和3年修正）	修正案
<p><u>（新設）</u></p>	<p><u>第4章 災害応急対策</u></p> <p><u>特別警戒区域に係る平常時の火災、爆発等の事故災害、地震、高潮等の自然災害、流出油等の海上災害、航空機事故が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生及び拡大を防止するための応急対策について必要な事項を定める。</u></p> <p><u>第1節 異常現象等の情報収集</u></p> <p><u>区は異常現象等の通報を防災本部（都総務局）から受報した後、各機関と連携し、石油コンビナート等災害にかかる異常現象等に関し積極的に情報を収集する。（収集する内容は以下のとおり）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>（1）異常現象の種別</u> <u>（2）異常現象の時刻・場所</u> <u>（3）異常現象等の態様</u> <u>（4）傷者等の有無</u> <u>（5）各関係機関の初動措置の対応および現在の対応状況</u> <u>（6）火災の延焼方向、流出油の範囲、ガス等の拡散状況等の事故または災害の範囲及び程度</u> <u>（7）気象状況（風向き・風速）</u> <u>（8）その他必要と認める事項</u> <p><u>第2節 情報連絡系統</u></p> <p><u>（別紙20のとおり）</u></p> <p><u>第3節 活動態勢</u></p> <p><u>第5部第3編「大規模事故等応急対策」第2章第1節「活動態勢」を準用し、災害の状況に応じて、必要な措置を行う。</u></p> <p><u>第4節 区民への情報伝達</u></p> <p><u>区は石油コンビナート等災害に関する重要な情報又は災害が発生する恐れ</u></p>

現行（令和3年修正）	修正案
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>ある異常な現象について、状況に応じて周辺住民へ周知する。また、特別防災区域で大規模な事故が発生し、広報活動を実施する必要があると考えられる場合は、直ちに警察署、消防署、その他現地関係機関と密接な連絡のもと、防災行政無線や広報車等を活用し、周辺住民へ周知する。</u></p> <p><u>第5節 避難</u></p> <p><u>第5部第3編「大規模事故等応急対策」第2章第4節「避難」を準用するが、災害の状況に応じて、避難、立ち退きすることがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者に屋内での退避等の安全確保措置を指示することができる。</u></p> <p><u>第6節 救助・救急、医療救護、緊急輸送対策</u></p> <p><u>1 救助・救急対策</u></p> <p><u>都、他の防災関係機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。</u></p> <p><u>区の地域に災害救助法が適用されたときは、区長は知事の指揮を受けて、法に基づく救助事務を補助する。</u></p> <p><u>2 医療救護対策</u></p> <p><u>第2部第6編「医療救護・保健衛生等対策」を準用し、災害時における医療救護を一次的に実施する。また、区災害医療コーディネーターの助言を受け、区内の医療救護活動等を統括・調整する。</u></p> <p><u>3 緊急輸送対策</u></p> <p><u>負傷者・救出者を早期搬送することを主眼とし、輸送車両等の確保を図る。なお、災害時において、区の所要車両が調達不能となった場合は、都財</u></p>

【本編】第5部 大規模事故等対策計画

現行（令和3年修正）	修正案
<p><u>（新設）</u></p>	<p><u>務局へ調達あっせんを要請する。</u></p> <p><u>第7節 主な防災関係機関の処理すべき事務又は業務概要</u> <u>（別紙21のとおり）</u></p>

【本編】第6部 火山対策の方針

現行（令和3年修正）	修正案
<p>第1編 火山対策の方針</p> <p>第1章 火山対策の目的</p> <p>第2章 火山対策の構成</p> <p>第2編 島しょ地域における火山対策</p> <p>第1章 島外避難者の受入態勢の整備</p> <p>都の地域における火山は、すべて島しょ地域に存在しているため、火山災害の状況によっては、島外への避難が必要となることが予想される。区は、都から避難者の受入れを指示された場合は、受入れ態勢を整備する。島しょ地域の火山、町村名、人口等は次のとおり</p> <p><u>(表略)</u></p> <p>(略)</p> <p>第3編 富士山噴火降灰対策</p> <p>(略)</p> <p>第1章 富士山の現況等</p> <p>第1節 富士山の概要</p> <p>(略)</p> <p>2 我が国に <u>110</u> 存在する活火山の一つであり、活動度はランク B(100年活動度または1万年活動度が高い活火山)とされている。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 富士山の活動史</p> <p>(略)</p> <p>第3節 富士山における噴火の特徴</p> <p>(略)</p> <p>第4節 国による検討</p> <p>(略)</p>	<p>第1編 火山対策の方針</p> <p>第1章 火山対策の目的</p> <p>第2章 火山対策の構成</p> <p>第2編 島しょ地域における火山対策</p> <p>第1章 島外避難者の受入態勢の整備</p> <p>都の地域における火山は、すべて島しょ地域に存在しているため、火山災害の状況によっては、島外への避難が必要となることが予想される。区は、都から避難者の受入れを指示された場合は、受入れ態勢を整備する。島しょ地域の火山、町村名、人口等は次のとおり</p> <p><u>(別紙22のとおり)</u></p> <p>(略)</p> <p>第3編 富士山噴火降灰対策</p> <p>(略)</p> <p>第1章 富士山の現況等</p> <p>第1節 富士山の概要</p> <p>(略)</p> <p>2 我が国に <u>111</u> 存在する活火山の一つであり、活動度はランク B(100年活動度または1万年活動度が高い活火山)とされている。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 富士山の活動史</p> <p>(略)</p> <p>第3節 富士山における噴火の特徴</p> <p>(略)</p> <p>第4節 国による検討</p> <p>(略)</p>

【本編】第6部 火山対策の方針

現行（令和3年修正）				修正案			
第2章 富士山の被害想定 第1節 噴火による被害想定 （略） 第2節 火山灰による被害 （略） 第3章 予防計画 第1節 予防計画の作成 （略） 第2節 火山観測 1 国の火山観測体制				第2章 富士山の被害想定 第1節 噴火による被害想定 （略） 第2節 火山灰による被害 （略） 第3章 予防計画 第1節 予防計画の作成 （略） 第2節 火山観測 1 国の火山観測体制			
気象庁	東京大学 地震研究所	防災科学技術 研究所	他の国の 機関	気象庁	東京大学 地震研究所	防災科学技術 研究所	他の国の 機関
【常時観測】 ・地震計 <u>4</u> ・GPS <u>2</u> ・空振計 <u>1</u> ※現地観測 随 時遠望観測 毎 日	・地震計 <u>26</u> ・傾斜計 <u>4</u> ・全磁力計 <u>11</u> ・GPS <u>14</u> ・潮位計 <u>3</u> ・傾斜・歪計 <u>4</u> ・電磁気観測 <u>6</u> ・地中温度計 <u>1</u> ・CO2 土壌ガス <u>1</u>	・地震計 <u>4</u> ・傾斜計 <u>4</u> ・電磁気観測 <u>3</u> ・歪計 <u>1</u> ・地中電界変動計 <u>1</u> ・雨量計 <u>4</u> ・気圧計 <u>1</u> ・風速計 <u>1</u> ・重力計 <u>1</u> ・水位計 <u>1</u>	産業技術総 合研究所、 国土地理 院、海上保 安庁が地殻 変動観測、 準測定等の 観測を実施 している。	【常時観測】 ・地震計 <u>6</u> ・GNSS <u>3</u> ・空振計 <u>2</u> ・傾斜計 <u>2</u> ・監視カメラ <u>1</u>	・地震計 <u>8</u> ・傾斜計 <u>1</u> ・歪計 <u>1</u> ・体積温度計 <u>1</u> ・全磁力 <u>1</u>	・地震計 <u>6</u> ・傾斜計 <u>6</u> ・雨量計 <u>4</u> ・気圧計 <u>4</u> ・GNSS <u>6</u>	国土地理 院及び海 上保安庁 が地殻変 動観測、 水準測定 等の観測 を実施し ている。

【本編】第6部 火山対策の方針

現行（令和3年修正）	修正案																
<p>2 気象庁の実施する火山観測</p> <table border="1" data-bbox="181 244 1012 608"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地殻変動観測</td> <td><u>GPS</u>や傾斜計等により、マグマの活動等に伴って生じる火山地域での膨張や収縮、傾斜変化等の地殻変動を観測する。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第3節 区民等の防災行動力の向上 (略)</p> <p>第4節 訓練及び防災知識の普及 (略)</p> <p>第4章 災害応急・復旧対策計画</p> <p>第1節 応急活動態勢 (略)</p> <p>第2節 情報の収集・伝達 (略)</p> <p>東京都及び各県から収集した降灰の情報は、気象庁地震火山部火山課火山・監視センターで取りまとめ、「富士山の火山活動解説資料」として公表される。解説資料は、都、区市町村、関係防災機関に伝達される。</p> <p>火山現象及びこれに密接に関連する現象についての観測成果ならびにこれに関する状況について、区は次により速やかに情報の伝達を行う。</p> <p><u>(表略)</u></p>	区分	内容	(略)		地殻変動観測	<u>GPS</u> や傾斜計等により、マグマの活動等に伴って生じる火山地域での膨張や収縮、傾斜変化等の地殻変動を観測する。	(略)		<p>2 気象庁の実施する火山観測</p> <table border="1" data-bbox="1182 244 2016 608"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地殻変動観測</td> <td><u>GNSS</u>や傾斜計等により、マグマの活動等に伴って生じる火山地域での膨張や収縮、傾斜変化等の地殻変動を観測する。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第3節 区民等の防災行動力の向上 (略)</p> <p>第4節 訓練及び防災知識の普及 (略)</p> <p>第4章 災害応急・復旧対策計画</p> <p>第1節 応急活動態勢 (略)</p> <p>第2節 情報の収集・伝達 (略)</p> <p>東京都及び各県から収集した降灰の情報は、気象庁地震火山部火山課火山監視・<u>警報</u>センターで取りまとめ、「富士山の火山活動解説資料」として公表される。解説資料は、都、区市町村、関係防災機関に伝達される。</p> <p>火山現象及びこれに密接に関連する現象についての観測成果ならびにこれに関する状況について、区は次により速やかに情報の伝達を行う。</p> <p><u>(別紙23のとおり)</u></p>	区分	内容	(略)		地殻変動観測	<u>GNSS</u> や傾斜計等により、マグマの活動等に伴って生じる火山地域での膨張や収縮、傾斜変化等の地殻変動を観測する。	(略)	
区分	内容																
(略)																	
地殻変動観測	<u>GPS</u> や傾斜計等により、マグマの活動等に伴って生じる火山地域での膨張や収縮、傾斜変化等の地殻変動を観測する。																
(略)																	
区分	内容																
(略)																	
地殻変動観測	<u>GNSS</u> や傾斜計等により、マグマの活動等に伴って生じる火山地域での膨張や収縮、傾斜変化等の地殻変動を観測する。																
(略)																	

【本編】第6部 火山対策の方針

現行（令和3年修正）	修正案
<p>2 降灰予報</p> <p>気象庁は平成20年(2008年)3月31日から降灰予報の発表業務を開始した。</p> <p><u>(1) 発表基準</u></p> <p><u>噴煙の高さが3千メートル以上、あるいは噴火警戒レベル3相当以上の噴火など、一定規模以上の噴火が発生した場合</u></p> <p><u>(2) 内容</u></p> <p><u>噴火発生から概ね6時間後までに降灰が予想される地域</u></p> <p><u>(3) 発表時期</u></p> <p><u>第1報は噴火の概ね30～40分後。噴火の様態や継続状況等を観測して必要に応じ第2報を発表。その後も噴火が継続した場合は必要に応じて発表。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>2 降灰予報</p> <p>気象庁は平成20年(2008年)3月31日から降灰予報の発表業務を開始した。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>平成27年3月に、量の予測を含めた降灰予報を開始し、噴火後に、どこに、どれだけの量の火山灰が降るかについて、詳細な情報を発表することとした。</u></p> <p><u>また、活動が活発化している火山では、噴火が発生した場合、降灰の範囲を事前情報として発表するとともに、噴火直後には、風に流される小さな噴石が降る範囲についても速報する。</u></p> <p><u>気象庁が提供する降灰予報は以下の3種類。</u></p> <p><u>(1) 降灰予報（定時）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・ 噴火警戒発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間毎）に発表</u> <u>・ 18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供</u> <p><u>(2) 降灰予報（速報）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・ 噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発</u>

現行（令和3年修正）	修正案
<p><u>（新設）</u></p>	<p><u>表</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>降灰予報（定時）を公表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の好悪灰が予測された場合に発表</u> ・ <u>降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表</u> ・ <u>事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、噴火後速やかに（5～10分程度）発表</u> ・ <u>噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布及び小さな噴石の落下範囲を提供</u> <p><u>（3）降灰予報（詳細）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>噴火の観測情報（噴火時刻、噴煙高など）を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行って発表。</u> ・ <u>降灰予報（定時）を公表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表</u> ・ <u>降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表</u> ・ <u>降灰予報（速報）を公表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表お</u> ・ <u>降灰予測計算結果に基づき、噴火後20分～30分程度で発表</u> ・ <u>噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供</u> <p><u><降灰量階級表></u> <u>（別紙24のとおり）</u></p>

【本編】第6部 火山対策の方針

現行（令和3年修正）	修正案
<p>第3節 応援協力・派遣要請 (略)</p> <p>第4節 警備・交通規制 (略)</p> <p>第5節 避難 (略)</p> <p>第6節 救援・救護 (略)</p> <p>第7節 交通機関の応急・復旧対策 (略)</p> <p>第8節 ライフライン等の応急・復旧対策 (略)</p> <p>第9節 宅地の降灰対策</p> <p>火山噴火によって降灰が長期間続いた場合は、宅地や公園等に大きな被害を与え、ひいては地域の経済活動や区民の社会生活に著しい障害をもたらし、地域の活力を失うこととなる。</p> <p>このため、降灰によって被害が発生した場合は、早急な復旧対策を行い地域の活力を取り戻す必要がある。各関係機関は、平時から緊密な情報交換を行う必要がある。</p> <p>宅地に降った火山灰は、所有者または管理者が対応することが原則である。しかし、一般の都民では対応が困難な対策については、区が対応する。</p> <p>各関係機関の対応は次のとおりである。</p>	<p>第3節 応援協力・派遣要請 (略)</p> <p>第4節 警備・交通規制 (略)</p> <p>第5節 避難 (略)</p> <p>第6節 救援・救護 (略)</p> <p>第7節 交通機関の応急・復旧対策 (略)</p> <p>第8節 ライフライン等の応急・復旧対策 (略)</p> <p>第9節 宅地の降灰対策</p> <p>火山噴火によって降灰が長期間続いた場合は、宅地や公園等に大きな被害を与え、ひいては地域の経済活動や区民の社会生活に著しい障害をもたらし、地域の活力を失うこととなる。</p> <p>このため、降灰によって被害が発生した場合は、早急な復旧対策を行い地域の活力を取り戻す必要がある。各関係機関は、平時から緊密な情報交換を行う必要がある。</p> <p>宅地に降った火山灰は、所有者または管理者が対応することが原則である。しかし、一般の住民では対応が困難な対策については、区が対応する。</p> <p>各関係機関の対応は次のとおりである。</p>

【本編】第6部 火山対策の方針

現行（令和3年修正）		修正案	
機関名	内容	機関名	内容
区	<p>宅地の降灰について、以下の対策を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 降灰予報やその他火山情報の把握 2 宅地の降灰運搬 3 収集した降灰の処分 4 測定機器の設置・測定 5 被害額の算定・報告 	区	<p>宅地の降灰について、以下の対策を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 降灰予報やその他火山情報の把握 2 宅地の降灰運搬 3 収集した降灰の処分 4 測定 5 被害額の算定・報告
都都市整備局	<p>降灰予報やその他火山情報火山情報の把握や測定機器の設置、測定手法、被害額の算定等について指導を行うとともに、国に対して被害状況や被害額等の報告・進達を行う。</p>	都都市整備局	<p>降灰予報やその他火山情報の把握、測定手法、被害額の算定等について指導を行うとともに、国に対して被害状況や被害額等の報告・進達を行う。</p>
(略)		(略)	

第10節 火山灰の収集及び処分

(略)

第10節 火山灰の収集及び処分

(略)

【本編】第7部 東海地震事前対策

現行（令和3年修正）	修正案
<p>第1編 東海地震事前対策</p> <p>第1章 対策の考え方</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第1編 東海地震事前対策</p> <p>第1章 対策の考え方</p> <p><u>※大田区地域防災計画（令和4年修正）における東海地震事前対策の取扱いについて</u></p> <p><u>南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和元年5月31日付変更）（以下、変更後の基本計画という。）において、南海トラフ地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっていると評価された場合に、地方公共団体等がとるべき防災対応をあらかじめ定めることが規定された。これを受けて気象庁では、令和元年5月31日より、「南海トラフ地震に関連する情報」の提供を開始し、東海地震の身に着目した従来の「東海地震に関連する情報」の発表は行わないこととした。</u></p> <p><u>東京都地域防災計画震災編（令和元年修正）の第4部第5章「東海地震事前対策」では、「変更後の基本計画を別途定めるまでの間、気象庁が発表することとしていた『東海地震に関連する情報』を『南海トラフ地震に関連する情報』に読み替えた上で、本章の規定を基本として対応する」こととしている。</u></p> <p><u>ついて、大田区地域防災計画（令和4年修正）の東海地震事前対策においても、東京都地域防災計画震災編（令和元年修正）に準拠し、「東海地震に関連する情報」を「南海トラフ地震に関連する情報」に読み替えた暫定的なものとして対応することとする。</u></p>

現行（令和3年修正）	修正案						
<p><u>（新設）</u></p>	<p>◆「<u>南海トラフ地震に関連する情報</u>」の種類及び発表条件</p> <p><u>「南海トラフ地震に関連する情報」は、以下の2種類の情報名で発表。</u></p> <table border="1" data-bbox="1144 292 2045 1155"> <thead> <tr> <th data-bbox="1144 292 1447 363">情報名</th> <th data-bbox="1447 292 2045 363">情報発表条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1144 363 1447 655"> <p><u>南海トラフ地震臨時情報</u></p> </td> <td data-bbox="1447 363 2045 655"> <p><u>・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合</u></p> <p><u>・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1144 655 1447 1155"> <p><u>南海トラフ地震関連解説情報</u></p> </td> <td data-bbox="1447 655 2045 1155"> <p><u>・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の推移等を発表する場合</u></p> <p><u>・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）</u></p> <p><u>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連情報で発表する場合があります</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	情報名	情報発表条件	<p><u>南海トラフ地震臨時情報</u></p>	<p><u>・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合</u></p> <p><u>・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合</u></p>	<p><u>南海トラフ地震関連解説情報</u></p>	<p><u>・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の推移等を発表する場合</u></p> <p><u>・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）</u></p> <p><u>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連情報で発表する場合があります</u></p>
情報名	情報発表条件						
<p><u>南海トラフ地震臨時情報</u></p>	<p><u>・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合</u></p> <p><u>・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合</u></p>						
<p><u>南海トラフ地震関連解説情報</u></p>	<p><u>・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の推移等を発表する場合</u></p> <p><u>・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）</u></p> <p><u>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連情報で発表する場合があります</u></p>						
<p><u>（新設）</u></p>	<p>◆「<u>南海トラフ地震臨時情報</u>」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件</p> <p><u>情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で発表</u></p>						

現行（令和3年修正）	修正案	
<p><u>（新設）</u></p>	<p><u>キーワード</u></p>	<p><u>各キーワードを付記する条件</u></p>
	<p><u>調査中</u></p>	<p><u>次のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・監視領域内（※1）でマグニチュード6.8以上（※2）の地震（※3）が発生</u> <u>・1カ所以上のひずみ計での有意な変化（※）と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化（※4）が観測され、想定震源内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり（※5）が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測</u> <u>・その他、想定震源内域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測</u>
	<p><u>巨大地震警戒</u></p>	<p><u>・想定震源域内のプレート境界において、モーメント マグニチュード（※6）8.0 以上の地震が発生したと評価した場合</u></p>
	<p><u>巨大地震注意</u></p>	<p><u>・監視領域内において、モーメントマグニチュード 7.0 以上の地震（※3）が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合を除く。）</u></p> <p><u>・想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</u></p>
	<p><u>調査終了</u></p>	<p><u>・巨大地震警戒）又は（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合</u></p>
<p><u>※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの</u></p>		

現行（令和3年修正）	修正案
<p><u>（新設）</u></p>	<p><u>範囲</u></p> <p><u>※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで6.8以上の地震から調査を開始する。</u></p> <p><u>※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震を除く。</u></p> <p><u>※4 気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさと異常レベルを1～3として、異常監視を行っている。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度（24時間など、一定時間でのひずみ変化量）についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点毎（体積ひずみ計）、成分毎（多成分ひずみ計）に設定されている。具体的には、</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>レベル1：平常時のデータのゆらぎの中の1年に1～2回現れる程度の値に設定</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>レベル2：レベル1の1.5～1.8倍に設定</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>レベル3：レベル1の2倍に設定</u></p> <p><u>「有意な変化」とは上記、レベル3の変化を、「関係すると思われる変化」は上記の「有意な変化」と同時期に周辺の観測点で観測されたレベル1以上の変化を意味する。</u></p> <p><u>※5 ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味する。南海トラフのプレート境界深部（30～40km）では数ヶ月から1年程度の間隔で、数日～1週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があ</u></p>

現行（令和3年修正）	修正案
<p><u>（新設）</u></p>	<p><u>った可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。なお、数ヶ月から数年間継続するようなゆっくりすべり（長期的ゆっくりすべり）の場合はその変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから、本ケースの対象としない。</u></p> <p><u>※6 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。</u></p>

【本編】第7部 東海地震事前対策

現行（令和3年修正）	修正案
<p>第1節 策定の趣旨 （略）</p> <p>一方、大田区の地域は、東海地震が発生した場合、震度5程度と予想されることから、強化地域として指定されなかったため、区は、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画の策定及び地震防災応急対策の実施等は義務付けられていない。</p> <p>しかし、震度5程度の揺れであっても、局地的にはかなりの被害が発生することが予想されるとともに、面積 <u>60.42</u> 平方キロメートルに約 70 万人が生活しているところから、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱の発生が懸念されている。</p> <p>このため、大田区防災会議は、東海地震の発生及び警戒宣言が発せられた場合に備えた対策をとることとし、「東海地震災害事前対策」を策定したものである。</p> <p>第2節 基本的な考え方 （略）</p> <p>第3節 前提条件 （略）</p> <p>第4節 警戒宣言発令まで （略）</p> <p>第2章 事前の備え （略）</p> <p>第1節 態勢の整備 （略）</p> <p>第2節 東海地震に備えた整備事業 （略）</p> <p>（3）周知、伝達方法</p> <p>避難を必要とする住民に対し、指定避難所を事前に周知するとともに、</p>	<p>第1節 策定の趣旨 （略）</p> <p>一方、大田区の地域は、東海地震が発生した場合、震度5程度と予想されることから、強化地域として指定されなかったため、区は、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画の策定及び地震防災応急対策の実施等は義務付けられていない。</p> <p>しかし、震度5程度の揺れであっても、局地的にはかなりの被害が発生することが予想されるとともに、面積 <u>61.86</u> 平方キロメートルに約 70 万人が生活しているところから、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱の発生が懸念されている。</p> <p>このため、大田区防災会議は、東海地震の発生及び警戒宣言が発せられた場合に備えた対策をとることとし、「東海地震災害事前対策」を策定したものである。</p> <p>第2節 基本的な考え方 （略）</p> <p>第3節 前提条件 （略）</p> <p>第4節 警戒宣言発令まで （略）</p> <p>第2章 事前の備え （略）</p> <p>第1節 態勢の整備 （略）</p> <p>第2節 東海地震に備えた整備事業 （略）</p> <p>（3）周知、伝達方法</p> <p>避難を必要とする住民に対し、指定避難所を事前に周知するとともに、</p>

【本編】第7部 東海地震事前対策

現行（令和3年修正）	修正案
<p>避難勧告の際の伝達方法及び伝達事項について、あらかじめその広報体制を確立しておく。</p> <p>（略）</p> <p>第3章 注意情報発信時から警戒宣言が発せられるまでの対応措置</p> <p>第1節 注意情報の伝達</p> <p>（略）</p> <p>第2節 活動態勢</p> <p>（略）</p>	<p>避難指示の際の伝達方法及び伝達事項について、あらかじめその広報体制を確立しておく。</p> <p>（略）</p> <p>第3章 注意情報発信時から警戒宣言が発せられるまでの対応措置</p> <p>第1節 注意情報の伝達</p> <p>（略）</p> <p>第2節 活動態勢</p> <p>（略）</p>

現行（令和3年修正）	修正案																								
<p>第3節 混乱防止措置 （略） 混乱防止措置</p> <p>注意情報により混乱の発生の恐れがあるとき、または、混乱が発生した場合、これらの混乱等を防止するための各防災機関の対応は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="143 515 1046 1107"> <thead> <tr> <th>機 関</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東京海上保安部</td> <td>（略） 3 東京海上保安部港内交通管制室において、港内及びその周辺に在泊する船舶に対し、国際VHF（16ch）156.8MHzにより周知する。 （略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東京急行電鉄(株)</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 関	内 容	（略）		東京海上保安部	（略） 3 東京海上保安部港内交通管制室において、港内及びその周辺に在泊する船舶に対し、国際VHF（16ch）156.8MHzにより周知する。 （略）	（略）		東京急行電鉄(株)	（略）	（略）		<p>第3節 混乱防止措置 （略） 2 混乱防止措置</p> <p>注意情報により混乱の発生の恐れがあるとき、または、混乱が発生した場合、これらの混乱等を防止するための各防災機関の対応は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1146 515 2049 1107"> <thead> <tr> <th>機 関</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東京海上保安部</td> <td>（略） 3 東京湾海上交通センター（神奈川県横浜市所在）において、港内及びその周辺に在泊する船舶に対し、国際VHF（16ch）156.8MHzにより周知する。 （略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東 急 電 鉄 (株)</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 関	内 容	（略）		東京海上保安部	（略） 3 東京湾海上交通センター（神奈川県横浜市所在）において、港内及びその周辺に在泊する船舶に対し、国際VHF（16ch）156.8MHzにより周知する。 （略）	（略）		東 急 電 鉄 (株)	（略）	（略）	
機 関	内 容																								
（略）																									
東京海上保安部	（略） 3 東京海上保安部港内交通管制室において、港内及びその周辺に在泊する船舶に対し、国際VHF（16ch）156.8MHzにより周知する。 （略）																								
（略）																									
東京急行電鉄(株)	（略）																								
（略）																									
機 関	内 容																								
（略）																									
東京海上保安部	（略） 3 東京湾海上交通センター（神奈川県横浜市所在）において、港内及びその周辺に在泊する船舶に対し、国際VHF（16ch）156.8MHzにより周知する。 （略）																								
（略）																									
東 急 電 鉄 (株)	（略）																								
（略）																									

現行（令和3年修正）		修正案	
第4章 混乱防止措置 第1節 活動態勢 （略） 2 防災機関の活動態勢		第4章 混乱防止措置 第1節 活動態勢 （略） 2 防災機関の活動態勢	
機 関	内 容	機 関	内 容
（略）		（略）	
東京ガス 株	人員の確保と配備 あらかじめ定められた動員計画に基づき、対策要員を確保し、警戒態勢を確立する。	東京ガス 株	<u>1 警戒宣言が発表された場合には、非常体制としての警戒態勢および臨時体制をとる</u> 2 人員の確保と配備 あらかじめ定められた動員計画に基づき、対策要員を確保し、警戒態勢を確立する。
東京急行 電鉄株	（略）	東京急行 電鉄株	（略）
（略）		（略）	
（略）		（略）	

現行（令和3年修正）		修正案	
第2節 警戒宣言・予知情報等の伝達 (略)		第2節 警戒宣言・予知情報等の伝達 (略)	
(2) 防災機関の伝達態勢		(2) 防災機関の伝達態勢	
機 関	内 容	機 関	内 容
(略)		(略)	
消防機関	<p>(略)</p> <p>2 避難誘導態勢</p> <p>津波の危険が予想される区域を管轄する消防署の活動態勢は、火災等の発生及び消防力の状況等を勘案し、震災消防活動に準じて活動</p> <p>(1) 避難の勧告、指示</p> <p>関係各署は、津波が発生した時、又は発生することが予想された場合で、人命危険が著しく切迫していると認められ、関係市町村に通報するいとまがない時は、災害状況及び消防力の余力に応じ、関係機関と連携し住民に避難勧告、指示を行う。この場合、直ちに関係区市町村長に通報する。</p> <p>(2) 避難誘導態勢</p> <p>ア 避難勧告、指示が出された場合には、関係消防署長は、津波の規模、襲来の状況及び消防部隊の運用状況を勘案し、必要な情報を関係区市町村等関係機関に通報する。</p> <p>イ 避難が開始された場合は、消防団及び関係機関と協力し避難誘導にあたる。</p>	<p>(略)</p> <p>2 避難誘導態勢</p> <p>津波の危険が予想される区域を管轄する消防署の活動態勢は、火災等の発生及び消防力の状況等を勘案し、震災消防活動に準じて活動</p> <p>(1) 避難の指示</p> <p>関係各署は、津波が発生した時、又は発生することが予想された場合で、人命危険が著しく切迫していると認められ、関係市町村に通報するいとまがない時は、災害状況及び消防力の余力に応じ、関係機関と連携し住民に避難指示を行う。この場合、直ちに関係区市町村長に通報する。</p> <p>(2) 避難誘導態勢</p> <p>ア 避難指示が出された場合には、関係消防署長は、津波の規模、襲来の状況及び消防部隊の運用状況を勘案し、必要な情報を関係区市町村等関係機関に通報する。</p> <p>イ 避難が開始された場合は、消防団及び関係機関と協力し避難誘導にあたる。</p>	

【本編】第7部 東海地震事前対策

現行（令和3年修正）		修正案	
東京海上保安部	<p>(略)</p> <p>2 <u>東京海上保安部港内交通管制室</u>において、港内及びその周辺海域に存泊する船舶に対し、無線電話（国際VHF）により放送周知する。</p> <p>(略)</p>	東京海上保安部	<p>(略)</p> <p>2 <u>東京湾海上交通センター（神奈川県横浜市所在）</u>において、港内及びその周辺海域に存泊する船舶に対し、無線電話（国際VHF）により放送周知する。</p> <p>(略)</p>
東京急行電鉄(株)	<p>1 伝達方法、伝達経路</p> <p>ア 伝達方法 指令電話及び列車無線等により伝達する。</p> <p><u>イ 伝達経路</u></p> <p>(平日)</p> <pre> graph LR A[東京都総務局] --> B[運輸司令所] B --> C[運輸営業部 運転車両部] C --> D[所属事業所] D --> E[旅客] </pre> <p>(夜間・休日)</p> <pre> graph LR A[東京都総務局] --> B[運輸司令所] B --> C[所属事業所] C --> D[旅客] </pre>	東急電鉄(株)	<p>1 伝達方法、伝達経路</p> <p>ア 伝達方法 指令電話及び列車無線等により伝達する。</p> <p><u>イ 伝達経路</u></p> <p>(平日)</p> <pre> graph LR A[東京都総務局] --> B[運輸司令所] B --> C[運輸部] C --> D[所属事業所] D --> E[旅客] </pre> <p>(夜間・休日)</p> <pre> graph LR A[東京都総務局] --> B[運輸司令所] B --> C[所属事業所] C --> D[旅客] </pre>
(略)		(略)	
<p>(略)</p> <p>第3節 消防・水防・危険物対策</p> <p>(略)</p> <p>(3) 消防対策及び危険物対策</p> <p>(略)</p> <p>オ 地震津波の危険が予想される区域を管轄する消防署は、震災消防活動の体制を準用する。</p> <p>(ア) 避難の<u>勧告</u>、指示</p>	<p>(略)</p> <p>第3節 消防・水防・危険物対策</p> <p>(略)</p> <p>(3) 消防対策及び危険物対策</p> <p>(略)</p> <p>オ 地震津波の危険が予想される区域を管轄する消防署は、震災消防活動の体制を準用する。</p> <p>(ア) 避難の指示</p>		

【本編】第7部 東海地震事前対策

現行（令和3年修正）	修正案
<p>関係消防署長は、津波が発生したとき、または発生することが予想された場合で、人命危険が著しく切迫していると認められるときは住民に避難指示を行う。この場合、ただちに区長に通報する。</p> <p>(イ) 避難誘導體制</p> <p>避難勧告、指示が出された場合には、関係消防署長は、津波の規模、来襲の状況及び消防部隊の運用状況を勘案し、最も安全と思われる避難方法（避難先、経路など）に関する情報を区、警視庁等関係機関に通報する。</p> <p>避難が開始された場合は、消防団員等と連携し避難誘導に当たる。</p> <p>(略)</p> <p>第4節 警備・交通対策</p> <p>(略)</p> <p>第5節 公共輸送対策</p> <p>(略)</p> <p>第6節 学校・病院・福祉施設対策</p> <p>(略)</p> <p>第7節 映画館・中高層ビル・地下街等対策</p> <p>2 不特定多数の者が集まる区の施設</p> <p>警戒宣言時における不特定多数の者の集まる区の施設では、各施設において、防火設備、危険物の点検等、防災点検を行い、施設の安全を確認し、施設の状態に応じて保安要員を確保する。その他施設ごとの対応措置は次による。</p>	<p>関係消防署長は、津波が発生したとき、または発生することが予想された場合で、人命危険が著しく切迫していると認められるときは住民に避難指示を行う。この場合、ただちに区長に通報する。</p> <p>(イ) 避難誘導體制</p> <p>避難指示が出された場合には、関係消防署長は、津波の規模、来襲の状況及び消防部隊の運用状況を勘案し、最も安全と思われる避難方法（避難先、経路など）に関する情報を区、警視庁等関係機関に通報する。</p> <p>避難が開始された場合は、消防団員等と連携し避難誘導に当たる。</p> <p>(略)</p> <p>第4節 警備・交通対策</p> <p>(略)</p> <p>第5節 公共輸送対策</p> <p>(略)</p> <p>第6節 学校・病院・福祉施設対策</p> <p>(略)</p> <p>第7節 映画館・中高層ビル・地下街等対策</p> <p>2 不特定多数の者が集まる区の施設</p> <p>警戒宣言時における不特定多数の者の集まる区の施設では、各施設において、防火設備、危険物の点検等、防災点検を行い、施設の状態に応じて保安要員を確保する。その他施設ごとの対応措置は次による。</p>

【本編】第7部 東海地震事前対策

現行（令和3年修正）			修正案		
部	対象施設	対応措置	部	対象施設	対応措置
(略)			(略)		
地域力推進部	(略)		地域力推進部	(略)	
	特別出張所（会議室・集会室）、 区民センター（集会室）、文化センター、ライフコミュニティ 西馬込、池上会館、新井宿会館、 山王会館、 <u>田園調布富士見会館</u>	1 施設利用主催者と協議したうえで、閉室・閉館の措置をとる。 2 施設利用者に警戒宣言が発せられた旨伝え、施設利用の自粛を要請し、状況により臨時休業又は閉館の措置をとる。		特別出張所（会議室・集会室）、 区民センター（集会室）、文化センター、ライフコミュニティ 西馬込、池上会館、新井宿会館、 山王会館、 <u>田園調布せせらぎ館</u>	1 施設利用主催者と協議したうえで、閉室・閉館の措置をとる。 2 施設利用者に警戒宣言が発せられた旨伝え、施設利用の自粛を要請し、状況により臨時休業又は閉館の措置をとる。
	(略)			(略)	
(略)			(略)		

第8節 電話・電報対策（NTT東日本）

- 警戒宣言発令の報道開始後の混乱防止措置

第8節 電話・電報対策（NTT東日本）

- 警戒宣言発令の報道開始後の混乱防止措置

【本編】第7部 東海地震事前対策

現行（令和3年修正）		修正案	
区分	内容	区分	内容
電話	<p>警戒宣言が発せられた場合、次の業務及び関連する規程に基づき、通信のそ通等に係る業務を適切に運用する。</p> <p>1 確保する業務</p> <p>(1) 防災関係機関等の災害時優先電話からのダイヤル通話</p> <p>(2) 街頭公衆電話からの通話</p> <p><u>(3) 非常、緊急扱い通話（交換手扱いの通話）</u></p> <p>2 可能な限りにおいて取扱う業務</p> <p>(1) 一般加入電話からのダイヤル通話</p> <p><u>(2) 100番通話（手動通話含む）</u></p> <p><u>(3) 営業窓口</u></p> <p><u>(4) 防災関係機関等からの緊急な要請への対応</u></p> <p>① 故障修理</p> <p>② 臨時電話、臨時専用線等の工事</p>	電話	<p>警戒宣言が発せられた場合、次の業務及び関連する規程に基づき、通信のそ通等に係る業務を適切に運用する。</p> <p>1 確保する業務</p> <p>(1) 防災関係機関等の災害時優先電話からのダイヤル通話</p> <p>(2) 街頭公衆電話からの通話</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>2 可能な限りにおいて取扱う業務</p> <p>(1) 一般加入電話からのダイヤル通話</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(2) 防災関係機関等からの緊急な要請への対応</u></p> <p>③ 故障修理</p> <p>④ 臨時電話、臨時専用線等の工事</p>
(略)		(略)	
(略)	第9節 電気・ガス・上下水道対策	(略)	第9節 電気・ガス・上下水道対策
(略)	第10節 生活物資対策	(略)	第10節 生活物資対策
(略)	第11節 金融対策	(略)	第11節 金融対策
(略)	第12節 救援・救護対策	(略)	第12節 救援・救護対策
(略)		(略)	

現行（令和3年修正）	修正案
<p>第13節 避難対策</p> <p>1 避難勧告</p> <p>警戒宣言が発せられた場合、区があらかじめ危険地域として避難対象地区に選定した地区住民に対して、次により避難勧告を行い、原則として、あらかじめ指定してある避難所へ避難させる。</p> <p>(1) 伝達方法</p> <p>避難対象地区住民に対する避難勧告は、その付近の対象地区以外の住民等への影響を考慮して、警察、消防機関の協力を求めて、原則として、戸別に口頭にて伝達する。</p> <p>(2) 伝達系統</p> <p>避難勧告の伝達系統は、次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>第5章 区民・事業所等のとるべき措置</p> <p>(略)</p> <p>第1節 区民のとるべき措置</p> <p>(略)</p> <p>第2節 防災市民組織等のとるべき措置</p> <p>(略)</p> <p>第3節 事業所のとるべき措置</p> <p>(略)</p> <p>第2編 南海トラフ巨大地震の被害想定概要</p> <p>(略)</p>	<p>第13節 避難対策</p> <p>1 避難指示</p> <p>警戒宣言が発せられた場合、区があらかじめ危険地域として避難対象地区に選定した地区住民に対して、次により避難指示を行い、原則として、あらかじめ指定してある避難所へ避難させる。</p> <p>(1) 伝達方法</p> <p>避難対象地区住民に対する避難指示は、その付近の対象地区以外の住民等への影響を考慮して、警察、消防機関の協力を求めて、原則として、戸別に口頭にて伝達する。</p> <p>(2) 伝達系統</p> <p>避難指示の伝達系統は、次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>第5章 区民・事業所等のとるべき措置</p> <p>(略)</p> <p>第1節 区民のとるべき措置</p> <p>(略)</p> <p>第2節 防災市民組織等のとるべき措置</p> <p>(略)</p> <p>第3節 事業所のとるべき措置</p> <p>(略)</p> <p>第2編 南海トラフ巨大地震の被害想定概要</p> <p>(略)</p>

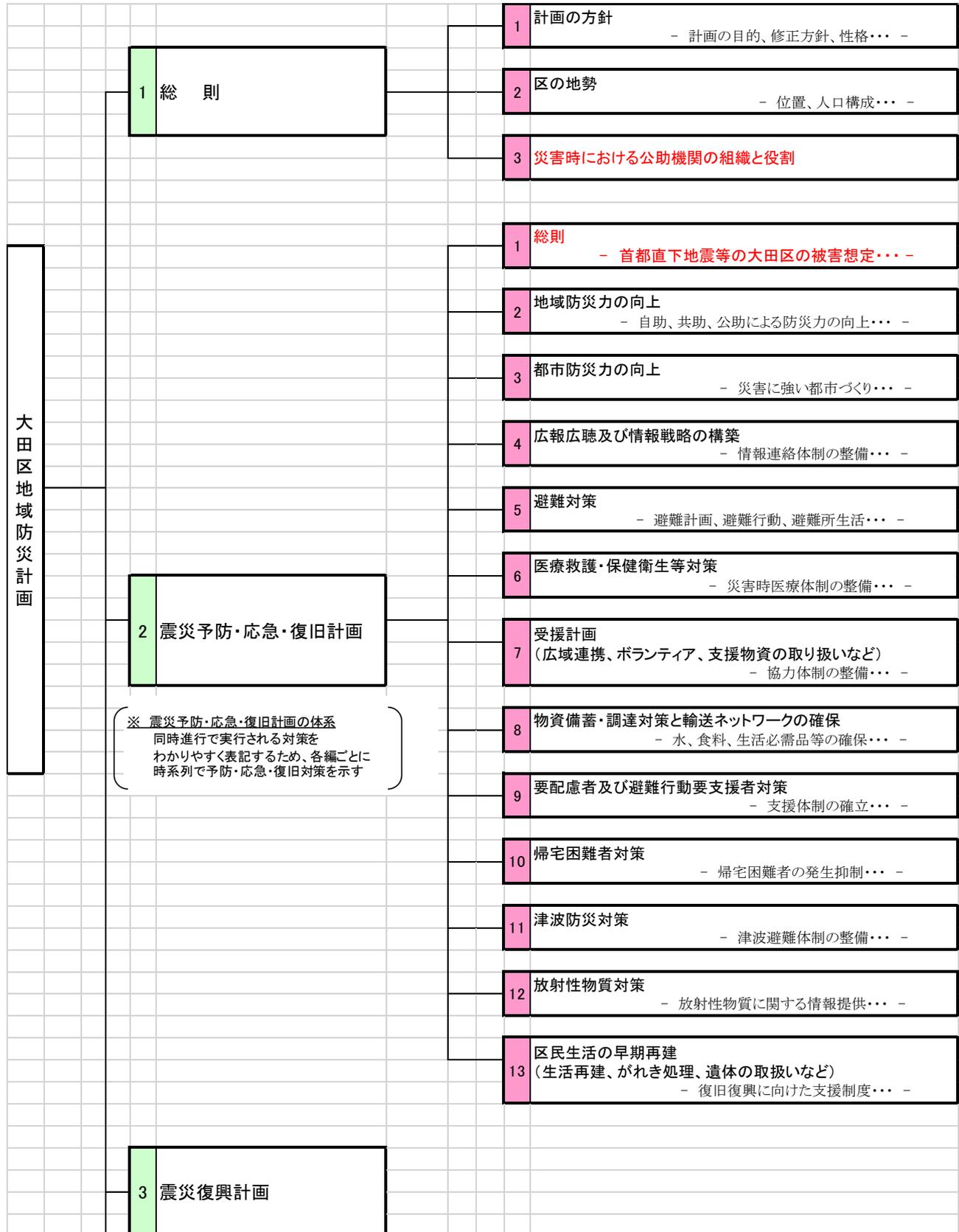
大田区地域防災計画
(令和4年修正) (案)

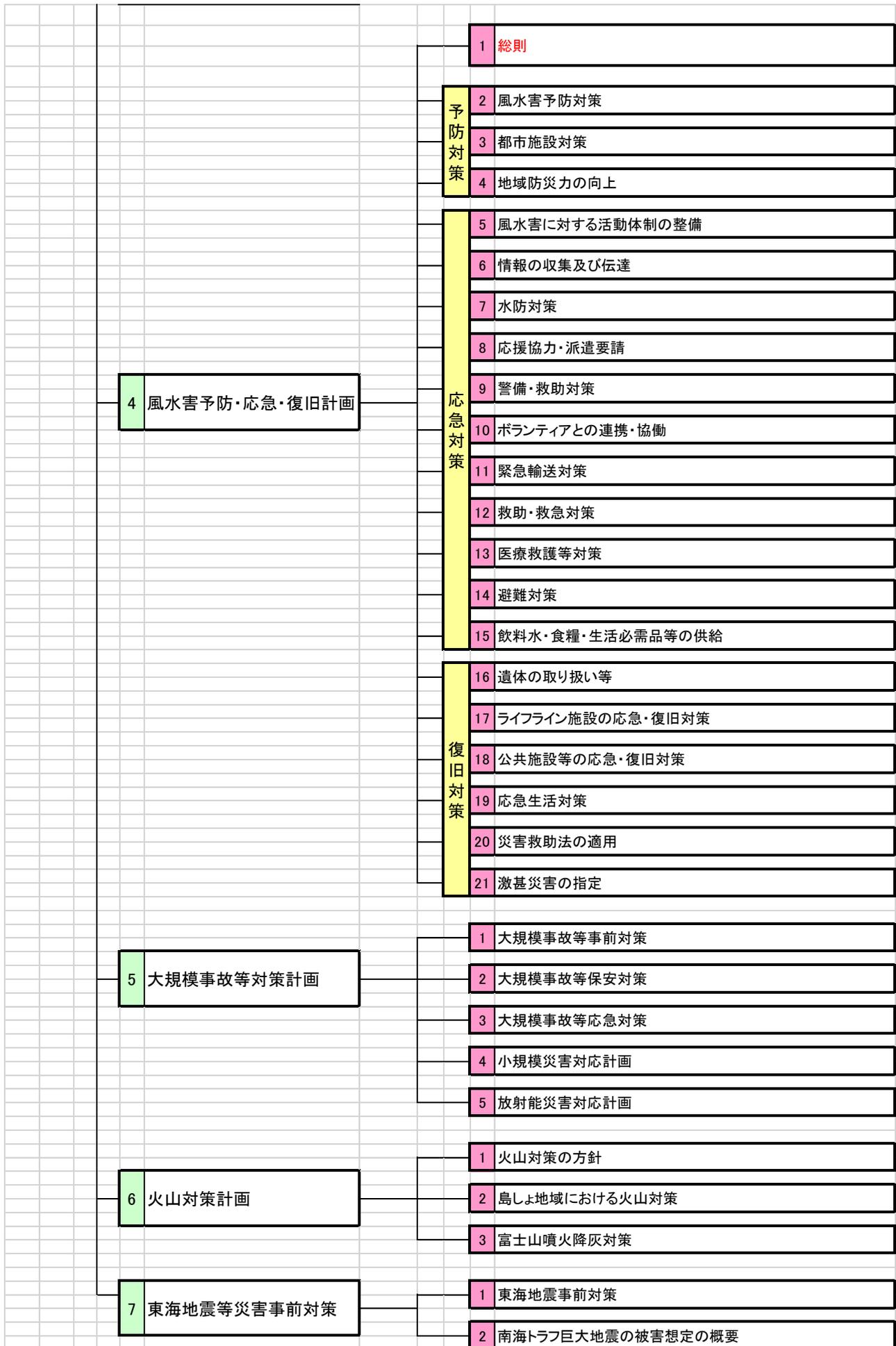
新旧対照表 (本編・別紙)

令和3年10月

別紙 1

【本編】第1部 総則
第6章 計画の体系





別紙 2

【本編】第1部 総則
第5節 区の役割<各部局の分掌事務>

機関の名称	事務又は業務の大綱
危機管理監	災害対策活動の総合調整に関すること。 本部長室の運営に関すること。 災害対応策の立案に関すること。 各災対部長への指示に関すること。 本部の通信に関すること。 災害情報の全体的な集約、整理及び報告に関すること。 災害状況に係る分析及び認識の統一に関すること。 災害時の広報に関すること。 災対各部局間の支援及び調整に関すること。 分掌事務に規定がない事案の差配に関すること。 災害対策本部事務局の設置及び運営の総括に関すること。 防災業務従事者の安全管理及び災害補償に関すること。 特命事項及び応急的な事案処理の総括に関すること。

機関の名称	事務又は業務の大綱
各部共通事項	本部長室との連絡に関すること。 部所管施設利用者の保護及び避難誘導に関すること。 部所管施設の被害情報の収集に関すること。 部所管施設、機器の保全点検及び機能確保に関すること。 部所属職員の動員に関すること。 部内の連絡調整及び協力に関すること。 協定団体との連絡調整に関すること。 他部への支援に関すること。 他の地方公共団体からの応援職員の準備に関すること。
災対企画経営部	災害対策本部事務局の設置及び運営に関すること。 災害対応に係る予算に関すること。 災害時の広聴に関すること。 災害記録に関すること。 情報システムの維持及び復旧に関すること。 公共施設の応急危険度判定及び応急対策に関すること。 災害対応に係る現金の出納管理に関すること。 特命事項及び応急的な事案処理に関すること。
災対総務部	災害対策本部事務局の設置及び運営に関すること。 本部長及び副本部長との連絡調整に関すること。 輸送の総括に関すること。 救援物資の受入れ及び配分に関すること。 応急公用負担に関すること。 応急措置の実施に伴う訴訟に関すること。 物品及び物資等の調達に関すること。 応急対策用用地に関すること。 本部の職員の服務及び給与等に関すること。 本部の職員の装備及び給食に関すること。 本部の部局間の人的応援の調整に関すること。 他の地方公共団体からの応援職員の受入れの総括に関すること。 区議会議員に関すること。 特命事項及び応急的な事案処理に関すること。

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
<p>災対地域力推進部</p>	<p>避難所に関すること。 地域の被災情報及び避難情報の収集に関すること。 地域防災活動の支援に関すること。 地域施設との連絡調整に関すること。 災害ボランティアセンターの開設に関すること。 災害ボランティアの総合調整に関すること。 り災証明書の発行業務に関すること。 義援金に関すること。</p>
<p>災対観光・国際都市部</p>	<p>要配慮者（外国人）に関すること。 語学ボランティアに関すること。</p>
<p>災対区民部</p>	<p>帰宅困難者、駅前滞留者に関すること。 死亡届・埋火葬許可の事務処理に関すること。 避難所等の支援に関すること。</p>
<p>災対産業経済部</p>	<p>飲料水及び食糧の調達に関すること。 中小企業及び農漁業の災害対策に関すること。</p>
<p>災対福祉部</p>	<p>要配慮者（高齢者・障害者）に関すること。 福祉避難所（高齢者・障害者）の開設及び管理運営に関すること。 福祉ボランティアに関すること。 遺体収容所に関すること。 遺体埋葬等に関する事務処理に関すること。 行方不明者の捜索及び調査に関すること。 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関すること。 災害援護資金の貸付けに関すること。 被災者生活再建支援金の支給に関すること。</p>
<p>災対健康政策部</p>	<p>医療救護活動に関すること。 医師会及び医療機関との連絡調整及び協力に関すること。 医薬品及び医療器具等の調達及び分配に関すること。 診療可能な医療機関の調査及び把握に関すること。 被災地、避難所等における保健・生活衛生対策に関すること。 被災地、避難所等における健康管理に関すること。 医療ボランティアに関すること。 遺体埋葬等に関する事務処理に関すること。</p>
<p>災対こども家庭部</p>	<p>要配慮者（乳幼児）に関すること。 福祉避難所（乳幼児）の開設及び管理運営に関すること。 応急保育に関すること。 乳幼児に関する相談業務に関すること。</p>
<p>災対まちづくり推進部</p>	<p>民間建築物の応急危険度判定に関すること。 がけ崩れに関すること。 被災住宅の応急危険度判定に関すること。 被災住宅の応急対応に関すること。 家屋・住宅の被害認定調査に関すること。 家屋解体に関すること。 応急仮設住宅に関すること。</p>

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
<p>災対都市基盤整備部</p>	<p>災害対策本部事務局の設置及び運営に関する事 土木構造物の被害調査及び応急対策に関する事 道路障害物に関する事 ライフラインの被害状況に関する事 交通規制情報に関する事 応急給水槽及び給水所での給水活動に関する事 避難場所に関する事 水防に関する事 がれき処理の支援に関する事 特命事項及び応急的な事案処理に関する事</p>
<p>災対環境清掃部</p>	<p>被災地の廃棄物の処理に関する事 備蓄物資等の輸送に関する事 環境保全の調査及び対策に関する事 がれき処理に関する事 し尿処理に関する事</p>
<p>災対教育総務部</p>	<p>学校災害対策本部に関する事 避難所（学校）に関する事 応急仮設校舎の建設に関する事 応急仮設校舎の管理運営に関する事 被災児童、生徒の教科書及び学用品の給与に関する事 応急教育に関する事</p>

別紙 3

【本編】第1部 総則
 第2節 関係機関の役割
 1 都の役割

機関の名称	事務又は業務の大綱
建設局 第二建設事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 護岸及び防潮堤の保全に関する事。 2 道路及び橋りょうの保全に関する事。 3 水防に関する事。 4 河川、道路及び橋りょうにおける障害物の除去に関する事。 5 内川水門及び排水機場の管理（操作及び日常点検等を除く）に関する事。（江東治水事務所）
港湾局 東京港建設事務所 東京港管理事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 港湾施設、海岸保全施設等の保全に関する事。 2 輸送経路を確保するための航路、泊地及び臨海道路の障害物の除去に関する事。 3 港湾における流出油の防御に関する事。
交通局 <u>大門駅務管区五反田駅務区</u>	<ol style="list-style-type: none"> 1 旅客の安全確保及び施設の保全に関する事。 2 地下高速電車による輸送に関する事。
水道局 南部支所(大森)	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急給水に関する事。 2 水道施設の点検、整備及び復旧に関する事。
下水道局 南部下水道事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 下水道施設の点検、整備及び復旧に関する事。
警視庁 第二方面本部 大森警察署 田園調布警察署 蒲田警察署 池上警察署 東京空港警察署 東京湾岸警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害実態の把握及び各種情報の収集に関する事。 2 交通規制に関する事。 3 被災者の救出救助及び避難誘導に関する事。 4 行方不明者の捜索及び調査に関する事。 5 死体の調査等及び検視に関する事。 6 公共の安全と秩序の維持に関する事。

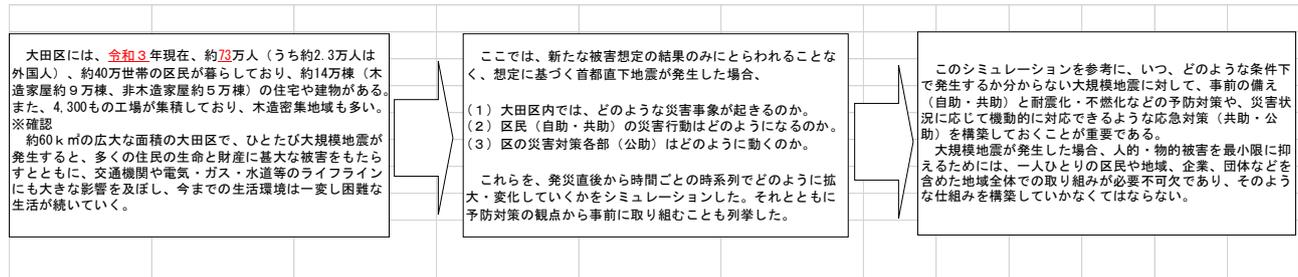
機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
東 京 消 防 庁 第 二 消 防 方 面 本 部 大 森 消 防 署 馬 込 ・ 市 野 倉 山 谷 ・ 森 ヶ 崎 各 出 張 所 田 園 調 布 消 防 署 雪 谷 ・ 久 が 原 各 出 張 所 蒲 田 消 防 署 空 港 分 署 ・ タ ー ミ ナ ル 分 駐 所 羽 田 ・ 六 郷 各 出 張 所 矢 口 消 防 署 下 丸 子 ・ 西 蒲 田 西 六 郷 各 出 張 所	<ol style="list-style-type: none"> 1 火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること 2 救急及び救助に関すること。 3 危険物施設等の措置に関すること。 4 全各号に掲げるもののほか、消防に関すること。

3 指定公共機関の役割

機関の名称	事務又は業務の大綱
(略)	
東日本電信電話株式会社東京事業部	1 電信及び電話施設の建設並びに保全に関すること。 2 災害非常通話の調整及び気象予警報の伝達に関すること。
日本赤十字社 東京都支部	<u>1 災害時における医療救護班の編成及び医療救護等(助産及び死体の処理を含む)の実施に関すること</u> <u>2 災害時における避難施設等での救護所開設及び運営に関すること</u> <u>3 こころのケア活動に関すること</u> <u>4 赤十字ボランティアの活動に関すること</u> <u>5 輸血用血液の確保、供給に関すること</u> <u>6 義援金の受付・配分及び募金に関すること(原則として義援物資については受け付けない)</u> <u>7 赤十字エイズステーション(帰宅困難者支援所)の設置・運営に関すること</u> <u>8 災害救援物資の支給に関すること</u> <u>9 日赤医療施設等の保全、運営に関すること</u> <u>10 外国人の安否調査に関すること</u> <u>11 遺体の検案協力に関すること</u> <u>12 東京都地域防災計画に整合した災害救護に関する訓練の実施に関すること</u>
(略)	
東京ガス株式会社	1 ガス施設の安全保安に関すること。 2 <u>災害時における</u> ガスの供給に関すること。
(略)	

別紙 4

【本編】第2部 震災予防・応急・復旧計画 第2章 防災対策の時系列シミュレーション（災害事象と災害対応）



別紙 5

【本編】第2部 震災予防・応急・復旧計画
第3節 区災害対策各部の動き

※ ○印は開始時期の目安、矢印は期間の目安を表す

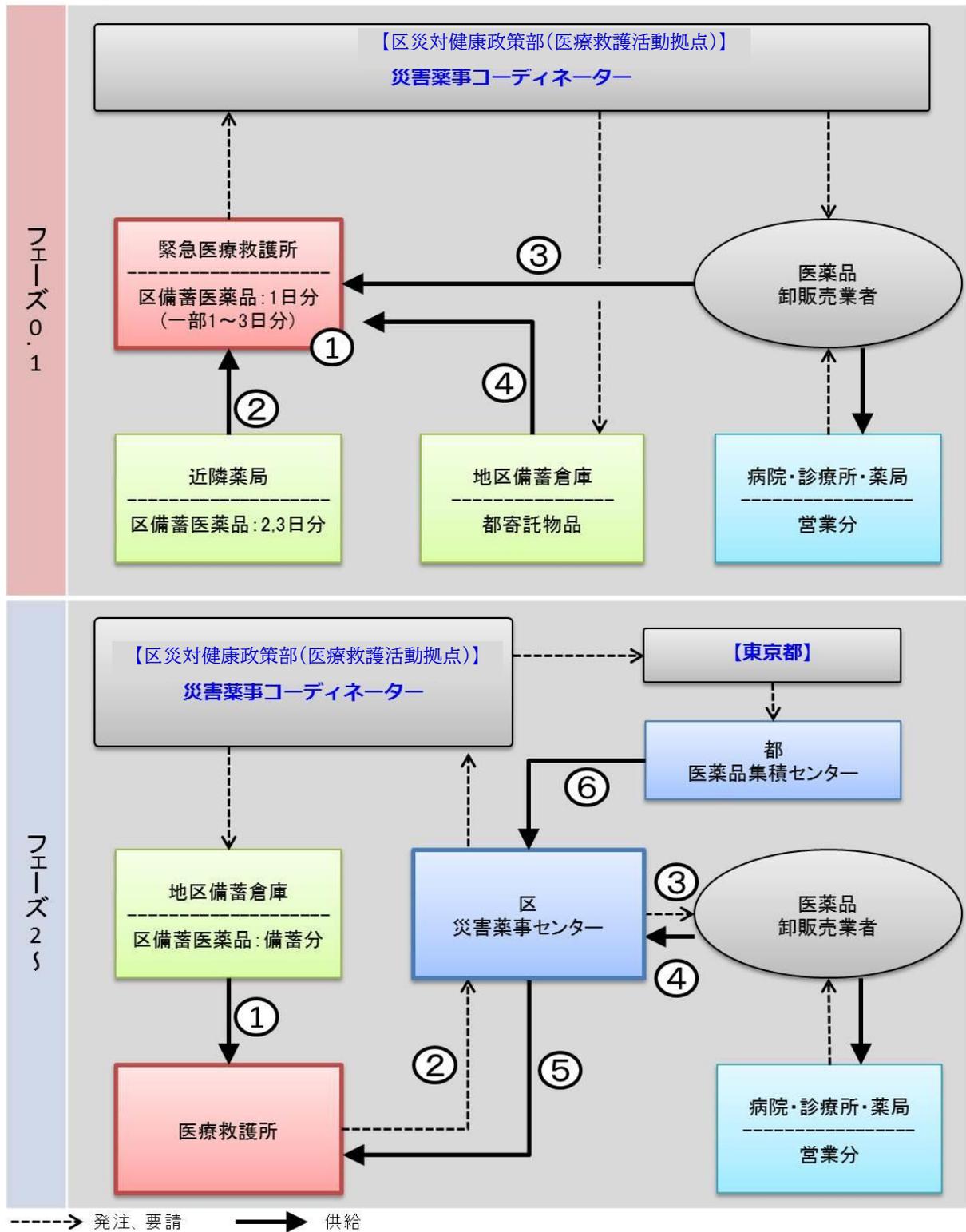
区災害対策各部	予防対策 発災以前	初期態勢の確立期				応急対応期 1日目～3日目	復旧対応期			復興対応期 1ヶ月以上
		直後～	3時間～	6時間～	12時間～		4～7日目	2週間以内	1ヶ月以内	
危機管理課	○ 屋内落下物の危険防止のための啓発・支援	○ 本部の設置(非常配備態勢の発令)→運営								
	○ 地域の初期消火能力向上のための支援	○ 被害情報収集(庁内、庁外連携)→対応案検討→対策実施(以後、繰り返し)								
	○ 自主防災体制強化のための支援	○ 二次災害防止のための避難誘導、立入制限等								
	○ 消防水利の確保	○ 都へ緊急消防援助隊の派遣要請→受援準備								
	○ 防災意識の高揚のための普及・啓発	○ 都へ自衛隊の派遣要請→受入								
	○ 防災教育の実施	○ 協定団体等に協力要請→受入								
	○ 防災訓練の実施・支援	○ 防災関係機関に応援要請→受入								
	○ 職員訓練の実施	○ 救助物資等の空輸に必要な調整の実施								
	○ 災害通信訓練の実施	○ 防災市民組織等との連絡調整、活動支援								
	○ 地域の防災組織の強化育成	○ 地域の安全確保活動(防犯・二次災害防止)								
	○ 災害活動装備品の整備				○ 被災世帯等の算定(→災害救助法に該当する旨、都知事へ報告)					
	○ 情報収集・伝達体制の整備	○ 災害救助法による救助を実施→報告								
	○ 電気器具等資機材の備蓄				○ 激甚災害指定に係る被害状況等の報告					
	(各部共通事項) ○ 災害時業務計画、動員計画、業務継続計画、訓練計画その他の災害対策上必要な計画の作成 →部内への周知徹底及び活動態勢の確立	○ 他部・課への応援のための人事を調整				○ 激甚災害指定を受けた場合、手続きの実施				○ 防災業務従事者災害補償の実施
	(各部共通事項) ○ 災害対策の分掌事務が迅速に展開されるよう、人材育成、訓練の実施や計画の具体化・調整、マニュアル等を整備									
	○ 二次被害防止のための広報実施									
	○ 安全・復旧等に関する情報について広報の実施									
災対企画経営部	(各部共通事項) ○ 災害時業務計画、動員計画、業務継続計画、訓練計画その他の災害対策上必要な計画の作成 →部内への周知徹底及び活動態勢の確立(各部共通事項)	○ 災害対策本部問合せ(コールセンター)の設置								○ 災害総合相談窓口の設置・運営
	○ 災害対策の分掌事務が迅速に展開されるよう、人材育成、訓練の実施や計画の具体化・調整、マニュアル等を整備	○ 各部署からの要請に基づき支出事務、災害対策諸経費の執行、現金支払の実施								○ 情報システムの機能確保、復旧
	○ 施設の被害状況調査	○ 庁舎・施設の復旧								○ 児童館・保育施設等の復旧
災対企画経営部					○ 復興支援基金の組成、復興支援					○ 金融対策に係わる調整・支援の実施
					○ 災害復興本部の設置					
					○ 災害復旧・復興計画の策定					○ 震災復興緊急整備条例の立案、調整
					○ 災害対策予算の立案と調整					
					○ 災害応急事業の予算執行					
				○ 各部署からの要請に基づき支出事務、災害対策諸経費の執行、現金支払の実施						
				○ 応急公用負担に係わる事務の実施						

<p>災対総務部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区施設の耐震化 ○ 区施設の防災計画策定 ー防災訓練の実施、必要物資の備蓄等 (各都共通事項) ○ 災害時業務計画、動員計画、業務継続計画、訓練計画その他の災害対策上必要な計画の作成 ー一部内への周知徹底及び活動態勢の確立 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設点検、緊急措置実施ー応急措置 ○ 未庁者の避難誘導、安全確保 ○ 非常用発電機の監視、維持管理 ○ 区施設内の防犯対策 ○ 都を通じて、都・他自治体の労務供給要請ー受入 ○ 援助物資対策会議の開催ー運営 ○ 食糧・物資の受入場所の開設ー受入ー管理 ○ 食糧・物資の調達計画と輸送計画の作成 ○ 住民の避難のための緊急車両輸送 ○ 緊急通行車両等の標章・確認証明書の交付・受領 ○ 人員、物資、資機材、燃料輸送に必要な車両舟艇等の調達 ○ 応急対策用用地の確保 ○ 職員の災対業務への継続従事の確保 ○ 職員寮・職員住宅の点検・被害調査及び応急修理の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職業斡旋の要請 ○ 雇用対策の実施 ○ 応急措置の実施に伴う訴訟対応 ○ 他県・他区市町村議会と情報共有、連絡調整 ○ 区内の区・都の議員対応 ○ 災害復興本部の設置 				
	<p>災対地域力推進部</p>	<ul style="list-style-type: none"> (各都共通事項) ○ 災害時業務計画、動員計画、業務継続計画、訓練計画その他の災害対策上必要な計画の作成 ー一部内への周知徹底及び活動態勢の確立 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通機関運行停止に伴う代替輸送車両の確保要請 ○ 避難所の開設ー運営支援 ○ 避難所における要配慮者対策の実施 ○ 避難所における広報活動の実施 ○ 避難所での安否問い合わせ対応 ○ 避難所間での避難者収容に関する調整 ○ 避難所における緊急相談窓口の開設ー相談対応 ○ 避難所でのボランティア受入調整 ○ 災害ボランティアセンターの運営 ○ 区・都と協議の上、海外からの救援活動・物資の受入ー活動調整 ○ 備蓄倉庫の物品受払 ○ NPO等区民活動団体の応急対策活動支援(情報・資機材の提供、斡旋など) ○ 義援金の受入、保管 ○ 義援金の配分 ○ 被災証明対策本部の設置、運営 ○ 被災証明相談・発行窓口の設置、発行 ○ 消費者の混乱防止対策 				
		<p>災対観光・国際都市部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外国人被災者への支援 ○ 外国人被災者向け広報活動の実施 ○ 外国人支援のための語学ボランティアの受入ー活動調整 				
			<p>災対区民部</p>	<ul style="list-style-type: none"> (各都共通事項) ○ 災害時業務計画、動員計画、業務継続計画、訓練計画その他の災害対策上必要な計画の作成 ー一部内への周知徹底及び活動態勢の確立 (各都共通事項) ○ 災害対策の分掌事務が迅速に展開されるよう、人材育成、訓練の実施や計画の具体化・調整、マニュアル等を整備 ○ 滞留者への支援(情報提供、一時滞在施設の設置など) ○ 帰宅支援ステーション、赤十字エイドステーションへの支援(スペース、情報等) ○ 租税等の徴収猶予及び減免等 ○ 死亡届、火葬許可証等の各種届、申請・証明発行業務の実施 ○ 戸籍・住民担当の窓口を開設 ○ 住民基本台帳に係る業務を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保険・年金事業に係る震災特例措置の実施 		
				<p>災対産業経済部</p>	<ul style="list-style-type: none"> (各都共通事項) ○ 災害時業務計画、動員計画、業務継続計画、訓練計画その他の災害対策上必要な計画の作成 ー一部内への周知徹底及び活動態勢の確立 (各都共通事項) ○ 災害対策の分掌事務が迅速に展開されるよう、人材育成、訓練の実施や計画の具体化・調整、マニュアル等を整備 ○ 避難所における食糧、飲料水、炊き出し等の準備(順次、提供) ○ 帰宅困難者の受入(産業プラザ) ○ 給水活動の準備(順次、提供) ○ (業務用設備の)り災証明に係る支援 ○ 商工会議所・商工会・商店街等との連絡調整 ○ 商業・流通業の復旧・復興支援 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 中小企業の復旧・復興支援 ○ 農業等への復旧対策を実施 ○ 中小企業融資の円滑なあっせん

災対環境清掃部	<p>(各節共通事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時業務計画、動員計画、業務継続計画、訓練計画その他の災害対策上必要な計画の作成 一部内への周知徹底及び活動態勢の確立 								<ul style="list-style-type: none"> ○ 有害ガスによる二次災害防止 		
									<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害用トイレ等の確保→設置 		
				<ul style="list-style-type: none"> ○ 住家に運び込まれた土石、竹木等の障害物除去 							
	<p>(各節共通事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策の分掌事務が迅速に展開されるよう、人材育成、訓練の実施や計画の具体化・調整、マニュアル等を整備 										
										<ul style="list-style-type: none"> ○ ごみ収集作業計画の作成 ○ し尿処理計画の策定→収集・処理実施 	
										<ul style="list-style-type: none"> ○ ごみ収集・運搬作業及び処理の実施 	
										<ul style="list-style-type: none"> ○ 再生資源の回収運搬業務 	
										<ul style="list-style-type: none"> ○ 粗大ごみ処理の実施 ○ 倒壊家屋等のがれき処理→がれきの管理 ○ 被災民間建築物に対する解体・撤去の支援 	
				<ul style="list-style-type: none"> ○ 有害物質に係わる情報提供 ○ 有害物質による大気汚染の防止措置 							
										<ul style="list-style-type: none"> ○ 有害物質による河川汚染の防止措置 ○ 環境保全のための環境全般に対する監視 	
災対教育総務部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難訓練、初期消火訓練の実施 									<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所の開設→運営支援 	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災教育の実施 									<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所における要配慮者対策の実施 	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小学校児童の保護者への引渡し方法や中学校生徒の帰宅方法などの事前のルール化、及び保護者等への周知 									<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所における広報活動の実施 	
	<p>(各節共通事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時業務計画、動員計画、業務継続計画、訓練計画その他の災害対策上必要な計画の作成 一部内への周知徹底及び活動態勢の確立 									<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所間での避難者収容に関する調整 	
	<p>(各節共通事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策の分掌事務が迅速に展開されるよう、人材育成、訓練の実施や計画の具体化・調整、マニュアル等を整備 									<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所における緊急相談窓口の開設→相談対応 ○ 避難所でのボランティア受入調整 	
											<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時特設公衆電話の開設
											<ul style="list-style-type: none"> ○ 応急教育のための教育ボランティア受入→活動調整
											<ul style="list-style-type: none"> ○ 小・中学校等の被害状況調査 ○ 小中学校等の施設復旧 ○ 文化財・歴史的建造物の被害状況調査
				<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童・生徒の安否確認→被災状況把握 							<ul style="list-style-type: none"> ○ 応急教育の指導、調整 ○ 被災児童・生徒の区外転出受入要請の実施 ○ 私立幼稚園等の園児及び教職員の安否把握 ○ 私立学校等の被害状況把握→復旧対応 ○ 教科書・文房具・通学用品等の調達、支給 ○ 応急教育施設の確保
											<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童・生徒へのこころのケアの実施 ○ 文化・スポーツ施設等の再開

別紙 6

【本編】 第2部 震災予防・応急・復旧計画
 第3節 医薬品・医療資器材の調達・供給体制の整備
 (3) 医薬品・医療資器材の供給方法



別紙 7

【本編】第2部 震災予防・応急・復旧計画

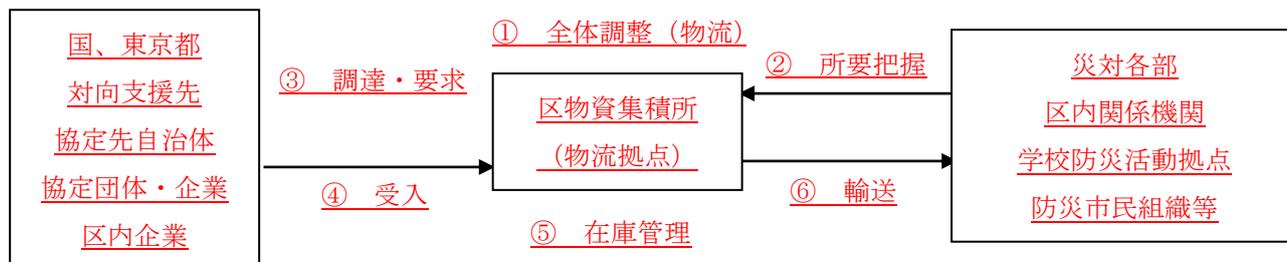
第2節 緊急輸送対策の実施

1 調達、輸送、配車の実施

(2) 物資等の輸送

<車両船舶等の配車計画>

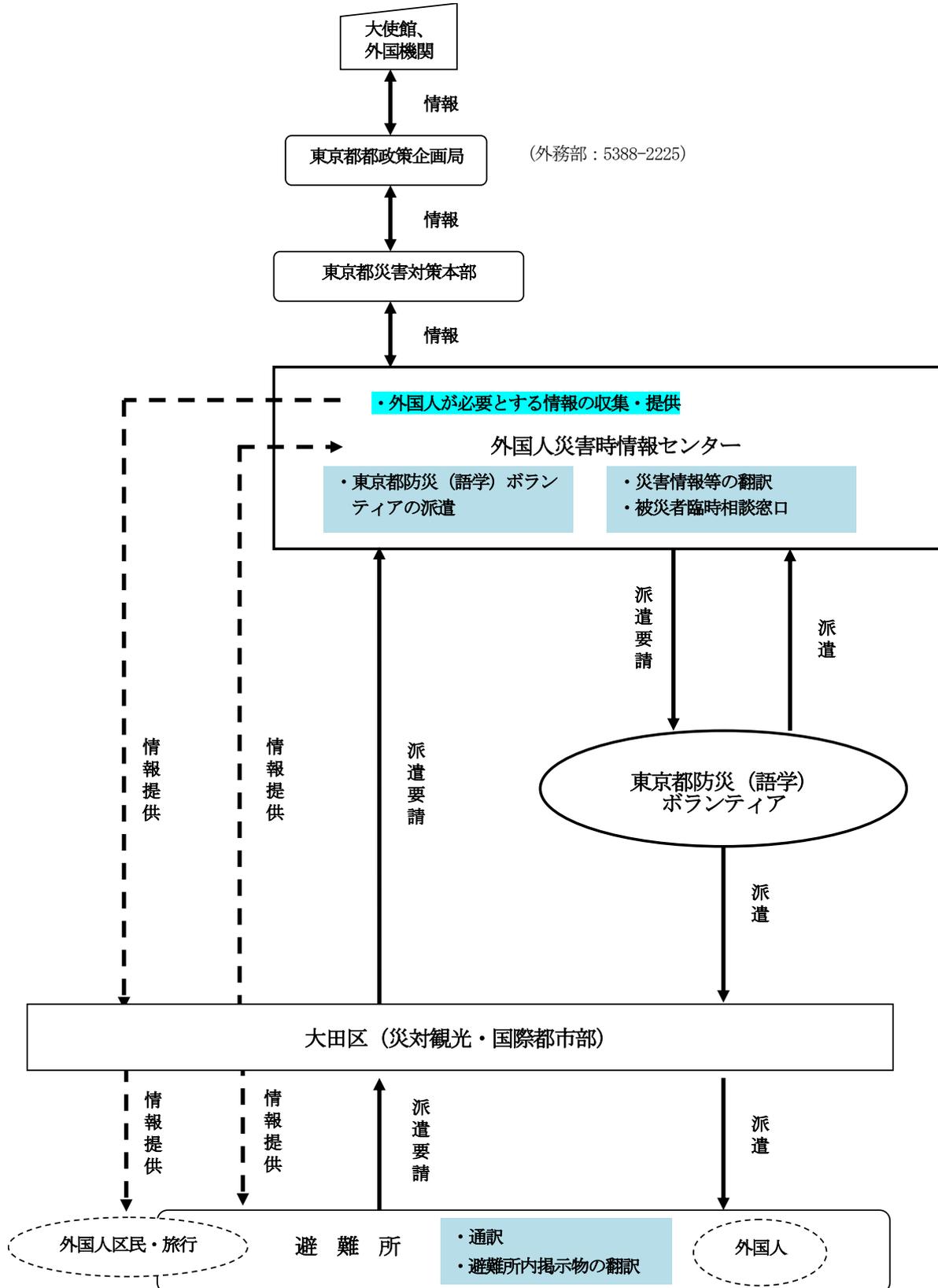
緊急輸送に係る組織体制（総務部）



区分	主な業務	責任者
①全般調整(物流)	物流・輸送全体を統括し、輸送日程や輸送物資、輸送先とその優先順位を決定する。	総務課長
②所要把握	学校防災備蓄倉庫等の在庫量、被災者の要望、避難者数の増減等から、今後必要となる救援物資の種類、数量を予測する。	選管事務局長 経理管財課長
③調達・要求	②が把握した救援物資の所要をもとにシステム等を活用して要求又は調達する。	
④受入	③の調達・要求に基づき物資を受け入れる日時、種類、数量、荷姿、輸送ルート、受け入れ物資集積所（物流拠点）等を調整する。	監査事務局長 人権男女平課長
⑤在庫管理	物流拠点における荷役業務及び在庫管理等を行う	
⑥輸送	配車、配員、輸送ルートを指示する。	選管事務局長 経理管財課長

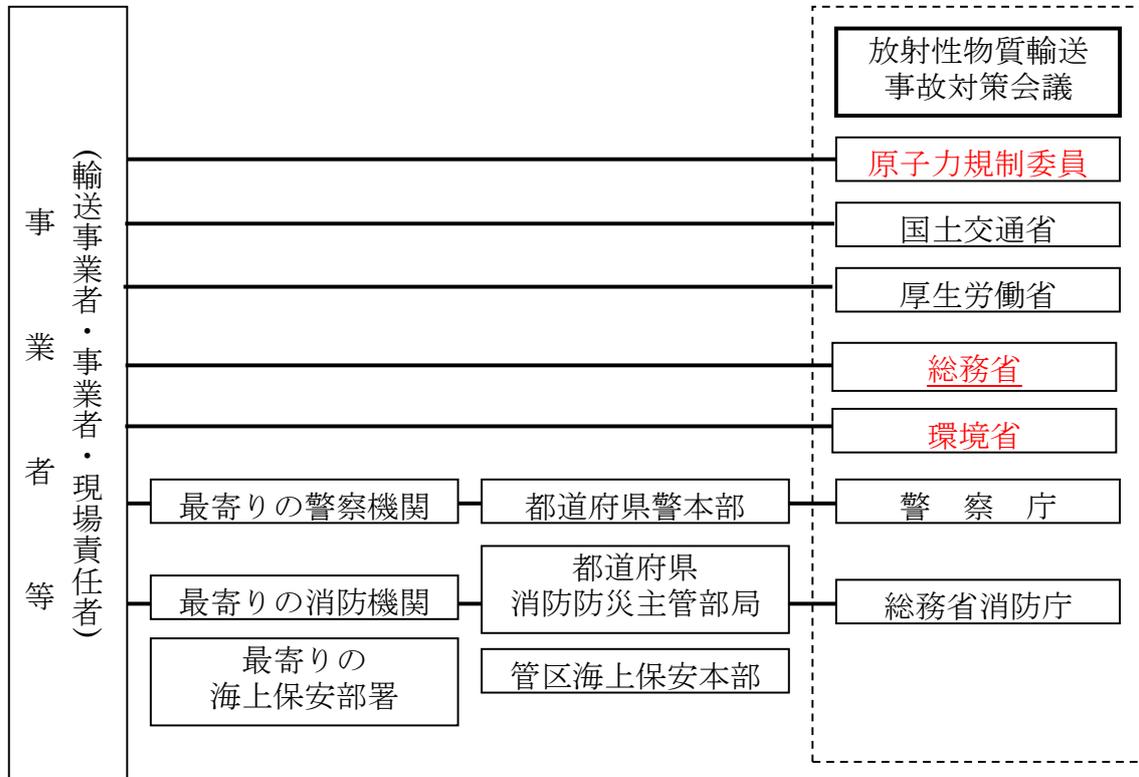
別紙 8

【本編】第2部 震災予防・応急・復旧計画
 第4節 避難所等での生活支援
 (2) 語学ボランティア等の巡回
 ●外国人支援体制 (災対観光・国際都市部)



別紙 9

【本編】 第2部 震災予防・応急・復旧計画
 第4節 放射線等使用施設等の応急措置
 (2) 業務手順(核燃料物質等運搬中事故時の連絡体制)



別紙 10

【本編】第4部 風水害予防・応急・復旧計画

3 配備態勢

(1) 各部の水防業務分担内容 (水防二次態勢以下の態勢時)

部	分掌事務
都市基盤整備部 都市基盤管理課	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象情報等の収集・伝達に関する事。 2 河川の水位情報の収集・伝達に関する事。 3 水防対策会議、水防態勢に係る調整及び指示事項の伝達。 4 水防指揮本部の事務に関する事。 5 水防態勢の配備職員及び各部活動状況の把握。 6 被害情報の収集・伝達に関する事。 7 防災関係機関等との連絡・調整に関する事。 8 態勢全体の統制に関する事。 9 災害記録の整理・保管に関する事。 10 現地指揮本部の事務に関する事。 11 災害時協定団体等に関する全体調整に関する事。 12 都市基盤整備部内の連絡・調整に関する事。 13 都市基盤整備部内の情報の取りまとめに関する事。
都市基盤整備部 道路課 <u>公園課</u> 建設工事課	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象情報等の収集・伝達に関する事。 2 水防態勢の配備人員及び活動状況の報告。 3 各地域基盤整備課の支援。 4 都市基盤管理課の補助に関する事。
都市基盤整備部 各地域基盤整備課	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象情報及び被害情報等の収集・伝達に関する事。 2 区民からの問い合わせに関する事。 3 水防活動における管轄内の防災関係機関との連絡調整に関する事。 4 管内の警戒箇所等のパトロールに関する事。 5 被害発生現場等の調査及び報告に関する事。 6 風水害対応に係る応急活動(土のう積み・配布、応急排水、障害物除去、水門操作等)に関する事。 7 災害時協定団体等に対する現場調整に関する事。 8 都市基盤管理課に対する被害情報等の報告に関する事。
総務部 防災危機管理課	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象情報等の収集・伝達に関する事。 2 指定河川洪水予報、洪水警報等の河川情報に関する事。 3 ダムの放流情報等に関する事。 4 区民からの問い合わせに関する事。 5 <u>避難情報の発令等</u>に関する事。 6 ホームレスの受入に関する事。 7 防災無線の管理・運用に関する事。 8 区民安全・安心メールの管理・運用に関する事。 9 無線通信の統制に関する事。 10 区民への情報発信に関する事。 11 関係防災機関との連絡調整に関する事。 12 災害対策本部態勢への移行に関する事。 13 消防署・警察署からの派遣人員に関する事。 14 水害時緊急避難場所の開設判断・指示に関する事。

部	分掌事務
地域力推進部 地域力推進課	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域力推進部内の連絡・調整に関すること。 2 地域力推進部内の情報の取りまとめに関すること。 3 水害時緊急避難場所等の開設・運営に関すること。 4 特別出張所への気象情報及び水防指揮本部からの伝達等に関すること。 5 特別出張所への支援に関すること。 6 特別出張所からの浸水被害調査の取りまとめに関すること。 7 り災証明書、<u>被災証明書</u>の交付等に関すること。
地域力推進部 各特別出張所	<ol style="list-style-type: none"> 1 区民からの問合せに関すること。 2 浸水被害の調査及び被害情報等の報告に関すること。 3 水害時緊急避難場所等の開設・運営及び連絡・協力等に関すること。 4 見舞品の保管等に関すること。 5 被災世帯や事業所に対する見舞金品支給及び報告。 6 り災証明書、<u>被災証明書</u>の交付等に関すること。 7 自治会・町会への情報提供等に関すること。 8 所管施設の安全確保及び被害調査の報告に関すること。
まちづくり推進部 <u>(空港まちづくり本部)</u> <u>(鉄道・都市づくり部)</u>	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象情報等の収集・伝達に関すること。 2 部内での協力体制の構築と関係部との連絡・調整に関すること。 3 <u>がけ・建築物等の</u>危険箇所等へのパトロールに関すること。 4 <u>がけ・建築物等の</u>危険箇所及び被害箇所等の調査・報告に関すること。 5 がけ崩れ等被害箇所の二次災害防止措置に関すること。 6 災害時協定団体等と連携した現場活動に関すること。 7 <u>避難情報</u>の発令に伴う周知活動に関すること。
福祉部	<ol style="list-style-type: none"> 1 関係する要配慮者利用施設等の情報の収集・伝達に関すること。 2 水害時緊急避難場所及び福祉避難所の開設・運営に関すること。
教育総務部	<ol style="list-style-type: none"> 1 関係する要配慮者利用施設等の情報の収集・伝達に関すること。 2 水害時緊急避難場所の開設・運営支援に関すること。
こども家庭部	<ol style="list-style-type: none"> 1 関係する要配慮者利用施設等の情報の収集・伝達に関すること。
健康政策部 健康医療政策課 各地域健康課	<ol style="list-style-type: none"> 1 健康政策部内の連絡・調整に関すること。 2 健康政策部内の情報の取りまとめに関すること。 3 関係する要配慮者利用施設（病院）等への情報提供等に関すること。 4 水害時緊急避難場所の運営支援に関すること。（電話相談窓口設置）
健康政策部 生活衛生課	<ol style="list-style-type: none"> 1 家屋の被害状況の把握及び衛生指導・消毒<u>配布</u>に関すること。
観光・国際都市部 国際都市・多文化共生推進課	<ol style="list-style-type: none"> 1 外国人への情報提供等に関すること。
区民部	<ol style="list-style-type: none"> 1 駅前滞留者対策に関すること。 2 水害時緊急避難場所等の支援に関すること。
企画経営部 広聴広報課	<ol style="list-style-type: none"> 1 区民への情報提供に関すること 2 マスコミ対応に関すること 3 災害記録の作成補助に関すること。
企画経営部 施設整備課 施設保全課	<ol style="list-style-type: none"> 1 区施設における緊急対応相談、助言

別紙 11

【本編】第4部 風水害予防・応急・復旧計画

第5節 除雪対策

4 除雪本部における各部の分掌事務

部	分掌事務
都市基盤整備部 都市基盤管理課 道路課 <u>公園課</u> 建設工事課 各地域基盤整備課	1 気象情報の収集・伝達に関する事。 2 除雪指揮本部の事務に関する事。 3 除雪態勢に係る調整及び指示事項の伝達。 4 除雪態勢の配備職員及び各部活動状況の把握。 5 区民からの問い合わせに関する事。 6 区全体の除雪計画に関する事。 7 被害情報の収集・伝達に関する事。 8 関係防災機関との連絡調整に関する事。 9 災害時協定団体及び土木関係委託業者等に対する協力要請に関する事。 10 災害記録の整理・保管に関する事。 11 防災危機管理課に対する被害情報等の報告に関する事。 12 資機材の搬送に関する事。
総務部 防災危機管理課	1 気象情報の収集・伝達に関する事。 2 区民からの問い合わせに関する事。 3 防災無線の管理・運用に関する事。 4 区民安全・安心メールの管理・運用に関する事。 5 無線通信の統制に関する事。
まちづくり推進部 各課	1 部内各課との協力及び関係部との連絡調整に関する事。 2 都市基盤整備部への支援に関する事。 3 所属職員の動員に関する事。
企画経営部 広聴広報課	1 区民への情報提供に関する事。 2 マスコミ対応に関する事。 3 災害記録の作成補助に関する事。
地域力推進部 地域力推進課 各特別出張所	1 自治会・町会長への情報提供 2 被害状況等の収集

※施設等を所管又は、関係する所属は、上記の記載がない場合でも、施設及び利用する区民の安全を確保すること。

※空港まちづくり本部長及び鉄道・都市づくり部長は、まちづくり推進部に所属し、当該部長補佐とする。

別紙 12

【本編】第4部 風水害予防・応急・復旧計画
 第1節 都の態勢及び活動
 2 態勢

水防態勢	基準及び内容	人員
連絡態勢	主に以下のいずれかの場合に該当し、気象・雨量・水位等の情報の収集・連絡、及び事態に応じた配置態勢の指示連絡を行う態勢 1 水防活動用注意報※1の注意報が発表されたとき 2 国管理・都管理・都県境の県管理河川の水防警報河川に水防警報（待機又は準備）が発表されたとき 3 国管理の水位周知河川に、氾濫注意情報が発表されたとき 4 国管理・都県境の県管理河川の洪水予報河川に、氾濫注意情報（洪水注意報）が発表されたとき	若干名
警戒配備態勢	主に以下のいずれかの場合に該当し、気象・雨量・水位等の情報の収集・連絡に加えて、水防資器材の点検等を行い、直ちに水防活動に対応できる態勢 1 東京地方に水防活動用警報が発表されたとき 2 国管理・都管理・都県境の県管理河川の水防警報河川に、水防警報（出動）が発表されたとき 3 都管理の水位周知河川に氾濫危険情報が発表されたとき 4 国管理・都県境の県管理河川の水位周知河川に、氾濫警戒情報・氾濫危険情報が発表されたとき 5 国管理・都管理の洪水予報河川に、氾濫警戒情報・氾濫危険情報（洪水警報）が発表されたとき 6 都管理の水位周知海岸に、氾濫危険情報（高潮警報）が発表されたとき	水防要員のおおむね 1/15
第1 非常配備態勢	局地的な区域で水害が発生するおそれがあるとき、 <u>また</u> は発生したとき	水防要員のおおむね 1/10
第2 非常配備態勢	複数の区域で水害が発生するおそれがあるとき、 <u>また</u> は発生したとき	水防要員のおおむね 1/5
第3 非常配備態勢	大規模な水害が発生するおそれがあるとき、 <u>また</u> は発生したとき	水防要員のおおむね 1/3
第4 非常配備態勢	都内全域にわたり水害が発生するおそれがあるとき、 <u>また</u> は発生したとき	水防要員全員

※1 水防活動の利用に適合する注意報で、災害の起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報。気象、津波、高潮、洪水の注意報がある。

※2 水防活動の利用に適合する警報で、重大な災害の起こるおそれがある旨を警告して行う予報。気象、津波、高潮、洪水の警報がある。

別紙 13

【本編】第4部 風水害予防・応急・復旧計画

第1節 気象情報

(1) 種類と発表基準

種類		発表時期	基準
大雨	注意報	大雨によって災害が起こるおそれがある場合	表面雨量指数基準 11 土壌雨量指数基準 123
	警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがある場合	(浸水害) 表面雨量指数基準 22 (土砂災害) 土壌雨量指数基準 174
洪水	注意報	洪水によって災害が起こるおそれがある場合	(流域雨量指数基準) 呑川流域 10.1 (複合基準) ※ 多摩川流域 <u>10, 55.1</u> 呑川流域 6, 7.2 (指定河川洪水予報による基準) 多摩川[田園調布(上)]
	警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがある場合	(流域雨量指数基準) 呑川流域 12.7 (複合基準) ※ 多摩川流域 <u>10, 61.2</u> 呑川流域 <u>22, 11</u> (指定河川洪水予報による基準) 多摩川[田園調布(上)]
高潮	注意報	台風等による海面の異常上昇の有無及び程度について一般に注意喚起する必要があるとき	潮位 2.0m
	警報	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがある場合	潮位 3.0m
強風	注意報	強風によって災害が起こるおそれがある場合	平均 13m/s 以上
暴風	警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがある場合	平均 25m/s 以上
大雪	注意報	大雪によって災害が起こるおそれがある場合	5 cm 以上/12 時間
	警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがある場合	10 cm 以上/12 時間

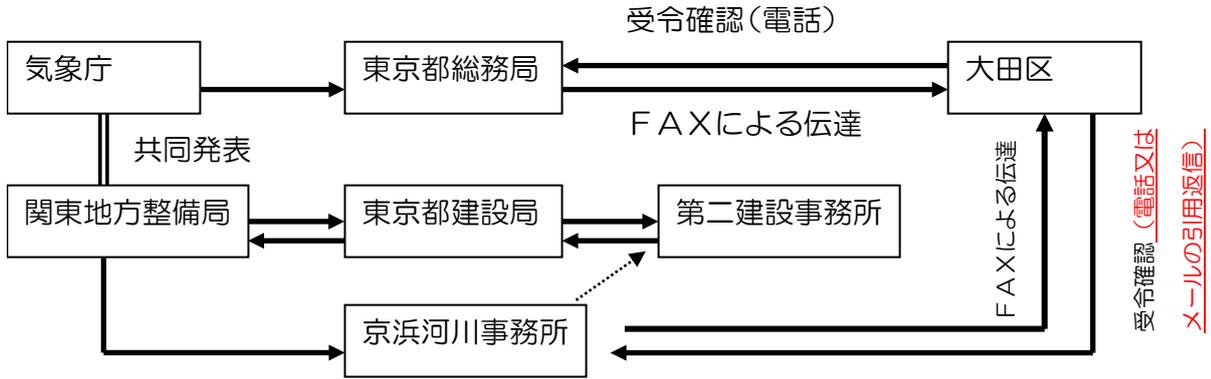
注1) 気象庁が発表する高潮注意報及び警報の基準潮位は、東京湾平均海面 (T. P)、荒川工事基準面 (A. P) を併用する。なお、東京湾平均海面の 0.0m は、荒川工事基準面の 1.13m にあたるが、実質上 1.1m として取り扱う。

注2) 大雨警報が発表されているときに、記録的な 1 時間雨量を観測又は解析したときは、記録的短時間大雨情報として速報する。その発表基準雨量は、東京地方は 100mm である。

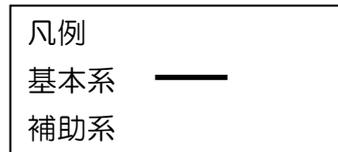
注3) 「複合基準※」は (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表している。

別紙 14

【本編】第4部 風水害予防・応急・復旧計画
3 洪水予報伝達系統図

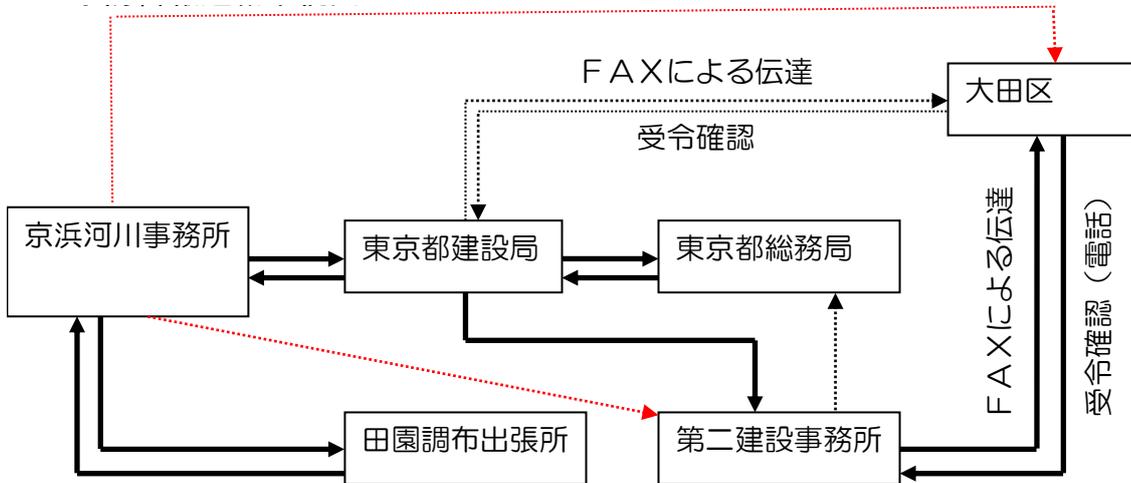


※二建は、東京都総務局からの伝達が途絶した
場合、大田区に情報伝達する。

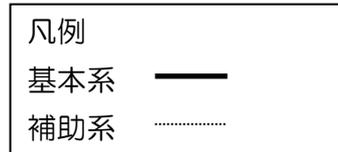


別紙 15

【本編】第4部 風水害予防・応急・復旧計画
3 水防警報連絡系統図



※東京都総務局は、東京都建設局からの伝
達が途絶した場合、大田区に情報伝達す
る。



別紙 16

【本編】第4部 風水害予防・応急・復旧計画

(1) 多摩川

水位は A. P. (m)

番号	観測所名	所在地	水位等				計画高水位	担当庁
			水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難 判断水位	氾濫 危険水位		
①	田園調布(上)	田園調布1丁目	4.50m	6.00m	7.60m	8.40m	10.35m	国土交通省
②	多摩川河口	川崎市川崎区 殿町3丁目	2.30m	2.80m	—	—	<u>3.80m</u>	国土交通省

別紙 17

【本編】第4部 風水害予防・応急・復旧計画

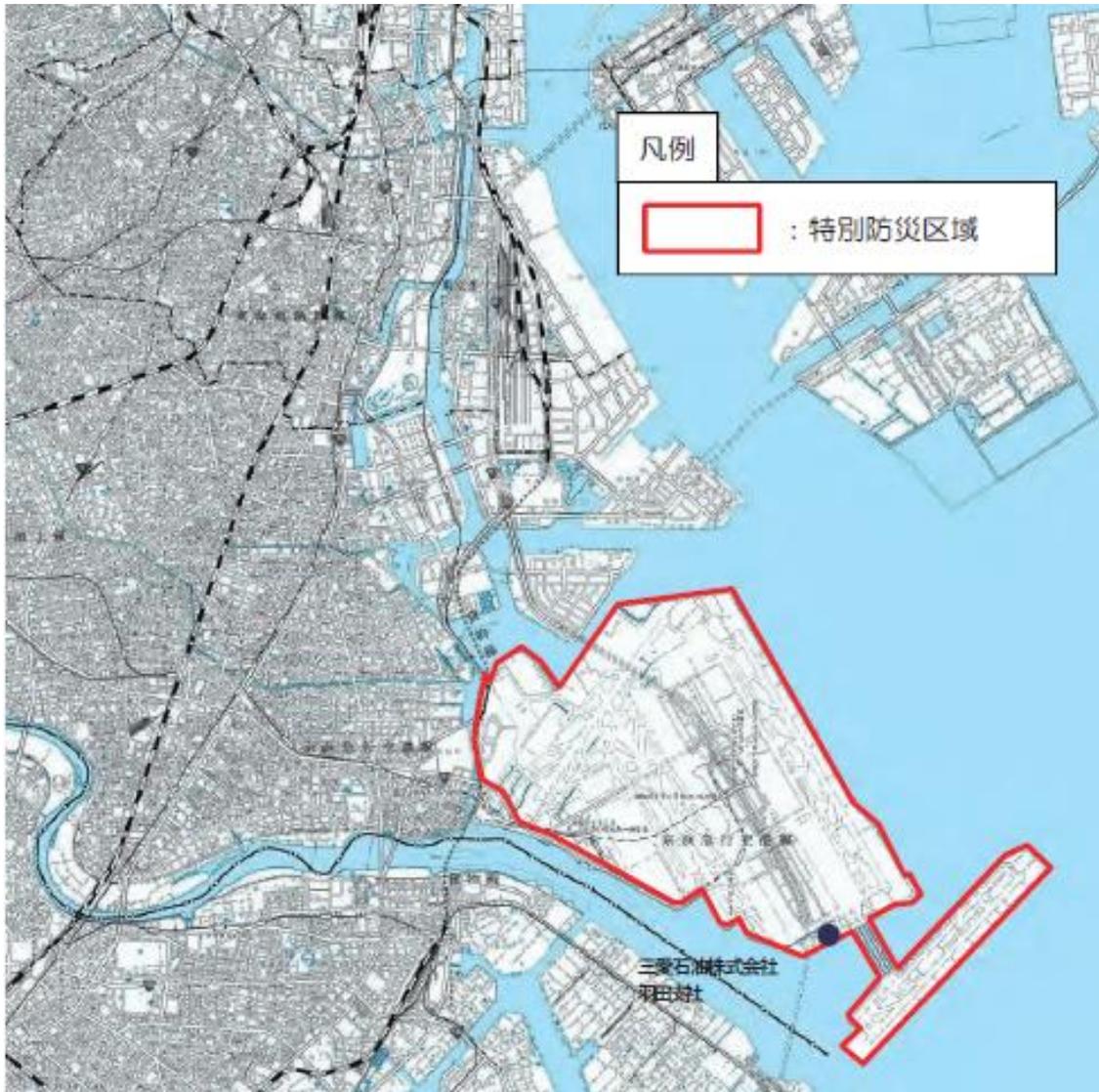
(3) 丸子川

水位は A. P. (m)

観測所名	所在地	氾濫注意水位	氾濫危険水位	氾濫発生水位	担当庁
滝ノ橋	世田谷区野毛1-5	—	10.63m	<u>10.93m</u>	建設局二建

別紙 18

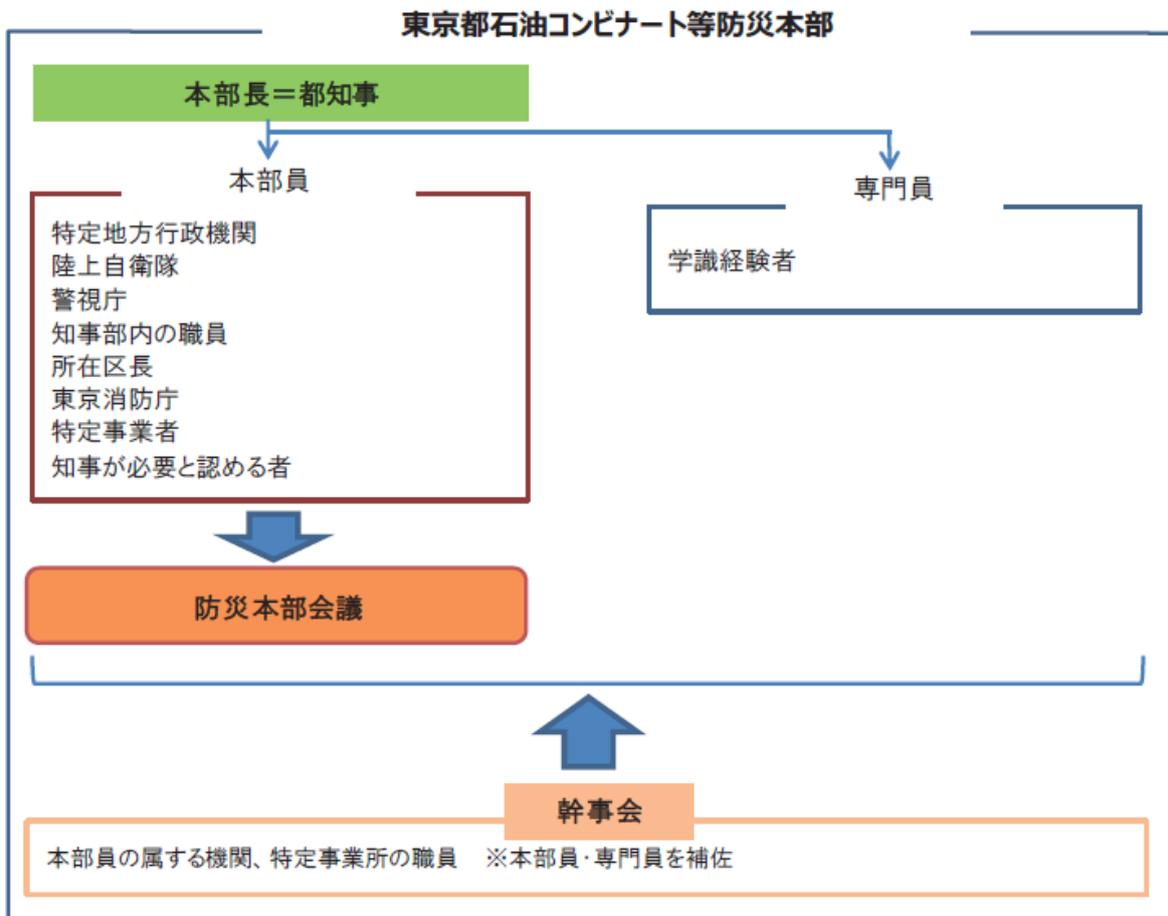
【本編】 第5部 大規模事故等対策計画
第6編 石油コンビナート等災害対応計画
第1章 計画方針



特別防災区域の位置図

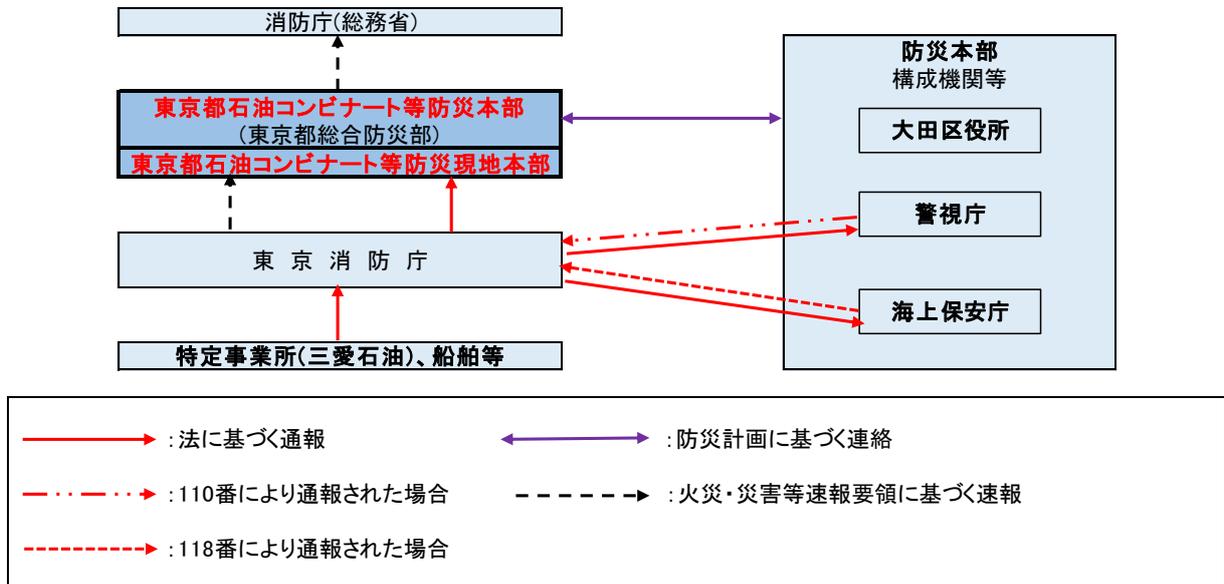
別紙 19

【本編】 第5部 大規模事故等対策計画
第1節 東京都石油コンビナート等防災本部
(本部体系図)



別紙 20

【本編】 第5部 大規模事故等対策計画
第2節 情報連絡系統



別紙 21

【本編】 第5部 大規模事故等対策計画
 第7節 主な防災関係機関の処理すべき事務又は業務概要

機関名	内容（東京都石油コンビナート等災害防止計画参照）
東京都（総務局）	<u>1 防災本部の運営事務に関する事</u> <u>2 本部室の庶務に関する事</u> <u>3 自衛隊及び防災関係機関との連絡に関する事</u> <u>4 区市町村の指導連絡に関する事</u> <u>5 被害情報等の収集及び通信連絡の総括に関する事</u> <u>6 災害時における都の他局の応援に関する事</u> <u>7 調査研究の推進に関する事</u> <u>8 円各号に掲げるもののほか災害対策の総合調整に関する事。</u>
警視庁	<u>1 被害実態の把握及び各種情報の収集に関する事</u> <u>2 被災者の救出救助及び避難の誘導に関する事</u> <u>3 行方不明者等の捜索及び調査に関する事</u> <u>4 遺体の調査等及び検視に関する事</u> <u>5 交通の規制に関する事</u> <u>6 緊急通行車両確認標章の交付に関する事</u> <u>7 公共の安全と秩序の維持に関する事</u>
東京消防庁	<u>1 火災及びその他の災害の予防・警戒及び防衛に関する事</u> <u>2 人命の救出及び救急に関する事</u> <u>3 災害及び救助・救急情報の収集及び他機関に対する通報に関する事</u> <u>と</u> <u>4 特定事業所に係る災害予防に関する事</u> <u>5 自衛防災組織の育成指導に関する事</u> <u>6 特定事業所における災害原因調査等に関する事</u>
東京海上保安部	<u>1 地震、津波情報等の伝達に関する事</u> <u>2 海上における大規模事故に関する情報の収集に関する事</u> <u>3 海難救助(人命救助、危険物流出対応、火災対応等)に関する事</u> <u>4 排出油等の防除(調査及び指導、防除措置の指導等)に関する事</u> <u>5 海上交通安全の確保(船舶交通の整理整頓・指導・制限等、航路障害物の除去、危険物積載船の保安措置、工事作業等の再開、水路の検測、航路標識等の復旧)に関する事</u> <u>6 海上における治安の維持に関する事</u> <u>7 緊急輸送(人員及び救援・災害復旧資材の輸送)に関する事</u> <u>8 その他、災害応急対策に必要な事項</u>
東京空港事務所	<u>1 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関する事</u>
陸上自衛隊	<u>1 防災に関する訓練の実施</u> <u>2 災害派遣の実施に関する事</u> <u>(1) 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧</u> <u>(2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与</u>

別紙 22

【本編】第6部 火山対策の方針
第2編 島しょ地域における火山対策
第1章 島外避難者の受入態勢の整備

区分	島名	支庁	町村名	人口（人）	世帯（世帯）	面積（㎡）
活動的火山が存在する島	大島	大島	大島町	7,411	4,542	90.76 ㎡
	新島		新島村	2,635	1,370	27.54 ㎡
	神津島		神津島村	1,887	922	18.58 ㎡
	三宅島	三宅	三宅村	2,383	1,551	55.26 ㎡
	八丈島	八丈	八丈町	7,224	4,258	72.24 ㎡
	青ヶ島		青ヶ島村	165	110	5.96 ㎡
その他の火山が存在する島	利島	大島	利島村	310	179	4.12 ㎡
	式根島		新島村	(不明)	(不明)	(不明)
	御蔵島	三宅	御蔵島村	307	171	20.55 ㎡

- (注) 1 このほか、住民が居住していない活動的火山が存在する島として硫黄島(自衛隊駐屯)がある。
2 人口・世帯は、住民基本台帳人口(令和3年1月1日現在)による。
3 面積は、国土地理院「令和3年全国都道府県市区町村別面積調」による。
4 式根島については、火山噴火予知連絡会が定義する活火山ではない。

別紙 23

【本編】第6部 火山対策の方針
第4章 災害応急・復旧対策計画
第2節 情報の収集・伝達

機関名	内容
区	降灰に関する重要な情報について、気象庁、関係機関から通報を受けたとき、または自ら知ったときは、直ちに管内の公共的団体、重要な施設の管理者、住民の防災市民組織等に通報するとともに、警察機関等の協力を得て住民に周知する。
各消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消防無線、消防電話及び各種の通信連絡手段を活用し、各消防方面本部、管轄消防署、消防団及び各防災機関と情報連絡を行う。 ○ 各消防署管内の被害状況及び各消防署、消防団が行っている消防活動の状況等について情報を収集する。 ○ 主な情報収集事項は、各地の積灰量、災害発生及び活動の状況、救急救助発生状況及び活動の状況、避難の必要の有無及び医療機関受入体制、その他消防活動上必要ある事項とする。 ○ 火山活動においては、消防方面本部、消防署から災害に関する情報を収集・分析し、関係機関と協力し、次の事項に重点をおいて、積極的な広報活動を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 出火防止対策 (2) 降灰による健康被害防止 (3) 噴火警戒レベルに応じた安全情報の提供 (4) その他必要な事項 ○ 広報は、報道機関の活用をはじめ、消防車両による巡回広報、印刷物の配布、SNS及びホームページを活用して行う。

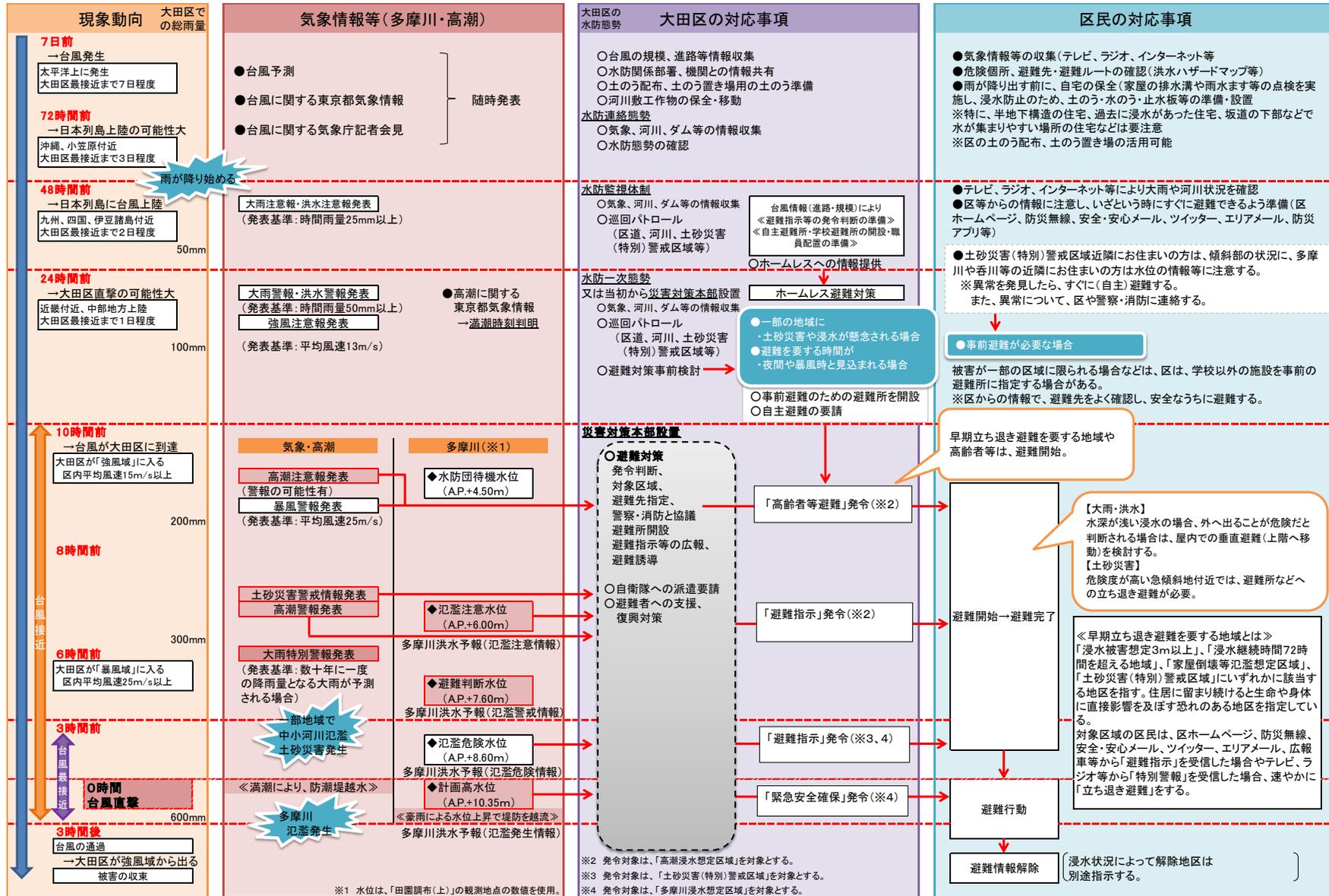
別紙 24

【本編】第6部 火山対策の方針
 <降灰量階級表>

名称	表現例		影響ととるべき行動		その他の影響	
	厚さ キーワード	イメージ		人		道路
		路面	視界			
多量	1 mm以上 【外出を控える】	完全に覆 われる	視界不良とな る	外出を控える	運転を控え る	
やや多量	0.1 mm ≤ 厚さ < 1 mm 【注意】	白線が見 えにくい	明らかに降っ ている	マスク等で防 護	徐行運転す る	
少量	0.1 mm未満	うっすら 積もる	降っているの がようやくわ かる	窓を閉める	フロントガラ スの降灰	

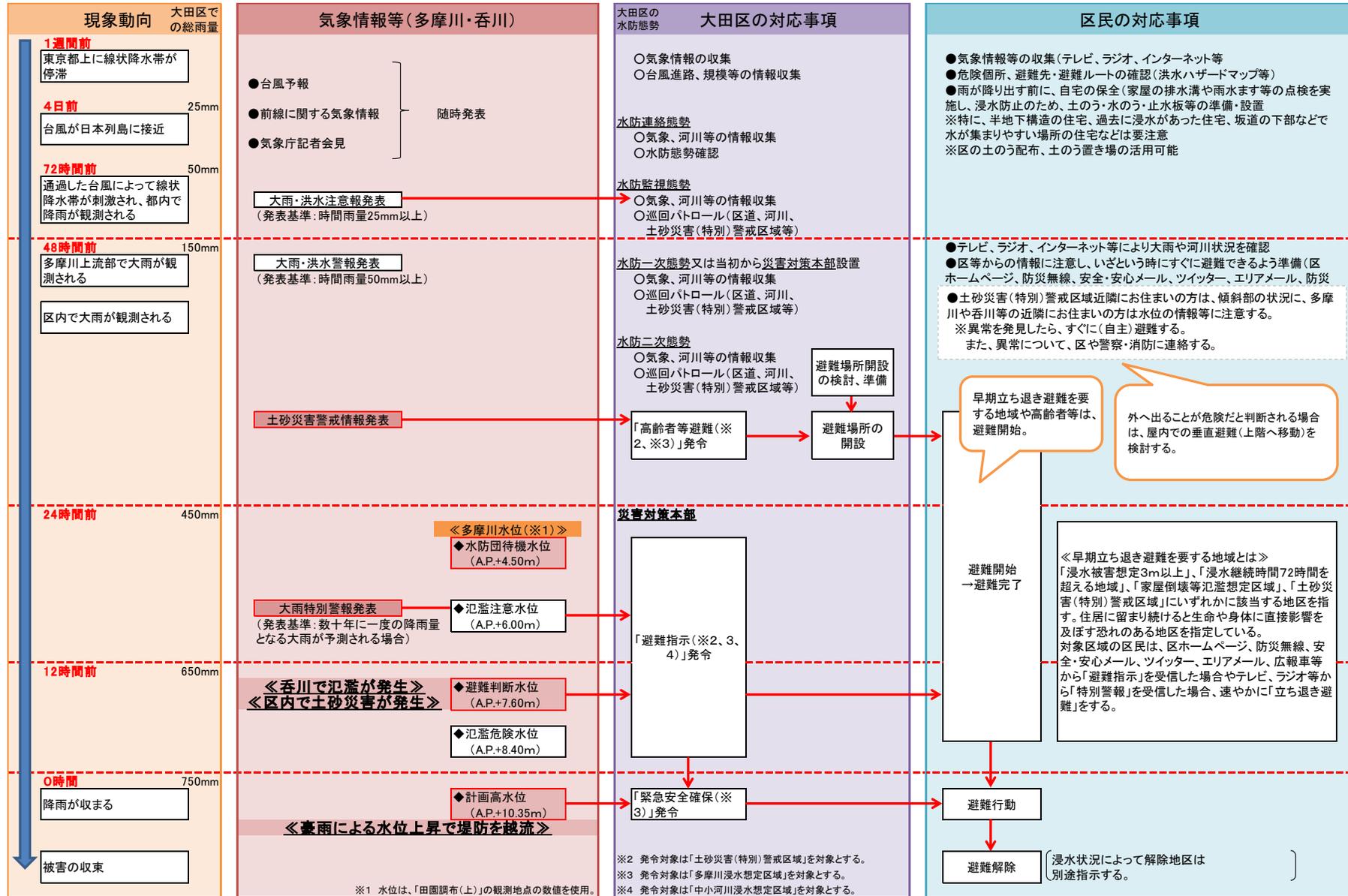
【本編】第4部 風水害予防・応急・復旧計画

1 超大型台風の接近に伴う多摩川、中小河川、高潮氾濫及び土砂災害発生時のタイムライン



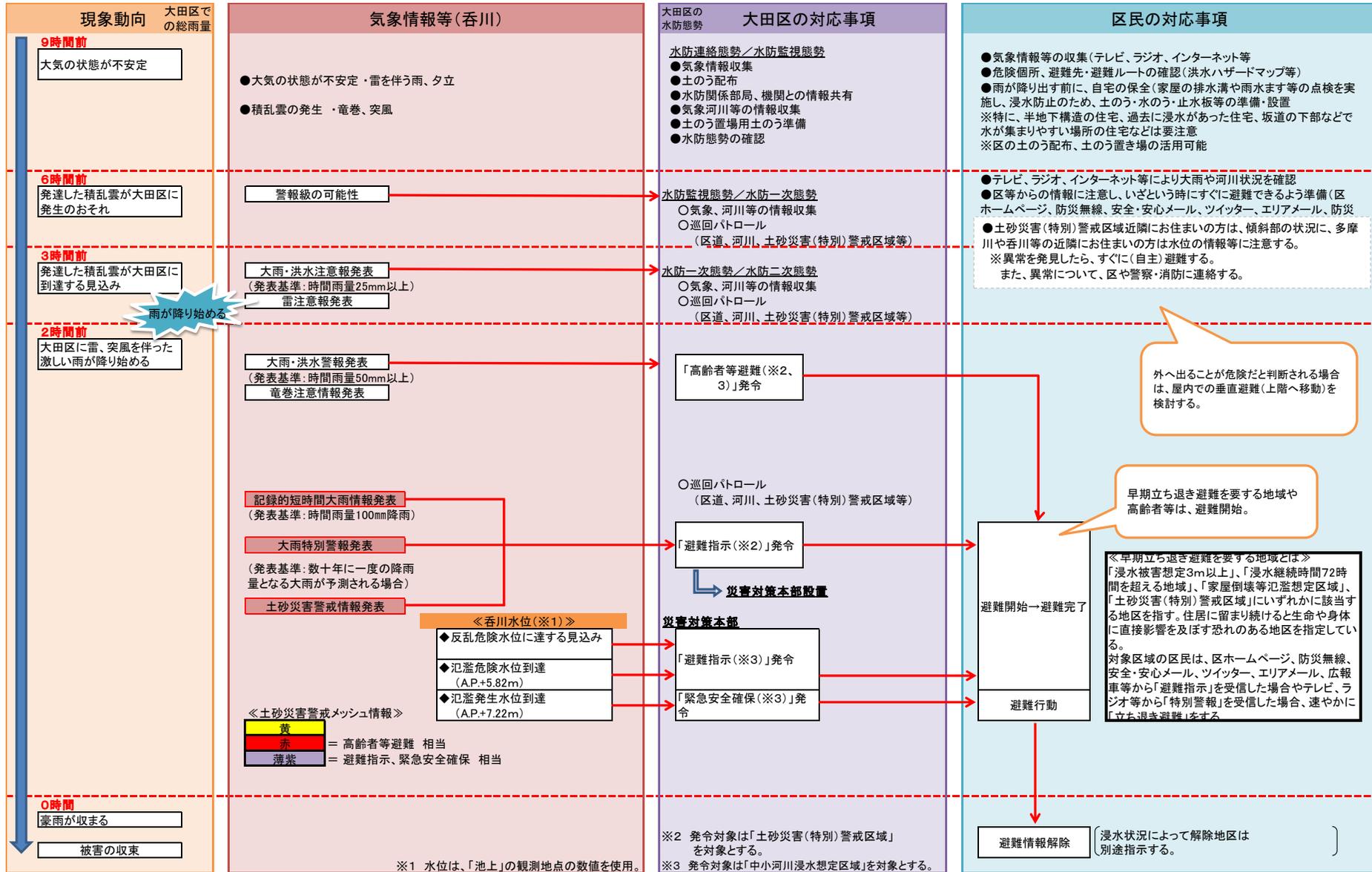
※事前に予測が難しいことを除いては、ゲリラ豪雨などの集中豪雨時も「大雨注意報・洪水注意報発表」以降準用する。

2 線状降雨帯の停滞に伴う多摩川、中小河川氾濫及び土砂災害発生時のタイムライン



※本タイムラインは一例であり、必ずしも数値の経過どおり「警報」や「避難情報」が発せられるものではない。事態発生時の系列は前後することを踏まえて、風水害対策に備える。

3 集中豪雨（ゲリラ豪雨）に伴う中小河川氾濫及び土砂災害発生時のタイムライン



※本タイムラインは、大田区に雷や竜巻を伴った時間降雨量100mmを超える雨が2時間降った場合を想定したものであり、必ずしも数値の経過どおり「警報」や「避難情報」が発せられるものではない。事態発生時の系列は前後することを踏まえて、風水害対策に備える。

大田区地域防災計画（令和4年修正）（案）

新旧対照表（資料編）

※簡易な誤字・誤植の修正を除く

令和3年10月

【資料編】 1 被害想定等

修正前	修正後
<p>1 大田区の被害想定 (略)</p> <p>2 4つの地震モデルによる被害概要 <u>(本編より移行)</u></p> <p><u>(本編より移行)</u></p> <p><u>(本編より移行)</u></p> <p><u>(本編より移行)</u></p>	<p>1 <u>首都直下地震等</u>の大田区の被害想定 (略)</p> <p>2 4つの地震モデルによる被害概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全壊建物棟数の分布図 <u>(別紙1のとおり)</u> ○ 火災焼失建物棟数の分布図 <u>(別紙2のとおり)</u> ○ 東京湾北部地震の津波浸水想定域分布図（水門開放時） <u>(別紙3のとおり)</u> ○ 元禄型関東地震の津波浸水想定域分布図（水門開放時） <u>(別紙4のとおり)</u>

【資料編】 2 法令関係

修正前	修正後
<p>2 大田区防災会議運営規程 <u>(昭和 38 年 8 月 5 日大田区防災会議決定)</u></p>	<p>2 大田区防災会議運営規程 <u>(令和 3 年 3 月 26 日改正に差し替え)</u></p>
<p>4 大田区災害対策本部条例施行規則 <u>(令和 2 年 10 月 2 日第 115 号)</u></p>	<p>4 大田区災害対策本部条例施行規則 <u>(令和 3 年 3 月 26 日第 102 号改正に差し替え)</u></p>
<p>1 4 災害対策基本法（抜粋） <u>(平成 30 年 6 月 27 日号外法律第 66 号)</u></p>	<p>14 災害対策基本法（抜粋） <u>(令和 3 年 5 月 10 日法律第 30 号改正に差し替え)</u></p>
<p>1 5 災害救助法（抜粋） <u>(平成30年6月15日号外法律第52号)</u></p>	<p>15 災害救助法（抜粋） <u>(令和 3 年 5 月 10 日法律第 30 号改正に差し替え)</u></p>
<p>16 救助の程度・方法及び期間 災害救助法施行細則（昭和38年10月5日 東京都規則第136号）による</p>	<p>16 救助の程度・方法及び期間 災害救助法施行細則（昭和38年10月5日 東京都規則第136号 <u>令和 2 年 4 月 10日施行</u>）による</p>

【資料編】 3 災害時の協定関係

修正前						修正後																	
No.	協定名	協定先	細目	初度締結日	最新締結日	No.	協定名	協定先	細目	初度締結日	最新締結日												
2 医療救護活動に関する協定						2 医療救護活動に関する協定																	
	(略)						(略)																
<u>(新設)</u>						<table border="1"> <tr> <td>15</td> <td><u>災害時における防疫活動等に関する協定</u></td> <td><u>公益社団法人東京都ペストコントロール協会</u></td> <td>-</td> <td><u>R3.9.1</u></td> <td><u>R.3.9.1</u></td> </tr> </table>						15	<u>災害時における防疫活動等に関する協定</u>	<u>公益社団法人東京都ペストコントロール協会</u>	-	<u>R3.9.1</u>	<u>R.3.9.1</u>						
15	<u>災害時における防疫活動等に関する協定</u>	<u>公益社団法人東京都ペストコントロール協会</u>	-	<u>R3.9.1</u>	<u>R.3.9.1</u>																		
No.	協定名	協定先	細目	初度締結日	最新締結日	No.	協定名	協定先	細目	初度締結日	最新締結日												
3 応急・復旧活動に関する協定						3 応急・復旧活動に関する協定																	
	(略)						(略)																
<u>(新設)</u>						<table border="1"> <tr> <td>17</td> <td><u>災害時等における被災者等支援に関する協定</u></td> <td><u>東京都行政書士会大田支部</u></td> <td>-</td> <td><u>R3.4.1</u></td> <td><u>R3.4.1</u></td> </tr> <tr> <td>18</td> <td><u>災害時における相互連携に関する基本協定</u></td> <td><u>東京電力パワーグリッド株式会社</u></td> <td>-</td> <td><u>R3.7.15</u></td> <td><u>R3.7.15</u></td> </tr> </table>						17	<u>災害時等における被災者等支援に関する協定</u>	<u>東京都行政書士会大田支部</u>	-	<u>R3.4.1</u>	<u>R3.4.1</u>	18	<u>災害時における相互連携に関する基本協定</u>	<u>東京電力パワーグリッド株式会社</u>	-	<u>R3.7.15</u>	<u>R3.7.15</u>
17	<u>災害時等における被災者等支援に関する協定</u>	<u>東京都行政書士会大田支部</u>	-	<u>R3.4.1</u>	<u>R3.4.1</u>																		
18	<u>災害時における相互連携に関する基本協定</u>	<u>東京電力パワーグリッド株式会社</u>	-	<u>R3.7.15</u>	<u>R3.7.15</u>																		

【資料編】 3 災害時の協定関係

修正前						修正後					
No.	協定名	協定先	細目	初度締結日	最新締結日	No.	協定名	協定先	細目	初度締結日	最新締結日
4 施設等に関する協定						4 施設等に関する協定					
	(略)						(略)				
<u>31</u>	大田区と社会福祉法人久盛会との間の災害応急活動に対する協力に関する協定	社会福祉法人久盛会	○	H28. 11. 1	H28. 11. 1	<u>31</u>	大田区と社会福祉法人久盛会との間の災害応急活動に対する協力に関する協定	社会福祉法人久盛会	○	H28. 11. 1	<u>R2. 7. 31</u>
<u>(新設)</u>							<u>大田区と公益社団法人大田区シルバー人材センターとの間の災害応急活動に対する協力に関する協定</u>	<u>公益社団法人大田区シルバー人材センター</u>	<u>○</u>	<u>R2. 10. 1</u>	<u>R2. 10. 1</u>
						<u>45</u>	<u>大田区と社会福祉法人有隣協会との間の災害応急活動に対する協力に関する協定</u>	<u>社会福祉法人有隣協会</u>	<u>○</u>	<u>R2. 10. 1</u>	<u>R2. 10. 1</u>
						<u>46</u>	<u>大田区と株式会社サンケイビルウェルケアとの間の災害応急活動に対する協力に関する協定</u>	<u>株式会社サンケイビルウェルケア</u>	<u>○</u>	<u>R3. 3. 8</u>	<u>R3. 3. 8</u>

【資料編】 3 災害時の協定関係

修正前	修正後
<u>(新設)</u>	<u>2-15 災害時における防疫業務に関する協定書</u>
<u>(新設)</u>	<u>3-17 災害時等における被災者等支援に関する協定</u>
<u>(新設)</u>	<u>3-18 災害時における相互連携に関する基本協定</u>
<u>(新設)</u>	<u>4-44 大田区と公益社団法人大田区シルバー人材センターとの間の災害応急活動に対する協力に関する協定</u>
<u>(新設)</u>	<u>4-45 大田区と社会福祉法人有隣協会との間の災害応急活動に対する協力に関する協定</u>
<u>(新設)</u>	<u>4-46 大田区と株式会社サンケイビルウェルケアとの間の災害応急活動に対する協力に関する協定</u>

【資料編】 4 区内の施設・設備等の現況

修正前	修正後		
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>3 都道の現況</u></p>		
	<p><u>路線名 (通称名)</u></p>	<p><u>当区起終点</u></p>	<p><u>延長</u></p>
	<p><u>国道 131 号(環八通り・産業道路)</u></p>	<p><u>羽田空港～大田区大森東二丁目</u></p>	<p><u>約 3.6km</u></p>
	<p><u>東京丸子横浜線(中原街道)</u></p>	<p><u>大田区上池台一丁目～田園調布一丁目(丸子橋)</u></p>	<p><u>約 3.9km</u></p>
	<p><u>東京大師横浜線(産業道路)</u></p>	<p><u>大田区羽田一丁目～本羽田三丁目</u></p>	<p><u>約 0.8km</u></p>
	<p><u>大田調布線(多摩堤通り)</u></p>	<p><u>大田区東蒲田二丁目～田園調布五丁目 大田区蒲田一丁目～蒲田二丁目</u></p>	<p><u>約 9.0km</u></p>
	<p><u>環状八号線(環八通り)</u></p>	<p><u>大田区萩中三丁目～田園調布二丁目</u></p>	<p><u>約 9.0km</u></p>
	<p><u>日本橋芝浦大森線(旧海岸通り・海岸通り)</u></p>	<p><u>大田区平和島二丁目～平和島五丁目 大田区東海五丁目～八潮三丁目</u></p>	<p><u>約 3.7km</u></p>
	<p><u>環状七号線(環七通り)</u></p>	<p><u>大田区東海三丁目～北千束一丁目</u></p>	<p><u>約 7.8km</u></p>
	<p><u>大田神奈川線</u></p>	<p><u>大田区下丸子一丁目～下丸子三丁目</u></p>	<p><u>約 0.7km</u></p>
	<p><u>東品川下丸子線(池上通り)</u></p>	<p><u>大田区大森北一丁目～千鳥三丁目</u></p>	<p><u>約 4.7km</u></p>
	<p style="text-align: right;"><u>計</u></p>		<p><u>約 43.0 km</u></p>

【資料編】 4 区内の施設・設備等の現況

修正前	修正後									
<p><u>(新設)</u></p> <p><u>3</u> 首都高速道路・トンネル等の現況</p> <p>(略)</p> <p><u>5</u> 大田区内港湾局所管陸閘、逆流防止扉施設の現況</p> <p><u>6</u> 下水道施設（ポンプ所）の現況</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>4</u> 区道及び区有路の現況</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>(ア)</u> 大田区認定区道(令和2年4月1日現在)</p> <p style="padding-left: 40px;">延長 <u>777,078m</u></p> <p style="padding-left: 40px;">面積 <u>5,341,476 m²</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>(イ)</u> 大田区有通路</p> <p style="padding-left: 40px;">延長 <u>11,953m</u></p> <p style="padding-left: 40px;">面積 <u>40,216 m²</u></p> <p><u>5</u> 首都高速道路・トンネル等の現況</p> <p>(略)</p> <p><u>7</u> 大田区内港湾局所管陸閘、逆流防止扉施設の現況</p> <p><u>8</u> 下水道施設（ポンプ所）の現況</p> <p><u>9</u> 水道施設（配水管）の現況</p> <p style="text-align: right;"><u>(令和3年3月31日現在)</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">配水本管</td> <td style="text-align: center;"><u>(口径 400mm 以上)</u></td> <td style="text-align: center;"><u>117 km</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">配水小管</td> <td style="text-align: center;"><u>(口径 50 ~ 350mm)</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1,074 km</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>計</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1,191 km</u></td> </tr> </tbody> </table>	配水本管	<u>(口径 400mm 以上)</u>	<u>117 km</u>	配水小管	<u>(口径 50 ~ 350mm)</u>	<u>1,074 km</u>		<u>計</u>	<u>1,191 km</u>
配水本管	<u>(口径 400mm 以上)</u>	<u>117 km</u>								
配水小管	<u>(口径 50 ~ 350mm)</u>	<u>1,074 km</u>								
	<u>計</u>	<u>1,191 km</u>								

【資料編】 4 区内の施設・設備等の現況

修正前			修正後																																						
<p><u>7</u> 電気施設の現況 (平成28年3月末現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>数量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>変電所</td> <td><u>74</u>箇所</td> <td>配電塔25個(再掲)</td> </tr> <tr> <td>送電線延長(地中)</td> <td><u>679</u> km</td> <td>66kV～275kV送電線</td> </tr> <tr> <td>電柱</td> <td><u>57,114</u>基</td> <td>大田区34千基(再掲)</td> </tr> <tr> <td>配電線延長(架空)</td> <td><u>6,651</u> km</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配電線延長(地中)</td> <td><u>2,134</u> km</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			項目	数量	備考	変電所	<u>74</u> 箇所	配電塔25個(再掲)	送電線延長(地中)	<u>679</u> km	66kV～275kV送電線	電柱	<u>57,114</u> 基	大田区34千基(再掲)	配電線延長(架空)	<u>6,651</u> km		配電線延長(地中)	<u>2,134</u> km		<p><u>10</u> 電気施設の現況 (令和3年3月末現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>数量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>変電所</td> <td><u>49</u>箇所</td> <td>配電塔<u>23</u>個(再掲)</td> </tr> <tr> <td>送電線延長(地中)</td> <td><u>676</u> km</td> <td>66kV～275kV送電線：<u>品川・目黒区一体運用</u></td> </tr> <tr> <td>電柱</td> <td><u>32,124</u>基</td> <td><u>(削除)</u></td> </tr> <tr> <td>配電線延長(架空)</td> <td><u>2,785</u> km</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配電線延長(地中)</td> <td><u>942</u> km</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			項目	数量	備考	変電所	<u>49</u> 箇所	配電塔 <u>23</u> 個(再掲)	送電線延長(地中)	<u>676</u> km	66kV～275kV送電線： <u>品川・目黒区一体運用</u>	電柱	<u>32,124</u> 基	<u>(削除)</u>	配電線延長(架空)	<u>2,785</u> km		配電線延長(地中)	<u>942</u> km	
項目	数量	備考																																							
変電所	<u>74</u> 箇所	配電塔25個(再掲)																																							
送電線延長(地中)	<u>679</u> km	66kV～275kV送電線																																							
電柱	<u>57,114</u> 基	大田区34千基(再掲)																																							
配電線延長(架空)	<u>6,651</u> km																																								
配電線延長(地中)	<u>2,134</u> km																																								
項目	数量	備考																																							
変電所	<u>49</u> 箇所	配電塔 <u>23</u> 個(再掲)																																							
送電線延長(地中)	<u>676</u> km	66kV～275kV送電線： <u>品川・目黒区一体運用</u>																																							
電柱	<u>32,124</u> 基	<u>(削除)</u>																																							
配電線延長(架空)	<u>2,785</u> km																																								
配電線延長(地中)	<u>942</u> km																																								
<p><u>8</u> 鉄道施設の現況</p> <p><u>東京急行電鉄(株)</u></p> <p><u>(1) 線路</u> (略)</p> <p><u>(2) 駅舎</u> (略)</p> <p><u>(3) 電気施設</u> (略)</p> <p><u>(4) 営業所施設</u> (略)</p> <p>京浜急行電鉄(株)</p> <p>ア 路線の概況 鉄道線は本線(泉岳寺～浦賀駅間)及び支線の空港線(京急蒲田～羽</p>			<p><u>11</u> 鉄道施設の現況</p> <p><u>(1) 東急電鉄(株)</u></p> <p><u>ア</u> 線路 (略)</p> <p><u>イ</u> 駅舎 (略)</p> <p><u>ウ</u> 電気施設 (略)</p> <p><u>エ</u> 営業所施設 (略)</p> <p><u>(2) 京浜急行電鉄(株)</u></p> <p>ア 路線の概況 鉄道線は本線(泉岳寺～浦賀駅間)及び支線の空港線(京急蒲田～羽</p>																																						

【資料編】 4 区内の施設・設備等の現況

修正前	修正後																				
<p>田空港<u>国内線</u>ターミナル駅間)、大師線(京急川崎～小島新田駅間)、逗子線(金沢八景～<u>新</u>逗子駅間)、久里浜線(堀ノ内～三崎口駅間)からなっており、その営業料程は延長 87.0km である。</p> <p>このうち、大田区内に敷設された鉄道は 12.9km である。</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>9</u> モノレール施設の現況 <u>(表略)</u></p> <p><u>10</u> 空港基本施設の現況 <u>(表略)</u></p> <p><u>11</u> 危険物施設の現況 <u>(表略)</u></p> <p><u>12</u> 用途別建築物数 <u>(表略)</u></p>	<p>田空港<u>第 1・第 2</u>ターミナル駅間)、大師線(京急川崎～小島新田駅間)、逗子線(金沢八景～逗子・<u>葉山</u>駅間)、久里浜線(堀ノ内～三崎口駅間)からなっており、その営業料程は延長 87.0km である。</p> <p>このうち、大田区内に敷設された鉄道は 12.9km である。</p> <p>(略)</p> <p><u>(3) 東日本旅客鉄道(株)</u></p> <p><u>区内の駅の概況</u></p> <table border="1" data-bbox="1189 580 2092 930"> <thead> <tr> <th><u>駅名</u></th> <th><u>乗車人員</u></th> <th><u>所在地</u></th> <th><u>電話</u></th> <th><u>線名</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>大森</u></td> <td><u>92,962</u></td> <td><u>大田区大森北 1-6-16</u></td> <td><u>3761-0025</u></td> <td><u>京浜東北線</u></td> </tr> <tr> <td><u>蒲田</u></td> <td><u>139,728</u></td> <td><u>大田区蒲田 5-13-1-101</u></td> <td><u>3731-0041</u></td> <td><u>京浜東北線</u></td> </tr> <tr> <td><u>備考</u></td> <td colspan="4"><u>午前 8 時 30 分現在において京浜東北線、蒲田、赤羽間に約 39 列車が運行している。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>12</u> モノレール施設の現況 <u>(別紙 5 のとおり)</u></p> <p><u>13</u> 空港基本施設の現況 <u>(別紙 6 のとおり)</u></p> <p><u>14</u> 危険物施設の現況 <u>(別紙 7 のとおり)</u></p> <p><u>15</u> 用途別建築物数 <u>(別紙 8 のとおり)</u></p>	<u>駅名</u>	<u>乗車人員</u>	<u>所在地</u>	<u>電話</u>	<u>線名</u>	<u>大森</u>	<u>92,962</u>	<u>大田区大森北 1-6-16</u>	<u>3761-0025</u>	<u>京浜東北線</u>	<u>蒲田</u>	<u>139,728</u>	<u>大田区蒲田 5-13-1-101</u>	<u>3731-0041</u>	<u>京浜東北線</u>	<u>備考</u>	<u>午前 8 時 30 分現在において京浜東北線、蒲田、赤羽間に約 39 列車が運行している。</u>			
<u>駅名</u>	<u>乗車人員</u>	<u>所在地</u>	<u>電話</u>	<u>線名</u>																	
<u>大森</u>	<u>92,962</u>	<u>大田区大森北 1-6-16</u>	<u>3761-0025</u>	<u>京浜東北線</u>																	
<u>蒲田</u>	<u>139,728</u>	<u>大田区蒲田 5-13-1-101</u>	<u>3731-0041</u>	<u>京浜東北線</u>																	
<u>備考</u>	<u>午前 8 時 30 分現在において京浜東北線、蒲田、赤羽間に約 39 列車が運行している。</u>																				

【資料編】 4 区内の施設・設備等の現況

修正前	修正後
<p><u>13</u> 区立施設の現況 <u>(表略)</u></p>	<p><u>16</u> 区立施設の現況 <u>(別紙9のとおり)</u></p>
<p><u>14</u> 私立学校及び私立保育園の現況 <u>(表略)</u></p>	<p><u>17</u> 私立学校及び私立保育園の現況 <u>(別紙10のとおり)</u></p>
<p><u>15</u> 高層建築物の現況 <u>(表略)</u></p>	<p><u>18</u> 高層建築物の現況 <u>(別紙11のとおり)</u></p>
<p><u>16</u> 文化財の現況 <u>(表略)</u></p>	<p><u>19</u> 文化財の現況 <u>(別紙12のとおり)</u></p>
<p><u>17</u> し尿受入れ人孔 <u>(表略)</u></p>	<p><u>20</u> し尿受入れ人孔 <u>(別紙13のとおり)</u></p>

【資料編】 5 各関係機関の活動体制

修正前					修正後
1 環境清掃部組織と活動態勢（略）					1 環境清掃部組織と活動態勢（略） <u>(別紙 14 のとおり)</u>
2 水道局南部支所（大森）の <u>非常配備態勢</u> <u>(平成 2 8 年 4 月 1 日)</u>					2 水道局南部支所（大森）の <u>応急対策部組織図</u> <u>(別紙 15 のとおり)</u>
<u>(平成 2 8 年 4 月 1 日)</u>	<u>総人員</u>	<u>第一次配備</u>	<u>第二次配備</u>	<u>第三次配備</u>	
<u>南部支所（大森）</u>	<u>1 6 6</u>	<u>5 7</u>	<u>4 9</u>	<u>6 0</u>	
<u>(新設)</u>					3 <u>南部下水道事務所非常配備態勢と特別非常配備態勢</u> <u>(別紙 16 のとおり)</u>

【資料編】 5 各関係機関の活動体制

修正前	修正後																
<p>3 東京電力パワーグリッド株式会社品川支社の非常災害対策支部組織</p> <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 20px;"> <div style="margin-right: 20px;"> </div> <table border="1" style="border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">判 別</th> <th style="width: 90%;">分 掌 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報班</td> <td>・被害、復旧状況の収集 ・お客さまへの対応</td> </tr> <tr> <td>復旧班</td> <td>・復旧用資材調達 ・復旧工事</td> </tr> <tr> <td>総務班</td> <td>・対策支部施設、運営 ・関係官公庁との連携 ・報道関係対応 ・救急活動</td> </tr> </tbody> </table> </div>	判 別	分 掌 事 項	情報班	・被害、復旧状況の収集 ・お客さまへの対応	復旧班	・復旧用資材調達 ・復旧工事	総務班	・対策支部施設、運営 ・関係官公庁との連携 ・報道関係対応 ・救急活動	<p>4 東京電力パワーグリッド株式会社品川支社の非常災害対策支部組織</p> <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 20px;"> <div style="margin-right: 20px;"> </div> <table border="1" style="border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">判 別</th> <th style="width: 90%;">分 掌 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報班</td> <td>・<u>一般</u>被害、復旧状況の収集 ・お客さまの対応・<u>広報活動</u></td> </tr> <tr> <td>復旧班</td> <td>・復旧用資材調達 ・<u>当社被害収集</u>、復旧工事</td> </tr> <tr> <td>総務班</td> <td>・対策支部施設、運営 ・関係官公庁との連携・<u>リエゾン</u> ・報道関係対応 ・救急・<u>衛生活動</u></td> </tr> </tbody> </table> </div>	判 別	分 掌 事 項	情報班	・ <u>一般</u> 被害、復旧状況の収集 ・お客さまの対応・ <u>広報活動</u>	復旧班	・復旧用資材調達 ・ <u>当社被害収集</u> 、復旧工事	総務班	・対策支部施設、運営 ・関係官公庁との連携・ <u>リエゾン</u> ・報道関係対応 ・救急・ <u>衛生活動</u>
判 別	分 掌 事 項																
情報班	・被害、復旧状況の収集 ・お客さまへの対応																
復旧班	・復旧用資材調達 ・復旧工事																
総務班	・対策支部施設、運営 ・関係官公庁との連携 ・報道関係対応 ・救急活動																
判 別	分 掌 事 項																
情報班	・ <u>一般</u> 被害、復旧状況の収集 ・お客さまの対応・ <u>広報活動</u>																
復旧班	・復旧用資材調達 ・ <u>当社被害収集</u> 、復旧工事																
総務班	・対策支部施設、運営 ・関係官公庁との連携・ <u>リエゾン</u> ・報道関係対応 ・救急・ <u>衛生活動</u>																
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">非常態勢の区分</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 非常態勢</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・災害の発生が予想される場合 ・災害が発生した場合 </td> </tr> </tbody> </table>	非常態勢の区分	内 容	第 1 非常態勢	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の発生が予想される場合 ・災害が発生した場合 	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">非常態勢の区分</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 非常態勢</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・災害の発生が予想される場合 ・災害が発生した場合 ・<u>電力制御システムへのサイバー攻撃によりシステムに異常が発生した場合</u> ・<u>サイバー攻撃による停電が発生したと想定された場合</u> </td> </tr> </tbody> </table>	非常態勢の区分	内 容	第 1 非常態勢	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の発生が予想される場合 ・災害が発生した場合 ・<u>電力制御システムへのサイバー攻撃によりシステムに異常が発生した場合</u> ・<u>サイバー攻撃による停電が発生したと想定された場合</u> 								
非常態勢の区分	内 容																
第 1 非常態勢	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の発生が予想される場合 ・災害が発生した場合 																
非常態勢の区分	内 容																
第 1 非常態勢	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の発生が予想される場合 ・災害が発生した場合 ・<u>電力制御システムへのサイバー攻撃によりシステムに異常が発生した場合</u> ・<u>サイバー攻撃による停電が発生したと想定された場合</u> 																

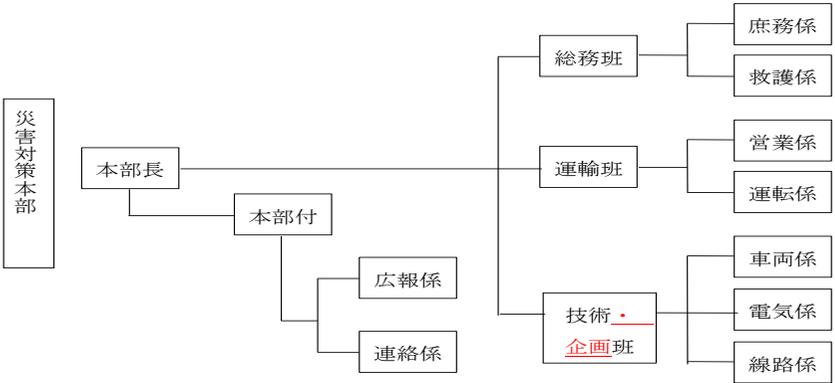
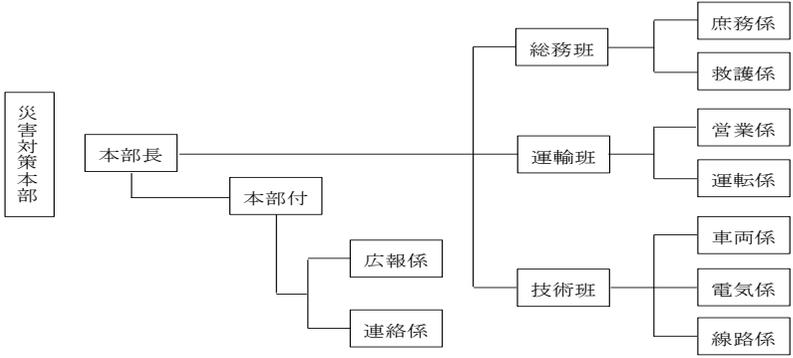
【資料編】 5 各関係機関の活動体制

修正前		修正後	
第 2 非常態勢	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な災害が発生した場合 <u>(大規模な災害の発生が予想される場合を含む。)</u> 東海地震注意情報が発生された場合 	第 2 非常態勢	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な災害が発生した場合 <u>大規模な災害の発生が予想される場合</u> <u>停電事故並びにサイバー攻撃による突発的な広域範囲停電が発生した場合</u> 東海地震注意情報が発生された場合 <u>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合</u>
第 3 非常態勢	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な災害が発生し、復旧に長期化が予想される場合 警戒宣言が発せられた場合 	第 3 非常態勢	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な災害が発生し、復旧に長期化が予想される場合 <u>電力供給区域あるいは事業所のある都内で震度 6 弱以上の地震が発生した場合</u> 警戒宣言が発せられた場合 <u>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合</u>

【資料編】 5 各関係機関の活動体制

修正前	修正後												
<p><u>(新設)</u></p> <p><u>4 東京急行電鉄(株)の災害対策本部組織</u> <u>(表略)</u></p> <p><u>5 京浜急行電鉄(株)の災害対策組織</u> <u>(表略)</u></p>	<p><u>5 東京ガスの非常体制 (仮)</u></p> <table border="1" data-bbox="1167 292 2089 799"> <thead> <tr> <th data-bbox="1167 292 1391 347">体制区分</th> <th data-bbox="1391 292 1845 347">災害の具体的な状況・被災の程度</th> <th data-bbox="1845 292 2089 347">本部長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1167 347 1391 400">第0次非常体制</td> <td data-bbox="1391 347 1845 400"><u>1 震度5弱の地震が発生した場合</u></td> <td data-bbox="1845 347 2089 400"><u>防災・供給部長</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 400 1391 507">第一次非常体制</td> <td data-bbox="1391 400 1845 507"><u>1 震度5強の地震が発生した場合</u></td> <td data-bbox="1845 400 2089 507"><u>導管ネットワークカンパニー長</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 507 1391 799">第二次非常体制</td> <td data-bbox="1391 507 1845 799"><u>1 震度6弱以上の地震が発生した場合</u> <u>2 震度5弱・震度5強以上の地震が発生し、</u> <u>(中圧または低圧)ブロックを供給停止した場合</u></td> <td data-bbox="1845 507 2089 799"><u>社長</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>6 東急電鉄(株)の災害対策本部組織</u> <u>(別紙17のとおり)</u></p> <p><u>7 京浜急行電鉄(株)の災害対策組織</u> <u>(別紙18のとおり)</u></p>	体制区分	災害の具体的な状況・被災の程度	本部長	第0次非常体制	<u>1 震度5弱の地震が発生した場合</u>	<u>防災・供給部長</u>	第一次非常体制	<u>1 震度5強の地震が発生した場合</u>	<u>導管ネットワークカンパニー長</u>	第二次非常体制	<u>1 震度6弱以上の地震が発生した場合</u> <u>2 震度5弱・震度5強以上の地震が発生し、</u> <u>(中圧または低圧)ブロックを供給停止した場合</u>	<u>社長</u>
体制区分	災害の具体的な状況・被災の程度	本部長											
第0次非常体制	<u>1 震度5弱の地震が発生した場合</u>	<u>防災・供給部長</u>											
第一次非常体制	<u>1 震度5強の地震が発生した場合</u>	<u>導管ネットワークカンパニー長</u>											
第二次非常体制	<u>1 震度6弱以上の地震が発生した場合</u> <u>2 震度5弱・震度5強以上の地震が発生し、</u> <u>(中圧または低圧)ブロックを供給停止した場合</u>	<u>社長</u>											

【資料編】 5 各関係機関の活動体制

修正前	修正後
<p><u>6</u> 東京モノレール(株)の災害対策本部組織</p>  <p><u>7</u> 東京空港事務所の震災対策組織 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>8</u> 大田区災害医療活動関係機関等関連図 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>8</u> 東京モノレール(株)の災害対策本部組織</p>  <p><u>9</u> 東京空港事務所の震災対策組織 (略)</p> <p><u>10</u> 大田建設協会の災害対策組織 (略)</p> <p><u>11</u> 大田区災害医療活動関係機関等関連図 (略)</p> <p><u>12</u> 日本赤十字社東京都支部災害対策本部標準組織図 (別紙19のとおり)</p>

【資料編】 6 情報連絡体制

修正前	修正後
10 国土交通省関東地方整備局東京国道事務所品川出張所 <u>(表略)</u>	10 国土交通省関東地方整備局東京国道事務所品川出張所 <u>(別紙 20 のとおり)</u>
12 <u>東京急行電鉄(株)</u> の連絡体制 (1) 伝達・通報系統 (第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 1 2 条関係) <u>(表略)</u> (2) 伝達・通報系統 (第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 1 2 条関係) <u>(表略)</u>	12 <u>東急電鉄(株)</u> の連絡体制 (1) 伝達・通報系統 (第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 1 2 条関係) <u>(別紙 21 のとおり)</u> (2) 伝達・通報系統 (第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 1 2 条関係) <u>(別紙 22 のとおり)</u>

【資料編】 7 医療関係

修正前	修正後
1 災害医療救護所設置予定場所 <u>(表略)</u>	1 災害医療救護所設置予定場所 <u>(別紙 23 のとおり)</u>
2 歯科医療救護所設置予定場所 <u>(表略)</u>	2 歯科医療救護所設置予定場所 <u>(別紙 24 のとおり)</u>
3-1 災害拠点病院 <u>(表略)</u>	3-1 災害拠点病院 <u>(別紙 25 のとおり)</u>
3-2 医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場 <u>(新設)</u>	3-2 医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場 <u>(別紙 26 のとおり)</u>
4 災害拠点連携病院 <u>(表略)</u>	4 災害拠点連携病院 <u>(別紙 27 のとおり)</u>
5 災害医療支援病院 <u>(表略)</u>	5 災害医療支援病院 <u>(別紙 28 のとおり)</u>
6 人工透析対応医療機関 <u>(表略)</u>	6 人工透析対応医療機関 <u>(別紙 29 のとおり)</u>
8 緊急医療救護所及び軽症者救護所用の備蓄薬局 <u>(表略)</u>	8 緊急医療救護所及び軽症者救護所用の備蓄薬局 <u>(別紙 30 のとおり)</u>

【資料編】 8 備蓄関係

修正前					修正後				
7 地区備蓄倉庫の現況					7 地区備蓄倉庫の現況				
	名称	所在地（目標）	建設年度	床面積		名称	所在地（目標）	建設年度	床面積
	(略)					(略)			
12	南久が原	南久が原 1-3-1（大森第七中学校）	昭和58年度	36 m ²	12	南久が原	南久が原 1-3-1（大森第七中学校）	令和2年度	40 m ²
	(略)					(略)			
8 災害対策用備蓄物品一覧					8 災害対策用備蓄物品一覧				
<u>(表略)</u>					<u>(別紙 31 のとおり)</u>				
<u>(新設)</u>					<u>9 福祉避難所（乳幼児）備蓄品一覧</u>				
<u>(新設)</u>					<u>(別紙 32 のとおり)</u>				
(略)					<u>10 避難場所対策用備蓄物品</u>				
					<u>(別紙 33 のとおり)</u>				
					(略)				
<u>10 防災機関保有資器材</u>					<u>12 防災機関保有資器材</u>				
<u>(表略)</u>					<u>(別紙 34 のとおり)</u>				
<u>11 救護所開設用資機材リスト</u>					<u>13 救護所開設用資機材リスト</u>				
<u>(表略)</u>					<u>(別紙 35 のとおり)</u>				

【資料編】 9 避難関係

修正前				修正後			
1 避難場所 <u>(表略)</u>				1 避難場所 <u>(別紙 36 のとおり)</u>			
(略)				(略)			
5 給水拠点一覧 <u>(表略)</u>				5 <u>災害時給水ステーション (給水拠点)</u> 一覧 <u>(表略)</u>			
7 区施設の補完避難所予定施設				7 区施設の補完避難所予定施設			
分類	施設名称	所在地	所管	分類	施設名称	所在地	所管
(略)				(略)			
の 施 設 他	<u>(新設)</u>			の 施 設 他	<u>田園調布せせらぎ 館</u>	<u>田園調布一丁目 53 番 12 号</u>	<u>田園調布特別出張 所</u>
8 協定締結団体の補完避難所予定施設一覧 <u>(表略)</u>				8 協定締結団体の補完避難所予定施設一覧 <u>(別紙 37 のとおり)</u>			
11 帰宅困難者一時滞在施設 <u>(表略)</u>				11 帰宅困難者一時滞在施設 <u>(別紙 38 のとおり)</u>			

【資料編】10 障害物除去・輸送関係

修正前	修正後
<p>1 道路障害物除去路線図 <u>(表略)</u></p> <p>2 協定団体保有重機一覧 <u>(表略)</u></p> <p>3 区保有車両一覧 <u>(表略)</u></p> <p>4 災害時収集・運搬等作業車両体制 (1) ごみ収集車 <u>(表略)</u> (2) 軽・小型貨物車 <u>(表略)</u></p> <p>5 災害応急活動従事車両 <u>(表略)</u></p> <p>6 協定団体所有台数の現況 <u>(表略)</u></p> <p>7 バス事業者 <u>(表略)</u></p>	<p>1 道路障害物除去路線図 <u>(別紙 39 のとおり)</u></p> <p>2 協定団体保有重機一覧 <u>(別紙 40 のとおり)</u></p> <p>3 区保有車両一覧 <u>(別紙 41 のとおり)</u></p> <p>4 災害時収集・運搬等作業車両体制 (1) ごみ収集車 <u>(別紙 42 のとおり)</u> (2) 軽・小型貨物車 <u>(別紙 43 のとおり)</u></p> <p>5 災害応急活動従事車両 <u>(別紙 44 のとおり)</u></p> <p>6 協定団体所有台数の現況 <u>(別紙 45 のとおり)</u></p> <p>7 バス事業者 <u>(別紙 46 のとおり)</u></p>

【資料編】10 障害物除去・輸送関係

修正前					修正後				
8 海面清掃作業船等一覧 (平成28年4月1日現在)					8 海面清掃作業船等一覧 (令和3年4月1日現在)				
	総トン数	主 機 能		備 考		総トン数	主 機 能		備 考
		主機関	集塵ホールド				主機関	集塵ホールド	
(略)	6.60	ディーゼル	26	機械清掃船 都 有	(略)	6.60	ディーゼル	26	機械清掃船 都 有
第三清海丸		182kw×2			134kw×2				
(略)					(略)				
その他器材	自動車型	重機 1 機			その他器材	自動車型	重機 1 機		
9 <u>ヘリコプター地発着候補地一覧</u> (表略)					9 <u>災害時臨時離着陸場候補地一覧 (ヘリポート)</u> (別紙47のとおり)				
10 防災船着場一覧 (表略)					10 防災船着場一覧 (別紙48のとおり)				
(新設)					11 水上輸送のネットワーク計画 (別紙49のとおり)				
(新設)					12 大田区災害時物流輸送計画の基本構想 (別紙50のとおり)				

【資料編】12 租税等の徴収猶予及び減免等

修正前		修正後	
1 租税等の徴収猶予及び減免等		1 租税等の徴収猶予及び減免等	
(略)		(略)	
都	(略)	都	(略)
	3 被災した納税義務者等に対し、該当する各税目について次により減免及び納入義務の免除等を行う。		3 被災した納税義務者等に対し、該当する各税目について次により減免及び納入義務の免除等を行う。
主	<u>(1) 個人都民税</u> <u>個人の都民税については、特別区民税及び市町村民税と同じ取扱いで減免する。</u>	主	(1) 個人事業税 事業用資産及び事業用資産以外の資産について、損害を受けた個人に対する事業税は被災の状況に応じ減免する。
税	(2) 個人事業税 事業用資産及び事業用資産以外の資産について、損害を受けた個人に対する事業税は被災の状況に応じ減免する。	税	(2) 不動産取得税 災害により家屋が滅失又は損壊し、その所有者が復旧のため跡地に再築した場合、当該家屋の取得について減免する。
局	(3) 不動産取得税 災害により家屋が滅失又は損壊し、その所有者が復旧のため跡地に再築した場合、当該家屋の取得について減免する。	局	(略)
	(略)		5 固定資産税・都市計画税 災害等により <u>滅失し、又は甚大な被害を受けた固定資産(家屋・土地・償却資産)</u> について、 <u>罹災証明書等に基づき、その被災の程度</u> に応じて減免する。
	5 固定資産税・都市計画税 災害等により <u>収穫が著しく減じた田畑、火災その他の災害等により滅失又は甚大な損害を受けた家屋及び償却資産</u> について、その <u>損害</u> の程度に応じて減免する。		(略)
	(略)		
(略)		(略)	

【資料編】12 租税等の徴収猶予及び減免等

修正前		修正後									
<p>3 社会福祉協議会の貸付 (生活福祉資金) 低所得世帯対象</p> <p style="text-align: right;">平成28年11月現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資金の目的及び貸付条件等</th> <th>貸付限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>1 資金の目的</p> <p>災害を受けたことにより臨時に必要な経費</p> <p>(災害を受けたことによる困窮から自立更生するために必要な経費)</p> <p>(略)</p> </td> <td> <p>1,500,000円以内</p> </td> </tr> </tbody> </table>		資金の目的及び貸付条件等	貸付限度額	<p>1 資金の目的</p> <p>災害を受けたことにより臨時に必要な経費</p> <p>(災害を受けたことによる困窮から自立更生するために必要な経費)</p> <p>(略)</p>	<p>1,500,000円以内</p>	<p>3 社会福祉協議会の貸付 (生活福祉資金) 低所得世帯対象</p> <p style="text-align: right;">平成28年11月現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資金の目的及び貸付条件等</th> <th>貸付限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>1 資金の目的</p> <p>災害を受けたことにより臨時に必要な経費</p> <p>(災害を受けたことによる困窮から自立更生するために必要な経費) <u>災害援護資金が優先制度。</u></p> <p>(略)</p> </td> <td> <p>1,500,000円以内</p> </td> </tr> </tbody> </table>		資金の目的及び貸付条件等	貸付限度額	<p>1 資金の目的</p> <p>災害を受けたことにより臨時に必要な経費</p> <p>(災害を受けたことによる困窮から自立更生するために必要な経費) <u>災害援護資金が優先制度。</u></p> <p>(略)</p>	<p>1,500,000円以内</p>
資金の目的及び貸付条件等	貸付限度額										
<p>1 資金の目的</p> <p>災害を受けたことにより臨時に必要な経費</p> <p>(災害を受けたことによる困窮から自立更生するために必要な経費)</p> <p>(略)</p>	<p>1,500,000円以内</p>										
資金の目的及び貸付条件等	貸付限度額										
<p>1 資金の目的</p> <p>災害を受けたことにより臨時に必要な経費</p> <p>(災害を受けたことによる困窮から自立更生するために必要な経費) <u>災害援護資金が優先制度。</u></p> <p>(略)</p>	<p>1,500,000円以内</p>										
<p>4 住宅金融支援機構による災害復興融資</p> <p><u>(表略)</u></p> <p>(略)</p>		<p>4 住宅金融支援機構による災害復興<u>住宅</u>融資</p> <p><u>(別紙51のとおり)</u></p> <p>(略)</p>									

修正前	修正後
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>1 区内の浸水想定区域図及び浸水予想区域図（ハザードマップ・想定最大規模）</u></p> <p><u>1-1 浸水想定区域図（多摩川）</u> <u>(別紙 52 のとおり)</u></p> <p><u>1-2 浸水継続時間（多摩川）</u> <u>(別紙 53 のとおり)</u></p> <p><u>2-1 浸水想定区域図（高潮）</u> <u>(別紙 54 のとおり)</u></p> <p><u>2-2 浸水継続時間（高潮）</u> <u>(別紙 55 のとおり)</u></p> <p><u>3 浸水予想区域図（中小河川・内水氾濫）</u> <u>(別紙 56 のとおり)</u></p>
<p><u>1 水防態勢における各部の配備態勢等</u> <u>(表略)</u></p>	<p><u>3 水防態勢における各部の配備態勢等</u> <u>(別紙 57 のとおり)</u></p>
<p><u>3 水防倉庫の現況</u> <u>(表略)</u></p>	<p><u>5 水防倉庫の現況</u> <u>(別紙 58 のとおり)</u></p>
<p><u>8 水防用土砂置場調書</u> <u>(表略)</u></p>	<p><u>10 水防用土砂置場調書</u> <u>(別紙 59 のとおり)</u></p>

【資料編】14 風水害対策等

修正前		修正後	
<p><u>9</u> 大田区における重要水防箇所</p> <p>(1) 重要水防箇所の評定基準 (略)</p> <p>(2) 重要水防箇所一覧及び想定される水防工法 <u>(表略)</u></p> <p>(3) 重要水防箇所図 <u>(表略)</u></p>		<p><u>11</u> 大田区における重要水防箇所</p> <p>(1) 重要水防箇所の評定基準 (略)</p> <p>(2) 重要水防箇所一覧及び想定される水防工法 <u>(別紙 60 のとおり)</u></p> <p>(3) 重要水防箇所図 <u>(別紙 61 のとおり)</u></p>	
<p><u>10-1</u> 水門・堰堤等 <u>(表略)</u></p>		<p><u>12-1</u> 水門・堰堤等 <u>(別紙 62 のとおり)</u></p>	
<p><u>10-2</u> 道路排水ポンプ施設（立体交差部（アンダーパス）に設置） <u>(表略)</u></p>		<p><u>12-2</u> 道路排水ポンプ施設（立体交差部（アンダーパス）に設置） <u>(別紙 63 のとおり)</u></p>	
<p><u>12</u> 要配慮者利用施設一覧 <u>(表略)</u></p>		<p><u>13</u> 要配慮者利用施設一覧 <u>(別紙 64 のとおり)</u></p>	
<p><u>13</u> 津波一時避難施設 (平成 29 年 4 月現在)</p>		<p><u>14</u> 津波一時避難施設 (令和 2 年 10 月現在)</p>	
名称	所在地	名称	所在地
(略)		(略)	
都営住宅（区内全住宅）	50 <u>施設</u> <u>100</u> 棟	都営住宅（区内全住宅）	50 <u>団地</u> <u>103</u> 棟
東京都住宅供給公社	<u>11</u> <u>施設</u> <u>17</u> 棟	東京都住宅供給公社	11 <u>団地</u> <u>23</u> 棟
(略)		(略)	

修正前	修正後
<p>3 区内消防水槽一覧 <u>平成 28 年 11 月 30 日現在</u> (田園調布消防署管内) (表略)</p> <p>(蒲田消防署管内) 令和 3 年 7 月 1 日現在 (表略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>4</u> 自治会・町会の現況 (表略)</p> <p><u>5-1</u> 防災市民組織等の現況 (表略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>6</u> 防災関係機関連絡先一覧表 (表略)</p> <p><u>7</u> 災害時発生ごみ量推計 (表略)</p>	<p>3 区内消防水槽一覧 <u>令和 3 年 7 月 1 日現在</u> (田園調布消防署管内) <u>(別紙 65 のとおり)</u></p> <p>(蒲田消防署管内) 令和 3 年 7 月 1 日現在 <u>(別紙 66 のとおり)</u></p> <p><u>4</u> 区内の消防車両及び消防団の現況 <u>(別紙 67 のとおり)</u></p> <p><u>5</u> 自治会・町会の現況 <u>(別紙 68 のとおり)</u></p> <p><u>6-1</u> 防災市民組織等の現況 <u>(別紙 69 のとおり)</u></p> <p><u>6-2</u> 防災市民組織等の活動実績 (令和元年度実績)</p> <p><u>6-3</u> 大田区内の東京防災隣組認定団体 (令和 3 年 4 月 1 日現在) <u>(別紙 70 のとおり)</u></p> <p><u>7</u> 防災関係機関連絡先一覧表 <u>(別紙 71 のとおり)</u></p> <p><u>8</u> 災害時発生ごみ量推計 <u>(別紙 72 のとおり)</u></p>

修正前	修正後
<u>(新設)</u>	<u>9 都市施設の災害予防に係る取組の各種実績</u> <u>(別紙73のとおり)</u>

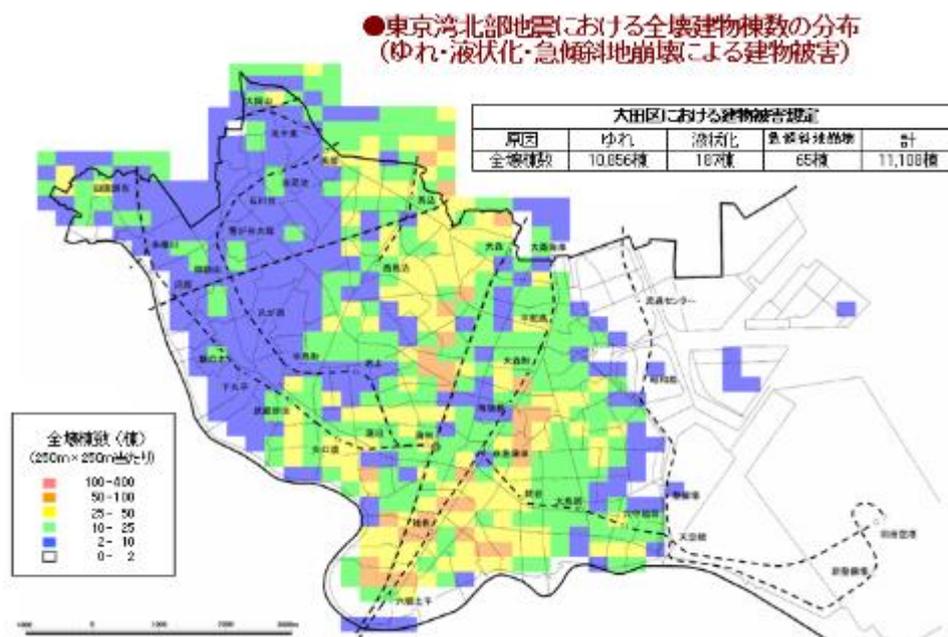
大田区地域防災計画
(令和4年修正) (案)

新旧対照表 (資料編・別紙)

令和3年10月

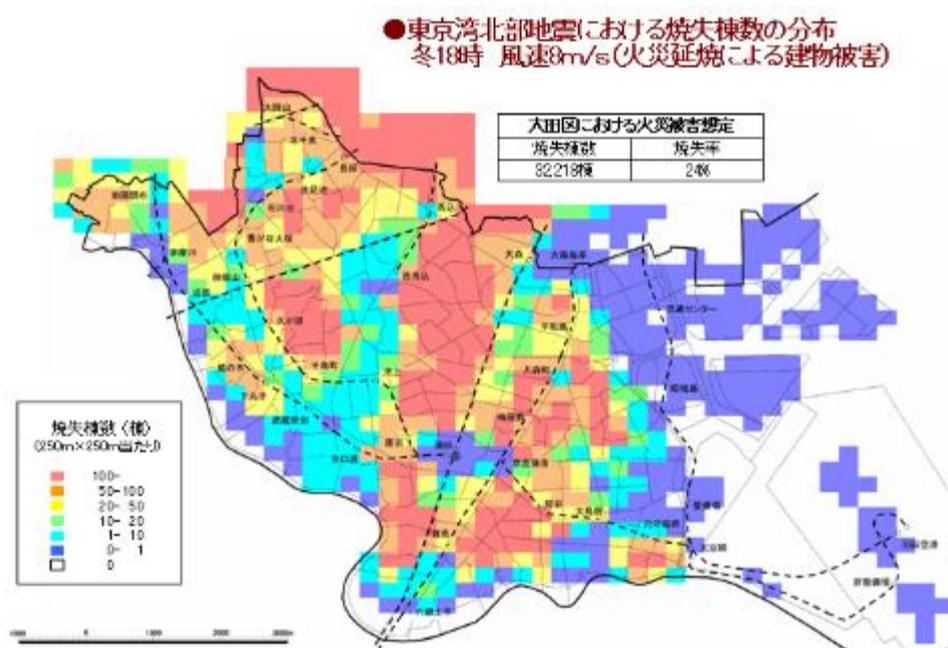
別紙 1

- 【資料編】 1 被害想定等
 4つの地震モデルによる被害概要
 ○全壊建物棟数の分布図



別紙 2

- 【資料編】 1 被害想定等
 ○火災焼失建物棟数の分布図



別紙 3

【資料編】 1 被害想定等

- 東京湾北部地震の津波浸水想定域分布図（水門開放時）



別紙 4

【資料編】 1 被害想定等

- 元禄型関東地震の津波浸水想定域分布図（水門開放時）

※東京湾北部地震、元禄型関東地震ともに、水門閉鎖時の浸水発生はない。



別紙 5

【資料編】 4 区内の施設・設備等の現況

モノレール施設の現況

モノレール羽田線（浜松町駅～羽田空港第2ターミナル駅間）の路線延長は 17.8km である。

このうち大田区内には、流通センター駅～羽田空港第2ターミナル駅間に 8カ所の駅舎があり、営業行程は約 9.1km である、駅施設、変電施設、線路施設等の概要は次のとおりである。

	施設名	構造	規模
駅	流通センター	鉄骨造	上り・下りホーム 階段
	昭和島	〃	〃
	整備場	〃	〃
	天空橋	鉄筋コンクリート造	地上1階・地下1階建 2,688.15㎡
	<u>羽田空港 第3ターミナル</u>	〃	<u>地上1階・地上2階・地上3階建</u> <u>3,592.12㎡</u>
	新整備場	〃	地上1階・地下1階・地下2階建 3,557.73㎡
	<u>羽田空港 第1ターミナル</u>	〃	〃 8,168.91㎡
	<u>羽田空港 第2ターミナル</u>	〃	〃 10,066.16㎡
変電所	昭和島 (運令・電令含む)	鉄筋コンクリート造	〃 407.62㎡
	羽田	〃	150.00㎡
	多摩川	〃	343.83㎡
	西ターミナル	〃	756.89㎡
線路	軌道桁	鋼製	483.1 m
		鋼コンクリート	9681.3 m
	支柱	鋼製	17 基
		鉄筋コンクリート	243 基
トンネル	鉄筋コンクリート造	3カ所 2,412 m	
電路	分岐器	鋼製	本線18カ所 間接式 間接可とう式
	給電軌条 〃	アルミ・ステンレス 剛体複線式	10 kg / m (本線上全線)

※ 備考

路線延長距離：「最新版 H20.0819 版 概要」より引用。

軌道桁（鋼製）：上り線で計算。

軌道桁（コンクリート）：待避線（上り線）を含めると+208,203 で 9889.5m

支柱（コンクリート）：支柱形式「受」も加えると 493 基

別紙 6

【資料編】 4 区内の施設・設備等の現況
空港基本施設の現況

		令和3年8月1日現在
施設名	規模	
空港面積	総面積	15, 158, 550㎡
滑走路	A滑走路	3, 000m×60m
	B滑走路	2, 500m×60m
	C滑走路	3, 360m×60m
	D滑走路	2, 500m×60m
誘導路	総延長	60, 035m
エプロン	総面積	2, 681, 118㎡
	総スポット数	264スポット
駐車場	P1立体駐車場	収容能力 2, 364台
	P2立体駐車場	収容能力 2, 343台
	P3立体駐車場	収容能力 2, 450台
	P4立体駐車場	収容能力 1, 622台
	P4立体駐車場(簡易)	収容能力 849台
	新国際線前駐車場	収容能力 1, 964台
庁舎・管制塔	延床面積	35, 749㎡
	建物	地上10階、地下1階、塔屋14階、新塔屋5階
構内道路	総延長	42, 974m
橋梁	総延長	4, 092m
排水施設	総延長	約219km
トンネル	総延長	2, 462m

別紙 7

【資料編】 4 区内の施設・設備等の現況
危険物施設の現況

(令和3年7月1日現在)

種 類	区 分	施設数
製 造 所		1 2
貯 蔵 所	屋 内 貯 蔵 所	1 5 6
	屋 外 タ ン ク	<u>4 1</u>
	屋 内 タ ン ク	<u>4 6</u>
	地 下 タ ン ク	<u>1 1 7</u>
	簡 易 タ ン ク	<u>0</u>
	移 動 タ ン ク	<u>7 4</u>
	屋 外 貯 蔵 所	<u>1 0</u>
取 扱 所	営 業 用 給 油 取 扱 所	<u>5 3</u>
	自 家 用 給 油 取 扱 所	<u>4 0</u>
	航 空 機 給 油 取 扱 所	<u>1 9</u>
	鉄 道 用 給 油 取 扱 所	1
	販 売 取 扱 所	1 6
	移 送 取 扱 所	1
	一 般 取 扱 所	<u>1 2 2</u>
合 計		<u>7 0 8</u>

別紙 8

【資料編】 4 区内の施設・設備等の現況
用途別建築物数

令和3年1月1日現在

	棟数及 面積	総 数		木 造		非木造	
		棟 数	床面積 m ²	棟 数	床面積 m ²	棟 数	床面積 m ²
合 計		<u>139,087</u>	<u>36,901,879</u>	<u>93,204</u>	<u>9,657,080</u>	<u>45,883</u>	<u>27,244,799</u>
令和3年	専用住宅	<u>82,801</u>	<u>8,683,517</u>	<u>72,341</u>	<u>6,905,967</u>	<u>10,460</u>	<u>1,777,550</u>
	共同住宅	<u>25,815</u>	<u>12,832,768</u>	<u>10,762</u>	<u>1,676,413</u>	<u>15,053</u>	<u>11,156,355</u>
	寄 宿 舎	<u>420</u>	<u>297,017</u>	<u>188</u>	<u>29,306</u>	<u>232</u>	<u>267,711</u>
	併用住宅	<u>16,612</u>	<u>4,489,760</u>	<u>6,974</u>	<u>865,272</u>	<u>9,638</u>	<u>3,624,488</u>
	農 家	<u>19</u>	<u>1,798</u>	<u>19</u>	<u>1,798</u>	0	0
	ホ テ ル	<u>138</u>	<u>201,690</u>	<u>33</u>	<u>3,186</u>	<u>105</u>	<u>198,505</u>
	旅 館	<u>25</u>	<u>12,093</u>	<u>11</u>	<u>2,956</u>	<u>14</u>	<u>9,137</u>
	料亭・待合	<u>3</u>	<u>408</u>	<u>3</u>	<u>408</u>	0	0
	事 務 所	<u>4,267</u>	<u>3,188,082</u>	<u>768</u>	<u>38,353</u>	<u>3,499</u>	<u>3,149,729</u>
	銀 行	<u>57</u>	<u>68,374</u>	0	0	<u>57</u>	<u>68,374</u>
	店 舗	<u>1,178</u>	<u>872,081</u>	<u>355</u>	<u>28,512</u>	<u>823</u>	<u>843,569</u>
	百 貨 店	<u>3</u>	<u>51,532</u>	0	0	<u>3</u>	<u>51,532</u>
	劇場・映画館	<u>9</u>	<u>24,092</u>	<u>2</u>	<u>43</u>	<u>7</u>	<u>24,049</u>
	公衆浴場	<u>15</u>	<u>7,900</u>	<u>10</u>	<u>3,172</u>	<u>5</u>	<u>4,728</u>
病 院	<u>138</u>	<u>144,286</u>	<u>26</u>	<u>4,582</u>	<u>112</u>	<u>139,703</u>	
工 場	<u>2,448</u>	<u>1,335,439</u>	<u>563</u>	<u>55,554</u>	<u>1,885</u>	<u>1,279,886</u>	
倉 庫	<u>2,394</u>	<u>4,424,075</u>	<u>399</u>	<u>24,393</u>	<u>1,995</u>	<u>4,399,683</u>	

	その他	<u>2,745</u>	<u>266,965</u>	<u>750</u>	<u>17,165</u>	<u>1,995</u>	<u>249,800</u>
--	-----	--------------	----------------	------------	---------------	--------------	----------------

別紙 9

【資料編】 4 区内の施設・設備等の現況
区立施設の現況

(令和2年12月1日現在)

分類名	施設数		木造	非木造	備考
庁舎	2			2	
特別出張所	18			18	
ホール・会館等	23			23	
区民保養施設	1			1	区外施設
心身障害者(児)施設	30			30	
老人いこいの家	21			21	
特別養護老人ホーム等	19			19	
地域庁舎	4			4	
母子生活支援施設等	6			6	
児童館・こどもの家	96			96	
保育園	64			64	
土木・公園管理事務所等	18		1	17	
区営住宅等	53			53	
清掃事務所等	7			7	
小学校	59			59	
中学校	28			28	
特別支援学校・校外施設	3			3	区外施設
文化センター等	12			12	
体育館	2			2	
図書館	16			16	
博物館等	12		3	9	
防災備蓄倉庫	40			40	
産業支援施設	11			11	
職員寮	5			5	
自転車駐車場	19			19	

別紙 10

【資料編】4 区内の施設・設備等の現況
私立学校及び私立保育園の現況

(令和3年8月1日現在)

	総数	鉄筋	木造	備考
私立幼稚園	48	46	2	
私立保育園	153	142	11	(鉄筋は鉄骨鉄筋等を含む) 私立保育園のみ
専修学校	11	11	0	
各種学校	3	2	1	

別紙 11

【資料編】4 区内の施設・設備等の現況
18 高層建築物の現況

(令和3年7月1日現在)

大森消防署 管内	田園調布消防署 管内	蒲田消防署 管内	矢口消防署 管内	合計
256	44	274	123	697

別紙 12

【資料編】4 区内の施設・設備等の現況
19 文化財の現況

(令和3年1月21日現在)

(1) 国指定・登録文化財

重要文化財	5件
史跡	2件
登録文化財	26件
合計	33件

(重要無形文化財・個人所有の
重要文化財は除く)

(2) 都指定文化財

有形文化財	16件
史跡・旧跡	8件
名勝	1件
天然記念物	1件
合計	26件

(無形民俗文化財は除く)

(3) 区指定文化財

有形文化財		82 件
民俗 文化財	有形	14 件
史跡		18 件
天然記念物		2 件
合計		<u>116</u> 件

(無形民俗文化財は除く)

別紙 13

【資料編】 4 区内の施設・設備等の現況

20 し尿受入れ人孔

番号	幹線名	人孔所在地
1	多摩川幹線	大田区田園調布1-12地先道路上
2	多摩川幹線	大田区田園調布2-27地先道路上
3	多摩川幹線	大田区蒲田1-20地先道路上
4	大森北二号幹線	大田区大森北6-21地先道路上
5	-	大田区大森南5-2(森ヶ崎水再生センター内)
6	-	大田区大森南5-2(森ヶ崎水再生センター内)

別紙 14

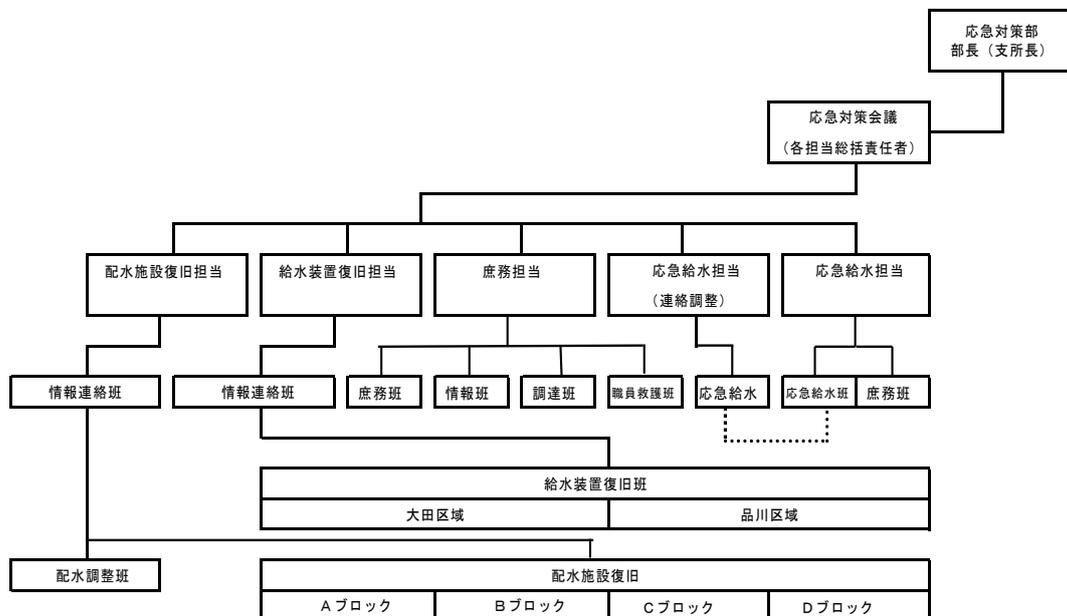
【資料編】 5 各関係機関の活動体制
環境清掃部組織と活動態勢

(令和3年4月1日現在)

			一 般 職 員										再任用職員						支行政サ-ビス	会計年度任用職員	合計														
			事務	機械	電気	保健衛生監視	食品衛生監視	検査技術	自動車運転II	作業III	一般業務	小計	事務	機械	電気	保健衛生監視	食品衛生監視	自動車運転II				作業III	一般業務	小計											
環	環境計画課	課長 1	計画推進・温暖化対策担当																	0	0	0													
		1名	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
境	環境対策課	課長 1	環境推進担当																		0		0												
			環境調査指導担当																		0		0												
清		1名	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
			掃	清掃事業課	事業調整担当																		0	1			1		1						
部	課長 1	19名	勤労調整担当																			1				0			1						
			清掃リサイクル担当																		12				0	1		13							
			許可指導係																		3				0			3							
			計	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	18						
	大森清掃事務所	所長 1	管理係																		4	1			1			5							
			作業係																		1				7	59	67	1			1	12	14		81
		87名	計	5	0	0	0	0	0	0	7	59	0	71	2	0	0	0	0	0	0	1	12	0	15	0	0	86							
			部長 1	調布清掃事務所	管理係																		5				1	1		6					
	所長 1	68名	作業係																			1				3	47	51	1			2	7	10	
			計	6	0	0	0	0	0	3	47	0	56	1	0	0	0	0	0	0	0	2	7	1	11	0	0	67							
325名	蒲田清掃事務所	所長 1	管理係																		6	2			2	1		9							
			課務担当																		1				0			1							
		148名	作業係																		1				6	98	105	1			1	16	18		123
			自動車運転係																		1				8	4	13			1			1		14
			計	9	0	0	0	0	0	14	102	0	125	3	0	0	0	0	0	0	2	16	0	21	1	0	147								

別紙 15

【資料編】5 各関係機関の活動体制
 水道局南部支所（大森）の応急対策部組織図



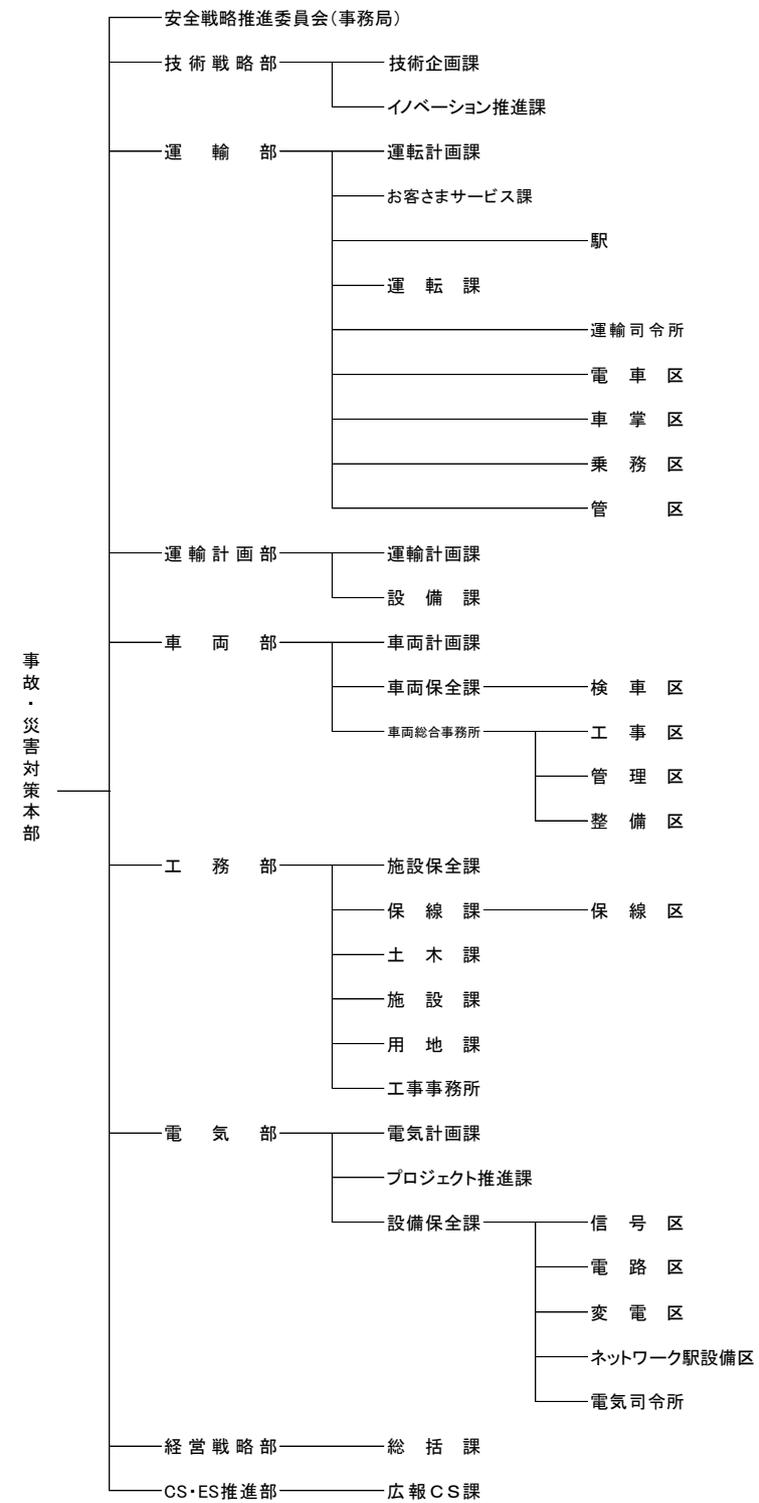
別紙 16

【資料編】 5 各関係機関の活動体制
 南部下水道事務所非常配備態勢と特別非常配備態勢

種類	発令の時期	区分	態勢	配備要員	参集場所
非常 配備 態勢	都災对本部長 又は、局災对本部長が必要と 認めたととき	特別非常配備態勢を基本として被害その他の状況に応じて、 都災对本部長又は、局災对本部長がその都度定める			
		三交替 勤務職員	特別の指示がない限り、勤務地（ポンプ所）に参集し運転 管理業務に従事する。		
		副参事級以上 の職員	特別の指示がない限り、勤務地に参集し、所属部所で指 揮を執る。		
特別 非常 配備 態勢	震度6弱以上 （自動発令）	三交代 勤務職員	特別の指示がない限り、勤務地（ポンプ所）に参集し運 転管理業務に従事する。		
		副参事級以上 の職員	特別の指示がない限り、勤務地に参集し、所属部所で指 揮を執る。		
		第一配備職員	全職員が 非常時優先業 務に従事する	居住地から勤務地までの 距離が10 km以内の職員	勤務地
		第二配備職員		居住地から勤務地までの 距離が10 km超20 km以内 の職員	
特例配備職員	居住地から勤務地までの 距離が20 km超の職員	あらかじめ 指定された 当局施設			

別紙 17

【資料編】5 各関係機関の活動体制
 東急電鉄株の災害対策本部組織
 事故・災害対策本部の組織



特別、第1種(A)または(B)体制発令時の動員数および事故・災害対策本部の本部員(現業)
(第13条、第17条関係)

	特 別	第1種(A)	第1種(B)
運 輸 部	(駅関係) 駅長および当日勤務員のほか 非番者で駅長が指名する者 (運輸司令所関係) 運輸司令所長および運輸司令所長 が指名する者 (各区関係) 電車区、車掌区、乗務区、管区、およ び当日勤務員のほか非番者で各区長 が指名する者	(駅関係) 同左 (運輸司令所関係) 同左 (各区関係) 同左	(駅関係) 同左 (運輸司令所関係) 同左 (各区関係) 同左
車 両 部	検車区、整備区または工事区、管理区 の区長および各区長が指名する者	(各区関係) 同左	(各区関係) 同左
工 務 部	(保線関係) 保線区長および保線区長が指名 する者	(保線関係) 同左	(保線関係) 同左
電 気 部	(電気司令所関係) 電気司令所長および電気司令所長が 指名する者 (各区関係) 信号区、電路区、変電区、 ネットワーク駅設備区の区長および 各区長が指名する者	(電気司令所関係) 同左 (各区関係) 同左	(電気司令所関係) 同左 (各区関係) 同左

別紙 18

【資料編】5 各関係機関の活動体制
京浜急行電鉄株の災害対策組織

地震等の非常災害に際しては、「鉄道事故・災害対策規程」により、鉄道災害対策本部を設置して、被害を最小限度に防止するとともに、速やかな被害復旧にあたり、輸送の確保を図る。

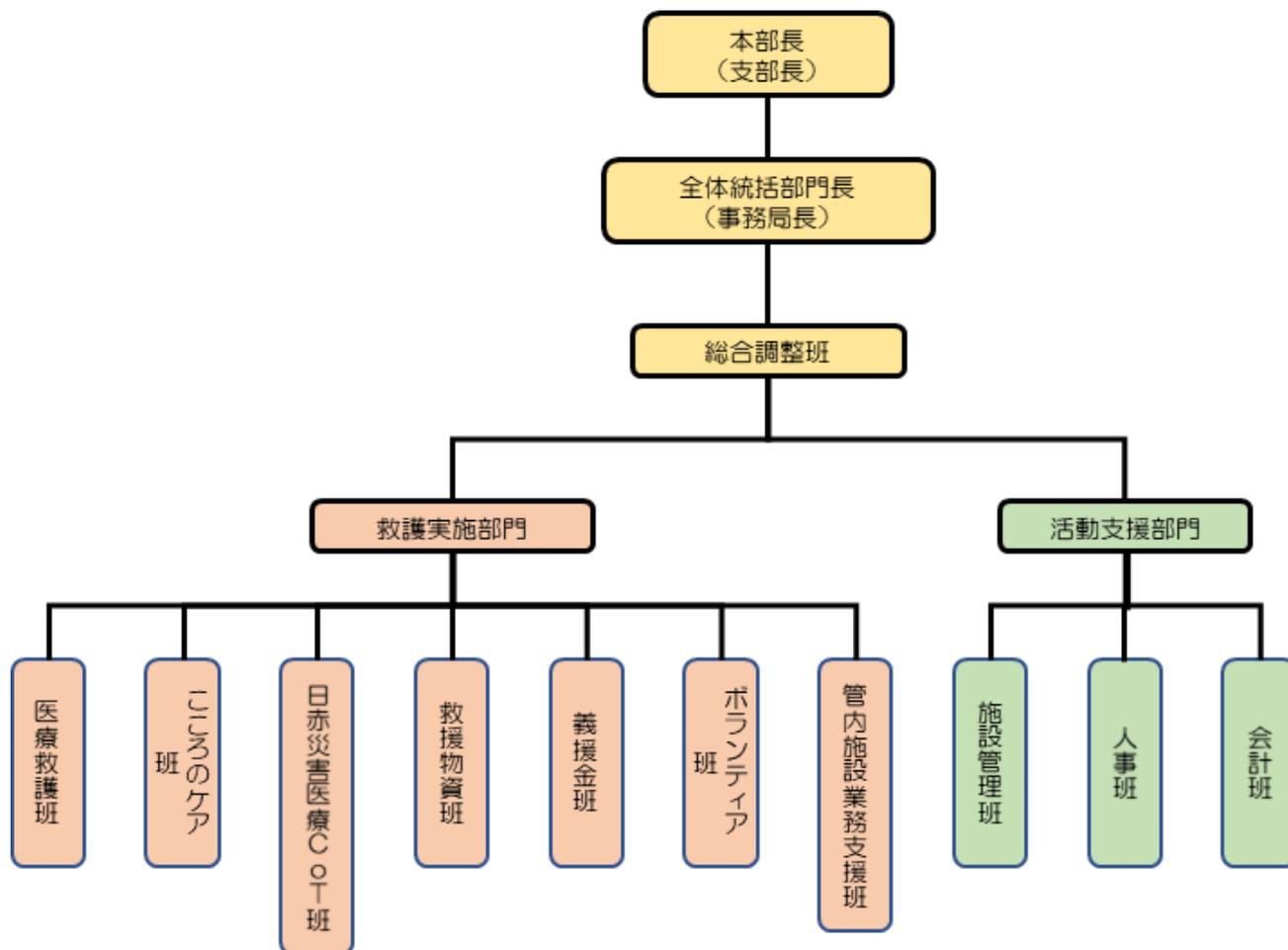
(鉄道災害対策本部の組織および業務分掌)

対策本部の組織および業務分掌

対 策 本 部 長	対 策 副 本 部 長	※班員については、必要に応じて部署間で応援を行う。	司令班 ○班 長 総合司令所長	【各現業への司令業務】 当規程第11条～第14条に基づき連絡を行う。 ・状況の把握、ならびに関係者へ通報する。 ・臨時運転計画を策定する。 状況によっては段階的に運転区間を延長、縮小する。 ・不通区間、運転区間、復旧見込み等を関係箇所へ連絡する。 ・臨時運転計画に合わせた、車両の手配等を行う。 ・振替輸送、代行輸送の手配を行う。 【安否確認・非常招集】 所属員の安否確認および非常招集を行う。
			事務局班 ○班 長 安全推進部長 ○情報担当者 安全推進部課長 事業統括課長 (注)事務局班には、鉄道統括部を含む。	【対策本部事務局業務】 ・事務局の役割を行う。 ・危機対策総本部設置時、総本部との連絡調整を行う。 ・各班の連絡、調整を行う。 ・関係機関等との連絡、要請等を行う。 ・運輸安全委員会対応の総括を行う。 【庶務業務】 ・現金の出納手配の指示を行う。 ・対策本部および作業員の給食手配の指示を行う。 【安否確認・非常招集】 ・所属員の安否確認および非常招集を行う。
			広報班 ○班 長 広報・マーケティング室課長	【広報業務】 ・对外発表資料の作成を行う。 ・報道機関への発表を行う。 ・必要に応じて記者会見を行う。
			救急班 ○班 長 運輸営業部長(兼務)	【被害者救護対応】 ・衣食の確保および一時的な宿泊設備等の手配を行う。 ・被害者の救護、医薬品、給食の手配に関する調整を行う。 ・被害者の収容先、住所、氏名、年齢、連絡先、負傷程度の確認、遺失物、遺留品の調整・管理を行う。
			現地指揮所 ○総括責任者 現地指揮所に常駐する最上位職の者、または対策本部長が指名した者	【現地における対策の指揮】 ・事務局担当は、総括責任者を補佐し、対策本部事務局との連絡調整、時系列の作成、運輸安全委員会対応の現地総括を行う。 ・駅担当は、被害者に関する現地対策、警察・消防対応の現地総括を行う。 ・運転・車両・工務・電気担当は、復旧に関する現地対策、関係行政機関対応を行う。
			建設班 ○班 長 建設部長 ○情報担当者 建設部課長	【工事箇所の施設調査業務】 ・鉄道施設、建物等の被害状況を詳細に調査する。 ・復旧予測を行う。 ・原因調査および証拠物件の保管を行う。 ・関係行政機関等の調査が行われる場合、 担当する鉄道施設 に係る部分の対応を行う。 【工事箇所の施設復旧業務】 ・工事箇所に関する復旧計画をたてる。 ・関係業者に復旧を依頼する。 ・復旧作業を行う。 ・臨時運転計画に合わせた、諸設備を仮設置する。 ・復旧所要資材の見積・手配を行う。 【安否確認・非常招集】 ・所属員の安否確認および非常招集を行う。
			運輸営業班 ○班 長 運輸営業部長 ○情報担当者 管理課長運輸課長	【運転・駅調査業務】 ・乗務区、信号所、信号機所等の被害状況を詳細に調査する。 ・駅等の被害状況を詳細に調査する。 ・事故の調査、報告を行う。 ・関係行政機関等の調査が行われる場合、駅関係に係る部分の対応を行う。 【運転復旧業務】 ・運転に関する復旧計画をたてる。 【旅客対応業務】 ・代行バスの手配に関する調整を行う。 ・協定外の振替輸送、代行輸送の手配に関する調整を行う。 ・旅客営業に関する調整を行う。 ・駅務機器の管理、運用を定める。 【安否確認・非常招集】 ・所属員の安否確認および非常招集を行う。
			車両班 ○班 長 車両部長 ○情報担当者 検修課長	【車両調査業務】 ・検車区、工場等の被害状況を詳細に調査する。 ・車両の被害状況を詳細に調査する。 ・復旧状況の確認記録および復旧予測を行う。 ・関係行政機関等の調査が行われる場合、車両関係に係る部分の対応を行う。 【車両復旧業務】 ・脱線車両の復旧、搬去を行う。 ・車両の修理を行う。 【安否確認・非常招集】 ・所属員の安否確認および非常招集を行う。
			施設班 ○班 長 施設部長 ○情報担当者 保線課長 通信課長	【工務・電気施設調査業務】 ・各区、鉄道施設、建物等の被害状況を詳細に調査する。 ・電気設備の被害状況を詳細に調査する。 ・復旧予測を行う。 ・原因調査および証拠物件の保管を行う。 ・関係行政機関等の調査が行われる場合、工務・電気施設関係に係る部分の対応を行う。 【工務・電気施設復旧業務】 ・工務施設および電気施設に関する復旧計画をたてる。 ・復旧の際は、通信設備の復旧を優先して行う。 ・関係業者に復旧を依頼する。 ・復旧作業を行う。 ・臨時運転計画に合わせた、諸設備を仮設置する。 ・復旧所要資材の見積・手配を行う。 ・復旧状況の確認記録を行う。 【安否確認・非常招集】 ・所属員の安否確認および非常招集を行う。

別紙 19

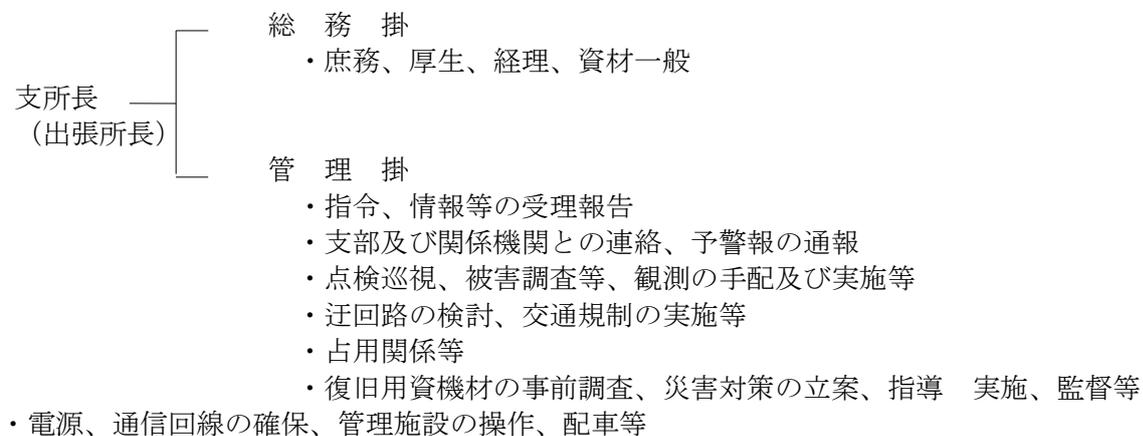
【資料編】 5 各関係機関の活動体制
日本赤十字社東京都支部 災害対策本部標準組織図



別紙 20

【資料編】 6 情報連絡体制

国土交通省関東地方整備局東京国道事務所品川出張所



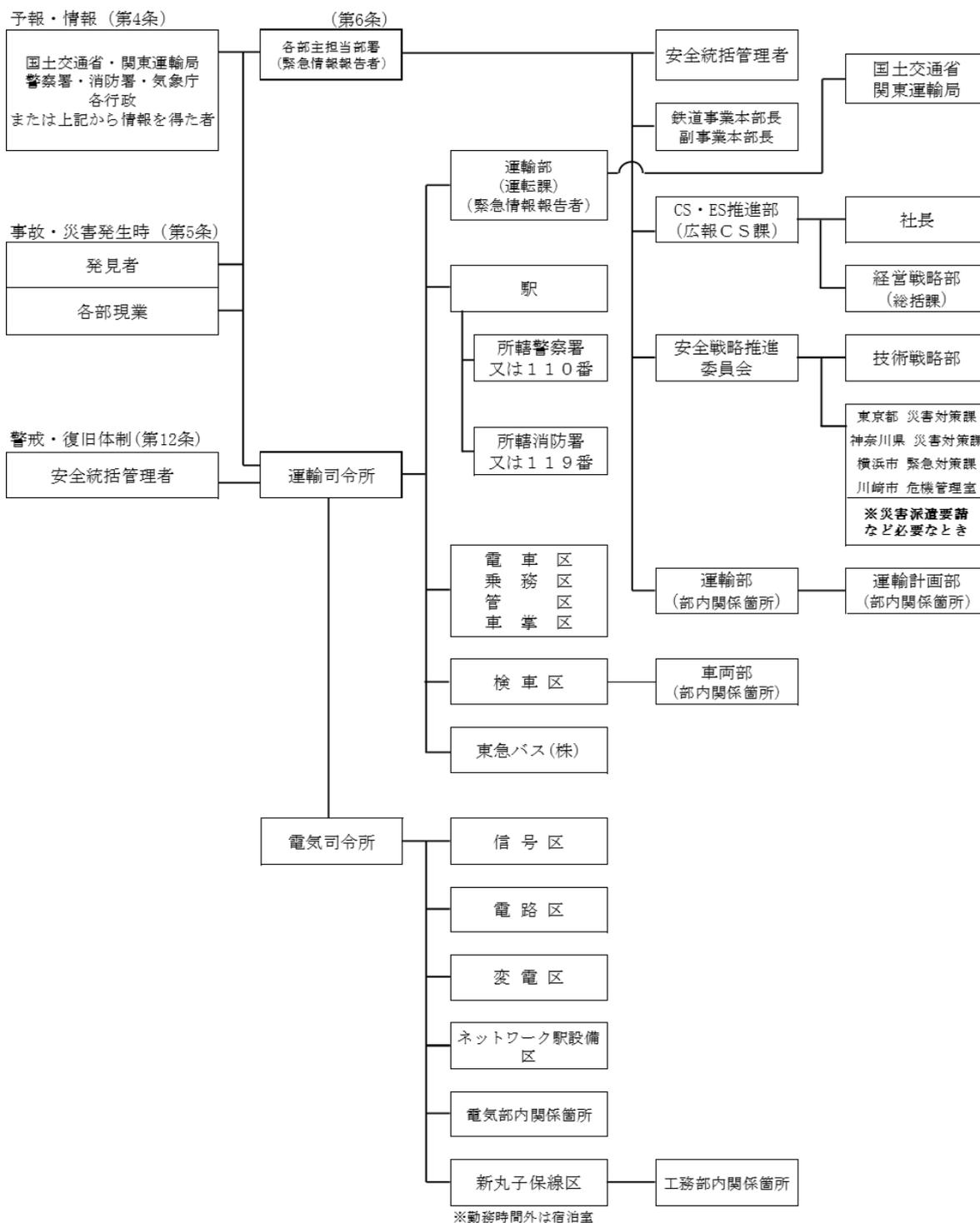
別紙 21

【資料編】 6 情報連絡体制

東急電鉄(株)の連絡体制

(1) 伝達・通報系統 (第4条、第5条、第6条、第12条関係)

(列車運行に支障があるとき、またそのおそれがあるとき)



別紙 22

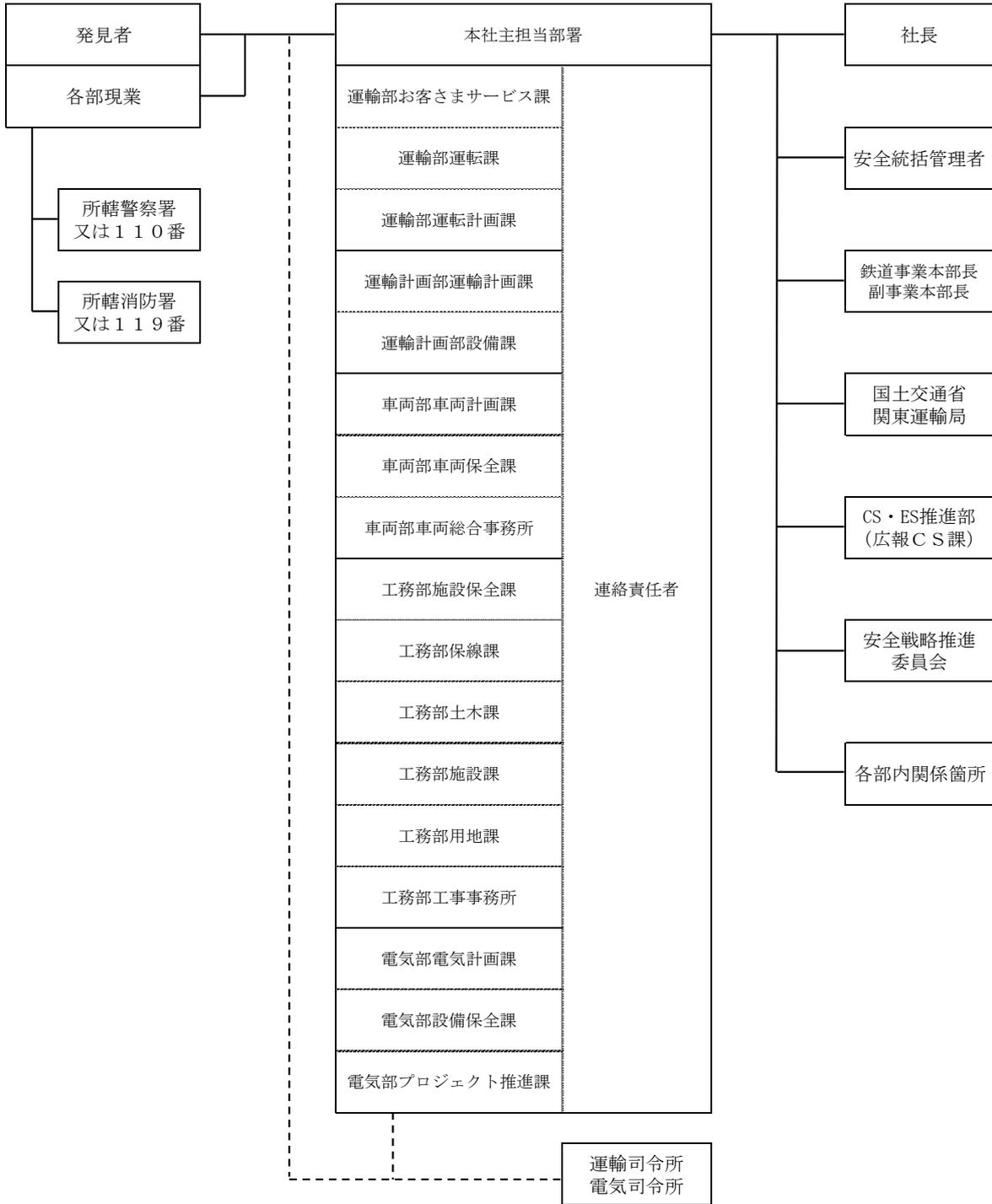
【資料編】 6 情報連絡体制

東急電鉄㈱の連絡体制

(2) 伝達・通報系統 (第4条、第5条、第6条、第12条関係)

(列車運行に支障のおそれがないことが明らかなとき)

事故・災害発生時



別紙 23

【資料編】 7 医療関係
災害医療救護所設置予定場所

(1) 大田区緊急医療救護所設置場所 (令和3年8月現在)

病院名	住 所	災害拠点病院又は 災害拠点連携病院の別
東邦大学医療センター大森病院	大田区大森西 6-11-1	拠点
大森赤十字病院	大田区中央 4-30-1	拠点
東京労災病院	大田区大森南 4-13-21	拠点
荏原病院	大田区東雪谷 4-5-10	拠点
池上総合病院	大田区池上 6-1-19	拠点
JCHO東京蒲田医療センター	大田区南蒲田 2-19-2	連携
大田病院	大田区大森東 4-4-14	連携
牧田総合病院	大田区西蒲田 8-20-1	連携
東京蒲田病院	大田区西蒲田 7-10-1	連携
松井病院	大田区池上 2-7-10	
田園調布中央病院	大田区田園調布 2-43-1	
東急病院	大田区北千束 3-27-2	
目蒲病院	大田区下丸子 3-23-3	
本多病院	大田区東矢口 1-17-15	
渡辺病院	大田区羽田 1-5-16	

緊急医療救護所は、概ねフェーズ0～1(発災直後～72時間)の段階で、上記施設の敷地内又は近隣に設置し、病院から地域医療関係者がトリアージと軽症者の治療を引継ぎ、その後に運び込まれた傷病者にも同様の対応を行う。

別紙 24

【資料編】 7 医療関係

2 歯科医療救護所設置予定場所 (令和3年8月現在)

No.	設置予定場所	所在地	電話	F A X	歯科医師会名
1	特別養護老人ホーム大森	大森西 1-16-18	5471-2701	5471-2701	大森
2	特別養護老人ホーム池上	仲池上 2-24-8	5700-1235	5770-0039	大森
3	特別養護老人ホーム羽田	本羽田 3-23-45	3745-5351	3745-5886	蒲田
4	特別養護老人ホーム糀谷	西糀谷 2-12-1	3745-3001	3745-3036	蒲田
5	特別養護老人ホーム蒲田	蒲田 2-8-8	5710-0780	5710-0820	蒲田
6	特別養護老人ホームたまがわ	下丸子 4-23-1	5732-1021	5732-1024	蒲田
7	大森歯科医師会館	池上 4-19-7	3754-8648	3755-0307	大森
8	蒲田歯科医師会館	新蒲田 1-4-14	3735-1004	3737-0378	蒲田
9	新東京歯科衛生士学校・ 新東京歯科技工士学校	大森北 1-18-2	3763-2200	3762-5673	大森

別紙 25

【資料編】 7 医療関係

3-1 災害拠点病院

(令和 3 年 8 月現在)

名 称	所 在 地	電話番号	備考
東邦大学医療センター大森病院	〒143-8541 大田区大森西 6-11-1	3762-4151	救急告示
大森赤十字病院	〒143-8527 大田区中央 4-30-1	3775-3111	救急告示
東京労災病院	〒143-0013 大田区大森南 4-13-21	3742-7301	救急告示
荏原病院	〒145-0065 大田区東雪谷 4-5-10	5734-8000	救急告示
池上総合病院	〒146-8531 大田区池上 6-1-19	3752-3151	救急告示

別紙 26

【資料編】 7 医療関係

3-2 医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場

災害拠点病院	ヘリコプター緊急離着陸場 候補地	所在地	現況
<u>東邦大学医療センター 大森病院</u>	<u>大田スタジアム</u>	<u>大田区東海 1-2-10</u>	<u>野球場</u>
<u>大森赤十字病院</u>	<u>大田区立平和島公園運動場</u>	<u>大田区平和島 4-2-2</u>	<u>グラウンド</u>
<u>荏原病院</u>	<u>荏原病院ヘリポート</u>	<u>大田区東雪谷 4-5-10</u>	<u>屋上施設</u>
<u>東京労災病院</u>	<u>東京労災病院ヘリポート</u>	<u>大田区大森南 4-13-21</u>	<u>屋上施設</u>
<u>池上総合病院</u>	<u>区民広場 (西六郷 3 丁目)</u>	<u>大田区西六郷 3-13 先 多摩川左岸</u>	<u>河川敷</u>

別紙 27

【資料編】 7 医療関係

災害拠点連携病院

(令和3年8月現在)

名 称	所 在 地	電話番号	備 考
JCHO東京蒲田医療センター	〒144-0035 大田区南蒲田 2-19-2	3738-8221	救急告示
牧田総合病院	<u>〒144-0051</u> <u>西蒲田 8-20-1</u>	<u>6428-7500</u>	救急告示
東京蒲田病院	〒144-0051 大田区西蒲田 7-10-1	3733-0525	救急告示
大田病院	〒143-0012 大田区大森東 4-4-14	3762-8421	救急告示

別紙 28

【資料編】 7 医療関係
災害医療支援病院

(令和3年8月現在)

名 称	所 在 地	電話番号	備考
松井病院	〒146-0082 大田区池上2-7-10	3752-1111	救急告示
田園調布中央病院	〒145-0071 大田区田園調布2-43-1	3721-7121	救急告示
東急病院	〒145-0062 大田区北千束3-27-2	3718-3331	救急告示
本多病院	〒146-0094 大田区東矢口1-17-15	3732-2331	救急告示
渡辺病院	〒144-0043 大田区羽田1-5-16	3741-0223	救急告示
目蒲病院	〒146-0092 大田区下丸子3-23-3	3759-8888	
蒲田リハビリテーション病院	〒143-0015 大田区大森西4-14-5	5767-7100	
大森山王病院	〒143-0023 大田区山王3-9-6	3775-7711	
昭和大学歯科病院	〒145-0062 大田区北千束2-1-1	3787-1151	
<u>東京ちどり病院</u>	<u>〒146-0083</u> <u>大田区千鳥2-39-10</u>	<u>3758-2671</u>	
南晴病院	〒144-0035 大田区南蒲田1-5-15	3734-0805	
<u>牧田リハビリテーション病院</u>	〒144-0051 大田区西蒲田4-22-1	5748-5020	
若葉眼科病院	〒144-0052 大田区蒲田4-22-11	3734-6651	
糀谷病院	〒144-0035 大田区南蒲田3-3-15	3745-2354	
高野病院	〒144-0033 大田区東糀谷3-3-24	3741-0011	
新京浜病院	〒143-0013 大田区大森南1-2-19	3745-3631	
京浜病院	〒143-0013 大田区大森南1-14-13	3741-6721	

別紙 29

【資料編】 7 医療関係
人工透析対応医療機関

(令和3年8月現在)

名 称	所 在 地	電話番号	備考
東邦大学医療センター大森病院	〒143-8541 大田区大森西 6-11-1	3762-4151	幹事
<u>大森山王病院</u>	<u>〒143-0023</u> <u>大田区山王 3-9-6</u>	<u>3775-7711</u>	<u>幹事</u>
大田病院	〒143-0012 大田区大森東 4-4-14	3762-8421	
東京労災病院	〒143-0013 大田区大森南 4-13-21	3742-7301	
牧田総合病院	〒143-8505 大森北 1-34-6	3762-4671	
松井病院	〒146-0082 大田区池上 2-7-10	3752-1111	
池上総合病院	〒146-8531 大田区池上 6-1-19	3752-3151	
大森赤十字病院	〒143-0024 大田区中央 4-30-1	3775-3111	
東急病院	〒145-0062 大田区北千束 3-27-2	3718-3331	
東京蒲田病院	〒144-0051 大田区西蒲田 7-10-1	3733-0525	
JCHO東京蒲田医療センター	〒144-0035 大田区南蒲田 2-19-2	3738-8221	
京浜病院	〒143-0013 大田区大森南 1-14-13	3741-6721	
すずき内科クリニック	〒144-0045 大田区南六郷 2-34-1	5710-2311	
千葉医院	〒143-0016 大田区大森北 5-12-10	3761-8841	
長原三和クリニック	〒145-0064 大田区上池台 1-1-6	3785-2602	
雪谷三和クリニック	〒145-0066 大田区南雪谷 2-3-10	3748-5614	
池上クリニック	〒146-0082 大田区池上 6-14-3	5747-0661	
大森邦愛クリニック	〒143-0015 大田区大森西 6-9-12	3763-6444	
蒲田南口腎クリニック	〒144-0051 大田区西蒲田 8-4-5	5744-3215	
蒲田駅前クリニック	〒144-0052 大田区蒲田 5-4-5	5714-0608	

羽田腎クリニック	〒144-0033 大田区東糀谷 1-20-20	3741-0774	
柴垣医院久が原	〒145-0075 大田区西嶺町 15-10	5732-2121	
羽田おおぞらクリニック	〒144-0043 大田区羽田 6-6-10	5735-2213	
<u>糀谷じんクリニック</u>	<u>〒144-0045</u> <u>大田区南六郷 1-14-1</u>	<u>5711-8831</u>	
<u>大森牧田クリニック</u>	<u>〒143-0016</u> <u>大田区大森北 1-31-8</u>	<u>3298-3150</u>	

※大田区災害医療連携会議に参加する医療機関を記載した。

別紙 30

【資料編】 7 医療関係
緊急医療救護所及び軽症者救護所用の備蓄医薬品保管薬局

緊急医療救護所及び軽症者救護所には1日分の医薬品備蓄をしており、2日目、3日目は以下の周辺薬局に備蓄している。

(令和3年8月現在)

緊急医療救護所・軽症者救護所	備蓄薬局	薬局住所
大田病院	大森薬局	大森中1-22-1
東京労災病院	<u>日本調剤 大森南薬局</u>	大森南5-1-7
東邦大学医療センター大森病院	秋島薬局大森店	大森西7-6-12
牧田総合病院	<u>そうごう薬局西蒲田店</u>	<u>西蒲田8-19-5</u>
松井病院	すみれ調剤薬局	池上2-15-2
池上総合病院	長栄堂薬局	池上6-1-23
大森赤十字病院	大森会営薬局	中央3-1-3
田園調布中央病院	あおば薬局田園調布店	田園調布3-25-1
荏原病院	ゆきがや薬局	東雪谷5-1-1
東急病院	ニコニコ薬局	北千束1-45-8
目蒲病院	おおぞら薬局	多摩川1-32-22
本多病院	森田薬局	西蒲田6-32-12
東京蒲田病院	ダイチ薬局	西蒲田5-19-1
JCHO東京蒲田医療センター	三角堂薬局	南蒲田2-6-12
渡辺病院	三栗薬局	本羽田1-6-15
馬込小学校	フジモト薬局	南馬込6-1-8 トロワ1階

東調布中学校	進化薬局	田園調布 1 - 5 - 1
六郷中学校	福田薬局仲六支店	仲六郷 3 - 13 - 10

別紙 31

【資料編】 7 医療関係
災害対策用備蓄物品一覧（学校備蓄物資を除く）

種類	品名	平和島	大森北	京浜島	西馬込	中馬込	池上	新井原	田原町	田原町	南久留	東調布	清水橋	西糀谷	菟中	南六郷	仲六郷	西六郷	下丸子	葉沼	西蒲田	多摩川	津田本町	東糀谷	大森南	六郷北	大森西	糀谷駅西	東又馬	合計	
食糧	アルファ米			1,650	2,000	2,000			2,000				2,000		1,650	2,000						1,900				5,650	2,300		11,950	35,100	
	クラッカー		1,120	210	7,350	3,710	3,500		17,990		3,500	4,690	3,430	210	210	22,960	3,500			210		560	8,260	4,060		22,540	4,550	9,380	13,440	135,380	
	レトルト食品		110	110	7,650	110			6,440			5,280		110	110	4,020				110				110	1,810			4,520	5,290		31,060
	お好み	400	1,300	300	16,900	620	400				400	900		300	300	300	400			300		600	300	500	400			5,400			30,020
	保存水	400	6,120	1,200	2,940	1,200			6,840			5,304	1,200	3,600	7,200	11,016	480			3,600	3,696	2,400	5,712		640					1,680	65,228
	食塩(1%)		300									300										300	300								1,500
	粉ミルク																						816								840
医療用品	サバイバルフーズ				120																									1,512	
	三角巾																								2,250						2,250
	担架(四つ折り)															18													9	29	
生活必需品	担架(二つ折り)				110																									110	
	オムツカバー(1歳用)				1,000			395																							1,395
	オムツカバー				1,500																										1,500
	さらし		500		4,200			600																							5,300
	紙おむつ(小児用)		12,600									5,180														458					18,238
	紙おむつ												8,478																		8,478
	生理用品			440				360				100													10						910
	哺乳びん			390				450													50			500							1,390
	カーベット							10														30									40
	仮設便所(和)		3						3							15				10				2							33
	仮設便所(洋)		1						2							5				2				5							15
	仮設便所		3		1				1			1				1					1	4		30			1				43
	簡易便器		6	1	27				4			5		1	1	5						5			1		40				96
	断熱シート				25				2																						27
	敷きマット		530	100		100						40	420	60	100	100	170	60		100	70		200	100							2,150
毛布(真空パック)		650	1,700	7,270	3,800	3,600	2,120	640	7,820	230	120	6,020	110	1,200	200	4,430	50		200	610	1,000	766	1,520	2,000		1,930	2,000	1,220	8,410	59,616	
毛布(従来型5枚)								500	1,000						850															2,350	
毛布								490													720									1,210	
毛布(寝袋式)				1,778																			2,908			5,920			7	10,513	
シュラブ																								200						200	
LEDライト																										141			50	191	
安全キャンドル								439																						439	
給食資器材	コップ																						1,500	2,000						3,500	
	給食カップ										2,000				850										2,000					4,850	
	炊出袋			100,000																											100,000
	金網ざる							9								30							51	18						156	
	金網杓子							3								10							17	6						52	
	薪				71																										71
	災害対策用炊飯器											4																		4	
	かまど		29					10								30								50	18					177	
	釜		41					9								23								50	18					174	
	ガスコンロ		50									50									14			50	14	14					192
カセットガス		150									150									99		150	61	120		168				898	
給水資器材	ポリタンク														150	9															167
	ローリータンク		15									2			18															35	
	給水コップ(1L)				28,000										9,400	2,200															39,600
	ポリバケツ							40							85										50					175	
	自動給水分配装置														1															1	
	発動発電機(200V)														1																3
給水資器材	折畳みコンテナ														10															10	
	応急給水資器材		1		1	1		1	1	1	1	1		1										1	1	1	1				9
	給水用のぼり旗		1		1	1		1	1	1	1	1		1										1	1	1	1				9

種類	品名	高井第一種	高井第二種	平和島	大森北	京浜島	西馬込	中馬込	池上	新井宿	田園調布西	田園調布東	南久が原	東調布	清水橋	西糀谷	荻中	南六郷	仲六郷	西六郷	下丸子	蓮沼	西荻田	多摩川	蓮田本町	東糀谷	大森南	六郷七	大森西	麩谷駅前	東大馬	高野下町	レオパレス	合計		
その他資器材	リヤカー			10						1	11							10					1		10		2								45	
	救助用資器材					18																				10								9	37	
	ジャッキ					18																												9	29	
	グランドシート									20									133						66		2								219	
	ござ					110																													110	
	テント					91					15	40							120						100	27	110	90								593
	ブルーシート			250										500					1,020																	2,000
	発動発電機(100V)			2		12					9				3			1	1	2					9	14			1							54
	ガソリン携行缶					17					20																									37
	コードリール			10							18				5			8	7	3	3	3			9		9		2							77
	投光器			15		37					23				5			9	9	3	3				3	7			2							116
	段ボールベッド					200									310																				400	910
東京都寄託物品	なべ																							1,008											1,008	
	ビッグテント					3																													3	
	バカん																							1,008												1,008
	医薬品類																	1											1						2	
	組立式トイレ										1,000																									1,000
	アルファ米					12,000								3,000	13,000											600		20,000								48,600
	カーペット		4,500	4,500		9,100				700				4,500											990	2,400									26,890	
	折畳式リヤカー					5																													5	
	毛布(真空パック)					1,490				2,000	1,490	3,000													9,320											17,300
	肌着(女性用)																								500											500
肌着(男性用)																								500											500	
ショートブレッド																															5,000				5,000	
クリームサンドビスケット											5,000																								30,060	

別紙 32

【資料編】 8 備蓄関係

福祉避難所（乳幼児）備蓄品一覧
 受け入れ人数によって備蓄数が異なる。

	食糧・器具	用途	数量	使用期限(目安)
食糧	大人用非常食	配布用	※	5年
	子ども用非常食	配布用	※	5年
	粉ミルク	調乳用	※	1年6ヶ月
	粉ミルク用(軟水)	配布用	※	5年
	大人用飲料水(軟水)	配布用	※	5年
	子ども用飲料水(軟水)	配布用	※	5年
	使い捨て哺乳瓶	緊急用	5箱	5年
生活必需品	紙コップ(5オンス)	調乳用	500個	
	プラスチックスプーン(耐熱で10センチ位)	調乳用	500本	
	やかん	調乳用	2個	
	サーモス ステンレスポット	調乳用	1個	
	カセットコンロ	調乳用	2台	
	携帯トイレ(1箱100回分)受入組数	トイレ	※	10年
	懐中電灯ナイトスター	振って使用 電池不使用	1個	5年
	発電機用エンジンオイル	発電機	1本	1年
	ガスボンベ(1セット3本入り)	発電機・調乳用	24セット	7年
	モーリアンヒートパック 40gセット	非常食の温め	20個	6年
	モーリアンエコポット	水の温め	3個	6年
	乾電池 単一	ランタン	100	10年
	乾電池 単三	充電式LED	20本×4パック	10年
	乾電池 単四	LED・体温計	20	10年
	超防災用ウエットティッシュ(100枚入)	手拭等	8個	2~3年
	超防災用ウエットティッシュ(20枚入)アルコール	食事等	受入組数+5個	5年
	やさしいウエットシートLサイズ(30枚)	おしりふき	受入組数+5	5年

<u>貼るカイロ(1袋 10個)</u>	<u>防寒</u>	<u>10袋</u>	<u>5年</u>
<u>段ボール仕切り(2m×2m)</u> <u>収納サイズ(約 103cm×88cm×4cm)</u>	<u>パーティション</u>	<u>受入組数</u>	<u>期限なし</u>
<u>エアマット</u> <u>備蓄用コンパクト毛布(1箱 10枚入)</u> <u>※2枚×受入組数+5枚</u>	<u>就寝用</u> <u>各家庭に配布</u>	<u>受入組数</u> <u>※</u>	<u>期限なし</u>
<u>紙パンツL (44枚入り×3袋)</u>		<u>2箱</u>	<u>期限なし</u>
<u>紙パンツM</u> <u>※17.5枚×受入組数÷58(1袋数)</u>	<u>希望サイズ</u> <u>5枚</u>	<u>※</u>	<u>期限はないが</u> <u>メーカーは3年</u>
<u>紙パンツS</u> <u>※17.5枚×受入組数÷84(1袋数)</u>	<u>希望サイズ</u> <u>5枚</u>	<u>※</u>	<u>期限はないが</u> <u>メーカーは3年</u>
<u>非常時汚物圧縮保管袋セット(5枚)</u>	<u>汚物保管用</u>	<u>1セット</u>	
<u>非常時汚物圧縮袋(補充 10枚)</u>	<u>汚物保管用</u>	<u>4セット</u>	
<u>災害用発電機</u>	<u>発電</u>	<u>1台</u>	
<u>ボックスコンテナ(43L)</u>	<u>備蓄用品入</u>	<u>5個</u>	
<u>ボックスコンテナ(13L)</u>	<u>備蓄用品入</u>	<u>1個</u>	
<u>ランタン</u>	<u>単1電池4個</u>	<u>10個</u>	
<u>LEDヘッドライト</u>	<u>単4電池3個</u>	<u>2個</u>	
<u>ソーラー充電式LEDライト ソーラーパフ</u>	<u>照明</u>	<u>5個</u>	
<u>充電式 LED ライト(単三×3)</u>	<u>照明</u>	<u>5個</u>	
<u>折り畳みポリタンク(10L)</u>	<u>給水</u>	<u>5個</u>	
<u>ブルーシート(5.4m×7.2)</u>		<u>2枚</u>	
<u>あったかポンチョ</u>	<u>職員防寒用</u>	<u>5着</u>	
<u>折り畳みヘルメット</u>	<u>建物点検用</u>	<u>2個</u>	
<u>名札(プレート)</u>	<u>保護者用</u>	<u>100枚</u>	
<u>福祉避難所開設用資機材</u>	<u>筆記用具等</u>	<u>1式</u>	
<u>医薬品</u>		<u>1式</u>	

別紙 33

【資料編】 8 備蓄関係
避難場所対策用備蓄物品

(1) 避難場所対策用備蓄物品

- ・仮設トイレ 2 基
- ・発動発電機 1 台
- ・投光器 1 台
- ・ブルーシート 20 枚

(2) 各避難場所用の備蓄保管場所と備蓄数

<u>避難場所</u>	<u>備蓄保管場所 (仮)</u>	<u>備蓄数</u>
<u>東京工業大学</u>	<u>調布地域庁舎</u>	<u>1</u>
<u>平和島地区</u>	<u>平和島</u>	<u>1</u>
<u>昭和島野球場一帯</u>	<u>森ヶ崎</u>	<u>1</u>
<u>森ヶ崎公園</u>	<u>森ヶ崎</u>	<u>1</u>
<u>東京国際空港</u>	<u>萩中公園</u>	<u>1</u>
<u>萩中公園</u>	<u>萩中公園</u>	<u>1</u>
<u>蒲田電車区一帯</u>	<u>西六郷</u>	<u>1</u>
<u>池上本門寺一帯</u>	<u>池上</u>	<u>1</u>
<u>多摩川河川敷・ガス橋一帯</u>	<u>田園調布南</u>	<u>3</u>
<u>多摩川河川敷・田園調布先一帯</u>	<u>田園調布地区および多摩川台公園</u>	<u>3</u>
<u>洗足池公園一帯</u>	<u>調布地域庁舎</u>	<u>1</u>

別紙 34

【資料編】8 備蓄関係
防災機関保有資器材

(1) 東京港建設事務所

名称	所在地	携帯用 拡声器	保安用 作業灯	救命 胴衣	救命環	ツル ハシ	スコ ップ	カケヤ	鋸
呑川 水門	大森東5-37-28先	<u>3</u>	1	2	1	5	10	1	1
南前堀 水門	東糀谷6-10-18先	<u>1</u>	2	3	2	-	-	-	-
合計		台 4	個 3	着 5	個 3	丁 5	丁 10	丁 1	丁 1

土のう 袋	砂	一輪車	バール	番線カ ッター	鉄線 #10	防水 シート	ロープ 類	釘	ハンマ ー	シノ
4,000	18	<u>3</u>	4	4	30	20	3400	4	4	4
-	-	<u>-</u>	-	-	-	-	-	-	-	-
枚 4,000	18m ³	台 3	丁 4	丁 4	kg 30	枚 20	m 3400	kg 4	4	4

(2) 関東地方整備局京浜河川事務所田園調布出張所 (令和3年4月現在)

品 名	土化 の う織	縄	シ ヨ ベル	ツ ル ハ シ	掛 矢	鋸	鉋	鎌	カ ッ タ ー	ベ ン チ
個単 称位	袋	巻	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁
数量	<u>1000</u>	<u>14</u>	<u>11</u>	<u>4</u>	<u>3</u>	<u>4</u>	<u>2</u>	<u>2</u>	<u>2</u>	<u>0</u>

(3) 東京海上保安部

品 名	数 量
オイルフェンス (B型)	200 m
油処理剤	1,000 ㍓
油吸着材	136 kg
高粘度油回収ネット	1 組

別紙 35

【資料編】 8 備蓄関係
救護所開設用資機材リスト

(令和3年8月現在)

(緊急医療救護所、軽症者救護所共通)

No.	品名	仕様	単位	数量	備考
1	テント	災害避難用中型テント 間口約5×奥行約3.5×高さ約3m	張	1	
2	クイックテント	ワンタッチオールアルミ 60秒テント サイズ3×6m、全高3.21～3.71m	張	1	軽症者救護所のみ
3	リヤカー	アルミ合金製、ノーパンクタイヤ	台	1	
4	担架	アルミ製、四つ折り伸縮担架	台	1	
5	車輪付き担架	2,560×950×670mm (使用時)	台	1	軽症者救護所のみ
6	車椅子	ジェラルミン製、ノーパンクタイヤ	台	1	
7	コードリール	コード長30m、防水型	台	1	
8	毛布	難燃アクリル織毛布	枚	10	
9	メガホン	防滴ハンド型	個	3	
10	乾電池	メガホン用、アルカリ単3 (8本入)	パック	3	
11	バルーン投光器	LEDバルーン型	台	1	
12	発電機	ガソリン式発電機	台	1	
13	ガソリン缶	レギュラーガソリン缶詰 (10×4缶入)	セット	6	
14	仮設ベッド	アルミ製、折り畳み式	台	2	
15	ロールシート	幅570mm×長さ100m	巻	2	
16	トリアージタグ	50枚×2組×5箱	枚	500	
17	ブルーシート	345cm×531cm	枚	2	
18	折りたたみコンテナ	蓋付、500	個	14	

19	手指殺菌消毒液	ポンプタイプ、1ℓ	本	1	
<u>20</u>	殺虫剤	300ml、ハエ・蚊用エアゾール	本	1	
<u>21</u>	ティッシュペーパー	5箱入	パック	1	
<u>22</u>	軍手	12双入	パック	3	
<u>23</u>	ロープ紐	ポリプロピレン製、50m巻	巻	1	
<u>24</u>	S字フック	6個入	パック	1	
<u>25</u>	咽頭鏡		本	2	
<u>26</u>	聴診器		本	2	
<u>27</u>	携帯用血圧計		個	2	
<u>28</u>	雑剪刀		本	2	
<u>29</u>	金切りバサミ		本	2	
<u>30</u>	トランシーバー	単3乾電池3本使用、連続稼働100時間	台	5	
<u>31</u>	LEDライト	単3乾電池4本使用、連続点灯12時間	本	10	
<u>32</u>	ヘッドライト	多用途LEDライト	個	20	
<u>33</u>	手回しラジオ	手回し充電式、ライト・ラジオ機能付	個	2	
<u>34</u>	差し込みベスト	4色（黄・緑・青・赤）、各5枚入	枚	20	
<u>35</u>	エボルタ乾電池	単3（LEDライト、トランシーバー用）	本	140	
<u>36</u>	エボルタ乾電池	単4（ヘッドライト用）	本	180	
<u>37</u>	非常用食糧	カレー、チキン、中華丼、各60食	食	180	
<u>38</u>	のぼり旗	白地に赤文字「救護所」	枚	1	
<u>39</u>	のぼり旗	緑地に白抜き「緑エリア」	枚	1	

40	ポール	のぼり旗用、3 m	本	2	
41	スタンド	のぼり旗用、OP スタンド	個	2	
42	簡易トイレ	100 回分、圧縮保管袋セット	セット	3	
43	メディカルクリナーボックス	鋭利物回収用、40ℓ、10 個入	箱	1	
44	筆談ボード	磁気ボード	個	2	
45	ポーチ	従事者用	個	4	
46	事務用品	文房具（ペン、用紙、テープ等）等	式	1	
47	災害用パソコン	災害時情報通信用 （災害時グループウェア使用）	台	1	
48	予備バッテリー	内蔵バッテリーパック	台	1	
49	Wi-Fi	災害時情報通信用 （災害時グループウェア使用）	台	1	
50	災害時優先携帯電話	災害時情報連絡用	台	1	

※数量は、1 救護所あたりの数

別紙 36

【資料編】9 避難関係
避難場所

番号	避難場所名	所在地	総面積 (㎡)	有効面積 (㎡)	避難計画人口 (人)	1人 当り 面積
43	東京工業大学	石川町・目黒区大岡山、緑が丘	259,195	105,030	85,880	1.22
44	平和島地区	平和島・平和の森公園・大森東	1,114,366	524,952	116,560	4.50
45	昭和島野球場一帯	昭和島	49,79	41,183	20,405	2.02
46	森ヶ崎公園	大森南	38,606	36,276	17,228	2.11
47	東京国際空港天空橋周辺	羽田空港	320,662	273,295	34,766	7.86
48	菖中公園	菖中・本羽田	175,576	123,153	83,020	1.48
49	旧蒲田電車区周辺一帯	蒲田本町・新蒲田・西六郷、 仲六郷	158,810	67,606	65,374	1.03
50	昭和島野球場一帯	池上	141,385	67,532	56,879	1.19
52	多摩川河川敷・ガス橋一帯	多摩川・矢口・下丸子・鶴の木・田園調布南・田園調布本町	372,391	353,873	227,648	1.55
187	多摩川河川敷・田園調布先一帯	田園調布世田谷区玉堤・野毛・上野毛	434,488	264,572	94,167	2.81
219	洗足池公園一帯	南千束	100,544	30,816	16,211	1.90

別紙 37

【資料編】9 避難関係
協定締結団体の補完避難所予定施設一覧

分類	施設名称	所在地
都立高校	都立大森高等学校	西蒲田 2 - 2 - 1
	都立雪谷高等学校	久が原 1 - 1 4 - 1
	都立蒲田高等学校	蒲田本町 1 - 3 0 - 1
	都立田園調布高等学校	田園調布南 2 7 - 1
	都立六郷工科高等学校	東六郷 2 - 1 8 - 2
	都立つばさ総合高等学校	本羽田 3 - 1 1 - 5
	都立美原高等学校	大森東 1 - 3 3 - 1
私立高校	東京朝鮮第六幼初級学校	千鳥 2 - 3 - 1 5
	蒲田女子高等学校	羽田 1 - 4 - 1
	日体荏原高等学校	池上 8 - 2 6 - 1
	東京高等学校	鶉の木 2 - 3 9 - 1
	大森学園高等学校	大森西 3 - 2 - 1 2
一般企業	キャノン株式会社	下丸子 3 - 3 0 - 2
	株式会社リコー	中馬込 1 - 3 - 6
	ヤマト運輸株式会社 (クロノゲート)	羽田旭町 1 1 - 1

別紙 38

【資料編】9 避難関係
帰宅困難者一時滞在施設

	施設名	所在地
大田区指定	区民ホールアブリコ	大田区蒲田五丁目 37-3
	産業プラザP i O	大田区南蒲田一丁目 20-20
	大田区総合体育館	大田区東蒲田一丁目 11-1
	京急開発株式会社	大田区平和島一丁目 1-1
	株式会社東京流通センター	大田区平和島六丁目 1-1
	プラウドシティ蒲田住宅管理組合 (プラウドシティ蒲田)	大田区蒲田四丁目 10-14
	片柳学園 (日本工学院専門学校)	大田区西蒲田五丁目 23-22
東京都指定	産業技術開発センター城南支所	大田区南蒲田一丁目 20-20
	大田桜台高等学校	大田区中馬込三丁目 11-10
	大田市場	大田区東海三丁目 2-1
	京浜島勤労者厚生会館	大田区京浜島二丁目 9-1
	<u>大井ふ頭中央海浜公園ホッケー競技場</u>	<u>品川区八潮四丁目 1-19、 大田区東海一丁目 2-1</u>

別紙 39

【資料編】10 障害物除去・輸送関係
道路障害物除去路線図

現在修正中

別紙 40

【資料編】10 障害物除去・輸送関係
協定団体保有重機一覧

単位：台 (令和3年7月現在)

保有重機 協定団体	バックホ ー 0.2m3以 上	バックホー 0.2m3 未満	ホイ ローダー	トラッ ク クレー ン 4t以 上	トラッ ク クレー ン 4t未 満	ダン プカ ー 4t未 満	ダン プカ ー 4t以 上
大田建設協会	8	27	5	2	18	96	20
大田造園協会	1	1	0	0	6	27	0
合計	19	24	8	16	10	105	29

別紙 41

【資料編】10 障害物除去・輸送関係
区保有車両一覧

(令和3年8月現在)

部 名	乗用車 (ステーショ ンワゴン含)	ライトバン	ワンボック ス	キャブ オーバ (小	軽自動車	特殊 車両		マイ クロ バス
災対企画経営部	2	1						
災対総務部	11	1	3		6	1		
災対地域力推進部			1					
災対観光・国際都市	1		3					
災対区民部								
災対産業経済部	1				1			
災対福祉部	1	2			1			
災対健康政策部	1	1	1		5			
災対こども家庭部		1	1					
災対まちづくり推進	1	1			1			
災対都市基盤整備部	14	3		2	5	3		
災対環境清掃部	3		1	9	26	10		
災対教育総務部	2			2	1			
合計	37	10	10	13	46	14		

※リース車両を含み、都外登録車両を除く。

別紙 42

【資料編】10 障害物除去・輸送関係
災害時収集・運搬等作業車両体制

(令和3年4月現在)

(1) ごみ収集車

蒲田清掃事務所	小型プレス車			新大型特殊車	計
	CNG	LPG	軽油	軽油	
	1	0	8	0	9

※合計25台には、予備車両10台（小型プレス車9台、新大型特殊車1台）を含む。

※CNG；天然ガス

※LPG；液化石油ガス

別紙 43

【資料編】10 障害物除去・輸送関係
災害時収集・運搬等作業車両体制

(2) 軽・小型貨物車

	軽小型 平ボディー車	軽小型 ダンプ車	軽1BOX車	乗用車	計
大森清掃事務所	7	2	2	1	12
調布清掃事務所	8	1	1	1	11
蒲田清掃事務所	6	4	2	1	13
計	21	7	5	3	36

別紙 44

【資料編】10 障害物除去・輸送関係
災害応急活動従事車両

(令和3年4月現在)

部名	課名	台数	備考
災対企画経営部	施設整備課	3	
災対総務部	経理管財課	<u>11</u>	
	防災危機管理課	6	
災対地域力推進部	<u>地域力推進課</u>	<u>1</u>	
災対観光・国際都市部	<u>文化振興課</u>	1	
	郷土博物館	2	
	<u>スポーツ推進課</u>	<u>1</u>	
災対区民部		0	
災対産業経済部	産業振興課	1	
災対福祉部	調布地域福祉課	1	
	蒲田地域福祉課	1	
	大田区立くすのき園	3	
	大田区立うめのき園（障害福祉課）	2	
	大田区立久が原福祉園（障害福祉課）	2	
	大田区立新井宿福祉園（障害福祉課）	1	
	大田区立池上福祉園（障害福祉課）	1	
	大田区立はぎなか園（障害福祉課）	<u>4</u>	
	大田区立しいのき園（障害福祉課）	2	
	大田福祉作業所（障害福祉課）	1	
	つばさホーム前の浦（障害福祉課）	1	
	障がい者総合サポートセンター	1	
災対健康政策部	健康医療政策課	<u>5</u>	協定団体 <u>4</u> 台登録済
	感染症対策課	1	
	生活衛生課	5	
災対こども家庭部	子育て支援課	2	
災対まちづくり推進部	建築調整課	<u>1</u>	
	<u>都市計画課</u>	<u>1</u>	
	<u>防災まちづくり課</u>	<u>1</u>	
災対都市基盤整備部	都市基盤管理課	<u>5</u>	
	道路課	<u>4</u>	
	<u>公園課</u>	<u>2</u>	
	建設工事課	4	
	地域基盤整備第一課	<u>4</u>	
	地域基盤整備第一課	<u>4</u>	
	地域基盤整備第二課	<u>5</u>	
地域基盤整備第三課	<u>4</u>		
災対環境清掃部	<u>清掃事業課</u>	2	
	大森清掃事務所	<u>11</u>	
	調布清掃事務所	<u>11</u>	
	蒲田清掃事務所	<u>11</u>	

	多摩川清掃事業所	<u>9</u>	
災対教育総務部	教育総務課	3	
	指導課	2	
合計		<u>139</u>	

別紙 45

【資料編】10 障害物除去・輸送関係
協定団体所有台数の現況

(令和3年3月現在)

団体名	所在地	電話	加入店 社 数	所 有 台 数		
				普通車	小 型	計
一般社団法人 東京都トラック協会 大田支部	平和島 5-11-1	3766-3261	<u>240</u>	<u>3,128</u>	<u>1,678</u> (内 軽 112)	<u>4,806</u>
城南運送事業協同組 合	〃	3765-0151	<u>6.9</u>	<u>1,720</u>	<u>316</u>	<u>2,036</u>

別紙 46

【資料編】10 障害物除去・輸送関係
バス事業者

機関名	内 容		
東 急 バ ス (株)	1 災害復旧後（道路状態を含む）直ちに運行開始する。 2 災害の応急対策として、車両（バス）を提供する。		
	連 絡 先		
	所 在 地	電 話	氏 名
	中央 7-1-1	3752-2381	池 上 営 業 所 長
京 浜 急 行 バ ス (株)	人員輸送に対し、車両(バス)を災害の応急対策として提供する。		
	連 絡 先		
	所 在 地	電 話	氏 名
	<u>羽田 4-1-1</u> (羽田営業所)	<u>9018</u> (3743)- <u>4257</u>	羽 田 営 業 所 長
	平和島 4-1-18 (大森営業所)	0301 (3765)- 0302	大 森 営 業 所 長
	1 交通及び通信施設応急対策計画 災害復旧後（道路状態を含む）直ちに運行開始する。 2 交通及び通信施設復旧計画 大災害の場合車両破損の時は修理完工次第運行開始する。		

別紙 47

【資料編】10 障害物除去・輸送関係
災害時臨時離着陸場候補地一覧（ヘリポート）

	施設名	所在地	確保面積	現況	備考
1	大田区立平和島公園運動場	平和島 4-2-2	12,100	グラウンド (公共等)	大森赤十字病院
2	都立大井埠頭中央海浜公園第2球戯場	東海 1-4	9,100	野球場	
3	京浜島防災広場運動場	京浜島 2-10	4,500	グラウンド (公共等)	
4	多摩川丸子橋緑地少年野球場	田園調布本町 31 多摩川左岸	900	河川敷 (野球場)	
5	多摩川緑地サッカー場	西六郷 4-38 先 多摩川左岸	7,500	河川敷 (サッカー場)	
6	多摩川緑地野球場 (西六郷 4 丁目)	西六郷 4-38 先 多摩川左岸	2,500	河川敷 (野球場)	
7	多摩川ガス橋緑地少年サッカー場 (下丸子 3 丁目)	下丸子 3-30 先 多摩川左岸	3,750	河川敷 (サッカー場)	
8	多摩川ガス橋緑地少年野球場 (下丸子 2 丁目)	下丸子 2-13 先 多摩川左岸	900	河川敷 (野球場)	
9	荏原病院ヘリポート	東雪谷 4-5-10	289		荏原病院
10	多摩川緑地広場硬式野球場 A 面 (旧巨人軍グラウンド)	田園調布 4-44 多摩川左岸	10,000	河川敷 (野球場)	
11	多摩川大師橋緑地野球場	本羽田 2-14 先	2,500	河川敷 (野球場)	
12	区民広場 (西六郷 3 丁目)	西六郷 3-13 先 多摩川左岸	45,000	河川敷	池上総合病院
13	大田スタジアム	東海 1-2-10		野球場	東邦大学医療センター大森病院
14	萩中公園野球場	萩中 3-25-46	4,900	野球場	
15	多摩川六郷橋緑地野球場	東六郷 3-25 先 多摩川左岸	2,500	河川敷	
16	多摩川田園調布緑地サッカー場	田園調布 5-54 先 多摩川左岸	6,000	河川敷 (サッカー場)	
17	大田区立東調布公園野球場	南雪谷 5-13-1	6,084	野球場	
18	多摩川大橋緑地	多摩川 2-30 多摩川左岸	1,500	河川敷	
19	東京国際空港	羽田空港 3-3-1		空港	
20	大田桜台高校グラウンド	中馬込 3-11-10		高校グラウンド	
21	東糞谷防災公園	東糞谷 4-5-1	2,500	公園	

別紙 48

【資料編】10 障害物除去・輸送関係
防災船着場一覧

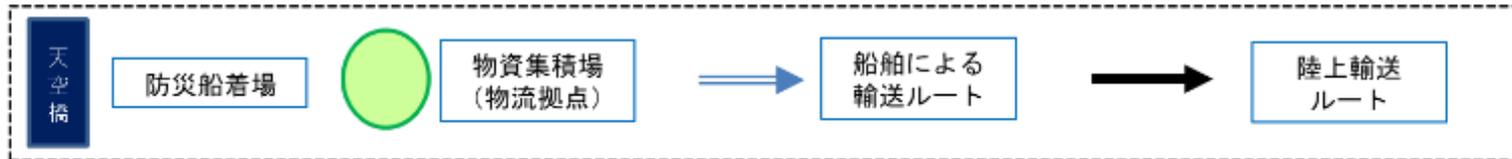
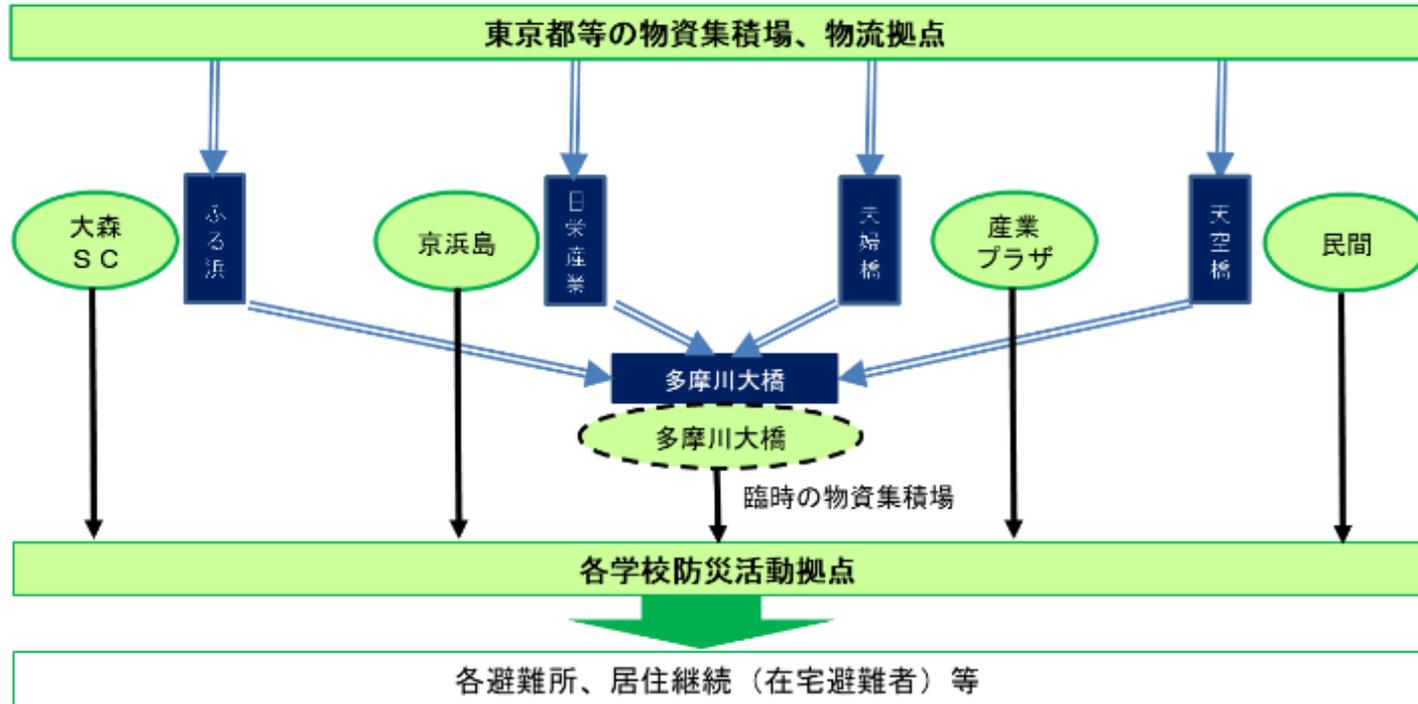
河川・運河名	接岸可能地点	最低水深	接岸船舶限界(トン/m)
多摩川	多摩川二丁目 16 番地先	2.0m	500 トン
	羽田二丁目 32 番地地先	2.0m	艇長 15m まで
呑川	東糀谷六丁目 1 番地先 ・大森南五丁目 4 番地先 (旭橋際)	1.0m	150 トン
	南蒲田一丁目 4 番地先 (夫婦橋親水公園)	1.0m	150 トン
	大森南一丁目 24 番 6 号先 (大森南一丁目公園)	計画中	
海老取川	羽田空港一丁目 1 番 2 号 (羽田空港天空橋船着場)	2.0m	艇長 20m まで
	<u>羽田空港 1 丁目</u>	<u>計画中</u>	<u>計画中</u>
平和島運河	平和の森公園 1 番地先 (水面管理防災施設)	2.5m	150 トン
	ふるさとの浜辺公園一丁目 2 番号 (大森ふるさとの浜辺公園船着場)	2.5m	150 トン
	<u>大森南 4 丁目</u>	<u>計画中</u>	<u>計画中</u>
<u>京浜運河</u>	<u>平和島 6 丁目</u>	<u>計画中</u>	<u>計画中</u>

【資料編】10 障害物除去・輸送関係
水上輸送のネットワーク計画



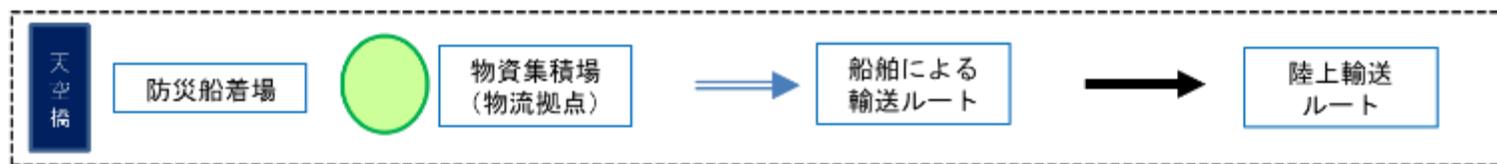
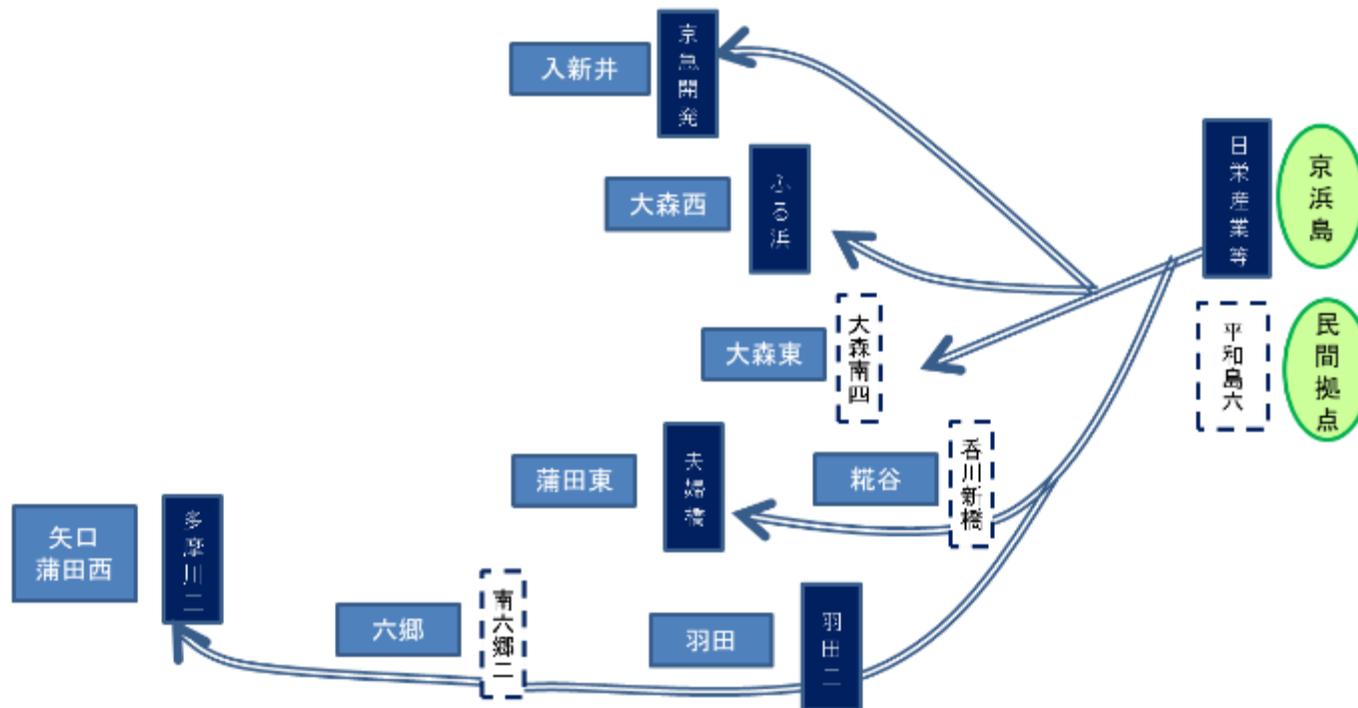
水上輸送ルート① (幹線輸送を補完する救援物資の輸送)

- 水上輸送ルートを使用する要件：陸上輸送では、通行止めや渋滞により、水上輸送よりも時間がかかる場合



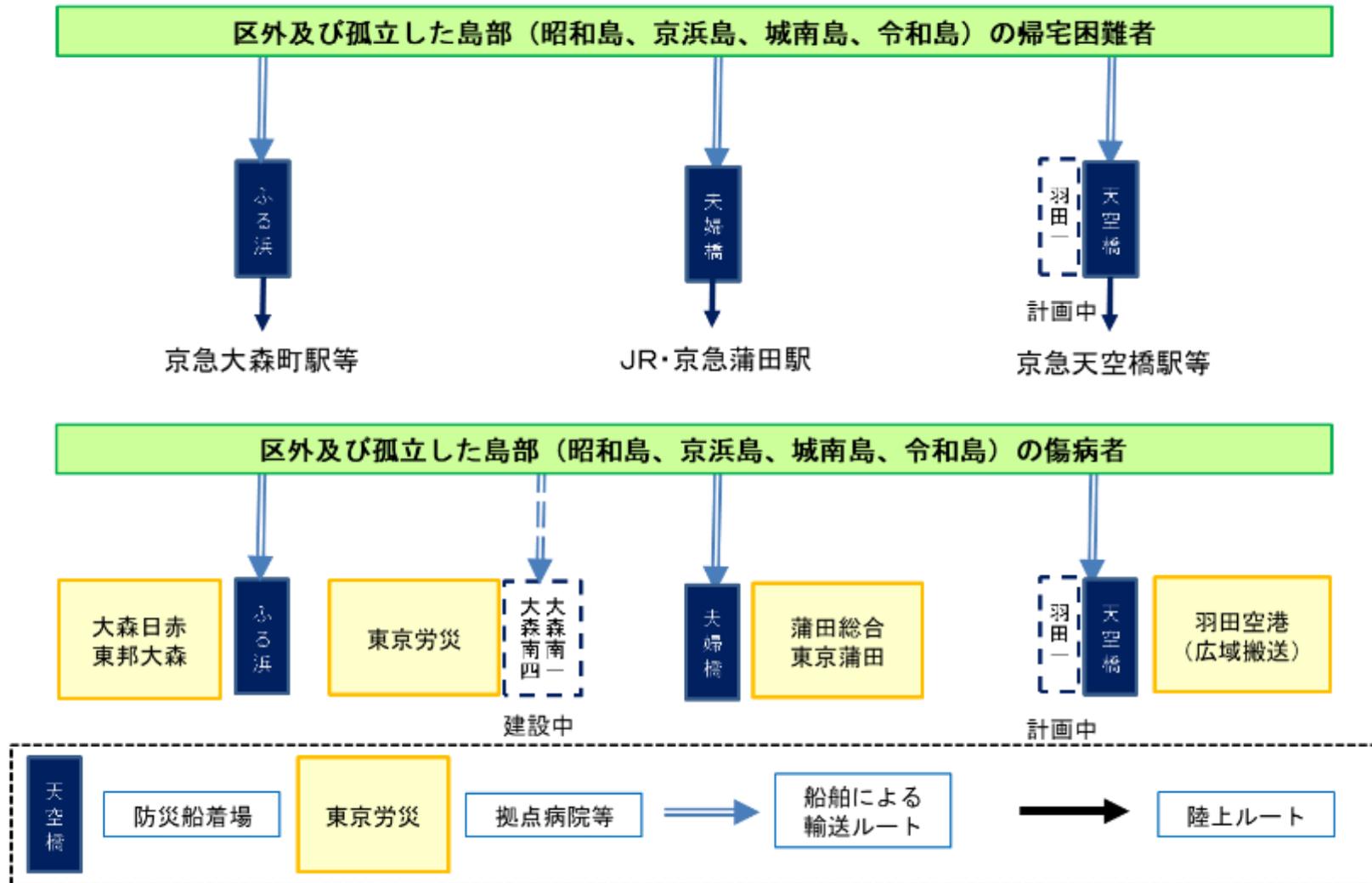
水上輸送ルート②（臨海部への救援物資の輸送）

- 水上輸送ルートを使用する要件：臨海部の地区内の道路の被害が大きく、車両による輸送が困難な場合

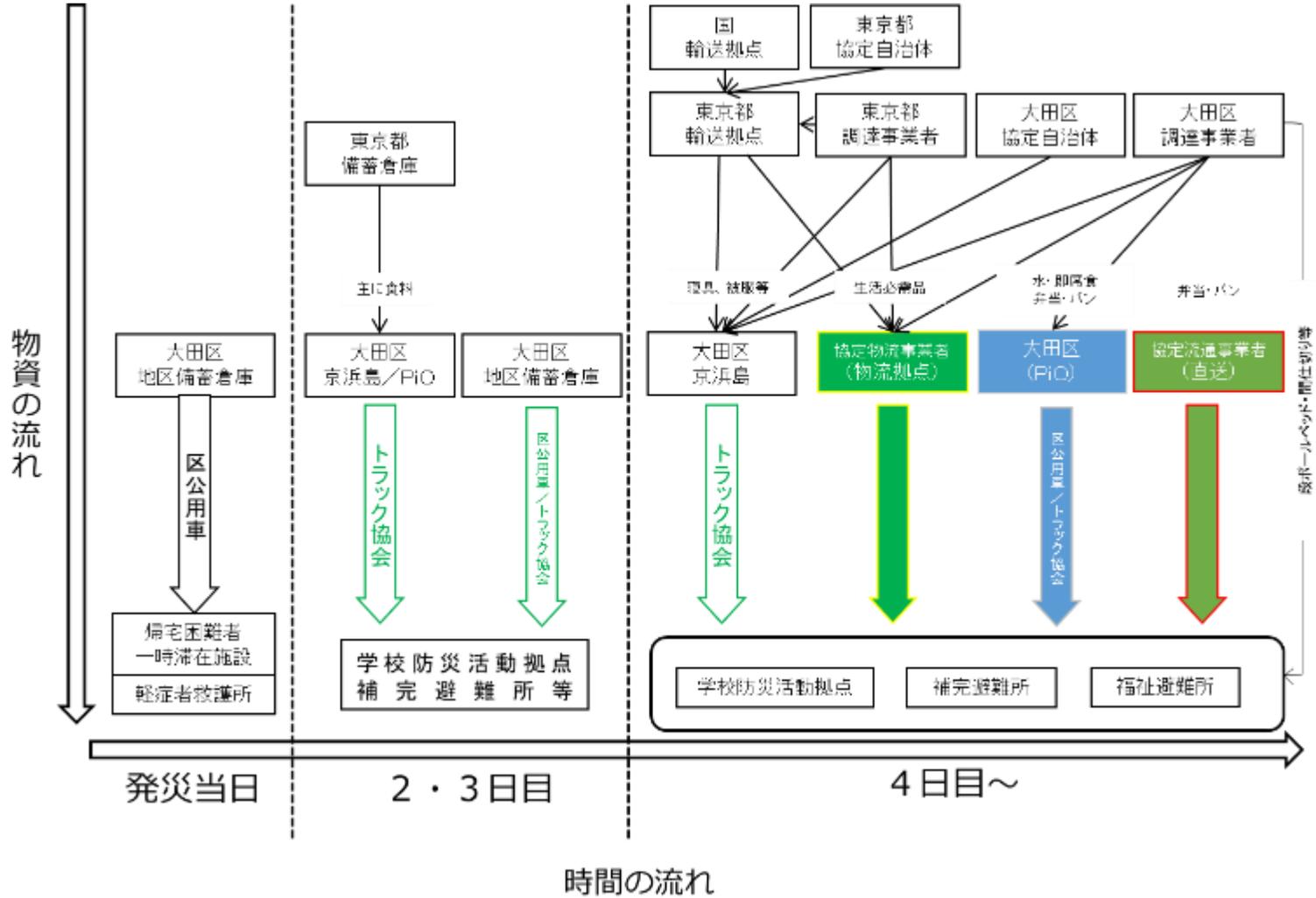


水上輸送ルート③ (帰宅困難者や傷病者の輸送)

- 水上輸送ルートを使用する要件：落橋等による島部の孤立、傷病者を救急車やヘリで搬送ができない場合



【資料編】10 障害物除去・輸送関係
大田区災害時物資輸送計画の基本構想



別紙 51

【資料編】12 租税等の徴収猶予及び減免等
住宅金融支援機構による災害復興住宅融資

令和3年9月1日現在

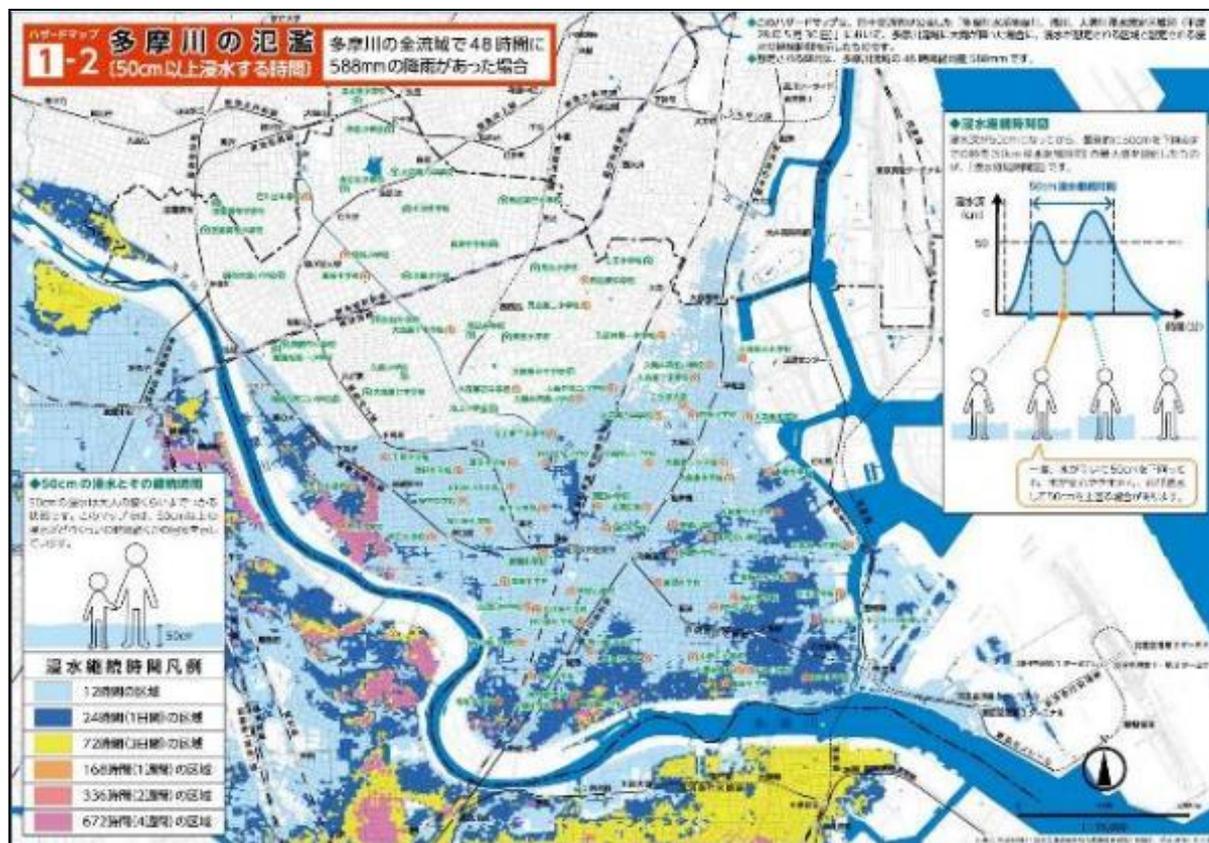
貸付対象	貸付金額	貸付条件			
<p>1. 自然災害等により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で地方公共団体から「<u>り災証明書</u>」の発行を受け、自ら居住する又は他人(親族等)に無償で貸すための住宅を建設、購入若しくは補修する場合。</p> <p>(1) 建設・購入資金 住宅に「<u>全壊</u>」等の被害が生じた場合</p> <p>(2) 補修資金 住宅に被害が生じた場合</p> <p>2. <u>り災した親(満60歳以上の父母又は祖父母等)が「り災証明書」の発行を受け、その親が住むための住宅を建設、購入又は補修する場合。</u> 融資の内容は、1.と同じ。</p>	<p>1. 建設資金 土地を取得する場合 3,700万円 土地を取得しない場合 2,700万円</p> <p>2. 購入資金 3,700万円</p> <p>3. 補修資金 1,200万円</p> <p>注：被災親族同居の場合は上表の額に640万円が加算される(補修の場合を除く)。被災親族同居とは、借入申込時において、申込本人と親族の関係にある方が被災し、かつ、新たに建設された住宅に申込本人と同居する場合をいう。</p>	<p>1. 金利(令和3年9月) 年0.74%(新機構団体信用生命保険に加入する場合) ※金利は加入する団体信用生命保険等によって異なる。金利は毎月見直す。</p> <p>2. 返済期間 (1)建設及び購入資金 35年以内 (2)補修資金 20年以内 ※完済時年齢の上限は、80歳</p> <p>3. 元金据置期間 (1)建設又は購入資金 3年間 (2)補修資金 1年間</p> <p>4. 返済方法 (1)元利均等毎月払い (2)元金均等毎月払い ※融資額の10分の4以内でボーナス払いの併用が可能</p> <p>5. 担保 建物と敷地に原則として第1順位の抵当権を設定 ※ただし、融資金額が300万円以下の場合は無担保</p> <p>6. 総返済負担率 年収に占めるすべての借入れの年間合計返済額の割合(総返済負担額)が以下の基準を満たす方</p> <table border="1" data-bbox="1061 1241 1420 1331"> <tr> <td>年収</td> <td>400万円未満</td> <td>400万円以上</td> </tr> </table>	年収	400万円未満	400万円以上
年収	400万円未満	400万円以上			

		<table border="1"> <tr> <td><u>基準</u></td> <td><u>30%以下</u></td> <td><u>35%以下</u></td> </tr> </table> <p><u>7. 融資住宅の基準</u> <u>築年数の制限なし。</u></p> <p><u>中古住宅購入の場合は、購入する住宅の築年数に応じ、機構の定める耐震性や劣化状況の基準に適合する住宅であること</u></p>	<u>基準</u>	<u>30%以下</u>	<u>35%以下</u>
<u>基準</u>	<u>30%以下</u>	<u>35%以下</u>			

(注) 融資内容等の問い合わせは、住宅金融支援機構お客さまコールセンター（災害専用ダイヤル）0120-086-353(通話無料)まで。

【資料編】14 風水害対策等

区内の浸水想定区域図及び浸水予想区域図（ハザードマップ・想定最大規模）
 浸水継続時間（多摩川）



【資料編】14 風水害対策等

区内の浸水想定区域図及び浸水予想区域図（ハザードマップ・想定最大規模）

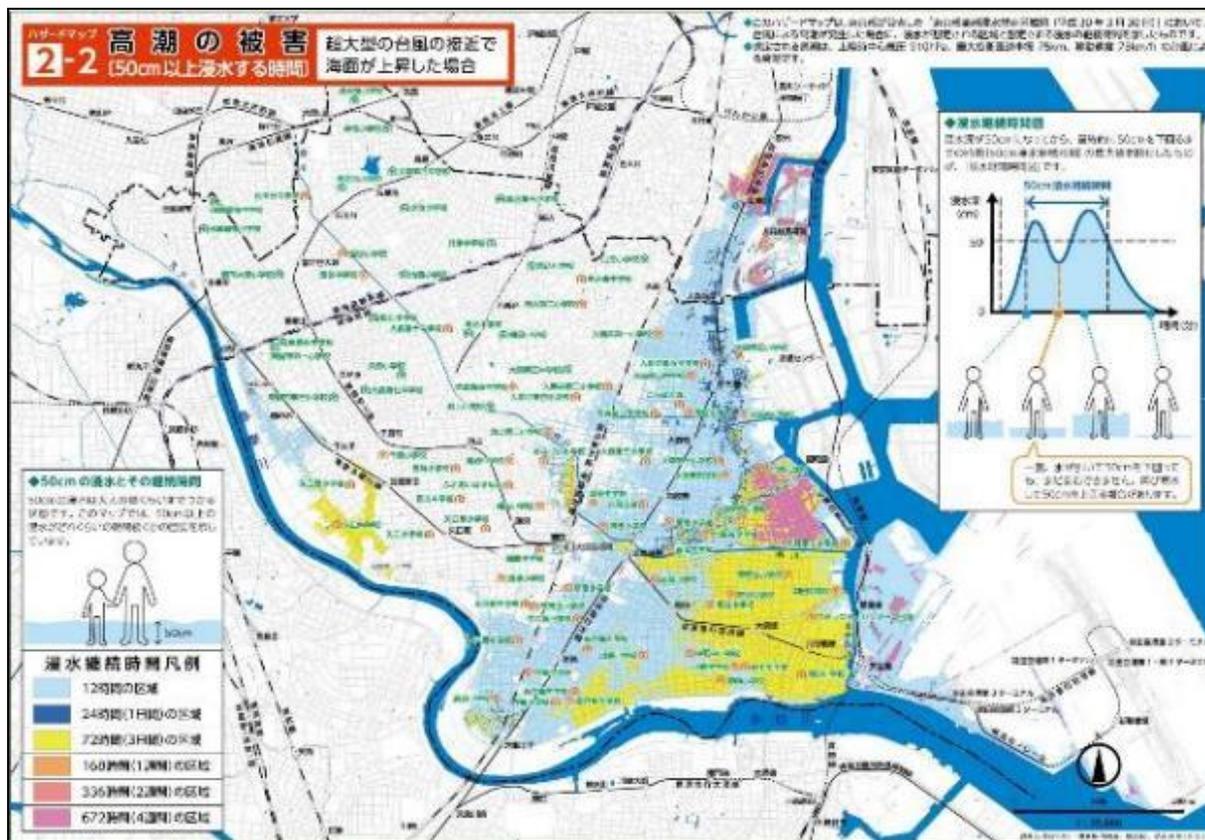
浸水想定区域図（高潮）



【資料編】14 風水害対策等

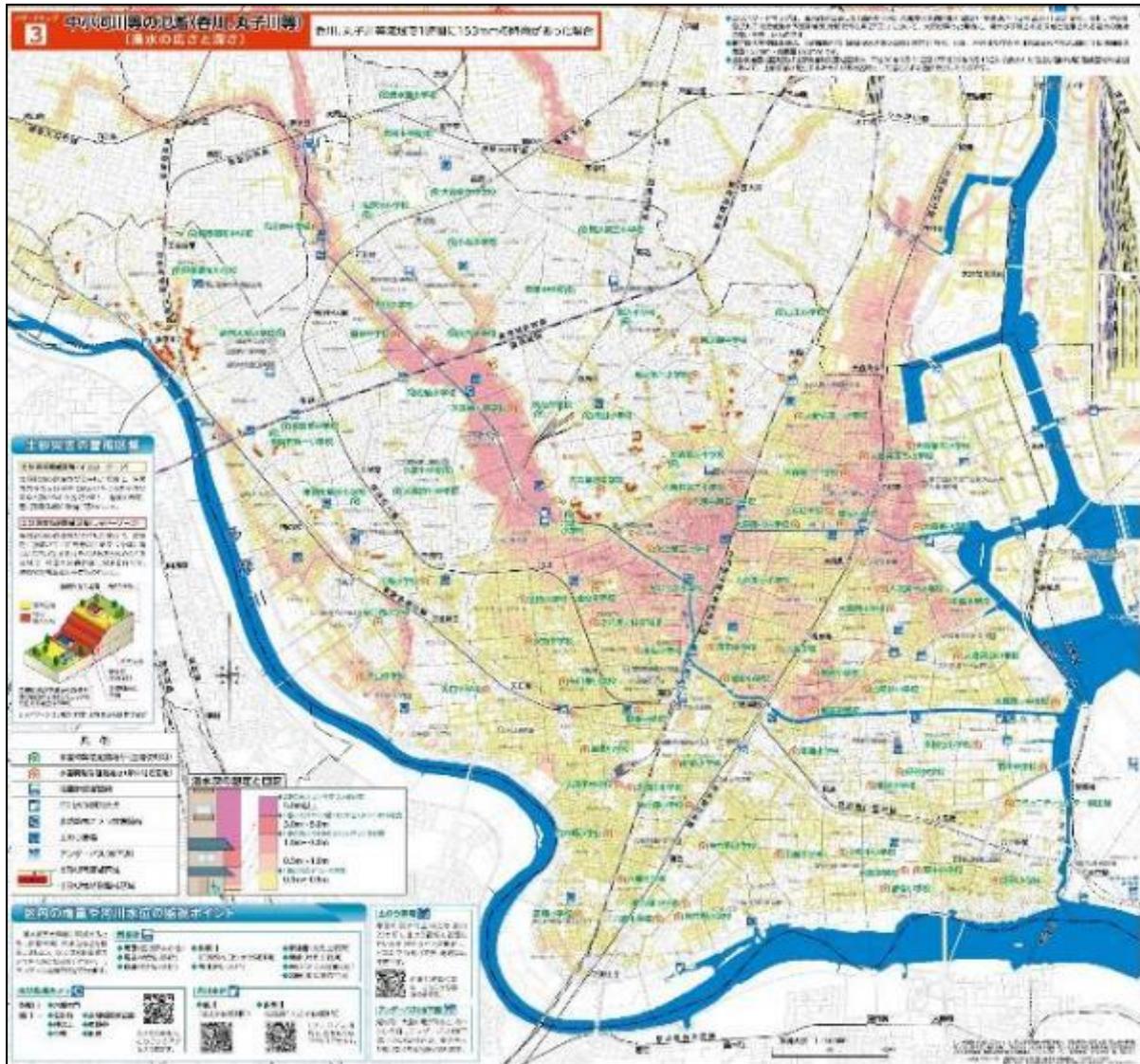
区内の浸水想定区域図及び浸水予想区域図（ハザードマップ・想定最大規模）

浸水継続時間（高潮）



【資料編】14 風水害対策等

区内の浸水想定区域図及び浸水予想区域図（ハザードマップ・想定最大規模）
浸水予想区域図（中小河川・内水氾濫）



別紙 57

【資料編】14 風水害対策等

区内の浸水想定区域図及び浸水予想区域図（ハザードマップ・想定最大規模）
水防態勢における各部の配備態勢等

連 絡 態 勢		
配備態勢	水防指揮本部員は、常時連絡が取れ直ちに出勤できるよう自宅等で待機する。 監視態勢に移行する可能性が高い場合等、都市基盤整備部長は必要な連絡要員を配置することができる。	
内容	1 情報の収集・連絡 2 監視態勢への移行準備	
監 視 態 勢		
配備態勢	都市基盤整備部	都市基盤管理課、各地域基盤整備課、各地域基盤整備事務所
	総務部	防災危機管理課
	地域力推進部	地域力推進課、各特別出張所
	まちづくり推進部	都市計画課、防災まちづくり課、都市開発課、建築調整課 建築審査課（状況に応じた人員配置）
	企画経営部	広聴広報課
態勢内容	1 気象情報の収集、連絡 2 河川水位の監視、河川増水時対応の準備、連絡調整 3 水防資機材の準備 4 水防活動の実施（消防機関の出動要請） 5 水防一次態勢移行の準備	
水防一次態勢		
配備態勢	都市基盤整備部	都市基盤管理課、各地域基盤整備課、（各地域基盤整備事務所）、 道路公園課、建設工事課
	総務部	防災危機管理課
	まちづくり推進部	都市計画課、防災まちづくり課、建築調整課 建築審査課（状況に応じた人員配置）
	地域力推進部	地域力推進課、各特別出張所 状況に応じた人員配置
	企画経営部	広聴広報課
	健康政策部	生活衛生課 状況に応じた人員配置
	福祉部	福祉管理課、障害福祉課、高齢福祉課、介護保険課 各地域福祉課、各生活福祉課 状況に応じた人員配置
	教育総務部	状況に応じた人員配置
	こども家庭部	子育て支援課、保育サービス課 状況に応じた人員配置
態勢内容	1 気象情報の収集、連絡	

	2 河川水位の監視、河川増水時の対応等 3 初動態勢の整備 4 水防活動の実施（消防機関の出動要請） <u>5</u> 水防二次態勢への移行準備 <u>6</u> 所管施設の点検及び管内のパトロール <u>7</u> 河川等への水防工法	
水防二次態勢		
配備態勢	都市基盤整備部	都市基盤管理課、各地域基盤整備課、道路課、公園課、建設工事課
	総務部	防災危機管理課
	まちづくり推進部	都市計画課、防災まちづくり課、建築調整課 建築審査課（状況に応じた人員配置）
	地域力推進部	地域力推進課、各特別出張所
	福祉部	福祉管理課、障害福祉課、高齢福祉課、介護保険課 各地域福祉課・各生活福祉課 状況に応じた人員配置
	健康政策部	健康医療政策課、生活衛生課、各地域健康課 状況に応じた人員配置
	企画経営部	広聴広報課
	教育総務部	状況に応じた人員配置
	こども家庭部	子育て支援課、保育サービス課 状況に応じた人員配置
	観光・国際都市部	状況に応じた人員配置
	区民部	状況に応じた人員配置
	その他の部・課	災害対策本部態勢への移行準備要員配置
態勢内容	1 気象情報の収集、連絡 2 河川水位の監視、河川増水時の対応等 3 初動態勢の準備 4 水防活動の実施（消防機関の出動要請） 5 警戒レベル3以上の発令準備、発令 6 災害対策本部態勢への移行準備 7 所管施設の点検及び管内のパトロール 8 河川等への水防工法	

別紙 58

【資料編】14 風水害対策等

区内の浸水想定区域図及び浸水予想区域図（ハザードマップ・想定最大規模）

水防倉庫の現況

【都市基盤整備部】

河川名	倉庫名	使用面積 (のべ床面積)	担当管理課	管理責任者	倉庫所在地
内川 呑川	防災機材センター	60.0 m ²	地域基盤整備第一課	管理係	大田区京浜島 3-5-8
多摩川 呑川	鶉の木水防倉庫	104.5 m ²	地域基盤整備第三課	管理係	大田区鶉の木 3-33-12
多摩川 呑川	上池台三丁目公園水防倉庫	4.7 m ²			大田区上池台 3-16-15
多摩川 丸子川	田園調布水防倉庫 (上沼部排水樋門倉庫)	8.5 m ²			大田区田園調布 5-56
多摩川 呑川 海老取川	萩中公園水防倉庫	10.0 m ²	地域基盤整備第二課	管理係	大田区萩中 3-26-46
上池台三丁目公園水防倉庫は、地元町会と兼用している。					
<u>多摩川 呑川</u>	<u>仲六郷水防資 機材センター</u>	<u>266.0 m²</u>	<u>都市基盤管理課</u>	<u>計画調 整担当</u>	<u>大田区仲六郷 3-19</u>

別紙 59

【資料編】14 風水害対策等

区内の浸水想定区域図及び浸水予想区域図（ハザードマップ・想定最大規模）

水防用土砂置場調書

【都市基盤整備部 総務部】

（令和3年7月26日現在）

置 場 名	所 在 地	土のう数量	土砂数量	手持・採取別	適 用
1 平和島倉庫	平和島 4-2 (平和島陸橋下)	1,200 袋		手持	
2 鶉の木水防倉庫	鶉の木 3-33-12	300 袋	4 m ³	〃	
3 六間掘資材置場	羽田 4-8	2,678 袋	20 m ³	〃	
4 防災機材センター	京浜島 3-5-8		20 m ³	〃	
<u>5 仲六郷水防資機 材センター</u>	<u>仲六郷 3-19-12</u>	<u>1,000 袋</u>	<u>60 m³</u>	〃	
計		4,178 袋	20 m ³		

別紙 60

【資料編】14 風水害対策等

(2) 重要水防箇所一覧及び想定される水防工法

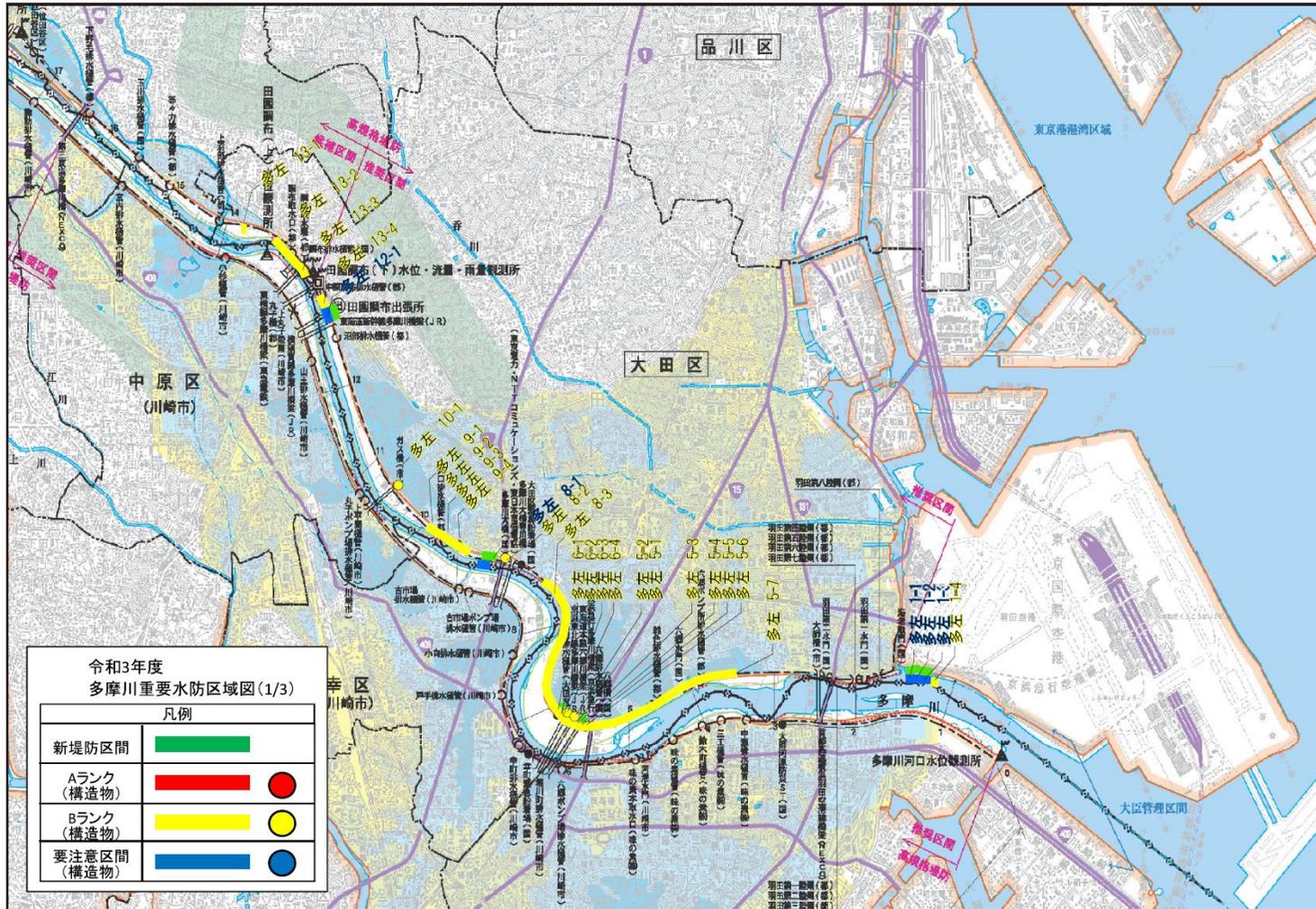
(令和3年4月現在)

対象 番号	重要度		左右 岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	想定される 水防工法
	種別	階級		地先名	軒杭位置			
13-1	越水(溢水)	B	左	田園調布1丁目	13.8k 13.6k	288.4	計算水位と現況堤防高の 差が余裕高未満	積み土の う
13-2	水衝洗堀	B	左	田園調布1丁目	13.4k 13.0k +150m	316.5	堤防前面の洗堀のおそれ がある箇所	木流し
13-3	水衝洗堀	B	左	田園調布本町	13.0k +150m 13.0k +60m	125.7	堤防前面の洗堀のおそれ がある箇所	木流し
13-4	水衝洗堀	B	左	田園調布本町	13.0k +37 m 12.8k +6m	263.4	堤防前面の洗堀のおそれ がある箇所	木流し
12-1	新堤防	要注	左	田園調布本町	12.8k +6m 12.6k +144 m	70.3	新堤防で築造後3年以内 の箇所 (R1 多摩川左岸矢口築 堤護岸他工事 R2.7 完 成)	シート張 り
10-1	工作物	B	左	下丸子3丁目	10.4k +56m	1箇 所	計画水位と桁下高の差が 余裕高未満(瓦斯橋)	
9-1	堤体漏水	B	左	下丸子2丁目	9.8k +100m 9.6k +100m	193.5	堤体の変状の生じるおそれ がある箇所	シート張 り
9-2	堤体漏水	B	左	下丸子2丁目	9.6k +100m 9.4k +100m	230.0	堤体の変状の生じるおそれ がある箇所	シート張 り
9-3	堤体漏水 旧川跡	B 要注	左	下丸子2丁目	9.4k +100m 9.4k +20m	64.2	堤体の変状の生じるおそれ がある箇所 旧川跡	シート張 り 釜段工 法
9-4	堤体漏水	B	左	矢口3丁目	9.4k +20m 8.8k +100m	423.2	堤体の変状の生じるおそれ がある箇所	シート張 り
8-1	新堤防	要注	左	矢口3丁目	8.6k +64m 8.4k +141 m	156.5	新堤防で築造後3年以内 の箇所 (R1 多摩川左岸矢口築 堤護岸他工事 R2.7 完 成)	シート張 り
8-2	工作物	B	左	多摩川2丁目	8.4k +191m	1箇 所	計算水位と桁下高の差が 余裕高未満(多摩川大 橋)	
8-3	越水(溢水)	B	左	多摩川2丁目	8.2k +150 m 6.2k +78m	1931. 0	計算水位と現況堤防高の 差が余裕高未満	積み土の う
6-1	越水(溢水) 新堤防	B 要注	左	西六郷4丁目	6.2k +78m 6.2k -52m	150.0	計算水位と現況堤防高の 差が余裕高未満 新堤防で築造後3年以内 の箇所 (H29 多摩川榎一丁目築 堤護岸工事 H30.5 完成)	積み土の う シート張 り
6-2	越水(溢水)	B	左	西六郷4丁目	6.2k -52m 6.0k +100m	25.0	計算水位と現況堤防高の 差が余裕高未満	積み土の う
6-3	(重点) 越水(溢水)	B	左	西六郷4丁目	6.0k +100m 5.8k +150m	73.6	氾濫危険水位設定箇所 (田園調布(上)観測所) 大田区に氾濫被害を発生 させる危険箇所 計算水位と現況堤防高の 差が余裕高未満	積み土の う

6-4	工作物	B	左	仲六郷4丁目	6.0k +18m	1 箇所	計算水位と <u>桁下高</u> の差が 余裕高未満 (京浜東北線多摩川橋)	
5-1	越水(溢水)	B	左	西六郷4丁目	5.8k +150m 5.8k +100m	24.8	計算水位と現況堤防高の 差が余裕高未満	<u>積み土の う</u>
5-2	工作物	B	左	仲六郷4丁目	5.8k +194m	1 箇所	計算水位と <u>桁下高</u> の差が 余裕高未満 (東海道本線多摩川橋 梁)	
5-3	越水(溢水)	B	左	仲六郷4丁目	5.8k +100m 5.8k +70m	14.9	計算水位と現況堤防高の 差が余裕高未満	<u>積み土の う</u>
5-4	越水(溢水) 新堤防	B 要注	左	仲六郷4丁目	5.8k +70m 5.8k +25m	22.3	計算水位と現況堤防高の 差が余裕高未満 新堤防で築造後3年以内 の箇所 (H29.多摩川東古市場築 堤護岸工事 H30.7 完成)	<u>積み土の う シート張 り</u>
5-5	越水(溢水) 堤防高	B 要注	左	仲六郷4丁目	5.8k +25m 5.8k +20m	2.5	計算水位と現況堤防高の 差が余裕高未満 新堤防で築造後3年以内 の箇所 (H29.多摩川東古市場築 堤護岸工事 H30.7 完成)	<u>積み土の う シート張 り</u>
5-6	越水(溢水)	B	左	仲六郷4丁目	5.8k +20m 5.6k +175m	20.1	計算水位と現況堤防高の 差が余裕高未満	<u>積み土のう</u>
5-7	越水(溢水)	B	左	東六郷3丁目	5.6k +175m 3.4k +75m	2161. 0	計算水位と現況堤防高の 差が余裕高未満	<u>積み土の う</u>
1-1	新堤防	要注	左	羽田空港2丁 目	1.4k + <u>75m</u> <u>1.3k +36m</u>	<u>186.3</u>	新堤防で築造後3年以内 の箇所 (R1 多摩川左岸羽田空 港築高潮堤防工事)	<u>シート張 り</u>
1-2	新堤防	要注	左	羽田空港2丁 目	<u>1.3k +36m</u> <u>1.2k +49m</u>	<u>129.8</u>	新堤防で築造後3年以内 の箇所 (R1 多摩川左岸羽田上 流高潮堤防工事 R3.1 完成)	<u>シート張 り</u>
1-3	新堤防	要注	左	羽田空港2丁 目	<u>1.2k +49m</u> <u>1.1k +41m</u>	<u>103.7</u>	新堤防で築造後3年以内 の箇所 (R1 多摩川左岸羽田上 流高潮堤防工事 R3.1 完成)	<u>シート張 り</u>
1-4	越水(溢水)	B	左	羽田空港2丁 目	1.1k +41m 1.1k	41.0	計算水位と現況堤防高の 差が余裕高未満	<u>積み土の う</u>

【資料編】14 風水害対策等

(3)重要水防箇所図(令和3年度 洪水対策計画書「多摩川重要水防区域図」より大田区部分抜粋)



別紙 62

【資料編】14 風水害対策等
12-1 水門・堰堤等

【京浜河川事務所、水道局支所、下水道局事務所、都市基盤整備部】

	名 称	河川等名	位 置	管理者及び操作担当機関	
1	上沼部排水樋管	多摩川	田園調布 5-56	東京都 下水道局	地域基盤整備第三課
2	調布取水堰	多摩川	田園調布 1-57	東京都 水道局	玉川浄水場
3	調布排水樋管	多摩川	田園調布 1-55	国土交通省 京浜河川事務所	地域基盤整備第三課
4	中原調布排水樋管	多摩川	田園調布 1-57	東京都 下水道局	東京都下水道局 南部下水道事務所
5	沼部排水樋管		田園調布南 14		
6	矢口ポンプ所排水樋管		矢口 3-33		
7	六郷ポンプ所		南六郷 1-32		
8	六郷ポンプ所排水樋管				
9	六郷水門	多摩川	南六郷 2-35	国土交通省 京浜河川事務所	地域基盤整備第二課
10	六郷第一排水場	多摩川	南六郷 2-35	大田区	地域基盤整備第二課
11	六郷排水場樋管				
12	羽田第2水門	多摩川	羽田 2-30	国土交通省 京浜河川事務所	田園調布出張所
13	羽田第1水門		羽田 6-33		
14	鷹の入樋	丸子川	田園調布 5-30	大田区	地域基盤整備第三課
15	羽田ポンプ所放流渠	海老取川	羽田旭町 14・15	下水道局長	南部下水道事務所
16	平和島ポンプ所放流渠	京浜運河	平和島 6-4		森ヶ崎水再生センター
17	大森東ポンプ所放流渠		平和島 6-4		森ヶ崎水再生センター
18	東糞谷ポンプ所放流渠	海老取川	東糞谷 6-7		南部下水道事務所
19	森ヶ崎水再生センター 放流渠	海老取運河	大森南 5-2		森ヶ崎水再生センター
20	洗足池水門	-----	南千束 2-1	大田区	地域基盤整備第三課
21	小池水門	-----	上池台 1-36		
22	内川水門	内 川	大森東 3-28	東京都 建設局	地域基盤整備第一課
23	内川排水機場		大森東 3-28-2		

(港湾局所管の水門は除く)

別紙 63

【資料編】14 風水害対策等

12-2 道路排水ポンプ施設（立体交差点(アンダーパス)に設置）

(1) 国土交通省

排水施設	設置場所	ポンプ	原動機	予備	排水能力 m ³ /min
南蒲田	国道15号 南蒲田交差点	水中ポンプ	—	—	—

(2) 都第二建設事務所所管

【都二建】

排水施設	設置場所	ポンプ	原動機	予備	排水能力 m ³ /min
本蒲田	蒲田 5-1	水中ポンプ (2台) 7m 200Φ	水中ポンプ 直結 11kw×2	発電機ディーゼル 50PS 40kVA	4.6
新蒲田	新蒲田 2-5	水中型斜流 (2台) 10m 300Φ	水中モーター 直結 30kw×2	発電機ディーゼル 78PS 55kVA	10.5
平和島	平和島 5-4	水中ポンプ (2台) 10m 200Φ	水中モーター 直結 11kw×2	発電機ディーゼル 42PS 30kVA	4.0
大和大橋	平和島 6-2	水中ポンプ (2台) 11m 100Φ	水中モーター 直結 3.7kw×2	発電機ディーゼル 42PS 30kVA	0.97
東海	東海 2-1	水中ポンプ (2台) 12m 300Φ	水中モーター 直結 37kw×2	発電機ディーゼル 121PS 100kVA	11.8

(3) 区所管

【都市基盤整備部】

排水施設	設置場所	ポンプ	原動機	排水能力 m ³ /min	電源
永富 地下道	西嶺町 1	水中ポンプ (2台) 12m 65Φ	水中モーター 直結 1.5kw	0.3	直結
呑川右岸 JR下	蒲田 5-1	水中ポンプ (2台) 4m 80Φ	水中モーター 2.2kw×2	1.0	直結
呑川左岸 JR下	西蒲田 5-2	水中ポンプ (2台) 4m 80Φ	水中モーター 2.2kw×2	1.0	直結
<u>団地冷蔵</u>	<u>平和島 6-4</u>	<u>水中ポンプ</u> <u>(2台)</u> <u>5.5m 80Φ</u>	<u>水中モーター</u> <u>2.2kw×2</u>	<u>0.7</u>	<u>直結</u>

別紙 64

【資料編】14 風水害対策等

13 要配慮者利用施設一覧

大田区立保育園

番号	施設名称	所在地	電話番号
1	大田区立 森が崎保育園	大田区 大森南 2-2-15	3742-7071
2	〃 大森東一丁目保育園	〃 大森東 1-31-2-105	3763-9670
3	〃 大森西保育園	〃 大森西 2-20-17	3765-8256
4	〃 大森西第二保育園	〃 大森西 4-13-11-101	3765-4116
5	〃 富士見橋保育園	〃 大森西 3-2-2-101	3765-4540
6	〃 大森北保育園	〃 大森北 3-25-2	3764-2060
7	〃 馬込保育園	〃 中馬込 3-25-2	3772-6923
8	〃 池上第三保育園	〃 池上 5-15-22	3755-6443
9	〃 山王保育園	〃 山王 3-32-12	3776-4154
10	〃 入新井保育園	〃 中央 2-16-17	3772-6777
11	〃 中央八丁目保育園	〃 中央 8-28-12	3752-3651
12	〃 田園調布保育園	〃 田園調布本町 7-15	3721-8654
13	〃 わかば保育園	〃 田園調布南 8-23	3759-0292
14	〃 田園調布二丁目保育園	〃 田園調布 2-17-2	3722-5165
15	〃 久が原保育園	〃 久が原 2-16-17	3751-4651
16	〃 千鳥保育園	〃 千鳥 1-1-25	3753-1001
17	〃 仲池上保育園	〃 仲池上 1-21-16	3751-3350
18	〃 千束保育園	〃 南千束 3-23-10	3729-4602
19	〃 東糶谷保育園	〃 東糶谷 6-8-7-101	3744-4522
20	〃 糶谷保育園	〃 西糶谷 2-14-18	3744-9861
21	〃 浜竹保育園	〃 西糶谷 3-34-18	3741-5300
22	〃 羽田保育園	〃 羽田 4-11-1	3741-1597
23	〃 本羽田保育園	〃 本羽田 3-17-20-108	3745-0550

24	"	萩中保育園	"	萩中 1-2-1	3734-1805
25	"	いずも保育園	"	南六郷 1-10-3-101	3732-0231
26	"	南六郷保育園	"	南六郷 1-33-1-101	3731-3430
27	"	仲六郷保育園	"	仲六郷 1-29-10	3733-9375
28	"	東六郷保育園	"	東六郷 1-13-25	3732-4460
29	"	志茂田保育園	"	西六郷 1-3-2	3735-4821
30	"	みどり保育園	"	西六郷 3-30-20	3738-5541
31	"	矢口第二保育園	"	矢口 2-21-16	3759-4300
32	"	下丸子保育園	"	下丸子 2-20-15	3757-1431
33	"	西蒲田保育園	"	西蒲田 3-13-12	3751-3372
34	"	矢口保育園	"	新蒲田 2-12-18	3731-4789
35	"	新蒲田保育園	"	新蒲田 3-29-14	3734-1020
36	"	東蒲田保育園	"	東蒲田 2-32-15	3731-4115
37	"	蒲田本町保育園	"	蒲田本町 1-1-1-101	3739-2281
38	"	本蒲田保育園	"	蒲田 1-4-23	3736-3138
R3年4月1日現在(ただし、対象外である雪谷保育園を除く)					

私立保育園等

番号	施設名称		所在地		電話番号
1	私立	子どもの家保育園	大田区	大森東 5-2-11	3761-1357
2	"	今泉保育園	"	矢口 2-26-17	3758-0074
3	"	第一蒲田保育園	"	蒲田 1-20-6	3738-5888
4	"	よいこの保育園	"	西六郷 4-20-6	3738-1094
5	"	第二蒲田保育園	"	南蒲田 1-7-20	3731-0565
6	"	女塚保育園	"	西蒲田 4-23-8	3754-3415
7	"	桐里保育園	"	池上 1-13-3	3754-1600
8	"	洗心保育園	"	南千束 2-2-6	3729-2322
9	"	なかよし保育園	"	東糞谷 4-2-14	3741-2054

10	"	大森保育園	"	大森南 4-10-4	3741-7645
11	"	第三蒲田保育園	"	萩中 2-13-16	3742-1600
12	"	島田保育園	"	大森北 3-3-5	3763-1728
13	"	丸子ベビー保育園	"	下丸子 3-21-17	3756-0469
14	"	おひさま保育園	"	矢口 3-34-12	5741-3900
15	"	大森駅前保育園	"	大森北 1-6-6	6404-2525
16	"	蒲田音楽学園保育園	"	西蒲田 4-27-2	5747-3123
17	"	洗足池保育園	"	南千束 3-24-15	3748-7088
18	"	あっぷる池上保育園	"	池上 3-29-11	3752-3528
19	"	北嶺町保育園	"	北嶺町 19-13	3729-3132
20	"	久が原ハーモニー保育園	"	久が原 1-1-9	3752-2982
21	"	多摩堤保育園	"	鶉の木 3-11-13	3750-5461
22	"	アスクウのき保育園	"	鶉の木 2-34-20	5741-2208
23	"	アスク大森保育園	"	大森北 1-10-14Luz 大森 5 階	3766-2721
24	"	おおたみんなの家	"	南馬込 1-9-1 先	6809-9450 6429-9440
25	"	そらのいえ保育園	"	大森中 1-14-1	3764-0221
26	"	千鳥さくら保育園	"	千鳥 2-28-11	3750-4983
27	"	西二なかよし保育園	"	西六郷 2-30-3	5744-4475
28	"	レイモンド南蒲田保育園	"	南蒲田 2-16-2 テクノポート大樹生命ビル別館 1 階	5744-4072
29	"	グローバルキッズ西馬込園	"	南馬込 5-30-2 フェリスカワハラ 1 階	3773-0505
30	"	さくら中央保育園	"	中央 5-30-18	5748-8373
31	"	にじいろ保育園大岡山	"	南千束 3-1-6	6421-9415
32	"	西糞谷しろはと保育園	"	西糞谷 1-4-22	3745-5165
33	"	鶉の木いまいずみ保育園	"	南久が原 2-30-5	3756-0505
34	"	ケンパ池上	"	池上 4-25-9	5747-4520
35	"	多摩川保育園	"	多摩川 2-24-63	3758-3166

36	"	美原保育園	"	大森東 1-28-2	3761-1855
37	"	メリーポピンズアトレ大森ルーム	"	大森北 1-6-16 アトレ大森 2 3 階	3762-9400
38	"	アスク久が原保育園	"	久が原 2-23-10	5747-3090
39	"	池上長尾保育園	"	池上 8-25-6	3759-9302
40	"	グローバルキッズ蒲田園	"	西蒲田 8-20-8 アゼル 3 号館 2 階	5703-5525
41	"	高畑保育園	"	仲六郷 3-19-4	3739-3591
42	"	ぼけっとランド西蒲田保育園	"	西蒲田 7-35-1 宝栄ビル 3 階	5711-8181
43	"	にじいろ保育園西馬込	"	西馬込 2-28-16	6809-9227
44	"	ベネッセ雪が谷大塚保育園	"	南雪谷 3-11-20	5754-4571
45	"	マミーズエンジェル池上駅前保育園	"	池上 7-1-1	3753-8188
46	"	アスク蒲田一丁目保育園	"	蒲田 1-2-13	5480-7670
47	"	えがおの森保育園・おおもり駅前	"	大森北 1-6-8	3768-1001
48	"	池上どろんこ保育園	"	池上 1-19-32	6410-2221
49	"	ベネッセ池上保育園	"	池上 3-13-4	5700-7277
50	"	クオリスキッズくがはら保育園	"	東嶺町 28-4	5748-0303
51	"	北嶺町第二保育園	"	北嶺町 28-7	3748-8301
52	"	さくらさくみらい 石川台	"	東雪谷 2-10-7	3728-5306
53	"	えがおの森保育園・かまた駅前	"	南蒲田 1-1-25-3 階	3730-1010
54	"	南馬込第二保育園	"	南馬込 1-24-9	3777-2267
55	"	キッズガーデン大森駅前	"	大森北 1-2-3 大森御幸ビル 4 階	6423-1197
56	"	グローバルキッズ大森西園	"	大森西 2-15-24	5763-0303
57	"	馬込ここわ保育園	"	南馬込 1-1-6	5728-9322
58	"	蒲田保育専門学校ふぞく北糺谷保育園	"	北糺谷 1-14-10	3744-2895
59	"	ポピンズナーサリースクール馬込	"	中馬込 3-22-21	5728-9257
60	"	ケンパ西馬込	"	西馬込 1-16-18	6429-9885
61	"	にじいろ保育園南馬込	"	南馬込 4-25-11	6429-2401
62	"	美奈見ここわ保育園	"	中央 1-1-7	6429-7440

63	"	ナーサリー新井宿	"	中央 4-13-18	3775-5653
64	"	さくらさくみらい 久が原	"	(第一園舎)鶺の木 1-5-12 (第二園舎)鶺の木 3-6-11	(第一) 6715-4239 (第二) 6715-2242
65	"	ベネッセ西馬込保育園	"	仲池上 1-8-2	5700-7266
66	"	蒲田保育専門学校ふぞく糺谷駅前保育園	"	西糺谷 4-29-16-2 階	6715-1510
67	"	弁天橋保育園	"	羽田 5-18-16	3741-1691
68	"	キッズラボ蒲田園	"	蒲田 5-44-5 蒲田プライム	6424-7166
69	"	はぐはぐドンキ adventure 保育園	"	山王 3-6-3 MEGAドン・キホーテ大森山王店 5 階	6303-8912
70	"	キッズラボ下丸子園	"	下丸子 4-6-19 アビタシオンエムス 1 階	6715-0300
71	"	ポピンズナーサリースクール西六郷	"	西六郷 3-1-7	6428-7164
72	"	森の保育園	"	仲池上 1-31-13 3 階	3754-2525
73	"	グローバルキッズ鶺の木園	"	鶺の木 2-36-10	6459-8108
74	"	このえ洗足池保育園	"	南千束 3-33-6	6421-9384
75	"	おはよう保育園大森町	"	大森西 3-16-11	6410-8510
76	"	ナーサリールームベリーベア西馬込	"	南馬込 5-42-2	6303-8666
77	"	クオリスキッズいけがみ保育園	"	池上 6-27-25	5700-7570
78	"	アスクみなみ久が原保育園	"	南久が原 1-24-16	5741-7077
79	"	天才キッズクラブ楽学館仲池上園	"	仲池上 1-25-4	6410-3030
80	"	にじいろ保育園矢口渡	"	多摩川 1-34-5	6451-9561
81	"	チェリッシュ桜坂保育園	"	北嶺町 37-29	6451-7805
82	"	さくらさくみらい 平和島	"	大森北 6-26-22	6404-8872
83	"	太陽の子南雪谷保育園	"	南雪谷 4-14-11	5754-0561
84	"	グローバルキッズ雑色園	"	仲六郷 2-43-11	6715-7616
85	"	さくらさくみらい 長原	"	(第一園舎)上池台 1-5-2 (第二園舎)南千束 1-13-9	(第一) 6426-8440 (第二) 6451-7808

86	"	このえ雑色保育園	"	仲六郷 2-7-11	6428-6957
87	"	みらいく久が原園	"	久が原 4-25-2	6410-4195
88	"	大森南保育園	"	大森南 4-14-5	3745-0054
89	"	明日葉保育園相生園	"	西蒲田 6-18-8	3739-4548
90	"	キッズラボ矢口渡駅前保育園	"	多摩川 1-7-16	6459-8152
91	"	キッズラボ西馬込駅前保育園	"	西馬込 1-29-5	6417-1533
92	"	キッズルーム Ohana 平和島園	"	大森西 2-2-29	5763-5516
93	"	さくらさくみらい 鶺の木	"	鶺の木 1-16-14	6715-5977
94	"	小池保育園	"	上池台 4-23-9	3729-4616
95	"	蒲田保育専門学校ふぞく六郷保育園	"	南六郷 3-10-11	6423-2078
96	"	アスク池上保育園	"	池上 8-1-3	5748-5821
97	"	アスクゆきがや保育園	"	雪谷大塚町 9-13-301	5754-7881
98	"	うれしい保育園南雪谷	"	南雪谷 3-11-9	6425-2021
99	"	おはよう保育園マチノマ大森	"	大森西 3-1-38 マチノマ大森 3 階	6459-6033
100	"	蒲田音楽学園第Ⅱ保育園	"	西蒲田 4-11-5	3753-6302
101	"	キッズラボ千束こどもの家北千束園	"	北千束 2-15-10	6425-7635
102	"	キッズラボ蓮沼園	"	東矢口 3-5-6	6424-5073
103	"	グローバルキッズ千鳥町園	"	千鳥 1-24-5	6715-5862
104	"	グローバルキッズ上池台園	"	上池台 5-5-12	6425-6816
105	"	グローバルキッズ西六郷園	"	西六郷 2-9-7	6424-8101
106	"	グローバルキッズ武蔵新田園	"	下丸子 1-17-15	6459-8616
107	"	こどもヶ丘保育園大森北園	"	大森北 6-30-18	6404-6828
108	"	こどもヶ丘保育園武蔵新田園	"	矢口 1-16-19	6459-8384
109	"	このえ鶺の木保育園	"	鶺の木 2-16-5 ハインス・アーク	6451-9578
110	"	このえ長原保育園	"	上池台 1-45-8	6451-7970
111	"	小鳩ナーサリースクール中馬込	"	中馬込 2-2-18	6303-8027
112	"	ナーサリールームベリーベアー大森西	"	大森西 5-25-21-2 階	5763-5676

113	"	にじいろ保育園鶯の木	"	鶯の木 3-35-13	6715-2682
114	"	にじいろ保育園南馬込桜通り	"	南馬込 6-22-1	6417-1433
115	"	にじいろ保育園南雪谷	"	南雪谷 5-10-12	6421-9483
116	"	ベビーステーション下丸子	"	下丸子 3-9-9	3758-0336
117	"	ナーサリー靴谷	"	西靴谷 4-5-7	3743-2974
118	"	みなみまごめ保育園	"	南馬込 4-6-5	3772-0751
119	"	大空と大地のなーさりい西蒲田四丁目園	"	西蒲田 4-1-3	6410-6040
120	"	おはよう保育園梅屋敷	"	蒲田 2-26-1	6428-6072
121	"	グローバルキッズ六郷保育園	"	仲六郷 4-34-21	6424-5663
122	"	こどもヶ丘保育園山王園	"	山王 4-14-4	6451-8681
123	"	このえ大森北保育園	"	大森北 4-9-7	6459-6861
124	"	このえ南馬込保育園	"	南馬込 5-18-18	6429-7631
125	"	ナーサリールームベリーベアー矢口	"	矢口 2-14-5	6459-8664
126	"	みらいく徳持園	"	池上 8-12-12	6410-2461
127	"	みらいく池上2丁目園	"	池上 2-4-2	5755-3551
128	"	みらいく田園調布本町園	"	田園調布本町 21-12	6459-7982
129	"	未来のツリー保育園	"	西馬込 2-21-3	6410-7351
130	"	わおわお蒲田本町保育園	"	蒲田本町 1-1-10	6715-8076
131	"	にじいろ保育園西六郷	"	西六郷 3-26-18	6424-4192
132	"	蒲田保育専門学校ふぞく東六郷保育園	"	東六郷 1-13-25	6715-1514
133	"	あい保育園大森西	"	大森西 4-11-5	6423-1272
134	"	アスクおんたけ保育園	"	東嶺町 5-17	5700-7281
135	"	アスク下丸子保育園	"	下丸子 1-8-23	5732-1129
136	"	大空と大地のなーさりい大森西園	"	大森西 4-8-5	6404-6800
137	"	グローバルキッズ池上園	"	池上 6-3-10	6410-2110
138	"	グローバルキッズ蒲田第二保育園	"	西蒲田 8-4-7	6715-7087
139	"	グローバルキッズ馬込園	"	南馬込 1-7-14	6303-7353

140	"	さくらさくみらい 西六郷	"	西六郷 2-54-12	6715-9639
141	"	大森北六丁目保育園	"	大森北 6-9-1	3763-1262
142	"	にじいろ保育園中馬込	"	中馬込 3-11-32	5728-9602
143	"	みらいく鶴の木園	"	鶴の木 1-19-3	6715-5430
144	"	モニカ矢口渡園	"	新蒲田 2-10-5	6424-5833
145	認証	山崎こじか園	"	西糀谷 1-31-1	3731-5091
146	認証	チャイルドケアセンター青い鳥	"	山王 2-1-6 キャビックビル 4,5 階	5718-5336
147	認証	ピノキオ幼児舎下丸子園	"	下丸子 2-1-1 ジェイコート下丸子 1 階	5741-1900
148	認証	蒲田プチ・クレイシュ	"	蒲田 5-20-10 第二美須ビル 2 階	5711-5977
149	認証	パレット保育園・大岡山	"	北千束 3-1-1	5754-1149
150	認証	ピノキオ幼児舎久が原園	"	久が原 3-37-5 メゾン久が原 1 階	5747-2555
151	認証	まごめ共同保育所	"	西馬込 1-18-13	3771-1969
152	認証	むさし新田駅前保育園	"	矢口 1-19-5DR ホームズ武蔵新田 1 階	3758-1021
153	認証	池上プチ・クレイシュ	"	池上 6-1-7 ブルースカイハイツ 2 階	3753-2288
154	認証	ポピンズナーサリースクール下丸子	"	下丸子 4-21-13 ザ・リバープレイスモール 2 階	5741-2100
155	認証	ゆらりん大森プロストシティ保育園	"	大森北 2-13-31	3762-1488
156	認証	はなぞの保育室	"	西蒲田 7-12-10 サンパレス花園 2 階	3736-1187
157	認証	マミーズエンジェル大森保育園	"	大森北 1-31-5 大森大東ビル 1,2 階	3763-8787
158	認証	ナーサリールームベリーベア久が原	"	久が原 3-36-13 久が原クリニックビル 2 階	5748-7171
159	認証	きらきら保育園	"	千鳥 2-3-20K&O 会館 1 階	3750-6395
160	認証	ナーサリールームベリーベア蒲田	"	蒲田 4-46-2	5713-0622
161	認証	ポピンズナーサリースクール多摩川	"	下丸子 3-29-14	5741-2181
162	認証	ココロポイントナショナル田園調布	"	田園調布本町 29-2 ウェル田園調布 2 階	3721-8391
163	認証	青い保育園	"	山王 4-1-16	3777-1946
164	認証	マミーズエンジェル池上保育園	"	池上 3-32-17TWIN WOOD SQUARE A 館 2 階	3752-8877
165	認証	保育ルームフェリーチェ大田馬込園	"	中馬込 2-23-7 ゴールドクレスト 2A 号室	3778-9800
166	認証	ココファン・ナーサリー馬込	"	中馬込 2-8-1 日経エスプラナード 1 階	5709-7165

167	認証	子供の部屋保育園	〃 中央 5-10-16	3753-5679
168	認証	大森山王こども園	〃 山王 2-3-13 シオカワビル 3 階	3774-6066
169	認証	石川台らる保育園	〃 石川町 2-3-16 プレステート石川台 2 階	6425-8211
170	認証	石川台駅前こども園	〃 東雪谷 2-8-3 第一石川台ビル 1 階	5499-0122
171	認証	ポピンズナーサリースクール羽田	〃 羽田旭町 11-1	5735-2177
172	認証	こどもみらい東雪谷	〃 東雪谷 2-20-10	6425-6714
173	認証	ここわ保育園	〃 北千束 1-1-6 フォルトーナ 1 階	6459-5933
174	認証	すみれナーサリー	〃 北馬込 2-50-1 ラ・メルシー荏原町 1 階	5746-3457
175	認証	ローリスナーサリー大森	〃 大森北 1-26-17 第一生命ビル 1,2 階	5763-5200
176	認証	ヒューマンアカデミー蒲田保育園	〃 西蒲田 8-12-6	3731-0635
177	認証	こどものこころ保育園	〃 南六郷 1-12-9 グロウィルコート 1 階	3735-0033
178	認証	アクト池上保育園	〃 池上 7-5-4 オーケーコート 2 階	5748-5550
179	認証	クオリスキッズくがはら第2保育園	〃 南久が原 2-9-1mii8 久が原 0001 号室	6459-8352
180	認証	ミントリーフ雪谷園	〃 東雪谷 2-17-2 グリーンエイト雪谷 1 階	3720-6710
181	小規模	池上らるスマート保育所	〃 池上 6-10-12IM ビル 1 階	6410-3611
182	小規模	久が原らるスマート保育所	〃 千鳥 1-24-3	6715-2361
183	小規模	しおどめ保育園京急蒲田駅前	〃 南蒲田 1-1-17 エスタイム 2 階	6892-3030
184	小規模	蒲田保育専門学校ふぞく保育室	〃 本羽田 1-4-1 蒲田保育専門学校内	3742-8410
185	小規模	小鳩スマート保育所大森	〃 山王 3-1-7GS 大森ビル 1 階	6429-9357
186	小規模	キッズガーデン馬込駅前	〃 中馬込 2-26-4 ケンマート B 館 2 階	6429-7515
187	小規模	保育ルーム Ohana 大森西園	〃 大森西 3-29-1 田中ファミリーハウス 1 階	6404-9355
188	小規模	こどもヶ丘保育園雑色園	〃 仲六郷 2-32-5 コーポイノウエ 1 階	6428-6011
189	小規模	このえ雑色小規模保育園	〃 南六郷 2-7-20 フォレストクワトロ 1 階	6424-7028
190	小規模	こどもヶ丘保育園東矢口園	〃 東矢口 3-11-27 ピアブランカ 1 階	6715-8512
191	小規模	キャリア保育園田園調布	〃 田園調布 2-45-9 高橋ビル 1 階	6715-6152
192	小規模	ディルーカ保育園新蒲田園	〃 新蒲田 1-5-1 メゾンウィスタリア 1 階	6428-7645
193	小規模	キッズラボ西馬込小規模保育園	〃 西馬込 2-35-3WIZ・P 西馬込 1 階	3772-7037

194	小規模	保育ルーム Ohana 梅屋敷駅前園	〃 大森西 6-15-10S-court1 階	6423-0667
195	小規模	小鳩スマート保育所北馬込	〃 北馬込 2-1-1 サンファスト北馬込 1 階	6809-9670
196	小規模	BaBy Pearl Nursery	〃 西糀谷 2-24-7 パークハイム D1 階	6423-8228
197	小規模	ぼれぼれ保育園西蒲田	〃 西蒲田 7-22-10 藤和シティコープ西蒲田Ⅲ1 階	6326-4523
198	小規模	このえ石川台小規模保育園	〃 東雪谷 2-11-7 カレレカイ石川台 1 階	6421-8671
199	小規模	こどもヶ丘保育園平和島園	〃 大森本町 2-6-16 オフサイドビル 1 階	6423-1716
200	小規模	蒲田らびっと保育園	〃 蒲田 4-40-10 グレイス I 1 階	6424-5287
201	小規模	MIRATZ 大鳥居保育園	〃 萩中 3-8-8 ハイネスオートリ 1 階	6423-8614
202	事業所内	てくてく保育園	〃 石川町 1-1-18 東京工業大学国際交流会館本館 1 階	3728-5370
203	事業所内	ヤクルト新蒲田保育園	〃 新蒲田 3-15-1 シャトレグランディアキモト 1 階	3738-0157
204	事業所内	ヤクルト西馬込保育園	〃 西馬込 1-20-3 ヒラリス西馬込 1 階	5742-6239

児童館・おたっ子ひろば等

番号	施設名称	所在地	電話番号
1	大森中児童館	大田区 大森中 2-13-5	(3761)7749
2	大森南児童館	〃 大森南 2-7-9	(3743)3667
3	大森東一丁目児童館	〃 大森東 1-31-3	(3763)3288
4	大森児童館	〃 大森東 3-5-15	(3761)1916
5	沢田児童館	〃 大森西 2-2-1	(3298)3356
6	大森西児童館	〃 大森西 5-20-17	(3768)7776
7	大森北児童館	〃 大森北 3-25-2	(3764)3060
8	大森本町児童館	〃 大森本町 2-2-4	(3298)3019
9	山王児童館	〃 山王 1-5-13	(3776)0351
10	南馬込児童館	〃 南馬込 1-59-21	(3772)4340
11	南馬込三丁目児童館	〃 南馬込 3-3-7	(3773)7498
12	南馬込四丁目児童館	〃 南馬込 4-6-5	(5742)5090
13	中馬込児童館	〃 中馬込 1-19-1	(3777)4498
14	新井宿児童館	〃 中央 1-15-4	(3775)8725

15	中央八丁目児童館		” 中央 8-29-4	(3755)43 66
16	池上児童館		” 池上 5-9-9	(3751)66 03
17	徳持児童館		” 池上 8-13-4	(3751)99 14
18	田園調布本町児童館		” 田園調布本町 13-22	(3722)25 40
19	東嶺町児童館		” 東嶺町 20-4	(3753)30 54
20	田園調布二丁目児童館		” 田園調布 2-17-2	(3722)51 89
21	鶉の木児童館		” 鶉の木 3-34-7	(3750)54 83
22	久が原児童館		” 久が原 5-4-9	(3751)47 51
23	南雪谷児童館		” 南雪谷 5-18-22	(3728)82 53
24	上池台児童館		” 上池台 2-35-18	(3727)05 03
25	仲池上児童館		” 仲池上 1-21-16	(3751)33 38
26	洗足池児童館		” 南千束 2-15-1	(3729)71 13
27	東糶谷児童館		” 東糶谷 4-1-7	(3745)51 55
28	西糶谷児童館		” 西糶谷 1-12-10	(3743)09 97
29	糶谷児童館		” 西糶谷 2-26-3	(3743)38 54
30	萩中児童館		” 萩中 1-1-8	(3734)18 06
31	萩中三丁目児童館		” 萩中 3-30-9	(3744)76 90
32	南六郷児童館		” 南六郷 1-29-1	(3739)44 52
33	南六郷三丁目児童館		” 南六郷 3-18-2	(3739)58 88
34	東六郷児童館		” 東六郷 3-5-19	(3731)30 40
35	高畑児童館		” 西六郷 3-18-2	(3737)18 07
36	千鳥児童館		” 千鳥 3-11-7	(3758)81 91
37	下丸子児童館		” 下丸子 2-20-15	(3757)14 21
38	下丸子四丁目児童館		” 下丸子 4-25-1	(3758)24 20
39	矢口児童館		” 矢口 3-3-20	(3758)46 57
40	西蒲田児童館		” 西蒲田 3-8-6	(3751)33 65
41	多摩川児童館		” 多摩川 2-24-25	(5710)20 57

42	蓮沼児童館		" 東矢口 3-2-1	(3738)94 49
43	本蒲田児童館		" 蒲田 1-4-23	(3736)32 17
44	蒲田児童館		" 蒲田 2-8-8	(3737)55 37
45	大森東四丁目センター		" 大森東 4-24-6	(3761)04 84
46	蓮沼児童館御園分室		" 西蒲田 7-49-2 (社会福祉センタービル内)	(5703)91 25
47	仲池上児童館池雪分室		" 東雪谷 5-8-7	(3729)03 13
48	糺谷こどもの家		" 東糺谷 4-3-5	(3741)66 09
49	子ども交流センター		" 大森西 2-16-2 (こらぼ大森内)	(5753)68 01
50	フレンドリー入新井第一		" 大森北 4-6-7 (入新井第一小学校内)	(3764)17 09
51	梅田おおたっ子ひろば		" 南馬込 6-6-22 (梅田小学校内)	(3775)72 24
52	松仙おおたっ子ひろば		" 久が原 1-11-20 (松仙小学校内)	(3754)18 23
53	羽田おおたっ子ひろば		" 羽田 3-3-14 (羽田小学校内)	(3741)01 83
54	萩中おおたっ子ひろば		" 本羽田 3-4-22 (萩中小学校内)	(3741)01 82
55	西六郷おおたっ子ひろば		" 西六郷 2-3-1 (西六郷小学校内)	(3738)89 06
56	志茂田おおたっ子ひろば		" 西六郷 1-4-2 (志茂田小学校内)	(3733)37 33
57	新宿おおたっ子ひろば		" 蒲田本町 1-5-1 (新宿小学校内)	(3738)89 04
58	中富放課後ひろば		" 大森東 5-6-24 (中富小学校内)	(3768)70 40
59	大森第一放課後ひろば		" 大森東 3-5-15 (大森児童館内)	(3761)19 16
60	開桜放課後ひろば		" 大森西 2-26-3 (開桜小学校内)	(3766)51 51
61	大森第三放課後ひろば		" 大森西 5-22-18 (大森第三小学校内)	(3762)66 70
62	大森東放課後ひろば		" 大森東 1-29-1 (大森東小学校内)	(3763)55 04
63	山王放課後ひろば		" 山王 1-26-33 (山王小学校内)	(3777)45 33
64	馬込放課後ひろば		" 南馬込 1-34-1 (馬込小学校内)	(3773)44 06
65	馬込第三放課後ひろば		" 北馬込 1-28-1 (馬込第三小学校内)	(3775)40 00
66	池上放課後ひろば		" 池上 1-33-8 (池上小学校内)	(3752)75 55
67	池上第二放課後ひろば		" 中央 8-9-1 (池上第二小学校内)	(3753)62 25
68	徳持放課後ひろば		" 池上 7-18-1 (徳持小学校内)	(3751)17 27

69	入新井第二放課後ひろば		" 中央 2-15-1 (入新井第二小学校内)	(3778)33 00
70	入新井第四放課後ひろば		" 中央 3-5-8 (入新井第四小学校内)	(3777)37 01
71	東調布第一放課後ひろば		" 田園調布南 28-7 (東調布第一小学校内)	(3750)50 11
72	調布大塚放課後ひろば		" 雪谷大塚町 12-1 (調布大塚小学校内)	(3748) 3930
73	嶺町放課後ひろば		" 田園調布南 6-10 (嶺町小学校内)	(3758)23 70
74	久原放課後ひろば		" 久が原 4-12-10 (久原小学校内)	(3753) 0221
75	池雪放課後ひろば		" 東雪谷 5-8-7 (池雪分室内)	(3729)03 13
76	洗足池放課後ひろば		" 南千束 3-35-2 (洗足池小学校内)	(3727)03 01
77	清水窪放課後ひろば		" 北千束 1-20-15 (清水窪小学校内)	(3718)77 20
78	糞谷放課後ひろば		" 西糞谷 3-13-21 (糞谷小学校内)	(5705)06 16
79	東糞谷放課後ひろば		" 東糞谷 5-18-23 (東糞谷小学校内)	(3742)66 05
80	北糞谷放課後ひろば		" 北糞谷 2-2-5 (北糞谷小学校内)	(3743)01 23
81	都南放課後ひろば		" 本羽田 3-15-2 (都南小学校内)	(3744)21 20
82	中萩中放課後ひろば		" 萩中 2-14-1 (中萩中小学校内)	(5705)29 91
83	出雲放課後ひろば		" 本羽田 1-2-4 (出雲小学校内)	(3744)45 65
84	六郷放課後ひろば		" 東六郷 3-5-19 (東六郷児童館内)	(3731)30 40
85	高畑放課後ひろば		" 西六郷 3-28-23 (高畑小学校内)	(5703)05 67
86	仲六郷放課後ひろば		" 仲六郷 1-26-1 (仲六郷小学校内)	(3732)76 60
87	東六郷放課後ひろば		" 東六郷 2-3-1 (東六郷小学校内)	(3731)20 50
88	南六郷放課後ひろば		" 南六郷 3-7-1 (南六郷小学校内)	(3739)67 71
89	矢口放課後ひろば		" 多摩川 1-18-25 (矢口小学校内)	(3757)45 59
90	矢口西放課後ひろば		" 下丸子 1-7-1 (矢口西小学校内)	(3750)91 88
91	多摩川放課後ひろば		" 矢口 3-26-25 (多摩川小学校内)	(3759)80 17
92	相生放課後ひろば		" 西蒲田 6-19-1 (相生小学校内)	(3732)28 80
93	矢口東放課後ひろば		" 東矢口 3-9-20 (矢口東小学校内)	(3731)00 71
94	おなづか放課後ひろば		" 西蒲田 1-19-1 (おなづか小学校内)	(3753)60 30
95	道塚放課後ひろば		" 新蒲田 3-3-18 (道塚小学校内)	(3733)21 10

96	南蒲放課後ひろば		南蒲田 1-12-11 (南蒲小学校内)	(3737)00 93
97	東蒲放課後ひろば		東蒲田 1-19-25 (東蒲小学校内)	(3732)33 70
98	母子生活支援施設 コスモス苑		(非公表)	(非公表)
99	母子生活支援施設 ひまわり苑		(非公表)	(非公表)
100	中高生ひろば羽田		大田 羽田 1-18-13 区 (羽田地域力推進センター内)	(6423)62 85

子育てひろば

番号	施設名称	所在地	電話番号
1	キッズな大森	大田区 大森北 4-16-5	(5753)78 30
2	キッズな蒲田	西蒲田 7-49-2 社会福祉センター2階	(5714)11 52
3	キッズな洗足池	上池台 2-35-18	(5754)78 30
4	キッズな六郷	仲六郷 2-44-11 六郷地域力推進センター3階	(6715)78 30

区立小学校

番号	施設名称	所在地	電話番号
1	大田区立 大森第四小学校	大田区 大森南 3-18-26	3741-4265
2	中富小学校	大森東 5-6-24	3762-6756
3	大森第一小学校	大森東 3-1-18	3762-6528
4	開桜小学校	大森西 2-26-3	3762-6538
5	大森第三小学校	大森西 5-22-18	3762-6628
6	大森第五小学校	大森本町 1-10-5	3762-6638
7	大森東小学校	大森東 1-29-1	3763-5481
8	入新井第五小学校	大森北 6-4-8	3762-6438
9	入新井第一小学校	大森北 4-6-7	3762-6428
10	馬込小学校	南馬込 1-34-1	3773-3965
11	馬込第三小学校	北馬込 1-28-1	3773-3971
12	梅田小学校	南馬込 6-6-1	3773-3975
13	池上小学校	池上 1-33-8	3753-9381
14	池上第二小学校	中央 8-9-1	3753-9361
15	徳持小学校	池上 7-18-1	3753-9591
16	入新井第二小学校	中央 2-15-1	3773-3978
17	入新井第四小学校	中央 3-5-8	3773-3981
18	東調布第一小学校	田園調布南 28-7	3750-2258
19	嶺町小学校	田園調布南 6-10	3758-2277
20	千鳥小学校	千鳥 2-5-1	3750-0048
21	小池小学校	上池台 2-22-7	3729-5101
22	雪谷小学校	南雪谷 3-9-23	3729-5121
23	洗足池小学校	南千束 3-35-2	3726-4301
24	糞谷小学校	西糞谷 3-13-21	3741-6582
25	東糞谷小学校	東糞谷 5-18-23	3742-6466

26	北糀谷小学校	北糀谷 2-2-5	3742-5371
27	羽田小学校	羽田 3-3-14	3741-5682
28	都南小学校	本羽田 3-15-2	3744-2960
29	萩中小学校	本羽田 3-4-22	3742-5381
30	中萩中小学校	萩中 2-14-1	3744-2800
31	出雲小学校	本羽田 1-2-4	3742-3542
32	六郷小学校	東六郷 3-7-1	3732-9628
33	西六郷小学校	西六郷 2-3-1	3732-9611
34	高畑小学校	西六郷 3-28-23	3732-8335
35	仲六郷小学校	仲六郷 1-26-1	3732-8338
36	志茂田小学校	西六郷 1-4-2	3732-8325
37	東六郷小学校	東六郷 2-3-1	3732-9311
38	南六郷小学校	南六郷 3-7-1	3735-3910
39	矢口小学校	多摩川 1-18-22	3759-9618
40	矢口西小学校	下丸子 1-7-1	3759-9621
41	多摩川小学校	矢口 3-26-25	3759-8331
42	相生小学校	西蒲田 6-19-1	3732-8311
43	矢口東小学校	東矢口 3-9-20	3732-9625
44	おなづか小学校	西蒲田 1-19-1	3753-2615
45	道塚小学校	新蒲田 3-3-18	3732-9615
46	蒲田小学校	蒲田 1-30-1	3732-8317
47	南蒲小学校	南蒲田 1-12-11	3732-9631
48	新宿小学校	蒲田本町 1-5-1	3732-8328
49	東蒲小学校	東蒲田 1-19-25	3732-9635

医療機関

番号	施設名称	所在地	電話番号
1	東邦大学医療センター大森病院	大田区 大森西 6-11-1	03 (3762) 4151
2	大森赤十字病院	中央 4-30-2	03 (3775) 3111
3	荏原病院	東雪谷 4-5-10	03 (5734) 8000
4	東京労災病院	大森南 4-13-21	03 (3742) 7301
5	池上総合病院	池上 6-1-19	03 (3752) 3151
6	大田病院	大森東 4-4-14	03 (3762) 8421
7	牧田総合病院	西蒲田 8-20-1	03 (6428) 7500
8	東京蒲田病院	西蒲田 7-10-1	03 (3733) 0525
	JCHO東京蒲田医療センター	南蒲田 2-19-2	03 (3738) 8221
10	東京ちどり病院	千鳥 2-39-10	03 (3758) 2671
11	蒲田リハビリテーション病院	大森西 4-14-5	03 (5767) 7100
12	松井病院	池上 2-7-10	03 (3752) 1111
13	大森山王病院	山王 3-9-6	03 (3775) 7711
14	昭和大学歯科病院	北千束 2-1-1	03 (3787) 1151
15	東急病院	北千束 3-27-2	03 (3718) 3331
16	目蒲病院	下丸子 3-23-3	03 (3759) 8888
17	本多病院	東矢口 1-17-15	03 (3732) 2331
18	南晴病院	南蒲田 1-5-15	03 (3734) 0805
19	牧田リハビリテーション病院	西蒲田 4-22-1	03 (5748) 5020

20	若葉眼科病院	〃	蒲田 4-22-11	03 (3734) 6651
21	糀谷病院	〃	南蒲田 3-3-15	03 (3745) 2354
22	高野病院	〃	東糀谷 3-3-24	03 (3741) 0011
23	新京浜病院	〃	大森南 1-2-19	03 (3745) 3631
24	京浜病院	〃	大森南 1-14-13	03 (3741) 6721
25	渡辺病院	〃	羽田 1-5-16	03 (3741) 0223

特別養護老人ホーム

番号	施設名称	所在地	電話番号
1	大田区立 特別養護老人ホーム 蒲田	大田区 蒲田 2-8-8	(5710)0780
2	〃 糀谷	〃 西糀谷 2-12-1	(3745)3001
3	〃 たまがわ	〃 下丸子 4-23-1	(5732)1021
4	特別養護老人ホーム大森	〃 大森西 1-16-18	(5471)2701
5	〃 羽田	〃 本羽田 3-23-45	(3745)5351
6	〃 池上	〃 仲池上 2-24-8	(5700)1235
7	〃 バタフライヒル 大森南	〃 大森南 1-17-6	(5735)3336
8	〃 花みずき	〃 大森西 4-12-1	(6436)8899
9	〃 馬込	〃 西馬込 2-11-2	(6303)8307
10	〃 千里	〃 東糀谷 1-13-6	(6423)2860
11	〃 フロース東糀谷	〃 東糀谷 6-4-17	(5735)8080
12	〃 生寿園	〃 萩中 2-3-10	(6423)9200
13	〃 さくらのみち紫苑	〃 矢口 3-11-3	(6715)4373
14	大田翔裕園	〃 東六郷 1-12-12	(3736)1211
15	好日苑	〃 上池台 5-7-1	(3748)6193
16	いずみえん	〃 矢口 3-1-5	(3759)5550
17	ゴールデン鶴亀ホーム	〃 矢口 1-23-12	(3758)1810
18	介護老人福祉施設 ケアホーム千鳥	〃 千鳥 2-34-25	(5741)8500
19	誠心園	〃 西糀谷 1-1-12	(6423)8026

都市型軽費老人ホーム

番号	施設名称	所在地	電話番号
1	都市型軽費老人ホームのどか池上	大田区 池上 5-4-5	(5700)2683
2	都市型軽費老人ホーム生寿園	〃 萩中 2-3-10	(6423)9200
3	愛の家都市型軽費老人ホーム大田矢口	〃 矢口 3-22-5	(5741)3220
4	都市型軽費老人ホームはるかぜ	〃 仲六郷 4-2-12	(6428)6773
5	ケアハウス・ハート	〃 本羽田 2-13-19	(6423)6433
6	ケアハウス・ハート糶谷	〃 西糶谷 4-2-7	(6423)8703
7	セントラル大森西	〃 大森西 4-3-5	(6423)0724
8	都市型軽費老人ホームケアハウス大田蒲田	〃 西蒲田 6-5-3	(6424)7347
9	ケアハウス大森東	〃 大森東 5-26-13	(5767)7157

軽費老人ホーム

番号	施設名称	所在地	電話番号
1	大田区立おおもり園	大田区 大森西 1-8-6	(3764)0703

高齢者在宅サービスセンター

番号	施設名称	所在地	電話番号
1	大田区立 蒲田高齢者在宅サービスセンター	大田区 蒲田 2-8-8	(5710)0782
2	〃 糶谷高齢者在宅サービスセンター	〃 西糶谷 2-12-1	(3745)3006
3	〃 下丸子高齢者在宅サービスセンター	〃 下丸子 4-25-1	(3750)8701
4	〃 矢口高齢者在宅サービスセンター	〃 新蒲田 2-12-18	(5711)0851
5	〃 たまがわ高齢者在宅サービスセンター	〃 下丸子 4-23-1	(5732)1023
6	羽田高齢者在宅サービスセンター	〃 本羽田 3-23-45	(3745)7854
7	池上高齢者在宅サービスセンター	〃 仲池上 2-24-8	(5700)1239
8	大森高齢者在宅サービスセンター	〃 大森西 1-16-18	(5471)2702
9	高齢者在宅サービスセンターやぐち南	〃 矢口 1-23-12	(5741)3322
10	上池台高齢者在宅サービスセンター	〃 上池台 5-7-1	(3748)6135

介護老人保健施設等

番号	施設名称	所在地	電話番号
1	介護老人保健施設 大森平和の里	大田区 大森本町 1-7-6	(3767)7512
2	介護老人保健施設 和光の園	〃 大森西 4-12-1	(6410)8525
3	介護老人保健施設 セントラル大田	〃 中央 8-34-10	(3755)5300
4	介護老人保健施設アクア東糀谷	〃 東糀谷 6-4-17	(5735)0123
5	大田ナーシングホーム翔裕園	〃 東六郷 1-12-11	(3736)1240
6	介護老人保健施設 コージーハウスはすぬま	〃 東矢口 3-8-11	(5711)8220
7	中里医院	〃 池上 4-26-6	(3751)0036

グループホーム

番号	施設名称	所在地	電話番号
1	グループホーム虹の家しおかぜ	大田区 大森東 5-2-7	(6404)9025
2	グループホームきらら大森東	〃 大森東 5-21-9	(5762)7677
3	グループホーム 大森東あやめ	〃 大森東 5-26-13	(5767)7160
4	グループホーム 東京大田の家	〃 大森南 5-6-5	(5735)1900
5	愛の家グループホーム大田大森西	〃 大森西 5-24-18	(5767)7240
6	グループホームひかり大田中央	〃 中央 1-7-16	(5742)3033
7	グループホームかがやき	〃 中央 1-7-3	(6303)8500
8	グループホーム たのしい家 中馬込	〃 中馬込 2-9-11	(5718)7321
9	グループホームみんなの家・殿山北糀谷	〃 北糀谷 2-4-10	(5735)1321
10	グループホーム・オーチク	〃 羽田 2-26-4	(3741)2615
11	グループホーム・ハート	〃 羽田 2-31-1	(3744)6810
12	グループホーム 虹の家みちづか	〃 新蒲田 3-26-17	(3739)1410
13	グループホーム六郷	〃 西六郷 4-26-6	(5714)2381
14	ツクイ大田西六郷グループホーム	〃 西六郷 3-31-12	(5713)9295
15	グループホームかたくりの里 六郷	〃 西六郷 4-21-8	(5711)7211
16	グループホームきらら久が原	〃 東嶺町 26-5	(5748)5300

17	グループホーム百里	〃	田園調布南 8-23	(6715)297 5
18	グループホームのどか池上	〃	池上 5-4-5	(5700)268 2
19	グループホーム友の里池上	〃	池上 6-5-14	(5747)170 0
20	グループホームソラスト池上	〃	池上 7-23-21	(6410)392 2
21	グループホーム・ウエル	〃	久が原 2-28-22	(5747)577 2
22	愛の家グループホーム大田久が原	〃	久が原 2-23-10	(5747)310 0
23	グループホームたちばな	〃	鶉の木 2-37-3	(3756)683 3
24	グループホームひかり鶉の木	〃	鶉の木 1-20-14	(6451)940 1
25	グループホームたちばな弐番館	〃	鶉の木 2-37-5	(5732)504 0
26	グループホームさくらの家 東矢口	〃	東矢口 2-6-24	(3756)043 7
27	ツクイ大田多摩川グループホーム	〃	多摩川 1-34-5	(5741)701 7
28	グループホーム大田蒲田	〃	西蒲田 6-5-3	(6424)926 6
29	ライブラリ大森東二番館	〃	大森東 4-40-10	(5767)488 0
30	ライブラリ大森東一番館	〃	大森東 4-40-3	(5767)532 1
31	フラクタルビレッジ 大森南	〃	大森南 3-19-4	(5735)220 5
32	ライブラリ大森南	〃	大森南 3-5-5	(3744)056 5
33	ライブラリ大田中央	〃	中央 3-11-3	(6410)768 0
34	ニチイケアセンター大鳥居	〃	東靴谷 2-7-8	(5735)165 1
35	セントケアホーム西靴谷	〃	西靴谷 2-9-4	(5705)101 9
36	ゆきの家	〃	西靴谷 4-2-12	(5737)532 3
37	フラクタルビレッジ羽田	〃	羽田 5-15-6	(5737)715 5
38	ニチイケアセンター本羽田	〃	本羽田 2-13-20	(5735)206 1
39	フラクタルビレッジ西六郷	〃	西六郷 1-19-6	(6424)345 6
40	せらび池上	〃	池上 4-2-5	(5747)667 7
41	ライブラリ大森東 5 丁目	〃	大森東 5-10-3	(6404)814 5

デイサービスセンター

番号	施設名称	所在地	電話番号
1	大森リフレッシュ教室デイサービスセンター	大田区 大森北 1-33-4	(5753)3165
2	大森スポーツリハデイサービスセンター	〃 大森北 1-31-2	(5767)8403
3	デイサービスセンターエンゼルガーデン	〃 東馬込 1-19-10	(5743)6622
4	老人デイサービスセンターフロース東糀谷	〃 東糀谷 6-4-17	(5735)8080
5	さいとう接骨院デイサービスセンター	〃 東六郷 1-1-1	(3737)0029
6	デイサービスセンター カルナ フローラ	〃 北嶺町 30-13	(6425)7737
7	(株) ケアサービス デイサービスセンター大森中	〃 大森中 1-4-3	(5767)0640
8	デイサービスセンター たのしいデイ なかまごめ	〃 中馬込 2-9-11	(5746)9321
9	デイサービスセンター フロース東糀谷	〃 東糀谷 6-4-17	(5735)8080
10	ケアサービス デイサービスセンター 仲池上	〃 仲池上 1-21-4	(6758)2582
11	デイサービスセンター サンケア鶴の木	〃 鶴の木 1-22-8	(5732)1138
12	デイサービスセンターいずみえん	〃 矢口 3-1-5	(3759)5550
13	認知症対応型デイサービスセンター ほのか東矢口	〃 東矢口 2-6-24	(3756)0331
14	(株) ケアサービスデイサービスセンター大森西	〃 大森西 2-2-29	(5767)7753
15	(株) ケアサービス デイサービスセンター夫婦坂	〃 北馬込 1-17-7	(5746)2870
16	デイサービスセンター 虹の里	〃 東馬込 2-8-2	(5746)0375
17	デイサービスセンターなごやか馬込	〃 南馬込 3-1-2	(5743)7678
18	デイサービスセンター友の里 北糀谷	〃 北糀谷 1-8-11	(5735)2557
19	デイサービスセンターなごやか羽田	〃 羽田旭町 15-1	(5735)3920
20	(株) ケアサービス デイサービスセンター七辻	〃 東六郷 1-16-2	(3737)0171
21	(株) ケアサービス デイサービスセンター西蒲田	〃 西蒲田 6-10-7	(5480)5562
22	寿デイサービスセンター六郷	〃 仲六郷 2-3-12	(6428)7655
23	ベストケア・デイサービスセンター蒲田	〃 仲六郷 1-22-2	(6424)8070
24	(株)仁済 デイサービスセンター仲六郷	〃 仲六郷 3-27-7	(5480)4170
25	(株) ケアサービス デイサービスセンター西六郷	〃 西六郷 1-48-15	(5710)7520

26	デイサービスセンター千束	〃	北千束 1-2-5	(5731)375 1
27	(株) ケアサービス デイサービスセンター南千束	〃	南千束 3-18- 13	(5754)008 1
28	(株) ケアサービス デイサービスセンター上池台	〃	上池台 3-43-5	(5754)557 5
29	デイサービスセンター サンケア上池台	〃	上池台 5-34- 10	(5754)116 5
30	(株) ケアサービス デイサービスセンター徳持南	〃	池上 6-34-3	(5747)207 2
31	寿デイサービスセンター池上	〃	池上 8-4-8	(5747)380 0
32	デイサービスセンター みそら	〃	池上 5-3-21	(3751)200 2
33	デイサービスセンターなごやか大田	〃	池上 6-6-6	(5747)291 5
34	デイサービスセンター 友の里下丸子	〃	矢口 1-29-11	(5741)363 5
35	(株) ケアサービス デイサービスセンター東矢口	〃	東矢口 3-7-3	(3730)180 1
36	デイサービス 大森のNIWA	〃	大森東 5-9-3	(6459)632 8
37	デイサービス 和楽	〃	大森南 2-6-14	(5848)632 2
38	デイサービス昭和の風 大森南	〃	大森南 2-4-17	(6423)945 5
39	デイサービス咲笑	〃	大森南 2-6-5	(6423)224 1
40	カインドケア デイサービス 池上	〃	大森西 1-6-6	(6436)848 6
41	リハビリデイサービスきらら大森	〃	大森西 1-15-3	(6436)831 5
42	デイサービス 豆の木	〃	大森北 1-29- 11	(6423)071 7
43	くぼい接骨院リハビリデイサービス	〃	北馬込 2-54-7	(6303)827 7
44	デイサービスくるみ	〃	北馬込 1-32- 17	(6429)914 1
45	デイサービス自遊人池上	〃	中央 5-8-3	(6410)245 5
46	リハビリ型ひかりデイサービス西馬込店	〃	西馬込 2-7-14	(3772)178 8
47	リハビリデイサービスnagomi蒲田店	〃	北糀谷 2-13-3	(6423)776 0
48	デイサービス 元気倶楽部 東糀谷	〃	東糀谷 1-6-25	(6423)694 8
49	デイサービスどんたく	〃	西糀谷 3-9-15	(3745)023 4
50	ケア・シーン デイサービス ふれあ	〃	南蒲田 3-3-1	(3744)215 1
51	デイサービスまごころの家	〃	南蒲田 1-7-20	(6424)983 5
52	スマイルデイサービス梅の花	〃	西蒲田 6-8-6	(6424)709 5

53	デイサービス介鳥	〃	西蒲田 2-10-12	(6410)558 5
54	リハビリ型ひかりデイサービス池上店	〃	西蒲田 3-3-2	(6410)333 0
55	デイサービスうめやしき	〃	蒲田 2-3-7	(6424)882 8
56	デイサロンかたくりの里 六郷	〃	西六郷 4-21-8	(5711)721 6
57	デイサービス雪谷	〃	南雪谷 4-1-11	(6421)951 0
58	あおぞらデイサービス御嶽山	〃	西嶺町 6-7	(6715)086 1
59	入浴デイサービス アムール仲池上	〃	仲池上 1-16-3	(5747)304 0
60	ソフィアデイサービス池上	〃	池上 2-8-10	(3753)239 3
61	絆ひだまりの会デイサービス池上の家	〃	池上 1-31-7	(6303)511 3
62	デイサービス あじさい	〃	千鳥 2-23-15	(6715)543 2
63	さくらデイサービス千鳥町	〃	千鳥 1-3-13	(3751)114 1
64	デイサービス・サンフルーリ久が原	〃	久が原 6-4-14	(6410)913 1
65	オリーブの樹	〃	鶉の木 2-23-14	(6715)067 5
66	はなえみデイサービス	〃	東矢口 3-9-28	(6715)866 1
67	デイサービスにゃおん東矢口	〃	東矢口 2-7-6	(3750)673 1
68	デイサービス矢口のNIWA	〃	多摩川 1-19-11	(6715)218 2
69	デイサービスひまわり矢口渡	〃	多摩川 1-17-13	(6715)432 6
70	デイサービス・ふれあいハート	〃	羽田 2-31-1	(3745)311 8
71	デイサービス百々	〃	東京都萩中 1-3-21	(5703)161 1
72	シンシアリハビリデイサービス大森	〃	大森西 3-29-2	(6450)001 2
73	デイサービス 絆	〃	西糶谷 3-40-7	(6423)922 5
74	デイサービス 元気倶楽部	〃	南蒲田 2-30-17	(6715)783 1
75	デイサービス・ハート	〃	羽田 2-31-1	(3744)253 2
76	SOMPOケア 本羽田 デイサービス	〃	本羽田 3-24-6	(5735)215 1
77	デイサービスココファン六郷	〃	仲六郷 4-16-12	(5703)216 3
78	デイサービス 邑	〃	仲六郷 1-27-5	(5713)866 6
79	デイサービスすずやか六郷	〃	仲六郷 4-33-11	(6424)755 5

80	デイサービスすずやか石川台	〃	石川町 2-7-17	(5754)570 5
81	デイサービス 春	〃	南雪谷 1-17-11	(6425)367 2
82	デイサービス ジーノエバーノ	〃	田園調布 4-47-11	(5483)333 2
83	デイサービスひより千鳥町	〃	千鳥 1-15-11	(6410)270 0
84	アイベル快眠リハビリデイ	〃	大森南 2-1-20	(3742)114 9
85	あおばりハビリルーム	〃	大森西 3-15-16	(6410)830 0
86	機能向上トレーニングセンター 大森西のNIWA	〃	大森西 4-7-16	(6404)862 8
87	K I Z U N A S P A 大森店	〃	大森東 1-35-4	(5763)501 9
88	ミニデイ おはようリハ	〃	大森北 2-12-8	(6320)413 7
89	でいほ一む大森	〃	大森北 2-4-11	(6459)698 8
90	カインドケア F i n e 65 プラス 春日橋塾	〃	大森北 5-14-6	(6459)653 0
91	ワイケア馬込	〃	北馬込 2-48-9	(6809)962 1
92	ウェルサポート東馬込	〃	東馬込 1-17-7	(6303)880 7
93	デイ・サロン青い鳥 オアシス	〃	中央 4-8-1	(5746)034 3
94	でいほ一む中央	〃	中央 7-2-8	(5747)525 4
95	デイ・サロン青い鳥 フォレスト	〃	中央 3-4-11	(6417)151 5
96	ことほぎリハビリデイ	〃	中央 4-31-19	(5728)930 8
97	だんらの家 馬込桜並木	〃	南馬込 6-10-17	(6303)863 7
98	リハビリデイ月の光	〃	西馬込 1-27-16	(6429)110 0
99	デイ・スタジオ22	〃	東糀谷 5-16-16	(5735)228 4
100	機能向上トレーニングセンター 西糀谷のNIWA	〃	西糀谷 1-28-9	(6423)872 8
101	でいさあびす 太陽	〃	羽田 5-10-3	(3744)129 2
102	K I Z U N A S P A 羽田店	〃	羽田 1-18-11	(6423)972 4
103	ミモザ南六郷	〃	南六郷 2-35	(6803)103 0
104	ベストケア・ミニデイ南六郷	〃	南六郷 2-36-6	(3738)102 1
105	でいさあびす太陽 六郷	〃	東六郷 3-20-14	(6424)744 0
106	すまいる蓮沼	〃	西蒲田 6-9-1	(5710)700 6

107	東京マルシェ池上 Yoga&Well Aging Studio	〃 西蒲田 2-5-1	(3751)113 9
108	デイ・サロン 青い鳥 蒲田	〃 蒲田 1-10-1	(5711)204 0
109	デイサービ昭和の風 蒲田	〃 蒲田 1-23-17	(6428)670 1
110	トータルリハセンター蒲田	〃 蒲田 4-39-1	(5714)055 6
111	でいほーむ 蒲田	〃 蒲田本町 2-2-17	(6715)849 2
112	レコードブック新蒲田	〃 新蒲田 3-6-8	(5480)756 1
113	夢リハ・さくら	〃 仲六郷 3-17-6	(6715)785 0
114	レコードブック洗足池	〃 南千束 3-33-3	(6425)911 7
115	あすはあと おおた	〃 上池台 3-13-14	(3727)077 0
116	通所ラボ GOEN	〃 上池台 3-46-11	(6451)702 2
117	セカンズ 石川台	〃 東雪谷 3-19-13	(6425)738 5
118	ほのぼのコミュニティーサロン	〃 南雪谷 1-17-11	(5754)077 5
119	中央リハ うの木	〃 田園調布南 21-10	(6273)241 1
120	介護予防センター イーライフ仲池上	〃 仲池上 1-31-13	(5747)562 5
121	喫茶リハ・サンフルーリ	〃 仲池上 1-30-7	(6410)679 2
122	でいほーむ 池上	〃 池上 8-12-6	(3754)910 9
123	はせさんずデイホーム	〃 池上 4-28-3	(5747)266 0
124	中央リハ倶楽部	〃 池上 1-25-12	(5747)516 6
125	ミモザ池上	〃 池上 4-27-7	(5747)075 5
126	中央リハ アシスト	〃 池上 1-28-10	(5747)533 3
127	リベルタ池上	〃 池上 4-9-7	(6410)465 7
128	サニーズライフ	〃 池上 8-2-10	(5700)770 7
129	A I リハ南久が原 I	〃 南久が原 1-24-12	(6410)269 7
130	リハビリ魂	〃 久が原 3-11-8	(6677)012 3
131	A I リハ南久が原 II	〃 南久が原 1-24-12	(6715)588 3
132	ファミリーケア心の家 久が原	〃 久が原 1-28-2	(6410)261 8
133	ぼじえじステーション久が原	〃 久が原 3-37-4	(6410)297 5

134	フィットネスデイ 久が原	〃	久が原 3-30-15	(6410)329 6
135	入浴デイ れいわ	〃	多摩川 2-24-14	(6428)637 1
136	K I Z U N A S P A 多摩川店	〃	多摩川 1-18-32	(6459)821 1
137	寿夢の家	〃	東馬込 1-42-5	(5709)719 7
138	デイ・サロン友の里山王	〃	山王 2-31-4	(5742)766 3
139	デイサロンかたくりの里 多摩川	〃	下丸子 2-21-18	(3756)170 7
140	通所介護すずなり大森	〃	大森南 2-20-3	(5737)777 3
141	通所介護 すずなり平和島	〃	大森北 3-18-7	(5753)212 1
142	(医社) 涓泉会 山王リハビリステーション	〃	山王 3-45-3	(3772)512 2
143	ベストリハ山王	〃	山王 4-11-7	(3776)683 0
144	ステップぱーとなーレベルアップケア池上	〃	中央 3-8-14	(3773)321 1
145	ツクイ大田中馬込	〃	中馬込 3-17-19	(6429)263 0
146	ハルサコミュニティー羽田大鳥居	〃	東糀谷 2-4-7	(5735)105 6
147	ツクイ大田西糀谷	〃	西糀谷 4-9-11	(5735)205 0
148	ニチイケアセンター南蒲田	〃	南蒲田 2-16-2	(5713)114 8
149	アクセス・ケアセンター	〃	本羽田 2-16-23	(5735)603 8
150	パナソニック エイジフリーケアセンター蒲田	〃	蒲田 1-29-5	(3739)227 5
151	リラックスサロン 絆	〃	仲六郷 2-8-13	(6424)712 2
152	いきいきケアメイト西六郷	〃	西六郷 1-20-8	(3736)766 0
153	ツクイ大田西六郷	〃	西六郷 3-31-12	(5744)376 8
154	すずなり大岡山	〃	北千束 1-69-4	(5731)018 0
155	正和クラブ千束	〃	南千束 1-7-14	(6425)255 6
156	ファミタウン洗足	〃	南千束 2-17-1	(5935)646 7
157	(医社)涓泉会 ジップ・山王リハビリ	〃	東雪谷 1-13-1	(3748)625 1
158	通所介護 すずなり 池上	〃	仲池上 1-21-7	(5747)208 8
159	パナソニック エイジフリーケアセンター千鳥	〃	千鳥 1-16-2	(3751)083 1
160	スマイルケア	〃	久が原 1-4-3	(5747)116 5

161	ツクイ大田久が原	〃	久が原 2-25-26	(5700)7833
162	デイハウス鶴の木	〃	鶴の木 3-23-3	(6715)2742
163	デイリハ友の里	〃	下丸子 2-29-1	(3757)2151
164	通所介護 すずなり矢口	〃	矢口 2-11-24	(5732)3655
165	健遊館 富久湯	〃	矢口 2-15-6	(5741)2155
166	レッツ倶楽部多摩川	〃	矢口 1-29-13	(5741)5014
167	デイホームゆりの木大田	〃	南六郷 2-17-11	(5714)2331

通所リハビリテーション

番号	施設名称	所在地	電話番号
1	(医社) 弘親会 名和医院 デイケアセンター 雅の友	大田区 大森本町 2-25-28	(5767)6317
2	(医社) 誠仁会 北條医院	〃 大森北 3-4-5	(5767)6200
3	(医社)くどうちあき脳神経外科クリニックデイケア元気だ脳!	〃 大森北 1-23-10	(5767)5250
4	糀谷病院通所リハビリテーション	〃 南蒲田 3-12-5	(5736)1223
5	京浜診療所	〃 東六郷 1-27-4	(3734)7288
6	(医社) 涓泉会 山王リハビリ・クリニック	〃 東雪谷 3-4-2	(5754)2672
7	大田病院附属 うのき診療所	〃 鶴の木 3-13-10	(3750)5351
8	(医社) 英和会町田整形外科	〃 西蒲田 5-20-3	(3738)8151

養護老人ホーム

番号	施設名称	所在地	電話番号
1	池上長寿園	大田区 仲池上 2-24-8	(3751)9352
2	大森老人ホーム	〃 大森本町 2-2-2	(3762)8851

有料老人ホーム

番号	施設名称	所在地	電話番号
1	リアンレーヴ大森	大田区 大森南 2-7-2	(5705)7070
2	ファミニュー大森南	〃 大森南 3-10-4	(5705)4165
3	有料老人ホーム サニーライフ大森南	〃 大森南 4-15-1	(3742)3600

4	ホームステーションらいふ梅屋敷	〃 大森中 3-16-2	(6756)055 0
5	しまナーシングホーム大森	〃 大森西 4-12- 22	(5753)866 7
6	NRE大森弥生ハイツ	〃 大森西 4-4-21	(5493)037 6
7	花珠の家おおもり	〃 大森北 3-31- 17	(5753)833 7
8	グランダ大森山王	〃 山王 1-40-22	(5709)715 1
9	くらら大田中央	〃 中央 6-2-1	(6410)116 5
10	グランダ西馬込	〃 南馬込 5-42- 20	(5743)711 2
11	ツクイ・サンシャイン西馬込	〃 西馬込 2-28-6	(5718)225 7
12	ニチイホーム中馬込	〃 中馬込 3-18- 19	(5718)210 1
13	イリーゼ蒲田・悠生苑	〃 北糀谷 2-15- 21	(3744)578 1
14	SOMPOケア ラヴィーレ羽田	〃 東糀谷 5-19- 18	(5705)318 1
15	サニーライフ東糀谷	〃 東糀谷 5-19-3	(5736)360 0
16	グッドタイムナーシングホーム・東糀谷	〃 東糀谷 5-19- 12	(5735)030 1
17	ボンセジュール大鳥居	〃 西糀谷 3-35-7	(5737)732 1
18	そんぼの家 大鳥居	〃 西糀谷 3-32-2	(5705)703 0
19	そんぼの家 東六郷	〃 東六郷 1-19-1	(5744)308 1
20	ベストライフ南東京	〃 仲六郷 1-4-9	(5480)361 1
21	ニチイホーム多摩川緑地	〃 仲六郷 4-2-6	(3734)047 1
22	グッドタイムホーム・多摩川	〃 西六郷 4-29-1	(5710)900 6
23	ベストライフ蒲田	〃 西六郷 1-24- 14	(5714)105 0
24	ミモザ西六郷	〃 西六郷 3-25-5	(5714)059 5
25	こちち多摩川・大田	〃 西六郷 4-1-11	(5714)063 1
26	有料老人ホーム サニーライフ東京大田	〃 西六郷 4-37- 11	(3739)360 0
27	東急ウェリナ大岡山	〃 北千束 1-45-6	(5701)616 0
28	リハビリホームボンセジュール南千束	〃 南千束 1-1-8	(3784)060 0
29	チャームスイート洗足池	〃 上池台 2-5-10	(5754)508 0
30	介護付有料老人ホーム プレザングラン南雪谷	〃 南雪谷 3-11-9	(6425)052 1

31	グランダ雪ヶ谷	〃	雪谷大塚町 9-2	(6425)210 1
32	トラストガーデン東嶺町	〃	東嶺町 11-2	(5748)357 0
33	フローレンスケアホーム千鳥町	〃	千鳥 3-21-3	(5482)705 0
34	ニチイホーム久が原	〃	久が原 1-2-25	(5700)721 5
35	ウェルケアガーデン久が原	〃	久が原 2-25-25	(5700)766 7
36	アライブ久が原	〃	久が原 4-8-18	(5747)558 0
37	ニチイホーム下丸子	〃	下丸子 2-19-18	(5732)223 3
38	グランダ多摩川・大田	〃	矢口 2-8-10	(5741)530 1
39	ニチイホーム矢口	〃	矢口 2-21-3	(5741)211 2
40	ホームステーションらいふ蒲田	〃	東矢口 3-6-23	(3738)601 1
41	グランダ池上南	〃	多摩川 1-12-6	0120(17)1 165
42	SOMPOケア ラヴィーレ多摩川	〃	多摩川 2-13-22	(5732)486 5
43	介護付有料老人ホーム プレザングラン 大田多摩川	〃	多摩川 2-19-4	(5741)501 0
44	フェリオ多摩川	〃	多摩川 2-8-7	(5482)709 1
45	モナミ大田	〃	蒲田 1-9-11	(3737)482 8
46	アットホームかまた	〃	南蒲田 2-27-22	(3737)365 0
47	ベスト・フレンドスイートホーム	〃	中央 7-17-19	(3778)589 2
48	ラヴィスタ鶴の木	〃	鶴の木 3-23-3	(5741)122 5
49	ラヴィスタ池上	〃	池上 3-21-3	(5700)101 1
50	ヨウコーフォレスト西馬込	〃	東雪谷 5-8-8	(3720)676 6
51	明家	〃	東糞谷 5-16-16	(5735)228 4
52	住宅型有料老人ホーム ぽーとサイド羽田天空橋	〃	羽田 5-15-8	(5735)262 7
53	みすず荘	〃	大森北 4-15-9	(5767)922 9
54	ファミリー・ホスピス池上ハウス	〃	仲池上 1-33-9	(6410)590 0
55	高齢者向け住宅 あおぞら	〃	羽田 6-15-16	(6423)992 1

その他施設等

番号	施設名称	所在地	電話番号
----	------	-----	------

1	ショートステイココファン六郷	大田区 仲六郷 4-16-12	(5703)2163
2	そんぼの家S羽田	〃 羽田 2-2-11	(5735)5155
3	そんぼの家S西糶谷	〃 西糶谷 3-32-15	(5737)7061
4	ココファンレイクヒルズ	〃 南千束 1-21-9	0120(870)912
5	ココファン池上	〃 池上 2-12-7	0120(087)558
6	アクセスホーム「庵」	〃 本羽田 2-16-23	(5713)0760
7	デンハウス大森山王	〃 山王 3-8-3	(3775)7711
8	パティオ虹の里	〃 東馬込 2-8-2	(5746)0375
9	グレイプスウィズ大森西	〃 大森西 7-6-30	(6423)0138
10	プライマリー山王	〃 山王 1-43-2	(5728)9380
11	メディカルホームセントラル南馬込	〃 南馬込 3-25-5	(6303)8565
12	ココファン仲池上	〃 仲池上 2-24-20	0120(372)558
13	くらら西馬込	〃 西馬込 1-29-12	(5746)9051
14	グランディナ嶺町	〃 鶉の木 2-20-13	(6715)2041
15	小規模多機能型ホーム大森東	〃 大森東 4-35-16	(6404)9727
16	アクセス多機能センター「暖家」	〃 本羽田 2-11-4	(6423)6830
17	アクセス多機能センター	〃 本羽田 2-16-23	(5735)5537
18	株式会社ケアサービス小規模多機能型居宅介護 西蒲田	〃 西蒲田 6-10-7	(6361)2357
19	学研ココファン 池上	〃 池上 2-12-7	(5747)5351
20	みねまちの郷	〃 鶉の木 2-20-13	(6715)2030

障害者福祉施設(区立)

番号	施設名称	所在地	電話番号	種別
1	大田区立 大田生活実習所	大田区 萩中 2-10-11	(3745)0878	生活介護
2	〃 大森東福祉園	〃 大森東 1-36-7	(3766)5760	生活介護
3	〃 くすのき園	〃 南六郷 3-23-9	(3732)0141	就労継続支援 B 型
4	〃 うめのき園	〃 東糶谷 5-17-14-101	(3743)3811	就労継続支援 B 型

5	〃	うめのき園分場	〃 大森南 1-20-8	(5705)3 461	就労継続支援 B 型
6	〃	しいのき園	〃 西糀谷 2-9-12	(5705)0 033	就労継続支援 B 型
7	〃	大田福祉作業所	〃 大森西 3-3-8	(3763)8 739	就労継続支援 B 型
8	〃	大田福祉作業所(大森西分場)	〃 大森西 2-20-17	(3765)3 396	就労継続支援 B 型
9	〃	新井宿福祉園	〃 中央 2-13-2	(3774)1 371	生活介護
10	〃	池上福祉園	〃 池上 6-40-3	(5748)0 055	生活介護
11	〃	南六郷福祉園	〃 南六郷 3-23-8	(3732)2 940	生活介護
12	〃	こども発達センターわかばの家	〃 千鳥 3-7-5	(3757)7 761	児童発達支援等
13	〃	つばさホーム前の浦	〃 大森南 2-15-1	(5737)0 771	共同生活援助・短期入所
14	〃	久が原福祉園	〃 久が原 1-2-5	(5748)0 251	生活介護
15	〃	はぎなか園	〃 萩中 2-12-23	(5705)6 531	生活介護・就労継続支援 B 型
16	〃	上池台障害者福祉会館	〃 上池台 5-5-1	(3728)3 111	生活介護・就労継続支援 B 型
17		大田区立上池台障害者福祉会館馬込分場	〃 南馬込 4-6-5	(3775)2 729	就労継続支援 B 型
18	〃	障がい者総合サポートセンター	〃 中央 4-30-11	(5728)9 132	自立訓練(機能訓練・生活訓練)・就労移行支援・就労定着支援・短期入所・放課後等デイサービス
19	〃	志茂田福祉センター	〃 西六郷 1-4-27	(3734)0 763	自立訓練・就労継続支援 B 型

障害者福祉施設(民営)

番号	施設名称	所在地	電話番号	種別
1	明日楽	大田区 西蒲田 6-8-9	(6428)7 042	就労継続支援 A 型
2	プレスト池上	〃 池上 3-32-17 第 26 下川ビル A 館 301	(5748)5 188	就労継続支援 A 型
3	のぞみ園	〃 大森南 2-15-1	(5737)0 777	就労継続支援 B 型
4	Be ステーション凜	〃 下丸子 4-6-16	(6715)2 675	就労継続支援 B 型
5	とちの実作業所	〃 西蒲田 1-19-19-102	(5700)4 533	就労継続支援 B 型
6	はすの実作業所	〃 池上 5-28-1-108	(3752)2 150	就労継続支援 B 型

7	みどり作業所	〃 東六郷 1-26-13	(3730)9 882	就労継続支援 B 型
8	P. プロジェクト	〃 大森北 3-5-3 佐久間ビル 2 F	(5493)2 533	就労継続支援 B 型
9	さらの木	〃 東矢口 3-15-23・24	(3737)9 190	就労継続支援 B 型
10	さぼーと・さら	〃 東矢口 3-12-18 ベルス馬 場 101・102	(3737)9 190	就労継続支援 B 型
11	樹林館	〃 西蒲田 3-19-1	(3752)5 959	就労継続支援 B 型
12	樹林館 カフェヴァリオ	〃 東矢口 1-7-20	(4283)1 824	就労継続支援 B 型
13	喫茶色えんぴつ	〃 新蒲田 2-1-10 ビラコス モ 101	(3734)3 690	就労継続支援 B 型
14	みどりの歩み	〃 久が原 2-14-9	(6410)4 530	就労継続支援 B 型
15	ステップ夢	〃 西蒲田 6-24-5	(3733)3 490	就労継続支援 B 型
16	アルファ企画	〃 西蒲田 2-9-16	(3752)2 274	就労継続支援 B 型
17	クッキングワーク街の駅	〃 西蒲田 3-18-9	(6410)6 400	就労継続支援 B 型
18	おれんじルーム	〃 中央 4-20-3	(6303)7 150	就労継続支援 B 型
19	糞谷作業所	〃 本羽田 1-22-1	(3742)3 460	就労継続支援 B 型
20	サンアップ	〃 仲六郷 4-6-15 2F	(3737)0 895	就労継続支援 B 型
21	みんなの大学校大田校	〃 東海 3-8-2 TSK ビル 4 階	(6822)8 782	就労継続支援 B 型
22	ドリーム トリップ	〃 蒲田 5-44-5	(6451)9 648	就労継続支援 B 型
23	まごめ園	〃 中馬込 2-3-19	(3773)0 777	生活介護・就労継続 支援 B 型
24	ENTAS	〃 西蒲田 4-4-1 2F	(3751)7 650	就労継続支援 B 型・就労移行支援
25	さわやかワークセンター	〃 西蒲田 3-19-1	(5747)5 670	就労継続支援 B 型・就労移行支 援・ 就労定着支援
26	さわやかワークセンター カフェコスモ	〃 蒲田 5-13-14	(3735)2 041	就労継続支援 B 型・就労移行支 援・ 就労定着支援
27	LITALICOワークス蒲田	〃 蒲田 5-44-5 エゾ蒲田 5 丁目ビル	(5714)0 512	就労移行支援
28	ワークイズ	〃 蒲田 5-18-5 第 24 下川ビ ル 501	(6715)9 161	就労移行支援
29	ウェルビー蒲田センター	〃 蒲田 5-49-12 蒲田 M&MI ビル 5 階-2	(6715)8 153	就労移行支援
30	アクセルトライおおた	〃 大森北 2-2-10 AMT 大森ビ ル 5F	(6404)9 991	就労移行支援
31	レインボーワークス	〃 南蒲田 1-1-23 夫婦橋ビ ル 5 階	(6715)8 163	就労移行支援

32	EL-TRUST (エルトラスト) 蒲田	〃 蒲田 5-28-2 MCM ビル 4 階	(5703)8 333	就労移行支援
33	SAKURA蒲田センター	〃 南蒲田 1-1-22 サライトビル 2F	(5714)0 392	就労移行支援・就 労定着支援
34	スワン工舎羽田	〃 羽田旭町 11-1	(6756)7 360	就労移行支援・就 労定着支援
35	Spirit大森センター	〃 山王 3-27-6 大森ラルビル 5 階	(6429)2 336	就労移行支援・就 労定着支援
36	でらいとわーく	〃 蒲田 5-30-15 第 20 下川ビ ル 4F	(6428)6 744	就労移行支援・就 労定着支援
37	大田福祉工場	〃 大森西 2-22-26	(3762)7 611	就労移行支援・就 労継続支援 A 型・ 就労継続支援 B 型・就労定着支援
38	いずみえん	〃 矢口 3-1-5	(3759)5 550	施設入所支援・生 活介護・短期入 所・居宅介護・日 中一時支援
39	アミークス東糞谷	〃 東糞谷 6-4-17	(5735)8 080	施設入所支援・生 活介護・短期入所
40	大田通勤寮	〃 東六郷 1-1-1	(6428)6 676	宿泊型自立訓練
41	こうじや生活支援センター	〃 東糞谷 1-14-14	(5705)0 744	地域活動支援セン ター
42	かまた生活支援センター	〃 西蒲田 4-4-1 3F	(5700)6 761	地域活動支援セン ター
43	雪谷工房	〃 石川町 2-8-2 田村ビル 301	(3720)2 878	地域活動支援セン ター
44	シーエスアデイ	〃 南久が原 2-33-14	(3757)7 817	地域活動支援セン ター
45	サポートネット糞谷	〃 東六郷 2-8-19	(6314)5 097	地域活動支援セン ター
46	サポートネット久が原	〃 久が原 3-32-12	(6410)2 502	地域活動支援セン ター
47	糞谷作業所	〃 本羽田 1-18-21 日興ビル 102 号室	(3742)3 460	地域活動支援セン ター
48	スペース C	〃 大森北 1-12-10-102 シェル ビル	(3762)2 213	地域活動支援セン ター
49	カフェパーチェ	〃 大森北 1-29-15	(3764)0 858	地域活動支援セン ター
50	藤寮	〃 西六郷 1-14-5 サンライ トビル西六郷 201	(3298)0 975	グループホーム
51	たんぼぼ	〃 大森東 2-27-6 コスモ 3 番館	(5493)1 885	グループホーム
52	あじさい寮	〃 西糞谷 2-27-18 慈恵ハイ ツ 3・4 号	(3741)1 659	グループホーム
53	阿部寮	〃 西蒲田 3-17-5	(3754)5 385	グループホーム
54	ドリームスター	〃 南六郷 2-20-4 サンライ トビル 301	(3731)7 403	グループホーム
55	若葉荘	〃 南六郷 2-20-4 サンライ トビル 301	(3732)5 282	グループホーム
56	大森ハウス	〃 大森中 1-20-20	(3298)8 709	グループホーム

57	あざみ寮	〃 大森西 4-9-10 クレール 大森 307	(3298)1 456	グループホーム
58	アイランドホーム	〃 西六郷 1-43-17 スカイガ ーデン 101・201・205	(3734)7 914	グループホーム
59	スカイブルー	〃 大森西 7-4-2 レジデイス 大森 5・6階	(3761)3 345	グループホーム
60	みなづき寮	〃 東蒲田 2-31-2	(3761)3 345	グループホーム
61	まごめ寮	〃 中馬込 3-21-5	(3776)6 925	グループホーム
62	大森南寮	〃 大森南 2-20-18 プチエレ ガンスエフユー 206・302	(3744)6 764	グループホーム
63	高井寮	〃 蒲田本町 2-2-17	(3734)7 917	グループホーム
64	はなうえ荘	〃 大森西 4-6-14	(3755)5 804	グループホーム
65	カーサ久が原	〃 久が原 1-1-6	(3752)4 966	グループホーム
66	はうす池上	〃 池上 7-15-6 アミコート 池上 102	(3755)7 831	グループホーム
67	池上なのはな	〃 池上 7-15-6 アミコート 池上 201	(3755)7 832	グループホーム
68	さくらハウス	〃 大森中 2-15-25 サンハイ ムカワマン 302	(6404)8 423	グループホーム
69	さくらハウス 2	〃 大森中 2-15-25 サンハイ ムカワマン 201	(6404)8 423	グループホーム
70	連携型大田・ふづきの家	〃 東矢口 3-30-12	(6428)6 676	グループホーム
71	山王生活ホーム	〃 山王 2-7-35	(3773)2 319	グループホーム
72	第一幸陽ホーム	〃 西糀谷 2-31-2	(3743)2 588	グループホーム
73	第二幸陽ホーム	〃 西糀谷 2-31-2	(3743)4 544	グループホーム
74	大森西幸陽ホーム	〃 大森西 2-17-22	(6423)1 211	グループホーム
75	西糀谷第三幸陽ホーム	〃 西糀谷 2-28-14-1F	(6423)9 345	グループホーム
76	西糀谷第四幸陽ホーム	〃 西糀谷 2-28-14-2F	(6423)9 345	グループホーム
77	西六郷生活ホーム	〃 西六郷 1-24-3	(3738)9 636	グループホーム
78	南馬込生活ホーム	〃 南馬込 1-18-5	(6423)6 915	グループホーム
79	西蒲田幸陽ホーム	〃 西蒲田 3-15-11	(6423)6 915	グループホーム
80	本羽田げんきの家	〃 本羽田 3-6-8 クレイドル 本羽田 301	(3745)1 212	グループホーム
81	ケアホームアスク池上	〃 池上 5-3-19	(3752)5 861	グループホーム
82	ケアホームアスク南馬込	〃 南馬込 3-20-15	(3752)5 861	グループホーム
83	V i v o	〃 中央 8-27-7	(6320)5 782	グループホーム

84	ケアホーム アリオーン	〃 南久が原 2-10-3	(6715)4 433	グループホーム
85	C i a o	〃 南久が原 2-10-3	(6715)2 224	グループホーム
86	梅の木寮 はな	〃 羽田 2-27-6	(3744)3 739	グループホーム
87	梅の木寮 まる	〃 東糀谷 1-20-5	(5737)3 770	グループホーム
88	グループホームぼえむ	〃 仲六郷 2-23-3 第三松原 ハイツ 1号	(3734)6 530	グループホーム
89	西糀谷和の家	〃 西糀谷 4-5-18	(3745)5 557	グループホーム
90	和の家ハイツ 201	〃 西糀谷 4-5-2 ハイツアオ キ 21 201号室	(3745)5 557	グループホーム
91	きのこ	〃 南蒲田 3-6-2	(6423)7 887	グループホーム
92	きのこ 2	〃 南蒲田 3-6-8 ハウスバン プー307号室	(6423)7 887	グループホーム
93	キャプテン萩中	〃 萩中 2-1-15 ハートフル コラボ 301号	(6423)7 022	グループホーム
94	和のそら	〃 南六郷 2-8-11	(6424)8 100	グループホーム
95	和のいろ	〃 南六郷 2-8-12	(6424)8 100	グループホーム
96	エース	〃 東糀谷 1-20-11	(6423)2 331	グループホーム
97	にっこり	〃 羽田 5-24-2	070(546 8)7199	グループホーム
98	にっこり 2	〃 東糀谷 3-4-14	080(372 7)2544	グループホーム
99	にっこり 3	〃 仲六郷 4-29-3 Kハウス 2 階	070(546 8)7199	グループホーム
100	にっこり 4	〃 仲六郷 2-8-15	080(372 7)2544	グループホーム
101	グループホーム北斗みらい	〃 仲六郷 2-20-6 ウインベ ルソロ仲六郷 101	090(952 1)6281	グループホーム
102	グループホーム北斗みらい 2	〃 仲六郷 2-22-2	090(952 1)6281	グループホーム
103	グループホーム北斗みらい 3	〃 仲六郷 1-45-12	090(952 1)6281	グループホーム
104	グループホーム北斗みらい 4	〃 大森西 1-18-5	090(952 1)6281	グループホーム
105	楽し荘	〃 矢口 1-5-4	(6715)2 640	グループホーム
106	メルヴェイユ糀谷	〃 南蒲田 3-14-15	(6423)6 486	グループホーム
107	楡の木 (にれのき)	〃 仲六郷 4-9-11 サンワフ ファミリア	080(888 6)2941	グループホーム
108	藤の花	〃 西六郷 2-57-10	080(888 6)2941	グループホーム
109	グループホーム トネリコ	〃 多摩川 1-35-13	090(306 6)6499	グループホーム
110	トーチ	〃 中央 7-4-5	090(306 6)6499	グループホーム

111	グループホーム かんらんしゃ	〃 東雪谷 5-27-20	(6451)7 577	グループホーム
112	メルヴェイユ大森南 I	〃 大森南 3-30-18	080(917 0)6332	グループホーム
113	グループホーム HARU 中央	〃 中央 8-1-7 センターハイ ツ戸建	(4570)0 767	グループホーム
114	グループホーム HARU 下丸子	〃 下丸子 2-1-9	(4570)0 767	グループホーム
115	グループホーム HARU 東馬込	〃 東馬込 1-18-3	(4570)0 767	グループホーム
116	グループホーム HARU 東矢口	〃 東矢口 2-12-5	(4570)0 767	グループホーム
117	グループホーム HARU 武蔵新田	〃 下丸子 2-6-5	(4570)0 767	グループホーム
118	グループホームきずな	〃 石川町 2-17-6	(6425)8 843	グループホーム
119	ゴムまり	〃 羽田 4-4-18	(6715)1 218	グループホーム
120	グループホーム ランタナ 仲六郷 の家	〃 仲六郷 2-2-4	090(120 1)4590	グループホーム
121	グループホーム 桜花 久が原	〃 久が原 1-3-4	(6313)6 024	グループホーム
122	グループホーム 桜花 多摩川	〃 多摩川 2-21-20	(6899)1 024	グループホーム
123	グループホーム 桜花 南蒲田	〃 南蒲田 1-18-6	(6887)9 135	グループホーム
124	グループホーム ハイジの家	〃 西蒲田 1-14-8	(6303)5 716	グループホーム
125	グループホーム ハイジの家下丸 子	〃 下丸子 2-16-7-102	045(582)5124	グループホーム
126	ウィズライフ	〃 久が原 3-11-9	(6410)5 038	グループホーム
127	コージネスホーム東矢口	〃 東矢口 1-15-17	(5711)7 100	グループホーム
128	コージネスホーム南六郷	〃 南六郷 1-28-2	(5711)7 100	グループホーム
129	フローリッシュハウス大森町	〃 大森中 1-2-8	(6300)4 841	グループホーム
130	メゾン・ド・ファミーユ	〃 池上 6-22-3	(6410)5 542	グループホーム
131	あじさいホーム	(非公表)	(非公 表)	グループホーム (精神)
132	第2あじさいホーム	(非公表)	(非公 表)	グループホーム (精神)
133	ホーム・サラ	(非公表)	(非公 表)	グループホーム (精神)
134	さくら草	(非公表)	(非公 表)	グループホーム (精神)
135	メゾンしろ	(非公表)	(非公 表)	グループホーム (精神)
136	ホーム蒲田 F	(非公表)	(非公 表)	グループホーム (精神)
137	ホーム蒲田 M	(非公表)	(非公 表)	グループホーム (精神)

138	メゾンまち	(非公表)	(非公表)	グループホーム (精神)
139	ホームめい	(非公表)	(非公表)	グループホーム (精神)
140	ホームそら	(非公表)	(非公表)	グループホーム (精神)
141	Kハウス	(非公表)	(非公表)	グループホーム (精神)
142	ベラミハウス	(非公表)	(非公表)	グループホーム (精神)
143	S Yホーム	(非公表)	(非公表)	グループホーム (精神)
144	935ファミリー・ワン鶴ノ木ハウス	(非公表)	(非公表)	グループホーム (精神)
145	935ファミリー・ワン萩中ハウス	(非公表)	(非公表)	グループホーム (精神)
146	クライスハイム大森東I	(非公表)	(非公表)	グループホーム (精神)
147	ミューチュアル久が原ハウス	(非公表)	(非公表)	グループホーム (精神)
148	ミューチュアル北嶺町ハウス	(非公表)	(非公表)	グループホーム (精神)
149	ザ・スカイコート羽田(1F・2F)	(非公表)	(非公表)	グループホーム (精神)
150	ザ・スカイコート仲池上(1F・2F)	(非公表)	(非公表)	グループホーム (精神)
151	障害者グループホーム いずみ	(非公表)	(非公表)	グループホーム (精神)
152	グループホーム ランタナ 大森の家	(非公表)	(非公表)	グループホーム (精神)
153	グループホーム ランタナ 久が原の家	(非公表)	(非公表)	グループホーム (精神)
154	アプローズ House 多摩川	(非公表)	(非公表)	グループホーム (精神)
155	LITALICO ジュニア蒲田教室	〃 南蒲田 1-1-17 川口ビル 3階	(5714)5288	児童発達支援
156	みなそら 蒲田園	〃 東矢口 1-11-1	(5713)2080	児童発達支援
157	こどもプラスほしの子キッズ	〃 南蒲田 1-1-17 川口ビル 1階 1号室	(6428)6203	児童発達支援
158	こどもプラスほしの子ジュニア	〃 池上 3-39-12 常盤ビル 2階	(6410)6172	児童発達支援
159	リトルコールケア 2nd	〃 南雪谷 4-7-13	(3728)8656	児童発達支援
160	児童発達支援うさぎの学校	〃 多摩川 1-26-28 1階	(6715)2152	児童発達支援
161	スタジオそら大岡山	〃 北千束 3-17-14 2階	(6425)8447	児童発達支援
162	コペルプラス 大森教室	〃 大森北 3-1-10 ライオンズマンション大森北 101号室	(6450)0552	児童発達支援
163	コペルプラス 池上教室	〃 池上 8-2-1 MIAビル 2階	050(1117)8529	児童発達支援
164	くれよんくらぶ	〃 大森北 1-11-3 サカエビル 5階 A号室	(6410)8940	放課後等デイサービス

165	スキップランド南六郷	〃 南六郷 2-27-3	(6753)7 555	放課後等デイサービス
166	発達支援教室スマイル千鳥	〃 千鳥 1-3-19	(6421)8 851	放課後等デイサービス
167	アインクラブ	〃 池上 3-4-9 1階	(6410)4 661	放課後等デイサービス
168	放課後等デイサービス ポジティブ	〃 仲六郷 2-39-7 鈴木ビル 1階	(6424)9 501	放課後等デイサービス
169	スキップランド新蒲田	〃 新蒲田 1-13-7	(6479)9 952	放課後等デイサービス
170	リトル コールケア	〃 南雪谷 4-7-14 2階	(3728)8 656	放課後等デイサービス
171	かたつむりクラブ	〃 池上 3-31-14 ファミールクボタ 1階	(3751)1 661	放課後等デイサービス
172	ゆめクラブ	〃 池上 6-13-11 不二美ビル 1階	(3751)5 335	放課後等デイサービス
173	みなそら矢口園	〃 東矢口 3-30-12 祥明ビル 2F	(6428)7 058	放課後等デイサービス
174	テラコヤキッズゆめ気球教室	〃 蒲田 1-25-7 グレードワン・ヒラタ 1階	(5480)6 676	放課後等デイサービス
175	アインクラブ大森	〃 大森本町 2-26-15 松尾ビル 2階	(6404)9 898	放課後等デイサービス
176	このこのリーフ池上	〃 池上 3-25-5 グリーンパレス 1階	(6410)4 491	放課後等デイサービス
177	ファミリールーム りぼん	〃 中央 8-4-13 KTY中央 101	(6410)3 286	放課後等デイサービス
178	テラス児童デイサービス西蒲田	〃 西蒲田 8-7-14 中野ビル 1階	(6428)7 371	放課後等デイサービス
179	放課後デイ レインボースター	〃 南蒲田 1-1-23	(6424)8 758	放課後等デイサービス
180	でらいとわーくジュニア かまたアフタースクール	〃 蒲田 5-30-15 第20下川ビル 2階	(6428)6 030	放課後等デイサービス
181	K i d' s T e c h 蒲田	〃 西蒲田 7-18-6 ロータスフラットII 2階 1号室	(6428)7 839	放課後等デイサービス
182	ゆめクラブ2	〃 下丸子 1-19-23 CSソレイユ 1階	(6715)0 508	放課後等デイサービス
183	このこのリーフ大森山王	〃 山王 1-31-2 石ビル 2階	(5728)9 037	放課後等デイサービス
184	はるはうすk i d s	〃 東六郷 2-9-16 阿部ビル 1階	(6715)7 366	放課後等デイサービス
185	発達支援教室にじいろL a b o池上	〃 池上 5-14-4 小宮ビル 1階	(6410)2 911	放課後等デイサービス
186	このこのリーフ千鳥町駅前	〃 千鳥 1-19-5 フラット千鳥 1階	(6410)6 307	放課後等デイサービス
187	みなそら梅やしき園	〃 大森西 6-11-21 第2ダイカツビル 2階	(5767)6 166	放課後等デイサービス
188	重症心身障害児 放課後等デイサービスさくらんぼ	〃 大森南 1-21-11 1階	(6423)6 090	放課後等デイサービス
189	放課後等デイサービス こどもラボ	〃 東雪谷 2-12-15	(6421)9 472 9772	放課後等デイサービス
190	ハーティーパーチ久が原	〃 南久が原 2-19-29 植松ビル 2階	(6459)8 068	放課後等デイサービス
191	こどもプラスほしのこアルファ	〃 蒲田 3-15-7	(6424)4 901	放課後等デイサービス

192	カラーズ	〃	蒲田 2-26-3 コリンビル 2階	(6428)7025	放課後等デイサービス
193	社楽	〃	下丸子 2-24-24 千代田工具ビル 2階	(3759)5288	放課後等デイサービス
194	Genius Discovery 馬込教室	〃	南馬込 5-1-9 サンヒルズ K201	(6417)1880	放課後等デイサービス
195	重症心身障害児 放課後等デイサービスれもん	〃	蒲田 1-3-5 STハイム 1階	(6424)8472	放課後等デイサービス
196	放課後デイ Granny 大田	〃	東矢口 2-14-2 ライオンズマンション多摩川	(6715)0526	放課後等デイサービス
197	こどもプラスほしのご池上	〃	池上 6-14-9 JSビル 1階	(6303)5668	放課後等デイサービス
198	このこのリーフ千鳥	〃	千鳥 1-15-11 ツインウッドスクエア 102号	(5755)3715	放課後等デイサービス
199	あかしろきいろ発達支援るーむ	〃	池上 4-30-9-201	(6410)6701	児童発達支援・放課後等デイサービス
200	みなそら多摩川園	〃	田園調布 1-6-3 早川ビル 2階	(5755)5816	児童発達支援・放課後等デイサービス
201	発達支援教室スマイル久が原	〃	久が原 3-37-1 二進ビル久が原 2階	(5700)7225	児童発達支援・放課後等デイサービス
202	こどもプラスほしのご	〃	大森南 3-24-2	(6423)9612	児童発達支援・放課後等デイサービス
203	児童デイパーチェ	〃	大森東 1-35 コーシャハイム大森東 4-108	(6404)8391	児童発達支援・放課後等デイサービス
204	発達支援教室スマイル久が原プラス	〃	南久が原 2-12-14 三立ビル 1階	(6715)0405	児童発達支援・放課後等デイサービス
205	こどもプラスほしのご中央	〃	中央 8-33-3	(5755)3341	児童発達支援・放課後等デイサービス
206	スタジオそら池上	〃	池上 3-32-13 ツインウッドスクエア 201	(5755)3539	児童発達支援・放課後等デイサービス
207	ミリミリ大田	〃	大森西 3-26-3 シュメール稲美 1階	(6312)3858	児童発達支援・放課後等デイサービス
208	こどもケアセンターほっと大田	〃	田園調布 5-45-10	(6715)6241	児童発達支援・放課後等デイサービス
209	prompt	〃	西蒲田 2-7-1 アクイール・セイザン 101号室	(6410)9778	児童発達支援・放課後等デイサービス
210	東京都立北療育医療センター 城南分園	〃	東雪谷 4-5-10	(3727)0521	医療型児童発達支援・ 保育所等訪問支援・生活介護

別紙 65

【資料編】15 その他

3 区内防火水槽一覧

(田園調布消防署管内)

No.	住 所	設 置 場 所 名 称	容量 (t)	設置年度	設 置 者
1	池上 3丁目2番16号	池上平和児童公園	100	昭和63年度	東京消防庁
2	池上 3丁目2番	コジマNEW池上店	40	平成16年度	そ の 他
3	池上 3丁目3番1号	ARROW	40	平成23年度	そ の 他
4	池上 3丁目4番4号	区営池上三丁目アパート	95	昭和48年度	大田区(防災課)
5	池上 3丁目4番4号	池上三丁目児童公園	5	平成5年度	大田区(防災課)
6	池上 3丁目5番17号	ハーモニレジデンス池上	40	平成23年度	そ の 他
7	池上 3丁目18番11号	スカイコート池上壱番館	40	平成22年度	そ の 他
8	池上 3丁目20番10号	池上警察署	40	平成15年度	国
9	池上 3丁目20番2号	タイムズ池上第五駐車場	40	平成8年度	そ の 他
10	池上 3丁目38番17号	徳持神社境内	40	昭和34年度	東京消防庁
11	池上 3丁目40番6号	CITYSPIRE池上	40	平成16年度	そ の 他
12	池上 3丁目40番19号	グランイーグル池上駅前	40	平成16年度	そ の 他
13	池上 4丁目27番	第二方面本部長公舎	40	昭和60年度	東京消防庁
14	池上 4丁目31番10号	シティハウス池上イースト	40	平成19年度	そ の 他
15	池上 6丁目1番8号	ペアクオリティ池上	40	平成2年度	そ の 他
16	池上 6丁目1番15号	藤和シティー池上駅前	40	平成16年度	そ の 他
17	池上 6丁目1番19号	池上総合病院	50	平成13年度	そ の 他
18	池上 6丁目3番10号	池上駅前広場	40	昭和28年度	東京消防庁
19	池上 6丁目4番18号	ブリックタウン小林	40	昭和53年度	そ の 他
20	池上 6丁目7番	池上駅南口	40	令和2年度	そ の 他
21	池上 6丁目8番11号	ナビウス池上駅前	40	平成9年度	そ の 他

22	池上 6丁目 11番 3号	池上ヒミコセラン	40	昭和 56年度	そ の 他
23	池上 6丁目 16番	池上コーポラス	40	昭和 53年度	そ の 他
24	池上 6丁目 27番 5号	セラード池上	40	平成 12年度	そ の 他
25	池上 6丁目 29番 8号	アドウイン池上	20	昭和 63年度	そ の 他
26	池上 6丁目 32番 11号	ブリトニーコート池上	40	平成 7年度	そ の 他
27	池上 6丁目 37番	池上都営アパート	120	昭和 52年度	東 京 都
28	池上 6丁目 37番	池上都営アパート	170	平成 16年度	東 京 都
29	池上 6丁目 40番 3号	徳持高齢者在宅サービスセンター	40	平成 6年度	大 田 区
30	池上 7丁目 18番 1号	徳持小学校	100	昭和 49年度	東 京 消 防 庁
31	池上 8丁目 4番 12号	アコム池上ビル	40	平成 2年度	そ の 他
32	池上 8丁目 13番 4号	徳持児童公園	100	昭和 55年度	東 京 消 防 庁
33	池上 8丁目 15番 8号	池上八丁目第2アパート	40	昭和 53年度	東 京 消 防 庁
34	池上 8丁目 19番 14号	第三曽根ビル	40	昭和 63年度	そ の 他
35	東嶺町 3番 10号	鈴木方	100	戦 前	東 京 消 防 庁
36	東嶺町 8番 14号	入船児童公園	40	昭和 59年度	東 京 消 防 庁
37	東嶺町 12番 18号	松仙児童公園	40	平成 1年度	大田区(防災課)
38	東嶺町 20番 4号	シニアステーション東嶺町	40	昭和 50年度	大田区(防災課)
No.	住 所	設 置 場 所 名 称	容 量 (t)	設 置 年 度	設 置 者
39	東嶺町 20番 4号	東嶺町児童公園	5	平成 4年度	大田区(防災課)
40	東嶺町 20番 4号	東嶺町児童公園	100	平成 14年度	東 京 消 防 庁
41	東嶺町 26番 18号	東嶺公園	100	昭和 58年度	東 京 消 防 庁
42	東嶺町 31番 17号	白山神社	100	昭和 34年度	東 京 消 防 庁
43	東嶺町 35番 15号	ヴォーガコルテ久が原	40	令和 2年度	そ の 他
44	東嶺町 41番 6号	東嶺相生児童公園	40	平成 5年度	大田区(防災課)
45	西嶺町 13番 6号	ベルコリンズ久が原	40	平成 7年度	そ の 他

46	西嶺町 22 番 18 号	観蔵院正善寺	40	昭和 38 年度	東京消防庁
47	西嶺町 22 番 32 号	セントメモリアル西嶺浄苑	100	昭和 55 年度	東京消防庁
48	西嶺町 24 番 2 号	西嶺児童公園	40	平成 13 年度	大田区(防災課)
49	西嶺町 35 番	東急スイミングスクール	40	平成 27 年度	その他
50	北嶺町 3 番 22 号	北嶺町児童公園	40	昭和 62 年度	大田区(防災課)
51	北嶺町 4 番 6 号	ディアレンス南雪谷	40	平成 22 年度	その他
52	北嶺町 5 番 8 号	オーベル雪谷	40	平成 16 年度	その他
53	北嶺町 16 番 1 号	区立かにくぼ公園	100	平成 9 年度	東京消防庁
54	北嶺町 19 番 13 号	北嶺町保育園	40	昭和 58 年度	大田区(防災課)
55	北嶺町 34 番 3 号	本覚寺	100	昭和 37 年度	東京消防庁
56	北嶺町 34 番 11 号	ブランズ大田北嶺	40	平成 4 年度	その他
57	北嶺町 37 番 13 号	タノハラヤビルヂヤスコ	60	昭和 61 年度	その他
58	北嶺町 43 番 6 号	パークホームズ雪谷大塚	40	平成 26 年度	その他
59	北嶺町 44 番 15 号	パークハウス雪谷大塚	40	平成 24 年度	その他
60	田園調布南 3 番 8 号	田園調布南公園	40	昭和 58 年度	大田区(防災課)
61	田園調布南 6 番 10 号	嶺町小学校	100	平成 24 年度	大田区
62	田園調布南 8 番 1 号	パレ田園調布南	30	昭和 62 年度	その他
63	田園調布南 8 番 23 号	田園調布南児童公園	40	昭和 50 年度	大田区(防災課)
64	田園調布南 14 番 4 号	ナイスステージ田園調布	50	平成 14 年度	その他
65	田園調布南 20 番 3 号	京セラ田園調布南マンション	100	平成 4 年度	その他
66	田園調布南 24 番 18 号	密蔵院境内	40	昭和 35 年度	東京消防庁
67	田園調布南 27 番 1 号	都立田園調布高等学校	40	昭和 40 年度	東京消防庁
68	田園調布本町 1 番 9 号	東原くすのき公園	40	平成 1 年度	大田区(防災課)
69	田園調布本町 7 番 1 号	大田区役所第二庁舎	120	昭和 62 年度	大田区
70	田園調布本町 9 番 10 号	田園調布本町児童公園	5	昭和 61 年度	大田区(防災課)

71	田園調本町 13 番 3 号	ザ・パークハウス田園調布本町	40	平成 26 年度	そ の 他
72	田園調布本町 13 番 10 号	田園調布すずめ児童公園	100	平成 1 年度	東 京 消 防 庁
73	田園調布本町 21 番 10 号	東久児童公園	40	昭和 47 年度	大田区(防災課)
74	田園調布本町 26 番 16 号	美富士橋児童公園	5	昭和 60 年度	大田区(防災課)
75	田園調布本町 29 番 2 号	不二電ビル	40	昭和 49 年度	そ の 他
76	田園調布本町 30 番 1 9 号	田園調布本町ガーデンハウス	40	平成 13 年度	そ の 他
77	田園調布本町 32 番 7 号	フローレンス田園調布	40	平成 14 年度	そ の 他
No.	住 所	設 置 場 所 名 称	容量 (t)	設置年度	設 置 者
78	田園調布本町 34 番	グランデイ田園調布	40	昭和 63 年度	そ の 他
79	田園調布本町 39 番 16 号	ディアレンス田園調布	40	平成 22 年度 D	そ の 他
80	田園調布本町 39 番	三菱自動車工業(株)桜丘ハイツ	40	平成 4 年度	そ の 他
81	田園調布本町 39 番	三菱重工工業駐車場	40	平成 23 年度	そ の 他
82	田園調布本町 40 番	三菱重工多摩川寮	100	昭和 51 年度	東 京 消 防 庁
83	田園調布本町 40 番 1 号	クレヴィア田園調布本町	40	平成 23 年度	そ の 他
84	田園調布本町 48 番 6 号	区立ふうの木児童公園	100	平成 14 年度	東 京 消 防 庁
85	田園調布本町 49 番 9 号	オーロヴエルデ田園調布	40	平成 2 年度	そ の 他
86	田園調布 1 丁目 1 番 8 号	田園調布警察署	40	昭和 62 年度	そ の 他
87	田園調布 1 丁目 1 番 27 号	第一分団格納庫	40	昭和 49 年度	東 京 消 防 庁
88	田園調布 1 丁目 2 番 6 号	ベルメゾン田園調布	100	平成 12 年度	東 京 消 防 庁
89	田園調布 1 丁目 10 番 6 号	プレシス田園調布	40	平成 26 年度	そ の 他
90	田園調布 1 丁目 12 番 1 号	ディアナコート田園調布	40	平成 9 年度	そ の 他
91	田園調布 1 丁目 22 番 3 号	田園調布一丁目東公園	40	平成 7 年度	大田区(防災課)
92	田園調布 1 丁目 22 番 3 号	田園調布一丁目東公園	40	昭和 55 年度	大田区(防災課)
93	田園調布 1 丁目 26 番 8 号	西守稲荷神社	40	昭和 35 年度	東 京 消 防 庁
94	田園調布 1 丁目 30 番 2 号	ブランズ田園調布	40	平成 23 年度	そ の 他

95	田園調布 1丁目 40番 14号	二木ゴルフ	40	昭和 60 年度	そ の 他
96	田園調布 1丁目 51番 1号	(旧)多摩川園ラケットクラブ	100	平成 14 年度	東 京 消 防 庁
97	田園調布 1丁目 53番	(旧)多摩川園ラケットクラブ	100	昭和 51 年度	東 京 消 防 庁
98	田園調布 1丁目 53番 1号	(旧)多摩川園ラケットクラブ	40	平成 14 年度	東 京 消 防 庁
99	田園調布 1丁目 53番 7号	宗教法人誠公倫研修所	100	令和 2 年度	そ の 他
100	田園調布 1丁目 53番 10号	(旧)多摩川園ラケットクラブ 北東側	40	昭和 38 年度	東 京 消 防 庁
101	田園調布 1丁目 63番 1号	多摩川台公園南側	40	平成 9 年度	大田区(防災課)
102	田園調布 1丁目 63番 1号	多摩川台公園	40	昭和 40 年度	東 京 消 防 庁
103	田園調布 2丁目 10番 13号	出世稲荷児童公園	40	平成 13 年度	東 京 消 防 庁
104	田園調布 2丁目 10番 13号	出世稲荷児童公園	5	昭和 55 年度	大田区(防災課)
105	田園調布 2丁目 15番 7号	田園調布ヒルズマンション	40	平成 8 年度	そ の 他
106	田園調布 2丁目 20番 16号	区立若竹児童公園	40	昭和 52 年度	東 京 消 防 庁
107	田園調布 2丁目 26番 18号	田園調布パークマンション	40	平成 9 年度	そ の 他
108	田園調布 2丁目 29番 19号	立正佼成会大田教会	100	昭和 60 年度	東 京 消 防 庁
109	田園調布 2丁目 31番	区立田コロ児童公園	40	平成 15 年度	そ の 他
110	田園調布 2丁目 31番 15号	消防団器具置場	40	昭和 39 年度	東 京 消 防 庁
111	田園調布 2丁目 58番 5号	シニアステーション田園調布	40	昭和 52 年度	大田区(防災課)
112	田園調布 2丁目 60番 1号	田園調布中学校	40	昭和 31 年度	東 京 消 防 庁
113	田園調布 3丁目 25番 15号	社団法人田園調布会	100	昭和 39 年度	東 京 消 防 庁
114	田園調布 3丁目 30番 20号	高羅芳光方	100	戦 前	東 京 消 防 庁
115	田園調布 3丁目 30番 25号	小さき花の幼稚園	40	平成 7 年度	そ の 他
116	田園調布 3丁目 43番	カトリック田園調布教会	100	平成 8 年度	東 京 消 防 庁
No.	住 所	設 置 場 所 名 称	容 量 (t)	設 置 年 度	設 置 者
117	田園調布 4丁目 3番 11号	多摩川台公園	40	昭和 40 年度	東 京 消 防 庁
118	田園調布 4丁目 3番 11号	多摩川台公園北側	40	平成 9 年度	大田区(防災課)

119	田園調布 4丁目 17番 15号	児玉万太郎方	40	戦 前	東 京 都
120	田園調布 5丁目 13番 26号	グランドメゾン田園調布	40	平成9年度	そ の 他
121	田園調布 5丁目 19番	雙葉学園高等学園	40	平成12年度	東 京 消 防 庁
122	田園調布 5丁目 19番 2号	雙葉学園	40	平成2年度	そ の 他
123	田園調布 5丁目 30番 16号	八幡神社	40	昭和41年度	東 京 消 防 庁
124	田園調布 5丁目 37番 5号	シャルム田園調布	40	昭和56年度	そ の 他
125	田園調布 5丁目 43番	都立田園調布特別支援学校	40	昭和56年度	東 京 消 防 庁
126	田園調布 5丁目 43番 6号	都立田園調布特別支援学校	40	昭和39年度	東 京 消 防 庁
127	雪谷大塚町 1番 7号	アルプス電気本社ビル西側	60	平成22年度	そ の 他
128	雪谷大塚町 4番 6号	大田区地域基盤整備事務所	40	平成30年度	そ の 他
129	雪谷大塚町 4番 13号	パークホームズ雪谷	60	平成5年度	そ の 他
130	雪谷大塚町 7番 3号	セリゼ雪谷	40	昭和42年度	東 京 消 防 庁
131	雪谷大塚町 9番 2号	グランダ雪谷	40	平成30年度	そ の 他
132	雪谷大塚町 11番 9号	ストークスクラダ雪谷	40	平成4年度	そ の 他
133	雪谷大塚町 11番 13号	ライオンズマンション	40	平成24年度	そ の 他
134	雪谷大塚町 12番 1号	調布大塚小学校	100	平成9年度	東 京 消 防 庁
135	雪谷大塚町 13番 20号	ふくし公園	100	昭和48年度	東 京 消 防 庁
136	雪谷大塚町 13番 22号	田園調布消防署車庫	60	昭和48年度	東 京 消 防 庁
137	雪谷大塚町 17番 21号	雪谷大塚中央児童公園	40	昭和55年度	大田区(防災課)
138	鶉の木 1丁目 2番 7号	久が原レジデンス	40	平成26年度	そ の 他
139	鶉の木 1丁目 2番 14号	しんせい児童公園	5	平成1年度	大田区(防災課)
140	鶉の木 1丁目 2番 18号	グリーンヒル鶉の木	40	平成12年度	そ の 他
141	鶉の木 1丁目 5番 2号	ブルンズシティ久が原	100	平成28年度	そ の 他
142	鶉の木 1丁目 12番	ワザック大田・鶉の木	40	令和元年度	そ の 他
143	鶉の木 1丁目 17番 25号	東急トエルアルス鶉の木	40	平成5年度	そ の 他

144	鶺鴒の木 1丁目19番18号	東急トエルアルス鶺鴒の木イーストコート	40	平成8年度	そ の 他
145	鶺鴒の木 2丁目6番6号	A X A S 鶺鴒の木アジュールコート	40	平成26年度	そ の 他
146	鶺鴒の木 2丁目8番4号	金羊社本社ビル	40	平成20年度	そ の 他
147	鶺鴒の木 2丁目9番15号	東京法務局城南出張所	40	平成11年度	国
148	鶺鴒の木 2丁目12番16号	ライトテラス多摩川	40	令和元年度	そ の 他
149	鶺鴒の木 2丁目29番6号	シャリエ鶺鴒の木プレイス	40	平成23年度	そ の 他
150	鶺鴒の木 2丁目32番20号	鶺鴒の木二丁目児童公園	100	昭和51年度	東京消防庁
151	鶺鴒の木 2丁目35番1号	南多摩川ハイツ	20	昭和49年度	そ の 他
152	鶺鴒の木 2丁目39番1号	東京高等学校	40	平成17年度	そ の 他
153	鶺鴒の木 2丁目39番1号	東京高等学校	60	平成17年度	そ の 他
154	鶺鴒の木 2丁目40番7号	あおぞら児童公園	40	昭和43年度	東京消防庁
155	鶺鴒の木 2丁目41番2号	アデニウム鶺鴒の木	40	平成25年度	そ の 他
No.	住 所	設 置 場 所 名 称	容量 (t)	設置年度	設 置 者
156	鶺鴒の木 3丁目11番13号	多摩堤保育園	40	昭和52年度	大田区(防災課)
157	鶺鴒の木 3丁目15番20号	リステージ 鶺鴒の木ウィルフレール	40	平成19年度	そ の 他
158	鶺鴒の木 3丁目19番1号	アットホームレジデンス	44	平成26年度	そ の 他
159	鶺鴒の木 3丁目22番1号	鶺鴒の木三丁目アパート	40	平成23年度	東京消防庁
160	鶺鴒の木 3丁目22番13号	鶺鴒の木三丁目児童公園	100	昭和63年度	東京消防庁
161	鶺鴒の木 3丁目23番8号	多摩川ガーデンハウス	40	平成11年度	そ の 他
162	鶺鴒の木 3丁目24番2号	スーパーマーケットライフ	40	平成28年度	そ の 他
163	鶺鴒の木 3丁目24番13号	鶺鴒の木三丁目中央児童公園	100	昭和56年度	東京消防庁
164	鶺鴒の木 3丁目25番4号	フェニックスエルミタージュ	40	平成16年度	そ の 他
165	鶺鴒の木 3丁目33番12号	西まちなみ整備課資材置場	100	昭和51年度	東京消防庁
166	鶺鴒の木 3丁目34番7号	鶺鴒の木児童公園	40	昭和48年度	大田区(防災課)
167	千鳥 1丁目1番3号	くさっぱら公園	100	平成8年度	東京消防庁

168	千鳥 1丁目1番25号	アールブラン久が原	40	平成16年度	そ の 他
169	千鳥 1丁目1番25号	こぼと児童公園	5	昭和62年度	大田区(防災課)
170	千鳥 1丁目13番17号	コスモ千鳥町ロイヤルフォルム	40	平成2年度	そ の 他
171	千鳥 2丁目1番10号	アーバンドエル千鳥町	40	昭和59年度	そ の 他
172	千鳥 2丁目3番15号	つきやま公園	100	平成23年度	東京消防庁
173	千鳥 2丁目3番15号	東京朝鮮初級学校	52	平成26年度	そ の 他
174	千鳥 2丁目9番20号	レジディア千鳥町	40	平成19年度	そ の 他
175	千鳥 2丁目10番8号	アオキ千鳥総本店	40	平成30年度	そ の 他
176	千鳥 2丁目12番8号	麒麟ビバレッジ(株)	40	平成3年度	そ の 他
177	千鳥 2丁目28番13号	ちどりみなみ児童公園	100	昭和50年度	東京消防庁
178	千鳥 2丁目28番17号	プラムハイツ千鳥	50	平成14年度	大 田 区
179	千鳥 2丁目33番1号	(株)島忠	146	昭和58年度	そ の 他
180	千鳥 2丁目34番25号	ケアホーム千鳥	40	昭和56年度	東京消防庁
181	南久が原 1丁目4番	大森第七中グラウンド	40	昭和32年度	東京消防庁
182	南久が原 1丁目4番	大森第七中グラウンド	100	昭和49年度	東京消防庁
183	南久が原 1丁目16番18号	コアラ児童公園	100	平成1年度	東京消防庁
184	南久が原 1丁目17番15号	南久が原児童公園	40	平成2年度	東京消防庁
185	南久が原 2丁目1番1号	久保井ビル	40	昭和53年度	そ の 他
186	南久が原 2丁目2番7号	すみれ児童公園	40	昭和58年度	大田区(防災課)
187	南久が原 2丁目10番5号	南久が原さつき児童公園	5	昭和61年度	大田区(防災課)
188	南久が原 2丁目11番4号	南久が原二丁目児童公園	40	昭和53年度	東京消防庁
189	南久が原 2丁目17番1号	東調布第三小学校	40	昭和31年度	東京消防庁
190	南久が原 2丁目24番18号	全農鶴の木共同住宅	40	昭和35年度	東京消防庁
191	南久が原 2丁目25番10号	フロンティア南久が原	40	平成16年度	そ の 他
192	久が原 1丁目2番5号	久が原福祉園	40	平成4年度	大 田 区

193	久が原 1丁目2番25号	ニチイホーム久が原	40	平成28年度	その他
194	久が原 1丁目2番17号	道々橋のぞみ児童公園	40	平成6年度	大田区(防災課)
No.	住 所	設 置 場 所 名 称	容量 (t)	設置年度	設 置 者
195	久が原 1丁目3番6号	ライオンズ久が原ホセティックハウス	40	平成22年度	その他
196	久が原 1丁目3番12号	クリスタルパレスⅢ	40	平成8年度	その他
197	久が原 1丁目5番12号	ファミネス・久が原	40	平成16年度	その他
198	久が原 1丁目6番8号	パティオ久が原	40	昭和61年度	その他
199	久が原 1丁目7番9号	道々橋八幡神社	40	昭和34年度	東京消防庁
200	久が原 1丁目12番3号	ウエルズパーク久が原	40	平成13年度	その他
201	久が原 1丁目14番1号	都立雪谷高等学校	100	昭和54年度	東京消防庁
202	久が原 1丁目25番6号	松仙さくら児童公園	40	平成3年度	東京消防庁
203	久が原 2丁目3番1号	久が原久根児童公園	40	平成8年度	大田区(防災課)
204	久が原 2丁目3番19号	クリオ久が原	40	平成23年度	その他
205	久が原 2丁目10番2号	久が原二丁目児童公園	100	昭和53年度	東京消防庁
206	久が原 2丁目11番1号	グランフォセット久が原	40	平成16年度	その他
207	久が原 2丁目15番7号	グランティワヤル久が原久が原	45	平成13年度	その他
208	久が原 2丁目16番16号	久が原なかよし児童公園	40	昭和63年度	大田区(防災課)
209	久が原 2丁目18番4号	久が原東部八幡神社	40	昭和35年度	東京消防庁
210	久が原 2丁目20番5号	ニューハイム久が原	42	昭和49年度	その他
211	久が原 2丁目21番22号	パークホームズ久が原	40	平成19年度	その他
212	久が原 2丁目23番27号	オーベル久が原	40	平成23年度	その他
213	久が原 2丁目25番25号	ウエルケアガーデン久が原	40	平成28年度	その他
214	久が原 3丁目13番7号	久が里児童公園	100	昭和58年度	東京消防庁
215	久が原 3丁目27番18号	久が原公園	100	昭和61年度	東京消防庁
216	久が原 4丁目2番7号	久が原西部八幡児童遊園	40	昭和38年度	東京消防庁

217	久が原 4丁目 12番 10号	久が原小学校	40	平成 14 年度	大 田 区
218	久が原 4丁目 16番 7号	久が原四丁目児童公園	100	昭和 52 年度	東 京 消 防 庁
219	久が原 4丁目 35番 6号	セルシオシティ久が原	40	平成 15 年度	そ の 他
220	久が原 5丁目 1番 1 号	トミンハイム久が原	40	平成 14 年度	そ の 他
221	久が原 5丁目 2番 8 号	㈱寺岡精工	40	平成 30 年度	そ の 他
222	久が原 5丁目 2番 1 0号	セレニティ久が原	40	平成 20 年度	そ の 他
223	久が原 5丁目 3番 4 号	ライオンズマンション 久が原	40	昭和 58 年度	そ の 他
224	久が原 5丁目 3番 12 号	三菱自販㈱	40	平成 6 年度	そ の 他
225	久が原 5丁目 4番 22 号	久が原東児童公園	40	昭和 46 年度	東 京 消 防 庁
226	久が原 5丁目 7番 20 号	久が原さくら児童公園	100	平成 13 年度	東 京 消 防 庁
227	久が原 5丁目 7番 20 号	久が原さくら児童公園	40	平成 4 年度	大田区(防災課)
228	久が原 5丁目 13番 12号	株式会社寺岡精工	100	平成 2 年度	そ の 他
229	久が原 5丁目 14番 14号	ライオンズプラザ久が 原	40	平成 8 年度	そ の 他
230	久が原 5丁目 15番 1号	ニューハイム池上	40	昭和 49 年度	そ の 他
231	久が原 5丁目 16番 20号	プライムハイツ久が原	40	平成 11 年度	大 田 区
232	久が原 5丁目 24番 7号	久が原クラブ	40	平成 8 年度	東 京 消 防 庁
233	久が原 5丁目 24番 10号	久が原南台児童公園	40	昭和 37 年度	東 京 消 防 庁
No.	住 所	設 置 場 所 名 称	容 量 (t)	設置年度	設 置 者
234	久が原 5丁目 27番	ヒルズ久が原	100	平成 11 年度	そ の 他
235	久が原 5丁目 29番 11号	ヴェーセント久が原	40	平成 30 年度	そ の 他
236	久が原 6丁目 7番 4 号	スクランブルパーク公 園	40	平成 16 年度	東 京 消 防 庁
237	久が原 6丁目 8番 7 号	世界心道教	100	平成 8 年度	東 京 消 防 庁
238	久が原 6丁目 26番 5号	千鳥いこい公園	40	昭和 53 年度	大田区(防災課)
239	久が原 6丁目 26番 5号	千鳥いこい公園東側	100	平成 7 年度	東 京 消 防 庁
240	久が原 6丁目 26番 5号	千鳥いこい公園西側	100	平成 7 年度	東 京 消 防 庁

241	南千束 1丁目1番8号	ボンセジュール南千束	40	平成27年度	その他
242	南千束 1丁目3番1号	洗足ミナミプラザ	40	平成4年度	その他
243	南千束 1丁目19番1号	南千束東児童公園	100	平成4年度	東京消防庁
244	南千束 1丁目21番20号	三菱UFJ銀行千束寮	40	昭和39年度	東京消防庁
245	南千束 1丁目29番1号	東京工業大学洗足池ハウス	40	平成28年度	その他
246	南千束 2丁目2番10号	洗足池図書館	40	平成8年度	その他
247	南千束 2丁目6番16号	ザ・パークハウス洗足池桜山	40	平成23年度	その他
248	南千束 2丁目12番	洗足池公園	100	平成11年度	東京消防庁
249	南千束 2丁目15番8号	洗足池公園	100	昭和48年度	東京消防庁
250	南千束 2丁目22番13号	フレンシア洗足池	40	平成25年度	その他
251	南千束 2丁目25番17号	ハイコート洗足池	40	平成25年度	その他
252	南千束 3丁目27番3号	ナイスアーバン洗足池公園	40	平成7年度	その他
253	北千束 1丁目4番6号	株式会社トーカドエナジー	40	平成2年度	その他
254	北千束 1丁目4番10号	アピス洗足	40	平成16年度	その他
255	北千束 1丁目14番8号	岸田勇方	40	昭和34年度	東京消防庁
256	北千束 1丁目18番16号	ノートレーブ大岡山	40	平成13年度	その他
257	北千束 1丁目19番	清水窪児童公園	40	平成13年度	東京消防庁
258	北千束 1丁目19番3号	清水窪児童公園	5	平成1年度	大田区(防災課)
259	北千束 1丁目20番15号	清水窪小学校	40	昭和31年度	東京消防庁
260	北千束 1丁目26番5号	岸田敏一方	40	昭和50年度	東京消防庁
261	北千束 1丁目29番	区立北千束北児童公園	100	平成29年度	東京消防庁
262	北千束 1丁目29番12号	北千束北児童公園	100	昭和60年度	東京消防庁
263	北千束 1丁目42番8号	ベルクハイム大岡山	40	平成1年度	その他
264	北千束 1丁目45番6号	東急ウェリナ大岡山	40	平成19年度	その他
265	北千束 1丁目48番2号	大岡山駅前駐輪場	40	平成16年度	その他

266	北千束 2丁目1番6号	昭和大学洗足キャンパス4号棟	40	平成3年度	その他
267	北千束 2丁目19番9号	北千束児童公園	40	昭和60年度	東京消防庁
268	北千束 2丁目19番9号	北千束児童公園	5	昭和58年度	大田区(防災課)
269	北千束 2丁目20番4号	スタジオデン洗足	40	平成30年度	その他
270	北千束 2丁目26番15号	アルス洗足	40	平成14年度	その他
271	北千束 3丁目2番9号	あすなろ児童公園	40	昭和52年度	東京消防庁
272	北千束 3丁目16番1号	千束児童遊園	5	昭和63年度	大田区(防災課)
No.	住 所	設 置 場 所 名 称	容 量 (t)	設 置 年 度	設 置 者
273	北千束 3丁目19番24号	フォレンジィー大岡山	40	平成27年度	その他
274	北千束 3丁目24番16号	千東西児童公園	40	昭和58年度	大田区(防災課)
275	北千束 3丁目24番16号	千東西児童公園	40	平成15年度	東京消防庁
276	北千束 3丁目28番1号	パークホームズ大岡山	40	平成27年度	その他
277	石川町 1丁目1番	東工大石川台単身寮北西	40	昭和56年度	国
278	石川町 1丁目1番	石川台3号館東側	40	昭和39年度	東京消防庁
279	石川町 1丁目3番2号	石川町上の台公園	40	昭和59年度	東京消防庁
280	石川町 1丁目13番12号	呑川緑道拠点	40	平成2年度	東京消防庁
281	石川町 1丁目17番13号	桑の木児童公園	40	昭和52年度	大田区(防災課)
282	石川町 1丁目31番	東工大大岡山南4号館東側	40	平成21年度	その他
283	石川町 1丁目31番	東工大本館北西角	72	昭和48年度	国
284	石川町 1丁目31番	東京工業大学ボイラー室南	40	昭和56年度	その他
285	石川町 1丁目31番	東工大本館東側	195	昭和48年度	国
286	石川町 1丁目31番	東工大本館南西角	72	昭和48年度	国
287	石川町 1丁目31番1号	東京工業大学西9号館	40	平成16年度	国
288	石川町 2丁目1番1号	エイワンビル石川台マンション	40	昭和58年度	その他
289	石川町 2丁目1番3号	グリディエ	40	平成23年度	その他

290	石川町 2丁目1番7号	NTT 横駐車場	100	昭和 49 年度	東京消防庁
291	石川町 2丁目2番14号	石川町二丁目児童公園	5	昭和 63 年度	大田区(防災課)
292	石川町 2丁目3番16号	プレステート石川台	40	平成 7 年度	そ の 他
293	石川町 2丁目7番20号	パスティーユ石川台	40	平成 7 年度	そ の 他
294	石川町 2丁目15番3号	石川町二丁目第三児童公園	40	平成 1 年度	東京消防庁
295	石川町 2丁目19番1号	石川公園	40	昭和 61 年度	大田区(防災課)
296	石川町 2丁目28番8号	アルプスアルパイン研修センター	40	平成 30 年度	そ の 他
297	石川町 2丁目31番7号	ヒューリックコート雪が谷	40	昭和 38 年度	東京消防庁
298	石川町 2丁目32番18号	オーベル雪が谷大塚	40	平成 15 年度	そ の 他
299	石川町 2丁目33番1号	パークハイム雪が谷	40	平成 7 年度	そ の 他
300	石川町 2丁目33番2号	石川台児童公園	5	平成 1 年度	大田区(防災課)
301	仲池上 1丁目1番10号	ブライトンヒルズ綱島園	40	平成 4 年度	そ の 他
302	仲池上 1丁目3番20号	仲池上富士見児童公園	40	昭和 62 年度	東京消防庁
303	仲池上 1丁目10番20号	仲池上ガーデンヒルズ	40	平成 9 年度	そ の 他
304	仲池上 1丁目13番13号	コスモ西馬込	40	平成 7 年度	そ の 他
305	仲池上 1丁目14番22号	子安八幡神社	40	昭和 43 年度	東京消防庁
306	仲池上 1丁目17番15号	ホンダカーズ仲池上店	40	平成 26 年度	そ の 他
307	仲池上 1丁目20番6号	レジデンス西馬込	40	平成 19 年度	そ の 他
308	仲池上 1丁目24番11号	道々橋第二児童公園	40	昭和 53 年度	東京消防庁
309	仲池上 1丁目26番1号	アールブラン西馬込Ⅲ	40	平成 14 年度	そ の 他
310	仲池上 1丁目26番8号	アローネ大森	40	平成 15 年度	そ の 他
311	仲池上 1丁目26番18号	ライオンズガーデン仲池上	40	平成 14 年度	そ の 他
No.	住 所	設 置 場 所 名 称	容量 (t)	設置年度	設 置 者
312	仲池上 1丁目27番24号	味の素(株)大田社宅	40	平成 8 年度	そ の 他
313	仲池上 1丁目27番16号	ライオンズマンション西馬込	40	平成 8 年度	そ の 他

314	仲池上 1丁目 29番 17号	醍醐倉庫株式会社	40	平成3年度	そ の 他
315	仲池上 1丁目 31番 1号	東京マイコープ大田セ ンター	40	平成15年度	そ の 他
316	仲池上 1丁目 31番 5号	日本ロジテム	40	平成2年度	そ の 他
317	仲池上 1丁目 31番 5号	日本ロジテム	40	平成1年度	そ の 他
318	仲池上 1丁目 33番 9号	イリーゼ仲池上	40	平成29年度	そ の 他
319	仲池上 2丁目 6番 16 号	仲池上二丁目第二児童 公園	5	昭和63年度	大田区(防災課)
320	仲池上 2丁目 8番 9 号	仲池上二丁目児童公園	100	昭和53年度	東京消防庁
321	仲池上 2丁目 9番 4 号	日東工器株式会社本社 ビル北側	40	平成22年度	そ の 他
322	仲池上 2丁目 11番 10号	センチュリーハイツ西 馬込	45	平成14年度	そ の 他
323	仲池上 2丁目 12番 11号	根方児童公園	5	平成4年度	大田区(防災課)
324	仲池上 2丁目 13番 1号	大森第十中学校	100	昭和49年度	東京消防庁
325	仲池上 2丁目 14番 5号	パークアクシス西馬込	40	平成30年度	そ の 他
326	仲池上 2丁目 20番 3号	ドレッセ西馬込	40	平成26年度	そ の 他
327	仲池上 2丁目 20番 4号	オーケーストア仲池上	40	平成22年度	そ の 他
328	仲池上 2丁目 21番 2号	アールブラン西馬込	50	平成15年度	そ の 他
329	仲池上 2丁目 21番 5号	パークホームズ西馬込	40	平成19年度	そ の 他
330	仲池上 2丁目 21番 7号	カーサフロレスタ参番 館	40	平成16年度	そ の 他
331	仲池上 2丁目 22番 1号	池上パークファミリア	80	昭和54年度	そ の 他
332	仲池上 2丁目 23番 4号	ループル西馬込参番館	40	平成30年度	そ の 他
333	仲池上 2丁目 24番 20号	ココファン仲池上	40	平成27年度	そ の 他
334	仲池上 2丁目 27番 13号	仲池上児童公園	100	平成2年度	東京消防庁
335	東雪谷 1丁目 1番 3 号	パークノヴァ洗足池	40	平成2年度	そ の 他
336	東雪谷 1丁目 2番 3 号	シャンポール洗足池	100	昭和50年度	そ の 他
337	東雪谷 1丁目 8番 4 号	リストレジデンス洗足 池	40	平成27年度	そ の 他
338	東雪谷 1丁目 13番 4号	東雪谷あすなろ児童公 園	40	昭和53年度	東京消防庁

339	東雪谷 1丁目 27番 4号	グランフォート洗足池	40	平成 16 年度	そ の 他
340	東雪谷 2丁目 1番 9 号	パレブラン	40	平成 2 年度	そ の 他
341	東雪谷 2丁目 3番 12 号	文教大学付属小学校	40	平成 25 年度	そ の 他
342	東雪谷 2丁目 5番 11 号	グランサツ東雪谷	45	平成 13 年度	そ の 他
343	東雪谷 2丁目 7番 2 号	ライオンズプラザ石川 台	40	平成 6 年度	そ の 他
344	東雪谷 2丁目 13番 3号	カスターリア雪谷	40	平成 19 年度	そ の 他
345	東雪谷 2丁目 22番 18号	パークハウス東雪谷	40	平成 16 年度	そ の 他
346	東雪谷 2丁目 23番 13号	サンマンションアトレ 東雪谷	40	平成 9 年度	そ の 他
347	東雪谷 2丁目 25番 1号	雪ヶ谷八幡神社	40	昭和 38 年度	東 京 消 防 庁
348	東雪谷 2丁目 35番 5号	昂児童公園	40	平成 3 年度	大田区(防災課)
349	東雪谷 3丁目 6番 2 号	雪谷特別出張所	40	平成 2 年度	大田区(防災課)
350	東雪谷 3丁目 15番 19号	住友倉庫東雪谷寮	40	平成 5 年度	そ の 他
No.	住 所	設 置 場 所 名 称	容量 (t)	設置年度	設 置 者
351	東雪谷 3丁目 25番 6号	ピノキオ児童公園	40	平成 5 年度	大田区(防災課)
352	東雪谷 4丁目 3番 9 号	ファミリーグラン東雪 谷	40	平成 11 年度	そ の 他
353	東雪谷 4丁目 5番 10 号	公社荏原病院職務住宅	40	平成 6 年度	そ の 他
354	東雪谷 4丁目 5番 10 号	城南分園	40	平成 6 年度	そ の 他
355	東雪谷 4丁目 5番	公社荏原病院南門	100	平成 5 年度	東 京 消 防 庁
356	東雪谷 4丁目 5番 10 号	公社荏原病院東側	50	平成 6 年度	東 京 都
357	東雪谷 4丁目 5番 10 号	公社荏原病院	100	昭和 53 年度	東 京 消 防 庁
358	東雪谷 4丁目 5番 10 号	公社荏原病院看護学校	40	平成 6 年度	そ の 他
359	東雪谷 4丁目 5番 28 号	都立荏原看護専門学校	40	平成 28 年度	そ の 他
360	東雪谷 4丁目 10番 10号	ローズウッド雪谷	40	平成 9 年度	そ の 他
361	東雪谷 4丁目 15番 4号	財務省雪谷住宅	40	昭和 40 年度	東 京 消 防 庁
362	東雪谷 4丁目 15番 4号	財務省雪谷住宅	40	平成 5 年度	国

363	東雪谷 4丁目 19番 2号	クレヴィア東雪谷	40	平成 24 年度	そ の 他
364	東雪谷 4丁目 21番 11号	レジデンス FFM雪谷	40	平成 8 年度	そ の 他
365	東雪谷 4丁目 21番 16号	ザ・パークハウス東雪谷	40	平成 23 年度	そ の 他
366	東雪谷 4丁目 22番 10号	東雪谷四丁目児童公園	5	昭和 59 年度	大田区(防災課)
367	東雪谷 5丁目 11番 8号	東雪児童公園	5	平成 2 年度	大田区(防災課)
368	東雪谷 5丁目 31番 1号	パークハイム東雪谷	40	平成 10 年度	そ の 他
369	東雪谷 5丁目 35番 12号	グリーンヒル雪谷	40	昭和 53 年度	そ の 他
370	東雪谷 5丁目 36番 1号	東雪谷プレイス	40	平成 10 年度	そ の 他
371	南雪谷 1丁目 2番 1 号	藤和シティーホームズ 雪が谷	100	戦 前	東京消防庁
372	南雪谷 1丁目 2番 5 号	レジディア南雪谷	40	平成 20 年度	そ の 他
373	南雪谷 1丁目 3番 3 号	ループル雪が谷大塚	40	平成 22 年度	そ の 他
374	南雪谷 1丁目 3番 4 号	アルカサーノ雪が谷	27	昭和 55 年度	そ の 他
375	南雪谷 1丁目 5番 2 号	アストロデザイン	40	平成 17 年度	そ の 他
376	南雪谷 1丁目 12番	サンハイム雪谷大塚	40	令和 2 年度	そ の 他
377	南雪谷 1丁目 14番 11号	シャトレ飯田	40	昭和 61 年度	そ の 他
378	南雪谷 1丁目 20番 2号	フェアロージュ南雪谷	40	平成 12 年度	そ の 他
379	南雪谷 2丁目 5番	シルクハウス雪谷	40	平成 10 年度	そ の 他
380	南雪谷 2丁目 5番 8 号	レジデンス雪谷大塚	40	平成 21 年度	そ の 他
381	南雪谷 2丁目 11番 16号	ブランズ南雪谷	40	平成 24 年度	そ の 他
382	南雪谷 2丁目 12番 5号	東急ドエルアルス南雪 谷	60	平成 13 年度	そ の 他
383	南雪谷 2丁目 15番 13号	KDXレジデンス雪谷 大塚	40	平成 17 年度	そ の 他
384	南雪谷 2丁目 18番 2号	ライオンズマンション 雪谷大塚	40	昭和 62 年度	そ の 他
385	南雪谷 3丁目 1番 18 号	グレースシアハウス南雪 谷	40	平成 23 年度	そ の 他
386	南雪谷 3丁目 5番 3 号	グランハイツ南雪谷	40	平成 19 年度	そ の 他
387	南雪谷 3丁目 7番 17 号	日下山児童公園	40	平成 6 年度	大田区(防災課)

388	南雪谷 3丁目 11番 16号	清明学園グラウンド	40	昭和 52 年度	東京消防庁
389	南雪谷 3丁目 12番 13号	清明学園	40	昭和 34 年度	東京消防庁
No.	住 所	設 置 場 所 名 称	容量 (t)	設置年度	設 置 者
390	南雪谷 3丁目 20番 10号	南雪ヶ谷ハイデنز	40	昭和 55 年度	そ の 他
391	南雪谷 3丁目 22番 1号	ニチレイ研修センター	40	平成 7 年度	そ の 他
392	南雪谷 4丁目 2番 17 号	南雪谷四丁目児童公園	40	昭和 58 年度	東京消防庁
393	南雪谷 4丁目 13番 16号	区立市ヶ谷方児童公園	40	平成 11 年度	東京消防庁
394	南雪谷 4丁目 17番 10号	みゆき児童公園	40	平成 8 年度	大田区(防災課)
395	南雪谷 5丁目 6番 7 号	グランヴェール南雪谷	50	平成 13 年度	そ の 他
396	南雪谷 5丁目 13番 1号	東調布公園	40	昭和 40 年度	東京消防庁
397	南雪谷 5丁目 14番 13号	東洋製罐(株)コーポ南雪 谷	40	平成 9 年度	そ の 他
398	南雪谷 5丁目 15番 1号	南雪谷ハイライズ	60	平成 12 年度	そ の 他
399	南雪谷 5丁目 17番 14号	ファミリーグラン南雪 ヶ谷	40	平成 16 年度	そ の 他
400	南雪谷 5丁目 20番 10号	ミオカステーロ雪ヶ谷	40	平成 16 年度	そ の 他
401	上池台 1丁目 1番 6 号	三慶ビル上池台マンシ ョン	60	平成 22 年度	そ の 他
402	上池台 1丁目 12番 8号	ハイツベルグ上池台	40	昭和 61 年度	そ の 他
403	上池台 1丁目 15番 20号	リストレジデンス長原	40	平成 29 年度	そ の 他
404	上池台 1丁目 20番 4号	メインステージ洗足池	20	平成 24 年度	そ の 他
405	上池台 1丁目 20番 18号	プライムアーバン長原 上池台	40	平成 19 年度	そ の 他
406	上池台 1丁目 23番 2号	東京昭和幼稚園	100	平成 12 年度	東京消防庁
407	上池台 1丁目 39番 3号	ピアース上池台	40	平成 15 年度	そ の 他
408	上池台 1丁目 44番 1号	ライオンズマンション 上池台	40	昭和 60 年度	そ の 他
409	上池台 1丁目 46番 5号	コート上池台	40	昭和 56 年度	そ の 他
410	上池台 1丁目 48番 20号	小池けやき公園	100	平成 11 年度	東京消防庁
411	上池台 2丁目 5番 10 号	チャームスイート洗足 池	40	平成 30 年度	そ の 他

412	上池台 2丁目 39番 17号	サンライズハイツ上池台	40	平成2年度	そ の 他
413	上池台 3丁目 13番 19号	アデニウム洗足池南	40	平成16年度	そ の 他
414	上池台 3丁目 16番 15号	上池台三丁目公園	100	昭和59年度	東 京 消 防 庁
415	上池台 3丁目 19番 6号	せみやま児童公園	5	平成4年度	大田区(防災課)
416	上池台 3丁目 25番 12号	ダイアパレス上池台ブ ライトヒル	50	平成14年度	そ の 他
417	上池台 4丁目 19番 4号	上池台射水坂公園	100	平成13年度	東 京 消 防 庁
418	上池台 4丁目 19番 4号	上池台射水坂公園	40	昭和49年度	大田区(防災課)
419	上池台 4丁目 22番 5号	ブライズ上池台	40	平成23年度	そ の 他
420	上池台 4丁目 33番 17号	はなみずき児童公園	100	平成1年度	東 京 消 防 庁
421	上池台 4丁目 40番 5号	ライフ上池台店	40	平成25年度	そ の 他
422	上池台 4丁目 41番 5号	上池台四丁目公園	100	平成1年度	東 京 消 防 庁
423	上池台 4丁目 41番 5号	上池台四丁目公園	5	昭和54年度	大田区(防災課)
424	上池台 5丁目 1番 1 号	ジェイパーク上池台	40	平成16年度	そ の 他
425	上池台 5丁目 1番 5 号	ペアパレス上池台 No2	40	昭和58年度	そ の 他
426	上池台 5丁目 5番 1 号	上池台障害者福祉会館	40	昭和54年度	大田区(防災課)
427	上池台 5丁目 5番 9 号	リーベスト上池台	50	平成13年度	そ の 他
428	上池台 5丁目 7番 1 号	社会福祉法人響会 好 日苑	40	平成9年度	そ の 他
No.	住 所	設 置 場 所 名 称	容 量 (t)	設置年度	設 置 者
429	上池台 5丁目 9番 5 号	プラハ上池台ヒルズア クシア	40	平成15年度	そ の 他
430	上池台 5丁目 11番 9号	エルセレブ上池台	40	平成15年度	そ の 他
431	上池台 5丁目 14番 9号	小田嶋三郎方	40	戦 前	東 京 消 防 庁
432	上池台 5丁目 15番 5号	稲荷坂児童公園	40	昭和61年度	東 京 消 防 庁
433	上池台 5丁目 17番 21号	ライオンズヒルズ上池 台	40	平成16年度	そ の 他
434	上池台 5丁目 19番 1号	パークホームズ上池台 ヒル	40	平成16年度	そ の 他
435	上池台 5丁目 23番 5号	東急ストアー上池台店	50	平成13年度	そ の 他

436	上池台 5丁目 25番 2号	パークハイム上池台	40	平成2年度	そ の 他
437	上池台 5丁目 29番 5号	プリメール上池台	40	平成6年度	東 京 消 防 庁
438	上池台 5丁目 31番 12号	ループル上池台	40	平成30年度	そ の 他
439	上池台 5丁目 37番 18号	イトーピア上池台マン ション	40	昭和58年度	そ の 他
440	上池台 5丁目 37番 19号	すずむし児童公園	40	平成2年度	東 京 消 防 庁
441	東矢口 1丁目 2番 3 号	池上徳持南児童公園	40	昭和61年度	東 京 消 防 庁
442	東矢口 1丁目 3番 3 号	プライムハイツ東矢口	40	平成11年度	そ の 他
443	東矢口 1丁目 3番 11 号	鳥海俊宏方	40	昭和34年度	東 京 消 防 庁
444	東矢口 1丁目 4番 6 号	ブロードコート池上	50	平成13年度	そ の 他

別紙 66

【資料編】15 その他
 (蒲田消防署管内) 令和3年7月1日現在
 (蒲田消防署管内)

No.	住 所	設 置 場 所 名 称	容量 (t)	設置年度	設 置 者
1	大森南 1丁目12番	大森南第一公園	40	平成11年度	東京消防庁
2	大森南 1丁目12番18号	大森南第一公園	40	昭和52年度	大田区
3	大森南 1丁目17番6号	バタフライヒル大森南	40	平成23年度	その他
4	大森南 1丁目19番12号	(有) トモエ車輛	40	昭和52年度	その他
5	大森南 1丁目24番3号	SKYPLAZA II	40	平成26年度	その他
6	大森南 1丁目24番6号	大森南一丁目公園	100	平成7年度	東京消防庁
7	大森西 7丁目9番5号	大森西七丁目公園	100	昭和50年度	東京消防庁
8	東糀谷 1丁目4番4号	サンマンション	40	昭和54年度	その他
9	東糀谷 1丁目4番10号	東糀谷一丁目公園	100	昭和48年度	東京消防庁
10	東糀谷 1丁目6番21号	東糀谷一丁目呑川公園	40	昭和61年度	大田区
11	東糀谷 1丁目12番6号	東糀谷ビル	40	平成20年度	その他
12	東糀谷 1丁目12番7号	シェールグラン羽田	40	平成22年度	その他
13	東糀谷 1丁目15番11号	岩城製薬(株)	40	平成8年度	その他
14	東糀谷 1丁目17番23号	サンソフィア	40	平成24年度	その他
15	東糀谷 1丁目18番10号	シェールグランコントレイ	40	平成22年度	その他
16	東糀谷 1丁目19番21号	東糀谷一丁目児童公園	40	昭和54年度	大田区
17	東糀谷 2丁目3番12号	ルネ南大田	40	昭和59年度	その他
18	東糀谷 2丁目3番19号	ファミリー東糀谷	40	昭和57年度	その他
19	東糀谷 2丁目5番13号	東糀谷二丁目児童公園	100	昭和53年度	東京消防庁

20	東糀谷 号	2丁目5番14	シェールグラン羽田ス カ イ	40	平成19年 度	そ 他 の
21	東糀谷 号	2丁目10番20	新日本証券研修所	40	平成元年 度	そ 他 の
22	東糀谷 号	2丁目11番3	シェールグラン羽田ソ レ イ	40	平成17年 度	そ 他 の
23	東糀谷 号	2丁目14番15	ル・リオン大鳥居	40	平成24年 度	そ の 他
24	<u>東糀谷</u>	<u>2丁目12番</u>	<u>ニトリ大田大鳥居店</u>	<u>100</u>	<u>平成28年</u>	<u>そ</u>
25	<u>東糀谷</u>	<u>2丁目3番4号</u>	<u>シェールブラン羽田</u>	<u>40</u>	<u>平成29年</u>	<u>そ</u>
26	<u>東糀谷</u>	<u>2丁目11番18号</u>	<u>変なホテル蒲田 羽田</u>	<u>40</u>	<u>平成29年</u>	<u>そ</u>
27	東糀谷 号	3丁目3番1	コスモ大鳥居	40	平成10年 度	そ 他 の
28	東糀谷 号	3丁目6番2	東糀谷三丁目児童遊園	40	昭和53年 度	東 京 消 防 庁
29	東糀谷 号	3丁目12番11	第二糀谷マンション	40	昭和55年 度	そ 他 の
30	東糀谷 号	3丁目15番6	南前堀緑地	40	昭和57年 度	東 京 消 防 庁
31	東糀谷 号	3丁目14番5	アデニウム大鳥居	40	平成24年 度	そ の 他
32	東糀谷 号	3丁目16番19	ハーモニーレジデンス 羽 田	40	平成24年 度	そ の 他
33	東糀谷 号	3丁目18番8	東糀谷三丁目増田橋児 童 公 園	40	平成3年 度	東 京 消 防 庁
34	東糀谷 号	3丁目18番10	ループル羽田西	40	平成25年 度	そ の 他
35	<u>東糀谷</u>	<u>3丁目8番9号</u>	<u>株式会社トーショー新</u> <u>社</u> <u>屋</u>	<u>40</u>	<u>平成26年</u>	<u>そ</u>
36	<u>東糀谷</u>	<u>3丁目7番2号</u>	<u>ループル大鳥居伍番館</u>	<u>40</u>	<u>平成26年</u>	<u>そ</u>
37	<u>東糀谷</u>	<u>3丁目7番8号</u>	<u>スカイレジデンス大鳥</u> <u>居</u>	<u>40</u>	<u>平成26年</u>	<u>そ</u>
38	<u>東糀谷</u>	<u>3丁目17番10号</u>	<u>岩井機械工業(株)</u>	<u>40</u>	<u>平成29年</u>	<u>そ</u>
39	<u>東糀谷</u>	<u>3丁目3番17号</u>	<u>グランシャリオ羽田</u>	<u>40</u>	<u>平成30年</u>	<u>そ</u>
40	<u>東糀谷</u>	<u>3丁目14番13号</u>	<u>キューブ羽田</u>	<u>40</u>	<u>令和2年度</u>	<u>そ</u>
41	東糀谷 号	4丁目1番7	東糀谷さくら児童公園	40	平成9年 度	大 田 区
42	東糀谷	4丁目1番	ライオンズウイングゲ ー ト	40	平成25年 度	そ の 他

43	東糀谷 4丁目6番17号	三菱重工冷熱株式会社	40	平成27年度	その他
44	東糀谷 4丁目3番10号	村守稲荷神社	40	昭和21年度	東京消防庁
45	東糀谷 4丁目3番22号	レクセル大鳥居	40	平成17年度	その他
46	東糀谷 4丁目5番	東糀谷防災公園南西側	40	平成23年度	その他
47	東糀谷 4丁目5番	東糀谷防災公園北西側	40	平成22年度	大田区
48	東糀谷 4丁目6番2号	トミン大田配送センター	40	平成13年度	その他
49	東糀谷 4丁目6番20号	(株)山小電機製作所	40	昭和58年度	その他
50	東糀谷 4丁目7番13号	東糀谷四丁目児童公園	40	平成1年度	大田区
51	東糀谷 4丁目8番13号	ニューライフマンション	40	昭和56年度	その他
52	東糀谷 4丁目9番16号	(株)ディスコ本社	45	平成12年度	その他
53	東糀谷 4丁目11番	南前堀緑地	40	昭和57年度	大田区
54	東糀谷 5丁目3番12号	東糀谷五丁目公園	100	昭和62年度	東京消防庁
55	東糀谷 5丁目11番1号	新日本油脂(株)	30	昭和37年度	その他
56	東糀谷 5丁目14番	北前堀緑地	40	昭和56年度	大田区
57	東糀谷 5丁目14番	北前堀緑地	100	昭和56年度	東京消防庁
58	東糀谷 5丁目19番2号	レストヴィラ羽田	40	平成26年度	その他
59	東糀谷 5丁目2番11号	新日本油脂北側	40	平成27年度	その他
60	<u>東糀谷 5丁目21番13号</u>	<u>羽田総合センター</u>	<u>100</u>	<u>平成29年度</u>	<u>その他</u>
61	<u>東糀谷 5丁目23番1号</u>	<u>コープデリ東糀谷センター</u>	<u>40</u>	<u>令和2年度</u>	<u>その他</u>
62	東糀谷 6丁目3番1号	東糀谷第二公園	40	平成9年度	東京消防庁
63	東糀谷 6丁目3番1号	東糀谷第二公園	40	昭和62年度	東京消防庁
64	東糀谷 6丁目4番17号	サンタフェガーデンヒルズ	40	平成19年度	その他
65	東糀谷 6丁目4番17号	OTAテクノCORE	40	平成25年度	その他

66	東糀谷 号	6丁目5番2	佐川急便配送センター	40	平成13年 度	その他
67	東糀谷 号	6丁目5番2	佐川急便配送センター 西側	40	平成13年 度	その他
68	東糀谷 号	6丁目6番2	北前堀緑地	40	昭和57年 度	大田区
69	東糀谷	6丁目7番	都下水道局東糀谷ポン プ所	40	平成11年 度	東京消防 庁
70	東糀谷 号	6丁目9番1	東糀谷第一公園	100	昭和50年 度	東京消防 庁
71	東糀谷 号	6丁目10番0	羽田中学校	40	平成22年 度	その他
72	東糀谷	6丁目1番27号	DSLヘッドクォーター ①	40	平成30年 度	その他
73	<u>東糀谷</u>	<u>6丁目1番27号</u>	<u>DSLヘッドクォーター</u> ②	<u>40</u>	<u>平成30年</u> <u>度</u>	<u>その他</u>
74	西糀谷 号	1丁目5番3	グリイエ	40	平成11年 度	その他
75	西糀谷 号	1丁目1番18	誠心園	40	令和2年 度	その他
76	西糀谷 号	1丁目8番14	アビタシオン・クレール	40	平成3年 度	その他
77	西糀谷 号	1丁目9番14	ループル蒲田南六番館	40	平成24年 度	その他
78	西糀谷 号	1丁目12番20	南蒲公園	40	昭和49年 度	大田区
79	西糀谷 号	1丁目13番9	グラシア羽田	40	平成26年 度	その他
80	西糀谷 号	1丁目17番19	仲江名公園	100	昭和52年 度	東京消防 庁
81	西糀谷 号	1丁目20番8	ライオンズガーデン東 蒲田	40	平成7年 度	その他
82	西糀谷 号	1丁目25番3	仲江名神社境内	40	昭和35年 度	東京消防 庁
83	西糀谷 号	2丁目11番7	グランアリュール大鳥 居	40	平成16年 度	その他
84	西糀谷 号	2丁目12番1	特別養護老人ホーム糀 谷	40	平成8年 度	大田区
85	西糀谷 号	2丁目14番14	西糀谷さざんか公園	100	昭和51年 度	東京消防 庁
86	西糀谷 5号	2丁目16番1	丸梅マンション	40	昭和62年 度	その他
87	西糀谷 号	2丁目25番7	グランイーグル西糀谷 I I I	40	平成22年 度	その他
88	西糀谷 号	2丁目26番21	都営西糀谷二丁目アパ ー	100	昭和52年 度	東京消防 庁

89	西糀谷 号	2丁目27番23	第一ポートハウス	40	平成12年 度	その他
90	西糀谷 号	2丁目30番8	マツイチサンパレス	40	昭和60年 度	その他
91	西糀谷 号	3丁目4番13	西糀谷三丁目児童公園	100	平成2年 度	東京消防 庁
92	西糀谷 号	3丁目6番23	糀谷中 学 校	110	平成2年 度	太田区
93	西糀谷 号	3丁目6番23	糀谷中 学 校	40	昭和49年 度	東京消防 庁
94	西糀谷 号	3丁目13番21	糀谷小 学 校	100	昭和52年 度	東京消防 庁
95	西糀谷 号	3丁目19番18	浜竹神 社	40	昭和39年 度	東京消防 庁
96	西糀谷	3丁目28番	グランイーグル西糀谷	40	平成7年 度	その他
97	西糀谷 号	3丁目29番3	稲荷観 音 堂	40	昭和35年 度	東京消防 庁
98	西糀谷 号	3丁目32番4	西山う ぐ い す 公 園	100	平成2年 度	東京消防 庁
99	西糀谷 号	3丁目32番15	Cアミ ー ユ	40	平成24年 度	その他
100	西糀谷 号	3丁目37番13	アルシ オン エ ア ポ ー ト タ ワ	40	平成17年 度	その他
101	<u>西糀谷</u>	<u>3丁目11番5号</u>	<u>ステージ グ ラ ン デ 大 鳥 居</u>	<u>40</u>	<u>平成27年 度</u>	<u>その他</u>
102	<u>西糀谷</u>	<u>3丁目26番13号</u>	<u>神命大 神 宮</u>	<u>40</u>	<u>平成30年 度</u>	<u>その他</u>
103	<u>西糀谷</u>	<u>3丁目1番30号</u>	<u>ルフォン プ ロ グ レ 糀 谷</u>	<u>40</u>	<u>平成31年 度</u>	<u>その他</u>
104	西糀谷 号	4丁目4番12	アンビ エン テ 羽 田	40	平成24年 度	その他
105	西糀谷 号	4丁目28番18	糀谷フ ロ ン ト ・ イ ー ス ト	40	平成28年 度	その他
106	<u>西糀谷</u>	<u>4丁目29番16号</u>	<u>糀谷フ ロ ン ト ・ ウ エ ス ト</u>	<u>100</u>	<u>平成28年 度</u>	<u>その他</u>
107	西糀谷 号	4丁目9番17	天祖神 社	100	昭和21年 度	東京消防 庁
108	西糀谷 号	4丁目24番21	区立西 四 児 童 公 園	40	平成14年 度	大田区
109	西糀谷 号	4丁目31番15	セフィー ール コ ー ト	40	平成21年 度	その他
110	北糀谷	1丁目1番	大田地 域 子 供 の 広 場	100	昭和49年 度	東京消防 庁
111	北糀谷 号	1丁目5番20	(株)田 丸 製 作 所	40	昭和28年 度	東京消防 庁

112	北糀谷 1丁目12番9号	アミスタ北糀谷(プライムハイ ツ 北 糀 谷)	40	平成10年 度	大 田 区
113	<u>北糀谷 1丁目14番21号</u>	<u>ブライズ蒲田EAST</u>	<u>40</u>	<u>令和元年 度</u>	<u>そ の 他</u>
114	北糀谷 1丁目15番	北糀谷中央公園	100	昭和63年 度	東 京 消 防 庁
115	北糀谷 1丁目22番10号	子安八幡神社	40	昭和45年 度	東 京 消 防 庁
116	北糀谷 2丁目7番13号	北糀谷第一児童公園	40	昭和50年 度	大 田 区
117	北糀谷 2丁目10番7号	旧呑川緑地	40	昭和49年 度	大 田 区
118	羽田旭町 2番20号	ビッグバードマイシテイ	40	平成11年 度	そ の 他
119	羽田旭町 3番2号	ジャパンビバレッジ	40	平成26年 度	そ の 他
120	羽田旭町 4番11号	ホテルJALシテイ 羽 田	40	平成16年 度	そ の 他
121	羽田旭町 5番14号	日本たばこ産業(株)食品 開 発	40	平成14年 度	そ の 他
122	羽田旭町 10番	ASTC建物敷地内西側	40	令和元年 度	そ の 他
123	<u>羽田旭町 10番</u>	<u>ASTC建物敷地内北側</u>	<u>40</u>	<u>令和元年 度</u>	<u>そ の 他</u>
124	<u>羽田旭町 10番</u>	<u>ASTC建物敷地内東側</u>	<u>40</u>	<u>令和元年 度</u>	<u>そ の 他</u>
125	<u>羽田旭町 10番</u>	<u>インダストリアルパー ク</u>	<u>40</u>	<u>令和元年 度</u>	<u>そ の 他</u>
126	<u>羽田旭町 10番</u>	<u>インダストリアルパー ク</u>	<u>40</u>	<u>令和元年 度</u>	<u>そ の 他</u>
127	<u>羽田旭町 10番</u>	<u>インダストリアルパー ク</u>	<u>40</u>	<u>令和元年 度</u>	<u>そ の 他</u>
128	<u>羽田旭町 10番</u>	<u>インダストリアルパー ク</u>	<u>40</u>	<u>令和元年 度</u>	<u>そ の 他</u>
129	羽田旭町 11番1号	荏原製作所羽田事務所 棟	40	平成19年 度	そ の 他
130	羽田旭町 11番1号	羽田クロノゲート	40	平成25年 度	そ の 他
131	羽田旭町 11番1号	羽田クロノゲート	40	平成25年 度	そ の 他
132	羽田旭町 11番1号	羽田クロノゲート	40	平成25年 度	そ の 他
133	羽田旭町 11番1号	羽田クロノゲート	40	平成25年 度	そ の 他
134	羽田旭町 11番1号	羽田クロノゲート	60	平成25年 度	そ の 他

135	羽田旭町 11番1号	羽田クロノゲート	60	平成25年度	その他
136	羽田旭町 11番1号	羽田クロノゲート	60	平成25年度	その他
137	羽田旭町 11番1号	羽田クロノゲート	60	平成25年度	その他
138	羽田 1丁目8番1号	羽田一丁目児童公園	100	昭和54年度	東京消防庁
139	羽田 1丁目13番	クレセント東京リプラ イム	40	平成15年度	その他
140	羽田 1丁目14番1号	クレッセント大鳥居	40	平成7年度	その他
141	羽田 1丁目18番4号	地域力推進センター	100	昭和21年度	東京消防庁
142	羽田 2丁目8番10号	羽田西町児童公園	40	平成3年度	大田区
143	羽田 2丁目23番	羽田西前公園	40	昭和43年度	東京消防庁
144	羽田 3丁目1番2号	日興パレス羽田パート 2	40	昭和63年度	その他
145	羽田 3丁目3番14号	羽田小学校	100	平成7年度	東京消防庁
146	羽田 3丁目6番10号	羽田三丁目第三児童公園	40	昭和60年度	大田区
147	羽田 4丁目2番3号	エリヴィエール	40	平成25年度	その他
148	羽田 4丁目11番3号	羽田文化センター	40	昭和53年度	大田区
149	羽田 4丁目18番	六間堀仲羽公園	40	平成7年度	大田区
150	羽田 4丁目23番10号	六間堀緑地	40	昭和55年度	大田区
151	羽田 5丁目1番14号	荏原テクノサーブ本社	40	平成13年度	その他
152	羽田 5丁目2番7号	穴守稲荷神社	40	昭和33年度	東京消防庁
153	羽田 5丁目4番1号	羽田5丁目マンション	40	平成14年度	その他
154	羽田 5丁目6番5号	ベルシエロ羽田	40	平成22年度	その他
155	<u>羽田 5丁目5番14号</u>	<u>京急EXイン羽田</u>	<u>40</u>	<u>平成29年度</u>	<u>その他</u>
156	<u>羽田 5丁目5番2号</u>	<u>ブランシエル羽田</u>	<u>40</u>	<u>平成30年度</u>	<u>その他</u>
157	<u>羽田 5丁目20番2号</u>	<u>アイルエアポート羽田</u>	<u>40</u>	<u>令和元年</u>	<u>その他</u>

158	羽田 5丁目21番5号	羽田仲七児童公園	40	昭和61年度	大田区
159	羽田 6丁目13番10号	仲東児童公園	40	昭和55年度	大田区
160	羽田 6丁目20番16号	かもめ稲荷神社	40	昭和31年度	東京消防庁
161	羽田 6丁目23番11号	上東児童公園	5	昭和54年度	大田区
162	本羽田 1丁目4番1号	蒲田女子高校	40	昭和35年度	東京消防庁
163	本羽田 1丁目6番24号	都営本羽田一丁目アパート	40	昭和54年度	東京消防庁
164	本羽田 1丁目12番9号	上田稲荷神社	40	昭和49年度	東京消防庁
165	本羽田 1丁目18番3号	福山通運羽田社宅	40	平成3年度	その他
166	本羽田 1丁目18番13号	<u>ジェヴィア本羽田スカイ</u>	<u>40</u>	<u>平成30年度</u>	<u>その他</u>
167	本羽田 1丁目23番11号	サクラスクエアビル	40	平成10年度	その他
168	本羽田 1丁目23番13号	ライオンズ多摩川	40	平成23年度	その他
169	本羽田 1丁目29番1号	グランイーグル多摩川緑地	40	平成12年度	その他
170	本羽田 1丁目29番1号	グランイーグル多摩川緑地	100	平成12年度	東京消防庁
171	本羽田 2丁目3番	ホームセンターコーナ北	50	平成15年度	その他
172	<u>本羽田 2丁目3番10号</u>	ホームセンターコーナ南	50	平成15年度	その他
173	<u>本羽田 2丁目4番6号</u>	エンゼルハイム萩中公園	40	平成7年度	その他
174	本羽田 2丁目6番1号	アルカサル本羽田	40	平成7年度	その他
175	本羽田 2丁目7番	プラムハイツ本羽田	40	平成9年度	その他
176	本羽田 2丁目7番7号	イニシア多摩川	40	平成22年度	その他
177	本羽田 2丁目7番14号	エンゼル多摩川テラス	40	平成16年度	その他
178	本羽田 2丁目8番12号	本羽田第二児童公園	100	昭和51年度	東京消防庁
179	本羽田 2丁目9番12号	本羽田二丁目アパート	80	昭和53年度	東京消防庁
180	本羽田 2丁目12番1号	テクノウィング	40	平成13年度	その他

181	本羽田 2丁目13番4号	グランイーグルⅦ	40	平成14年度	その他
182	本羽田 2丁目15番16号	ハイツ多摩川	40	平成8年度	その他
183	本羽田 2丁目14番10号	グランイーグル多摩川スカイビュースカイ	40	平成24年度	その他
184	<u>本羽田 2丁目13番7号</u>	<u>プレサープⅡ</u>	<u>40</u>	<u>平成27年度</u>	<u>その他</u>
185	本羽田 3丁目1番2号	蒲田消防署羽田出張所	40	昭和50年度	東京消防庁
186	本羽田 3丁目2番10号	萩中南児童公園	40	平成5年度	大田区
187	本羽田 3丁目2番17号	エンゼルハイム萩中	40	昭和60年度	その他
188	本羽田 3丁目17番1号	久宝寺	40	昭和46年度	東京消防庁
189	本羽田 3丁目17番15号	エンゼルアクシ多摩川緑地	40	平成18年度	その他
190	本羽田 3丁目18番	ジェイパーク多摩川	40	平成11年度	その他
191	本羽田 3丁目21番16号	レック多摩川スカイ2号	100	昭和56年度	その他
192	本羽田 3丁目23番10号	本羽田公園	40	昭和48年度	東京消防庁
193	本羽田 3丁目23番45号	特別養護老人ホーム羽田	40	昭和63年度	東京消防庁
194	本羽田 3丁目25番	大師橋児童公園	40	平成11年度	東京消防庁
195	萩中 1丁目2番6号	ソフィア大田萩中エスカレーター	40	平成8年度	その他
196	萩中 1丁目3番6号	萩中一丁目公園	100	平成7年度	東京消防庁
197	萩中 1丁目4番19号	ルーブル萩中	40	平成25年度	その他
198	萩中 1丁目1番15号	アジュールコート糎谷	40	平成29年度	その他
199	萩中 1丁目5番18号	萩中神社	40	昭和33年度	東京消防庁
200	萩中 1丁目6番21号	ガーデン萩中	40	平成19年度	その他
201	萩中 1丁目7番1号	萩中イースト	40	平成19年度	その他
202	萩中 1丁目7番20号	オーベルグランディオ萩中	100	平成17年度	その他
203	萩中 1丁目7番	萩中くすのき公園	100	昭和63年度	東京消防庁

204	萩中 1丁目13番6号	真光寺	40	昭和35年度	東京消防庁
205	萩中 2丁目4番3号	クレッセント萩中	40	平成20年度	その他
206	萩中 2丁目4番17号	新宿東児童公園	40	昭和54年度	大田区
207	萩中 2丁目6番1号	ダフィット羽田萩中	40	平成22年度	その他
208	萩中号 2丁目9番13号	萩中診療所	40	昭和56年度	東京消防庁
209	萩中 2丁目10番7号	第五分団資器材倉庫	100	昭和51年度	東京消防庁
210	萩中 2丁目12番	マルエツ糶谷店	40	平成12年度	その他
211	萩中 2丁目12番	マルエツ糶谷店	40	平成12年度	その他
212	萩中 2丁目12番17号	びゅうパルク萩中	40	平成15年度	その他
213	萩中 2丁目13番	グランバース多摩川	40	平成14年度	その他
214	萩中 3丁目4番1号	スカイパレス羽田	40	平成12年度	その他
215	萩中 3丁目10番11号	ルーブル大鳥居	40	平成24年度	その他
216	萩中 3丁目11番7号	アーバンウイング	40	平成16年度	その他
217	萩中 3丁目17番5号	パークウイング	40	平成16年度	その他
218	萩中 3丁目25番26号	萩中公園	100	昭和38年度	東京消防庁
219	萩中 3丁目25番26号	萩中公園	100	平成9年度	東京消防庁
220	萩中 3丁目25番26号	萩中公園西側	100	昭和61年度	東京消防庁
221	萩中 3丁目25番26号	萩中公園	40	昭和49年度	東京消防庁
222	萩中 2丁目3番10号	特養老人ホーム生寿園	40	平成28年度	その他
223	萩中 3丁目29番1号	萩中三丁目都営住宅	40	昭和21年度	東京消防庁
224	萩中 3丁目30番20号	萩中三丁目児童公園	40	昭和47年度	大田区
225	萩中 3丁目2番13号	レグルス大鳥居エアポート	40	平成26年度	その他
226	東六郷号 1丁目12番1号	長寿村 大田翔裕園	40	平成15年度	その他

227	東六郷 号	1丁目14番10	東六郷一丁目公園	40	平成9年 度	大田区
228	東六郷 号	1丁目17番8	永谷園	40	平成4年 度	その他
229	東六郷 号	1丁目19番2	ヒダロジステイクス	40	昭和30年 度	東京消防 庁
230	東六郷 号	2丁目2番0	ボヌール東六郷	40	平成24年 度	その他
231	東六郷 号	2丁目4番2	ループル雑色式番館	40	平成23年 度	その他
232	東六郷 号	2丁目4番5	コープ野村東六郷	60	昭和57年 度	その他
233	東六郷 号	2丁目7番14	東六郷二丁目児童公園	40	昭和49年 度	東京消防 庁
234	東六郷 号	2丁目15番12	プライム雑色フロント アークシス	40	平成25年 度	その他
235	東六郷 号	2丁目18番2	都立高校	40	昭和52年 度	東京消防 庁
236	東六郷 号	2丁目20番8	東三さわやか児童公園	40	平成4年 度	その他
237	東六郷 号	3丁目1番1	三越製作所	40	昭和59年 度	その他
238	東六郷 号	3丁目2番7	ループル蒲田南	40	平成20年 度	その他
239	東六郷 号	3丁目5番1	関電工(株)	40	昭和60年 度	その他
240	東六郷 号	3丁目5番19	東六郷児童公園	40	昭和31年 度	東京消防 庁
241	東六郷 号	3丁目10番18	六郷神社参道	40	昭和41年 度	東京消防 庁
242	東六郷 号	3丁目16番1	観乗寺	40	昭和33年 度	東京消防 庁
243	東六郷 号	3丁目23番9	木村ビル	40	平成3年 度	東京消防 庁
244	東六郷	3丁目26番	京急シティー多摩川	40	平成14年 度	その他
245	南六郷 号	1丁目6番12	南六郷一丁目町民広場	40	昭和55年 度	東京消防 庁
246	南六郷 号	1丁目10番2	区営アパート南六郷第3ア パター	100	昭和51年 度	東京消防 庁
247	南六郷 号	1丁目15番18	勝隆印刷	40	昭和31年 度	東京消防 庁
248	南六郷	1丁目16番	エンゼルハイム南六郷 第5	40	平成13年 度	その他
249	南六郷	1丁目19番	ヴェールガーデン多摩 川	40	平成15年 度	その他

250	南六郷 1丁目33番	大田区立南六郷保育園	40	平成9年度	東京消防庁
251	南六郷号 2丁目1番4号	三菱銀行六郷寮	40	平成1年度	その他
252	南六郷号 2丁目1番15号	ファミリー多摩川グラデ	40	平成9年度	その他
253	南六郷号 2丁目5番7号	南二なかよし児童公園	40	昭和53年度	東京消防庁
254	南六郷号 2丁目15番17号	南二和児童公園	40	平成2年度	東京消防庁
255	南六郷号 2丁目22番1号	トミンハイム南六郷住宅	40	平成13年度	東京消防庁
256	南六郷 2丁目30番	多摩川グリーンスクエア	40	平成9年度	その他
257	南六郷号 2丁目33番3号	オーケーストアー南六郷店	40	平成7年度	その他
258	南六郷号 2丁目34番17号	バルエア多摩川	40	昭和55年度	その他
259	南六郷号 2丁目35番2号	公団南六郷二丁目団地	100	昭和55年度	東京消防庁
260	南六郷号 2丁目35番4号	南六郷公園	40	平成8年度	大田区
261	南六郷 2丁目37番	イニシア大田六郷テラス	40	平成25年度	その他
262	南六郷号 2丁目38番1号	グランイーグル多摩川緑地II	40	平成5年度	その他
263	南六郷号 2丁目14番10号	DIPS南六郷	40	平成27年度	その他
264	南六郷 2丁目2番9号	エルミタージュ蒲田南	40	平成29年度	その他
265	南六郷号 2丁目38番9号	リケンテクノス	100	平成8年度	東京消防庁
266	南六郷号 3丁目1番3号	ロイヤルハイツ南六郷	40	平成3年度	その他
267	南六郷号 3丁目2番1号	南六郷中学校	100	昭和49年度	東京消防庁
268	南六郷号 3丁目3番6号	八幡神社	40	昭和35年度	東京消防庁
269	南六郷号 3丁目10番11号	南六郷三丁目公園	40	平成10年度	大田区
270	南六郷号 3丁目11番1号	イワセ・エスタ東京本社	40	平成21年度	その他
271	南六郷号 3丁目12番1号	関西ペイント(株)	40	平成28年度	その他
272	南六郷号 3丁目12番1号	関西ペイント(株)	40	平成11年度	その他

273	南六郷 号	3丁目13番8	南六郷パークハウス	40	昭和21年 度	東京消防 庁
274	南六郷 号	3丁目15番17	八幡塚公園	100	昭和49年 度	東京消防 庁
275	南六郷	3丁目18番	アミティ南六郷	40	平成9年 度	その他
276	南六郷 号	3丁目19番18	イプセ多摩川緑地	40	平成18年 度	その他
277	南六郷	3丁目17番5号	サカイ引越センター	40	平成21年 度	その他
278	南六郷 号	3丁目21番8	メイツ南六郷	40	平成2年 度	その他
279	南六郷	3丁目22番7号	ループル南六郷	40	平成2年 度	その他
280	南六郷 号	3丁目22番1	エンゼルハイム南六郷 第二	40	昭和61年 度	その他
281	南六郷 号	3丁目22番13	グランドステージ多摩 川	40	平成9年 度	その他
282	南六郷 号	3丁目23番23	大蔵省財務局宿舎	40	昭和62年 度	その他
283	南六郷 号	3丁目24番14	ファイザー株式会社	40	平成5年 度	その他
284	南六郷	3丁目19番9号	グランイーグル南六郷	40	平成28年 度	その他
285	南六郷	3丁目9番2号	KDXレジデンス南六郷	40	令和2年 度	その他
286	仲六郷 号	1丁目6番1	町屋児童公園	40	昭和61年 度	大田区
287	仲六郷 号	1丁目6番3	ルネ蒲田ガーデンステ イ	100	昭和52年 度	その他
288	仲六郷 号	1丁目6番6	仲六郷ハイツ	40	昭和56年 度	その他
289	仲六郷	1丁目10番1号	イーストハイム仲六郷	50	平成12年 度	その他
290	仲六郷	1丁目10番	イーストハイム仲六郷	85	昭和51年 度	東京消防 庁
291	仲六郷	1丁目15番	ワイズ222	100	平成8年 度	その他
292	仲六郷 号	1丁目26番1	仲六郷小学校	100	昭和49年 度	東京消防 庁
293	仲六郷 号	1丁目27番12	ガーラシティ蒲田南	40	平成18年 度	その他
294	仲六郷 号	1丁目41番13	中国整体・葦夏	40	昭和21年 度	東京消防 庁
295	仲六郷 号	1丁目50番8	トヨタアドミニスタ蒲 田	40	平成16年 度	その他

296	仲六郷 号	2丁目4番2	アーバンキューブ蒲田 仲六	40	平成19年 度	そ の 他
297	仲六郷 号	2丁目4番7	仲六郷二丁目公園	100	昭和54年 度	東 京 消 防 庁
298	仲六郷 号	2丁目11番7	雑色児童公園	100	昭和60年 度	東 京 消 防 庁
299	仲六郷 号	2丁目19番8	大田ハイクリーニング	40	昭和29年 度	東 京 消 防 庁
300	仲六郷	2丁目36番1号	クレッセツト仲六郷	40	平成20年 度	そ の 他
301	仲六郷	2丁目37番	区立仲二児童公園	100	平成22年 度	東 京 消 防 庁
302	仲六郷 号	2丁目44番11	六郷地域力推進センタ ー	40	平成26年 度	大 田 区
303	仲六郷 号	2丁目45番9	ホテル京急第一雑色寮	40	平成7年 度	そ の 他
304	仲六郷	3丁目7番	仲六郷三丁目公園	40	昭和50年 度	大 田 区
305	仲六郷	3丁目7番	仲六郷三丁目公園	100	平成22年 度	東 京 消 防 庁
306	仲六郷 号	3丁目7番10	グランドメドン多摩川	40	昭和52年 度	そ の 他
307	仲六郷 号	3丁目11番11	六 郷 中 学 校	100	昭和49年 度	東 京 消 防 庁
308	仲六郷 号	3丁目12番2	仲 三 児 童 公 園	40	昭和59年 度	大 田 区
309	仲六郷 号	3丁目12番3	クレセント蒲田南	40	平成14年 度	そ の 他
310	仲六郷 号	3丁目19番1	仲六郷三丁目第二公園	40	昭和50年 度	そ の 他
311	仲六郷	3丁目21番	平成仲三児童公園	40	平成15年 度	そ の 他
312	仲六郷	3丁目14番9号	アールブラン東京サウ ス仲	40	平成28年 度	そ の 他
313	仲六郷 号	3丁目14番15	仲 六 郷 住 宅	40	平成28年 度	そ の 他
314	仲六郷	3丁目13番6号	ラフィスタ蒲田南	40	平成28年 度	そ の 他
315	仲六郷 号	3丁目29番5	ホンダカーズ東京中央 蒲田	40	平成20年 度	そ の 他
316	仲六郷 号	3丁目30番1	大田赤十字血液センタ ー	40	昭和59年 度	そ の 他
317	仲六郷 号	4丁目2番6	コムスンホーム多摩川 緑地	40	平成19年 度	そ の 他
318	仲六郷 号	4丁目3番1	パークハイツ多摩川	60	昭和57年 度	そ の 他

319	仲六郷 号	4丁目6番2	東陽院	40	昭和43年 度	東京消防 庁
320	仲六郷 号	4丁目6番9	東京幼稚園	40	平成25年 度	その他
321	仲六郷 号	4丁目9番7	アミーゴ仲六郷	40	平成15年 度	その他
322	仲六郷 号	4丁目16番12	マルハンウェルネス	40	平成20年 度	その他
323	仲六郷	4丁目24番	J R 東海道線高架下	40	平成16年 度	東京消防 庁
324	仲六郷 号	4丁目29番8	北野神社	40	昭和41年 度	東京消防 庁
325	仲六郷 号	4丁目31番1	ループル仲六郷貳番館	40	平成26年 度	その他
326	仲六郷 号	4丁目31番2	ループル仲六郷壱番館	40	平成26年 度	その他
327	仲六郷 号	4丁目31番10	タートル仲六郷	40	平成6年 度	その他
328	仲六郷 号	4丁目33番10	ショウハイム	40	昭和60年 度	その他
329	仲六郷 号	4丁目34番8	宝珠院内	40	昭和40年 度	東京消防 庁
330	仲六郷 号	4丁目36番1	ルビナス多摩川	40	平成10年 度	その他
331	東蒲田	1丁目1番22号	スペーシア梅屋敷	40	平成23年 度	その他
332	東蒲田	1丁目11番	東蒲田公園	40	平成23年 度	大田区
333	東蒲田 号	1丁目11番1	大田区体育館	160	平成23年 度	その他
334	東蒲田 号	1丁目15番9	ループル東蒲田六番館	40	平成25年 度	その他
335	東蒲田 号	1丁目19番25	東蒲小学校	100	昭和53年 度	東京消防 庁
336	東蒲田	2丁目6番21号	グーフォ・クオーレ	40	平成29年 度	その他
337	東蒲田 号	2丁目16番18	ループル東蒲田七番館	40	平成26年 度	その他
338	東蒲田 号	2丁目32番1	東蒲田二丁目公園	40	昭和48年 度	大田区
339	東蒲田 号	2丁目38番1	東蒲中学校	100	平成8年 度	東京消防 庁
340	南蒲田 号	1丁目12番11	南蒲小学校	100	平成4年 度	東京消防 庁
341	南蒲田 号	1丁目17番14	南一児童公園	40	昭和56年 度	大田区

342	南蒲田 号	1丁目20番20	大田区産業プラザP i O	100	平成7年 度	大田区
343	南蒲田 号	1丁目22番21	ルーブル京浜蒲田	40	平成24年 度	その他
344	南蒲田 号	1丁目26番13	ステージグランデ蒲田	40	平成26年 度	その他
345	南蒲田 号	1丁目3番15	ホテルオリエンタルE x p	40	平成25年 度	その他
346	南蒲田 号	2丁目7番3	アルティス蒲田イース ト	40	平成24年 度	その他
347	南蒲田 号	2丁目8番20	レクセルマンション京 急 蒲田	40	平成11年 度	その他
348	南蒲田 号	2丁目11番3	南二くすのき公園	5	昭和59年 度	大田区
349	南蒲田	2丁目16番	東京計器(株)	110	昭和62年 度	その他
350	南蒲田 号	2丁目16番1	テクノポート大樹生命 ビ ル	40	平成2年 度	その他
351	南蒲田 号	2丁目16番1	テクノポート三井生命 ビ ル	40	平成2年 度	その他
352	南蒲田	2丁目17番	コーシャハイム南蒲田 1 号	40	平成15年 度	その他
353	南蒲田 号	2丁目18番1	A Z E S T 蒲田南	40	平成26年 度	その他
354	南蒲田	2丁目19番2号	A X A S 南蒲田	40	平成25年 度	その他
355	南蒲田	2丁目26番	南蒲田二丁目第2アパ ー ト	40	平成27年 度	その他
356	南蒲田	2丁目6番8号	メインステージ蒲田	40	平成30年 度	その他
357	南蒲田	2丁目6番3号	プライムネクサス京急 蒲 田	40	平成30年 度	その他
358	南蒲田 号	2丁目26番2	南蒲田第2アパート	40	平成12年 度	その他
359	南蒲田 号	3丁目1番19	日の出児童公園	40	昭和48年 度	大田区
360	南蒲田 号	3丁目3番4	ジーペック糺谷	50	平成26年 度	その他
361	南蒲田 号	3丁目7番21	南蒲田三丁目第二児童 公 園	40	昭和53年 度	大田区
362	南蒲田 号	3丁目10番12	南蒲田三丁目児童公園	40	昭和50年 度	大田区
363	南蒲田 号	3丁目15番3	南蒲田三丁目さくら公 園	100	平成6年 度	東京消防 庁
364	蒲田	1丁目6番18号	住友グリーンパーク	100	昭和59年 度	その他

365	蒲田 1丁目7番2号	蒲田一丁目公園	100	昭和51年度	東京消防庁
366	蒲田 1丁目12番5号	区立蒲田中学校	40	昭和62年度	大田区
367	蒲田 1丁目23番20号	瀧口製作所	40	平成25年度	その他
368	蒲田 1丁目12番19号	ステージグランデ蒲田Ⅱ	40	平成26年度	その他
369	蒲田 1丁目5番19号	パークリュクス蒲田一目	40	令和元年度	その他
370	蒲田 1丁目30番1号	蒲田小学校	100	昭和51年度	東京消防庁
371	蒲田 2丁目2番13号	ヴィラ はなぞの	40	平成14年度	その他
372	蒲田 2丁目3番10号	妙典寺	40	昭和36年度	東京消防庁
373	蒲田 2丁目8番8号	特別養護老人ホーム蒲田	100	平成6年度	東京消防庁
374	蒲田 2丁目14番4号	プラム蒲田	40	平成6年度	大田区
375	蒲田 2丁目16番19号	蒲田二丁目児童公園	100	昭和52年度	東京消防庁
376	蒲田 2丁目17番7号	ガーデンコートカマタ	50	平成14年度	その他
377	蒲田 2丁目23番3号	バレッシア蒲田シティー	40	平成24年度	その他
378	蒲田 3丁目10番6号	東京都下水道局蒲田職員住宅	40	平成11年度	東京都
379	蒲田 3丁目13番12号	蒲田三丁目ひろば児童公園	40	平成6年度	大田区
380	蒲田 3丁目16番11号	ローレルコート蒲田	40	平成26年度	その他
381	蒲田 3丁目19番4号	ル・サンクアイリスター	40	平成17年度	その他
382	蒲田 3丁目24番8号	メインステージ蒲田VIエグゼ	40	平成26年度	その他
383	蒲田 3丁目18番5号	ザレジデンス蒲田アイリス	40	平成27年度	その他
384	蒲田 3丁目18番	ルートイン蒲田	40	平成27年度	その他
385	蒲田 4丁目1番1号	エクセルダイア蒲田	40	平成25年度	その他
386	蒲田 4丁目2番7号	イニシア蒲田	40	平成19年度	その他
387	蒲田 4丁目17番7号	京浜蒲田公園	100	昭和49年度	東京消防庁

388	蒲田 4丁目18番18号	八幡神社	40	昭和21年度	東京消防庁
389	蒲田 4丁目18番23号	ノステルコート蒲田	40	平成19年度	その他
390	蒲田 4丁目19番5号	パークタワー東京フロント	40	平成15年度	その他
391	蒲田 4丁目21番3号	グランドコンシェルジュ	40	平成25年度	その他
392	蒲田 4丁目21番4号	プラウドフラット蒲田内	40	平成18年度	その他
393	蒲田 4丁目22番1号	蒲田4丁目弐番館	40	平成19年度	その他
394	蒲田 4丁目22番3号	コンシェルシア蒲田タワー	40	平成20年度	その他
395	蒲田 4丁目24番10号	エクセルダイヤ蒲田	40	平成19年度	その他
396	蒲田 4丁目25番5号	プラウドフラット蒲田I	40	平成19年度	その他
397	蒲田 4丁目28番6号	グローバル蒲田	40	平成17年度	その他
398	蒲田 4丁目30番10号	マンションCVBE, S	40	平成24年度	その他
399	蒲田 4丁目35番1号	仲蒲田公園	40	昭和49年度	東京消防庁
400	蒲田 4丁目35番1号	仲蒲田公園	100	昭和49年度	東京消防庁
401	蒲田 4丁目41番5号	スカイコート蒲田壱番館	40	平成23年度	その他
402	蒲田 4丁目43番10号	ダイヤパレスシティウインド蒲田	40	平成9年度	その他
403	蒲田 4丁目44番10号	レジディア蒲田4	40	平成26年度	その他
404	蒲田 4丁目21番2号	コンフェリア蒲田	40	平成27年度	その他
405	蒲田 4丁目10番14号	あすとブランドシティ蒲田	100	平成27年度	その他
406	蒲田 4丁目50番10号	ウイングキッチン京急蒲田	40	平成27年度	その他
407	蒲田 4丁目28番2号	ザ・ミッドハウス蒲田	40	平成29年度	その他
408	蒲田 4丁目47番1号	メインステージ蒲田Ⅲ	40	平成17年度	その他
409	蒲田 4丁目47番6号	トランプタワー	40	平成26年度	その他
410	蒲田 5丁目8番2号	セザール第二蒲田	40	昭和59年度	その他

411	蒲田 5丁目9番2号	マ ル ハ ン	40	平成24年度	そ の 他
412	蒲田 5丁目13番1号	蒲田駅東口ロータリー	40	昭和51年度	東 京 消 防 庁
413	蒲田 5丁目13番14号	大 田 区 役 所	80	平成9年度	大 田 区
414	蒲田 5丁目13番23号	蒲 田 シ テ ィ ビ ル	40	平成5年度	そ の 他
415	蒲田 5丁目13番26号	大田生活センター	40	昭和55年度	大 田 区
416	蒲田 5丁目19番12号	フレッサイン東京蒲田ビル	40	平成5年度	そ の 他
417	蒲田 5丁目19番20号	スカイコート蒲田ガーデン	40	平成25年度	そ の 他
418	蒲田 5丁目21番5号	アルティス蒲田	40	平成16年度	そ の 他
419	蒲田 5丁目27番11号	ベルファース蒲田	40	平成18年度	そ の 他
420	蒲田 5丁目29番	プリムローズ蒲田	40	平成16年度	そ の 他
421	蒲田 5丁目30番12号	東 京 学 生 会 館	40	昭和57年度	そ の 他
422	蒲田 5丁目32番5号	パシフィックレジデンスII	40	平成18年度	そ の 他
423	蒲田 5丁目35番1号	本 蒲 田 公 園	100	昭和49年度	東 京 消 防 庁
424	蒲田 5丁目36番	蒲 田 東 口 緑 地	40	昭和48年度	大 田 区
425	蒲田 5丁目37番	アロマスクエアサービス	60	平成10年度	そ の 他
426	蒲田 5丁目37番	アロマスクエア区民ホール	40	平成10年度	大 田 区
427	蒲田 5丁目37番	アロマスクエアラウンジ	60	平成10年度	そ の 他
428	蒲田 5丁目40番10号	初穂マンション蒲田	40	昭和57年度	そ の 他
429	蒲田 5丁目43番7号	ロイヤルハイツ蒲田	50	昭和56年度	そ の 他
430	蒲田 5丁目45番11号	メインステージ蒲田IV	40	平成18年度	そ の 他
431	蒲田 5丁目47番7号	マルエツ蒲田店	80	昭和59年度	そ の 他
432	蒲田 5丁目40番8号	デュオステージ蒲田	40	令和元年度	そ の 他
433	蒲田 5丁目8番3号	ザ・パークハビオ蒲田	40	令和元年度	そ の 他

434	蒲田本町 1丁目1番 1号	蒲田本町一丁目団地4号 棟 西 側	60	昭和54年 度	そ 他 の
435	蒲田本町 1丁目1番 1号	蒲田本町一丁目団地1号 棟 西 側	40	昭和54年 度	そ 他 の
436	蒲田本町 1丁目2番 5号	ネクストサイト蒲田ビル	40	平成22年 度	そ 他 の
437	蒲田本町 1丁目3番 1号	エンゼル蒲田テラス	40	平成17年 度	そ 他 の
438	蒲田本町 1丁目3番 12号	ルーブル蒲田6番館	40	平成20年 度	そ 他 の
439	蒲田本町 1丁目9番	グランイーグル蒲田II	40	平成17年 度	そ 他 の
440	蒲田本町 1丁目10番 7号	蒲 田 ネ オ リ ア	40	平成18年 度	そ 他 の
441	蒲田本町 1丁目11番 20号	ルーブル蒲田本町	40	平成26年 度	そ の 他
442	蒲田本町 2丁目1番 1号	蒲 田 地 域 庁 舎	100	平成13年 度	大 田 区
443	蒲田本町 2丁目2番 6号	パークアクシユス蒲田 式番館	40	平成20年 度	そ 他 の
444	蒲田本町 2丁目3番 3号	蒲 田 警 察 署	40	平成8年 度	そ 他 の
445	蒲田本町 2丁目3番 3号	蒲 田 警 察 署 御 園 寮	40	昭和57年 度	そ 他 の
446	蒲田本町 2丁目3番 6号	本 二 北 児 童 公 園	40	昭和62年 度	大 田 区
447	蒲田本町 2丁目11番 6号	パークアクシユス蒲田1 番 館	40	平成20年 度	そ の 他
448	蒲田本町 2丁目28番 1号	東京消防庁蒲田消防署	130	平成9年 度	東 京 消 防 庁
449	<u>羽田空港 1丁目1番 2号</u>	<u>蒲田消防署空港分署</u>	<u>40</u>	<u>平成1年 度</u>	<u>東 京 消 防 庁</u>
450	<u>羽田空港 1丁目5番</u>	<u>東京国際空港B滑走路</u>	<u>40</u>	<u>昭和52年 度</u>	<u>そ の 他</u>
451	<u>羽田空港 1丁目</u>	<u>東京国際空港Bラン</u>	<u>60</u>	<u>平成24年</u>	<u>そ の 他</u>
452	<u>羽田空港 1丁目9番 4号</u>	<u>日航第四原動機工場北 西 側</u>	<u>100</u>	<u>平成7年度</u>	<u>そ の 他</u>
453	<u>羽田空港 1丁目9番 4号</u>	<u>日航第四原動機工場南 西 側</u>	<u>40</u>	<u>平成7年度</u>	<u>そ の 他</u>
454	<u>羽田空港 1丁目11番</u>	<u>JAL大型第2ハンガ ー</u>	<u>60</u>	<u>昭和58年 度</u>	<u>そ の 他</u>
455	<u>羽田空港 1丁目11番</u>	<u>東京国際空港B滑走路</u>	<u>40</u>	<u>昭和52年 度</u>	<u>そ の 他</u>
456	<u>羽田空港 1丁目11番</u>	<u>東京国際空港B滑走路</u>	<u>40</u>	<u>昭和52年 度</u>	<u>そ の 他</u>

457	<u>羽田空港 1丁目11番</u>	<u>東京国際空港B滑走路</u>	<u>40</u>	<u>昭和52年 度</u>	<u>そ の 他</u>
458	<u>羽田空港 1丁目12番</u>	<u>B滑走路産経新聞社東</u>	<u>40</u>	<u>昭和52年 度</u>	<u>そ の 他</u>
459	<u>羽田空港 1丁目13番</u>	<u>羽 田 補 修 基 地</u>	<u>40</u>	<u>平成13年 度</u>	<u>そ の 他</u>
460	<u>羽田空港 2丁目</u>	<u>B滑走路(B-3)</u>	<u>60</u>	<u>平成11年 度</u>	<u>そ の 他</u>
461	<u>羽田空港 2丁目</u>	<u>B滑走路(B-2)</u>	<u>60</u>	<u>平成11年 度</u>	<u>そ の 他</u>
462	<u>羽田空港 2丁目</u>	<u>B滑走路(B-1)</u>	<u>60</u>	<u>平成11年 度</u>	<u>そ の 他</u>
463	<u>羽田空港 2丁目</u>	<u>羽田空港B滑走路</u>	<u>60</u>	<u>平成30年 度</u>	<u>そ の 他</u>
464	<u>羽田空港 2丁目</u>	<u>羽田空港B滑走路</u>	<u>60</u>	<u>平成30年 度</u>	<u>そ の 他</u>
465	<u>羽田空港 2丁目</u>	<u>羽田空港B滑走路</u>	<u>60</u>	<u>平成30年 度</u>	<u>そ の 他</u>
466	<u>羽田空港 2丁目</u>	<u>羽 田 空 港</u>	<u>60</u>	<u>平成30年 度</u>	<u>そ の 他</u>
467	<u>羽田空港 2丁目</u>	<u>B 滑 走 路</u>	<u>60</u>	<u>平成30年 度</u>	<u>そ の 他</u>
468	<u>羽田空港 2丁目</u>	<u>羽 田 空 港</u>	<u>60</u>	<u>平成30年 度</u>	<u>そ の 他</u>
469	<u>羽田空港 2丁目</u>	<u>羽 田 空 港</u>	<u>60</u>	<u>平成30年 度</u>	<u>そ の 他</u>
470	<u>羽田空港 2丁目3番</u>	<u>東京国際空港B滑走路</u>	<u>40</u>	<u>昭和52年 度</u>	<u>そ の 他</u>
471	<u>羽田空港 2丁目5番</u>	<u>東京国際空港CAラン 中 間</u>	<u>40</u>	<u>昭和52年 度</u>	<u>そ の 他</u>
472	<u>羽田空港 2丁目5番</u>	<u>カーゴビルD棟北側</u>	<u>200</u>	<u>平成6年 度</u>	<u>そ の 他</u>
473	<u>羽田空港 2丁目6番</u>	<u>AGPパワーステーシ ョ ン</u>	<u>60</u>	<u>平成17年 度</u>	<u>そ の 他</u>
474	<u>羽田空港 2丁目6番</u>	<u>国際線エアーカーター ミ ナ ル</u>	<u>40</u>	<u>平成22年 度</u>	<u>そ の 他</u>
475	<u>羽田空港 2丁目6番</u>	<u>国際線エアーカーター ミ ナ ル</u>	<u>40</u>	<u>平成22年 度</u>	<u>そ の 他</u>
476	<u>羽田空港 2丁目6番</u>	<u>国際線エアーカーター ミ ナ ル</u>	<u>40</u>	<u>平成22年 度</u>	<u>そ の 他</u>
477	<u>羽田空港 2丁目6番</u>	<u>国際線エアーカーター ミ ナ ル</u>	<u>40</u>	<u>平成22年 度</u>	<u>そ の 他</u>
478	<u>羽田空港 2丁目6番</u>	<u>国際線エアーカーター ミ ナ ル</u>	<u>40</u>	<u>平成22年 度</u>	<u>そ の 他</u>
479	<u>羽田空港 2丁目6番</u>	<u>国際線エアーカーター ミ ナ ル</u>	<u>40</u>	<u>平成22年 度</u>	<u>そ の 他</u>

480	羽田空港 2丁目6番	国際線エアーカーター ミナール	40	平成22年 度	そ の 他
481	羽田空港 2丁目6番	国際線エアーカーター ミナール	40	平成22年 度	そ の 他
482	羽田空港 2丁目6番	国際線エアーカーター ミナール	40	平成22年 度	そ の 他
483	羽田空港 2丁目6番	国際線エアーカーター ミナール	40	平成22年 度	そ の 他
484	羽田空港 2丁目6番	国際線エアーカーター ミナール	40	平成22年 度	そ の 他
485	羽田空港 2丁目6番	国際線エアーカーター ミナール	40	平成22年 度	そ の 他
486	羽田空港 2丁目6番 5号	国際線旅客ターミナル	80	平成22年 度	そ の 他
487	羽田空港 2丁目6番 5号	国際線旅客ターミナル 東側	60	平成22年 度	そ の 他
488	羽田空港 2丁目6番 5号	国際線ビルゲート前	60	平成22年 度	そ の 他
489	羽田空港 2丁目6番 5号	国際線南側駐車場	60	平成22年 度	そ の 他
490	羽田空港 2丁目6番 5号	国際線南側駐車場	60	平成22年 度	そ の 他
491	羽田空港 2丁目6番 5号	国際線旅客ターミナル 北西	60	平成22年 度	そ の 他
492	羽田空港 2丁目6番 5号	国際線旅客ターミナル 南西	60	平成22年 度	そ の 他
493	羽田空港 2丁目6番 5号	国際線駐車場東側	100	平成22年 度	そ の 他
494	羽田空港 2丁目6番 5号	国際線駐車場南側	100	平成22年 度	そ の 他
495	羽田空港 2丁目6番 5号	国際線駐車場西側	100	平成22年 度	そ の 他
496	羽田空港 2丁目6番 5号	国際線旅客ターミナル 北東	60	平成26年 度	そ の 他
497	羽田空港 2丁目6番 5号	国際線旅客ターミナル 北東	60	平成26年 度	そ の 他
498	羽田空港 2丁目6番 5号	国際線旅客ターミナル 北側	60	平成26年 度	そ の 他
499	羽田空港 2丁目6番 5号	ロイヤルパークホテル	60	平成26年 度	そ の 他
500	羽田空港 2丁目6番 5号	ロイヤルパークホテル 北側	60	平成26年 度	そ の 他
501	羽田空港 2丁目6番 5号	ロイヤルパークホテル 南側	60	平成26年 度	そ の 他
502	羽田空港 2丁目6番 5号	国際線ターミナル北側	60	平成26年 度	そ の 他

503	<u>羽田空港 2丁目6番5号</u>	<u>国際線ターミナル北西側</u>	<u>60</u>	<u>平成26年度</u>	<u>その他</u>
504	<u>羽田空港 2丁目6番5号</u>	<u>京急国際線ターミナル駅</u>	<u>40</u>	<u>平成22年度</u>	<u>その他</u>
505	<u>羽田空港 2丁目6番5号</u>	<u>国際線北サテライト</u>	<u>40</u>	<u>平成26年度</u>	<u>その他</u>
506	<u>羽田空港 2丁目6番</u>	<u>108と109間 (R21)</u>	<u>60</u>	<u>平成22年度</u>	<u>その他</u>
507	<u>羽田空港 2丁目6番</u>	<u>112と113間 (R22)</u>	<u>60</u>	<u>平成22年度</u>	<u>その他</u>
508	<u>羽田空港 2丁目6番</u>	<u>153と154間 (R23)</u>	<u>60</u>	<u>平成22年度</u>	<u>その他</u>
509	<u>羽田空港 2丁目6番</u>	<u>国際線地区 (R24)</u>	<u>60</u>	<u>平成22年度</u>	<u>その他</u>
510	<u>羽田空港 2丁目6番</u>	<u>スポット134 (R25)</u>	<u>60</u>	<u>平成22年度</u>	<u>その他</u>
511	<u>羽田空港 2丁目6番</u>	<u>131と132間 (R26)</u>	<u>60</u>	<u>平成22年度</u>	<u>その他</u>
512	<u>羽田空港 2丁目6番</u>	<u>103と104間 (R20)</u>	<u>60</u>	<u>平成22年度</u>	<u>その他</u>
513	<u>羽田空港 2丁目8番</u>	<u>三菱石油</u>	<u>350</u>	<u>平成9年度</u>	<u>その他</u>
514	<u>羽田空港 2丁目11番</u>	<u>東京国際空港Bラン</u>	<u>40</u>	<u>昭和52年度</u>	<u>その他</u>
515	<u>羽田空港 3丁目</u>	<u>東京国際空港A滑走路 (A11)</u>	<u>60</u>	<u>昭和62年度</u>	<u>その他</u>
516	<u>羽田空港 3丁目</u>	<u>東京国際空港A滑走路 (A10)</u>	<u>60</u>	<u>昭和62年度</u>	<u>その他</u>
517	<u>羽田空港 3丁目</u>	<u>東京国際空港A滑走路 (A9)</u>	<u>60</u>	<u>昭和62年度</u>	<u>その他</u>
518	<u>羽田空港 3丁目</u>	<u>東京国際空港A滑走路 (A8)</u>	<u>60</u>	<u>昭和62年度</u>	<u>その他</u>
519	<u>羽田空港 3丁目</u>	<u>東京国際空港A滑走路 (A7)</u>	<u>60</u>	<u>昭和62年度</u>	<u>その他</u>
520	<u>羽田空港 3丁目</u>	<u>東京国際空港A滑走路 (A6)</u>	<u>60</u>	<u>昭和62年度</u>	<u>その他</u>
521	<u>羽田空港 3丁目</u>	<u>東京国際空港A滑走路 (A5)</u>	<u>60</u>	<u>昭和62年度</u>	<u>その他</u>
522	<u>羽田空港 3丁目</u>	<u>東京国際空港A滑走路 (A4)</u>	<u>60</u>	<u>昭和62年度</u>	<u>その他</u>
523	<u>羽田空港 3丁目</u>	<u>東京国際空港A滑走路 (A3)</u>	<u>60</u>	<u>昭和62年度</u>	<u>その他</u>
524	<u>羽田空港 3丁目</u>	<u>東京国際空港A滑走路 (A2)</u>	<u>60</u>	<u>昭和62年度</u>	<u>その他</u>
525	<u>羽田空港 3丁目</u>	<u>東京国際空港A滑走路 (A1)</u>	<u>60</u>	<u>昭和62年度</u>	<u>その他</u>

526	<u>羽田空港 3丁目</u>	<u>東京国際空港B滑走路 (B 8)</u>	<u>60</u>	<u>平成11年 度</u>	<u>そ の 他</u>
527	<u>羽田空港 3丁目</u>	<u>東京国際空港B滑走路 (B 7)</u>	<u>60</u>	<u>平成11年 度</u>	<u>そ の 他</u>
528	<u>羽田空港 3丁目</u>	<u>東京国際空港B滑走路 (B 6)</u>	<u>60</u>	<u>平成11年 度</u>	<u>そ の 他</u>
529	<u>羽田空港 3丁目</u>	<u>東京国際空港B滑走路 (B 5)</u>	<u>60</u>	<u>平成11年 度</u>	<u>そ の 他</u>
530	<u>羽田空港 3丁目</u>	<u>東京国際空港B滑走路 (B 4)</u>	<u>60</u>	<u>平成11年 度</u>	<u>そ の 他</u>
531	<u>羽田空港 3丁目</u>	<u>C滑走路南西側 (E1)</u>	<u>60</u>	<u>平成8年度</u>	<u>そ の 他</u>
532	<u>羽田空港 3丁目</u>	<u>C滑走路西側 (E2)</u>	<u>60</u>	<u>平成8年度</u>	<u>そ の 他</u>
533	<u>羽田空港 3丁目</u>	<u>C滑走路西側 (E3)</u>	<u>60</u>	<u>平成8年度</u>	<u>そ の 他</u>
534	<u>羽田空港 3丁目</u>	<u>C滑走路東側 (E4)</u>	<u>60</u>	<u>平成8年度</u>	<u>そ の 他</u>
535	<u>羽田空港 3丁目</u>	<u>C滑走路東側 (E5)</u>	<u>60</u>	<u>平成8年度</u>	<u>そ の 他</u>
536	<u>羽田空港 3丁目</u>	<u>C滑走路東側 (E6)</u>	<u>60</u>	<u>平成8年度</u>	<u>そ の 他</u>
537	<u>羽田空港 3丁目</u>	<u>C滑走路西側 (E7)</u>	<u>60</u>	<u>平成8年度</u>	<u>そ の 他</u>
538	<u>羽田空港 3丁目</u>	<u>C滑走路西側 (C3)</u>	<u>60</u>	<u>平成8年度</u>	<u>そ の 他</u>
539	<u>羽田空港 3丁目</u>	<u>C滑走路西側 (C4)</u>	<u>60</u>	<u>平成8年度</u>	<u>そ の 他</u>
540	<u>羽田空港 3丁目</u>	<u>C滑走路西側 (C5)</u>	<u>60</u>	<u>平成8年度</u>	<u>そ の 他</u>
541	<u>羽田空港 3丁目</u>	<u>C滑走路西側 (C6)</u>	<u>60</u>	<u>平成8年度</u>	<u>そ の 他</u>
542	<u>羽田空港 3丁目</u>	<u>C滑走路西側 (C7)</u>	<u>60</u>	<u>平成8年度</u>	<u>そ の 他</u>
543	<u>羽田空港 3丁目</u>	<u>C滑走路西側 (C8)</u>	<u>60</u>	<u>平成8年度</u>	<u>そ の 他</u>
544	<u>羽田空港 3丁目</u>	<u>C滑走路西側 (C9)</u>	<u>60</u>	<u>平成8年度</u>	<u>そ の 他</u>
545	<u>羽田空港 3丁目</u>	<u>C滑走路西側 (C10)</u>	<u>60</u>	<u>平成8年度</u>	<u>そ の 他</u>
546	<u>羽田空港 3丁目</u>	<u>C滑走路西側 (C11)</u>	<u>60</u>	<u>平成8年度</u>	<u>そ の 他</u>
547	<u>羽田空港 3丁目</u>	<u>C滑走路西側 (C12)</u>	<u>60</u>	<u>平成8年度</u>	<u>そ の 他</u>
548	<u>羽田空港 3丁目</u>	<u>403と404の間R11</u>	<u>60</u>	<u>平成9年度</u>	<u>そ の 他</u>

549	<u>羽田空港 3丁目</u>	<u>408とV2の間</u>	<u>60</u>	<u>平成9年度</u>	<u>その他</u>
550	<u>羽田空港 3丁目</u>	<u>スポット604西側R14</u>	<u>60</u>	<u>平成9年度</u>	<u>その他</u>
551	<u>羽田空港 3丁目</u>	<u>消防東庁舎南東側</u>	<u>60</u>	<u>平成9年度</u>	<u>その他</u>
552	<u>羽田空港 3丁目1番</u>	<u>スポット33と34の間</u>	<u>60</u>	<u>平成5年度</u>	<u>その他</u>
553	<u>羽田空港 3丁目1番</u>	<u>スポット39と40の間</u>	<u>60</u>	<u>平成5年度</u>	<u>その他</u>
554	<u>羽田空港 3丁目1番</u>	<u>ANA貨物東側</u>	<u>40</u>	<u>平成5年度</u>	<u>その他</u>
555	<u>羽田空港 3丁目1番</u>	<u>ANAエアポート東側</u>	<u>40</u>	<u>平成5年度</u>	<u>その他</u>
556	<u>羽田空港 3丁目1番</u>	<u>コカ・コーライースト東側</u>	<u>40</u>	<u>平成5年度</u>	<u>その他</u>
557	<u>羽田空港 3丁目2番</u>	<u>東貨物地区北側R10</u>	<u>60</u>	<u>平成5年度</u>	<u>その他</u>
558	<u>羽田空港 3丁目2番</u>	<u>貨物上屋4羽田鮮魚センター</u>	<u>40</u>	<u>平成5年度</u>	<u>その他</u>
559	<u>羽田空港 3丁目2番</u>	<u>ヤマト運輸東側</u>	<u>40</u>	<u>平成5年度</u>	<u>その他</u>
560	<u>羽田空港 3丁目2番</u>	<u>(株)アークビル東側</u>	<u>40</u>	<u>平成5年度</u>	<u>その他</u>
561	<u>羽田空港 3丁目2番8号</u>	<u>(株)TFK羽田支店</u>	<u>40</u>	<u>平成5年度</u>	<u>その他</u>
562	<u>羽田空港 3丁目2番</u>	<u>JAL貨物西側</u>	<u>40</u>	<u>平成5年度</u>	<u>その他</u>
563	<u>羽田空港 3丁目2番</u>	<u>(株)ANAケータリング</u>	<u>240</u>	<u>平成5年度</u>	<u>その他</u>
564	<u>羽田空港 3丁目2番</u>	<u>JAL貨物西側</u>	<u>40</u>	<u>平成5年度</u>	<u>その他</u>
565	<u>羽田空港 3丁目2番1号</u>	<u>ソラシドエア北西側</u>	<u>20</u>	<u>平成9年度</u>	<u>その他</u>
566	<u>羽田空港 3丁目3番</u>	<u>スポット6西側(R5)</u>	<u>60</u>	<u>平成5年度</u>	<u>その他</u>
567	<u>羽田空港 3丁目3番</u>	<u>スポット12と13間(R6)</u>	<u>60</u>	<u>平成5年度</u>	<u>その他</u>
568	<u>羽田空港 3丁目3番</u>	<u>スポット19と20間(R7)</u>	<u>60</u>	<u>平成5年度</u>	<u>その他</u>
569	<u>羽田空港 3丁目3番</u>	<u>制限区域内PBBNo.1下</u>	<u>40</u>	<u>平成5年度</u>	<u>その他</u>
570	<u>羽田空港 3丁目3番</u>	<u>制限区域内PBBNo.1と</u>	<u>40</u>	<u>平成5年度</u>	<u>その他</u>
571	<u>羽田空港 3丁目3番</u>	<u>制限区域内PBBNo.6とNo.7</u>	<u>40</u>	<u>平成5年度</u>	<u>その他</u>

572	羽田空港 3丁目3番	第一ターミナル到着ロビ	40	平成5年度	その他
573	羽田空港 3丁目3番	制限区域内第一ターミナル	40	平成5年度	その他
574	羽田空港 3丁目3番	ターミナルビル北東側	40	平成5年度	その他
575	羽田空港 3丁目3番	ANA手荷物仕分所No.6	40	平成5年度	その他
576	羽田空港 3丁目3番	第6ゲート内	40	平成5年度	その他
577	羽田空港 3丁目3番	22番スポット北側	40	平成5年度	その他
578	羽田空港 3丁目3番	東京国際空港第2庁舎	40	平成5年度	その他
579	羽田空港 3丁目3番	東京国際空港第1庁舎	40	平成5年度	その他
580	羽田空港 3丁目3番	P2駐車場東側ゲート脇	40	平成5年度	その他
581	羽田空港 3丁目3番	P1駐車場東側ゲート脇	40	平成5年度	その他
582	羽田空港 3丁目3番	P1駐車場南西側	40	平成5年度	その他
583	羽田空港 3丁目3番	第一ターミナル5番出入口	40	平成5年度	その他
584	羽田空港 3丁目3番	ANA手荷物仕分場1	40	平成5年度	その他
585	羽田空港 3丁目3番	JAL手荷物仕分場	40	平成5年度	その他
586	羽田空港 3丁目3番	P2駐車場南西側	40	平成5年度	その他
587	羽田空港 3丁目3番	ANA手荷物仕分場	40	平成5年度	その他
588	羽田空港 3丁目3番4号	第一ターミナル中央東側	20	平成10年度	その他
589	羽田空港 3丁目4番	空港事務所東側電源局舎	40	平成9年度	その他
590	羽田空港 3丁目4番	第2ターミナルビル中央東側	60	平成16年度	その他
591	羽田空港 3丁目4番	第2ターミナルビル北西側	60	平成16年度	その他
592	羽田空港 3丁目4番	第2ターミナルビル中央西側	60	平成16年度	その他
593	羽田空港 3丁目4番	第2ターミナルビル南西側	40	平成16年度	その他
594	羽田空港 3丁目4番	第2ターミナル南側	60	平成16年度	その他

595	<u>羽田空港 3丁目4番</u>	<u>羽田エクセルホテル北側</u>	<u>60</u>	<u>平成16年度</u>	<u>その他の</u>
596	<u>羽田空港 3丁目4番</u>	<u>第2ターミナルビル中央西側</u>	<u>60</u>	<u>平成16年度</u>	<u>その他の</u>
597	<u>羽田空港 3丁目4番</u>	<u>P3駐車場南側</u>	<u>40</u>	<u>平成16年度</u>	<u>その他の</u>
598	<u>羽田空港 3丁目4番</u>	<u>P3駐車場南西側</u>	<u>40</u>	<u>平成16年度</u>	<u>その他の</u>
599	<u>羽田空港 3丁目4番</u>	<u>No.53と54の間R17</u>	<u>60</u>	<u>平成16年度</u>	<u>その他の</u>
600	<u>羽田空港 3丁目4番</u>	<u>No.59と60の間R18</u>	<u>60</u>	<u>平成16年度</u>	<u>その他の</u>
601	<u>羽田空港 3丁目4番</u>	<u>No.64と65の間R19</u>	<u>60</u>	<u>平成16年度</u>	<u>その他の</u>
602	<u>羽田空港 3丁目4番</u>	<u>No.66スポット西側</u>	<u>40</u>	<u>平成18年度</u>	<u>その他の</u>
603	<u>羽田空港 3丁目4番</u>	<u>No.66スポット南側</u>	<u>40</u>	<u>平成18年度</u>	<u>その他の</u>
604	<u>羽田空港 3丁目4番</u>	<u>No.67スポット南側</u>	<u>60</u>	<u>平成18年度</u>	<u>その他の</u>
605	<u>羽田空港 3丁目4番</u>	<u>P4駐車場南東側</u>	<u>40</u>	<u>平成22年度</u>	<u>その他の</u>
606	<u>羽田空港 3丁目4番</u>	<u>P4駐車場東側</u>	<u>70</u>	<u>平成22年度</u>	<u>その他の</u>
607	<u>羽田空港 3丁目4番</u>	<u>P4駐車場南西側</u>	<u>80</u>	<u>平成22年度</u>	<u>その他の</u>
608	<u>羽田空港 3丁目5番</u>	<u>ANA格納庫東側 (R2)</u>	<u>60</u>	<u>平成5年度</u>	<u>その他の</u>
609	<u>羽田空港 3丁目5番</u>	<u>JAL格納庫東側 (R3)</u>	<u>60</u>	<u>平成5年度</u>	<u>その他の</u>
610	<u>羽田空港 3丁目5番</u>	<u>JAL格納庫東側 (R4)</u>	<u>60</u>	<u>平成5年度</u>	<u>その他の</u>
611	<u>羽田空港 3丁目5番</u>	<u>JALメインセンター1</u>	<u>20</u>	<u>平成5年度</u>	<u>その他の</u>
612	<u>羽田空港 3丁目5番</u>	<u>JALメインセンター1北東</u>	<u>40</u>	<u>平成5年度</u>	<u>その他の</u>
613	<u>羽田空港 3丁目5番1号</u>	<u>JALメインセンター南東</u>	<u>40</u>	<u>平成5年度</u>	<u>その他の</u>
614	<u>羽田空港 3丁目5番1号</u>	<u>JALメインセンター南西</u>	<u>20</u>	<u>平成5年度</u>	<u>その他の</u>
615	<u>羽田空港 3丁目5番</u>	<u>JALセンター2北側</u>	<u>20</u>	<u>平成5年度</u>	<u>その他の</u>
616	<u>羽田空港 3丁目5番</u>	<u>JALセンター2北側</u>	<u>40</u>	<u>平成5年度</u>	<u>その他の</u>
617	<u>羽田空港 3丁目5番</u>	<u>JALセンター2東側</u>	<u>40</u>	<u>平成5年度</u>	<u>その他の</u>

641	<u>羽田空港 3丁目6番</u>	<u>RU5北東側R16</u>	<u>60</u>	<u>平成10年度</u>	<u>その他</u>
642	<u>羽田空港 3丁目6番</u>	<u>多摩川トンネル第二換気所</u>	<u>40</u>	<u>平成8年度</u>	<u>その他</u>
643	<u>羽田空港 3丁目7番</u>	<u>三愛石油棧橋</u>	<u>40</u>	<u>平成21年度</u>	<u>その他</u>
644	<u>羽田空港 3丁目6番8号</u>	<u>ANAエンジンメンテ南</u>	<u>80</u>	<u>平成5年度</u>	<u>その他</u>
645	<u>羽田空港 3丁目7番1号</u>	<u>三愛石油株式会社駐車場</u>	<u>100</u>	<u>平成8年度</u>	<u>その他</u>
646	<u>羽田空港 3丁目7番3号</u>	<u>全日空エンジンテストセ</u> <u>ル</u>	<u>40</u>	<u>平成8年度</u>	<u>その他</u>
647	<u>羽田空港 3丁目6番8号</u>	<u>JALテクニカルセンタ</u> <u>二</u>	<u>80</u>	<u>平成5年度</u>	<u>その他</u>
648	<u>羽田空港 3丁目6</u>	<u>玉川トンネル第2換気所</u>	<u>40</u>	<u>平成5年度</u>	<u>その他</u>
649	<u>羽田空港 3丁目7番3号</u>	<u>全日空エンジンテストセ</u> <u>ル</u>	<u>40</u>	<u>平成8年度</u>	<u>その他</u>
650	<u>羽田空港 3丁目7番1号</u>	<u>三愛石油株式会社駐車場</u>	<u>100</u>	<u>平成8年度</u>	<u>その他</u>
651	<u>羽田空港 3丁目6</u>	<u>RU1北東側R15</u>	<u>60</u>	<u>平成10年度</u>	<u>その他</u>
652	<u>羽田空港 3丁目6</u>	<u>RU5北東側R16</u>	<u>60</u>	<u>平成10年度</u>	<u>その他</u>
653	<u>羽田空港 3丁目6</u>	<u>JAL第2駐車場内</u>	<u>40</u>	<u>平成14年度</u>	<u>その他</u>
654	<u>羽田空港 3丁目5番7号</u>	<u>東京空港整備(株)西側</u>	<u>40</u>	<u>平成16年度</u>	<u>その他</u>
655	<u>羽田空港 3丁目6番8号</u>	<u>ANAエンジンメンテ南</u>	<u>40</u>	<u>平成18年度</u>	<u>その他</u>
656	<u>羽田空港 3丁目4</u>	<u>No.66と67の間</u>	<u>40</u>	<u>平成18年度</u>	<u>その他</u>
657	<u>羽田空港 3丁目6番7号</u>	<u>ANAエンジンメンテナ</u> <u>ン</u>	<u>40</u>	<u>平成20年度</u>	<u>その他</u>
658	<u>羽田空港 3丁目6番7号</u>	<u>ANAエンジンメンテナ</u> <u>ン</u>	<u>20</u>	<u>平成20年度</u>	<u>その他</u>
659	<u>羽田空港 3丁目4</u>	<u>第2ターミナル中央南</u> <u>西側</u>	<u>40</u>	<u>平成22年度</u>	<u>その他</u>
660	<u>羽田空港 3丁目</u>	<u>D滑走路(D1)</u>	<u>60</u>	<u>平成22年度</u>	<u>その他</u>
661	<u>羽田空港 3丁目</u>	<u>D滑走路(D2)</u>	<u>60</u>	<u>平成22年度</u>	<u>その他</u>
662	<u>羽田空港 3丁目</u>	<u>D滑走路(D3)</u>	<u>60</u>	<u>平成22年度</u>	<u>その他</u>
663	<u>羽田空港 3丁目</u>	<u>D滑走路(D4)</u>	<u>60</u>	<u>平成22年度</u>	<u>その他</u>

664	<u>羽田空港 3丁目</u>	<u>D滑走路 (D5)</u>	<u>60</u>	<u>平成22年度</u>	<u>その他</u>
665	<u>羽田空港 3丁目</u>	<u>D滑走路 (D6)</u>	<u>60</u>	<u>平成22年度</u>	<u>その他</u>
666	<u>羽田空港 3丁目</u>	<u>D滑走路 (D7)</u>	<u>60</u>	<u>平成22年度</u>	<u>その他</u>
667	<u>羽田空港 3丁目</u>	<u>D滑走路 (D8)</u>	<u>60</u>	<u>平成22年度</u>	<u>その他</u>
668	<u>羽田空港 3丁目</u>	<u>D滑走路 (D9)</u>	<u>60</u>	<u>平成22年度</u>	<u>その他</u>

別紙 67

【資料編】15 その他

4 区内の消防車両及び消防団の現況

(1) 区内の消防車両の現況 (令和3年7月1日現在)

署	ポンプ車	化学車	はしご車	救急車	救助車	その他	合計
大森	8	1	1	5	0	9	24
田園調布	5	1	1	2	0	10	19
蒲田	7	2	1	3	1	16	30
矢口	7	1	1	4	0	9	21
合計	27	5	4	12	1	44	93

(2) 区内の消防団の現況

消防署	定員数	分団本部	可搬ポンプ積載車	可搬ポンプ
大森	300	8	5	20
田園調布	300	9	7	18
蒲田	300	7	7	15
矢口	270	7	6	16

別紙 68

【資料編】15 その他

5 自治会・町会の現況

令和3年4月1日現在

地区名	自治会・町会数	世帯数 (R3.4.1 現在)	防災市民 組織 結成数	要配慮者 支援組織 結成数	市民消防隊 結成数	C級ポンプ 配備数
大森東	5	10,234	5	5	5	5
大森西	21	33,652	21	6	17	17
入新井	11	21,058	11	1	7	7
馬込	19	31,332	19	6	10	10
池上	11	24,347	11	7	11	11
新井宿	8	13,987	8	3	7	7
嶺町	5	13,331	5	1	2	2
田園調布	9	10,989	8	2	4	4
鵜の木	7	14,456	7	7	7	7
久が原	5	13,292	5	4	4	4
雪谷	9	31,263	9	3	8	8
千束	8	13,570	8	4	4	4
糀谷	10	21,561	10	7	9	9

羽田	20	<u>21,128</u>	20	10	11	11
六郷	16	<u>36,041</u>	15	15	15	15
矢口	18	<u>24,004</u>	18	13	6	6
蒲田西	17	<u>35,557</u>	16	6	7	7
蒲田東	19	<u>29,372</u>	19	17	16	16
計	218	<u>399,174</u>	215	117	150	150

別紙 69

【資料編】15 その他

6-1 防災市民組織等の現況

(令和3年4月1日現在)

(1) 大森東地区

自治会・町会名称	世帯数 (R3.4.1 現在)	防災市民組 織結成年度	要配慮者 支援組織 結成年度	消火隊 結成年度	C級ポンプ 保有数
大森東自治会	<u>2,543</u>	54	13	57	1
大森東四丁目自治会	<u>746</u>	49	17	24	1
川端自治会	<u>1,413</u>	55	18	13	1
大森南自治会	<u>4,375</u>	52	14	48	1
森ヶ崎自治会	<u>1,247</u>	51	14	11	1

(2) 大森西地区

自治会・町会名称	世帯数 (R3.4.1 現在)	防災市民組 織結成年度	要配慮者 支援組織 結成年度	消火隊 結成年度	C級ポンプ 保有数
大森本町二丁目仲町会	<u>950</u>	51	12	11	1
大森本町北町会	<u>1,848</u>	55	—	—	—
大森本町二丁目新地町会	<u>763</u>	62	—	—	—
大森沢田東町会	<u>1,613</u>	53	29	48	1
大森沢田西町会	<u>1,964</u>	55	—	48	1
大森北六丁目沢田町会	<u>714</u>	56	20	48	1
大森西二丁目三和会	<u>1,514</u>	56	—	—	—
大森三丁目連合町会	<u>4,153</u>	48	4	48	1
大森三輪町会	<u>3,552</u>	50	—	48	1
大森邦西町会	<u>1,131</u>	51	—	49	1
大森西三都団地連合町会	<u>268</u>	53	—	63	1
大森東貴船自治会	<u>1,696</u>	60	—	49	1
大森山谷自治会	<u>2,190</u>	54	—	—	—
大森町自治会	<u>1,096</u>	59	13	48	1
大森鶴渡町会	<u>1,867</u>	50	—	48	1
本宿町会	<u>1,304</u>	57	—	48	1
大森中八幡自治会	<u>1,804</u>	50	—	50	1
大森堀之内自治会	<u>2,079</u>	54	—	48	1

大森東一丁目町会	<u>1,838</u>	50	19	48	1
大森東一丁目団地自治会	<u>992</u>	58	—	15	1
コソハイム大森東自治会	<u>316</u>	63	—	6	1

(3) 入新井地区

自治会・町会名称	世帯数 (R3.4.1 現在)	防災市民組 織結成年度	要配慮者 支援組織 結成年度	消火隊 結成年度	C級ポンプ 保有数
入新井一丁目東町会	<u>2,693</u>	57	—	48	1
入新井一丁目西町会	<u>2,031</u>	元	—	48	1
入新井二丁目北町会	<u>1,066</u>	51	—	48	1

自治会・町会名称	世帯数 (R3.4.1 現在)	防災市民組 織結成年度	要配慮者 支援組織 結成年度	消火隊 結成年度	C級ポンプ 保有数
大森北六丁目南町会	<u>1,010</u>	53	—	—	—
入新井三丁目東町会	<u>1,197</u>	52	—	7	1
入新井三丁目西町会	<u>1,552</u>	51	—	57	1
入新井四丁目町会	<u>2,037</u>	50	19	49	1
大森北一丁目町会	<u>2,467</u>	51	—	—	—
入新井六丁目町会	<u>1,407</u>	63	—	—	—
山王町会	<u>4,534</u>	52	—	50	1
山王二丁目町会	<u>1,064</u>	51	—	—	—

(4) 馬込地区

自治会・町会名称	世帯数 (R3.4.1 現在)	防災市民組 織結成年度	要配慮者 支援組織 結成年度	消火隊 結成年度	C級ポンプ 保有数
南馬込三丁目東部町会	<u>241</u>	60	—	—	—
白田坂親和会	<u>1,218</u>	58	—	—	—
南馬込中和会	<u>1,256</u>	59	—	—	—
谷中町会	<u>946</u>	元	—	48	1
<u>馬込平張町会</u>	<u>1,031</u>	61	—	—	—
北野町会	<u>1,673</u>	53	—	48	1
馬込東三丁目町会	<u>2,698</u>	10	29	49	1
東馬込町会	<u>1,532</u>	59	—	—	—
馬込三本松町会	<u>3,201</u>	55	—	48	1
北馬込二丁目天沼町会	<u>742</u>	51	11	11	1
南馬込西一会	<u>2,556</u>	58	17	49	1
馬込西二丁目町会	<u>2,462</u>	54	—	49	1
馬込二本木町会	<u>2,332</u>	58	—	49	1
中馬込宮の下町会	<u>2,394</u>	58	28	49	1
中馬込貝塚町会	<u>2,465</u>	58	15	—	—
馬込浅間町会	<u>1,531</u>	55	—	—	—
馬込北自治会	<u>526</u>	59	27	—	—
北馬込一丁目町会	<u>1,693</u>	54	—	49	1

北馬込二丁目寺郷町会	<u>835</u>	7	—	—	—
------------	------------	---	---	---	---

(5) 池上地区

自治会・町会名称	世帯数 (R3.4.1 現在)	防災市民組 織結成年度	要配慮者 支援組織 結成年度	消火隊 結成年度	C級ポンプ 保有数
桐里梅田町会	<u>2,320</u>	51	16	49	1
市野倉南町会	<u>1,568</u>	50	17	50	1
市野倉北町会	<u>1,629</u>	48	17	50	1
中央八丁目町会	<u>1,500</u>	49	17	49	1
堤方東町会	<u>1,556</u>	51	13	63	1
堤方西町会	<u>1,537</u>	54	—	50	1
堤方南自治会	<u>1,154</u>	50	—	49	1
堤方北町会	<u>879</u>	52	27	49	1
池上本町会	<u>2,240</u>	54	21	49	1
池上徳持南町会	<u>6,508</u>	50	—	49	1
池上徳持北町会	<u>3,456</u>	53	—	26	1

(6) 新井宿地区

自治会・町会名称	世帯数 (R3.4.1 現在)	防災市民組 織結成年度	要配慮者 支援組織 結成年度	消火隊 結成年度	C級ポンプ 保有数
山王三丁目東自治会	<u>59</u>	55	—	—	—
山王三・四丁目自治会	<u>2,222</u>	53	20	8	1
山王三丁目町会	<u>1,554</u>	51	18	63	1
中央一丁目町会	<u>1,458</u>	49	—	49	1
中央四丁目町会	<u>1,305</u>	53	16	9	1
新井宿五丁目町会	<u>2,791</u>	52	—	48	1
新井宿六丁目町会	<u>2,816</u>	56	—	5	1
新井宿七丁目町会	<u>1,782</u>	53	—	57	1

(7) 嶺町地区

自治会・町会名称	世帯数 (R3.4.1 現在)	防災市民組 織結成年度	要配慮者 支援組織 結成年度	消火隊 結成年度	C級ポンプ 保有数
田園調布南町会	<u>3,166</u>	50	—	51	1
嶺町町会	<u>3,348</u>	61	—	—	—
田園調布東久自治会	<u>939</u>	9	—	—	—
嶺町北町会	<u>4,411</u>	50	15	48	1
田園調布本町町会	<u>1,467</u>	58	—	—	—

(8) 田園調布地区

自治会・町会名称	世帯数	防災市民組	要配慮者 支援組織	消火隊	C級ポンプ
----------	-----	-------	--------------	-----	-------

	(R3.4.1 現在)	織結成年度	結成年度	結成年度	保有数
調布大塚自治会	<u>1,783</u>	60	—	48	1
田園調布一丁目東自治会	<u>1,591</u>	61	14	48	1
田園調布一丁目清交会	<u>1,808</u>	50	—	48	1
田園調布親睦会	<u>1,144</u>	23	—	50	1
田園調布二丁目自治会	<u>374</u>	16	16	—	—
社団法人田園調布会	<u>1,851</u>	—	—	—	—
田園調布親和会	<u>456</u>	11	—	—	—
田園調布西町会	<u>1,662</u>	4	—	—	—
田園調布協和会	<u>360</u>	61	—	—	—

(9) 鶉の木地区

自治会・町会名称	世帯数 (R3.4.1 現在)	防災市民組 織結成年度	要配慮者 支援組織 結成年度	消火隊 結成年度	C級ポンプ 保有数
鶉の木東町会	<u>2,611</u>	54	20	28	1
鶉の木西町会	<u>2,262</u>	8	19	16	1
鶉の木二丁目町会	<u>2,546</u>	51	14	57	1
鶉の木三丁目町会	<u>2,646</u>	50	17	57	1
千鳥南町会	<u>2,046</u>	3	20	49	1
千鳥北町会	<u>1,395</u>	55	20	50	1
南久が原一丁目町会	<u>950</u>	54	4	25	1

(10) 久が原地区

自治会・町会名称	世帯数 (R3.4.1 現在)	防災市民組 織結成年度	要配慮者 支援組織 結成年度	消火隊 結成年度	C級ポンプ 保有数
久が原東自治会	<u>4,635</u>	49	27	49	1
久が原西自治会	<u>4,792</u>	49	—	50	1
久が原南自治会	<u>1,816</u>	49	24	49	1
道々橋自治会	<u>1,588</u>	49	28	50	1
ヒルズ久が原自治会	<u>461</u>	25	25	—	—

(11) 雪谷地区

自治会・町会名称	世帯数 (R3.4.1 現在)	防災市民組 織結成年度	要配慮者 支援組織 結成年度	消火隊 結成年度	C級ポンプ 保有数
笹丸自治会	<u>762</u>	59	14	48	1
雪谷石川台自治会	<u>2,240</u>	55	—	—	—
希望ヶ丘自治会	<u>2,534</u>	54	—	63	1
南雪谷自治会	<u>5,307</u>	50	5	48	1
東雪谷東中自治会	<u>1,668</u>	59	—	11	1
東雪自治会	<u>3,477</u>	54	8	5	1
池の台自治会	<u>2,603</u>	55	—	48	1
小池自治会	<u>5,601</u>	53	—	48	1

上池上自治会	<u>7,071</u>	59	—	49	1
--------	--------------	----	---	----	---

(12) 千束地区

自治会・町会名称	世帯数 (R3.4.1 現在) 世帯数 (R3.4.1 現在)	防災市民組 織結成年度	要配慮者 支援組織 結成年度	消火隊 結成年度	C級ポンプ 保有数
北千束北自治会	<u>1,434</u>	63	25	50	1
大岡山北口商店街 振興組合自治会	<u>213</u>	54	R2	50	1
北千束中自治会	<u>2,357</u>	63	R3	—	—
北千束東自治会	<u>2,037</u>	54	—	—	—
南千束東自治会	<u>1,808</u>	62	19	—	—

自治会・町会名称	世帯数 (R3.4.1 現在)	防災市民組 織結成年度	要配慮者 支援組織 結成年度	消火隊 結成年度	C級ポンプ 保有数
千束西自治会	<u>3,301</u>	元	—	48	1
石川町会	<u>1,323</u>	49	—	48	1
長原自治会	<u>1,094</u>	24	—	—	—

(13) 糺谷地区

自治会・町会名称	世帯数 (R3.4.1 現在)	防災市民組 織結成年度	要配慮者 支援組織 結成年度	消火隊 結成年度	C級ポンプ 保有数
北糺谷町会	<u>2,597</u>	49	16	48	1
大森南一丁目自治会	<u>1,103</u>	49	17	48	1
西糺谷一丁目町会	<u>2,524</u>	49	R1	51	1
西糺谷二丁目町会	<u>2,689</u>	50	11	48	1
西糺谷三丁目町会	<u>3,170</u>	50	4	50	1
西糺谷四丁目町会	<u>2,509</u>	50	—	50	1
東糺谷一・二丁目町会	<u>3,116</u>	53	17	48	1
東糺谷三丁目町会	<u>1,445</u>	52	16	50	1
東糺谷四・五・六町会	<u>1,721</u>	50	—	—	—
東糺谷六丁目 都営住宅自治会	<u>677</u>	50	—	57	1

(14) 羽田地区

自治会・町会名称	世帯数 (R3.4.1 現在)	防災市民組 織結成年度	要配慮者 支援組織 結成年度	消火隊 結成年度	C級ポンプ 保有数
羽田大鳥居町会	<u>1,197</u>	57	—	48	1
羽田西町町会	<u>1,059</u>	57	17	20	1
羽田前河原町会	<u>697</u>	55	13	8	1
羽田横町町会	<u>261</u>	48	—	—	—
羽田稻荷前町会	<u>505</u>	54	13	—	—

仲羽田町会	<u>922</u>	55	16	—	—
羽田仲七町会	<u>1,334</u>	48	—	21	1
羽田下仲町会	<u>393</u>	55	—	—	—
羽田上東町会	<u>382</u>	55	16	—	—
羽田仲東町会	<u>301</u>	60	—	—	—
羽田大東町会	<u>218</u>	59	—	—	—
羽田旭町町会	<u>1,849</u>	50	24	50	1
本羽田一丁目町会	<u>1,079</u>	49	—	—	—
本羽田二丁目町会	<u>1,612</u>	53	7	9	1
羽田本町三丁目町会	<u>1,037</u>	56	29	—	—
本羽田三丁目 都南自治町会	<u>1,108</u>	50	—	48	1
萩中町会	<u>4,002</u>	54	4	48	1

自治会・町会名称	世帯数 (R3.4.1 現在)	防災市民組 織結成年度	要配慮者 支援組織 結成年度	消火隊 結成年度	C級ポンプ 保有数
オベルグランドイ萩中自治会	<u>555</u>	57	19	29	1
大鳥居中央町会	<u>1,748</u>	54	—	50	1
新宿東町会	<u>869</u>	58	—	58	1

(15) 六郷地区

自治会・町会名称	世帯数 (R3.4.1 現在)	防災市民組 織結成年度	要配慮者 支援組織 結成年度	消火隊 結成年度	C級ポンプ 保有数
南六郷一丁目町会	<u>2,808</u>	55	13	10	1
南六郷二丁目町会	<u>3,031</u>	53	13	63	1
南六郷二丁目団地自治会	<u>1,162</u>	59	13	8	1
南六郷三丁目町会	<u>2,408</u>	50	13	51	1
東六郷一丁目町会	<u>2,790</u>	50	5	48	1
東六郷二丁目町会	<u>1,403</u>	52	13	48	1
東六郷三丁目町会	<u>1,517</u>	52	14	9	1
宮本町会	<u>1,843</u>	59	13	48	1
仲六郷一丁目町会	<u>2,843</u>	50	13	11	1
仲六郷二丁目町会	<u>2,188</u>	51	13	63	1
仲六郷三丁目町会	<u>1,759</u>	54	13	48	1
仲六郷四丁目町会	<u>1,535</u>	51	13	51	1
西六郷一丁目町会	<u>3,228</u>	50	13	57	1
西六郷二丁目町会	<u>2,601</u>	50	13	11	1
西六郷高畑町会	<u>4,284</u>	51	13	13	1
プラウドシティ大田六郷自治会	641	—	—	—	—

(16) 矢口地区

自治会・町会名称	世帯数 (R3.4.1 現在)	防災市民組 織結成年度	要配慮者 支援組織 結成年度	消火隊 結成年度	C級ポンプ 保有数
----------	--------------------	----------------	----------------------	-------------	--------------

今泉自治会	<u>3,671</u>	56	29	49	1
矢口北町会	<u>2,059</u>	元	—	50	1
矢口中町会	<u>1,069</u>	48	26	16	1
矢口南町会	<u>3,347</u>	50	27	50	1
下丸子東町会	<u>4,451</u>	9	—	50	1
下丸子三丁目町会	<u>1,688</u>	56	R2	—	—
下丸子四丁目町会	<u>1,465</u>	61	R1	—	—
古市町会	<u>1,322</u>	51	26	49	1
矢口二丁目 15号館自治会	<u>234</u>	53	27	—	—
矢口二丁目 16号館自治会	<u>343</u>	53	—	—	—
下丸子27号自治会	<u>248</u>	53	—	—	—
パークハウス多摩川 自治会	<u>567</u>	5	—	—	—
多摩川ハイム自治会	<u>289</u>	15	15	—	—
ブラウトリエ自治会	<u>441</u>	17	R2	—	—
シエルズガーデン自治会	<u>507</u>	17	19	—	—
東京サーハウス自治会	<u>802</u>	17	24	—	—
ザ・リバープレイス自治会	<u>972</u>	19	19	—	—
アルス多摩川自治会	<u>469</u>	26	26	—	—

(17) 蒲田西地区

自治会・町会名称	世帯数 (R3.4.1 現在)	防災市民組 織結成年度	要配慮者 支援組織 結成年度	消火隊 結成年度	C級ポンプ 保有数
西蒲田一丁目町会	<u>2,448</u>	50	20	—	—
西蒲田二・三丁目自治会	<u>2,596</u>	50	—	—	—
西蒲田四丁目町会	<u>2,674</u>	49	19	—	—
西蒲田女塚町会	<u>2,113</u>	50	—	—	—
西蒲田六丁目自治会	<u>1,773</u>	50	19	—	—
蒲田西口町会	<u>1,000</u>	49	—	—	—
西蒲田七丁目御園町会	<u>3,025</u>	50	—	—	—
西蒲田八丁目町会	<u>1,490</u>	50	—	50	1
御園自治会	<u>684</u>	50	—	—	—
新蒲田一丁目自治会	<u>974</u>	50	13	—	—
東矢口一丁目町会	<u>1,238</u>	50	—	50	1
小林自治会	<u>3,566</u>	50	19	50	1
安方北町会	<u>2,797</u>	50	—	49	1
安方南町会	<u>2,146</u>	50	—	50	1
多摩川二丁目町会	<u>3,605</u>	47	—	49	1
道塚自治会	<u>2,927</u>	50	14	50	1
トミン多摩川二丁目自治会	<u>501</u>	—	—	—	—

(18) 蒲田東地区

自治会・町会名称	世帯数 (R3.4.1 現在)	防災市民組 織結成年度	要配慮者 支援組織 結成年度	消火隊 結成年度	C級ポンプ 保有数
東蒲田一丁目自治会	<u>1,054</u>	53	18	48	1
東蒲田一丁目町会	<u>838</u>	56	15	—	—
東蒲田二丁目町会	<u>1,134</u>	58	15	24	1
東蒲田二丁目南町会	<u>786</u>	58	17	14	1
南蒲田一丁目自治会	<u>2,596</u>	48	17	48	1
南蒲田二丁目町内会	<u>2,502</u>	49	18	48	1
南蒲田三丁目町会	<u>2,480</u>	48	13	50	1
蒲田二丁目東町会	<u>1,009</u>	58	18	7	1
蒲田二丁目自治会	<u>1,181</u>	48	17	63	1
自治会・町会名称	世帯数 (R3.4.1 現在)	防災市民組 織結成年度	要配慮者 支援組織 結成年度	消火隊 結成年度	C級ポンプ 保有数
蒲田三丁目町会	<u>1,837</u>	49	18	48	1
京浜蒲田町会	<u>949</u>	48	—	48	1
蒲田四丁目町会	<u>2,004</u>	49	15	48	1
蒲田本町二丁目町会	<u>1,759</u>	51	17	50	1
本蒲田一丁目町会	<u>2,714</u>	49	17	59	1
蒲田一丁目自治会	<u>1,972</u>	49	17	—	—
蒲田東口町会	<u>1,414</u>	51	—	51	1
蒲田五丁目南町会	<u>1,173</u>	51	18	50	1
蒲田公団自治会	<u>821</u>	57	15	—	—
蒲田本町一丁目町会	<u>1,149</u>	49	17	63	1

別紙 70

【資料編】15 その他

6-2 防災市民組織等の活動実績（令和元年度実績）

（訓練）

令和元年度実績

①訓練実施回数：延べ 524 回（自治会・町会 145 回、マンション 49 回、事業所 16 回、学校等 102 回、幼稚園 3 回、保育園 56 回、児童館 6 回、学校防災活動拠点 45 回、福祉施設 19 回、その他 83 回）

②参加者数：111,423 人

（講習会）

令和元年度実績

①講習会実施回数：延べ 47 回（自治会・町会 8 回、マンション 8 回、保育園 4 回、福祉施設 3 回、学校等 5 回、その他 19 回）

②参加者数：3,652 人

6-3 大田区内の東京防災隣組認定団体（令和3年4月1日現在）

<u>認定回</u>	<u>「東京防災隣組」認定団体名</u>	<u>取組名</u>
<u>1</u>	<u>六郷地区自治会連合会</u>	<u>全 15 自治会に市民消火隊を編成して行う継続的な防災活動</u>
<u>1</u>	<u>中央四丁目町会</u>	<u>地元の総合病院と相互応援協定を締結し災害時の入院患者の誘導支援を行う取組</u>
<u>1</u>	<u>古市町会</u>	<u>町内の複数個所で発災型訓練を実施するなどして幅広く参加者を促す取組</u>
<u>2</u>	<u>入新井四丁目町会</u>	<u>市民消火隊がリードする地域の防災活動</u>
<u>2</u>	<u>萩中町会</u>	<u>実践的な防災訓練と新たな防火の担い手の育成</u>
<u>3</u>	<u>久が原東自治会</u>	<u>「高齢者・おてつだい隊」の編成と「要援護者支援マップ」を活用した災害時要援護者支援</u>
<u>3</u>	<u>糀谷地区自治会連合会</u>	<u>10 町会の地域力を結集した「防災のまち糀谷」</u>
<u>3</u>	<u>多摩川ハイム自治会</u>	<u>大規模共同住宅における災害時の共助体制づくり</u>
<u>3</u>	<u>山王三・四丁目自治会</u>	<u>実践的・現実的な地域防災体制の構築</u>
<u>4</u>	<u>安方南町会</u>	<u>災害時 避難の手助けをする運動</u>
<u>5</u>	<u>田園調布一丁目東自治会</u>	<u>自治会が主体となった「地域の絆を行動で示す救助の輪」活動</u>

<u>5</u>	<u>鵜の木二丁目町会</u>	<u>いざという時は町会が中心になって助け合います！</u>
<u>5</u>	<u>久が原南自治会</u>	<u>皆で避難！自助・共助で支える地域力</u>
<u>5</u>	<u>パークハウス多摩川自治会</u>	<u>共助が生きる・明るい生活のできる幸せを感じる街づくりを目指して</u>
<u>5</u>	<u>東京サーハウス自治会</u>	<u>大規模住宅の特性大規模住宅の特性を生かして ～自治会主導による管理組合と協力した災害対策本部の設置～</u>
<u>5</u>	<u>南蒲田二丁目町内会</u>	<u>密集地域での発災対応型防災訓練の取組</u>
<u>6</u>	<u>シエルズガーデン自治会</u>	<u>集合住宅の高齢者見守り対策</u>
<u>6</u>	<u>道塚自治会</u>	<u>いつかくる、「その日」のために</u>

別紙 71

【資料編】15 その他

7 防災関係機関連絡先一覧表

1 指定地方行政機関等

機 関 名	担当部課	住所又は所在地	電話番号	F A X
国土交通省関東地方整備局 東京国道事務所	防 災 情 報 課	千代田区九段南 1-2-1	事務所 3512-9064 品川出張所 3799-6315	事務所 3512-9158 品川出張所 3799-6319
国土交通省関東地方整備局 京浜河川事務所 田園調布出張所		大田区田園調布本町 31-1	3721-4288	3721-4289
国土交通省東京航空局 東京空港事務所	空 港 危 機 管 理 課	大田区羽田空港 3-3-1	5757-3020	<u>5757-3040</u>
第三管区海上保安本部 (東京海上保安部)	警 備 救 難 課	江東区青海 2-7-11 東京港湾合同庁舎	5564-2021 都防災無線 <u>76411</u> 76412	3599-0924 都防災無線 76401
陸上自衛隊 第 1 普通科連隊	第三科	練馬区北町 4-1-1 練馬駐屯地	3933-1161 (内) <u>2531</u>	

2 都

機 関 名	担当部課	住所又は所在地	電話番号	F A X
建設局 第二建設事務所	庶務課	品川区広町 2-1-36 (品川総合庁舎 8 階)	3774-0312	3774-2488
港湾局 東京港管理事務所	港務課	港区港南 3-9-56	5463-0214 夜間・休日 3451-1156	3463-0240
港湾局 東京港建設事務所	高 潮 対 策 セ ン タ ー	江東区辰巳 1-1-33	3521-3013	3521-2969
交通局 五反田駅務管理所		品川区東五反田 1-26-2	3447-2981	3431-1371
水道局 南部支所 (本所)	庶 務 課 庶 務 担 当	大田区平和島 1-1-2 平 和島ベイオフィス 7 階 (仮庁舎)	平日 3763-4124 夜間・休日	3763-3596

			3763-4244	
下水道局 南部下水道事務所	庶務課	大田区雪谷大塚町 13-26	5734-5031	5754-6400

3 警視庁及び東京消防庁

機 関 名		担当部課	住所又は所在地	電話番号	F A X
第二方面本部		警備 担当	品川区勝島 1-3-12	3581-4321 (内)7356-6642	3767-0990
大森警察署		警備課	大田区大森中 1-1-16	3762-0110 (内)4612	3762-0560
田園調布警察署		警備課	大田区田園調布 1-1-8	3722-0110 (内)4612	3722-2420
蒲田警察署		警備課	大田区蒲田本町 2-3-3	3731-0110 (内)4612	3731-2064
池上警察署		警備課	大田区池上 3-20-10	3755-0110 (内)4612	3755-0271
東京空港警察署		警備課	大田区羽田空港 3-4-1	5757-0110 (内)4612	5756-0153
東京湾岸警察署		警備課	江東区青梅 2-7-1	3570-0110 (内)4612	3529-2402
東京 消 防 庁	第二消防方面本部	防災係	大田区大森東 1-32-8	3763-0119	3763-0180
	大森消防署	警防課	大田区大森東 1-32-8	3766-0119	3764-3610
	田園調布消防署	警防課	大田区雪谷大塚町 13-22	3727-0119	5499-0119
	蒲田消防署	警防課	大田区蒲田本町 2-28-1	3735-0119	3739-3943

	矢口消防署	警防課	大田区多摩川 2-5-20	3758-0119	3756-9233
--	-------	-----	---------------	-----------	-----------

4 指定公共機関

機 関 名	担当部課	住所又は所在地	電話番号	F A X
東日本旅客 <u>鉄道</u> 株式会社 東京支社	安全 企画室	北区東田端 2-20-68	5692-6054	5692-6056
東日本旅客 <u>鉄道</u> 株式会社 蒲田駅	駅長事務 室	大田区蒲田 5-13-1-101	3731-0041	3730-0386
<u>東海旅客鉄道株式会 社</u> <u>新幹線鉄道事業本部</u>	<u>企画部</u>	<u>千代田区丸の内 1-9-1</u>	<u>5218-6230</u>	<u>3286-5165</u>
東日本電信電話株式会 社 東京 <u>事業部</u>	災害 対策室	港区港南 1-9-1	3740-8884	3740-6099
日本赤十字社 東京都支部	救護課	新宿区大久保 1-2-15	5273-6744	5273-6749
首都高速道路株式会 社 東東京管理局	交通管理 課	中央区日本橋箱崎町 43-5	交通管制室 (24H) 5640-4800	交通管制室 (24H) 5640-1322
東京電力パワーグリッ ト株式会社品川支社	企画総括 グループ	品川区西五反田 5-3-1	<u>6374-5514</u>	<u>3476-8110</u>
東京ガス株式会社 <u>東京中支店</u>	地域広報 グループ	目黒区目黒 3-1-3	5722-2602	5722-2698
日本郵便株式会社 蒲田郵便局	郵便部	大田区蒲田本町 1-2-8	3731-2343	3731-8864

5 指定地方公共機関等

機 関 名	担当部課	住所又は所在地	電話番号	F A X
<u>東急電鉄株式会社</u>	鉄道事業本部 安全戦略推進 委員会	渋谷区桜丘町 31-2 東急桜丘町ビル	3477-9665	3770- 2755

京浜急行電鉄株式会社	鉄道本部安全 推進部	<u>神奈川県横浜市西区 高島 1-2-8</u>	<u>045-225-9401</u>	<u>045-225- 9415</u>
東京モノレール株式会 社	総務部管理	<u>港区浜松町 2-4-1</u>	<u>5470-3816</u>	3433- 4313
社団法人 東京都トラック協会 大田支部	副支部長	大田区平和島 5-11-1	5755-2222	5755- 2255
大森医師会	事務局	大田区中央 4-30-13	3772-2402	3777- 7622
田園調布医師会	会長	大田区石川町 2-7-1	勤務先 <u>3720-8041</u> 夜間・休日 <u>3727-7841</u>	勤務先 <u>3727- 4371</u> 夜間・休 日 <u>3727- 4371</u>
蒲田医師会	災害対策委員 会委員長	大田区蒲田 4-24-12	3732-8711～3	3730- 0195
大森歯科医師会	会長	大田区池上 4-19-7	3755-5400 休日 3754-8648	3755- 0307
蒲田歯科医師会	会長	大田区新蒲田 1-4-14	3735-1004	3737- 0378
大田建設協会	災害対策委員 会委員長	大田区大森北 1-33-5	勤務先 3729-2893	勤務先 3729- 0490

別紙 72

【資料編】15 その他

8 災害時発生ごみ量推計

災害時に発生するごみは、震災の規模、人口密度等の地域性などにより変動し、その量を事前に予測することは極めて困難である。そのため、本区では、実際に起こった災害（阪神・淡路大震災）のごみ発生データを参考としてごみ量等の推計を行った。

- 可燃・不燃ごみ 発災後 3 か月間 約 33,900 トン 年間 約 124,800 トン
- 粗大ごみ 発災後 3 か月間 約 5,200 トン 年間 約 10,600 トン

単位；トン

大田区	年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11~3月	合計
可燃ごみ 不燃ごみ (持込ごみ 含まない)	R2年度	11,662	12,176	11,144	11,165	10,462	10,267	10,499	53,778	131,153
	神戸市率	84.7%	105.5%	100.4%	93.6%	97.3%	94.0%	95.8%	94.6%	95.2%
	推計	9,878	12,846	11,189	10,450	10,180	9,651	10,058	50,874	124,858
粗大ごみ * 家具等	R2年度	486	505	532	544	505	503	512	2,578	6,165
	神戸市率	240.7%	517.8%	280.4%	150.9%	151.5%	164.6%	142.7%	112.7%	172.6%
	推計	1,170	2,615	1,492	821	765	828	731	2,905	10,641

可燃・不燃ごみの発生量は通年量と差がない。

粗大ごみは、年間 1.7 倍程度の増加。ただし、震災発生から 3 か月間にごみ排出が集中し、それ以降は 1.5 倍程度で推移する。

別紙 73

【資料編】15 その他

8 都市施設の災害予防に係る取組の各種実績

(1) がけ・擁壁・ブロック塀等の崩壊防止対策

ア 生垣造成助成実績

年度	生垣造成		うち、ブロック塀等の生垣化	
	件数	生垣延長	件数	生垣延長
平成元年～27	309 件	3,474 m	222 件	2,437 m
28	8 件	153 m	6 件	81 m
29	12 件	195 m	4 件	41 m
30	10 件	110 m	4 件	52 m
令和元年	10 件	154 m	5 件	80 m
累計	349 件	4,086 m	241 件	2,691 m

イ 植栽帯造成助成実績

年度	植栽帯造成		うち、ブロック塀等の植栽帯化	
	件数	植栽帯面積	件数	ブロック塀延長
令和元年	0 件	0 m ²	0 件	0 m
累計	0 件	0 m ²	0 件	0 m

(2) 落下物等の防止・家具類の転倒防止対策

ビル落下物調査に伴う安全化指導・改修状況

調査年度	調査対象区域	調査建築物 (棟)	指導・改善状況 (平成31年3月末現在)		
			落下の恐れのあるもの(棟)	改善したもの(棟)	改善率(%)
昭和 55	避難道路沿い	1,188 棟	77 棟	77 棟	100.0
57	容積率 700 %	176 棟	12 棟	12 棟	100.0
59	容積率 600 %	44 棟	5 棟	5 棟	100.0
61	容積率 500 %	799 棟	100 棟	99 棟	99.0
62	容積率 400 %	93 棟	5 棟	4 棟	80.0
平成元	避難道路沿い	819 棟	84 棟	83 棟	98.8
2	避難道路沿い	909 棟	69 棟	68 棟	98.6
17	容積率 400%以上及び避難道路沿い	154 棟	24 棟	20 棟	83.3
合計		4,182 棟	376 棟	368 棟	97.9

大 田 区 防 災 会 議 委 員 名 簿

資料2

会 長 大 田 区 長

令和3年10月19日時点

委嘱区分	No.	所 属・役 職 名
区議会議員	1	防災安全対策特別委員会委員長
	2	防災安全対策特別委員会副委員長
指定地方 行政機関	3	国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所長
	4	国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所 田園調布出張所長
	5	国土交通省 東京航空局 東京空港事務所 東京国際空港長
	6	海上保安庁 東京海上保安部次長
陸上自衛隊	7	第1普通科連隊 第1中隊長
東 京 都	8	建設局第二建設事務所長
	9	港湾局東京港建設事務所高潮対策センター所長
	10	交通局大門駅務管区管区長
	11	水道局南部支所長
	12	下水道局南部下水道事務所長
	13	第二方面本部長
	14	大森警察署長
	15	田園調布警察署長
警 視 庁	16	蒲田警察署長
	17	池上警察署長
	18	東京空港警察署長
	19	東京湾岸警察署長
区の職員	20	副区長
	21	副区長
教育委員会	22	教育長
東京消防庁	23	第二消防方面本部長
	24	大森消防署長
	25	田園調布消防署長
	26	蒲田消防署長
	27	矢口消防署長
消防団長	28	大森消防団長
	29	田園調布消防団長
	30	蒲田消防団長
	31	矢口消防団長
指定(地方) 公共機関	32	日本郵便株式会社 蒲田郵便局長
	33	東日本旅客鉄道株式会社 蒲田駅長
	34	東日本電信電話株式会社 東京南支店長
	35	日本赤十字社 東京都支部大田区地区長
	36	首都高速道路株式会社 東京東局土木保全部長
	37	東京電力パワーグリッド株式会社 品川支社長
	38	東京ガス株式会社 中央導管事業部 中央計画推進部長
	39	京浜急行バス株式会社 羽田営業所所長
指定地方 公共機関	40	東急電鉄株式会社 運輸部 蒲田駅長
	41	京浜急行電鉄株式会社 安全推進部課長
	42	東京モノレール株式会社 総務部管理課長
	43	一般社団法人東京都トラック協会 大田支部長
	44	一般社団法人大森医師会長
	45	一般社団法人田園調布医師会長
	46	一般社団法人蒲田医師会長
	47	公益社団法人東京都大田区蒲田歯科医師会長
公共的団体	48	大田区自治会連合会 会長
	49	大田区自治会連合会 副会長
	50	大田区自治会連合会 副会長
	51	大田建設協会 会長
	52	大田造園協会 会長
その他区長 が必要と認 めるもの	53	大田区男女共同参画推進区民会議委員
	54	大田区助産師会
	55	大田区自立支援協議会 (防災部会 部会長)
	56	大田区婦人団体連合会 会長
	57	大田区商店街連合会女性部 部長